吉備群書集成

第拾輯

吉備温故秘録 乾之巻

1
2
3
4
惣馬廻り
并小姓分
5
6.1
6.2
7
8
香車
9
10
名々字
11
名苗字
12
名々字
13
紋
14
名苗字
15
名々字
16
紋
凡例
原圖ノ1/4縮寫
赤
金色
花色
朱
浅黄

22
21
20
19.
18
17
名苗字
名々字
凡例
原圖ノ1/4縮写
赤
金色
花色
朱
浅黄
28
27
26
25
24
23
29

34
33
32・2
名苗字
紋
32・1
紋
31
30
38
37
36
35

凡例
原図ノ1/4縮写
赤
金色
浅黄
朱
花色
39
40·1
40·2
40·3
41·1
41·2
42
42·4
43
44
44·2
45·2
46

51
50
48
47
49
紋
52
54
58
57
56
55
57-2
53

61
64
63
62
61
凡例
原圖1/4縮寫
赤
金色
花色
朱
浅黄
60
59
59・2
71
70
69
68
67

74
75
72
73
76
80
79
77
78

86
85
84
83
82
81
凡例 原圖ノ1/4縮寫
赤
金色
浅黄
朱
花色
91
90
89
88
87
92

97
95
93
99
98
96
94
103
100
102
101
104

105
108
107
106
109
115
113
111
110
116
114
112

117
118
119
120
凡例 原圖ノ1/4縮写
金色
赤
浅黄
朱
花色
121
122
123
124
125

126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
凡例
赤
金色
花色
朱
浅黄

142 141 140 139 138 137

153
152
151
149
凡例
赤
金色
浅黄
朱
花色
160
159
158
157
156
155

凡例

一、本書收載の中
軍役、預人證人、人數出張、掲示、地行割、法令(上・下)、詠草、有斐錄。
の九卷は、史料編纂所本は闕本となつてゐたので、岡山縣立圖書館本を底本として、その缺漏を補つた。
公務、天災、火災、諸職原(一・二)、御廟。
の六卷は、東京帝國大學史料編纂所本を底本とした。

一、本書卷頭に掲げた旗指物等の繪は、軍役の挿繪であつて、原本には、赤・黄(金色)・藍・淡赤(朱)等の彩色を施してゐたが、本書は、是等の彩色を横線・斜線・梨地等で區別することゝした。

一、本書に採錄した書目中、既刊書中のものと、同工異曲のものは、小型の活字を使用した。例へば、既刊仰止錄と本書中の有斐錄の如きものである。

一、吉備溫故秘錄は、本書卷之百〇一卷有斐錄を以て大尾とする。

昭和六年極月下浣　森田敬太郎識

附・記・

當初吉備溫故秘錄を輯錄する際、史料編纂所本六十九卷を元・亨・利・貞の四冊に纏める豫定であつたが、爾後岡山縣立圖書館・池田侯爵家文庫本等を獵渉する裡に、遂に溫故百十一卷を獲た。そこで更らに一卷を增補して本書乾之卷を刊行することゝし、活字も出來得る限り六號を使用して、收載量の增加を計り、吉備溫故秘錄の完結に努めたが、本譜・家譜・公子(池田家に關するもの)の十卷を採錄することが不可能となつた。編纂者としても、實に遺憾であるが、今更ら本集成十冊を十一冊にする事も至難の事情があるので、已むを得ず、前記十卷は、本集成に採錄しない事となつた。會員各位の御諒察を乞ふ。

無適生

正誤

一、本集成第五輯雜部に採錄した楳坡詩抄は、武州忍藩の寺崎楳坡の詩集であつて、岡山藩の小原楳坡の詩抄ではありません。全く校閲の粗漏から小原楳坡と寺崎楳坡の詩集とを誤つて錄載したものであつて、同好の諸兄に對して寔に申譯のない過誤であります。玆に編纂者の粗忽を謝し、併せて正誤致します。

尚、此誤記に對し、誤謬を御指示下さいました藏知矩・河本一夫兩氏の御厚誼を萬謝致します。

編　者　識

吉備群書集成第十輯目次

吉備温故秘録 自巻之八七 至巻之一〇一 乾之巻

原本巻数

吉備群書集成第十輯（吉備溫故秘錄 乾之卷）目次終

吉備温故秘録

（軍役）

吉備温故秘録巻之八十七（原本無卷數）

大澤惟貞輯録

軍役目録

一、軍役之定。

二、旗本之定。

三、御口上之覺。

四、重臣之定。

信濃守様。丹波守様。伊木豊後。池田大學。土倉左膳。池田右膳。

吉備温故秘録巻之八十七（軍役）目録終

吉備温故秘録　巻之八十七（原本無巻數）

大澤惟貞輯録

軍役

一、軍役之定

一、出陣之刻、右の先池田主水。左の先伊木勘解由。中の先池田大學。供に可召連日置猪右衛門・池田隼人・土倉四郎兵衛、三人の中、一年替りに一人宛、留守可申付事。

一、若原監物、外に番頭二人、物頭二人、宮城大藏・岸藤右衛門・水野三郎兵衛、内一人、津田重次郎・服部與三右衛門内一人、大横目一人。陸地出勢の時は、船奉行一人、留守可申付事。

一、惣人數三段に出す儀有之者、一番主水、幷猪右衛門・隼人・四郎兵衛三人の内一人、番頭・物頭相添出之。二番勘解由同斷。三番大學幷旗本・後備共可出事。

一、出陣の時召連候人積、知高百石に可爲四人、無足の者も可准此積事。

一、旗本無足の用人、幷兒小姓・醫師、馬一疋四人三人可遣事。

一、無足の中、小姓・歩行の者、以下江戸幷人足可遣事。

一、歩行・弓歩行・筒の者、弓鐵砲持一人づゝ、可遣事。

一、出陣の砌、國中の借り出し人、二十歳より五十歳迄の者、可召連事。

一、諸士十六歳より、出陣の供可相勤の事、十五歳以下、幷依老病出陣難成者は、慥成陣代可出の事。

一、陣役出し、道具頭有之者は、組切に出之、頭無之者は、銘々手前に可召連事。

一、三萬石。　馬上四十二騎、旗十本、鎗五十本、鐵砲七十挺、弓三十張。

一、二萬石。　馬上二十八騎、旗七本、鎗三十本、鐵砲五十挺、弓二十張。

一、一萬石。　馬上十四騎、旗五本、鎗十本、鐵砲二十挺、弓十挺。

一、五千石。　馬上六騎、旗三本、鎗十本、鐵砲十二挺、弓八張。

一、四千石。　馬上四騎、旗三本、鎗七本、鐵砲十挺、弓六張。

一、二千石。　馬上二騎、旗二本但番頭は三本、鎗三本、鐵砲五挺、弓三張。

一、千石。　鎗三本、鐵砲三挺、弓二張但番頭は旗二本。

一、八百石。　鎗三本、鐵砲二挺、弓一張。

一、六百石。　鎗二本、鐵砲二挺。

一、四百五十石。　鎗二本、鐵砲一挺。

一、三百五十石。　鎗一本、鐵砲一挺。

一、家中旗、白黑四段、長丈六尺一寸、指色思々、長八尺一寸たるべき事。（一圖參照）

一、家中持鎗、長柄共朱の采一房、一等に可付之事。（二圖參照）

一、冑前立物、金の日之丸、指渡三寸たるべき事。（三圖參照）

一、番刺物、黑五節、ゑづる下一節、白く名苗字、但下枝長さ二尺以上は一寸劣りたるべき事。惣馬廻り幷小姓分。（四圖參照）

一、諸士各々金朱の日之丸扇子、頭奉行の外可持事。（五圖參照）

一、三千石。　馬上三騎、旗二本但番頭は三本、鎗五本、鐵砲六挺、弓四張。

一、千五百石。　馬上一騎、旗一本但番頭は二本、鎗三本、鐵砲五挺、弓二張。

一、九百石。　鎗三本、鐵砲三挺、弓二張。

一、七百石。　鎗三本、鐵砲二挺。

一、五百石。　鎗二本、鐵砲二挺。

一、四百石。　右同斷。

一、三百石。　鐵砲一挺。

一、家老中。繞大小團白旄羽織思々、嫡子は小繞計り、團白旄羽織、右同斷。次男より替り、刺物計り可免之事。（六圖參照）

一、番頭替り指物。白旄免之、繞可爲無用、子供は金の角取紙二箇所、下に罫連、紋色思々、次男より、可爲番刺物事。（七圖參照）

一、大小姓頭。白旄替り刺物免之、繞無用、子供は番刺物たるべき事。

一、兒小姓頭。士弓の頭。旗奉行。弓・鐵砲の頭。大長柄奉行。替り刺物幷扇子の下知、免之べき事。

一、寄合組。金の角取紙一所に下、替り刺物免の繞可爲

無用、子供は番刺物たるべき事。（八圖參照）

一、大横目。猩々緋羽織、後に白く銘々の紋たるべし。役替の節は、羽織可差上事。（九圖參照）

一、歩頭、赤撓、絹長八尺、白く名苗字たるべき事。（一〇圖參照）

一、町奉行。寺社奉行。持長柄奉行。小作事奉行。替り聞番役。竪白黒三段罫連絹二幅、竪長二尺五寸、中の白き所名苗字黒く、何も竿長八尺たるべき事。（一一圖參照）

一、組外。黒き二幅四半、三尺五寸、金の名苗字、竿長八尺たるべき事。（一二圖參照）

一、大小姓組頭。金の半月、下に白き二幅罫連、竪二尺五寸、銘々の紋黒可付之事。（一三圖參照）

一、大小姓。金の劍、下に白二幅罫連、竪二尺五寸、黒き名苗字たるべし。鐵砲引廻の者は、銘々紋黒可付之事 引廻は黒紋。（一四圖參照）

一、兒小姓。紺の二幅罫連、竪二尺五寸、白名苗字、竿長さ八尺たるべき事。（一五圖參照）

一、醫者。黒羽織、後に銘々の紋、白く影可付、冑頭形金の日の丸、立の外物可爲無用事。（一六圖參照）

一、馬廻り組頭。黒二幅四半、長三尺五寸、白く名苗字、竿長九尺たるべき事。（一七圖參照）

一、同鐵砲引廻し。黒撓長八尺、白く名苗字たるべき事（一八圖參照）

一、士弓組頭。白二幅四半、長三尺五寸、黒き名苗字、竿長九尺たるべき事。（一九圖參照）

一、士弓。白撓、長七尺、黒く名苗字たるべき事。（二〇圖參照）

一、士鐵砲組頭。淺黄の二幅四半、長三尺五寸、白く名苗字、竿長九尺たるべき事。（二一圖參照）

一、士鐵砲。淺黄撓、長七尺、白く名苗字たるべき事。（二二圖參照）

一、納戸奉行。膳奉行。三節枝蔓黒く、下一節白く名苗字たるべき事。（二三圖參照）

一、船印。白き角取紙、下に紺の罫連、白く釘貫一つ可付之事。（二四圖參照）

一、御召船添印。此御印、御軍用御定には無之、下之二品同斷。（二五圖參照）

一、川御船印。（二六圖參照）

一、御船添印。（二七圖參照）

一、船頭。陸地の供の時は、中小姓分は枝蔓、船の時は、黒き羽織、後に淺黄の釘貫、一つ可付之事。（二八圖參照）

一、小船頭。梶取。黒き羽織、後に白き釘貫一つ、惣水主幷水夫は可爲常之通事。（二九圖參照）

一、家老中船印。角取紙、罫連右同斷。但、釘貫の下絹色可爲思々事。（三〇圖參照）

一、番頭以下の船印。角取紙、罫連、右同斷。但し釘貫の下絹色白く、銘々の紋可付之事。御番頭以下の船印は、銘々の指物を立添陸に上り候、翹小荷駄印一本立置可申事。（朱書）（三一圖參照）

一、馬駄覆。黒地に白き餅指渡し、一尺三寸、又家中可爲同事。

一、小荷駄印。白き木綿一幅之四半、頭分は銘々の紋黒く、組中は頭の紋黒く、脇に名苗字たるべき事。（三二圖ノ二參照）

一、陪臣は、淺黄白撓、兎の刺物は角取紙、上に一所色、幷下の印可爲思々事。（三三圖參照）

一、亦家中番。刺物黒五節枝蔓、下一節上に主人の紋、下に名々字、但絹色家中可爲替り事。（三四圖參照）

一、亦家中物頭。枝蔓下一節の内一枚は、右の通り、一枚の替り思々たるべき事。（三五圖參照）

一、番頭寄合自分騎馬。枝蔓下一節白く、主人の紋、下に白く可爲名苗字事。（三六圖參照）

一、旗の者。具足・佛胴黒塗り、前に金の釘、貫鉢卷花色白く釘貫の筋たるべし。

一、同小頭。具足同斷、鉢卷花色、赤く釘貫の筋たるべし。

一、大繞持旗の者。同事たるべし。

一、旗の者。羽織花色、後に白き釘貫の筋、大繞持可爲同斷事。（三七圖參照）

一、旗の者小頭。羽織花色、後赤釘貫の筋たるべし。（三八圖參照）

一、家中旗の者。具足右同斷、鉢卷白く、銘々の紋筋たるべし。

一、同。羽織花色、後に白く銘々の紋筋たるべし。（三九圖參照）

一、持筒の者。具足・佛胴黒塗、前金の日の丸指渡七寸、

笠黑指渡三寸、金の日の丸、前後に可付之事。

一、同小頭。具足右同斷、鉢卷花色たるべし。

一、同。腰指淺黃二本撓、長三尺一寸、上に黑釘貫一つ可付之。小頭腰指一本撓、長五尺一寸、絹色紋同斷。付札にあり。御出陣の時、下に頭々の紋可被仰付事。(朱書)(四〇圖ノ三參照)

一、同。羽織黑革し、後に金の六寸筋。小頭は六寸の赤筋たるべし。御出陣の時、前に頭の紋可被仰付、御持筒御先筒共。(四一圖二參照)

一、持弓の者。具足佛胴、黑塗前金の日の丸、鉢卷白く、中に黑き釘貫一つ、可付之事。

一、同小頭。具足同斷、鉢卷白く、中に亦釘貫一つ可付之事。

一、同腰差。淺黃二本撓、長三尺一寸、上に白き釘貫一つ。小頭腰差。一本撓、長五尺一寸、絹色紋同斷たるべし。御出陣の時下に頭の紋可被仰付事。(四二圖四參照)

一、同羽織。但持筒同事。

一、先筒。具足佛胴、黑塗前金の日の丸、笠黑く金の日の丸三つ可付事。

一、同小頭。具足右同斷、鉢卷可爲花色事。

一、同腰差。白二本撓、長三尺一寸、上に黑き釘貫一つ。小頭腰差一本撓、長五尺一寸紋絹色同斷たるべし。上に同じ朱書。(四三圖參照)

一、同羽織。花色、前後に五寸の白筋。小頭は五寸の赤筋たるべし。御出陣の時前筋の內左右に黑く頭の紋を可被仰付候事。(四四圖二參照)

一、出し鐵砲。具足、先筒同斷、腰差白撓二本、長三尺一寸、上に黑く銘々紋たるべし。

一、同羽織。花色前後五寸の白筋、前後とも筋の中に銘々の紋黑く可付之事。

一、出し弓。右同斷。(四五圖二參照)

一、大長柄。長二間半、打柄黑塗、赤き投鞘長三尺二寸たるべき事。(四六圖參照)(百本)

一、同羽織。廣袖白黑七段、後に白き餅たるべし。小頭は赤き餅、鉢卷竪三段の白黑、但、中白く。小頭は赤筋たるべき事。紋指渡一尺二寸五步筋七段四寸五步づゝ。(四七圖三參照)別の圖に肩一段黑く、二寸三分白黑四寸五分づゝ惣長二尺八寸五步。(朱書)

一、出し長柄。二間半、太刀打三尺、金の筋、黑柀鞘長三尺二寸たるべき事。太刀打三尺、金五段、黑五段三寸づゝ下の筒は、金鍬先、中三寸。(四八圖參照)

一、同羽織。白黒七段、中銘々の紋、鉢卷銘々の紋筋たるべき事。別の圖、御長柄に同じ。（朱書）（四九圖參照）

二、旗本之定

一、大纏。朱の吹貫、地練八尋（注）八尺、輪指渡四尺六寸、長三間六寸。（五〇圖參照）

一、旗。地練白黒四段、長一丈八尺一寸。招朱、長九尺一寸。竿長三尺二寸。乳數、三十三。（五一圖參照）

一、小纏。金の吹貫、長五尺一寸。輪指渡、二尺三寸五歩竿長二間半。（五二圖參照）

一、小纏。奉行・步行の者、赤數多面袖無羽織、後に釘貫一つ可付之、頭形黒塗冑計免之。但金の口の丸の外の立物、可爲無用事。（五三圖參照）

一、步筒の者。黒羅紗袷袖無し羽織、後に釘貫一つ可付之。鉢卷栗梅たるべし。

一、步弓の者。黒羅紗袷赤數多面、腰替りの袖無し羽織鉢卷栗梅たるべし。（五四圖參照）

一、先步の者。赤數多面袖無し羽織、後に黒き子持筋。鉢卷栗梅たるべし。（五五圖參照）

一、近習步の者。赤數多面袖無し羽織、後に五寸の黒筋鉢卷栗梅たるべし。（五六圖參照）

一、步横目。赤數多面袖無し羽織、後に黒餅一つ可付之鉢卷栗梅たるべし。（五七圖二參照）

一、忍の者。淺黄袖無し羽織、後に白く銘々の紋。冑頭形黒塗り、金の口の丸の外、立物可爲無用事。（五八圖一參照）

一、貝吹。赤き袖無し羽織、後に金の餅一つ。鉢卷茜たるべし。（五九圖二參照）

一、側筒側弓兩役の者。無地紺。鉢卷可同色事。（六〇圖二參照）

一、持長柄。長二間半、打柄朱塗、鞘熊の天目たるべき事。（六一圖參照）

一、長柄の者。淺黄羽織、後に黒き釘貫一つ。鉢卷同色たるべし。小頭は、赤き釘貫一つ、其外同色たるべき事。（六二圖四參照）

一、二本。持鎗、鞘黒羅紗。（六三圖參照）

一、二本。手鎗、鞘白羅紗。（六四圖參照）

一、二本。對鎗、筋打柄、長二間一尺、白熊天目鞘。（六五圖參照）

一、二本。同十文字、鞘黑羅紗。（六六圖參照）

一、二本。同鍵鎗、鞘黑羅紗。（六七圖參照）

一、二振。同長刀。鞘黑羅紗。（六八圖參照）

一、持鎗。對の道具の者。無地紺、鉢卷可爲同色事。

一、手廻中間小者。無地紺。鉢卷可爲同色事。（六九圖參照）

一、同小頭。紺地羽織、後に白き釘貫二つ。鉢卷可爲同色事。（七〇圖參照）

一、鴉の者。紺地、肩に淺黃万字の筋一通り。鉢卷同色たるべし。（七一圖參照）

一、同小頭。紺地羽織、後に白き万字の筋一通り。鉢卷同色たるべし。（七二圖參照）

一、右兩役步並の頭は、先步の羽織たるべし。

一、茶道、黑羽織、小き銘々の紋、白く後に一つ、前に二つ。黑塗頭形冑計、金の日の丸の外、立物可爲無用事。（七三圖參照）

一、惣坊主。無地黑羽織、鉢卷同事。

一、次の通ひ。黑き袖無し羽織、後に白き輪貫、裾に白き亂格子。鉢卷可爲同色事。（七四圖參照）

一、鷹方の者。中小姓分は、枝蔓、步並は先步の羽織。但鉢卷白黑段々。殘は花色羽織、後に柿の釘貫一つ可付之事。（七五圖參照）

一、普請役人幷小人共。柿の單羽織、前の左の方に白き一文字可付之事。（七六圖參照）

一、扶持人武具細工の者。花色羽織、裾に白きがんぎ筋頭分は、上に白く銘々紋可付之事。（七七圖參照）

一、旗本小荷駄印。木綿一幅四半、白の地に黑く、釘貫の紋可付之事。（七八圖參照）

一、天和四甲子年正月十一日、被仰出之。

追加別本（朱書）

惣水主着物紺。御手加子　着物淺黃。（七九圖參照）

三、御口上之覺

一、貞享元甲子年三月二十八日、御城御書院へ、若原監物・番頭中・御近習中・物頭中・寄合組中被召出、御直に被仰渡候。明二十九日、從御參勤、御出船被成候、天氣能相見、御滿に被思召候。扨は御留守中、彌從公儀被仰出候。御法式幷御國法末々迄、堅相守可申候。次に去年町人百姓共、不禮成者有之由相改申樣にと、被仰出候。諸士の義は被仰候に不及事に候へ共、彌禮義を厚仕候て、末々迄見習聞及可申候。縱ば番頭は年寄共敬ひ、組頭・相組は番頭を敬、段々に禮義を盡し申樣に可有之事に候。朋友の交りも禮を厚くして親み可申也。親に依て禮義を失ひ申、品も可有之なり。偖又先頃軍用之品被仰出候。當年より、御留守に年寄一人・番頭二人・物頭二人被仰付候。番頭の上座と末座と組合可相勤候。然るときは、伊木兵庫と湯淺半右衛門にて候得共、半右衛門義江戸へ被召連候間、當年は土肥飛彈・山崎大膳と相勤、來年は伊木兵庫・半右衛門可相勤候。物頭も禮節の次第岡田源大夫・玉野武大夫相勤可申候。番頭・物頭共此後江戸へ拔々可被召連候、其節は替り候て可相勤候。右の通御直に被仰渡候。被爲入以後、日置左門殿御申は、此以後新規に番頭・物頭被仰付候は、其仁は除置、只今の衆中先一通り相勤、不殘相濟候後、新規に被仰付候衆可被相勤旨、御内意に候。今度御軍用被仰出候。先、旗・指物等の事被仰出候。其外何角被仰出候は、隣國の聞へ御遠慮被思召候、依之隨分御内意の趣、覺書仕候間、殘は御用番と申構なく、晝夜にも不限、御出、銘々難敷義は、幾度も御尋可有之候。覺書に無之事は、江戸へ相伺、埒明可申旨御申候。

四、重臣の定

信・濃・守・樣・

御旗。長一丈六尺五寸八分、幅一尺二寸八分、招き八尺六寸八分。（八〇圖參照）　大繞。（八一圖參照）　小繞（八二圖參照）　御船印。（八三圖參照）

小荷駄印。（八四圖參照）　大横目。（八五圖參照）　使番。（八六圖參照）　半士（八七圖參照）

御弓・鐵砲小頭。（八八圖參照）　御弓・鐵砲足輕。八溝地三つ、釘貫紺、下のぞき紺、長五尺一寸、幅一尺一寸、但し鐵砲は白地、弓は淺黃地。（八九圖參照）

御長柄。（九〇圖參照）　御徒目付。白毛おり、木綿背、三つ釘貫一つ。（九一圖參照）　御徒使番。（九二圖參照）

御徒。黑毛おり、木綿背白三つ、釘貫一つ。（九三圖參照）　御貝吹。（九四圖參照）　坊主幷料理人。（九五圖參照）　御旗小頭。（九六圖參照）

御旗者。（九七圖參照）　弓鐵砲小頭。（九八圖參照）　弓鐵砲足輕。（九九圖參照）

丹・波・守・樣・

御旗□□。（一〇〇圖參照）　大繞。（一〇一圖參照）　小繞。（一〇二圖參照）

船印。（一〇三圖參照）　小荷駄印。（一〇四圖參照）　大目付。（一〇五圖參照）

使番。（一〇六圖參照）　平士。（一〇七圖參照）　弓鐵砲小頭。（一〇八圖參照）

弓鐵砲足輕。（一〇九圖參照）　御長柄。（一一〇圖參照）　御徒目付。（一一一圖參照）

御徒幷坊主料理人（一一二圖參照）　御旗小頭。（一一三圖參照）　御旗者。（一一四圖參照）

弓鐵砲小頭。（一一五圖參照）　弓鐵砲足輕。（一一六圖參照）

池・田・和・泉・

御旗□□。招き、黑地に白く南無妙法蓮華經。（一一七圖參照）　大繞。（一一八圖參照）　小繞。（一一九圖參照）　船印。（一二〇圖參照）

垣見平馬。（一二一圖參照）　德山平之丞。（一二二圖參照）　平士。（一二三圖參照）

伊・木・豐・後・

御旗□□。（一二四圖參照）　大繞。（一二五圖參照）　小繞。（一二六圖參照）

船印。（一二七圖參照）　伊木半兵衞。（一二八圖參照）　小岸惣右衞門。（一二九圖參照）

各務太郎兵衞。（一三〇圖參照）　平士。紋金（一三一圖參照）

池・田・大・學・

吉備温故秘録

（公務）

貼付箋　下略六月二十日に本條の事あるを參着すべし。

吉備温故秘錄　卷之八十八（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

公務

慶長十一年丙午三月朔日。國淸公・福島正則・淺野幸長・加藤淸正・黑田長政等と共に、武州江戶の城石壁を修築せらるべき台命あり、藤堂高虎引繩規畫なり。されば播・備より役人をくだし、其普請を勤め玉ふ。此普請中に神君・台德廟より慰勞甚だ深かりし、其上此度の功を賞して鉅萬（銀か錢か未詳。）を賜り、殊に蒼鷹を賜り、武藏野の近邊狩し玉ふて六月に至り播州姬路に歸城し玉ふ。（此時御太刀を賜りしといふ。）いまだ詳ならず。此時池田の老臣不殘役夫を出せしが、池田河內は兒島郡下津井城築の節なれば、此度の丁役を免さるといふ。

慶長十二年丁未、駿府の城石壁を築かるゝにより、此役をも勤め玉ふ。此時神君の御荷物江戶より彼の地に廻りければ、國淸公の船奉行菅小左衞門に仰て、御荷物を船にて運漕せられしに、駿州淸水にて島津家の士、御家の加子に狼藉を仕懸け、船に乘移り、加子四五人を少しづゝ手を負せ江尻迄引取けり、小左衞門折節陸にありて此よしを聞き、其身一人馳出し、跡より追懸島津の家來の乘居ける船に飛込、奉行二人の內一人と下邊四五人切殺し、殘る一人の奉行を船梁に搦付、姓名たしかに名乘おいて立歸る。扨此事むづかしく成けれども、小左衞門より仕出したる喧嘩にあらず、彼より狼藉の上は止事を得ざれば、小左衞門助命あるべきとのことなるに、三浦志摩守、國淸公の方に參り、喧嘩兩成敗天下の御法に候得ば、御助命はなされがたく候半とありければ、國淸公是非に及ばせ玉はず、小左衞門に腹切せらる。此御普請之節、池田九郎兵衞（又翌年出羽と改む。）由之に神君より良馬を玉ふ。九郎兵衞此馬を御所鹿毛と名付しなり。伊木長門忠繁も家臣を遣し勤めしと見へたり。其他の老臣も同事成べし。

池田河內は、國淸公の御名代として諸士役人等召連行て勤めし。神君御前へ度々召出され懇命を蒙り、其上御鷹の鳥・御菓子等度々拜領し、六月より病氣に付役勤め成り難くに付、岡山へ歸り、道中勢州庄野の宿にて七月二十

名古屋普請成就の時なり。

日病死す。池田主水も行て勤めしが、八月二日駿府において病死。

慶長十四年己酉、丹波國笹山を、松平康重に賜るによつて將軍家台命ありて新に城を築かせらる。藤堂高虎・松平重則・玉虫對馬守・石川八左衛門・內藤金左衛門等是を監す。役夫は、備前・備中・安藝・丹波・丹後・播磨・美作・并に南海道の民夫をあてらる。これによつて、播磨は國清公より、備前は興國公より命ありて、兩國の役夫丹波國に至り、二年にして功成といふ。此時備前より日置豐前忠俊丹波へ往き勤めし。播磨よりは誰が行しや未詳。池田出羽は名代家臣堀尾清左衛門を遣す、池田新吉名代高木齋侍役人等を引連行、伊木長門・池田下總も役夫に家臣を添て丹波へ遣し勤といふ。

慶長十五年庚戌二月、神君西州の諸侯に命じ尾張名護屋の城を築せらる。是むかし織田信秀わづか半國を領せし時の城なれば、郭內狹隘、池隍も淺ければ、此度義直に當國を封ぜられしによりて、斯く修造せらるゝなり。國清公・興國公、并福島正則・加藤清正・淺野幸長に其役にあて候て(マヽ)、然るに正則ひそかに國清公に謂ていはく、頻年江戶駿府の城郭に工役並與る、是皆天下の重鎭にして、人敢て勞とせず、今庶子のために城を築かる、甚だいはれなし、貴殿は大御所の愛婿なれば、よろしく我曹のために、此旨を申さるべしとあり。國清公有無御返答なかりければ、加藤清正傍に在て正則にむかひ、何ぞ言を發するの輕遽なるや、そのもと築城を勞とせらるゝにおいては、なんぞ速に謀反せられざる、然らずば、此言を發せらるゝこと然るべからずとありければ、正則言葉なかりき時に國清公笑ひ玉ひて戲としいふ。其後神君此事を聞玉ひ、國清公を以て、諸侯に仰傳へらるゝは、各土木に勞るゝよし聞玉ひぬ、心次第に罷去り、溝を深し、壘を高し、城に據て大旆のむかふを待べし、との命なり。此時諸侯大いに懼れ、急に工夫を革し、土地を開き、塹隍をうがち、伊勢・三河の大船にて西州・南海の巨石を運び、凡役二十萬人にして名護屋の城不日に成就せり。其時御書あり。

今度就名護屋普請、晝夜被入精之故、早速出來、喜死に候、猶本多上野介可申候也。

九月晦日　　神君 御黑印

此時池田出羽に御鷹を玉ふ。是此度普請に出勤しけるを勞ひ玉ふによりてなり。國清公御暇玉ひし時、鷹・馬等をぞ下されし成り。

右御普請はじめ、備前より役丁名護屋へまいる時、興國公法令を出し玉ふ。其趣、

掟

一、今度名護屋御普請に罷下道中、泊々において、下々猥りなる儀無之様に念を入て申付、其上宿銭以下、慥相渡亭主、切手可取置、自身罷下衆は不及申、下人計指下衆も堅可申付事。

一、御普請中、下々他所衆と喧嘩仕においては、理非によらず、此方の者可申付、若方人々蜚於有之は、本人よりも可爲越度候、猶家中申事仕候はゞ、其輕重にしたがひ可申付事。

一、喧嘩又は如何様之儀有之共、其主人不申付に下々出逢ふべからず、勿論他所衆左様之儀候共、落着無之以前見廻にも遣まじき事。

　一、普請場に小屋をさし、各一所に可有之付、小屋念を入大きに仕間敷事。

一、振舞可爲停止、但行がゝりにてめしを出し候儀候はゞ、汁一ツ・さい二ツ・酒たうさんに二ツたるべき事。

一、碁・しやうぎ・双六停止之事。

一、下人出入之儀、他所より相届候はゞ、則返遣、此方之はしり者は、重々相屆、其上を以て受取べし、理不盡に取べからず。

但此方の者、路次にて召連候を捕へ候共、無異儀相渡、申分於有之は、重て彼主人へ相理、於手前申事なき様に可仕事。

一、從公儀御法度被仰遣候はゞ、可隨其儀事。

一、他所衆と一切つきあい不可仕候、石場境目之儀者、此方奉行指圖次第、家中石場境目猶以奉行に相尋、其次第たるべき事

一、石持之時、途中においてさき石ひしけ候共、相待者次第とおもふべし。自然遲候はゞ、奉行に申理可返事。

一、京都へ立寄儀停止、若用所候はゞ、伏見に有之候て相調、直に可罷通、并清洲町中用所無之に、下々共徘徊仕まじき事。

右定所如件

慶長十五年壬二月二十三日　御判

過錢

一、路次中、下々無法度、二貫文。

一、普請場一所に小屋さらぬ者に付、小屋念を入大に仕候はゞ、銀一枚。

一、碁・しやうぎ・双六勝負仕、銀一枚。

一、石持候時、ひしけ候に、理不盡に通候はゞ、一貫文。

一、清州町中用なきに徘徊、主人銀一枚、下人一貫文。

一、他所衆申事落着無之に、見廻りに遣候て、銀一枚。

一、他所衆と申事、銀一枚。

一、下人出入、同斷。

一、京へより、銀一枚。

一、けんくわ、其外之事候共、主人不申付に出あひ候はゞ、一貫文。

以　上

一、家中申事、二貫文。

一、振舞仕もの、銀一枚。

一、他所衆とつき合、同斷。

此時池田出羽由之名護屋へ行て相勤む。此等を賞し玉ひて、台徳廟より出羽に御鷹を給ふ。池田下總長政も行きて勤む。これも賜物あるべけれども、今所者なし。池田新吉は、家來伊藤與三右衛門に土奉行・役夫等を指添へ尾州へ遣す。按るに、此名護屋の普請手数かゝりしと、又慶長十九年にも、役丁行しや、伊木家の譜に、大坂御陣の時、尾州名護屋御普請に罷在候内、美濃路より大坂へ着陣、川中に仕寄に付出候節、權現様諸陣御巡見之時、長門陣所の前を御通り被遊、長門を被召、本多上野介殿御呼頭にて御前近く伺公仕候得ば、子清兵衛名護屋普請久々相勤、又此地へ罷越骨折申し、川中へ仕寄之様子見事成る儀之由、上意有りと云々。

慶長十六年辛亥四月十四日、神君諸侯に命じて、禁裡を修理せしむ。修理職内匠寮をして其事を掌らしむ。同七月板倉勝重・本津清右衛門・大久保長安三人、驛馬・人夫の制法を下し、天下の諸侯に課して禁闕を築かせらる。壘壁の厚さ八尺といふ。此時も國清公も役丁を京師にのぼせて、其役を勤め玉ふ。池田新吉家臣役夫等を出す。

慶長十九年甲寅。江戸御城石壁修築の命を蒙り玉ふに依て、播州より役夫江戸に下り、興國公御家督ありてはじめての御手傳なり。此御普請の石をば、伊豆山買取られける。芳賀内藏允が組の士淺山治左衛門と言もの、石切方を司りて伊豆へ行き、鉅石を買船にて江戸へ出しけるといふ。此治左衛門、石買の勘定私曲に付、出奔、後に誅せらる。池田下總・土倉市正江戸へ下り、其役を勤めしが、大坂の亂起りければ江戸より大坂へ出陣せしなり。池田新吉家臣波多掃部に土奉行・役夫等さし添江戸へ下しけるが、これも大坂出陣に付、龍野へ歸り、夫より大坂へ出陣せり。家譜に、御城内下馬二ノ丸石垣とあり。興

國公も、今年江都へ參り玉ひ、此石壁の役を勤め玉ひし秋に至り、東西事起りて、關東より大坂を攻らるべきにきわまり、將軍家より興國公へ御暇賜り、播州へ歸り玉ひ、調軍ありて、十月十九日姫路を御出陣なり。

土倉隼人も相組引具し伊豆へ行、石出の御用相勤、正木傳右衛門（七百石）も勤めしが、直に大坂へ出陣、大村伊織（八百石番頭）伊豆へ行しが、直に大坂出陣、芳賀內藏允組淺山治左衛門といふ者、伊豆山にて大石菜石調奉行なりしが、不埒之儀あり、立退、其後中村四郎兵衛に仰付られ殺されし。別に記す。

元和六年庚申、大坂城壁修築あるべき旨命ぜられ、日置豐前・池田下總・土倉市正・若原監物交替して大坂に行て、其役丁を奉行す。烈公初ての御手傳なり。今年は烈公御參勤也と、若原家譜に將軍家より賜物ありとありて、定めて三老に賜物ありしならん。

池田新吉が家よりは、家臣高木齋・片桐權之介・波多掃部替なく大坂へ相詰、奉行人役人等罷上り相勤、寛永元年の節迄、往來六年相勤、伯州八橋へ罷歸と家譜に見へたり。

市正は、此年年頭の御使相勤、直に大坂御普請相勤むとあり、此役に烈公より石を大坂に上せ玉ふべけれども、因伯よりは不便利なれば、此頃備前を忠雄卿領し玉ふ時なれば、同國犬島の石を御もらひありて、御普請奉行御船手、其外役人を因州より犬島へ遣されて、直に大坂に上させ玉ふ。忠雄卿の御普請奉行佐橋三郎兵衛・丸山四兵衛も犬島へ渡りて指圖せり。然るに長三間四尺・横九尺・厚さは尺（マヽ）の大石を掘出したり、されど中々船へ積むべきとは見へず、烈公御普請奉行湯淺次郎右衛門見て、船に積ん事をはかる、三郎兵衛・四兵衛はかやうなる大石、何とて船積なるべきや、早々切分けて積べしといふ。これによりて、既に切分けて積むべきに極りしが、次郎右衛門御船手梶原五郎右衛門を呼んでいふよふ、めづらしき大石、切碎かんはいかにも殘念なり、此石を大坂へ廻さば希代の事なるべし、何卒積れまじくやと、五郎右衛門聞て、此節順風にて候得ば、積て見候半とて、彼石を段平に積み、大船に乘せて乘出たり。彼石を積たる段平の上わづか五六寸あらわれたり。五郎右衛門は、海上大事あらば切腹する迄よと、覺悟を極めて赴きけるに、次第に追手つよく、翌日大坂へ無事に着船したり。其節諸國獻上の石多き中、第一番の大石なりしとぞ。梶原が家譜に見ゆ。

岡田四郎左衛門（四百石）勤む。岡藤兵衛も勤む烈公より吳服一襲る。

一說に、此元和六年より大坂御普請はじまり、寛永元年まで六ケ年の間御普請ありしといふ、此說を得たりとせんか、制に記す新吉が家來六年交替して勤とあり、又本文池田下總・土倉市正・若原監物・日置豐前交替して勤むとあり、わづか一年の事に四人交替をすべきにもあらず、これも一年に二人宛詰て交替せしものならんか。又岡田源大夫が書上にも、元和六年より大坂御普請に付、毎年罷るとあり。（岡田は普請奉行也）。

此年、番頭大村伊織も勤、其節御自筆の御書有今に所持。富田猪兵衛が父彌左衛門は元和八年大坂御普請に罷越相勤と、書上にあり。

寛永元年甲子、大坂の城石壁普請の役あり。正月より八月に至るまで、其役あり。池田河内は此年江戸に居たりしが、直に大坂へ行き勤めしと云。池田出羽は家臣吉田清左衛門に丁役を引具して行しめ、此役を勤むといふ。此度も若原監物も勤め、將軍家より賜物ありといふ。岡惣左衛門扶持米渡し奉行を歩行にて勤めしといふ事、書上にあり。岡田久右衛門も普請奉行命ぜせら候、病氣にて嫡子九郎名代に行き勤めしが、六月十二日大坂にて病死せり。

寛永五年戊辰、大坂の城壁を築くべきとの台命あり。されども家老共其役に登り、烈公は直に江戸に御滯府なり、土倉市正大坂へ諸役人を引具し行、若原監物も行勤め、普請落成後、監物にも、將軍家より賜物ありしといふ。

池田出羽は、家臣垣見織人を名代に遣す。

寛永十三年丙子正月より、小石川見附幷鍛冶橋平石垣築くべき命ありて、其役を勤め玉ふ。去年十月末に命ぜられ、岡山よりも役人當月末に出立、江戸におもむく。石は伊豆の岩村に行、石積して平太船にて追々江戸へ出す。此奉行は御船頭東原半左衛門勤め、惣奉行池田出羽・伊木長門幷土肥左吉を初として、丁役に出て勤めけるが、或日大猷廟普請場へ成らせ玉ふ、御矢倉臺の上へ渡御ありて、右三人の者ども召出されて、御直に難有き上意ありて、出羽に御紋附羽織、幷羅紗袖御羽織を賜ひ、長門へも御召の御羽織、左吉へも葵御紋附の胴服を賜り、夫より御普請追々出來、功終りて、四月十六日彼三人登城しければ、時服五つ（内一ツ羽織）白銀五枚づゝ賜り、同き五月岡山に歸り。池田河内は家來伊藤七郎左衛門・波多六左衛門を出す。池田下總も家臣を名代に出すといふ。岡田源大夫假目付にて着到奉行たり、湯淺左馬允鐵

歩行頭尾忠兵衛
諸道具請拂ひ與
岩邊にて勤む。

砲頭にて此役に行て、同人伜半右衛門は假横目勤む。

寛永十八年十月二日、酒井讃岐守の方へ參玉ふ。此頃ほのかに承り候得ば、御城中御普請あるよし、何とぞ某に此役命ぜられん事を御取持あれかしと仰ければ、讃州の答に、此度は至て少しの事にて、貴殿には不似合なれば、然るべからずと申されければ、烈公重ねて、更ば此後然るべき所も候はゞ仰蒙り度旨を、仰てかへり玉ふ。

寛永二十年、平川口御普請。去年九月執政より内意を以て二・三の丸平川口石垣。御普請の役命ぜらるべき旨申されければ、此旨池田主水より備前に達しぬれば、十月朔日其役を定めらる。惣奉行池田河内、伊木長門は御供を命ぜらる斯て湯淺右馬之丞に仰て、普請奉行と相談し、普請の一卷一つ書になし、烈公自ら其下に命令の趣書記し玉ふ。其品左に記す。

一、御國の役、御上ケ(マヽ)八日限之事。十月十日功と申付事。
一、江戸小屋之儀早可被仰遣候事。近日宮部源大夫被遣候條、其刻可申遣候小屋がけ之儀は、ぞんりやうに可仕由事。
一、御大工被遣可然事。李左衛門、江戸に居候條、直に可召置事。
一、役積如何。直鐵砲八百人。家中役七分、内二分は日雇銀にて可出事。
一、栗石奉行。香取兵四郎。村上庄右衛門。
一、鍛冶奉行。那須左太郎。村上彦左衛門。
一、着到。城戸彌五兵衛。堀内勘左衛門。
一、船手奉行。船頭。

右、諸道具請取拂歩行。岡清右衛門。

一、役人當地罷在候日限之事。十一月二十日と申付候事。
一、あの可遣事。又右衛門を可遣事。
一、鍛冶之事。當地より三人可遣事。
一、扶持方奉行。松本善大夫。
一、大石奉行。今村惣兵衛。田村猪兵衛。
一、土奉行。梶田吉之丞。堤八兵衛。
一、材木奉行。早川平兵衛。瀧勘平。
一、石切奉行。岡田八郎左衛門。
一、上石切奉行。平野所左衛門。戸田戌兵衛。
一、小屋まかなひ。尾上九郎左衛門。高橋九左衛門。
一、萬買物。黒田三郎左衛門。松井五大夫。
一、大工。松井七大夫。野間八郎左衛門。
一、材木綱請取。渡邊七郎左衛門。平尾五郎左衛門。

御普請に付、江戸へ可仕由申付候覺。

一、河内・若狭・淡路・數馬・刑部・賴母・求馬・監物・壹岐・左近・甚右衛門・助之進・權之介・半左衛門・九郎衛門・喜内・
權右衛門。

右、七分役之人積。

一、千二百七十三人は、五分役。　　一、五百十八人、二分役。銀子にて可出分。

此銀、百七十貫目。但一人に付一百目五分づゝ。

扨、江戸においては、九月十一日執政久世大和守、池田主水を召出され、奉書を渡さる。是來春御普請御役命せらるべきとの事なり。此よし主水より、早速備前へ申越ければ、十月二日御普請使として宮部源大夫江戸に赴く。

さて奉書備前へ達せし即日、仰出さるゝ趣。

一、御普請に付、家中へ借出の事。いつもは參り候者は、八分貸し、國に居申者、五分借にて候得共、當年は五百目貸候。左候はゞ、殊の外多罷成、取立申事成間敷候條、當年は江戸いきに五分かし、國の者に三分かしに仕候。

一、身本如別(前カ)々たるべき事。

一、日用銀家中より出候事。毎は人を不持候條、銀子にて出して申と申候に付て、拾三石又は八石など出し申由に候得共、當年は此方より日用銀出し候へと申付上は、例年に違ひ候條、定之給分七俵取替、五俵にて候條、取かへ五俵に路銀、其外之入用を加へ候得ば、七俵に當り申候條、此度のは七俵め候得と申付候。

於江戸、執政より出され候、其條目。

一、今度三ノ丸御石垣之儀に付、はかゆきは手廻し被寄存知次第、此方へ可被申事。

一、角石・平石共に大小場所見合つかせ可被申事。

一、石つゝ之儀、只今有之御石垣の際は、其所に取合候樣にきらせ、新規に被仰付分は、木形に書付可致候間、其通に切らせ可被申事。　　一、かひ石之義は、つきかひに可被申付事。　　一、大栗石・小栗石共に、堅石を請取入させ可被申事。

一、所々御石垣に、石きれ・橫石無之樣つかせ可被申候。若一ッ成共つぎゝれを見出し候はゞ、ならしを置候とも、くづしつき

一、石、道通に引捨置候はぬ樣に可被申付事。

午十二月十日

直し可申事。

一、烈公には、十二月十五日小鷹丸といふ船にて岡山を發し玉ひ、大坂より陸地を經て、同二十九日江戸に着玉ふ。あくる晦日、上使阿部豐後守を以て、普請に付早々罷下、苦勞に思召るゝ旨、上意を傳へ來、年頭は例の如く二日にも登城あるべき旨をも演說ありて、今日は御禮のため登城あるべしと、豐州指圖あり、頓て御登城、御奏者數對面し玉ふ、御下城あり。

今年正月二日御登城、御禮、例のごとし。同五日、此度鍬初、其外諸役を定められ、普請奉行共に仰渡さるゝは、

一、萬事公儀より請取候物共、少もよけいなき樣に可入念候、不足は此方にて調べくと可存事。

一、御鍬初之日、石垣はね可申役は、河野刑部、土堀可申者、若原監物。

一、升形、日置若狹•河野刑部•吉田源兵衞•湯淺右馬允•生駒左近•岡田權之介。

一、惣石垣、土倉淡路•若原監物•八田求馬•水野助之進•深谷甚右衞門。數馬•賴母•壹岐。

右之旨に先分置候、必よりあい申まじく候。たとへば請取の石に候とも、他の手前手づかへに候はゞ、すけ可申候。又肩の内も、間を不定、六八してつき可申、惣樣持合、惣ふしんよく出來候樣にと可存候、少も我勝の仕樣候はゞ、越度にて可有之候。

同七日、鍬初によりて阿部豐後守普請場に出らる。此時、古升形の上石二つを刑部はねる。土一鍬を監物堀て、其後熨斗を出され、烈公御いたゞきありて、其次に、家老を始め、物頭•普請奉行迄、殘らず頂戴す。同日晩將軍家丁場に出御ありて、御前近く烈公を召され、普請に付早々罷下苦勞なり、殊に繩張よく申付候との上意あり。同二十二日壹岐•數馬を以て御聞さるゝは、四十三間の石垣、存之外早く出來、其上繩能通候、何れも精入候故、御滿足のよしなり。二月二日御登城ありて參勤の御禮を申させ玉へば、此度御普請に付、早く罷下、終日普請場に付罷在候旨、苦勞に思召され候、其故思召の外早く出來仕旨上意あり。同十二日に上使として久世大和守丁場の小屋へ來られ、御樽三荷•御菓子二種を賜る。是普請場每日相詰苦勞仕、其故はかまいる御感に思召され候て、御樽•御菓子賜り、下奉行ともに苦勞仕候條、たべさせ申べきとの上意なりと傳へらる。 同三

月四日將軍家又出御ありて、大和守を以て、打つめ苦勞仕候て、早々出來申との上意あり。同月七日世子よりも、大久保豐前守をて、普請の勤勞を賞し玉ひ、熨斗柿を賜ふ。同二十七日普請成就。あくる二十八日將軍家御前において、地相も悪しく、雨氣も續き候故、迚も來月中旬ならでは成就すまじく思召されしに、早々出來候は、下々迄出精故との上意あり。四月朔日普請に付參候馬廻・中小姓に御暇賜り候上に、袷一ッ賜る。同二十三日今度公儀の奉行中を、丁場の小屋にて饗應あり。是普請滯なく勤め玉ふ御祝なりとて同二十五日諸方の諸役人登城して物賜ふ事各差あり。銀子・袷等の數違ひある。其連名は、池田伊賀・土倉淡路・日置若狹・若原監物・池田數馬・伊木頼母・瀧川壹岐・八田求馬・河野刑部・生駒左近・水野助之進・吉田源兵衛・岡田權之介・深谷甚右衛門・湯淺左馬允・那須半兵衛・喜内權右衛門・加藤九左衛門、已上二十人なり。此時三人家老、將軍家へ拜謁あり物(マヽ)此方にても、何も饗膳を賜り、三人老中袷五ツ、組頭は袷三ツ、鐵砲頭・普請奉行・横目袷二ツ、物侍中・中小姓まで酒飲せ、袷一ツ、歩行の者には、道服一ッ賜て、追々備前に歸りける。

私に曰、初めは河内とあり、爰には伊賀とあるは、去年迄河内といひしが、今年酒井の一族に依て、河内と號、伊賀と改號と、家譜にあり。又伊賀・淡路・若狹三人の賜り物は、家譜を以て考る左のごとし。

正月九日御鍬初、四月二十五日御町場仕廻、二十八日御城へ奉行共被召上、御袷十・御羽織一・白銀百枚宛、三人拜領仕。若君樣より御袷十領戴仕候。少將樣・備後守殿御目見後、三人之者大猷院樣御前へ被召出、何れも出精候故、思召之外御普請早速調度との上意あり。

此役に、日置若狹は、在江戸の失費を自らつぐのひ、殊に大木をも奉りし、或時執政普請場をめぐらるゝに、折ふし大石を引かけけるに、其石あまりの巨石にて動かざりしかば、若狹自ら石上に跨り、大聲に音頭しければ、執政甚だ賞味ありければ、執政の從臣迄も石引綱に取付て、暫時に石をはこびけるといふ。（一說に備後守殿の從臣も、皆かゝり引といふ。）

岡田源大夫の先祖書に、平川口御普請の節、私役儀東の方御門臺へ取付申候。御多門臺の石垣、長さ一間、高四間半、裏・表共に私一人に被仰付築せ、其後二ノ御丸御城の水たゝき石一ッ、並上申樣に御奉行衆被仰候に付、私築せ、以後又梅林坂の前、

若原監物も往しと家譜に見ゆ。

冠木門の兩頰當石垣被仰付、築せ申候、御普請相濟、御城被召上、御給五ッ・白銀三十枚頂戴、若君樣より御羽織二ッ頂戴、五月御國へ歸り候節、御前へ被召出、難有御意にて御盃・御肴、御直に被下、其後御給二ッ拜領仕候とあり。八田求馬組富田猪兵衞も勤め若原監物將軍家より御時服・白銀五十枚を賜はりし。古澤源之丞も御用相勤、時服を賜はる。

明暦三年丁酉、東都東丸殿天樹院殿の御事。御作事成就しければ、御庭に山築くべしとの命ありて、日置若狹諸事司り、能勢少右衞門・南部次郎右衞門役丁を召連れ、此山を築けり。

寛文八年戊申、芝金杉堀浚。寛文七年八月八日、板倉内膳正殿より奉書を以て、明日登城あるべしと申來りければ、同九日、松平相模守殿を伴ひ玉ひ御登城あれば、芝金杉等の堀浚の役命ぜられぬ。同十二日、來春御普請の諸役人を定めらる。惣奉行日置猪右衞門・池田五郎兵衞也。五郎兵衞此時病中、もし全快せずば、池田主税之助・池田大學の内たるべし。其外には、池田美作・宮城大藏・芳賀内藏允・尾關兵庫・神圖書・柴田市左衞門・稻葉四郎右衞門・深谷甚右衞門・荒尾内藏介・中村久兵衞・藤岡内介、南部次郎右衞門・山下又左衞門等也。日置若狹は、一先備前に歸り、來春參るべき旨仰ありて、御馬を賜ひ、同十四日江戸を立て岡山に歸る。曹源公は、今年御在國成りしが、御手傳の事、岡山に聞へければ、來春の御參勤を御取縮め、此冬より御東行あり度旨を願ひ玉へば、勝手次第たるべき旨、奉書九月十四日岡山に達す。十月二十六日に曹源公岡山を御出船、同十一月十三日江戸に着き玉ふ。此度御普請に付て、諸士殘らすより、少々助力すべき旨十二月二十一日命あり。去ながら在江戸の者は、在國の諸士に半減すべしとぞ仰ある。斯て諸役人追々出府し、明れば寛文八年二月二日御普請の鍬初あるべき旨仰出され、其用意も有しに、當正月三十日江戸大火ありて、下谷の御別邸も燒失せしによりて、二月朔日稻葉美濃守殿の指圖によりて、大井新左衞門殿御本邸に來られ、昨日大火の事なれば、明二日の御堀普請鍬初御延引あるべき旨台命のよしを傳へられしが、同四日又火災ありければ、同五日烈公御城に登り玉へば、兩度の大火、諸人難義の事なれば、御普請は、先當年差延らるゝ旨、將軍家上意有て、追々役人備前に歸る。番頭尾關兵庫も、此役に行しが、御普請指延に付、其儘居殘り、御留守番勤めしが、同五月中風にて岡山へ歸る。藤岡傳左衞門者、御橋之繕、幷御堀堤の芝付仰付置れ候處、二月二日御普請小屋近邊燒失の節、火消裁判宜仕候を御機嫌思召され、烈公の御前へ召出され、御小袖一ッを賜はる。

四郎左衛門は誤り、治左衛門に改むべし。四百石拜領、普請奉行。

延寶三年乙卯、禁裡御造營。去年二月十二日、執政より奉書を以て、禁裡造營の役命せられし稻葉美濃守のもとより、牧野彌次衛門奉書を受て歸る。其趣、

一筆令啓候、公方樣益御機嫌能被成御座候間、可御心易候、將又禁中御殿御作事付て手傳被仰付候、惣奉行仙石因幡守被相談可被勤之候。委細留守居へ申含候、恐々謹言。

二月十二日

土屋但馬守
久世大和守
稻葉美濃守

松平伊豫守殿

口上覺

一、御普請、禁中幷女御も同然に御手傳被仰付候事。

一、當年御參府、如例年之時分、御參府可然事。

一、新院御殿、法皇御作事之通費用にて被仰付、奉行計御出之筈之事。

一、御材木、木寄・山入等、當年より被仰付、御普請は來春より可有御座事。

一、萬事永井伊賀守・仙石因幡守、其外普請奉行衆可被仰談候。伊賀守と以使者、小屋場、幷奉行衆被差置候義、御談合可然存候事。

已上

此旨江戸より備前守達しければ、同二十一日御請として森川九兵衛を江戸に下され、同二十八日森川江戸に着く是同月二十三日之事也。同六月二十八日京都御小屋場受取のため役人上京。小屋場は仙石・前田の與力、御代官平野藤次郎・小野七左衛門兩人の手代出合、小屋地を引渡し、此方受取役は中村四郎左衛門、其外四人なり。惣て此月より十一月迄、追々役人都にのぼる。今年正月十二日曹源公都に登り玉ひ、同二十三日都御發し、同二十五日備前に歸り玉ふ。同四月貮日、伊部陶器品々禁裡御用のよし、內々日野家より牧野攝津守へ物語ありしを池田大學承り、備前に申越ければ、早速のぼせられぬ。

其品々は、

一、御燒物壺。十五。內、大きい入七ッ、中さい入五ッ、小さい入三ッ。

一、御伽藍壺。二ッ。內、三斤入、二斤入。

一、御袖香爐。二ッ。

中村治左衛門呉服三ッ・銀三十枚、四百石普請奉行。岡田源大夫權之介事、呉服三ッ・銀三十枚、四百石物頭御普請奉行。上坂外記・水野三郎兵衛、小袖五ッ。白銀五十枚づゝ。藤岡内助呉服三ッ・銀三十枚、百石普請奉行。森川九兵

一、御茶碗。十。　一、研。三ッ。　一、入子鉢。五組。但、二ッ入子。
一、手入德利。二ッ。　一、壺。三ッ。高七寸計り。

同十月、御普請の監使として江戸より松平因幡守上京ありければ、同月十一日御使として森本與惣兵衛を備前より登せらる。斯て同十一月に至り、土木功成りしかば、同五日曹源公岡山を御出船ありて、同九日京に入玉ふ。同十一日此度御普請早く成就し、將軍家御感のよし、執政の奉書宿次にて京に達しければ、早速御禮使として水野彌兵衛を江戸に下さる。同き日、天子新内裡に遷幸あり。同二十八日遷幸の御悦使若原監物若原御供にて在京なり。江戸に下さる。同十二月二日遷幸御祝儀として、御太刀・黄金・馬代・御肴等を長橋の局へ献上あり。此御使奥山市兵衛素袍、長袴。石谷長門守・牧野攝津守取次にて披露あり。其後花山院大納言・千種大納言兩傳奏御返答あり。同日女御御前へも白金・御樽肴等奉らる。廣瀨中務披露なり。同九日賜物あり。

禁裡より。御太刀吉家作。御手鑑一座御懐紙。新院御所より御卷物宸筆和歌。御薫物宸製。女御御所より。御樽肴。

右御禮使として、同日江戸執政へ村上藤左衛門を下さる。同十一日永井伊賀守の屋敷へ仙石因幡守・中根宇右衛門・島角右衛門・下條長兵衛・加藤源左衛門・能勢日向守集り、各列座にて池田大學を始め、此度の役人十人呼出され、御作事首尾好出來御祝として賜物あり。大學へ御時服十、銀百枚。其外御時服五ッ・三ッ、御銀五十枚・三十枚等、各差あり。同十二日京都御發駕、陸地を經て同十六日岡山へ御歸座。同二十五日池田大學京師を立、其外追々備前に歸る。明る四年二月五日普請奉行六人を仙石の宅に呼れ、勝手次第歸國すべしと指圖によりて、同六日皆京を發し同十日岡山に歸る。役人、此度御普請に付、岡山を發する時御料理賜ひ、御盃迄賜はり、御肴も三ッから玉り、又鷹一羽づゝ賜ひ。又此度歸りし時も、二月二十三日の朝御料理給るよし、中村四郎左衛門自記にのす。はじめ御普請成就し、すでに遷幸の日限極りし時、十一月二十五日公家屋敷・町家とも百軒燒失し、京中の騷動大方ならず、池田左兵衛は兼て火警の役命ぜられて日夜間斷なく廻りける所、此火事に、服部清右衛門・茨木安大夫・笠井平右衛門・田中市之丞・丸毛元右衛門此五人も左兵衛に屬して、火警の役なり。并に足輕五人を引率し、御舂屋の火先を防ぎ留む。池田大學が家來共、皆能はたらく、中にも杉

衞、五百石、右同斷。田中眞吉、千石、普請奉行。南部次郎左衞門五百石、右同斷。賜物、同斷なるべし。神圖書、千石番頭元〆。賜物、上坂水野は同事ならん。

野與一右衞門・横田友右衞門・有賀七太郎・佐藤門大夫等別て働き、火を消けるによりて、禁裡御つゝがなく遷幸ありければ、上下の幸ひいふばかりなく、斯て諸役人岡山に歸りける後、大學が家來右之者共へ、曹源公より御時服・白銀等賜り、左兵衞が手にて足輕等にも、それ〴〵金銀賜ふ事差あり。御普請に付て上京せし諸士之内、五人播州の海に溺死。其外在京中不法の輩ありて、御裁斷ありし事は、別書に記す。

禁裡新院諸奉行幷繪所之事等、左に記す。

禁中

一、元〆役。　上坂外記・水野三郎兵衞。

一、御普請下奉行。　森川九兵衞・藤岡内介・田中眞吉。

一、御勘定奉行。　石田鶴右衞門。

一、火消役。　土肥助次郎・池田左兵衞・眞田平大太。

一、判形役。水野茂左衞門。　一、大横目。水野作右衞門。

一、小姓組頭。下濃宇兵衞。　一、土鐵砲頭。八田彌三右衞門。

一、火消組付、助次郎手。　鶴見七右衞門・村瀬金右衞門・景山九右衞門・岩田庄兵衞・松浦次郎八。足輕三十人。

一、同斷、左兵衞手。　茨木助大夫・服部清右衞門・丸山本右衞門・田中市之丞・笠井平右衞門。足輕三十人。

一、同斷、平大夫手。　長谷川九郎大夫・秋田五左衞門・金森安右衞門・太田又四郎・鹽川五左衞門。足輕三十人。

一、日々御門番人。　榎並久大夫・薄田長兵衞・佐分利甚五郎・今井勘右衞門・生駒彌五右衞門・山脇八之丞・鈴木加左衞門・波多野彌九郎・九鬼半平・馬場半七。掃除者二人。

一、四（ママ）ツ足御門番人。　熊谷八大夫・香西五郎右衞門・青井藤内・堤清之介・伊庭勘大夫・玉虫久之丞・柳尾六之丞・生駒市兵衞・波多野五左衞門・河合十兵衞。掃除者二人。

右組合之内にて、三人宛寢番被致、日々御門・四足之御門、十日けりに可被相勤候。

一、御村木請取役人。

大坂、中村孫四郎・大橋三右衞門・加藤七大夫・千賀万右衞門・荒木喜右衞門・明田平左衞門・松井甚八・澤原孫六。手代二人。

伏見、薄田孫兵衞・中村四左衞門・竹田孫介・香川市右衞門・中村作左衞門・圓山又右衞門・河瀨猪左衞門。手代三人。

京、水野助大夫・森三大夫・近藤惣左衞門・松田與三右衞門・白井源四郎・小林孫三郎・鹽田喜八郎・仁科助八・内藤勘兵衞・内田太郎左衞門。手代六人。定夫一人。

一、御材木渡方。　京、今枝孫兵衛•井上藤介•那須半之丞•小山角右衛門•石津八兵衛•富田源大夫•堀江平兵衛•大村彌平次•谷田文内。手代六人。定夫五人。

一、張付諸紙。　吉田新左衛門•林安兵衛•上嶋彦次郎•西川助六•小林又市•矢杉吉右衛門•鹽見彌兵衛•鵜飼權介•保木佐左衛門•井清六•羽原助六郎•原田淸介。手代三人。帳箱持二人。

一、繪方箔砂粉切繪絹戻子紗。　岡部七左衛門•内田九郎兵衛•後藤八兵衛•河原權之丞•中村源右衛門•武藤勘右衛門•富田久兵衛•中島治大夫•澤田段藏•淸水平大夫•山田吉大夫•矢牧彌八郎•伊藤久八•富田源兵衛•安倉平右衛門•平牧重郎左衛門•岩井甚六•長嶋三右衛門•川瀨甚兵衛。手代八人。

一、御簾方。　國四郎兵衛•荒井六兵衛•田原彌一兵衛•久米與右衛門。手代二人。

一、錺金物塗物。　行田藤兵衛•野口彌平兵衛•生駒左介•吉田金右衛門•尾藤助内•原彦八•井上與五右衛門•牛尾權兵衛•細木儀右衛門•鈴村半兵衛。手代四人。定夫二人。帳箱持一人。

一、鍛冶方銅。　齋藤仁左衛門•坂田權兵衛•湯淺半介•林半之丞。竹井彌三兵衛•渡邊忠右衛門•鈴木久右衛門•山形忠右衛門•竹内庄兵衛。手代五人。帳箱持一人。

一、屋根方瓦。　久保田彦兵衛•木全彌二郎•内藤數右衛門•原谷又七•中村太郎右衛門•武田忠右衛門•川北勘介•松村甚介•丸山勘右衛門•有賀加兵衛•岡嶋彌兵衛•村山吉右衛門•宮崎與十郎•浦上彌七•伴惣右衛門•田代五左衛門•正田彌助•近藤瀨兵衛。手代十人。定夫一人。

一、土壁莇藁左官共。　青地小兵衛•宮井九左衛門•藤田市郎右衛門•岡部段藏•神屋定右衛門•八田仁兵衛•齋藤左二兵衛•鈴木猪助•田代彌一郎•新庄作大夫•大森惣大夫•阿部權左衛門•石村傳兵衛•水谷文右衛門•永田善兵衛•久代與三次郎•西村重左衛門•尾關源五郎。手代二十三人。定夫三人。

一、新物竹繩焙木捕。　加藤作之丞•杉山四郎右衛門•大村半平•武田甚兵衛•大鹽小右衛門（原紙張紙あり（朱書））•林又三郎•大森丹右衛門•高畠惣七手代四人。定夫一人。帳箱持一人。

一、小買物品々。　矢部半兵衛•古澤源之丞•進藤忠四郎•谷田助七•谷勘介•猶井勘六。手代四人。帳箱持一人。

一、石方。　虫明又八・佐橋庄左衛門・岡藤六兵衛・市橋孫右衛門・金光清右衛門・尾關利左衛門・馬場加右衛門・松井與一兵衛・
荒木治部右衛門・守田孫市・川崎長右衛門。手代十人。定夫七人。
一、御庭白砂。　河合源五兵衛・磯邊喜兵衛。（本書に云、此所步行者姓名欠てなし。）
一、地形土同砂。　船橋七郎右衛門・鈴木所右衛門・門田茂右衛門・岡孫次郎・蜂谷與右衛門・高畠彥兵衛・西村喜大夫・市川五郎
左衛門・平尾勘介・，森十左衛門・藤井與五郎。手代十三人。定夫二人。
一、井戶奉行。　加藤源七・尾澤彥助・佐橋庄右衛門。下奉行十人、手代五人、定夫三人。
一、與石夫足輕役人、御小人役人六百人者、御抱鳶入日用。　吉崎藤九郎・藤岡勘右衛門・荒木久右衛門・矢野四郎右衛門・丹木
助右衛門・那須茂右衛門。手代四人、定夫一人。
一、切組小屋并御普請道具、油小屋二ヶ所、禁中休小屋、所々腰懸、諸道具共。　太田又七・片山文七・（御普請奉行）馬場惣右衛門・野崎六大夫
（臨木奉行）井上彌助・横山與一兵衛・景山助六・山田藤左衛門・入江勘六・青山勘內。手代十一人、定夫二人。
一、小屋奉行并辨當小屋共。　市原九郎兵衛・大村市左衛門・難波忠左衛門・林六四郎・神屋彌平次。手代八人、定夫二人。
一、建前。　岩田七郎兵衛・日原五郎大夫・小幡源八・（內侍所方）村瀨勘九郎・浦上七右衛門・富田甚兵衛・湯淺喜十郎・殿安宅清兵衛・內海
又八・石原藤九郎。手代九人、定夫三人。
一、紫宸殿方。　大久保團右衛門・龜島左助・清水加兵衛・武藤惣左衛門・勝部孫八・安藤治郎右衛門・若林作之丞・伊藤與一郎・
石垣嘉右衛門・馬垣三郎右衛門　手代九人、定夫四人。
清涼殿方。　小川彌七・小島龜右衛門・長谷川五兵衛・梶田兵右衛門・近藤七右衛門・小寺猪平次・原田長左衛門・中村彌兵衛・
竹中孫六・中島段右衛門・若林彌四郎。手代九人、定夫四人。
常御殿方。　片岡次郎大夫・須賀七郎左衛門・野中市左衛門・後藤小左衛門・荒尾善兵衛・安倉市大夫・生野宇兵衛・近藤七介・
近藤權兵衛・今井勘介。手代九人、定夫。
御學問所方。　村上金助・武藤左衛門・安倍傳左衛門・若林半兵衛・柏尾四郎左衛門・用瀨與七郎・石黑藤左衛門・遠藤治左衛門
馬場理兵衛・市村孫右衛門・八田喜介。手代九人、定夫四人。

一、御勘定方。　村川喜兵衛•久代小兵衛•三浦金介•山本右衛門七•武並多兵衛•山脇佐右衛門•在村瀬兵衛•在津八右衛門•三宅與介•森川甚六•宍戸十郎左衛門•義方儀平•三宅忠介•西崎六右衛門•西村久八。定夫二人。

一、御銀奉行。　蜂江新之丞•河村與九郎。手代二人、定夫二人。

一、御通ひ方。　庄野彌八郎•玉虫孫九郎•丸毛才之助•土肥久四郎•平井六郎。定夫四人。

一、御賄方。　松嶋兵大夫。手代四人、定夫一人。　一、御酒奉行。　東條四郎左衛門。手代三人、定夫二人。

一、大坂馳走人。　高橋文右衛門•山下三右衛門。手代二人。　一、醫者。　横井良傳•戸田一雲。

一、建前見廻り役。　丹比七大夫。　一、御臺所横目。　栗井十左衛門。

一、車力行列肝煎。　椅原彌五右衛門•浦上彌二兵衛•雨宮源右衛門。

一、夜廻り町廻り。　石津彌八郎•奥村傳左衛門•岩井喜兵衛。　一、町買。　吉川小右衛門。

一、浮役。　高畠惣介•古澤小兵衛•淺井勘七•太田彌一兵衛•仙賀定右衛門•豐嶋八郎右衛門•松本七左衛門•近澤與右衛門。

一、坊主。　北林纒右•右齋(日記付ケ)•宗齋•了加•玄竹•林齋。　一、御料理人。　杉野源五郎。

一、通ノ子。　若林作之丞•内海又八•吉岡庄次郎•虫明三之介•笹岡十之丞•淺世權六•加中彌五郎•杉山左太郎•河本權十郎•三宅甚介•金谷長藏•富田助六•山脇金七•寺田喜太郎•村上三之丞。

一、帳付ケ。　中村文右衛門•中村喜右衛門•矢野權右衛門•岸九八郎•吉川甚大夫•知齋。

御番所之覺

一、八人。　「御持筒」御小屋本御門。　一、十二人。　「同」同裏御門。　一、二人。　「御旗」同中門。

一、二人。　「同」同御式臺。　一、二人。　「同」同御臺所へ。　一、四人。　「同」同禁裡御辨當小屋。

一、八人。　「御役筒」同所番人、晝四人、夜四人。　一、二人。　「同」御小屋•御臺所不寢番。

一、六十八人。「同」切組小屋所々番人。　一、四人。　「同」御材木渡方番人。　一、(禁中)八人。　「同」日之御門。

一、八人。　「同」四ツ足御門。　一、五人。　「同」南門。　一、三人。　「同」御唐門。

一、四人。　「同」御臺所門。　一、四人。　「同」女御御門。　一、三人。　「家老中役人」御春屋番。

一、四人。「御拵筒」西園寺殿屋敷檜皮番、夜廻り共。　一、三人。「同」御里之御所。
一、六人。「同」湯桶所三ヶ所。　一、一人。「同」削木番。　一、六人。相國寺寺中晝夜番。
一、二人。同山門張付方番人。　一、二人。善納院番人。
火消組、九十人。
内
三十八人、禁中。内、十八人、三替り晝番。六人、夜廻。六人、浮。
三十人、切組。
三十人、小屋。内、六人、夜廻り。四人、晝廻り。三人、南垣際番。六人、見廻、晝夜共。十一人、浮。
右之内より禁中立番相勤候。

新院

一、元〆役。神圖書　一、御普請下奉行。岡田権之助・南部次郎右衛門・中村治左衛門。
一、本御門番人。森寺九左衛門・堀甚兵衛・飯田傳右衛門・柴山關左衛門・渡邊金左衛門・長谷川彌平次。掃除者二人。
一、御材木請取役人。京、瀧多左衛門・中村甚助・野村作左衛門・三宅九左衛門・鈴木又兵衛・關太郎右衛門・寺崎助市・鈴木傳兵衛。手代四人、定夫四人。
一、御材木渡方。京、伊藤佐五右衛門・水野甚五兵衛・馬場茂右衛門・高崎三郎右衛門・三神喜兵衛・舊井治郎兵衛・三宅忠左衛門・龜井孫兵衛　手代四人、定夫四人。
一、屋根方瓦。雀部六左衛門・野々村平太左衛門・田中與兵衛・岡嶋彦兵衛・鈴木忠大夫・金森所左衛門・虫明傳之丞・杉山彌八郎・宮崎佐左衛門・鹽見福右衛門・德吉伊兵衛。手代四人、定夫三人、備前屋根葺四五人。
一、建前。
女御御殿方。竹村小平太・須賀小八郎・神屋久次郎・淺井源五兵衛・水野平六・木梨利右衛門・村上小四郎・定夫三人、手代四人。

宮樣御殿。 竹村小左衛門•吉田定右衛門•三好彌八郎•渡邊喜兵衛•河村覺左衛門•石黒市内•松岡源八、手代四人、定夫三人。

一、張附諸方繪方諸紙。 南部小次郎•桑原市内•神戸又三郎•青木清六•久山彌兵衛•東條猪兵衛•大村權八。手代三人、定夫二人、備前疊屋二人。

一、井戸石方地形。 山本庄兵衛•早川小介•村上儀右衛門•門田惣兵衛•荒木與左衛門•宮内平六•箕浦半七•鹽田金右衛門。手代三人、定夫二人。

一、釘鋏銅金物餝方鐵金物。 玉野彥六•那須又四郎•岡才兵衛•山口平七•白石善兵衛•關屋左介•羽原助二郎。手代三人、定夫二十人。

一、土砂栗石請取。 高橋長大夫•山口六右衛門•臼田小兵衛•細木源六•笹岡猪之八•淺田七左衛門。手代三人、定夫二人。

一、日用。 薄田藤八•和田平助•小林善兵衛•大島猪介•井上與市。手代四人、定夫二人。

一、壁方。 河合助之丞•雀部左内•中村久六•木戸佐左衛門•新吉孫七。手代四人、定夫二人。

一、小買物荒物。 糟谷茂左衛門•横山三郎大夫•澁谷十左衛門•高林善助•阿部平左衛門•中村彌兵衛。番手代四人、定夫六人。

一、切組小屋奉行•焙小屋湯桶。 神戸源左衛門•山脇孫介•富田惣二郎•吉田清六•屋吹小平次。手代二人、定夫二人。

一、御勘定方。 田邊千右衛門•岸本六兵衛•須崎利兵衛•楠原五平次•早川善兵衛•西崎藤十郎•安田清内•渡邊半六•松井安右衛門。定夫二人。

一、建前見廻り。 中村八郎右衛門。

一、諸手可入浮奉行。 三神新五左衛門•荒木與一右衛門•岡崎仁右衛門。

御番所覺

一、七人。 本御門。

一、五人。 車路御門。

一、二人。 御屋敷植木番。

一、二人。 同所夜廻り。

一、三十人。 切組之番人。

繪刻

紫宸殿

一、御障子。 賢聖蓬萊。 (狩野法眼)。

一、一仕切。 竹虎櫻孔雀。 (同人)。

一、一仕切。　雉熊。　(別所如閑)。
一、一仕切。(四枚)　麝香象牡丹獅子。(狩山了昌)。

・・清涼殿・・

一、諸大夫。　櫻に雉子。　(中村修理)。
一、公卿ノマ。　鶴。　(海北友雪)。
一、西中段。　七賢。　(同人)。
一、御帳ノマ。　四靈。　(狩野法眼)。
一、議定ノマ。　琴碁書畫。　(狩野内匠)。
一、朝餉ノマ。　錦鳥花。　(狩野外記)。
一、鬼ノマ。　錦花鳥。　(同人)。
一、一仕切。　竹鷄示欵冬。　(同人)。
一、一仕切。　孔雀王羲之。　(同人)。
一、一仕切。　陵王西王母。　(同人)。
一、一仕切。　桃芭蕉。　(兩人)。
一、一仕切。(四枚)　そてつ枯木にふくろ。(狩野右京)。
一、一仕切。　白府鷺。　(同人)。

・・内侍所・・

一、南座敷。　四季花鳥。　(狩野榮祥)。
一、南座敷。　艸花。　(河井清閑)。

・・小御所・・

一、御上段。　朝覲行幸。　(狩野右京)。
一、一仕切。　芦鷺麝香。　(河合清閑)。
一、殿上ノマ。　猿猴。　(狩野外記)。
一、御上段。　九老。　(狩野法眼)。
一、東中段。　四愛堂。　(狩野洞雲)。
一、下段。　八仙人。　(狩野右京)。
一、臺盤ノマ。　錦鳥花。　(同人)。
一、手水ノマ。　錦花鳥。　(狩野右京)。
一、一仕切。　松藤水邊(牡丹に獅子)。　(狩野法眼)。
一、一仕切。　野牛紅葉瑠璃鳥。(同人)。
一、一仕切。　林和靖納曾利。(狩野右京)。
一、一仕切。(四枚)　紅葉鹿鳥。　(狩野清眞・同昌雲)。
一、一仕切。　西施木芙蓉。　(岩井三右衛門)。
一、一仕切。　浪鶉菊。　(狩野洞雲)。
一、一仕切。　鴨駒とめて。　(多羅尾七左衛門)。
一、南座敷。　艸花。　(同人)。
一、南座敷。　草花。　(廣渡心海)。
一、二ノマ。　内宴鬪雞。　(狩野法眼)。

一、三ノマ。　競馬乞功典射場初。（狩野洞雲）。
一、五ノマ。　加茂詣。　（狩野内匠）。
一、一仕切。（二枚）　鳴門巢父許由。（狩野法眼）。
一、一仕切。　白澤費張房。（同人）。
一、一仕切。　屈原樊噲。（狩野洞雲）。

御學問所

一、御上段。　押繪ノマ。　（狩野養朴）。
一、三ノマ。　野鷹。　（狩野洞雲）。
一、五ノマ。　栗に猿。　（狩野内匠）。
一、詰番所。　秋野。　（別所如閑）。
一、同。　鷹。　（海北友雪）。
一、記錄所。　唐子六藝。　（神足常庵）。
一、内々番所。　躑躅。　（狩野了昌）。
一、外樣番所。　芥子。　（岡村佐右衞門）。
一、一仕切。　芦鷸風吹之所。　（狩野法眼）。
一、一仕切。　雪木鳥。　（狩野右京）。
一、一仕切。　牡丹猫唐松印犬。（マヽ）（同人）。
一、一仕切。　梅鶯。　（法眼弟子）。
一、一仕切。　鐵線鳥籠。　（狩野洞雲）。
一、一仕切。　那須與一。　（同人）。
一、一仕切。　櫻山鳥翏高。　（同人）。
一、四ノマ。　大饗。　（狩野縫殿之介）。
一、小御所ヘ取次廊下。　麝香。　（狩野了昌）。
一、一仕切。　盆盞蘇武。　（狩野右京）。
一、一仕切。　莊子紅葉。　（同人）。
一、二ノマ。　同。　（同人）。
一、四ノマ。　牧馬。　（狩野外記）。
一、六ノマ。　藤棚。　（狩野縫殿之介）。
一、同。　群鳩。　（狩野宗仙）。
一、同。　竹鷄。　（鈴木宗眼）。
一、同。　牡丹。　（青山頼母）。
一、同。　枯木鳥。　（奈須利雲）。
一、同。　芦鷺。　（竹内宗雲）。
一、一仕切。　西王母岩に鷲。（同人）。
一、一仕切。　張良駒とめて袖打玉ふ。（同人）。
一、一仕切。　孟莊菊に兎。（同人）。
一、一仕切。　竹雀水仙。　（多羅尾七左衞門）。
一、一仕切。　花車しゆろ。（同人）。
一、一仕切。　鳥巣老鹿兎。（同人）。
一、一仕切。　竹鳩南天。　（洞雲弟子）。

一、一仕切。　芦鴈羊。（狩野内匠）。
一、一仕切。　張韓望梨花鳩。（那須利兵衛）。
一、一仕切。　唐子菊。（法眼弟子）。
一、一仕切。　牡丹桂。（同右）。
一、一仕切。　芦鷺松。（同右）。
一、一仕切。　河骨若杉。（同右）。

・・常御殿・・

一、御上段。　富士。（狩野法眼）。
一、中段。　吉野。（同人）。
一、四ノマ。　竹取翁物語。（同人）。
一、五ノマ。　耕作。（狩野宗仙）。
一、御上段一ノマ。　四季花鳥。（狩野内匠）。
一、二ノマ。　曲水。（同人）。
一、四ノマ。　うつほ物語。（同人）。
一、六ノマ。　押繪十二月の花鳥。（狩野探眞）。
一、御湯殿。　千鳥。（山本元休）。

・・女御御所・・

一、御上段。　住吉。（狩野法眼）。
一、三ノマ。　宮島。（狩野外記）。
一、御假粧ノ間御上段。　日吉祭。（狩野洞雲）。
一、北二ノ間。　四季花鳥。（狩野昌雲）。

一、一仕切。　紅葉牡丹。（同人）。
一、一仕切。　巣鷹花葵。（狩野彌右衛門）。
一、一仕切。　根篠菜小鳥。（同右）。
一、一仕切。　枯木鳥枇杷。（同右）。
一、一仕切。　橘百舌鳥芍薬。（洞雲弟子）。
一、一仕切。　琴來て[ ][ ]しわる椿。（同右）。
一、夜御殿。　四季花鳥。（同人）。
一、下段。　龍田。（狩野右京）。
一、五ノマ。　源氏物語。（海北友雪）。
一、劔樂ノマ。　錦花鳥。（狩野法眼）。
一、同。　曲水。（狩野洞雲）。
一、三ノマ。　曲水。（同人）。
一、五ノマ。　鵜飼。（狩野外記）。
一、十五ノマ。　押繪七十二孝。（狩野探雪）。
一、御黒戸。　蓮。（繪所了詠）。
一、二ノマ。　和歌浦。（狩野彌右衛門）。
一、四ノマ。　椿に鴨。（狩野清眞）。
一、北一ノ間。　水鳥。（狩野右京）。
一、北三ノ間。　杜若。（中村修理）。

一、北四ノ間。　竹雀。　(増井貞三)。
一、御湯殿。　芦鷺。　(同人)。
一、二ノ間。　扉流。　(狩野右京)。
一、四ノ間。　常夏。　(狩野宗仙)。
一、二ノ間。　屏風。　(海北友雪)。
一、四ノ間。　菊。　(中村三直)。
一、二ノ間。　山吹。　(吉川了也)。
一、椽側。　めはり柳鷺。　(法眼弟子)。
一、二ノ間。　竹虎。　(狩野清眞)。
一、長橋奏者所一ノ間。　松竹梅。　(青山治郎右衛門)。
一、三ノ間。　波千鳥。　(多羅尾七左衛門)。
一、西對屋。　同。　(法眼弟子)。
一、一仕切。　孟母八般飛。　(同人)。
一、一仕切。　溫公破瓶松に鶴。(狩野洞雲)。
一、一仕切。　陶淵明松に鶴。　(狩野洞雲)。
一、一仕切。　杜若鐵枴。　(法眼弟子)。
一、一仕切。　萩薄王照君。　(狩野洞雲)。
一、一仕切。　孫唐松。　(法眼弟子)。
一、一仕切。　王子香伯牙。　(同右)。
一、一仕切。　薄鶉紅葉。　(同右)。

一、北五ノ間。　糸櫻。　(重源兵衛)。
一、姫宮御上段。　祇園會。　(狩野洞雲)。
一、三ノ間。　犬子。　(山本元休)。
一、若宮御上段。　競馬。　(狩野右京)。
一、三ノ間。　鶴。　(狩野主水)。
一、女御御奏者所一ノ間。　紅葉鹿。　(同人)。
一、三ノ間。　海棠。　(岡杉如水)。
一、參内殿御上段。　二十四孝。　(狩野彌左衛門)。
一、三ノ間。　松雉子。　(神足常庵)。
一、二ノ間。　錦雞。　(庄野善說)。
一、東對屋。　伊勢物語。　(洞雲弟子)。
一、一仕切。　戴安道採桑老。(狩野法眼)。
一、一仕切。　山路岩鶯。　(狩野右京)。
一、一仕切。　布袋蒲萄栗鼠。(狩野右京)。
一、一仕切。　双帋洗小町柳鳥鴨。(同人)。
一、一仕切。　周茂叔百合艸。(同)。
一、一仕切。　海棠尾長鳥筏(しまてこと問ん)。(狩野彌右衛門)。
一、一仕切。　龍門鯉花籠。　(同右)。
一、一仕切。　武藏野月垣に朝顔。(同右)。
一、一仕切。　靈照如牡丹猫。(洞雲弟子)。

御・里・御・殿・

一、御上段。　唐子。（狩野法眼）。　一、二ノ間。　松鶴。（狩野洞雲）。
一、三ノ間。　芦鴈。（狩野久米之介）。　一、四ノ間。　四季花鳥。（狩野内匠）。
一、五ノ間。　柳燕。（狩野昌雲）。　一、六ノ間。　武藏野。（狩野縫殿之介）。

會所之覺

一、鹿苑院富春軒にて、狩野法眼。　一、心花院にて、狩野右京。　一、豐光院長德院にて、狩野洞雲。
一、大光明寺にて、狩野内匠。　一、桂芳院にて、狩野主水。　一、松鴎院にて、狩野外記。
一、却外軒にて、狩野縫殿之介。　一、玉龍庵にて、海北友雪。　一、瑞珠庵にて、狩野宗仙。
一、冷香軒にて、神足常庵。　一、德溪軒にて、狩野彌右衛門。　一、林光院にて、繪所了琢。
一、柏龍軒にて、吉川了也・岡村佐右衛門。　一、亭川軒にて、鈴木宗眼・竹内宗雲。　一、養春院にて、增井貞三。
一、大知院にて、山本元休・青木頼母。　一、慶玉軒にて、岡松如水。
一、光源院にて、中村修理・中村三之丞・狩野久米之介。　一、法住院にて、庄野養節・青山次郎右衛門。
一、雲興院にて、河井清閑・狩野了昌。　一、禪集庵にて。狩野榮祥。　一、巣松軒にて、狩野清貞。
一、慈悲院にて、狩野昌雲・那須利雲。　一、梅熟軒にて、多羅尾七左衛門・岩井三右衛門。　一、大通院にて、別所如閑・度渡心海。
一、雲泉院にて、重源兵衛・同源之丞。　一、普光院にて、法眼弟子。　一、養源院にて、洞雲弟子。

天和元年四月、東叡山嚴有廟の御靈屋へ御銅燈籠二基献上あるによりて、去年萩田久兵衛奉行之通ノ油町佛具屋太田與次兵衛に命じ、此月九日出來す。其寸、高さ地盤より寶珠迄八尺二寸也。まづ東學院に預け、同日備前より大島石江戸に廻りて同十日より八町堀石屋次郎兵衛遣作せり。四尺六寸の八角、厚さ一尺三寸の石、二ツ也。　同十五日成就し、同十六日八町堀より上野に送る。牛車二両に乘せ、牛十疋にて引く、足輕六十人、手疋の者十人、徒横目村上儀右衛門、燈籠下奉行鈴木半兵衛、か奉行荒木武介、行列警固として森川助左衛門・萩田久兵衛後乘す。

元祿十三年、御手傳。相州酒匂川普請の御手傳命ぜられて、二月九日より奉行・役丁等出張し、六月二日迄に成就しける。又四月十五日同國金目川普請の台命蒙らせ給ひ、五月三日よりはじまり、二月四日諸役人引取ける。

寶永五年、相州酒匂川御手傳。閏正月九日大久保加賀守の宅にて安東平左衛門へ（留守居役）渡されし奉書、同十七日、岡山に達す。其趣は、

相州筋、川之砂にて埋候に付、川浚御手傳被仰付候。小笠原左近將監・土井甲斐守・細川采女正・松平造酒正被仰付候間、被存其意、可被相談候。恐惶謹言。

閏正月九日　井上河内守
大久保加賀守
秋元但馬守
土屋相模守

松平伊豫守殿

同十八日御請使として、川口多左衛門岡山出發し、同二十九日江戸に着候。二月朔日御使をつとむ。斯て岡山より諸役人追々關東に赴き、御普請を勤めしなり。同六月二十七日執奏より奉書を以て明日御登城あるべしと申來りしに、曹源公御足痛あれば、御代官として丹波守御登城ありければ、此度相州川々御普請濟けるによりて、時服三十賜りぬ。同七月二日右御普請懸りの役人登城、檜間において井上河内守出席、御奏者土井山城守列座にて、川浚御普請勤ける御褒美として、御時服・白かね等を賜る旨申渡さる。各次の間に退出し、扨日置隼人出て銀臺をいたゞく、山城守御時服をわたさる、隼人みづから携て退く。（次の間にて御城坊主受取、銀臺は、御進物番引て納といふ。）其次、段々右のごとく載て退く。其人數、幷賜物の員數、左に記す。

一、御時服五ツ・御羽織一ツ・御銀五十枚。　日置隼人。
一、御時服三ツ・御羽織一ツ・御銀三十枚づゝ。　池田左兵衛・丹羽七郎左衛門・水野作右衛門。
一、御時服三ツ・御羽織一ツ・御銀二十枚。　八木惣兵衛・吉崎甚兵衛・水野権大夫・安藤平左衛門・森川川九兵衛・宮部清四郎・富田彌左衛門。
一、御時服二ツ・御羽織一ツ・御銀拾枚づゝ。　林武大夫・今井久左衛門。

正德二年、文照廟御手傳。十月十四日將軍家薨御ありて、御謚を文照廟と申奉る。依之御靈屋造作御手傳あるべ

き旨、大納言家有章廟。台命ありければ、同十六日小畠權内を以て、此旨備前御家老中へ仰下さる。小畠同日江戸を發し、同二十六日岡山へ歸り、仰を傳ふ。同十一月朔日小畠又岡山を發して江戸に歸る。同日瀨川武兵衛・山田猪之介二人共徒目付岡山を發し江戸に赴き、同三日普請奉行森川助左衛門も江戸に下る。同十二月四日勘定頭佐藤彌介、下勘定在津八右衛門・楠原藤左衛門・萩原安平等も江戸に赴く。是皆、此度御普請に付てなり。此外翌年に至り、安田市左衛門・浦上十右衛門・大久保段之丞・木全兵左衛門・村井傳右衛門・羽原加兵衛・渡邊多左衛門・淵本彌平次はじめ、徒士に至るまで、三十人計りなり。同三年御普請成就し、十月十五日には將軍家御前において、左吉貞代金二十五枚。の御太刀の御納受なり。是此度の勞を賞し玉ふ所なり。同二十六日此度懸りの役人にも將軍より賜り物ありし。何も登城せしなり。

時服六ツ、（内、四ツ時服、一ツのしめ、一ツ羽おり）。銀五十枚。惣奉行伊木將監。

時服五ツ、（内、四ツ時服、一ツのしめ、一ツ羽おり）。銀三十枚づゝ。池田左介・稻川佐内・水野作右衛門。（三人添奉行）。

時服四ツ、（内、二ツ時服、一ツのしめ、一ツ羽おり）。銀二十枚づゝ。吉澤甚兵衛・津田丹下・安藤平左衛門。（元〆留守居）。

時服三ツ、（内、一ツ時服、一ツのしめ、一ツ羽おり）。銀十枚づゝ。宮部晴四郎・荒木長兵衛・浦上十右衛門・森川助左衛門・石田彌二右衛門。

公儀御役人秋元但馬守（御老中）、御普請奉行間部隱岐守（御小姓）、細井藤左衛門（御納戸）、窪田彌十郎（同）、小普請奉行西山源藏・竹村權左衛門、改御徒目附野澤源左衛門・堀儀左衛門、小普請手代組頭牧忠介・渡邊庄大夫・前波九大夫、同元〆大村平介・太田原重介、御小人目付、春日井淸八郎・市川佐右衛門・齋藤五郎介・内田新藏、野廻り坂本源七・栗橋權六・中村治右衛門・野澤勘次郎・中村藤右衛門・北畠治郎右衛門、大工棟梁依田伊豫・小林阿波、同肝煎久五郎・作五郎、同手代藤田庄七・岡野李兵衛・今井長左衛門・加藤利右衛門、鍛冶棟梁高井伊勢、餝棟梁禮阿彌内蟜、石方文四郎・淸三郎・藤七郎、同肝煎忠七・孫七、御材木藏元〆高山彌左衛門・鵜澤七郎左衛門・深堀御賄方服部八右衛門等なり。

此方御役人、惣奉行伊木將監、添奉行池田左介、用人番頭稻川佐内・水野作右衛門、元〆吉崎甚兵衛・津田丹下、守留居安東平左衛門・森川九兵衛、大目附宮部淸四郎・荒尾長兵衛、普請方勘定相兼森川助左衛門・浦上重右衛門・石田彌次右衛門、場所奉行乃〆り留帳方志水藤之丞、留帳方高井忠八郎（歩行）、取木取石安藤半左衛門・春田十兵衛・安田市左衛門・大久保段之進、下

役清淵又五郎•尾上長太郎•入澤市左衞門•野崎幸介•林源左衞門•太田清九郎•左南傳七郎•遠藤半左衞門、割元小谷半介•猪
村權六郎、下役千賀萬右衞門(目付)•青木源之丞•鹽田淺右衞門•津川千左衞門•岩井善内、地形砂利松山平兵衞•正木權七郎•
吉田源五郎、下役關彌六郎•村木彌兵衞•谷幸右衞門(外に下役二人)、切組村井傳右衞門•石黑藤大夫、下役三谷權十郎•竹本
久左衞門•井上清大夫、建前淵本彌平次•木全覺左衞門•下役矢吹十內•石黑勘左衞門•西山彌藏、繪方箔方川勝半兵衞•羽山太
郎左衞門、下役近藤六郎左衞門•山田長三郎、錺鍛冶小買物方玉置三郎右衞門•片山新五左衞門、下役丸山茂左衞門•吉川甚介
御藏銅瓦吹方おり油椽織物方山本儀右衞門•河原助四郎•羽原加兵衞•松井傳八郎、下役齋藤甚內•中村夫右衞門•川西太七郎
森甚六郎、柿屋敷下役服部彌三郎、土瓦下役安立彌五左衞門•林淸八郎、小買物神戶文右衞門•羽原源介、火廻り瀧波與兵衞•
市川太兵衞、元小屋番人宮部源十郎•荒尾源太郎、小屋之見廻り若林久大夫•小野田助六郎、下目付山田猪之助•瀨川夫兵衞•
奧村久太郎•萬代段十郎、自分作事奉行龜井孫兵衞、下役吉田安兵衞、壁白土棟方下役二人、上家足代方下役二人、醫師岡田玄
臥•福原長育•笠原用牛•富田字元•進朴司、賄方渡邊多左衞門•安藤德兵衞、目付木梨平六郎、下役川瀨彌太郎•丸山彥介、見屆
服部勘平、菓子方茶方香中石齋•松村了喜、元〆物書加賀野八大夫、油蠟燭方武田圓古•上原加齋•宮本傳知、通ノ子山川平藏•
淺田源介•山田幸介•佐伯甚之助•堀雨小屋賄小幡孫九郎•牧野權六郎、下役矢住文左衞門•小西三郎右衞門、見屆平野久右衞
門、目付笹谷丑右衞門、同所通子茂住傳藏•高木傳介•齋藤平三郎、油蠟燭煙草方大倉柳古•竹內玄齋。
寬保二年壬戌、御手傳。八月朔日關東洪水、江戶本所•淺草邊同事にて、流家•潰家等數多あり、居處なく難義に
付、同四日より二十一日まで御救のため、堺町•吹屋町•かやは町•兩國橋表通り之茶屋共へ命ぜられ、每日飯焚出
し、船數艘にて運び遣さる。御救にあづかりし人數合十八萬六千四百人餘といふ。洪水に付流家•潰家一萬九千二
百八十五軒、溺死人千五十八人、同牛馬千七百七十九疋なり。

水場御見分破損書上

玉川、鉾島より村子田迄十三里、荒川萬吉より小梅迄二十二里。右〆、三十五里。
上利根川、戶谷塚より間口村迄十六里、神流川鬼石より苗木田町迄四里、烏川落合より島村迄五里、元荒川新宿より越谷まで
十二里。右〆、三十七里。

江戸川、關宿より行徳迄十五里、古利根川ひ(マヽ)玉須井より猿ヶ俣迄十里、綾瀬川上尾芝より角田川迄九里、中川猿ヶ俣より砂村迄六里、横川中川御關所より今井迄一里。右〆、四十一里。

渡良瀬川、田中よりゑびせ迄十五里、權現堂川栗橋より關宿迄三里、赤堀川大山より塚崎迄二里、向河邊佐利より栗橋迄四里、烏中川邊伊坂より栗橋まで四里、星川下河上村より篠津迄七里。右〆、三十五里。

下利根川、布佐より佐原迄十里、鬼怒川山本より柴橋迄十里、小貝川川中子より羽子田迄十五里、新利根川押付より河崎迄八里。右〆、四十三里。　私曰、里數、合二百一里。

破損所御領・私領共川々御普請積り書上

竹木諸色代共　六千四百九十兩餘。　人足賃　一萬六千四百七十兩餘。　右者、武州荒川・星川・元芝川。御代官柴田藤右衞門。

同斷　八千百九十兩。　同斷　一萬六千三百兩。　右者、常陸・下總之內、衣川・小貝川・新利根川。御代官幸田善大夫。

同斷　千五百二十兩餘。　同斷　九千八百六十兩餘。　右者、常陸・下總之內、下利根川。御代官原新六郞。

同斷　一萬千四百三十兩餘。　同斷　三萬六千百八十兩餘。　右者、野州・武州、利根川・渡良瀬川　御代官近藤萬五郞。

同斷　一萬六千四百五十兩餘。　同斷　五萬千二百七十兩餘。　右者、武州星川・荒川・元荒川・芝川通り。御代官伊奈半左衞門。

惣合　二十五萬七千九百兩餘。　內　七萬四千二百兩餘、竹木諸式代。十八萬三千四百兩餘、人足賃。

御普請御懸り御役人惣奉行御老中　松平左近將監・若年寄　本多伊豫守、場所見廻り御目付佐々源左衞門・中山五郞左衞門

御勘定奉行神尾若狹守・水野對馬守、御代官原新六郞・近藤万五郞、御勘定組頭八木半三郞・青木次郞九郞・堀江荒次郞・齋藤又八郞、御勘定衆伊藤覺右衞門・齋藤新六郞・本多角十郞、支配勘定野田次郞左衞門。

右の如く、公儀御役人等命せられしが、十月五日未の中刻、本多中務太輔より奉書あり。其文、

御用之儀候間、明六日四ツ時可有登城候。以上。

十月五日

本多中務太輔

松平伊豆守

松平左近將監

松平大炊頭殿

御普請書左に記す。御使者を以、被遣候よし。

御用之儀御座候間、明六日四ッ時登城可仕旨、奉畏存候。恐惶謹言。

十月五日　御名

右三人様當て

右のごとく答へども、此節御宿痾によりて、左に記す、かくのごとく御書付を本多の元まで遣さる。御使大久保岡右衛門役。留守居

御用之儀御座候に付、明六日四ッ時登城可仕旨、御奉書を以て被仰下、奉畏候。然處、持病眩暈差發、出勤難仕、爲名代同姓彈正大弼差出申度候。此段相窺候。以上。

十月五日　御名

本多の答に、御名代可被指出旨にて、又左之通り御使を以て仰送らる。

私儀明日御用にて被爲召候處、持病氣に付名代同姓彈正大弼指出申度相伺候處、窺之通可仕旨被仰聞候趣、承知仕候。爲御答以使者申達候。

十月五日　御名

明六日、壽國公丹波守君御同道にて登城し玉へば、大久保岡右衛門相從ひ、長谷川九兵衛は御先供。波の間において執政出席、今日台命を傳へらるゝ諸侯方一人づゝ出座し玉へば、御用番本多中務太輔口上に、關東筋川々御普請御手傳被仰付候旨申渡され、左之書付一通を授けられぬ。

松平大炊頭　松平大膳大夫　吉川左京　細川越中守　藤堂和泉守

阿部伊勢守　仙石越中守　伊東熊太郎　稻葉萬次郎　間部若狭守

右之通被仰付候間、可被得其意候、御勘定奉行神尾若狭守・水野對馬守可被相談候。且又右御用之儀、左近將監殿へ可被申聞候。

斯て壽國公御歸館之上、保國公へ仰上られしかば、御普請御禮として壽國公•丹波守君御同道にて御廻勤あり。

本多中務太輔のもとへ。

口•上•之•覺•

私儀今日被爲召候處、持病眩暈差發候に付、爲名代同姓彈正大弼致登城候處、關東筋川々御普請御手傳御用被仰付、難有仕合奉存候。御請御禮之儀、右之仕合故、以名代申上候。

十月六日　　　　松平大炊頭名代　松平彈正大弼

　　　　　　　　同道　　　　　　池田丹波守

松平左近將監のもとへ。

口•上•之•覺•

私儀今日被爲召候處、持病眩暈差發候に付、爲名代同姓彈正大弼致登城候處、關東筋川々御普請御手傳御用被仰付、難有仕合奉存候、御禮之儀、右之仕合故、以名代申上候。御用筋追々相伺可申間、此段御用置可被下候。以上。

十月　　　　御名書　右同斷

松平伊豆守•土岐丹波守•松平能登守•松平右京大夫。　右四人へは、文言本多同樣にて、只御請の二字差除なり。

西尾隱岐守•本多伊豫守•板倉佐渡守•小田信濃守•水野壹岐守。　右五人之若年寄へは、右同樣に御案内、御使丹羽藏人。

此外、御側衆•大御目付•御勘定奉行中、皆御案内として、式臺使者あり。此内神尾若狹守•水野對馬守へは、追々仰談ぜらるべき旨、御口上申加候。又松平左近將監へ、左之通伺書•例書等を出さる。御使長谷川九兵衞(御留守居)。

今度關東筋川々御普請御手傳御用被仰付候儀、被仰渡候。且人數何比差出申儀に御座候哉、且又家來人數何程指出申儀に御座候哉、御指圖可被下候。以上。

十月六日　　　　御名

覺•

一、惣奉行、一人。　一、添奉行用人、三人。　一、元〆目付、五人。　一、普請方留守居、四人。　合、十三人。

小奉行徒、十一人。　杖突足輕、五十人。

右者、寶永十一戊子年、相州川筋浚御手傳御用父伊豫守へ被被仰付候節、萩原近江守より右之通人數指出候樣に申渡候。以上

十月六日　　御名

斯て左近將監の附紙を以て答らるゝ、

可爲此通候。步行以下役人之儀は、相應に見計可被指出候。

同九日、左近將監より書付を渡さる。其趣、左近將監の宅にて、水野七郎左衞門渡されし。

御手傳之場所

上利根川水側・烏川・神流川・渡良瀨川。

右之通候間、可被得其意候。尤神尾若狹守・水野對馬守可被承合候。

十月　　松平大炊頭

此度之御普請、御救之儀にも候間、其心得を以、其邊村々百姓を指遣可申候。尤名主等人夫差引候樣に可被申付候。當地町方の者入交り候ては紛敷義に御座可有候間、左樣無之樣被相心得、勿論當地町方人足請負等之儀、無用可被致候。尤神尾若狹守・水野對馬守へ可被承合候。

十月

同日諸役人を命ぜらる。其趣、

一、惣奉行、池田勘解由。　一、添奉行、服部圖書・丹羽藏人。　一、□安東七郎大夫・森半左衞門・丸山次右衞門・水野七郎左衞門・神尾久次郎。　一、假目付、薄田兵右衞門。　一、普請奉行、八木惣兵衞・中村久兵衞・林傳内・浦上十右衞門・鈴木五兵衞・輕部與次兵衞・三木勘五郎・德山兵藏・松山平兵衞・服部文左衞門・的場六大夫・高畠惣七郎・榎並新内・神尾茂大夫・中村作右衞門・近藤十右衞門。　一、醫者、進辨司・森了仙。　一、步行目付已下諸役人、柏原平兵衞・鹽見彌大夫・明田佐次右衞門・杉山惣九郎・水口彌左衞門・山田德左衞門・齋藤角右衞門・片山作介・尾澤又吉・高橋鍋太郎・山本又三郎・中村安之進・佐々軍次。上野定之丞・小野傳右衞門（此小野は、在方下役人にて、備前よりまいる。）・高木傳介。

同十一日、場所見分にて御代官衆出張に付、作事方高木傳介、彼地に行く。又左之通り之書付出づ。

在方人足遣方之儀、其村々において、御普請積り方人足員數等、名主百姓へ御代官より爲申聞、村々男女老人子共どもに人別吟味致置、御普請取懸り候節、村方男女老人子共ども、人足に召仕候積り、勿論老人子共女等は、其程々に應じ、賃錢相渡可然候。但、老人子共、人足一人分之働不罷成、莚・ざる・籠等にて土持運候に付、縱ば一坪何人掛りにても、一坪當り之割合以、其賃錢相渡候樣に候得者、甲乙無之候。

所々より、名主等致方不宜、百姓へ相渡候賃錢不同有之候ては、一統之御救屆(不)惠候間、右之趣村々において、名主惣百姓に急度申渡候樣可致候。

戌十月

同十九日左近將監より、大久保岡右衞門へ渡さるゝ書付。左に記す。

此度御普請之儀は、御救之爲旁々候間、事共心得にて、御普請所へ被指出家來共之面々、召れ候供廻り等、人數隨分可成程は人少々召連、惣て事華美に無之樣に急度可申付候。水損所百姓家居等狹く、少も人數多く召連候ては、可及迷惑候間、不及申候得共、御普請麁末無之、且人夫召遣ひ候儀も不足無之樣、相心得、賃錢無滯樣に念入可申付候。

十月

同日、御城にて水野七郎左衞門へ被渡候書付、左之通。

今度國東筋川々御普請所々儀、諸事御勘定奉行より申渡之通、可被相心得候、御用向此方へも問合等有之節者、書付を以、御城へ罷出可被申聞候、輕き用事にても、於宅申談間敷候、尤下役之者共へも、右之通申渡置候間、是又爲問合被成候事有之間敷候。

一、小屋場被請取候は、出火之節、風並次第其手當可有之事。

一、御手傳御用に付、諸事此方より内々にて申達候儀、一切無之候。若内證にて、此方より頼候筋など申者有之候はゞ、早速此方へ可被申聞候、箇樣之節は、此方の手筋にて申候樣に申なし、其許へ申達候事有之者に候、必其段受用有之間敷候、此方役人等へも、堅申渡置候。

一、材木、其外運送并御普請之節、場所諸人足手支無之樣可被申談候。右運送之儀、其外不依何事差之儀も候はゞ、無遠慮兩人之内へ可被申聞候。

一、御用向相談之節は、御歩行目付立合之上にて、御用向可相談候。

一、惣て御勘定奉行へ相届候事、聊之義にても書付にて此方へ可被申聞候。

戌十月　　多賀外記
　　　　　加藤左兵衛

松平大炊頭殿役人中

不及申候得共、御用に懸り候役人末々迄、輕き御音信にても無之樣に御心得可有之候。若御音信等有之候得ば、直に返答、則其段書付左近將監へ可被申上候事。

戌十月

同二十二日、家老土倉左膳を以被仰渡ける趣、（惣奉行池田勘解由、未だ備前より來らざる故なり。）

服部圖書・丹羽藏人・安東七郎大夫・水野七郎左衞門
森半左衞門・丸毛治右衞門・薄田兵右衞門

御普請所へ罷越候御役人、道中召連候人數、并於御普請所衣類事。

一、添奉行。鑓一本、騎馬傘、此外連人二十三人。

一、惣頭より頭分。鑓一本、騎馬、此外連人十三人。

一、平士。鑓、此外連人二・三人。

一、醫師。連人准后可召連。

右之内、人數相減候義は勝手次第。尤、平士にても知高之者は、御定之外、連人相應相增候事、勝手次第。

一、於御普請所、幕打候事、添奉行之外は無用。

一、於御普請所、召連人數之儀は、相應に可相減事。

一、添奉行初、平士迄、有合之衣類・羽織・蹈込等之儀は、綿布類にても取交、相用可申事。尤、醫師右同斷。

一、步行以下、相印羽織合羽着可申事。尤、立付着用、衣類は木綿にても不苦。

右之通相心得候樣被仰付。

戌十月

同日、圖書より藏人其外へ相渡す書付。

一、於御普請所、家來末々迄火事裝束之通。

一、家來合羽持懸り不及相印事。

一、御貸人合羽右同斷。

一、鎗印相渡候事。

一、挑燈相印被仰付候間、自分挑燈にも相印付可申事。

一、御貸人員數之事、判形へ可被承合事。

一、於御普請所、見廻上下旅籠等之事、右同斷。

一、荷印御賄方より受取可申事。

一、手々より相尋候事、小仕置・判形・御留守居・大目付迄相尋事。

此度、公儀掛り役人衆、左に記す。

一、御勘定奉行。神尾若狹守・水野對馬守。

一、御場所奉行惣掛り。加藤左兵衛・多賀外記。

一、御目付惣掛り。中山五郎左衛門・佐々源左衛門。

上利根川。　烏川。　神流川

右、御勘定組頭、堀江荒四郎。　御勘定、本多角十郎。　御代官、石原半右衛門。

渡良瀬川

右、御勘定組頭、伴十郎左衛門。　御勘定、山口仙右衛門。　御代官、近藤萬五郎。

同二十五日、小屋場繪圖の事、水野七郎左衛門より御勘定奉行へ申達ければ、此度御手傳の諸侯へ一統に渡しければ、御代官へ談ずべき旨返答也。同二十八日、此度諸事禮節嚴重たるべき旨、土倉左膳を以、諸役人に命あり。同晦日、左之書付二通、左近將監のもとへ出さる。

此度、御場所出張仕せ候人數、先日相窺候通、頭立候者十三人申付置候外、奉行之儀は、夫々場所無不足指出候に付、右頭立候者共之內より、追々御當地往來仕、御普請之樣子、拙者へ申聞候樣申付置候、此段御聞置可被下候。以上。

十月晦日　　御名

覺

「惣奉行家老」池田勘解由。　「添奉行番頭」服部圖書・丹羽藏人。　「元〆物頭」安東七郎大夫・森半左衛門・丸毛次右衛門。　「留守居物頭」水野七郎左衛門。　「目附物頭」神尾久次郎・薄田兵右衛門。　「普請奉行」八木惣兵衛・中

村久兵衛・林傳内・浦上十右衛門。

右之外、場所奉所士十人、徒士三十五人。

右之通、御普請場所へ指越申候。尤足輕以下相應に指出申候。以上。

十月晦日　　御名

十一月七日より十六日迄、追々諸役人出張せり。同月十一日、御城蘇鐵間にて神尾若狭守・水野對馬守より御留守居長谷川九兵衛へ渡さるゝ書付。

一、此度御普請所、御小屋近所出火之節、風並次第手當可有之事。

一、川除竹木、其外運送諸人足手支無之樣可被申談候、若人足指支候儀も候はゞ、無遠慮御代官へ可被申聞候事。

一、人足出方之儀、日々人足高、御代官より先達て書付可相渡候間、着到之人數改之、人別に勤札可被相渡候、終日勤方見屆、相仕廻候節、改人付置、賃錢被相渡候節、右勤札取上可被申事。附、寄人足散失不申樣に取〆り可被申付候、土持改方之儀は、御代官へ可被聞合候。

一、老人女子共之儀人足一人分之働成間敷に付、運土計に遣候積りに候間、運土之分量に隨ひ、一錢・二錢宛成とも役人附置、於場所其度之賃錢被相渡候事。附、老人女子共之儀、人足札相渡不及、出次第に遣れ候筈之事。

一、御林根伐材木、其外圦樋・竹木・萱・蛇籠等御買上之品々、請負人又は村方より、其場所々へ相廻し候は、御普請役立合、一色御手傳方へ請取之取〆りとも取計、其日被遣候程づゝ、御普請役印形帳面を以可被相渡候。但し、右代金相渡候節は、御手傳方役人・御普請役立合・於江戸相渡候積り候事。附、右御買上品々之内、多分は運賃等も籠り候積りに付、此分御代官より斷次第可被相渡事。

一、御普請仕立之儀は、御傳方より指構不申筈候。然ども、御手傳方よりも役人指出見廻可被申付事。附、御普請所之内、杖突之者差出被附置場所も可有之候間、勤方之儀は、御代官へ承合可被申候事。

右之通、可被相心得候、委細之儀は、御代官へ可承合候。以上。

戌十一月

右上書附紙にて、左之通。

松平大炊頭殿　松平大膳大夫殿　吉川左京殿
細川越中守殿　藤堂和泉守殿

公儀より御法書を出さる。其趣、

定

一、今度川々御普請中、不作法無之樣に相愼可申事。
一、喧嘩口論堅可愼之、若違犯候輩有之者、双方とも急度可申附候。萬一令加擔者、其科よりも重かるべき事。
一、不依何事、申分雖有之、御普請成就之上、可及沙汰候事。
一、重科之人有之者、懸り役人へ達、可請差圖、私之諍論致べからざる事。
一、火之元隨分念入申付、若出火之節は、其筋之輩、早速被鎭可申候、防人之外、無用之者猥に不可馳集事。

右之條々堅可相守者也。

寛保二年戌十一月　奉行

右高札根板。竪一尺四寸程、横三尺程、厚八分程。

會所に張置、定所者。

定

一、御普請場において、諸事不作法無之樣に、名主・組頭・百姓・人足等へ急度可申付候。毎日其場所へ辰刻揃、直普請取懸り、申刻爲相仕廻可申事。
一、御普請に遣候萱・竹積置候近所において、たばこ等一切可爲停止事。
一、旅宿、其外小屋之者共に、惣て火之元念入被申付、萬一出火之節は、御普請役手代・家來共早速其場所へ馳付、防方差引候樣に申付勿論、御代官も罷越指圖可有之事。
一、大工・木挽人足、無益之人夫一切相增申間敷候。尤、竹・木・釘・鐵物、其外費無之樣に可仕候。
一、御普請中、自分之者勿論、御普請役手代・家來等、御手傳方より音信は不及申、惣て馳走ケ間敷儀、一切請申間敷事。

一、御普請之儀に付、御手傳方へ對し、輕可濟儀を、六ヶ敷申無之、無益之入用懸り候儀、不致候樣に、御普請役并家來・名主・組頭、末々之者共へも、急度可申付事。

一、惣て御手傳方之役人、御普請役并手代・家來へ差懸り、用向談候儀有之候とも、自分々之下宿杯にて相談事堅不致、御代官旅宿にて相談候時も、都て一人として相談候儀、致無用、相役人又は家來たり共、兩人立合可相談事。

有之趣堅相守、末々迄急度可申付候。以上。

戌十一月

御家來の御法度書、道中法度書等、左のごとし。

御法度書

一、公儀御法度之條々、專可相守事。

一、御奉行之儀は不及言、御役人末々に到迄、無禮無之樣、下々迄、堅可申付事。

一、今度御普請所御用を表立、理不盡成仕形無之樣、末々迄、堅可申附事。

一、御普請場へ罷出候奉行人、其外小奉行・足輕ども・早朝より罷出、請取之場所へ無懈怠可相勤事。

一、銘々居申在家にても、火用心念入、下々迄も、堅く可申付事。

一、寺社參詣・諸見物・錢湯風呂等停止之、惣て在家・町家へ爲私用參候儀、無用に候。若無據義有之候はゞ、其支配方へ屆候上、遣可申事。

一、他所之者と喧嘩口論仕においては、此方の者可申付、傍輩ども有合せ、双方致堪忍候樣可致裁斷、無左候て、本人より言葉を過し、方人仕においては、可爲曲事。

一、傍輩中喧嘩口論、如何樣之儀有之共、平に堪忍可仕、御普請相濟候以後、可及沙汰、方人之輩有之は、本人より可爲曲事。

一、下々共、他之先主より申分有之由屆出候て、則可返遣候。此方へ走者は、重々屆、其上を以請取之、理不盡に不捕之、此方召連候者、路次にて他所より捕候歟、討捨に仕候はゞ、其樣子荒増承屆、申分有之においては、重て彼主人へ可斷出事。

一、不依男女、走籠少之間も拘置間敷事。

一、於御普請所、旅宿他所者一宿も致させ申間敷候。但、公用之儀は、可爲格別事。

一、博奕・諸勝負・高聲・小歌一切・鳴物、停止之。尤不作法成儀無之樣、末々迄、堅可申付事。

戌十一月

道中法度

一、諸大名衆行逢候時、下馬仕、無禮無之樣に、下々迄可申付事。

一、於泊々、猥成儀無之樣に申付、宿賃以下、慥に相渡、亭主切手可取置事。附、沓・草鞋によらず、買物代相渡、亭主に相斷可罷通事。

　一、他所者・町人并宿主などゝ申事仕においては、此方之者可申付事。

一、如何樣之儀有之共、一圓不仕出合、此旨主々・下々迄、堅可申付事。

一、山坂并舟渡にても、他所之者と不可混雜事。附、繼馬かり替候とも、理不盡之族有之間敷事。

右之旨堅可相守者也。

左のごとき御口上書を、左近將監のもとへ、出さる。

口上之覺

御普請御手傳所・小屋場相渡候間、來る二十一日より御普請取掛り可申旨、今日神尾若狹守・水野對馬守より申渡候に付、來る十五日家來人數御當地發足仕せ候、來る二十一日より御普請取懸可申候、右御屆申達候。以上。

十一月十一日　御名

兩御勘定奉行へ出す書付、左之通。

御普請御手傳に付、大炊頭人數、來る十五日御當地出足仕、同二十一日より御普請取懸り可申候、右御屆申候、以上。

十一月十一日　松平大炊頭内　長谷川九兵衞

右、同文にて御目付五人、御場所奉行兩人へも、一通づゝ出す。又同文にて石原本右衞門・近藤萬次郎へも、御使者を以仰遣られ候。(此御使、河合源大夫なり。)

同十二日、小屋場御願繪圖扣を添、御場所奉行加藤左京・多賀外記兩人へ出さる。

御普請御手傳所へ大炊頭人數并道具・荷物等、陸路は板橋道より差越、船路を中川關宿御番所川通相廻申候。以上。

十一月十二日　松平大炊頭内　長谷川九兵衞

同十三日、松平左近將監・神尾若狹守・水野對馬守・加藤左京・多賀外記・中山五郎左衞門・佐々源左衞門のもとへ、左の書付を以て、廻勤。

松平大炊頭家來

「惣奉行家老」池田勘解由。「添奉行番頭」服部圖書・丹羽藏人。「元〆物頭」安東七郎大夫・森半左衞門・丸毛治右衞門。「留守居物頭」水野七郎左衞門。「目付物頭」神尾久次郎・薄田兵右衞門。「普請奉行」八木惣兵衞。「普請奉行之内」林傳內・中村久兵衞・浦上十右衞門。

右三人は、小尾場爲受取、先達て御場所へ指越置申に付、唯今得參上不仕候。以上。

十一月十三日

同十四日、服部圖書・丹羽藏人を始め諸役人、誓詞す。見屆役は、勘解由より小仕置共役に應ぜり。勘解由誓詞は、壽國公見屆玉ふ。

同十六日、印鑑を所々御番所へ出さる。

松平大炊頭內　安東七郎大夫　印　大久保岡右衞門　印　長谷川久兵衞　印　水野七郎左衞門　印。

右之內、一判にても、夜中共無相違御返し被成可被下候。以上。

寛保壬戌年十一月

小岩市川御番所。金町松戸御番所。房川渡中田御番所。

右之通、五寸四方木札に調、三枚共伊奈半左衞門へ遣さる。御使川村茂左衞門。

松平大炊頭內　大久保岡右衞門　印　長谷川九兵衞　印。
印判　森半左衞門　印　神尾久次郎　印。

右之內、一判にても、無相違御通可被下候。以上。

寛保二壬戌年十一月

中川御番所。

右の如く、紙札に調、花房三十郎のもとへ遣さる。御使窪田源太なり。
同十六日、近藤万五郎より御留守居を呼れ、左之書付を渡さる。

覺

松•平•大•炊•頭•御•手•傳•場。

渡良瀬川通。　右同斷。　右同斷。
底谷村。　川崎村。　足利村。
一、只木村。御普請役、二人。　一、觸木村。同斷、二人。　一、今福村。同斷、二人。
新井村。　常見村。　五十部村。

右之通、來る二十一日御普請取懸り候積りに御座候。以上。

戊十一月

兩御勘定奉行より、御留守居を呼れ、口上に申渡さるゝ趣。

此度御普請、來る二十一日より始り候、御方又は追て御取懸り被成候御方とも、御取懸り之遲速無差別、來月二十日頃には、御普請相止可申候。其内にても、寒氣强御座候はゞ、於御場所、御代官中へ相伺之上、御普請相止候樣に可有之候。

關宿御番所へも印鑑出されんが爲め、安東•大久保•長谷川•水野四印•文言•前段の如く調、久世隱岐守の留守居迄、賴遣せり

同二十二日に至り増役人を命ぜらる。其姓名、福島四郎左衛門•谷川次郎右衛門•同萬次郎 但し御雇なり•川崎九郎大夫•林井八郎右衛門•長田太右衛門、此外歩行以下なり。
同二十三日、左之通左近將監のもとへ屆玉ふ。御使長谷川九兵衛。

私、御手傳所川々御普請、一昨二十一日之朝より取掛り申、右御屆申達候。以上。

十一月二十三日　御名

同日、御城において御勘定組頭中へ、左の書付を出す。

大炊頭御手傳川々御普請、一昨二十一日の朝より取掛り申、右御屆申達候。以上。

十一月二十三日　　御名内　長谷川九兵衞

役人尚又不足に付、同二十四日、歩行八人御普請所へ出張せり。

同二十五日、左之書付を左近將監の元へ出させ玉ふ。御使大久保岡右衞門。

口上の覺

私御手傳所川々御普請始り候處、人數不足仕候間、場所奉行士六人相增、足輕以下相應に指添指出申候、御屆申達候。以上。

十一月二十五日　　御名

兩御勘定奉行へは、右之趣大久保岡右衞門より書付を出す。

十二月四日、靑木銀藏出人足、松平大膳大夫の御普請所より口論に及びけるよし聞へければ、水野七郎右衞門早速長州の元小屋に行て、彼人足を連歸れり。同五日・六日は雪にて、普請成がたし。右靑木より出人足不法あれば、江戸へ送られ、其後又高札を諸手へ命ぜらる。其文、

荒川通御普請所、武州小八林村御手傳之小屋へ、百姓ども罷越あばれ候由、且又上利根川御普請所、同國於間口村、百姓共御普請役并名主共を打擲いたし候に付、右之者共、江戸へ被召呼、急度遂吟味、御仕置申付候筈。自今御普請所於村々人足共あばれ候儀は不及申、我儘成儀申し、御普請所へ出候役人之申渡候趣、少も相背間敷候。若此以後右體之儀有之候はゞ、猶又嚴敷遂吟味、御仕置可申候條、此旨百姓共まで急度可相守者也。

戊十二月

加藤左京・多賀外記より、渡さるゝ書付、

川々御普請所之內、柴村藤右衞門懸り場所荒川通、并石原半右衞門懸り場所上利根川通にて、百姓共我儘いたし候儀に付、從江戸表相渡候書付之通、向後村々急度相鎭可申儀に候。然る上は、御手傳方にても、此上彌念入、場所々之役人心得違無之、右書付之趣に付、人足共不相背樣、寄々可被申付候、爲心得申達候。

十二月

御普請所村名、并、御普請役姓名、場所奉行姓名書付、左に記す。

上利根川通。　岡田與惣右衞門・津田傳四郎。

中島村・平瀬村・徳川村・龜岡村、　福島四郎左衞門。　阿久津村・武藏島村・前島村・堀中村、　高島鍋太郎。

押切村・小島村、　寺尾與右衞門・高田彌一郎・鹿島彌左衞門・加藤藤十郎・門田六之丞・小野田淺之介。

田部井幾八郎・林要藏。

長沼村・富塚村・戸谷塚村・下福島村、　長田丈右衞門。　八斗島村・飯島村・小柴村・上仁手村・下仁手村、　安井儀平・片山金大夫。

利根川通。　上岡與六郎・藤橋武介。

川俣村・梅原村・須賀村・大海村・中谷村・大佐貫村・長手村、　古澤淸之介。　大島村・吉澤村・張戸村、　竹内剛介。　鵜生田村・丸山村、　須崎庄右衞門・友松長兵衞・佐々軍次。

早川甚兵衞・關口領介。

舞木村・古海村・内ケ島村、　村井八郎右衞門。　赤岩村・坂田村・仙石村、　馬場淸右衞門。　上小泉村・飯塚村・上小泉村那須久大夫。　上五ケ村・瀬戸井村・古戸村、　平田小兵衞。　上中森村・鍋谷村・下中森村。　大原作十郎。

上岡八三郎・島田善介。

戸合田村・江口村・千津井村・飯野村、　三木勘五郎。　八重笠村・萱野村・富田村・新宿村、　谷田理左衞門。　若林村・江黑村・赤生田村、　石井村、　岸本文右衞門。　大ノ郷村、　小野傳左衞門。　渡良瀬川通南。　石川與八郎・金子與七。

下五ケ村・大久保村・南大島村・高取村、　近藤七介。　藤川村・中野村・里矢場村・本矢塚村、　井上彌一兵衞。　三ツ堀村矢部村・鶉村・烏村、　横山兵大夫。

田部井源介・山川儀兵衞・高取喜兵衞。

海老瀬村・板倉村・秋妻村・離村、　神屋茂大夫。　龍舞村・中ノ郷村・除川村・土橋村、　原田喜左衞門。　只上村・谷越村・矢田堀村・大新田、　在津市左衞門。　島田村・下小林村・衣場、　早川幸右衞門・津村善右衞門　西岡新田村・北大島村・

木戸村、　高畠惣七郎。　高坂村・新島村・日向村・野田村、　黒田角左衞門。　梁田村・荒井村・小曾根村、　平野半兵衞。
荒萩村・村今井三ヶ村・羽苅村・下頭村・市場村・借宿村・中泉村・飯田村・今泉村・太田四ヶ村・上濱田村・西矢島村・下濱田村・今井村・太田町。
栗原平次郎・相澤定六。
借宿村・田中村・高松村・小生川村、　松山平兵衞。　高林村・神明村・槙木野村・猿田村、　石原兵八郎。　上澁乘村・下澁乘村、　安倉十左衞門。　朝倉村・窪田村。　飯村忠右衞門・中丸佐四郎。
岩田村・一本木村・上古林村・市場村・海老瀬、　正田孫太郎。　田藏新田・野原村・木崎村・別所村、　小牧友之助。　吉田村・古氷村・小舞木村・新福寺村、　櫻木助大夫。　本矢島村・只上村、　吉田九郎左衞門・西村忠藏。
萩野藤市・伊能四郎左衞門。
茂木村・傍不塚村・田島村・下三林村・上早川田村、　青江金次郎。　下早川田村・藤戸村・上小林村、　駒田半次郎。　羽附村・入ヶ谷村・南友之江村、　大森太郎左衞門。　籾谷村・田谷村・矢島村・北友ノ江村、　小谷甚介。
八幡村・四ッ谷村・青柳村・當江村・上島山村・中島山村・下島山村・新當江村・茂手木村・堀上村・足須村・鍋谷村・堀込村・福島村・篠塚村・大町村・狸塚村・新里村。
若山忠藏・小室彌九郎。
上廣澤村・中廣澤村・下廣澤村、　野口彌一右衞門・臼杵平介・難波佐十郎。　渡良瀨川通所。　大塚善治・富田勘兵衞・大塚八郎左衞門。　足利、　的場六大夫。　五ヶ新田町・五十部村・今福村・山下村、　瀨崎六大夫・若林傳九郎・中西八十郎。
平岡直左衞門・安達淸右衞門。
川崎村・栗戸村・羽子田村・觸木村、　勝部文左衞門。　常見村・村上村・高橋村、　松村甚右衞門・田邊淸藏・岡本彌四郎。
富田勘兵衞兼役。
岩井村・勸濃村、　渡邊利右衞門・三宅杢三郎・中堀善內。
大塚善次郎兼役。

葉鹿村・小俣村・新宿村・境野村、　中島治大夫・中村安之進・入澤市之丞。
齋藤丈右衛門・川島宇兵衛。
船津川村・君田村・田島村、　石尾善左衛門。　馬門村、　石川藤大夫・岡吉之進。
加藤市右衛門・高木久兵衛。
底谷村・只木村・荒井村・藤岡村、　徳山兵藏・澁谷藤右衛門・松野半之介。
島川・神通川通。　藤井唯七郎・榴江忠助。
上忍保村・代黒村・毘沙門村、　川崎九郎大夫。　仁手久々宇村・田中村・本庄村、　吉川彦五郎。　八町河原村・新井村・小和瀬村、　丹木又六郎。　山王堂村・一本木村、　西崎庄介。
鶴田源五郎・伊東逸八。
笛木新町・勝場村・金久保村、　谷川次郎右衛門。　長濱村・上ノ江村・四軒在家村、　加々野文治。　安保村、　皿井藤大夫。
柏木用七・成瀬市郎右衛門。
落合新町・上戸塚村・下戸塚村、　谷川萬次郎。　岡ノ江村・角淵村、　横山三之介・高田甚藏。
鈴木彦助・齋藤儀助。
小濱村・小林村・本郷村・花石村、　榎並新内。　肥出村・渡瀬村・森新田・浮法寺村、　山本又三郎。　立石新田・保美村・中島村・中田村、　田中傳三郎。　川除村。

御手傳諸侯方場所割、并、諸手御目付、附り、御入用積り書。

三十一萬五千二百石。　松平大炊頭。　「御目付」加藤左兵衛・多賀外記。　上利根川(北側)・烏川・神通川・渡良瀬川。
三十六萬九千八百石。　松平大膳大夫。　「御目付」戸川内藏助・筧新五左衛門。　上利根川(南側)。
吉川左京御手傳場所之儀は、其方より勝手次第可被申渡旨、大膳大夫へ被仰出候。
五十四萬石。　細川越中守。　「御目付」鶴田庄五郎・酒井與一郎。　江戸川(庄内古川も)・中川・綾瀬川・古利根川。

三十一萬三千九百五十石。　藤堂和泉守。　「御目付」松前隼人・花房兵右衞門。　栗橋御關所前邊中川向河邊領谷川・鬼怒川・權堂川・赤堀川。

十萬石。　下利根川。　阿部伊勢守。　五萬八十五石餘。　小貝川。　仙石越前守。　五萬石。　新利根川。　間部若狹守。

右三人に御附「御目付」、菅沼藤三郎・神田平大夫。

五萬石。　荒川・芝川・星川・元芝川。　京極佐渡守。　五萬八十石餘。　荒川。　伊東熊五郎。　五萬六千石。　荒川。　稻葉萬次郎。

右三人に御附「御目付」、奥山甚兵衞・久野三郎兵衞。

武州、星川・元芝川通り。伊奈半左衞門支配。此積り金高八萬三千兩餘。

武州・上州、利根川・烏川・神瀨川・上利根川。石原淸左衞門支配。此積り金高六萬七千兩餘。

下總・常陸、下利根川。原新六郎支配。同一萬千兩餘。　武州、荒川・星川・元芝川。柴村藤右衞門支配。同二萬三千兩餘。

常陸・下總、鬼怒川・新利根川。幸田兵大夫支配。同二萬五千兩餘。

下總・常陸、下利根川。近藤萬五郎支配。同三萬六千兩餘。外に一萬二千兩。

〆二十五萬七千兩餘。内、公儀より七萬四千兩餘、竹木代、金物・諸色代。御手傳より十八萬三千兩餘、人足代。但し、一日一升七合づゝ積り、金に直し候金高也。

諸侯方御知高百八十九萬五千石餘なり。此割合を以、十萬石に一萬兩不足の御手傳といふ公儀の定めなれど、中々此割合にては濟ず、此度御入用、御家の三十萬五千石にてなか〳〵三萬兩などゝいふ事にあらず、莫大の御入用にてぞありける。此手傳に付、江戸町方にて狂歌あり、爰にしるす。

水上は池田の大ひ場所なれど、いかなきれとも金のつくまじ。

藤堂の所を爰にて御手傳、金は和泉で錢は出かねる。

細川に大きな川を請取て、越中ふんどしぬれて御難儀。

斯て追々普請功成り、翌三年三月二十四日に至る。四月朔日松平左近將監のもとへ達せらる。同十三日御登城、

諸事先規のごとく賜あり。將軍家に拜謁ありしかば、破損所手傳心魂を盡候て、普請所宜敷出來、滿足に思ひ候上の上意有ければ、保國公答玉ふには、此度初て御手傳御用仰付られ難有奉存候、於場所末々迄に至る迄、何の聊もなく出來、大慶に奉存候と申させ玉ふ。斯て翌十四日松平左近將監を以て、向後上意ある節は、御請の趣、松平大炊頭通りにあり度よし、大廣間の諸侯へ台命ありしとぞ。

本文のごとく、其比より上意あれば、御請ありし例なりしに、又いつの比よりか、上下の間遠くなりゆき、寛政の比に至りては、諸侯御請もなかりし風になりゆきしにや、細川家或時上意に御請ありしを、異なることのやうに申なし、已後は列侯みなかくのごとくなるべきよし申合、御相談ありて、今少將公にも御相談ありしかば、御答に、ことあらたまる御談なり、それがしが家にては、前々より御請申來りぬる例なれば、各方にもさぞ同樣の事と存じ候ひしに、今日はじめて承り候ひぬ、されば此度別に同意と申せ(ママ)、御返答に及びがたし、それがしは、仕來のごとくはからひし事なれば、此度の御相談は、御望あるべしとて申させ玉ひけるとぞ。

斯て御家の十三奉行も、先規のごとく登城して、賜り物有、左の如し。

銀五十枚・時服五ッ・羽織一ッ、池田勘解由。　銀三十枚・同三ッ・同一ッ、服部圖書・丹羽藏人。
銀二十枚・同二ッ・同一ッ、森半左衛門・安東七郎大夫・丸毛治右衛門・水野七郎左衛門・神屋久次郎・薄田兵右衛門。
銀十枚・同二ッ・同一ッ、八木惣兵衛・中村久兵衛・浦上十右衛門。

寛保三年癸亥四月十三日、兩御丸より歸國の御暇上使あり、同月十五日御登城御禮、同十九日江戸御發駕、閏四月四日御歸城也。去年御手傳御用莫大の御物入に付、御家中面々存寄々寸志指上度旨申出候處、御聞に達し、御滿足思召され、御料理被下由。閏四月十三日保國公御書院松の間に御着座ありければ、豐後御取合、何れも御料理頂戴被仰付、御懇意難有奉存候申上候。此時日出度こと被仰、夫より左之通御意之趣、此度重き御用首尾好仕廻、殊に御懇の上意を蒙り難有事に候、右に付て、下々迄も志申出、具に聞て別て滿足に候、依之も銘々儉約之事心得可有事に付、勘解由此書付をと被仰、御書付御渡被遊候、勘解由讀之、

惣て時節隔り候へば、何となく心持を取紛かし候趣も有之候、去年も申聞候通、下地差支たる作廻之處、此度の物入故不及言五・七年も儉約堅固ならでは難凌・其節も言聞遣候通り、申事無之、上之役介に不成樣に、銘々此節の分量、猶以内端に心得、萬事前廉の考、第一に隨分取締候覺悟可致候、畢竟銘々の作廻ながら、たとへば何もしゝ品不受と申聞せ、又は料理など遣候事に付ても、當然の調子に心移り考違ひ候へば、其筋に背き候、先にも言ふ通、兼て申聞候品趣意、此已後とも不取失樣に、平生頭々より心を付可申候。

又序に、是もと御意にて、勘解由讀む、

年序申聞せ候、此節の事に候故、銘々連人等も可致省略候得ば、城内の番人杯、士共を不見覺、〆りの爲に依て名尋る事も可有之候、其節聊なく名申可通候、隨て和泉年寄ども初、家來〳〵不禮無之樣に堅固可申付候、何となくかさ高に心得違の者も有之樣に聞及候、右に准じ、町在の者も禮儀正しき樣に、郡代・町奉行より可申付候。

又御意、

當代に移り、時節惡敷、家中の者共を育ひ候事はせずして、皆共世話に成、別て氣毒に思ひ候得ども、すべき樣も無之故、此度の志申出候段、尙以過分に思ひ候、隨分取續候事第一之事思ひ候、此趣相心得、遂儉約候へば、則右之志も相立候事思ひ候。

以上

斯て追々御料理被下、五月下旬に到れり。

延享元年甲子四月、御參府あるべき處、去年關東川々御普請御手傳勤め玉ふによりて、秋迄御休足にて七月朔日岡山御發駕。

明和二年乙酉、御堀浚。二月十八日江戸城湟を浚らるべしとの台命ありければ、夫々役人を命ぜられし。惣奉行は伊木豊後なり、其場所は辰の口より錢かめ橋迄、數寄屋橋より常磐橋迄、長延凡二十五町なり。四月二十五日より、始り諸役人多勢出張して日々浚へしが、追々出來し、八月十一日將軍家の御役人見分ありて事濟たり。此方御役人も引拂ひなり。此旨岡山へも申來り、一統へ御觸あり。

一、江戸表御手傳之御場所、御堀浚、追々御出來に付、公儀御役人中御見分有之、當月十一日迄に一通り無滯相濟候由申來、奉

恐悦候、依之先爲御歡、明朔日左の通り、
諸頭勤之品條々あり、略す。平生は不出。猶以此度之御手傳御用段々御入増も有之、莫大之御物入之儀候處、先一ト通り御見分も被相濟、一統奉恐悦候、是等之趣、無徒御組支配へも御申聞候様にとの御事に御座候。

八月晦日

今度御堀浚御普請御手傳御用無滯濟せられ候に依て、十月朔日御登城拜謁し玉へば、御懇の上意を蒙り玉ひ、御時服三十賜り玉ふ。此方奉行等も、左の如く賜物あり。

時服六。内、四ツ時服、一ツ熨斗目、一ツ羽織、銀五十枚。惣奉行伊木豐後。

同五ツ宛。内三ツ時服、一ツ熨斗目、一ツ羽織、銀三十枚づゝ。添奉行宮城舍人・同小堀彦左衞門。

同四ツ宛。内二ツ時服、一ツ熨斗目、一ツ羽織、銀二十枚づゝ。元〆「判形」澤原孫太郎・同「假判形」淺野瀬兵衞・留守居「公儀使」松平平右衞門・同「同」中村善左衞門・目付「大目付」秋田十左衞門・同「同假役」村井傳右衞門。

同三ツ宛。内、一ツ時服、一ツ熨斗目、一ツ羽織、銀十枚づゝ。場所奉行「與頭」船戸新五左衞門・同「同」小崎半兵衞・同「御取次」佐分利甚五郎・同「引廻し」鈴木新兵衞。

御場所小作事奉行苫田彌兵衞、同元小屋奉行箕浦文左衞門・河瀬吉大夫、場所奉行八田長之介・岡本兵吉・中野半介・谷川萬次郎・市原金三郎・石澤久之丞・小林源次郎・榎並十大夫・田中安左衞門・岡田九左衞門・平野權之介・三宅甚五兵衞・倉久次右衞門・最上利左衞門・仙石忠左衞門・加納治介・瀧川只之丞・小野田助右衞門・伊澤勘左衞門・羽原庄兵衞・閑屋亦右衞門・蜂谷平大夫、火廻り石丸平七郎・薄田清八郎、會所詰古田源介・鈴村誠次・木梨多兵衞・中山又大夫、祐筆岡村源大夫、醫師松井三澤・柴岡宜全、元小屋引越作事見屆徒目付安井六左衞門、見廻り同藤田元左衞門・津田百介、丁場小奉行歩行十九人、居小や晦見屆會所歩行九人。

天明元年辛丑、川普請。關東川々御普請有に依て、二月十九日其役勤めらるべき旨台命あり。同月末より役人彼地に出張す。此度は例の替り、將軍家役人と同じく見分し、其旨にしたがひ、三月中旬江戸に歸り、上納金ありて事濟しなり。四月朔日御登城、將軍家に謁し玉へば、此度の勞を賞し玉ふ上意ありて、御時服三十賜ふ。此方十三

奉行等にも、左のごとく賜物あり。
時服六ツ、銀五十枚。池田隼人。
同五ツ、銀三十枚ヅヽ。山脇兵衛・安東勇馬。
同四ツ、銀二十枚ヅヽ。松平平右衛門・野村藤右衛門・中村善右衛門・岩田富四郎・下濃宇兵衛・山脇三郎兵衛。
同三ツ、銀十枚ヅヽ。馬場茂右衛門・高木孫右衛門・瀧川定之丞・舟戸彈之丞。
御手傳掛り公儀御役人、左之通。
御勘定奉行、安藤彈正少弼。同吟味役、根岸九郎左衛門。御目付、村上三十郎。

吉備溫故秘錄卷之八十八(公務)終

吉備温故秘錄

（預人證人）

吉備溫故秘錄卷之八十九（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

預人證人目錄

吉備溫故秘錄卷之八十九（預人證人）目錄終

吉備温故秘録　巻之八十九（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

預人證人

一、元和八年壬戌 正木大膳御預

里見の家老正木大膳亮時堯を預られ、其身不自由ならざる様に養ふべしと台命あり。同十一月二十六日、妻子共因州鳥取に至る。かくて扶助として米二千俵を、烈公より恵みたまふ。

是より先、慶長十九年九月九日安房國里見安房守忠義故ありて領地沒收せられ、伯耆國倉吉に住し、ことし六月十九日、配所にて卒す。されば烈公因・伯を賜はらせざりし前より、倉吉に蟄居にて、御移封後、直に烈公に御預なるべし。大膳亮と主人安房守と同じく伯耆國に來りけるが、元和元年大阪落城後、妻子引具し駿府に參るべき旨命ありて、同所へ參る。翌年神君薨じたまひぬれば、同三年江戸に召れ、櫻田に里見の跡屋敷あればこゝに住し、六年の月日を送り、今年安房守配所にて病死しければ、大膳を江戸の御城に召れ、御家へ預らるゝ旨、執政より命を傳へられしといふ。

大膳は因州にて蟄居せしが、寛永六年己巳六月二十日病死せり。

大膳は長大壯力にして、當時等倫すべき者なし。寂寞のなぐさみに、新身の眉尖刀を鍛わせたり。長三尺計り、幅廣く、重ね厚し。これを擧るも容易ならず。然るを右の指三つかけて持ち、前後左右に物を切る眞似をして、五十も百も振る事、竹をふるが如く輕げなり。人々其力のほどを見んとすれども、今の身にては然るべからずとや思ひけん、力わざをする事なく、此長刀なりとて、今も御武具藏に存在せり。また安房に居たりし時、六月の頃壯年の朋友を伴ひ、納涼のために河邊に逍遙し、晩に及で、戯に箭たけほど走、早瀬の流に下り立て、近邊の民家より板戸を取寄、水にさかふてその戸板を推に、戸は半より折ければ、水勢に堪ずといふて、ふたゝび板戸三枚を重ね、川下より推上て、水波左右に分れて、往く事一二町、見る者驚歎す。

大膳子なければ、弟主膳が子甚十郎を幼より養ふて子とす。此甚十郎も、正保元年三月二十日備前にて病死し、其

子四人あり。兄は市之介後市正又主計と改。弟を又之介・權七郎・德之介といふ。其後慶安四年十月三日、彼正木が事のあらましを筆記し、關東に願ひ給ふは、はや年月もへだゝり候ひぬ、殊に今は孫が時なれば、おほやけの御咎だになくば、少しの助力遣して召遣ひ度こそ候へとなり。されども何の御差圖もなく、承應三年三月二十二日、執政酒井樂頭(雅)より正木が預られしは、いか成る子細ありやと、尋ねらる。年久しき事なれば、具に覺へ給はずとて、御旗本久世三四郎をたのませ、正木左近のもとに尋給ふに、書付兩通を越されぬ。其書にも何の子細なきよしを載す。扨此旨を酒井のもとに仰遣されければ、雅樂頭一段宜しきとの返答なり。其後寛文元年十二月二十日、正木が孫勝手次第たるべしと御赦免のよし、御城にて執政より牧野織部へ申渡されければ、牧野早速東邸へ來臨有て命を傳らる。正木が家譜を見るに、甚十郎が時よりは、扶助として米八百俵を御家より賜り、甚十郎死し、其子市之介に至るも、八百俵給ひしなり。同二年十月十五日、市之介に祿千五百石賜ひ、寄合組となされ、市正と改む。同九年三月二十二日、番頭となり、主計と改む 延寶五年七月十五日、足輕二十人を預らる。其子源助盲人なれば、友水と號。此友水に男子一人あり、松之介といふ。江戸にありて幕下の士正木六大夫の家に養はれ居たるを、天祿九年、大久保隱岐守より奥山立庵を使として、池田大學まで件の松之介めし出され玉はるべき旨を賴越るゝに依て、五月十五日召出され、祖父の名甚十郎になり、山脇傳内組に屬す。同六月三日米三百俵賜はる旨命あり。寶永のはじめ早世、家絶たり。 されば主計が家嗣べき子なく、宮城大藏が子何りし六之介が弟なり。を養て子とし、市之介と名のらせ、同六年六月三日主計病て死し、市之介家を繼ぎ、同七年五月二十二日源太兵衛と改む。元祿二年八月十一日罪ありて放逐せられ、家絶ぬ

主計が弟權七郎は、別に二百石賜ひ、曹源公の歩行頭なりしが、貞享元年十二月狂氣して家絶たり。一說に、狂氣にはあらず、故ありて蟄居し抑陰と號すともいふ。 同二年十二月十二日權七郎が子清吉を召出され、俸米百俵賜ひ、權七郎とあらため、小姓組たりしが、後出奔して家絶ぬ。此權七郎退去せし根本は、大膳が時より家に傳ふる重器(里見家の旗とも有)ありしを、保國公御覽あり度よし仰ありければ、かしこまりたる旨御請申せしに、かねて家貧しく、大阪へ質物として預置けるが、そのとりかへすべき方覺なりがたく、殊に遠方の事にて障取内、首尾不都合たとひ出來一分立がたく、出奔せしともいふ。 又之介・德之介が事、詳ならず。早世せしも知るべからず。

二、寛永十年 河合助之進御預

寛永十年、駿河大納言忠長卿の近臣河合助之進（イ丞）といふ者、公儀より御預ありしが、南部次郎右衛門・和田猪左衛門に仰せて、上野國高崎に行て河合夫婦を請取、備前に幽居せしむぞ。其後慶安五年（承應元年なり。）正月十九日助之進病死す。

先年御預被成候駿河大納言殿者、河合助之進去年より相煩、去十九日相果申候由、只今國訴より申越候、御檢使可被遣奉存候死體鹽漬に仕置候由申越候事。

一、男子・女子共、一人も無御座候事。

一、御公儀不苦儀に候はゞ、女共舟越三郎四郎妹にて御座候間、三郎四郎方へ遣し申度候。助之進願置候由申越候事。

慶安五年正月二十八日申刻　烈公御名（御判はなし）

松平伊豆守様

當番の御老中なれば、豆州へ御書なし、其他は御口上にて申届させらる。此御使能勢少右衛門勤しなり。其後助之進が妻舟越の方へ渡すべき御下知ありければ、又御老中より奉書に曰、

先年御預被成候河合助之丞相果候由、檢使被遣候條、得貴意改申、以後死骸取置可申事。一男女共に子無の由、然る上は、妻女は舟越三郎四郎方へ可遣候事。

御奉書の趣、拜受仕候。然ば先年御預被成候河合助之進相果候に付、近日御檢使可被差上候間、其迄彼死骸可差置候。扨又助之進男女共子供無之に付、妻女の儀は舟越三郎四郎へ相渡可申旨、畏奉得其意候。恐惶謹言。

慶安五年二月十日　御名

松平伊豆守様・松平和泉守様・阿部豐後守様、御三老當

同月晦日大阪より檢使伊藤源左（イ右）衛門備前に來候て、河合が死骸改られて事濟たり。

三、榊原香庵老

榊原香庵と申は、遠江守康勝の子にて、平十郎と言し人なり。康勝元和元年五月二十七日風毒腫はづらひ、年二十

六歳にて俄に死去。台德廟大におどろかせ給ひ、郎徒等めして、康勝の子やなかりしと尋られしに、子なきよし申せしかば、大須賀出羽守忠政が子を養子となし、榊原の家つがせらる。是榊原式部太輔忠次なり。康勝は加藤肥後守清正の娘を妻とせられしが、それには子なくして、妾の腹に男子一人あり。是平十郎なり。（然るに郎徒等子なきよしを申せしは、かの郎徒等多くは、康政の時につけさせ給ひし兵どもなりければ、榊原の家ほろびなば、將軍家に召かへさるべきよしを、はかりける故とぞ聞えける。）郎徒等平十郎をば片田舍成所にかくし置しを、後に加藤忠廣つたへ聞、康勝の子ありし事を大に悦び、將軍家へ披露あるべきよし議せられしかど、郎徒等が謀あらはれて、彼等が罪のがれがたきのみにもあらず、家の爲にも然るべからずとて、廻り／＼ためらふ内に、忠廣流刑に處せられしかば、其事かなはず。一門の人々よきにはからふて、康勝が躮ありと披露しければ、召仕はるべしとて、僅の祿たまはりて二・三年が程を經しに、くやしき事に思ひ、寛永十三年世をのがれ入道して高野山にこもりありしが、同十九年四月二十六日烈公、酒井河內守・松平式部大輔・酒井下總守に御物語のついで、榊原平十郎事年若き者にて候得ば、爾今以後、自然不作法成事候はんかと氣遣に候へば、おほやけだにくるしからずば、館林（榊原刑部大輔の領地。）へ成り共、備前へ成とも呼寄置度由仰ける。三人共返答に、尤然るべしとありければ、左候はゞ、河內殿より酒井讃岐へ申され、其言品御聞賜るべしと申させ給へば、心得ぬとて領掌有、（此時烈公の仰に、平十郎は元來不屆者にて、絶交ながら、若者なれば氣遣しく候故、御ゆるしあらば、引取度と仰けるといふ。）五月二日河內守・式部大輔（松平）兩人東邸へ來臨ありて、きのふ平十郎事讃州に演說候ひし處、一門中申さるゝ條尤なれば、月番の老中へ御申候て可然との返答のよし、兩人申されける。烈公御答に、左候はゞ猶以河內殿より其旨御達し賜るべしと申させ候へば、猶又讃州と相談し申べしとて、兩人歸られける。六月十二日烈公より中村主馬を御使として平十郎のもとへ（此時平十郎いづかた居られしや未詳。）遣され、此ほど執政かた春の內意の旨を申させ、おほやけの御ゆるしあらば、館林・備前兩所の內へ參らるべしと仰遣されしに、平十郎初は同心たへかりしが、達て異見を主馬申述ければ、後には半ば許容の趣なりし。正保元年五月二日酒井河內守東邸に來られ、

一　今日御城にて讃州・伊豆（松平）・豐後（阿部）・對馬（安藤）・因防（板倉）同座の時、平十郎の事申出候得ば、讃州答に、新太郎殿・刑部殿申さるゝ所尤に付、御老中と可否は申されがたき事に候。何も罷在所にて貴殿申され候得ば、能よう兩人の領分

に遣し、けつかふにいたさるゝにて無之と申されし。此時豐後守いか樣さし放して置れんは、兩人の氣遣ひ尤なりと挨拶あれば、伊豆守の言葉に、平十郎元來利發成人にて候に、短き思案にておしき事なりと申されし由物語ありて、河内守歸られし。翌三日烈公より讃州のもとへ、平十郎事、兩人領分へ引取候にも苦からまじき樣、御取持のよし恭旨、御書を以仰遣されければ、讃州の返事に、

昨日於殿中、平十郎殿儀、河内守御老中へ物語被申候節、私と一所に罷在承候。右の儀に付て、御老中あいさつの通、河内守と參被申候に付、御滿足の由尤に候。松式部へも被仰遣よし、得貴意度存候。

五月三日　　　酒　讃岐守

松　新太郎樣

かくて執政方へ右の御禮申さるべきや否を、河内守に尋給ひしに、讃州へ伺ひしかば、必無用との指圖なるよし、河内守返答あり。其後備前へむかへとり給ひ、（此年、備前へ來られし月日未詳。）香庵と改名あり、同十月十一日合力米五百俵をまいらせられ、赤坂郡牟佐村に家作りて住居なり。又いつの事よりや、小荷駄人足をも附られぬ。（此外、助力米も増たると見ゆ。）明暦三年九月四日三人の老中を召され、備後守三萬石を封ぜられしかば、手で（マヽ）我等よりあたへし二萬五千石、將軍家より返し賜りぬ。今此知行を以て、五郎八と香庵との兩人召出され候へ、かくおほやけに願ふべきと思ふは如何と、問給へば、三老の者然るべしと御請す。さあらば、かた〳〵新田見立べしとぞ仰ける。同十二月朔日江戸にて酒井雅樂頭に御物語ありしに、五郎八の事は然るべし、香庵はみづから身退たる人なれば、仰出さるゝ事然るべからずと、酒井の指圖なり。寛文二年七月二十九日池田出羽を御使にて、牟佐は遠方なれば岡山へ移居あるべしと仰遣され、やがて岡山に來られ、伊庭主膳屋敷（此屋敷は、今信州どの邸。）をまいらせて、こゝに住れける。其子八之助、次男采女とて、男子二人有り。八之助は備前に居られ、采女は榊原刑部大輔のもとに引取て養育あり、同六年に至り、刑部大輔と相談ありて、香庵の子達の事を東叡山に願ひ給ふ。其文、

覺

一、松平新太郎家中に罷在候榊原平十郎子榊原八之助歳二十七。
一、榊原刑部大輔家中に罷在候同人次男榊原采女歳二十四。
右平十郎は榊原遠江守子、此平十郎儀御旗本に罷在、寛永十三年より引込、其後備前へ罷越候、右兩人御旗本へ被召出候様に奉願候。以上。

寛文六年二月晦日　榊原刑部大輔　在判
松平新太郎　御判
東叡山役者中

同七年五月二十三日香庵病死なり。法名覺林院殿玉堂一瓊大居士といふ。格岸寺の後なる台崇寺山に葬る。位牌は養林寺にあり。同六月四日江戸より御悔使として村上孫八郎を八之助のもとへ遣され、かくて烈公榊原越中守幷に彥右衞門兩人を以て、八之助・采女兄弟の事を執政久世大和守もとへ願はれけるが、同七月二十日上野閒覺院より、兼て承りし榊原兄弟の事、內々御門主へ申ければ、御旗本に召出さるべきよし、きのふ台命ありとて告越ける。やがて御禮として能勢少右衞門東叡山に參る。執政へは御代官として池田大學を遣る。是此節烈公御病氣におはしける故なり。此由備前に知れければ、早速八之助江戸へ下向ある。熊谷源太兵衞、外に步行者三・四人したがひける。同八月七日香庵の遺物として永正祐定の脇差を烈公にまいらせらる。

四、松平右近大夫殿御預

烈公の御伯父松平右近大夫殿、正保二年三月十五日忽ち物狂して御內室を斬給ふ。此旨將軍家聞召し、同二十日酒井讚岐守宅にて執政阿部對馬守・阿部豐後守・松平伊豆守三人、堀内加賀守・中川壹岐守・井上筑後守等列座にて、烈公幷に因州公へ仰渡さるゝ旨、上意を讚州より申渡さる。其趣、（因州公は、此時御在國なり。荒尾但馬守出御、尤池田伊賀も出て仰をかふむりし。）
右近儀、作日達上聞候。御きもつぶし被成候。相模新太郎可致迷惑候旨、可申聞候旨上意に候。右の儀に付、御穿鑿も可被成候得共、夫婦であいさつもよく、其上子供多候得ば、御せんさくなく其分に被成候。左様に候得ば、知行所被召上候。右近儀、相

様に御預け可被成候得共、石見・いなばに居申候へば、新太郎に子供ともに御預被成候。
烈公御請に、畏奉存候。右近儀不調法仕候處に、御穿鑿もなく、私に御預被成候儀、一門中何も忝奉存候とぞ仰けり。同日因州の家老荒尾但馬・荒尾志摩に仰談ぜられ、右近殿領地候若原監物・湯淺右亮・平井安兵衛をぞ下されける。是下々騒がざる様にとの爲なりし。

五、寛文六年丙午 黒田萬吉御預

丹後國宮津の城主京極丹後守高廣（烈公の伯母聟なり。）其子丹後守（烈公の従弟なり。）に家を譲り、隠居して安智といひしが、寛文六年父子不和、丹後守甚だ不孝の由、公聴に達し、五月三日御評定所にて仰を渡さるゝは、京極丹後守・同近江守父子御改易にて、丹後守は、南部大膳大夫、近江守は藤堂大學頭に預られ、父の入道安知、幷に丹後守の弟信濃守の事は、何の仰もなし、同七日丹後守の次男萬吉今年四歳なるを烈公に預らる。烈公は御道中播州明石にて歸り給ふ所に、執政酒井雅樂頭殿より此旨申越されければ、同じ驛より湯淺源左衛門を御使として、上意の程恐入たるよしを執政まで申させ給ふ。同月二十一日京極萬吉迎として、備前より山下文左衛門・野村惣左衛門・田中三甫、徒者七人、足輕小頭共十一人、小人七十二人、丹後宮津に趣候。萬吉を請取、同六月十五日岡山に歸着す。此時宮津より士にて井上彦兵衛・木村半大夫、小者三人、乳母一人、下女五人、已上十一人附添來り、岡山に居住せり。さて萬吉の居所は、内山下下水手脇小作事の地内なり。延寶八年壬八月十七日曹源公より關東に書出し給ふは、京極・丹後守事、寛文六年五月領知被召上、南部大膳大夫へ御預被成候に付、丹後守子三人の内、京極（イ黒田）萬吉一人は新太郎に御預被成候旨、同月七日被仰渡、同六月備前へ引取申候。其節萬吉四歳、當年十八歳に成申候。常體如何様に仕差置可申や、奉伺候事。右の趣江戸へ仰遣されければ、森本與惣兵衛、右の書付を九月朔日執政堀田備中守へ指出す同二日堀田より留守居役を召さる。與惣兵衛行ければ、今度嚴有院殿の御追福に依て、東叡山より願はれ、京極近江守を今日御捨免あり。されば萬吉事もこゝろ次第たるべし、昨日の伺書は指出さるゝに及ばずとぞ申されし。

其後入道して素軒と改め、又赤坂郡牟佐村の大唐谷といふ所へ移り住居ありしが、元祿十五年壬子七月朔日死去時に四十歳なり。同十一日國淸寺俊鶚牟佐に行き、萬事申談じ、同十一日牟佐より船にて柩したり。森下口より國淸寺に到る途中は、國淸寺弟子二人付添、寺の門外辻堅足輕は日置猪右衛門より出す。門內は徒目付兩人、足輕五人、小頭一人。但羽織は何もなし。日置猪右衛門・池田三郞左衛門・池田七郞兵衛・上坂藏人・池田杢・門田市兵衛・田中安左衛門・金森權兵衛等諸事を司る。俊鶚引導渡、僧二十五人。法名隣儉院殿松陰素軒居士。其墓は同所藪の內二間四方に築き、西向なり。同十六日一七日の法事、井上庄兵衛京極の家來なり。より執行す。公よりも施物ありて餓法施餓鬼垂示あり。此日にも日置猪右衛門・池田三郞左衛門・池田七郞兵衛・上坂藏人・池田杢・門田市郞兵衛・田中安左衛門・金森權兵衛、幷素軒殿家來は士分燒香す。同八月二十九日は七々日に當り、又法事あり。此度は石黑後藤兵衛一人詰る同十月朔日祠堂金五十匁を附賜る。同十二月十三日井上庄兵衛・木村庄右衛門京極の家來なり。小姓組になさる。是京極對馬守殿の賴によつてなり。

六、天和元年 小栗大六御預

五月九日申の下刻、執政堀田筑前守のもとより差越あり。

御用の儀有之候間、御家來衆一人、唯今私宅へ可被指越候。以上。

五月九日　　　　堀田筑前守

松平伊豫守様

御請の御書に、

御切紙致拜見候、御用の儀候間、家來一人唯今御宅へ可差出旨、奉得其意候。以上。

五月九日　　　　松平伊豫守

堀田筑前守様

卽刻森本與惣(ママ)兵衛を遣されしかば、明十日の朝評定所において御預人あれば、乘物一挺・騎馬乘三・四人、侍五・六

人、徒士二十人計、足輕二・三十人程出さるべし、尤明朝評定所より一左右あるべし。明朝までは、御預人あるよし隱密たるべしとぞ申渡されける。其時與惣兵衞、御預人は如何樣にいたし置、然るやと伺ければ、御上屋敷に置るべし。其他御不審の事あらば、度々其之元參らるべしと、堀田の答なり。與惣兵衞暮に至り歸候はゞ、此旨曹源公へ申上る。御請として、卽刻森本をまた堀田のもとへ遣さる。御口上、

唯今家來の者に被仰渡候趣、奉得其意候、爲御請御使者申入候。

夜に入て池田大學御廣間へ大野十兵衞一人を呼、密に仰を傳けるは、明朝御預け人あるよし、如何樣なる人とも知れず、諸事御不案內なり。先年松平土佐侯へ加々爪甲斐殿御預ありし故、其趣にならはせ、御執捻あるべければ早々土州侯役人中へまいり、具に承屆歸るべしと也。十兵衞仰の旨かしこまり候ひぬ。去ながら、此節諸大名方へ御預人多ければ、萬一御當家へも其事あらんも計がたく、所々の樣子も粗承候。第一松平若狹侯へ舊冬より松平越後侯家老本多七左衞門御預なり。若狹侯にそれがし弟同姓三郎右衞門勤仕候や、御預人萬事此者請込つとめける故、委細尋置候。其趣を以て增減の御了簡候はんかと、いらぬ事とは存ながら、御座敷圍樣・浴室・厠、其外侍・步行・足輕の番所等まで、それがしかねて積り置候。短夜の節承合うちに夜更なば、明朝の用意調兼候はんとぞ申ければ。此旨大學より曹源公の御聽に達しぬれば、諸事十兵衞申旨にまかせられ、御支度あり。

一、西御座敷廊下の下御座敷一間を、三方板圍、北椽側より湯殿・厠新に取付、北坪の內地震の爲に、天井の如く中竹を人の通らぬ程にひしと打、二の間を侍番所、其次間を徒士番所とし、御座敷三方を竹にて虎落を結廻し、此外部に足輕番所小屋懸る

一、新乘物內の方窓を板を打付、戶口一方は釘付、一方は外より錠おろす樣にし、紺細引の綱にて乘物の外をつゝむ。

一、次の間襄子仕懸け置。

一、侍番の次第。

一番、齋藤加介・馬場半七・生駒市兵衞・中川來助。　二番、柴山關左衞門・橫田新兵衞・櫻木作之進・輕部岡之介。

三番、中島六郎右衞門・河合千兵衞・岡藤平衞・宮井九右衞門。　四番、松木庄兵衞・加藤傳兵衞・竹中關左衞門・中島源內。

右十六人組四番にて、一番四人づゝ晝夜二時替り、袴不着、刀・脇指歩行番所の脇に置。

一、歩行番の次第。

一番、「横目」石津六郎兵衛・中村太郎左衛門・井上與五右衛門・大村助九郎・山口文七。　二番、「同」中村八郎右衛門・大村半平・鹽田喜八郎・岡部段藏・阿部久助。　三番、「同」青木又五郎・竹内太郎大夫・留田惣次郎・馬場賀右衛門・矢牧喜左衛門。
四番、「同」吉田市郎右衛門・内海亦八・井上甚五兵衛・谷田久五郎・蜂谷多左衛門。

右二十人組四番にし、一番五人づゝ、晝夜三時替り。袴不着。

一、坊主二人、宗德・石齋。（右髮結・朝夕食事・湯茶の通ひ、側にて諸用事役、日夜定詰。）

一、御預人執筆頼候時、書役、持田治大夫。

一、足輕番所四箇所、内一箇所は御厨。足輕四十人、一箇所へ十人づゝ二切にして、五人づゞ詰、其外に小頭晝夜見廻り。

一、醫者、福原全庵。毎朝晝宵見廻り。

一、毎日二汁五菜の料理、三度づゝ。

一、朝夕膳部見届役、草谷八郎兵衛。

一、料理人、堀江平藏・林又三郎。

一、小人三人、定詰。（御預人行水湯廻し、茶の水、行燈こしらへ、厨方掃除。）

一、御預人寢具・帷子上下・ゆかた・風呂敷・下帶・鼻紙、度々に草谷八郎兵衛手前より渡す。

一、大野十兵衛毎日夜節々見廻り、十兵衛助け荒尾内藏助。

一、水野助三郎・安藤清九郎一人づゝ日夜時を不定見廻り。但し曹源公御發駕後、清九郎代り近藤覺兵衛。

一、御預人請取役。

騎馬にて前後に乘、五人、（何も袴・羽織着）。大野十兵衛・荒尾内藏助・水野助三郎・安藤清九郎・鈴田半四郎、侍八人、（何も袴・羽織不着）。齋藤加介・柴山關左衛門・松本庄大夫・馬場半七・櫻木作之進・中島六郎左衛門・横田新兵衛・河合千兵衛。徒士三十人、徒横目二人、足輕三十八人、小人十人（乘物錠部・箱持・棒持共）、足輕五十人（是は騎馬五人に十人づゝ御貸人なり）。

同十日の朝、此度諸事引請裁判すべき旨、曹源公御直に大野十兵衛へ仰あり。同日卯の中刻、御評定所より時分能候間、請取人指越され候樣に御小人目付兩人參り申ければ、森下與惣兵衛上下を着し、何も同道して參り、與惣兵衛一人玄關へ上り、騎馬乘五人、侍八人、徒十人計玄關前にのこり、其外は門外に相待ける。時に御目付宮城主殿

御目付にはあらざるべし。御使番なるべし。出て、與惣兵衛にむかひ、それに相待れよとあり。暫時ありて水野右衛門大夫・稲葉丹波守・松平山城守・甲斐庄飛彈守・北條新藏・彦坂壹岐守・宮城監物、七人の衆列座にて、仰渡されける趣、

松平肥後守殿家來小栗大六郎御詮儀の事有之、當分御預被成候。大六病氣の由に候間、養生仕候樣に可被成候。諸事美濃守殿御差圖被成筈に候間、左樣御心得可被成候。

與三兵衛此時宮城監物にむかひ、大六病氣に付、御醫師衆仰付られ候、但し伊豫守方より御醫者衆へ申遣べきか。乘物錠おろし綱懸、懷中の鼻紙袋等改申べきやと尋ければ、醫者も公儀より仰付られまじ、御手醫者の藥用ひられ然るべし。乘物錠・綱の事は尤に候、念入たるが能と差圖あり。扨受取人兩刀脫し上るべしと監物申されし故、與三兵衛玄關に出で、大野十兵衛・荒尾內藏助を伴ひ、玄關二の間奥まで參る。大野・荒尾兩刀は玄關にて脫す。御徒目付兩人大六を渡す。大野・荒尾何と申人にて候ぞと尋ければ、小栗大六と答あり。さて大野・荒尾兩人大六を受取、其關板間際にて乘物にのす。こゝにて懷中鼻紙袋を兩人改しに、銀匕あり。其匕をば大六に渡さず、早速錠おろし綱かけ、鍵は十兵衛懷中す。かさねて監物森本與惣兵衛を呼、大六書記し度物等ありて賴あらば、御祐筆に誓紙仰下され、御かゝせ有べく申されける。大六兩刀并扇等は、御徒目付手前より、改て與三兵衛受取、願くば刀・脇差の注文御添御渡あれかしと申けるに、其方受取、其上只今迄何方へも注文は渡さるよし答あれば、そのまゝ受取、玄關にて箱に入、徒士矢牧喜左衛門に渡す。扨大野十兵衛より御預人小栗大六と申者、只今受取、乘物にのせ罷出候由書付、池田大學まで注進遣す。大六受取御屋敷へ參る行列。

騎馬 安藤淸九郎

小頭

足輕 同 同 徒者 同 同 同 同 同 足輕 同 「持鎗」同

足輕 同 同 徒者 同 同 同 同 同 「棒十本持夫」足輕 「持鎗」同

足輕 同 同 徒者 士 同 同 同 徒者「刀奉行徒者」足輕

乘物

騎馬 荒尾內藏助　騎馬 水野助三郎

足輕 同 同 徒者 士 同 同 同 徒者「刀脇指箱持」足輕

足輕 同 同 徒者 同 同 同 同 徒者「棒一本持夫」足輕 「持鎗」同

足輕 同 同 徒者 同 同 同 同 同 足輕 同 「持鎗」同

騎馬
鈴木半四郎　大野十兵衛　惣供

押足輕
押足輕
押足輕
押足輕　歩行目付二人　辻々へ他所者に交り忍の者六人出。外に森本與惣兵衛跡より歸る。

池田大學よりも、家來杉野與一右衛門頭物、西河岸辻番所へ出張、外に徒者四人西河岸より御評定所迄の間に出し置、かくて大六御屋敷へ參りければ、御請取の御請として、曹源公自ら堀田筑前のもとへ御出あり、稻葉美濃守へは森本與三兵衛御使たり。御口上は、

昨日筑前守殿被仰下、御預け人小栗大六、今日於御評定所請取申候。此以後諸事御自分樣に何申樣にと、御奉行衆被仰聞候間

右の段爲可得御意、御使者申入候。

御奉衆へは御使大小姓なり。御口上は、

御預け人小栗大六請取申候。御渡し被成候節、家來の者へ被仰渡の趣承知仕候、爲其以使者申入候。

大六へ御使あり。水野作右衛門御口上、

御自分御預けに付て、侍共番人付置候間、何にても用の儀、少も無遠慮、附置者共へ可被申候。

大六御請、

被爲附御心、早々御使者御意の趣過分至極奉存候。御留守居衆被爲附置、用等も可申由忝仕合に御座候。御前へ宜申上候由。

大六御屋敷へ來り、衣類着せ替ける時、帶の內とくと改らる。同人平生夜食は喰はざるよし辭退なり。それゆへ好ある時は出され、左もなければいつも一日に兩度なり。同十一日の朝、此度請込の諸役人はいふに及ばず、小人に至るまで、誓紙すべき旨命あり。大野十兵衛誓紙左に記す。

起請文前書

一、此度御預け人に付て諸事請込被仰付候上は、無懈怠見及裁判可申付候。尤此儀に付、如何樣の雜說承候共、善惡の評判不仕不依誰之取沙汰仕間敷事。

一、御預け人の儀に付て、世間の噂承候共、彼仁へ申聞間敷候。并何方より通じ有之共、取次申間敷候事。

福原全庵藥を大六服用しければ、全庵も誓詞紙して藥を調合す。御預人に付、六箇條の御窺書、森本與三兵衛御使として堀内のもとへ持參候ける所、此度出入の事は、美作守御差圖なれば、彼御方まで持出すべしとの事にて、早速稻葉のもとに持參す。其伺書は、

小栗大六御預に付、窺の覺

一、大六居所十二三疊の座敷を圍差置、番人侍共嚴附置申候。

一、小刀・剃刀等は不及申、毛抜・楊枝・きせる・扇子迄遣し不申候。

一、大六病氣に付、自分の醫者可申付由、昨日御奉行衆被仰渡、得其意奉存候。然共手醫者の儀は御斷申上度候。病氣の節は何れ成共、御差圖の醫者被參、藥服用の樣に仕度存奉候。尤急病の節は、御差圖の醫者被參候內、手醫者に藥見計可申付候。

一、近所火事出來、私宅危時は、しまり等能下屋敷の內に退け可申候。尤其節何方へ退申段御屆可申候得ども、火急の節は遲々仕候儀も可有御座と存候ゆへ、申上置候。

一、御評定所へ大六被召出の節、乘物錠おろし、綱懸出し可申と奉存候。

一、右の節、乘物廻り騎馬・徒士・足輕等、被仰渡の通、度々指添可申候。以上。

右六箇條の趣、何も可然奉存候。外の衆へ御預けの衆、評定所へ召連候樣子御聞合、用心さへ能御座候て、餘人多々警固被遣候には及申間敷候。以上。

五月十一日　稻葉美濃守

松平伊豫守殿

かく奥書ありて濟ければ、早速近火の節大六召連退け候行列を定められし、左のごとし。

高提燈　騎馬水野助三郎　高提燈

高提燈　騎馬荒尾內藏助　高提燈

高提燈　小頭　　高提燈　小頭

足輕　同　同　同　徒者　徒者　高提燈徒者
足輕　同　同　高提燈　徒者　徒者　士士　徒者
足輕　同　同　同　徒者　箱提燈　士士士士
乘物
足輕　同　同　同　徒者　箱提燈　士士士士
足輕　同　同　高提燈　徒者　徒者　士士　徒者
足輕　同　同　同　徒者　徒者　高提燈徒者

徒者　徒者　足輕　持鎗同　足輕
徒者　刀奉行　高提燈　足輕　小頭　持鎗同　高提燈　高提燈　高提燈　高提燈　足輕
徒者　徒者　足輕　持鎗同
箱提燈　刀箱持　足輕　持鎗同　騎馬　近藤覺兵衞　騎馬　福原全庵　騎馬　大野十兵衞　惣供　徒目付二人。
箱提燈　徒者　足輕　持鎗同
徒者　刀奉行　高提燈　足輕　小頭　持鎗同　高提燈　高提燈　高提燈　高提燈　足輕
徒者　徒者　足輕　持鎗同　足輕
徒者　足輕　持鎗同

同日御奉行衆より、差紙來る。其文、

明十二日五時、小栗大六儀評定所へ御差越可被成候。以上。

五月十一日　　北條新藏。甲斐庄飛彈守。松平山城守。稻葉丹後守。水野右衞門大夫。

松平伊豫守樣

御返答に、

御切紙致拜見候。明十二日五時御評定所へ小栗大六可差越の旨、奉得其意候。以上。

五月十一日

右五人の衆當て

明れば十二日の朝六半時、森本與三兵衞御評定所に行、大六事五時に指出べしとの事に候得共、彌うかゞひのため、先伺公のよし御徒目付を以て御小人目付衆へ申ければ、宮城監物・戶田八郎兵衞出迎ひ、今少し時刻早ければ後刻案內すべしと申さる。扨五時過に至、大六呼に遣すべしと指圖によつて、與三兵衞より此旨御屋敷へ注進しければ、早々大六を出さる。路次行列、受取召連參りし時と同じ。御評定所に至、玄關板間の端にて乘物より出し、與三兵衞出合、御徒目付へ引渡し、此方より附參る者は、玄關へは上らず、腰掛にいづれも待居たり。與三兵衞一人そのまゝ玄關の上に居る。しばらく有て、御徒目付衆大六を召連れ出、與三兵衞受取、前のごとく、乘ものにのせ錠おろし、網掛て歸る。同十七日大六與三兵衞に逢ひ、去十二日御評定所にて美濃守殿御尋の御返答書出來せり、如何すべき。美濃守殿へ御出あつて、此旨御達し給るべしと賴みける故、曹源公の御聽に達す。早速與三兵衞を御使として、稻葉に遣

さる。御口上、

今度御預被成候小栗大六、只今家來迄申候は、去十二日於御評定所御尋被成候御返答書出來仕候。此段如何可仕やと申候。依て以使者申入候。

稲葉の答に、大六書付は御請取候て、水野右衞門大夫へ今夕御届あるべしとの事にて、又與三兵衞を以て水野に仰せられける御口上、

今度御預被成候小栗大六、去る十二日於御評定所何も樣御尋被成候御返答書出來仕、如何可仕やと家來迄申候に付、此段美濃守殿へ申進候へば、書付出來候はゞ請取、御自分樣迄爲持可進の由、美濃守殿御差圖に付、夜に入候得共爲持進之候。

水野の取次監物・杢之介に渡しければ、返答は用人野田次郎右衞門を以て申されける。其趣、

小栗大六書付出來申候よし、美濃守殿へ被仰遣候へば、私方迄可被遣の旨御差圖の由にて爲持被下、慥に受取被仰下候御口上の趣、委細承知仕候。

福原杢庵腰痛にて出勤成がたく、其代りに高島長庵を命ぜられ、誓紙して出勤す。同二十三日大六へ御使あり。澤權大夫御口上は、

此間使も不被遣候、氣色替儀もなく候や、毎日樣子は御聞被成候。打續天氣相惡敷、殊の外溫氣可爲難儀候。

大六御請、

被爲入御念、度々御使者難有仕合奉存候、先以御機嫌能被成御座、乍恐目出度奉存候、私儀更事もなく罷在候、御前可然樣に可申上候由。

同二十四日の夜、大六腹中不調なれば、當分長庵藥服用あれば、二十五日の早朝與三兵衞を御使として、稲葉濃州のもとへ仰遣されけるは、

御預被成候大六、夜前腹中瀉申由にて、附置候手醫者へ達て、藥所望の段承屆、其段何可申と存候處、夜更申候に付、先其內手醫者藥用ひ申候。其以後只今迄瀉不申候。然共兼て御斷申候通、何れ成共御差圖の醫者衆、藥服用候樣に仕度存候。爲其以使者申入候。

稻葉の答に、

被仰下候通承知候。大六夜前より腹中瀉申候に付、御手醫者の藥服用、唯今迄瀉不申由、左樣に候はゞ、先其儘御手醫者藥御用可被成候。此以後替候も候はゞ可被仰下候。

同二十五日黃昏、稻葉へ又御使與三兵衛、

大六御差圖の通、手醫者の藥用申、腹中今朝より三度瀉、其以後は瀉不申候、腹中相宜御座候、食事も常のかさほど給申候。右の段爲申進以使者申入候。

右の答に、

大六腹中能、食事等も大形常のかさほど給申由、一段の儀に御座候。彌御手醫者の藥御用可被成候。御念入被仰聞候通、得其意存候。

同二十七日曹源公歸國の御暇賜りしかば、同二十八日宮城大藏・水野佐右衛門・大野十兵衛・森木與三兵衛・荒尾內藏助五人を御前に召され、先日命ぜられしごとく、諸事心得べし。大藏事、大六一件落着迄、江戸に殘さるべし。十兵衛・內藏助兩人は、大藏・作右衛門に相談し、烈公・丹波守殿御在府の事なれば、伺ふ事は御下知あらん、公儀へ申事は、與三兵衛とくと聞屆べき旨仰あり。きのふ御暇の上使ありし事、大六へは大野十兵衛を以て仰聞られし。安藤淸九郎は御供にて歸り、水野助三郎は大六事落着迄は、在江戸すべしと仰あり。高崎長庵も御供なれば、其代富田如庵誓紙して、今日より出勤す。同十九日稻葉のもとへ與三兵衛を御使にて仰せされし、

昨日は得御意候。其節申達候通、大六に附置候者は、書付爲持進之候。

小栗大六に附置者共

「番頭用人」宮城大藏。「在江戸同役」水野作右衛門。「在江戸物頭」大野十兵衛。「物頭」荒尾內藏助。

六月三日曹源公江戸を發し給ふ。同六日備前より召呼れし士十人着す。是は御預人ありしうへ、御發駕有によつてなり。其人數は、

舟戸七大夫・高木左近右衛門・波多野八郎左衛門・青木久五郎・橋本半右衛門・安田孫七・岡田甚之介・久代小兵衛・大野源兵衛・眞邊多左衛門。

同十二日の朝、大六前夜より風氣故か頭痛し、富田如庵藥服用致度と乞ければ、いづれも相談し、稻葉にうかゞひのため、與三兵衞參りしに、他行にてやがて返答あるべしと、取次答へ、與三兵衞歸りしに、巳の刻に至り、御手醫者の藥用べしと指圖有て、如庵藥服用しけるに、同十四日全快す。此旨又與三兵衞より稻葉に達す。同二十二日の朝、丹波守殿へ御用の儀あれば、御本家上屋敷へ參られ候へと、稻葉濃州より差圖あり。同日巳の中刻、檢使として大目付坂本右衞門佐按に、大御目付にはあらず。御目付なるべし。御目付宮城主殿・土屋市之丞私に云、御目付にはあらざるべし。御使番なるべし。其外御徒目付二人・御中間目付二人參り、三使丹波守殿にむかひ、大六切腹の旨を傳らる。扨切腹の場は、二の間前射場の南庭に疊敷、其外に莚を敷、介錯人橫田新兵衞小姓組。・添介錯中島源內小姓組、祿百四十石。切腹の短刀三方に居持出る役下濃七介、橫田・下濃兩人上下を着す。かく支度調ひ、大六上下を着し乘物にのせ、馬場東の口より入れ、的場の柵際より大六を出す。此所までは侍・徒等大勢警固し、こゝより左の如く四人の者近く附添てぞ出ける。

内藏介　助三郎

大六

十兵衞　覺兵衞

檢使三人は、的場西の腰障子の際に、東向に列座。尤丹波守殿も出座あり。御徒目付二人は、敷瓦の上に緣取敷て座し、御中間目付二人は、雨落の所に、是も緣取敷て左右に座す。大六を的場落椽の上に呼れ、坂本右衞門佐書付披き、口上に申渡さるゝは、

父美作儀、度々御穿鑿、昨日於御前御詮儀被成候處に、常々奢、不忠の仕合に思召候に付、切腹被仰付候。依て其方儀も同事に被仰付候。

大六とかくの御請にも及ばず、其儘退き疊の上に座し、三方の短刀を取て裁き、腹に突込む所を、介錯橫田新兵衞首打落し、檢使の電覽に入る。一說に、橫田打損じ、大六這廻りければ、橫田うろたへ猶豫す。添介錯中島源內側より脇指ぬゐて大六首打落す。中島早く取合せ、其場は濟けれども、新兵衞心中深く恥憤りけるが、程なく腹切て死す。狂氣と披露しけれど、實は右の介錯仕損じたるを、口惜しく思ひて、死しと言。是あやまりなるべし。橫田が狂氣せしは今年より五年後、貞享二年九月十七日の事にて、しかも其切腹の根元は御式臺帳の事にて、帳付井上平七相對の事を、心

に掛て狂氣したれば、此度介錯し損じたる說信じがたし。若介錯し損たるにもせよ、いかで五年後死べきや。大六死骸入べき器、いまだ出來ざれば、當時葛籠に入置たり。扨、大六死骸、幷刀・脇指等如何すべきと、檢使衆へ尋ねしに、何方の寺へ成とも勝手次第に遣すべしと、指圖ゆへ、しのばずの池のはた法林寺に極め、佐治五兵衛徒者彼寺へ行て用意す。死骸は甕に納め枠に入、同日申の刻法林寺に送る。警固として齋藤加介・中島六郎右衛門、騎馬徒横目青木又五郎・吉田市郎右衛門、徒者八人・足輕十五人・小人二十人なり。水野作右衛門・森本與兵衛同道にて稻葉に參り、今日午刻大六切腹、死骸はしのばず池の端法林寺に遣しける由申ければ、大六事御にくみ深きものなれば、上野へ度々御成ある近所如何なり、芝筋の寺然るべしと、濃州の差圖にて、急に法林寺へ斷り、東禪寺の內心源院へ遣す。案內する間もなく夜更たる事故、いろ／＼と申けるが、遁世者不省といふ者出合、備前屋敷の事なれば、早々引受られよと申ければ、心源院受取て葬れり。大六切腹の期に臨み、はだぬぎし時、懷中より鼻紙袋、幷、書付一封取出し、是は度々公儀へ差上候控書なりとて、十兵衛に渡しける故、如何取計べきとぞ尋ねしに、いか樣に成とも賴よし大六答ふ。されば翌二十三日の朝、此旨丹波守殿へ申ければ、坂本右衛門佐の方にまいり、窺べしと御差圖にて、十兵衛早々坂本へ參りしに留守なれば、其旨達して歸る。同二十四日の晩、坂本より返じに、堀田・稻葉兩人の內へ出すべしとありて、此よし申さんため、丹波守殿に參りける。御他行なれば、烈公にうかゞひしに、與三兵衛稻葉へ參り、然るべしと仰あり。同日晩與三兵衛參りしに、坂本へ移し置べければ、明日彼方へ出すべしと指圖にて、翌二十五日坂本へ持參しける。同二十六日大六刀・脇指・箱共心源院へ遣す。水野作右衛門添狀し、徒者井上平七持せ行。大六御預の節、懷中の用金は、大六前にて小兵衛封を付、刀箱に入徒目付に渡し、番所に置しを、切腹後覺兵衛・十兵衛立合、徒目付改さす。其金一歩二百切なり。是も心源院に遣しける。鼻紙袋の內にも一歩三十切ありしが、袋共不省に遣す。大六が寢具・衣類・櫛道具等は坊主二人宗德・石齋。に遣し、たらい・桶等は三人の小人に遣す。右の一件濟けるよし、備前に注進ありければ、七月二日有松源五左衛門御使として岡山を發し、同十五日江戸に着き、同十六日の朝稻葉美濃守へ御使す。御目上、

去月二十二日爲御檢使坂本右衛門佐殿・土屋市之丞殿・宮城主殿殿私宅へ御出、最前御預被成小栗大六切腹被仰付候趣、池田丹波守申越、委細承知仕候。依之御老中樣迄御使者得御意候間、可然樣に奉願候。丹波守被仰聞候通忝存候、委細書狀申上候。

稻葉の答に、一段御尤に候間、執政かたへ參べしと差圖ゆへ、執政幷檢使衆へも參る。執政方とは板倉內膳正・大久保加賀守・堀田筑前守・阿部豐後守なり。御口上は、

去月二十二日爲御檢使坂本右衛門殿・土屋市之丞殿・宮城主殿殿私宅へ御出、最前御預被成候小栗大六切腹被仰付候趣、池田丹波守申越委細致承知候。依之各樣迄以使札申上候。

御使札は、御月番板倉の宅にて出しける。三檢使への御口上、

去月二十二日檢使私宅へ御出、最前御預被成小栗大六切腹被仰付候趣、池田丹波守申越、委細致承知候。依て御老中迄、以使者得御意候に付申入候。

同十七日奉書渡りければ、同十九日有松江戸を發し八月二日岡山に歸る。當年曹源公の御供して備前に歸るべき侍・徒者共、右の一件にて江戸に殘り居ける輩、又は右一件に付備前より下りし者共、追々備前に歸る。其人數は、

宮城大藏・水野助三郎・松本庄大夫・輕部圓之介・宮井九左衛門・岡藤兵衛・中川來助・加藤傳兵衛・舟戸七大夫・高木左近右衛門・波多野八郎左衛門・安田孫七・靑木久五郎・橋本牛右衛門・岡田甚之介・大野源兵衛・渡邊多左衛門。「以下徒者」留田惣次郎石津六郎兵衛・中村八郎左衛門・馬場加右衛門・井上與五右衛門・內海亦八・中村太郎右衛門・竹內太郎右衛門・岡部段藏・山口文七・大村助九郎・谷田久五郎・井上甚五兵衛・阿部久助・蜂谷與右衛門・林亦三郎・堀江平藏・大村半平・香中石齋。

右大六は小栗美作が嫡子なり。此父子は松平越後守の家にて權威肩を比ぶるなく、其上同家は將軍の御會釋格別なりけるゆへ、常々簡傲なりしは勿論なり。それに慣て御預けの間、諸士へ對し甚不遜なり。況其以下の者へは已が奴僕を使ふ如く成し。され共生得の大身育と見へて虛飾ならねば、さまで憎しと思ふ人もなかりしとぞ。其身は重き刑にも當りまじきとおもひ、御免蒙る後の事のみ物語したりけるが、終に御ゆるしなかりき。

七、天和三年 飯河平四郎兄弟御預

三月十四日飯河平四郎・同人舍弟市右衞門兩人を將軍家より信濃守殿へ御預なり。かくて備前に引取置度旨、上に願はれしに、早速御ゆるしありて兩人備前に趣かれぬる道中にて、平四郎狂氣なり。備前にては信州殿木屋敷長屋を圍ひて幽居なり。貞享二年正月元日、平四郎病死。信州殿家臣山羽清右衞門岡山を發し、此旨を江戸に達しける。(信州殿は參府なり。)日置左衞門差圖にて下濃宇兵衞・水野助三郎兩人死骸を改、國清寺住持絕外も改て別條なき旨の一書を出す。扨死骸の檢使は大阪御番衆の內、小宮山傳三郎參らるゝ旨、大阪の俣野助市より注進しければ、其用意あり。旅宿は中の町柳屋彌次郎、下宿田町和氣屋與三左衞門、馬宿草野屋半右衞門、立宿は船着町兒島屋十左衞門なり。小宮山は陸地を下らるゝ由、助市より申越ければ、迎として吉崎甚兵衞・森清助・高崎長庵同道にて御進物齎し、同十八日岡山を發足せんとする所、俄に小宮山海路下向のよし、助市より又注進しければ、同十九日甚兵衞・清助・長庵等船にて出張す。山內權左衞門は迎船にのり出船す。渡邊多左衞門賄方引共して出ける。同道の者は神屋清左衞門(廚方見届)・堀江平藏(料理人)・渡瀨權六・千賀文三郎(通り子)・竹內久圓・青木長賀(坊主)・岡崎猪左衞門(帳付役)・青山又右衞門(次料理人)、其外小人等なり。同二十日播州赤石に着。池田七郎兵衞・松浦次郎八等はすでに陸地接待のため、播州片島まで出張しける故、海路下向の事服部與惣右衞門より知らせて、追々岡山に歸りぬ。小宮山は大阪御藏屋敷の小早船にて賄方松島又左衞門・有賀加兵衞付添て、二十日兵庫まで至られし處、備前より廻りし船の內、渡邊多左衞門乘る船同所にまづ至りければ、追々御迎船參候へ共、まづ其內此船にて、御下りあるべしと挨拶し、早速小宮山をのせ、同日の晩に明石まで歸る。爰にて清風丸(五十丁立)に移しのせける。乘替船は玉兎丸馬船は小天狗丸、小宮山の家來は、湊といふ小早船に乘せ、山內權左衞門は日吉丸にのり、守護して同二十一日同所を漕出し、同二十二日の晩牛窓に着舟。けふ海上接役として赤穗境へ津田重次郎、大漂へ池田左兵衞出張し、御進物等持參す。早々牛窓を出船ありて、同二十三日寅の刻、岡山川口に着船なり。高島前の處へは齋木四郎左衞門(信州殿附人なり。)出で小宮山に對面し、先へ歸る。日置左衞門もこゝにいで、水野助三郎は川口番所に出、卯の刻川船にて春日前に至られ、此處にて家老中對面、長藏前より上陸、立宿兒島屋十左衞門所にて支度有て、又川船にて湊屋敷前より上陸あり。こ

ゝへ丹波守殿出迎ひ給ひ御對面、小仕置三人も出張す。下濃守兵衛は札場際に出、此時吉崎甚兵衛披露にてそれ〴〵會釋あり。扨信州殿屋敷へ小宮山來らるゝ時、徒士手廻り馬・駕等皆此方より用意して供せり。町中酒折前にて四辻〳〵に、徒士・足輕警固す。西大寺くみや源四郎隅向に町大年寄三人出、榮町石橋に國枝平助出ける。甚兵衛披露にて會釋あり、信州殿屋敷には日置左衛門待居て挨拶し、早速死骸見屆濟て歸らる。此時信州殿の家來酒折前迄見送す。中の町柳屋孫四郎前にて旅宿構置よし、甚兵衛申けれ共、立寄られず。湊屋前より川船に乘られし時、丹波守殿御見送りあり。其他諸事來られし時の如く、家老中は又春日前に出張なり、川口迄見送り、使稻葉四郎右衛門御贈物持參す。小宮山對面返答有、左衛門も自身見廻としてこゝに出づ。同二十四日出船、舟中諸事初の如し。稻葉は付添大漂に至り、爰にて對面あつて其日歸る。同日の晩室津に着船、風あしく同二十六日同所出船。同二十七日早朝大阪に着船。御藏屋敷にて備前の諸役人に對面、又川船にて八軒屋に至り、こゝより上陸、御城内に歸らるゝ。吉崎甚兵衛は八軒屋まで送り、こゝより保野助市同道し、甚兵衛は御城代衆・御加番衆へ案内の御使勤め、同夜出船、同三十日岡山に歸る。

初め小宮山下向の節、若死骸改めは國淸寺にてあるべきかとて、方丈の內取繕ひ、檢使の居所として死骸置所は六疊敷の竹椽しつらひ、門前番所梶浦勘助預足輕二十人を引具し警固す。然るに改信州殿の屋に極りぬれば、萬一絕外立合事もあるべきかとて、能勢勝右衛門殿絕外を同道して信州殿の御屋敷に詰けれ共、其事には不及濟ければ、其日(二十三日なり。)直に國淸寺に送り葬る。信州殿の家臣數輩供せり。絕外引導の上、池田下總と池田權大夫墓の間に土葬にす。法名緣頓空禪定門とゆふ。

翌貞享三年十月七日の晚、飯河市右衛門つ。年七頓死せり。去年の如く橫目下濃守兵衛・安藤淸九郎死骸改、國淸寺絕外も改、早々江戶へ注進ありしに、幼少なれば檢死に及ばざるよし、御下知ありて、同二十六日國淸寺に葬り事濟たり。法名虛窓幻空童子といふ。

八、河田吉兵衛父子三人御預

貞享元年十月十日酉の刻、大久保加賀守より江戸留守居役森本與三兵衛を呼れ、明日御預け人父子三人あり。尤明日評定所より一左右次第、迎の人數差出さるべき旨内意あり。扨、其用意有て待ける所に、同十一日の夜戌の中刻、左右あり。御評定所において、大番組頭河田吉兵衛・同辨之介歳十六・同一學歳七三人を受取歸る。（河田御預の事は、去る八月二十九日兒島源藏といふ、喧嘩しけるによつて、其事に付て、河田も御吟味あるによつて、預られしといふ。兒島源藏其父兄弟等都合六人は佐竹右京大夫へ御預けありしといふ。）かくて河田父子は、以後、備前へ參らるべき由、聞えければ、諸士追々岡山を立、途中にて交代し、江戸より守護せし者は、江戸に歸るべき旨仰有り。然るに日置左門がはからひにて、大勢一時に交代せば何となく騷動し、不堅固の上、其樣子も不案内なれば、俄に代る事べからずとて、一宿〳〵にて段々に代り合ふやうに令し、其段江戸に言上し、左の如く定めける。

十月二十一日發。「横目」大田段右衛門。「先徒」森甚六・芹九八郎、足輕三十人、小頭三人。

同二十三日發。「先徒」龜井孫兵衛・田代五左衛門・岩井龜右衛門・宇野三右衛門・若村利兵衛・水野彥四郎・村田助右衛門・吉川甚大夫・柏原杢右衛門・德吉彌五郎。

同二十四日發。三上三大夫。「横目」石岡仁右衛門・賄方役、荷物才判、足輕十人。

同二十五日發。「士」岡田勘兵衛・村井六右衛門・中村右衛門八・鵜飼兵右衛門・近藤忠四郎。

同二十六日發。「士」梶川佐次兵衛・和田與右衛門・荒井杢右衛門・堀内源八郎・山川金左衛門。「横目」村上儀右衛門。

右諸士の内馬所持の者は、手馬をひかせ、當時馬なき者には、其料として津田重次郎受込の内三匹、并に馬醫山方小兵衛を添ふ。かくて追々に同十一月七日まで江戸に着き、河田の警固番等勤める所、同十四日河田父子三人御ゆるしありければ、同十六日諸士に料理賜ひ、同十七日江戸を發し、十二月三日岡山に歸る。

九、千馬藤之丞御預

元祿十五年十二月十四日、大石内藏助をはじめ四十七士報讐の忌を遂て後、細川越中守綱利・松平隱岐守定直・毛利甲斐守綱元・水野監物等の四侯に預られ、同十六年二月四日、皆死を賜ふ。（池田七郎兵衛、大石内藏介が緣者なれば、將軍家の台命を憚り、同月十一日より閉

門せしが、三月十一日御免し其内隱岐守の宅にて切腹せし千馬三郎兵衛に藤之丞とて一子あり。今年二歳なり。此藤之丞が母は備前津川門兵衛が(津川は、池田七郎兵衛が組士鐵砲)むすめなり。門兵衛小祿にて家貧しく、家内多人なり。かねて千馬とゆかりあれば、過し元祿十三年娘を三郎兵衛が方にやり、相應の奉公あらば、取付せ度よし願ひけるに、御ゆるしあつて其年十二月四日赤穗に行、則ち三郎兵衛が妻と成、三郎兵衛浪々の身となりし後も、猶付したがひ(妻とはいへども、三郎兵衛に本妻なかりしかば、妻同然なるべし。津川は、願は奉公と書のせり。)去年一男子を生り。是藤之丞なり。三郎兵衛報仇の後、母子とも門兵衛が方に來り居ける。今度三郎兵衛切腹せしかば、右の趣曹源公より、執政阿部豐後守の許へ御屆ある。同九月二十八日豐後守の宅へ吉崎甚兵衛(留守居役なり。)を呼出され、千馬三郎兵衛が子十五歲に及候はゞ、遠島せらるゝ條台命なり。巨細の事保田越前守指圖にまかすべしとぞ申渡され、甚兵衛直に保田の方に行ければ、明日參るべしとの返答にて、あくる二十九日參ければ、千馬が子十五歲に及ばゞ、遠島に處せらるゝ由なり。其間は祖父津川門兵衛預り置き、十五歲に滿たらば、注進あるべしとぞ書付を渡さる。

申渡覺

淺野内匠頭元家來千馬三郎兵衛忰　千馬藤之丞(未二歲)

父三郎兵衛儀主人の仇を報候と申立、右傍輩共致徒黨、吉良上野介宅へ押込、飛道具持參、上野介を討候始末、公儀を不恐候段不屆に付、切腹被仰付候。依之右忰遠島可申付の旨被仰渡候。但幼少に付、十五歲迄松平伊豫守家來津川門兵衛に預置て候

以上。

未九月二十九日

今度門兵衛より預證文指上べしとて、自證文案を渡されし其趣、

差上申證文の事

淺野内匠頭元家來千馬三郎兵衛忰　藤之丞(未二歲)

右三郎兵衛儀主人の仇を報と申立、右傍輩共致徒黨吉良上野介殿宅へ押込、上野介殿を討候始末、御公儀を不恐の段不屆に付、切腹被仰付候。依之右三郎兵衛忰藤之丞儀遠島被仰付候由奉畏候。併幼少に付、十五歲迄私に被成御預、慥に奉預候。十五歲滿候はゞ、保田越前守樣御番所迄御屆可申上候。尤相煩候か、病死仕候はゞ、是又御訴可申上候。爲後日仍如件。

元祿十六年未年十月二十三日　松平伊豫守家來　津川門兵衛　書判 印判

保田越前守様　御番所

甚兵衛右の案文を一見し、越前守へむかひ、藤之丞病死仕候はゞ、早速御屆可申、類の事申上る事如何なり。小兒は、今日はづらひ明日は快氣、すでに快り候と存候へば又はづらふ物にて、大人のやうにはなく候。尤江戸の内か但し近國ならば、御屆も申さるべし、備前よりはるゞゝと申出ん事、量見難及所に候。此段は何と申遣すべきやと尋ねしかば、成程其理至極せり。されば案文には拘らず、類の屆には及ばざる由申されぬ。又甚兵衛尋に、病死の時は土葬に取計ふべきや否と申ければ、土葬にし早々屆あるべしと返答なり。かくて此旨備前に達し、同十月二十三日御城にてまづ池田吉左衛門・稻葉四郎右衛門兩人へ、池田主稅・日置猪右衛門書付を以、左の通申渡されし

覺

一、淺野内匠家來千馬三郎兵衛儀、右傍輩共と致徒黨、吉良上野介を討候始末、公儀を不恐の段不屆に付、切腹被仰付、右三郎兵衛悴藤之丞、遠島可申付旨、被仰渡候。但幼少に付、津川門兵衛殿に、從公儀御預被成候旨、藤之丞事門兵衛娘に出生の孫に付、母子共門兵衛手前に居申候故、右の通に候。被仰出の御書付、別紙の通に候。依之藤之丞を門兵衛來預候證文、別紙の通に仕らせ、保田越前守殿へ御差出被成候事。

一、門兵衛に藤之丞御預の上、請込池田吉左衛門・稻葉四郎右衛門兩人に被仰付候。年替に可相勤候事。

一、門兵衛後見に、門兵衛弟尾關源五郎被仰付候事。

一、吉左衛門・四郎右衛門引廻四人、替々一人づゝ、毎日門兵衛宅へ罷越、見分可仕候事。

一、番人四人吉左衛門・四郎右衛門方にて召抱、門兵衛方に差置、晝夜番人申付候事。

一、藤之丞養生指圖のため、小兒醫者生田友伯、被仰付候。少も氣色替儀候はゞ、御番醫者の内相談仕候様に、被仰付候事。

一、火事の節、駕舁のため、町役四人差出候様に、被仰付候事。　一、見廻りのため、御徒目付兩人、被仰付候事。

同日評定所にて藤之丞并に母に仰渡されし次第は、

池田吉左衛門・稻葉四郎右衛門・河合善大夫（七兵衛士鐵砲組頭）・番與右衛門・岩井小平次（兩人吉左衛門組鐵砲引廻）・阿

部傳左衞門・丸山文左衞門（兩人四郎右衞門組鐵砲引廻）各麻上下着罷出、池田左兵衞（小仕置當番）・池田七郎兵衞（津川門兵衞頭）・宮部清四郎・森川藤七郎（兩人大目付。）此四人麻上下着し列座。歩行目付蜂谷奥右衞門・木梨平六郎（兩人白砂に出る。）・津川門兵衞・尾關源五郎（近習徒門兵衞弟）兩人麻上下着し、疊臺に座す。千馬藤之丞同人母は白砂に莚敷、其上に座す。（此兩人評定所に出る時、組頭河合善大夫、士鐵砲横山兵四郎・鵜飼與五郎、津川が宅に行召れて出ず。）
扨保田越前守より渡りし書付の趣を宮部清四郎讀渡し、門兵衞證文の判形見屆、事終て藤之丞并母・門兵衞・源五郎同道にて退出し、徒目付蜂谷奥右衞門・木梨平六郎、歩行長谷川來介・岸本六右衞門・山田段七郎・白石傳之丞、足輕六人・小人目付兩人付添、中島惣左衞門（中島今年僕に切られて家絶たり。）が跡屋敷（下田町西川端の隅南向の家なり。）に送り、藤之丞居間壁書を懸らる。

覺

一、千馬藤之丞并母、津川門兵衞へ從公儀御預に付、上受込池田吉左衞門・稻葉四郎右衞門・兩人年替りに被仰付候、諸事念入相計可申事。

　一、吉左衞門・四郎右衞門引廻四人の內、一人づゝ每日罷越致見分、諸事心付可申事。

一、番人四人の內、二人づゝ晝夜共無懈怠勤番仕、諸事心を付、火の元念入可申事。

一、御徒目付兩人見廻候樣被仰付候。藤之丞并母親子共に諸事の儀、一々引廻、御徒目付て番人より達し可申事。

一、藤之丞養生差圖のため、小兒醫者生田友伯被仰付候。少も氣色替候はゞ、早速友伯へ可申遣事。

一、火事の節吉左衞門・四郎右衞門差圖仕、當番の引廻早速趣付、御徒目付と申談、藤之丞并母念入退可申、但火急の時は、其節の樣子次第、門兵衞・源五郎相計可申候。火事の節駕籠のため、近所の町役四人、被仰付置候事。

一、藤之丞并乳持、朝夕食物醫者差圖を請、念入可申事。

右無油斷可相心得者なり。

　元祿十六年十月二十三日

森川藤七郎・宮部清四郎より申渡す趣は、

一、尾關源五郎事、御供・御番共引、門兵衞後見可仕、尤御歩行組共儘被持置候。

一、蜂谷與右衛門・木梨平六郎兩人、毎日替々見廻り可申候。尤火事の節早速趨付可申候。

同二十四日飛脚を以、右門兵衛預證文を江戸に遣されし。此證文一通は、名乘書判、一通は書判印判、一通は白紙名乘書判印判以上三通、江戸に廻されしが、書判印判の證文を、甚兵衛より保田に出しけるといふ。かやふの事いさゝかの事ながら、要用の事とぞ覺へける。同十一月三日藤之丞に毎歳米五十俵づゝ賜ふよし命ありし。寶永四年八月二十六日津川門兵衛病死しければ、弟岡關源五郎に證文出させ、藤之丞を預らる。源五郎判元見屆として、池田吉左衛門、組頭高木孫右衛門、引廻土方勝兵衛藤之丞御預となりし時は、吉左衛門引廻、番與左衛門・岩井小平次なりしが、兩人の中轉役せしが故に、土方引廻になりたり。なり。徒目付新谷孫七郎、藤之丞が宅に行むかふ。源五郎證文の趣。

淺野内匠頭殿元家來千馬三郎兵衛悴藤之丞、元祿十六年未十月二十三日私兄津川門兵衛に御預被成、證文江戸へ差上置候處、門兵衛今日致病死候。依之右藤之丞當分私に御預被成候旨被仰渡、畏り慥に奉預候。晝夜共無油斷心を付、藤之丞病氣其外少にても相替儀御座候はゞ、早速可申上候。以上。

寶永四年亥八月二十六日　尾關源五郎

池田吉左衛門殿

右の證文を三人の見屆受取、吉左衛門へ出頭る。見屆三人よりも證文を出しける。是は吉左衛門手前に取置けり。三人の證文は、源五郎判元見屆相違なきよしの證文なり。此旨家老中より江戸へ申遣ければ、吉崎甚兵衛・安藤平左衛門兩人、松野壹岐守保田越前の跡役なり。のもとへ行てうかゞひければ、先年門兵衛より出したる證文に、今度源五郎奥書して出すべしと指圖ありて、十月十日岡山評定所におゐて池田吉左衛門・伊木内藏四郎右衛門死後、九月八日より受込と成。并に兩人の引廻土方勝兵衛・須賀小八郎列座、小仕置服部圖書出席の時、徒目付松田加七郎、源五郎麻上下着を同道して出ける。大横目安藤清九郎證文を讀聞す。薄田兵右衛門・南條八郎兩横目は席を離れて座す。今度源五郎書添證文の詞は、

右津川門兵衛當亥八月二十六日病死仕候。私儀門兵衛弟にて御座候に付、千馬藤之丞儀直に私へ御預被成候。十五歳に滿候はゞ、御番所迄御屆可申上候。尤其内病死仕候はゞ、是又訴可申上候。以上。

寶永四亥年十月十日　松平伊豫守家來　尾關源五郎　印判書判

松平壹岐守樣　御番所

同六年七月二十六日千馬藤之丞・同母・尾關源五郎三人を評定所へ呼出さる。藤之丞・源五郎兩人とも麻上下を着す。門藏・引廻兩人・徒目付一人・徒者二人、藤之丞が宅に行て同道し評定所へ出ける也。歸る時も同樣なりし。吉左衞門・內藏、幷引廻士方勝兵衞外に長屋忠兵衞・加藤九左衞門・薄田半六郎・小仕置服部圖書・大目付宮部清四郎・森半左衞門等、皆麻上下を着し列座す。徒目付兩人白砂に伺公す。御書付の趣を清四郎讀渡す。

淺野內匠頭元家來千馬三郎兵衞忰千馬藤之丞儀、御預置被成、十五歲に成候はゞ遠島被仰付筈に有之候處、常憲院樣御法事に付、遠島御赦免被成候。

右の段大久保加賀守殿被仰渡候由にて、町御奉行松野壹岐守殿宅にて、安東平左衞門へ七月十六日被仰渡候間、右の趣難有可奉存候。

かくて藤之丞・同母・源五郎仰を承り、難有旨を申て家に歸り、其後御家より藤之丞に祿たまひ、今に至るまで子孫奉(存カ)じけるなり。藤之丞が母常に人に語りけるが、子を持ては正月の來る每に生さきをたのしみ、人となさんとおもふは父母の心なるに、御預と成し後、月日立行、子の成長するを見る每に、やがて遠き島へやる事よとおもひ一とせ〳〵に過行にしたがひ、心の暗いやましけるとて、落淚せしが、ことしはからずも御ゆるしかふむりても、夢のこゝろして、我ながら猶うたがふ計なりとぞ。此物語を今傳へ聞だに淚もよふす事なるを、況や其母におけるをや。

十、慶長十九年 置人質於關東

池田の御家より、人質を關東にまいらせらるゝこと、其年號・事跡つまびらかならず。今としより前の事は最辨ぜざれば、一事も書しるさず。只ことしより寬文五年、天下陪臣の證人をやめらるゝに至るまでの、あらましを書記す。

今年大阪の軍起りしかば、興國公姬路に歸らせ給ふに、御家老池田出羽・伊木長門兩人は、江戶にとゞめられぬ。是陪臣證人の初かとぞ覺ける。翌元和年二度いくさ起りしには、出羽・長門ともに、出陣を御ゆるしありければ、長門が嫡子鶴千代將軍家より八十人扶持を賜ふ。出羽が次男蜂須賀山城を質として江戶に殘し置、伏見へも出羽が嫡男竹松を證

人に奉りて、兩人は御先手をつとむ。福照院殿井三五郎・恒元君後備後守殿の事、今度福照院殿、關東に下りたまひしより後今に至り、御夫人關東の邸に居給ふ事例と成しにや、其詳成事をしらず。同きとし日置豐前が養子主殿介も證人と成て江戸に下向せり。主殿介江戸に參る月日詳ならず。大阪のいくさ起りしはじめにや、又落城後に江戸にい參りしもしるべからず。同き二年伊木鶴千代江戸にて病て死す。同き四年竹松が父池田出羽由元播州鹿子川にて死す。竹松竹松證人として伏見にあり、神君に謁しけると家の記に有り。去ながら伏見より江戸に趣く年月をしらず。江戸よりことし歸りければ、大阪落城後關東にまいりしなるべし、今其傳ふるものなければ、その詳なる事をしらず。父の家督を續で出羽由成と名のり、證人御ゆるしありて江戸より因州に歸り、出羽が家來堀尾清左衛門が娘を證人として奉らる。今年丹羽山城入道德入が四男同兵部も證人として江戸に參る。寛永五年日置豐前が姪證人として江戸に下る。此姪は京都入江宗二が娘なるを、豐前方に久しく養ひ置しなり。かくて豐前が養子主殿介證人御免ありて、將軍家より御時服たまひ、やがて江戸を立て因幡に歸る。主殿介は寛永九年別に千石の祿給ひしが、同十五年七月六日三十二歳にて、備前岡山に病死せり。今年丹羽德入江戸に下り、兵部が質として江戸に在るを愁へ、酒井雅樂頭に付て、八十に及候それがし、あはれ兵部を返し賜はらば、此上もなき御恩に候と、いろ〳〵哀訴申けるを、將軍家聞し召れ、德入を御城にめされ、將軍家に拜謁す。時に雅樂頭を以て勝入公御戰死の事、委しく言上すべしと上意あり。德入承りかしこまりは候得共、當座には申上がたし、熟思候て言上仕候べき旨を申て、やゝ久しく考て、覺の如く有姿に申上しかば、前に聞し召れしに露たがはず申條、神妙なりとの上意にて、葵御紋の御羽織を賜ひ、兵部が證人まで御ゆるしありて、やがて父子打つれて因州に歸る。同十年正月池田下總長恭證人として江戸に下る。同十一年番與右衛門和氣弟なり。が妹證人として江戸へ參り父與右衛門證人おゆるしありて備前に歸る。此與右衛門は元和元年より江戸にありて今年迄十八年なり。與右衛門が父番大膳、元和元年福照院殿・五三郎君にしたがひ、江戸にまひりしかば、此與右衛門もともに江戸に行しなるべし與右衛門がことし歸りしは、たしかに元和元年に質と成て事宜しく書傳ふるものなければ詳ならず。されども家に傳ふる所十八年證人となりて、江戸にありしといへば、右にいふごとく父にしたがひて東行し、證人と成たるにや、猶追て考ふべし。同十二年正月池田下總證人御ゆるしありて備前に歸る。是養父長政病死してければ、家續んがためなり。此度江戸を發しける時、大猷廟に謁し時服を賜しなり。同十六年伊木長州忠貞が嫡男清兵衛、年はづかに三歳にて江戸に下る。日置主殿介が季女八も證人にまいる。是かねて豐

前方養女、質として江戸にあれば、此度交替せり。池田出羽が惣領主計歳六つにして江戸へ證人に參る。正保元年土倉淡路が妹江戸に下る。同二年淡路子四郎兵衛（此時小吉）とし七歳、伯母と交代のため江戸に趣く。（伯母、去年證人として下りし、ことし歸るは中村主馬に嫁すべきため、俄に備前に歸る。同四年中村が方に嫁せり。）同き三年、人質證文の趣。

松平新太郎家中證人の覺

池田出羽實子定詰、池田主計。　伊木長門實子定詰、伊木清兵衛。　土倉淡路實子定詰、土倉小吉。

日置若狹姪八（豐前時の證人其儘に今罷在候）。以上。

正保三年二月十六日　　松平新太郎

鈴木覺右衛門様

矢野次郎右衛門様 參る　此御局の使能勢少右衛門といふ。

慶安二年御證文

松平新太郎家中證人の覺

一、知行高三萬二千石、池田出羽。　證人實子惣領池田主計、歳十六。

一、知行高三萬三千石、伊木長門。　證人實子惣領伊木清兵衛、歳十三。

一、知行高一萬石、土倉淡路。　證人實子惣領土倉四郎兵衛、歳十一。

一、知行高一萬六千石、日置若狹。　證人、めい、名はち、歳十五に相成候。此證人は、若狹兄主殿介實子娘にて御座候。親日置豐前存生の内より指上候。豐前九年巳前に相果申、若狹實子無御座候に付、自今はち相詰居申、若狹實子惣領五郎太郎と申男子歳三に相成申候。此悴に御指替可被下候。

一、知行高二萬六千石、池田伊賀。　證人實子惣領池田庄之介十歳に相成候。寛永二十年より如申上候、新規に差上申度候。

一、知行高一萬四千石、池田下總。　實子娘三歳に罷成候。今度新規に證人に指上申度候。

右、池田出羽•伊木長門證人は、定詰仕候。池田伊賀•日置若狹•土倉淡路、此四人は一年替に相詰候様に仕度候。此前かどより如申上候。何分にも可然様に御相談奉願候。以上。

慶安二年十一月六日　　松平新太郎 御判

酒井紀伊守様

杉原内藏允様 參

此旨能勢少右衛門を以て御屆あり。承應元年より右御噂の如く、伊賀・若狹・下總・淡路四人の證人は一年替りになりて、初て下總が娘萬（萬が姉のてう證人に下るべきに、去年わづらひ今年正月十四日死しければ、萬四歳にて證人に下ると言。）證人として江戸に下り、四郎兵衛備前に歸る。（此後萬治二年まで此ごとく交代なりしかども、その詳なる事、今知りがたし。）今年伊木清兵衛病死しければ、其弟勘解由を下さるべき仰ありしに、四月十三日御下知ありて、長門證人勘解由幼少なれば、娘可然、勘解由は五歳に成まで、備前に指置べし。尤娘は五月十日より内に参るべしと、證人奉行衆より指圖あり。此旨能勢少右衛門承りて、烈公に申上しかば、早速備前に仰越され、やがて長門が娘關東に下る。同三年池田伊賀が子勝之介證人として江戸に下る。此時左衛門佐と改名す。翌明暦元年正月元日左衛門佐病死す。同二年左衛門佐代として伊賀が子勝八（此時役大學。）十二歳にて江戸に下る。伊木長門娘くに病氣なれば、其弟勘解由代として是も江戸にまいる。此時御屆の御書あり。左の如し。

一筆致啓上候

一、家來池田伊賀證人實子左衛門佐、相果候に付、爲代弟大學差上可申事。

一、同伊木長門證人實子娘くに病氣に付、爲代弟勘解由差上可申事。

右の者共爲代可差上の旨御口上に被仰渡段、奉得貴意存候。爲御禮如此御座候。恐惶謹言。

明暦二、二月十二日　　松平新太郎御判

稻垣若狹守樣。酒井紀伊守樣

伊澤隼人正樣。本多美作守樣

同三年證人御差替の願書出さる。其文、

池田出羽證人實子惣領池田主計、寛永十六年に六年にて當御地へ罷越、當年迄十九年相詰、二十四歳に相成申候。出羽病氣に罷成候に付て國元へ遣し置申度奉存候。爲其代出羽二番目の實子池田五郎兵衛歳二十一に罷成申候、此者御差替被成被下候樣に仕度奉存候。以上。

十二月十日　　松平新太郎御判

稻垣若狹守樣。酒井紀伊守樣

伊澤隼人正様。本多美作守様

あくる萬治元年御願の如く、出羽が次男五郎兵衛、三月晦日岡山を發し、四月十九日江戸に參り、兄主計は五月四日江戸を立、同二十六日岡山に歸る。これより先三月二十二日御願を出さるゝ其趣、

松平新太郎家來證人の覺

一、定詰二人、池田出羽證人•伊木長門證人。

一、一年替り詰、一番、土倉淡路證人•日置若狹證人。二番、池田伊賀證人•池田下總證人。

一、池田下總儀、病氣仕候に付、實子惣領六歳に罷成申候淸八に跡式申付候、親下總、先年より證人上り來候へ共、淸八幼少に御座候事。

一、下總並に證人可指上者無御座候故、番頭申付置候者共の內、

「知行高四千二百石」土肥飛彈「實子三人」惣領三郎助(十七歳)•弟次郎八(十六歳)•娘(十三歳)。

「知行三千石」瀧川縫殿、惣領內膳•弟吉之丞(二十五歳本多能登守所に罷在候)。弟傳左衞門(二十二歳松平周防守家中高橋達右衞門養子に遣事)。同次郎吉(六歳)•娘四人(十六歳•十四歳•十二歳•九歳)。

「同三千石」池田美作「實子五人」惣領少吉(九歳)•弟長三郎(七歳)•同長五郎(四歳)•娘二人(六歳•五歳)。

「同三千百石」若原監物、「實子二人」惣領太郎七(六歳)•娘(二歳)。

右四人の忰共差上、苦かる間敷儀に御座候はゞ、替に被召上可被下候やの事。

一、池田伊賀•土倉淡路•日置若狹、此家老三人の證人一人宛、右四人の番頭の忰一人宛、御差加へ、三替りに被成、定詰共に四人宛御當地に相詰候樣に、被仰付被下候樣に仕度奉存候。以上。

明暦四年三月二十二日　御名判

本多美作守様　酒井紀伊守様　伊澤隼人正様

かくて其年も暮、あくる萬治二年三月二十一日北條右近大夫のもとへ能勢少右衞門を召され、御願のごとく仰付らるゝよし御達あり。然るに番頭四人の內、若原監物證人の事は、御奉行衆失念ありて、何とも仰付られなければ

此者の事は追て又伺はるべしと、北條右近大夫差圖あれば、證人組合の次第を定めらる。

一番。池田出羽・伊木長門證人定詰二人、日置若狹・土肥飛彈證人。　二番。右定詰二人、土倉淡路・瀧川縫殿證人。

三番。右定詰二人、池田伊賀・池田美作證人。

右の如く定りしかば、今迄定詰の外、家老の證人は隔年に關東に下りけるを、今年よりは三年に一度に成ぬ。されば日置若狹が子左門、土肥飛彈が子三郎助、關東に參る。同三年土倉淡路が子四郎兵衛、瀧川縫殿が子儀大夫內膳。はじめ證人として江戸に下り、去年詰の左門・三郎助は三月御暇賜ひ、四月岡山に歸る。八月十四日池田出羽が嫡子主計出奔しければ、同十八日烈公より御書を以て酒井雅樂頭のもとへ、主計出奔の事御屆あり。是初め證人となりて、關東にありし者なれば、そのころ主計は死す。寛文元年池田伊賀が子大學、池田美作が子左兵衛、二月二十二日江戸に下り、去年詰の土倉四郎兵衛・瀧川儀大夫岡山に歸る。同二年日置若狹が子左衛門江戸に下り、土肥飛彈が子三郎助も二月二十二日岡山を立て江戸に參り、去年詰の大學・左兵衛岡山に歸る。同三年土倉淡路が子四郎兵衛、瀧川縫殿が子儀大夫江戸に下る。去年詰の日置左衛門・土肥三郎助兩人、三月二十八日江戸を立て、四月十五日岡山に歸る。夫萬治三年池田出羽が嫡子主計死して其弟五郎兵衛證人にて江戸に在れば、御願ありて、五郎兵衛を岡山にかへさるべき旨を申せ給ふ。其御書、

松平新太郎家中證人覺

一、池田出羽證人實子五郎兵衛二十九歲に罷成候、兄主計相果候に付、惣領にて御座候。出羽病氣に御座候に付、五郎兵衛國元へ遣し置、用所共申付度奉存候。爲其代出羽二番目の實子主水二十三歲に相成候、此者に御差替被成候樣に奉願候。以上。

寛文三年十二月十九日　　松平新太郎　御判

北條右近大夫樣。　本多美作守樣

伊澤隼人正樣。　瀧川長門守樣

同日證人組合の願をも出し給ふ。其趣、

松平新太郎家中證人の覺

一、定詰二人、池田出羽證人五郎兵衛、伊木長門證人勘解由。

一、一年替り、「家老」土倉淡路證人四郎兵衛、「番頭」土肥飛彈證人助次郎。

一、同斷、「家老」池田伊賀證人大學、「番頭」瀧川縫殿證人儀大夫。

一、同斷、「家老」日置猪右衛門證人左門、「番頭」池田美作證人小吉。

右六人の内、二人充一年代仕、定詰二人加り、四人充相詰申候。

一、知行高五千石、「家老格」伊木玄蕃實子惣領長九郎十二歳。

一、知行高三千石、「番頭」若原監物實子惣領太郎七、十一歳。弟勘介、五歳。娘一人、七歳。

右兩人一組に被爲成、四番に仕度奉存候。四番難成儀に御座候はゞ、池田伊賀・土倉淡路・日置猪右衛門、此三人の證人、土肥飛彈・瀧川縫殿・池田美作・伊木玄蕃・若原監物、此五人の證人を一人づゝ御加へ、五番に仕度奉存候。

右の通奉願候。爲御談合以書付申上候。以上。

寛文三年十二月十九日　御名判

北條・本多・伊澤・瀧川、四人樣當て

右の御願あくる四年濟ければ、四人の諸人、奉行衆へ御禮として御書あり。其文、

一筆令啓上候。然ば家來池田出羽證人實子惣領五郎兵衛儀、弟主水に御指替可被下候由、并、伊木玄蕃・若原監物兩人の悴一組に被成、新規に御差加、以上四番に被仰付可被下候旨、今朝家來の者被仰渡承届候。内々奉願候通相叶忝仕合奉存候。尤以參上可得御意候得共、少持病氣罷在候間、夫々爲御禮如此御座候。恐惶謹言。

寛文四年二月十六日

かくて池田五郎兵衛弟主水、三月二十八日岡山を立、四月八日江戸にまゐり、五郎兵衛五月三日江戸を立、同二十日岡山に歸る。伊木玄蕃が子長九郎後、兵庫。若原監物が子太郎七共に江戸に下る。去年詰の土倉四郎兵衛・瀧川儀大夫も江戸を發して岡山に歸る。同五年七月十三日に烈公御登城ありけるが、天下陪臣の人質、自今已後、御免あるよし台命ありしかば、御下城ありて、藪安道の間において伊木勘解由・池田主水・伊木長九郎・若原太郎七、四人の

證人をめされ、台命の趣を仰渡されける。同八月十日に伊木勘解由・池田主水、近々に備前に歸りける故、今朝御勝手にて御料理を賜り、其後烈公の御前にめされ、御盃を被下、鹿毛の御馬を賜りし。伊木長九郎・若原太郎七が事は記すものを見ず。直に江戸に詰翌年烈公にしたがひ、岡山に歸りしにや。但し勘解由・主水より後に、岡山に歸りしもしらず。

證人の事初にも記す如く、其詳なること知がたく、今土肥が家の記を考るに、土肥助次郎が證人として江戸に下る時、烈公より米三百俵賜ひ、江戸に着ければ、登城し執政の方へ御太刀目錄を以て、參勤の御禮し、正月三日に年頭の禮として登城し、御太刀目錄にて將軍家に拜謁す。又御暇を賜ふ時は、御時服・御羽織等を將軍家より賜ふとあり。されば、證人はいづれも、年始或は交代の時は將軍家に拜謁し、獻上幷に賜の恒例なりし成べし。又土倉が家の記に、淡路が子四郎兵衛證人の時、將軍家より五十人扶持を賜ふよしを載す。長門が家の記には、八十人扶持を賜ふとあり。是本祿の多少によりて賜ふ所に差別あると覺ゆ。扨、江戸にては、證人屋敷とて、今の竹橋御門の内に屋敷ありて、諸侯陪臣の人質を置かるといふ。陪臣證人平日供廻りは歩行はなく、馬廻り四・五人に鑓・挾箱・草履取にて徘徊せし由聞傳ふ。

吉備溫故秘錄卷之八十九（預人證人）終

吉備温故秘録

（人数出張）

吉備溫故秘錄卷之九十（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

人數出張目錄

吉備溫故秘錄卷之九十（人數出張）目錄終

吉備溫故秘錄 卷之九十（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

人數出張

一、安藝國廣島城請取

福島左衛門大夫正則は、天下太平の後、安藝・備後兩國を賜り、廣島へ入部。其後段々官位昇進、參議となり、兩國合四十九萬八千二百石にてありければ、位といひ、祿といひ、榮花少なからざるに、段々惡行超過し、兩國の民苛政に苦しみ、離散するものもあり。殊に廣島の城を恣に増築き、天下の大禁を犯すの罪に依て、天和五年己未六月二日奉書を以其罪條を仰出され、國こと〴〵く沒收せられしかば、廣島の城請取として宮内少輔忠雄公外に、加藤左馬介・本多美濃守・森美作守・松平阿波守・生駒讃岐守・松平土佐守也。廣島に發行ありければ、此時に烈公より湯淺右馬允を御附使としてさしむけらる。湯淺、忠雄公に相したがひて廣島に行き、城請取滯なく濟みければ、やがて因州へぞ歸りける。

此時、池田備中守長幸殿には、備後國三原城の在番勤めらる。

二、島原一揆

寬永十四年冬、肥前島原に吉利支丹宗門の一揆起り、江戸へ注進あるよし聞へければ、池田家の船奉行中村主馬始隼人。買船十艘用意し、寺見三右衛門・東原半左衛門をさし添て、十一月十六日岡山を出船して大坂にのぼせ、御下知は無之候へ共、新太郎船手兼て公儀御用油斷仕間敷旨申付置候間、自然御用にも相成べくやと存、則買船指上候段、小濱民部まで申達す。折節島原の城主松倉長門守并日根野織部等、九州に下向ありければ、早速其用を達せらる。程なく賊徒打手として、板倉内膳正・石谷十藏彼地に發向ある。此時も兩使池田家の船にて九州に向はる。此度は寺見三右衛門相したがつて豐前小倉迄下向し、十二月十四日岡山に歸る。東原半左衛門は大坂にあつて船

中入用の品々幷雇かご等諸事一人して裁斷せり。烈公は江戸におはしける。此旨聞給ひ、上使への附使として、丹羽次郎右衛門を彼地に遣すべきよし、日置豐前へ仰越れければ、豐前早速澤井小左衛門を使として丹羽に其旨を申渡、追々彼地の趣注進をへ候ため、山田總之丞・上島安兵衛といふ歩行者兩人を添られける。或說に、島原陣中に使する歩行者鈴木登之介が方に行、今度の御使を承りぬ。かねて御懇意の事なれば、御知らせのため、又は御暇乞かたぐ\參りたる由を云、登之介聞て、それは重疊の事に候、何ぞ餞別し度候へ共、想應の品もなし、某年比手なれし鳥銃あり。是を贈るべしとて取出してぞあたへける。彼步行一禮して携歸る。扨、島原落城の後、彼者歸り、早速鈴木が方に來り、此度の御使恙なく相勤罷歸候と云ければ登之介以の外顏色を變じ、某兼々其方を男と思ひ、念比に申遣候ひき。然るに只今の言葉こそ心得ね、初て武夫たる者の戰場に臨むは功をたて、討死をもするこそ本望なれ、それに恙なく歸るなどゝあるは、沙汰の限り也。若功も立てず、手をも負はず、すごく\と歸られんには、我等にむかひ、今度の御使、家を出しより何とぞ相應の手に合ひ度志に候所、何の働もなくふたゝび無難に罷歸り、かく參會仕事、今更面目も無次第に候とあらば、少しは恥をも知たるといふべし。其方かゝる勘辨もなき人なるを今まで心安くせし事、返すぐ\我等不才にして、人を知らざる所なりとて、彼步行者と長く交を絕しといふ。去ながら、此步行者の使。かくて次郎右衛門は、御鷹の雛・御茶・御書等齎し、十一月二十三日出船す。次郎右衛門、此時馬二匹を養ふ。一匹の馬は本氣乘合第一なり。今一匹は黑鹿毛にて、寸も大きに、第一は女馬にて逸物なりしかば、此度の乘料いづれがしかるべからんと案じわづらふ處に、生駒加右衛門申けるは、戰場の馬、敗目にかけ引には、必心の丈夫なる馬を用べし。されば鹿毛の馬然るべしとて、此馬を引せけるが、ついに疲勞の色なく、始終其用を達しけるといふ。一揆の賊徒日を追て蟻集し、其勢ひ勇强にして、容易に攻落しがたく、重て關東より松平伊豆守・戶田左門を指向らるよし、備前に聞えければ、中村主馬・寺見三右衛門に云含て、十二月二十日岡山を出船させ、大阪にのぼせけるが、此度も伊豆守・左門兩人乘船ありければ、寺見は豐前小倉まで相したがつて翌年正月二十三日岡山に歸る。伊豆守・左門備前通行の時は、馳走として牛窓へ伊木長門・日置豐前下津井へ池田出羽出張す。若又陸地通行もあるべきとて、道路接待警固として、土肥飛彈は片上に出張す。然るに豆州船路を九州に向はれければ、土肥はやがて岡山に歸る。惣て此節より一揆平治までは、備前領內郡々へ鐵砲頭・大小性頭・郡奉行相添ひ、間斷なく廻村して非常をいましむ。尤往還筋・國境はいふに及ばず、其外口々に番所をかまへて往來の人を改む。丹羽次郎右衛門は、十二月朔日下關に着岸す。陸地をひかせし馬も同時に此所に着ければ、同き三日豐前小倉に渡海す。一揆は松倉の居城島原を責けれ共、叶はずして引取、同國原の城にとりこもり、板倉內膳正・石谷十藏幷長崎御奉行榊原飛彈守・馬場三郎左衛門等島原に來り人數集め、彼地より近日原の城へ、押寄らるゝのよし聞えければ、いそぎ次郎右衛門は島原へ參らんとせしに、長崎往還は行程遠く遲刻に及べければ、

如何せんとおもふ所に、一揆ども自燒して退ければ、其跡へ參る。（是小倉より五里許出で、黒崎といふ所也。）爰にて甲冑を擐し行ける程に人家なければ、むし食(めし)をくらひ、馬には打米して居ける所に、夜に入、大雨降ければ、澁紙を張て暫時野宿し、やがて打立、道をいそぎ、同三日の朝本庄に至る。（小倉より此處まで凡二十八里也。） 此本庄は船にて渡る所なるに、舟留にて皆て渡る事ならざれば、いろ／＼才覺し、渡船を借て（此舟一艘のあたひ銀子十枚といふ。）五日に本庄を出船し、七里渡りて六日島原の城に參着す。爰にて、烈公よりの御書・進物等、內膳に披露す。同き八日諸將一同に原の城に打立ける。此日丹羽は上島安兵衞を備前に返し、此地の樣子を注進す。同日の晩、有江村まで二里半行て野陣す。同九日一里半行、有江村の內に又野陣す。同十日一里半行、原の城邊に野陣し、同き十一日には山の手へ陣替なり。此內又山內總之丞を戾して注進す。同日晚、江戶より寺崎茂左衞門、烈公より板倉內膳正をはじめ、諸將への御書、幷、進物等を持參す。次郎右衞門へも御書を賜り、其詞、

其表爲見廻寺崎茂左衞門遣申候、音信其狀に相添心得候て披露可被申候。其方無事に參着候や、寒大の時分苦勞共候。其地樣子切々注進可被申候也。

十一月十八日　　小將御手前

丹羽次郎右衞門どの

次郎右衞門はそれ／＼に披露し、同十二日茂左衞門を肥後に遣す。同十四日豐後府內の御橫目衆、天草より原の城へ參らる。此日山の手より濱手へ陣替あり。次郎右衞門此地の繪圖したゝめ、茂左衞門をば江戶にかへす。かくて榊原飛彈守の賴として、石谷・橫倉兩人次郎右衞門に申されけるは、飛州の子息左衞門佐若年なれば、其元指圖あるべき旨をぞ賴まる。次郎右衞門固辭せしかども、手筋もあれば、達て其意にまかすべしとありけるにぞ、やむことを得ず掌せり。左衞門佐は鍋島信濃守の備に居られければ、丹羽も此陣に在り。惣て諸國の使者は、板倉・石谷兩使の指圖にて、跡に小屋渡りて陣しけるが、次郎右衞門は先手に居ければ、手都合よきとぞ聞えし。同二十日の夜、三の丸堀切の所を立花左近將監の手より攻らるゝ時、次郎右衞門は榊原飛彈守・同左衞門佐と同じく、立花

の備にあり、先手の樣子見はからひに出けるが、立花三左衛門堀切の上へはしごにて上り、一番乘と名乘けるが、則鐵砲に中り落て討死す。松平安藝守の使者長谷川久太郎も其場にて手負たり。かく鳥銃きびしければ、中々乘とるべきやうなし。自然鍋島殿の請取口出丸の人數、三の丸へ移り防ぎ申事あるべし。さあらば出丸の樣子御見合然るべしとて、飛彈守・同左衛門佐と談合して歸りける所に、立花左近將監に參り合ふ。三左衛門一番に乘捕候よしを左近將監申されければ、次郎右衛門右の趣をぞ答へける。されどもまづ押詰べしとて進まれけるに、程なく引取らる。出丸先の體を見合けるが、人數分る體もなく、防はいよ〳〵强ければ、其夜は一同に引取ける。次郎右衛門又繪圖したゝめて江戸に注進す。烈公御書に羽織そへて、次郎右衛門に賜ふ。其詞、

態申遣候、其表の樣子、兩通書狀、幷、繪圖令披見候。寒大の時分苦身共候。道服一遣候、着可被申候。謹言。

極月晦日　　小將御名

丹羽次郎右衛門殿

こともすでに暮て、あくれば十五年正月元日惣責の刻、諸手の見計に先へ兩度出て見合、諸手の中一所なり共、城へのり込るべき所あらば、乘べきとうかゞひける所に、辰の刻の頃にや、城中よりうつたる鳥銃、次郎右衛門の右の腕付きは相引のこはせの角より後へ貫き手負たり。鎗持も竹牌はづれに出けるが、忽ちうたれて死す。若黨一人も手負ける。此旨烈公江戸にて聞給ひ、又御書を賜ふ。

態々以飛脚申候。其方事去朔日に鐵砲にて少手被負候の由、榊原飛彈殿より丹羽平右へ申來候由承候はゞ無心元候。手痛候はゞ早々歸國尤候。猶追て可申候也。

正月二十六日　　少將御名判

丹羽次郎右衛門どの

次郎右衛門は、なほ彼地の樣子見屆歸るべしと逗留しける所に、石谷の指圖にて强て歸國し、手疵養生あるべしと申されければ、二月三日彼地を發し、同月十七日歸りける。これよりさき、烈公は一揆いよ〳〵强大に及びなば

中國の大名も出陣あるべきとの事にて、二月朔日御暇給ひ、同二日江戸を發し、同き十九日岡山に歸らせ給ふ。島原の樣子により、近々御出陣あるべし、されば其內少成とも次郎右衛門手疵養生し、再び九州にむかひ、御嚮導仕るべしと望み申、翌十八日岡山を發して有馬に湯治す。同二十七日原の城陷りし由、有馬におゐて聞ければ、三•四廻り入湯し歸りけるに、いまだ疵全く癒ざれば、度々御使を以て慰問あり。又湯淺又右衛門•丹羽源五兵衛養元なども御使に參り、腕叶候やなど具に御尋あり、何とぞ少成とも快（こゝろよけれ）ば、御目見に出べしと仰あり、鐵門下まで駕籠ゆるし給ひて御目見に出づ。殊に御感の仰を蒙れり。佐橋又左衛門も前年より御使に島原へ遣れしと見ゆ。然れども委しき事知れず。（十二月朔日江戸より島原へ佐橋又左衛門を申遣候にとの事、仰被遣候由。）又次郎右衛門が手負たる由聞たまふとひとしく、丹羽が代りとして、野村越中を島原へ遣さる。（小橋與三大夫といふ者も參申といふ。此小橋、步行者か伊賀衆にてもあらん。未詳。）二月二十七日、伊豆守の指圖にて諸國の使者先へ行べからざる旨申されければ、野村•佐橋は手をつがねて控居たるに、城既に陷りぬ。剩あくる二十八日にも其場を進まず、事終てすご〳〵と引拂ひ歸ければ、烈公大に御こゝろよからず思しけるといふ。（世に傳ふは、去年一揆起るや否や、まづ一番に野村越中•佐橋文左衛門命蒙りて彼地にむかふ。途中にて板倉內膳正の指圖をうけて引返し、岡山に歸りければ、烈公大にはらたゝせ給ひ、附使者といふは途中より歸るべきなしとて、重て丹羽次郎右衛門に命ぜられし由、此說あやまれる成べし。按るに島原一揆の注進十一月にて、板倉•石谷討手として向はれしは此月の末、丹羽次郎右衛門が岡山を發すも四月二十三日也。寺見三右衛門•東原半左衛門が大阪へ乘船廻せしも、同月十六日の事也。此船にて板倉も渡海ありて、途中にて野村に會し、野村歸りて重て丹羽が參るならば、いかで四月二十三日に出船すべき、彼是あはせ考ふに、いかに船中をいそぐとも、十六日より二十三日迄の間に兩使九州に往來すべき理なし。殊に野村•佐橋此時の始末あしく、ついに正保三年七月七日改易し給ふ時、命令の詞に、伊豆殿堅く制禁ありて、諸國の使者先へ參間敷由、然ども二十七日に先へ參り、手に合申者數多あり、二十八日にもなを控居申こそ是非に及ぶべからざる故、改易し給ふ由みえたり。されば次郎右衛門手負し故、その代りに野村行し事必定せりといふ。）扨次郎右衛門に早々加祿あるべきに、野村•佐橋すたるべければ、わざと御延引あるにやと、人々沙汰しける。同十六年三月三日、三百石加へ賜ひ、本知合せて千三百石なり。次郎右衛門島原にて手負ふたる時、始終本復のほどはかりがたくおもひけるが、折ふし中川の家臣中川外記といふ者、馬に事缺て居ければ、次郎右衛門おのが乘て行たる彼黑鹿毛の馬鞍具そへて外記に贈りける。此鞍•鐙は次郎右衛門が父左平太、元和元年大阪陣の前、秀賴より關東に使せし時、駿府にて神君より、靑の御馬に虎の皮の鞍覆まで懸て賜りたる鞍具なり。此

次郎右衛門は勇功のふるつはもの也ける。淺尾吉大夫といふ者、丹羽に意趣ありて、度々大勢を催しねらひけれども、終に討得ず、却て丹羽に切らる者多し。寛永十九年六月十六日、曾根吉十郎といふ家來に切られて死す。惜ひかな。

生駒半右衛門正次は、市兵衛の次男也。行年十六歳、島原の一揆起るよし聞とひとしく、鑓提げ只一人岡山を發し九州さして行き、有馬玄蕃頭の家中に村井四郎左衛門といふ者ありければ、半右衛門が母方の叔父なれば、此村井にたよりて、有馬家にしたがつて軍す。有馬家の旗奉行、餘田惣右衛門と同じく城に乘入ける、其外、始終戰功多かりければ、落城後有馬家より諸浪人の此度軍功ある輩を久留米城中に饗應ある。此時左の上座半右衛門なりかくて直に有馬家にめしかゝゆべきとありしに承引せず、備前に歸り、池田出羽が肝煎にてめし出され、祿三百石賜ひ、馬廻り格とせらる。此時半右衛門軍功の始末書上あり、（事繁多なればこゝに略す。）半右衛門段々と立身して、先手の長柄奉行たり。爰に陸田市左衛門といふ士あり。是も牢人にて島原一揆の時、有馬家の旗奉行中野忠左衛門と同じく旗本にて二番に乘入、戰功あり。後備前に來り仕へ、祿千石賜ひ、物頭とし足輕二十人を預らる。同息何がしに五百石、父子合千五百石を食ひ、寛文七年三月十六日烈公江戶へ趣給ふ時、御見立として諸士不殘濱野に出づ、陸田或民家に入て御船の下りを待ける內、同席の傍輩二三人に對し、島原の事咄出し、生駒には遙に勝れると、高聲に語るを、半右衛門其近邊にてたしかに聞屆、則陸田に對し、只今御咄の趣彌左樣にて候や、左あらんには、私より君公へ申上候儀は、皆相違仕候、屹と其段承度と云、陸田聞ていろ〳〵とあらそふ。半右衛門は今日御門出に候へば、爰にては最早申まじ、何も座中の衆能聞置れよと云て立出ける。然る所に陸田後悔し、追て段々謝しければ先事濟たり。村田小右衛門と云者の實父池田次郎左衛門（次郎左衛門は、後淺野因幡守につかふ。）も島原にて生駒とおなじく働ければ、小右衛門能其時の事を聞傳えけり。此村田此節在宅にて居けるが、陸田生駒が爭論を聞、心元なく思ひ、書狀を生駒に送り、とやかくと懸合證ありけれども、事長き事故、爰に記さず。件の爭論生駒利運に成ける後、半右衛門、公へ願けるは、陸田と同じ品になされ候はゞ、難有こそ候と申す。然るに此願叶はず。烈公の思召に、陸內（田）は新參、生

駒は譜代なれば、追々取立らるべきに、短慮の至と御心にさしはさまれし所、又同九年生駒祿を辭て、同年閏十月十日御暇賜ふ。此日家老を以て、生駒加右衞門・生駒市兵衞に仰聞らるゝは、平右衞門事先年組の引廻役命ぜられ又去し七年鎗奉行になさる。其節は何とも申さで、今更祿を辭する條不屆なり。何とぞ屹と命ぜらるべけれども、御家の子なれば只御暇賜る由をぞ傳へける。かくて平右衞門は備前を去り、武者修行の樣にして諸國をめぐり、年老て水戶家に不半と改名し、少しの助力を受。元祿十一年七十八歲にて死す。同十五年戊寅島原一揆の賊徒こと〲く平均、彼地にむかはれし關東の討手、海上をのぼられしに付、迎船として寺見三右衞門を遣はさる。これよりさき、賊徒いよ〱強大に及びなば、烈公にも御出陣あるべきとの事にて、二月十九日岡山へ歸り給ひし。同月島原への上使三浦志摩守通船の節、二十一日烈公にも牛窓へ御出船、志摩守に御對顏、二十六日御歸。同四月島原より海上をのぼられける上使衆へ御對顏のため、十七日烈公牛窓に出迎ひ、平均を賀し給ひ、同十九日岡山に歸り給ふ。

三、讃岐高松城請取

寛永十七年庚辰、讃州高松の城主生駒壹岐守家滅亡しければ、城請取として關東より青山大藏・井上筑後守・加藤出羽守下向ある。烈公より御使者として、池田河內を命ぜられて渡海す。是青山と河內は緣者たるにより、かたがか以て遣さるゝといふ。

生駒壹岐守高俊は、讃州高松に在城し、十七萬石餘を領し、位は從四位下侍從なりしが、性魯鈍にして、善惡貴賤の差別を辨へず。これに依て、自然と家中の諸士風俗惡しく、我儘のみ多し。分て江戶家老石崎若狹・前野助左衞門仕方宜しからず。罪なき者も、己が氣に入らざれば、非法を申かけ追放し、或は隱居させ、國中の下民までをはたき取り、人民飢餓におよびければ、國家老生駒將監此旨江戶公儀へ訴ければ、壹岐守愚昧魯鈍成儀は、兼て達上聞ぬれ共、先祖の忠功に被爲對、知行も相違なく相續被仰付、然に國家の混亂、仕置の善惡をも不辨、助左衞門が程の惡人成を知ずして、一身のみ樂事、其科輕からず。死罪にも仰付らるべけれ共、格別の生付故不便に思召され(本書出書)由利へ仰付らる。(後年に一萬石を賜り再び召歸さる。子孫今

交代寄合也。)さて前野助左衛門は一類迄御助役、石崎若狭は切腹、前野に組する者は切腹追放數しれず。

四、讃州丸龜へ池田伊賀出張

慶安四年辛卯、山崎志摩守家俊、居城讃州丸龜にて病死。池田伊賀は志摩守と近き親類(志摩守は、伊賀姉の子にて甥なり。)の由、將軍家の高聽に達し、執政より烈公へ申越されけるは、伊賀早々丸龜へ渡り、末々迄騷動せざる樣にはからふべし。よつて關東より御目付は下されざるよしなり。此旨御書を以て仰下されければ、伊賀早速丸龜に渡海し、諸〆り等申渡して、志摩守妾腹の男子虎之助當年二歳なるを江戸に指下し、しばらく逗留し、虎之助家督後、諸事山崎の家臣共へ申渡し、伊賀は備前へぞ歸りける。

明曆三年丁酉、山崎虎之助江戸にて病死(今年はづか八歳なり。)幼少世繼の子なく家絶ゆ。此度も亦執政よりの指圖にて伊賀丸龜に渡海し、諸士已下町在の者共騷がざるやう申聞、火の用心、山林家敷等の諸〆り、其外諸事取計ひしなり。

五、肥前長崎へ吉利支丹船漂着

延寶元年、肥前長崎海上へいぎりす吉利支丹船漂着のよし、播州室津佐大夫といふ者より注進しければ、早々家老中連署の書狀を以て急飛して長崎御奉行所へ尋ねける。此上一左右次第早々御使あるべしとて、六月七日齋藤加介に命ぜらる。同八日山崎大膳も同樣馳向ふべしと仰を蒙り、兩人共用意して待所に、同九日黑田右衛門佐の船、下津井表通行故、大口平左衛門出迎ひ、樣子尋ねしに、いかにも長崎へ船一艘來れり。其長三十間橫十五間高十五間、ふなばたに六十挺の石火矢を構、人數四五百人、商船にて五六千貫の商物積居けるよし、船は何國の船とも不分明、此趣江戸へ言上も有之、決て氣遣成事はなきと物語の趣、大口より早速注進しければ、兩人共用意に及ばざる旨仰ありて、長崎に行かずして濟たり。

六、松山城請取の節一件幷安藤對馬守入城

備中松山城主水谷出羽守、元祿七年正月病死。嗣子なくて家絶ぬれば、城請取として淺野内匠頭赤穂城主趣かれける。上使は堀小四郎・駒井内匠兩人なり。是によつて津田左源太に御使を命ぜられ、組頭安田孫七郎、鐵砲引廻し大原半之介・今井勘右衛門、足輕共召具して、二月二十一日岡山を發し、此夜備中宍粟村に宿し、あくる二十二日早天こゝを發し、午の刻此松山に至り、兩使旅宿門前にひかへ、谷田文内を以て、堀の取次前田惣左衛門まで、松平伊豫守使者罷越候、それへ參べきか、但御出迎の上口上申べきやと尋給ひしに、只今小四郎城見及に罷出留守に候、此へ御出あるべしと返答にて、直に行て御口上をぞ申置ける。駒井の旅宿にても同樣にて、御口上は取次、石原左兵衛に申置ける。扨淺野内匠頭はいまだ到着なければ、安田孫七郎を先淺野の家臣伊藤五右衛門が旅宿に遣し、使者つとむべき趣申入ければ、内匠頭着の上一左右次第御使者つとめらるべしと、返答にて相待ける所、同日未の刻過内匠頭着ありければ、又左源太みづから大石内藏助が旅宿に行對面し、松山引取り首尾等談じ居ける所へ伊藤より使して今晩は内匠頭上使衆と出合、御與共有之仕廻次第左右可申由にて、其後左源太内匠頭の旅宿に行き、取次佐藤伊右衛門を以御口上を申入ければ、内匠頭早速出られ返答あり、其次に、其元の事兼て承及候との挨拶なり。同二十三日兩使に對面し、皆直答なり。此日巳の中刻城請取無滯濟て、兩使發足のよしなれば、愛知門兵衛を以て、兼て當地引取候段、其元迄御案内可仕積に候處、兩使宍粟御通行に付、被地船場へ出置候へと、伊豫守より申付候間、只今罷歸候由、大石内藏助迄申遣し、船場の事裁判し、同二十四日岡山に歸り、二十五日朝曹源公へ御直に右の趣申上ける。同三月十日内匠頭より小袖三つ、左源太におくられしといふ。

同八年安藤對馬守重博、今年備中松山を賜り、はじめて入城ありければ、十一月九日欽使として中村治右衛門岡山を立て、同十日松山に至る。御進物は御太刀・馬代一種一荷・船三艘也。此船は五十二挺立の八鐘丸八つ鐘丸は十二年十一月二日より作りかゝり、今年三月二日に出來す、二月はじめの事なりしが、御前伺公の人々、御物語の序に、此度新に造る船近々に成就すべし、名何と唱べきぞ、いまだ一決せず、汝等が思ふ旨を書て出せよと、其作なるを取て名とすべしと仰あり。皆思々書付けるうちに、或侍醫やつかねと書て出しけるが、最第一なりと御感ありて、すなはち此名に定めらる。これ鳥より早きといふこゝろなりとぞ。曹源公みづから名付給ひしも、此名には及ばざりしと云傳ふ。又一説に覆宗節が書出しけるとあり。これはあ

やまりなるべし。（榎は寶永年中町醫より召出されしものなり。）二十挺立橋・坂越等の小早也。松山の町會所にて、右船、并諸道具目錄を志水助右衛門小林蛹左右衛門に渡しける。扨、城に出ける、取次人見三大夫・家老黑田源大夫出會、ほどなく對馬守對面あり、次の間におゐて高橋呂席といふ醫師相伴にて饗膳あり、菓茶まで濟て、又對馬守の前に出ければ、御返答あり 御盃出で、坂田只右衛門を以て刀一腰を中村に引、呂席其座を退きければ、十四日に三艘の船玉島へ御廻しあるべしと、家老よりの返事也。同き十一日中村は岡山に歸り、同十二日の夜矢杉善右衛門・紀谷與兵衛彼船に乗り、同十四日朝玉島にて安藤家へ三艘とも引渡してぞ歸る。

七、作州津山城請取

元祿十年十月作州津山城受取として、關東より田村左京・酒井靫負・松平若狹守、其外御代官衆・御勘定衆進る。彼地に下向あるによつて、同月四日大野十兵衛・松尾助八郎・田中眞吉御使として津山へ行く。同十五日津田重次郎周匝村に出張す。扨城請取滯なく濟、三使關東へ歸られ、御代官・御勘定衆の赤井平左衛門・仁加保孫九郎兩人は、猶逗留なれば、十一月五日山川市內御使として御賜物もたせ、津山に行て御使を勤む。

八、福山城請取并檢地

元祿十一年、備後國福山領主水野松之丞家絕ぬれば、津田左源太仰をうけて、六月十六日より同十八日迄、備中國の國備前領の境を、足輕引具して廻村せり。かくて福山城受取として、青山播磨守其外關東より御役人、彼地に趣かれければ、御使として大野十兵衛・松尾助八郎・田中眞吉福山に行、津田左源太は八月十一日備中淺口郡口林村迄出張せり。（同道連人等、松山城受取の時召具せしごとし。）同十三日城請取濟て、同十六日青山は福山を發足あり、同十七日青山は備前片上驛止宿故、津田又此地に出、相應の御用あらば、承るべしと申けるが、青山直に對面にて謝儀あり。此時は左源太宿に自分紋付の幕を張るべき由、老中指圖なり。此節も引廻兩人預足輕召具し、東西兩口に番所をかまへ警固せしと云。

本文中、山木・山本を混同して書す。

同十二年正月二十三日、戸田山城守の手において、備後福山御領檢地あるべしとの台命の旨を、吉崎甚兵衛に申渡されしかば、此旨岡山に達す。二月二日と云。同二十七日御勘定頭荻原近江守の宅に、同役稻生下野守・井上對馬守・久貝忠左衛門、幷に組頭杉岡彌太郎、備後御代官山木與惣左衛門等列座にて、御條目一卷を吉崎甚兵衛・尾關彌五左衛門に渡され、諸事杉岡彌太郎に伺ひ、福山においての事は與惣左衛門へ相談あるべし。本多中務太輔は、近年備中松山領檢地勤られ、御條目此度と同事なれば、本多の家聞合され、其上にて伺出らるべし。備前は遠國なれば、御條目の趣、委細杉岡へ尋合置、福山表にて吞込よき樣に取計はるべしとぞ、誓紙・案文兩通を吉崎・尾關兩人に渡されける。同二月九日諸役人を定めらる。

惣奉行池田靱負、元〆上坂藏人・津田左源太、大横目薄田兵右衛門、勘定頭安田惣七郎、檢地奉行今井夫右衛門・荒尾猪兵衛・伴安左衛門・湯淺六右衛門・武田左平太・森川助左衛門。福山にて諸事聞合役那須七右衛門・中牟田三次郎・小堀宇源太。檢地見廻り雀部次郎兵衛・平井六郎右衛門・那須半兵衛・柏尾六之丞・田上佐五右衛門(柏尾・田上兩人は、竿先五十手に成時、竿奉行をも代りにつとむ。はじめは竿先四十組なりしが、隙取によつて中頃より五十組となりしや)。竿先奉行丸山文左衛門・片山加右衛門・村上藤助・林源三郎・梶川佐次兵衛・橋本午右衛門・提八兵衛・梶田半兵衛・三宅惣右衛門・菅沼小源太・山下文左衛門・安田市左衛門・伴半藏・留田彌左衛門・野間三之丞・西村孫三郎・高桑又之丞・松浦覺之丞・下方定右衛門・荻田久兵衛・熊澤宇平太・大橋與右衛門・村瀨久大夫・糟谷茂左衛門・荒尾長兵衛・中川來助・加藤平兵衛・薄田半六郎・生駒新兵衛・加藤次郎左衛門・中村多兵衛・大橋友之丞・小崎久左衛門・矢部半兵衛・中村金助・村井六右衛門・林武大夫・山脇孫助・櫻井武右衛門・石田孫助・青田十兵衛・玉井平之介・羽山九兵衛・佐野兵左衛門・松原藤助・瀧權平(松原・瀧兩人竿先五十手に成時竿奉行も代りにつとむと云)、勘定方御用村上又左衛門・木戸彦次郎・西村六之介・波多野八郎左衛門・瀧源次郎(松原と同樣につとむ)・岡田勘兵衛・笠井平右衛門・廣田儀左衛門・三好武兵衛(三好は大納戸銀奉行共、又竿先五十手に成し時は、竿先奉行代りをもつとむと云)・八田久右衛門(三好と同じきつとめかたなり)・渡邊多左衛門・蘆屋與右衛門(兩人福山賄方、幷在方賄惣元請役也、中にも蘆屋は五十手に成時、竿奉行の代りをもつとむ)・河原左助(進物引受、幷金銀渡し、與奪判役共)、郡横目檢地見廻り役石津八兵衛・伊藤與一郎・今井武右衛門・佐治八大夫・野崎六大夫・村上小四郎・小森淺右衛門、福山借家、幷在方宿家作事方奉

行白井源四郎、勘定方林加右衛門・須崎孫六郎・田坂六兵衛、小補筆安田清内、位見役（何も士鐵砲）、笹村兵左衛門・村主源六郎・青木善六郎・飯河藤兵衛・若林彌四郎・大平助八郎・三木孫右衛門・羽原甚右衛門、徒目付石川甚七郎・松村甚助・鹽田彦八郎・神戸又三郎・西野武右衛門・大橋半平、竿先目付松島又左衛門・矢牧六郎大夫・鹽田太郎吉・渡瀬儀左衛門・川村藤次郎・菊田助六郎・田代五左衛門・竹中孫八郎・山田猪之介・伊藤久八郎・小幡孫十郎・武藤惣右衛門・村山吉大夫・松井五大夫・井上甚五兵衛・輕部善九郎・鎌田彦兵衛・柏原權助・森甚太郎・石黒猪太夫・萬代段十郎・吉田武大夫・岸九八郎・紫岡傳吉・丸山又一郎・的場喜六郎・進藤清六郎・奥村久太郎・林彌次郎・鹽見半大夫・明田佐治右衛門・近藤段四郎・小田文六郎・山田勘七郎・三田文助・横山今四郎・浮藤傳六郎・長崎金七・渡邊權三郎・若林半兵衛・愛知門兵衛・岡崎六内・齋藤左二兵衛・横川又六郎・松本治兵衛・安田茂兵衛・紀谷與兵衛・梶原總六郎・柳原平吉・西山次郎右衛門・内藤久右衛門・日笠喜三郎（已上皆歩行者なり）、作事方向井傳四郎・手靑地傳左衛門・舊井源八郎、檢地道具請込役松田定兵衛次（マヽ）、勘定方井上喜大夫・武並孫左衛門・西村久八郎・山本七兵衛・岡田右衛門・本郷七左衛門・西村安右衛門・藤村十兵衛・井上忠助・金子彌吉・鈴木勘平・齋藤彦左衛門・福岡市郎左衛門・野上市郎兵衛・荒木儀右衛門・兒地六右衛門・小國齊右衛門・高井武助・梶川市左衛門・靑地惣三郎・淺野定之介・田方新平・早川杢左衛門・荒木善七郎・田川久兵衛・渡邊安右衛門・俣野利助・長谷川甚助・宇治孫平・平岡助之進・宮崎辰右衛門・明石源八郎・永井善次郎・岡田權六郎・羽山三次郎・久代仁大夫・大平助三郎・馬場平十郎・瀨野加平次・石川三之丞・武田勝助・入澤宇左衛門・松村長左衛門・西川太助・有賀權八郎・楠原清五郎・井上治左衛門・安倉十左衛門・蜂谷猪助、醫者大鷹一齋・木梨玄貞・服部伯元・中川休閑・瀧川友三・松島立伯・木梨貞閑・佐藤壽閑、賄方見屆有賀加兵衛・羽山龜右衛門（羽山は福山にて御代官の通ひ役、又竿先五十手に成し時竿奉行をも代りつとむ）、此外料理人・通ひ役・馬役・綺師・銀方・手代・小人・小頭・足輕・中間小人・大役在方・小荷駄方・勘定物書（町方よりいづ）等、上下惣人數都合二千四百十二人也。

同十日那須七右衛門、播州姫路本多中務太輔のもとへ御使として諸事聞合す。同三月十八日池田靫負より小林平七郎を使として京都にのぼせ、山木與惣左衛門に遣し、福山畝並帳の事を伺ひける。同二十一日上道郡開田村山畑において檢地の試あり。檢地奉行安田孫七郎、竿先奉行一組に目付・帳付・算者等したがつて出、色見役石丸平七郎・吉原村太右衛門・秦村平右衛門此兩百姓も此度の役がら也。等も出、兩家老、小仕置津田左源太、大横目・郡横目・勘定方、其

外檢地役人共出張して稽古し、其後も每度試あり。同日安田孫七郎岡山を立て江戸に趣く、是杉岡彌太郎のもとに行、諸事伺のため也。此日山本與左衛門迎として、森川助左衛門・渡邊多左衛門、步行目付岡本六右衛門等、岡山に出船し與惣左衛門のり船は、倉橋丸・室津小早、其外供船には湊・大島・麒麟・平井等の小早四艘なり。森川は、室津小早にのると云。同二十五日山崎より乘船川船も此方より出。此時御賜物あり。同二十六日山本大阪に着船あつて、同二十八日同所出船。同晦日備前の日比の沖通船石石丸平七郎御使としてこゝに出張す。此夜下津井に船がゝりありて、同四月朔日福山に着岸なり。同二日地方の事心得たる者兩人指越さるべき旨、山本より岡山へ指圖あれば、石丸平七郎・加世藤三郎兩人を彼地に遣さる。池田靭負より自身の使者をぞ遣しける。同十日福山失火ありて、山木の旅館燒失す。同十一日福山領村々地引案內の名主百姓等の誓詞判元見屆あるべしと、山木の指圖にて今井勘右衛門・森川助左衛門書付受取、同十三日山木宿にて、甲奴・深津・蘆田・後月・小田・神石・沼隈・品治・安那、九郡の百姓二千一人が誓詞を取れり。同十七日檢地役人少々岡山を發足す。同二十九日福山借屋敷見分す。同五月五日受取。同五月朔日福山領の名主共備前に來り、案內すべき旨山木の指圖にて二十三人の名主岡山に來る。郡會所にて元〆兩人出合、料理賜る。池田靭負が式臺迄來りて御禮申て福山に歸る。同日山木の手代本鄉澤右衛門、宍倉與兵衛手代小川鄉右衛門、田淵市郎右衛門手代奧津瀧右衛門、此三人へ物賜し。福山檢地の時、諸法令を定めらるゝ內、

鎗印、銀紙。荷印、木綿紺四半に釘貫、下に羽織茶紋付、襟柿淺黃橫筋。足輕、羽織花輪貫紋。小人、花色に釘貫三紋。

右何も脚半は鼠色、家老をはじめ、諸手殘らずわたされし。

かくてほどなく檢地に取かゝるべしとあるに、同七日山木より使ありて、此節麥納の時なれば、當月二十日過まで延引あるべしと指圖にて、諸役人の發足延引に及べり。同十九日檢地役人登城し、御目見申上る。是近日備後に發向する故なり。同二十日御後園において、試にせし所の檢地點檢の圖を御覽あり、諸役人指出て其趣をぞ言上す。同二十一日福山御目付橫山左右衛門・河野六郎左衛門・山木與惣左衛門三人のもとへ御使あり。此頃より役人追々岡山を發し、同二十七日はじめて深津郡川口村の地を點檢す。此旨同二十八日岡山に注進す。使は武田左平

太也。六月二日檢地初御屆使として尾關彌五左衛門を江戸杉岡彌太郎のもとへ下さる。同十六日浪人杉山善左衛門仍て御目見す。是杉岡彌太郎の父喜左衛門より大阪町奉行松平玄蕃頭、與力鶴見與惣兵衛まで善左衛門地方鍛錬の者なれば、池田家に召出さるゝ樣賴ありて、鶴見大橋茂右衛門に談合しければ、此度召出されしなり。同七月十七日岡山より船を福山に廻されて、是來る二十一日島々檢地有之によつてなり。船數は、

清風丸〔五十四挺立〕上坂藏人、金川小早〔十八挺〕平井小早〔二十挺〕鯨一艘〔同人島々小越。〕萬里丸〔五十挺〕津田左源太、千島小早〔十八挺〕同斷

藤多小早〔二十挺〕鯨一艘〔同斷。〕横川丸〔四十二挺〕大天狗丸〔四十挺〕飛脚船〔檢地奉行一人、竿先奉行一手、位見一組、醫者一人、惣下人共。〕河﨑丸〔四十二挺〕小天狗丸〔四十挺〕飛脚船〔乘組同斷。〕日吉丸〔四十八挺。〕飛脚船〔乘組同斷。〕明神丸〔五十挺〕飛脚船〔乘組同斷。〕大仙丸〔五十挺〕飛脚船〔同斷。〕靜實丸〔四十八挺〕飛脚船〔同斷。〕觀音丸〔五十挺〕飛脚船〔同斷。〕坂越小早〔二十四挺。郡見廻り一人、郡目付一人、上下共乘組、九州通船一艘添。〕下津井小早〔二十四挺。郡目付一人、位見一人、醫者一人、上下乘組、九州通船一艘添。〕天神丸〔四十六挺〕薄田兵右衛門〔上下徒目付二人、飛脚船一艘添。〕高島丸〔六十挺。勘定方上下乘組、鯨船一艘飛脚船添。〕麒麟小早〔二十四挺。徒目付船頭乘組、飛脚船添。〕

合　四十三艘〔内十三艘六十挺より三十六挺まで、十艘二十四挺より十挺まで、三艘くじら、十艘飛脚船二艘九州通船五艘浦船。〕

倉橋丸〔五十二挺〕山本與惣左衛門乘組、宰津小早〔二十二挺。同人乘替。〕湊小早〔二十四挺〕賄方大島小早〔二十四挺。鯨等諸道入組の爲也。〕

同二十四日岡山より船を大阪に廻さる。是も御代官宍倉與兵衛下向に付、迎の爲なり。諸事の手都合山木下向の時に同じ。〔船數は五十二挺立金川丸に乘替、二十挺立先早小船・高橋小早・尾上小早・中野小早、并に鯨船等なり。かくて宍倉八月八日伏見より大阪に至り、同十三日同所出船。同十七日福山に着あり。此度むかひとして那須半兵衛大阪にまいりしなり。〕同二十五日、御目付横山左衛門・河野六郎左衛門、近々交代あるに依て、梶浦丈右衛門福山に御使す。同二十六日御目付三好勘之丞・酒井權之介兩人片上に止宿あり。湯淺源左衛門・加藤九左衛門御進物齎して旅館に御使す。同二十七日兩御目付岡山に止宿、又山田五郎左衛門・石黒後藤兵衛御使せり。同二十九日御目付よりの指圖にて、檢地はか取候樣にとの事にて、八月朔日より竿先十手を増れし。〔今までは四十手なり。〕同日竿先假目付久山八兵衛、安那

郡川北村にて狂氣して自殺す。御代官田淵市郎右衛門の元メ手代小川鄕右衛門、山本與惣左衛門の手代林只右衛門行むかひける。森川助左衛門出合ければ、兩人より手形を與ふ。早速森川一通の證文を出す。其詞、

覺

一、松平伊豫守家來久山八兵衛と申者、川北村光明寺と申眞言宗後川端にて、今日申の下刻致亂心、自害仕相果居申候付、早速庄屋方より注進被申候處、爲御檢使各御越被成、夫より內庄屋・組頭・百姓衆立合にて及見被申候處、備前と相見申候付、近村に居申候檢地役人方へ告被知候付、早速罷越見分申候處、久山八兵衛と申者に紛無之候。尤八兵衛歲四十に罷成申候。死骸相改候へば、腹に突疵一箇條、喉に突疵一箇所、何も纔疵に候へ共、ふへに掛り候故相果申候。亂心自害に紛無御座候故、何の難數無之候に付、右八兵衛死骸幷雜物不殘庄屋と頭衆より受取置申候へ共、猶又各より御引渡慥に受取申候。爲後一札如件。

元祿十二年卯の八月朔日

松平伊豫守內　西野武右衛門　書判印判

小川鄕右衛門殿

林只右衛門殿

右の通相違無御座候。亂心にて自害に相極申候上は、何方へも何の申分無之候。爲其奧書如此御座候。

森川助左衛門　書判印判

早速八兵衛死骸は光明寺に葬れり。此月山本與惣左衛門大阪にて、屋敷地を將軍家より賜りければ、同月二十六日大橋右衛門御使として、白銀二百枚御肴等を山本に賜せ給ふ。大橋は、當時京都の御留守間居にて、此御使は同所にて山本の旅宿へ贈られしと云。同九月三日山本手代本鄕澤右衛門を使として禮謝あり。此本鄕は、地方切者なれば、後御家に召出さる。同八日岡山にて檢地帳奉行に市川太兵衛・田中眞吉兩人を命ぜらる、同九日湯淺源左衛門・村田彌兵衛をも帳奉行になさる。其外、犬丸作內・丹比七大夫・松井勘八郎等も諸役命ぜらる。松井・犬丸は道具奉行、丹比は賄方。同二十三日竿先奉行梶川左次兵衛が若黨、甲怒郡の檢地場にて賄取たる由聞えければ、早速左次兵衛彼若黨を穿鑿し、搦捕て步行有賀加兵衛に渡し、同日召連岡山に歸、獄に下候此後、若黨鹿久居に流さる。同二十九日福山より歸りて蟄居す。是若黨不法にて、左次兵衛が知りたる事ならぬは、明白ながら、大法なればとて、かく命ぜられし。同十月十二日伊藤與一郎岡山に歸り、地方檢地は去月二十八日までに皆濟し、

山•藪•寺社改は當月六日迄に濟ければ、御目付中へは那須七右衛門を以達し、御代官へは那須半兵衛して奉じける旨をぞ申ける。曹源公聞しめされ、早速西浦惣左衛門を江戸に下され、杉岡彌太郎へ御屆ありければ、杉岡の指圖にて小關原佐渡守•阿部豐後守•土屋相模守•柳澤出羽守•松平右京大夫•井戸對馬守•荻原近江守•久貝忠左衛門•戸川備前守等にも、西浦御使して奉じける。同十八日•二十一日•二十二日•二十三日•二十四日と、追々福山出張の諸役人岡山に歸る。中にも二十四日には靫負•藏人•左源太•兵右衛門をはじめ、重役人歸ける。同日檢地帳横六十二學校の文庫に入る。同二十五日靫負•藏人•左源太•兵右衛門四人、御居間にて御目見、其他は皆御小書院横間にて拜謁す。同二十六日御目付三好•酒井の兩人、御代官宍倉與兵衛のもとへ、山田五郎左衛門を以て御贈物あり。同二十七日石津八之丞を江戸に下され、柳澤出羽守•松平左京大夫•杉岡彌太郎のもとへ御使あり。是十二月二十四日迄に福山より人數引取給ひし御屆なり。同八日學校におゐて檢地下帳書はじむ。同十一月朔日靫負•藏人•左源太•兵右衛門•孫七郎をはじめ、檢地奉行六人に時服•肴等を賜ふ事差あり。かくて追々檢地成就し、石盛積りの事を杉岡彌太郎へ御尋あるべきため、十二月五日安田孫七郎、并に磐梨郡吉原村太郎右衛門等も江戸に趣き、其旨杉岡に申ければ、石盛積段々四通りにして、先書出すべしとの指圖に依て、左のごとく孫七郎書出しける

高、十六萬九千三百四十七石九斗四升六合。免三つ八分二厘二毛。

此分は村々地面に取合不申、各別不相應に御座候に付、檢地役人了簡に難及奉存候。

高、十五萬五十二石三合。免四つ三分二毛。

此分は是非高辻十五萬石へ乘り候樣に仕候に付、地面不相應無構押上共、積りに御座候。

高、十四萬七千百九十五石二斗五升五合。免四つ三分八厘六毛餘。

此分は惡所田畑も、其埒無構次第下りに積り候故、末々斗代分强目に御座候。

高、十四萬四千五石八斗五升七合。免四つ四分八厘三毛餘。

此分は地面相應逢吟味强弱無之、惡所田畑も順路被成候樣に積り申候。此帳面の通御極被仰付可然樣、乍憚奉存候積り

に御座候。

右の書付孫七郎持參し、高十四萬四千五石八斗五升七合の分地面相應のよし、宜しく申ける。是十七日の事なり。同二十二日彌太郎の宅へ吉崎甚兵衛・安田孫七郎・杉山善左衛門三人を呼むかへ、先日指出さるゝ石積の内、十五萬石の分に定めらるゝ由申されける故、安田・杉山ふたゝび委細に樣子を述けるだ、其旨は始より聞届候ひぬ、去ながら此度穿議の上にて、かく命ぜらるゝ事なれば、早々備前へ申遣すべしとの指圖なり。然れども、寺社手六日等の事改有て、惣高辻十五萬百二十一石一斗九升八合に定まりしといふ。私に曰、福山領はじめ何程ありしや、詳ならず。いづれ古檢は六尺五寸竿、此度は六尺一分竿なれば、一間に四寸九分を餘せり。さればよほどの地をうら書しけると覺ゆ。同二十六日より學校帳認やむ。あくる十三年正月五日より又はじむと云。同十三年正月福山領寺社開基年號、去年改められしかども、知れがたきゆへ、又吟味として同月十一日森川助左衛門・松浦覺之丞・木戸彦次郎・石津八兵衛、井、下役野上市兵衛・井上治左衛門等福山に行、寺内等の年貢地をぞ改ける。同二十六日又十五年（マヽ）福山に行、寺内年貢を改む。同二十九日御目付野一色賴母・高木定右衛門・片上驛止宿三好酒井と交代なり。御使として能勢助五郎旅宿に參候。同晦日岡山止宿。山内與八郎・平井六郎右衛門御使たり。同日今井勘右衛門・荒尾猪兵衛・作安左衛門・湯淺六右衛門。武田左平太江戸に趣き、同二月朔日池田靭負・上阪藏人・津田左源太・安田孫七郎等江戸に趣く。同三月二十三日靭負以下右の者登城し、檜御書院において小笠原佐渡守台命を傳へられ、時服・白がね等賜ふ事差あり。靭負に銀百枚・御時服五つ、其已下段々差あり。同二十六日秋元但馬守のもとへ、靭負・藏人・左源太檢地高辻目錄を持參し差出ける。同六月四日より福山領の百姓來り、學校講堂におゐて檢地の末毎に印判す。池田靭負、井兩元〆・勘定頭・檢地奉行、已下諸役人、上下着し、列座せり。講堂東西兩舍、其外にも幕を張り、兩勢には鐵砲引廻出張す。其員數は、

四日、安那郡二百十三人。　蘆田郡二百一人。　五日、深津郡二百五十一人。　小田郡・後月郡二百八人。

六日、品津郡百五十二人。　沼隈郡三百七十一人。　七日、甲怒郡百六十七人。　神石郡三百四十三人。

合　千三百九十六人。

鞆町人、二十一人。

右の者共、岡山に町宿し、町手より賄て食を賜る。歸る時には、一人に金百疋づゝ賜りぬ。此時町中へ福山領百姓徘徊しければ、若し喧嘩に出來なんも知るべからずとて、大ていの用事には家中の奴僕等も、往來せざる様にとの御觸有しと云。 同九日検地帳二部の内、一部は御代官、一部は福山百姓方へ渡されければ、上坂外記・津田左源太已下十人、歩行二十四人、足輕四十人、福山に出張し、引渡てぞ歸りける。十一日に引渡、十五日に岡山に歸る。 同二十三日より控帳書はじめ、是も學校にて書しなり。 同七月帳渡し濟ける。御屆として安田孫七郎江戸に趣く。福山百姓に渡せし帳の表紙に禁引べき旨江戸より指圖、よつて又役人大勢出張す。九月十六日皆岡山に歸る。 同安井助左衞門熊澤字平太刺役されし事あり。くはしくは元祿十三年能澤刺安井の條にのすれば、こゝに略す。あわせ見るべし。 同十一月、検地諸役人出勤せし日數の多少によつて金銀等を賜ふ。皆其差あり。

九、赤穗城請取

元祿十四年三月十五日江戸御城におゐて、淺野內匠頭長矩、吉良上野介を刄傷に及びければ、重き御用半、其上殿中を憚らずとの、御とがめにて、內匠頭切腹。淺野家斷絕しければ、播州赤穗城請取の御検使來るべき旨聞へければ、同二十六日池田主殿が宅にて、此度赤穗城請取に付て出張の役を命ぜらる。津田左源太相組引具して邑久郡虫明村に出張すべし。齋藤三郞助は關東の上使、御目付への御使と定られ、追々其用意せり。日置猪右衞門仰を奉じて江戸を發し、道をいそぎ同晦日片上驛に歸りける。齋藤三郞助八明朝迄夜通しに片上へ參るべしと、池田主殿指圖ありしに、申の刻に至り、主殿より使を以て、夜に入岡山發足あるべしと談置けれ共、只今の內少しも早く勝手次第に出張あるべしと、片上より申來りければ、一刻も早く發足あれと申贈る。齋藤早速岡山を發し、明ればば四月朔日の朝、片上にて猪右衞門に對面す。此度赤穗への御使勤る內は、國境か又は片上に出張し罷在るべき旨御を傳ふ。齋藤かしこまり御請申。扨御預の足輕二十人の內、七人去年より江戸に詰居ければ、不足のよしを申ける。猪右衞門聞て、鐵砲入用の期に臨なば、何時成とも足しの人數は渡すべければ、まづそのまゝにて然るべしとの指圖なり。津田左源太も此頃すでに虫明に出張す。相組の士岡猪兵衞は小祿といひ、殊に貧家にて、出張の支度

調かたからんと、人々思ひ居けるが、其出發の迅速なる事、他人の及ぶ所にあらず。勢揃着到第一なれば、諸人其武備に老練なるを感ず。猪兵衛家貧しければ、一物として花麗なることはなし。只有合ふ物を取集て出けるさま、最ゆゝしく見えし者ながら、此時馬をもたざれば、借馬して出けるに、其馬惡くこまりける。此度の出張すみて後、猪兵衛人々にむかひ、我と同祿田上佐五右衛門は、平生馬を好み、家も富ければ、此度も太くたくましき駿足に打乘て、立出たるこそ羨しければ物語す。おのが器物の儱なるを恥とせず。武道におゐて他にゆづる心なき氣質おもひやるべし。常に閑日のなぐさみに、碁を鬪ひ、客を愛しける。此度出張の命かふむりし時も、客と碁をうちけるが、少しも預る心なく、其席終て支度しけると云ふ。左源太など折節訪ふことあるに、改て出すべきたばこ盆もなく、己が常に用るたばこ盆の火入をはずし、硯箱の蓋にのせて出しける。これをもつて萬事の儉素おもひやるべし。此外出張の者多し。同八日三郎助が母病死しければ、上使への御使はいかゞなりとて、かさねて荒尾猪兵衛に仰て、卽日荒尾片上に出張す。去ながら齋藤も猶此地に在て、城請取までは警固すべしとの猪右衛門指圖にて、浦伊部に出張す。かくて同十八日官使荒木十左衛門・柳原釆女、御代官石原新左衛門・岡田左大夫等赤穗に至り、城に入て點檢あり。あくる十九日脇坂淡路守・木下肥後守兩人城を請取、事故なく濟ければ、荒尾猪兵衛は赤穗に御使す。其外此度出張の者殘らず同二十日岡山に歸る。

小原善助（大丈軒と號す。）の弟子何の某といふ者も、此度の役に出張せし前に、小原が宅へ行き善助へ申けるは、我にも此度出張の命あり。然る處、我に所持の具足乳なはに合兼、何卒仕替度思ひけれ共、御存のごとく勝手不如意にて打過候。近頃面目なき事ながら、日頃の御懇意にあまへ申出候。先生には具足數十領（七十領餘ありしといふ。）御所持なる由、何卒一領拜借いたし度といひければ、善助答に安き御用には候へ共、其許のやう成不覺悟人には隱して借し不申といふ。某甚だ立腹し、我等不勝手は兼々先生も御存知の處、不覺悟とはいかゞにて候やといひければ、善助いふやう、いや／＼相應の具足御持なき事は、兼々御噺しにて承り能存候、此事を申すにあらず。此度の如き出張に、具足御借りとは、必ず生きて御歸りの上御返しと思はれ候、御不覺悟とは爰を申なり。御所望あらば何領にても進申べくといひければ、某大きに恥入申候。いろ／＼斷り何卒一領賜り候へと、しゐて所望しければ、小原は某を陣中へ連行き、具足殘らず見せて乳なはに合し、具足を望べしといふ。

十、播州姫路移封

寶永元年甲申、播州姫路の城主本多中務大輔政武、今三月病死。子息吉十郎忠孝いまだ幼少なれば、越後國村上へ

替封の台命ありて、姫路の城は榊原式部大輔政祐へ賜りしかば、關東より上使として中坊長左衛門・三枝彌左衛門兩人姫路へ來られ、諸事指圖あつて、八月晦日城請取渡し相濟、右本多・榊原兩家へ、備前より御使として梶浦丈右衛門八月二十八日岡山を發し姫路に趣き、城請取渡し相濟、已後に兩家へ御使者を勤め、同九月三日岡山に歸る。

十一、赤穗城請取

元祿十四年淺野家斷絶しければ、翌年に至、永井家に賜。

寶永三年、播州赤穗刈屋の城主永井伊豆守台命によつて、信州飯山へ轉封あり、刈屋城は森和泉守長直に賜ふ。故に上使として山岡遠江守下向あり。御目付兼松又四郎、御代官古川武兵衛兩人刈屋に至り、四月二十三日城請取あるべき旨、岡山に聞へければ、藤岡勘右衛門徒足輕歩行一人、足輕十人。小頭相夫、其外郡方の人夫引具し、二十一日より片上驛に出張し、郡奉行岡本定右衛門福浦村に出張す。かくて二十三日辰の上刻、城渡濟ければ、かねて刈屋に遣し置たる福浦村利兵衛より注進あり、此旨郡奉行西村六之助六之介指合ければ、岡本出張しけれども、下役ゆへ、六之介諸事を司る。尤六之介も、此節外御用にて福浦邊にありと云ふ。藤岡へ達す。藤岡又岡山に言上しければ、同二十四日いづれも引取べしとの家老指圖によつて、早速岡山に歸る。

赤穗へ森家移られしによつての御使は、此年九月十三日伴安左衛門をつかはさる。

十二、備中高松領百姓强訴

寶暦十二年十一月二十三日、備中高松領の百姓凡六・七百人集り、同所役人へ申分これあり。その訴、段々と事重り、江戸公議へ參屆とて御國境迄來りければ、此方大庄屋共出合、色々異見を加へ押留けれども、聞入れざるにより、此旨岡山へ注進しければ、御郡奉行田代元右衛門、御郡目付石原宇右衛門、御郡方足輕引具し、一宮村迄出張せしが、早强訴の者は西辛川村一宮村境迄押來りけり。右田代・石原は一宮村町外れに人數を立て、其前へ手鎖夥敷積置き、拔村名主の內才智ある者を遣し、强訴の者へ申樣、誰にても三・四人、能呑込候者來るべし、素より召捕

にもあらず、又頭取にするにもあらず、名元も聞に及ばず、只尋度事これある間、來り候へとぞ申遣しければ、三・四人参り替り、田代・石原兩人して段々利害を申聞せければ、得心してさらば何もへ申聞候て引取可申とて歸りしが、其後少しの間ありて、六・七百人の百姓ども備中國へ引退き、己が家々に歸りしといふ。此騷動に付、御郡代生形半右衞門足輕、并連人共、凡八十人計引具し、萬成村迄出張す。大目付森本與惣兵衞其外御郡方諸役人同所迄出張せしが、事故なく百姓ども引取ければ、皆々同日岡山に歸りけり。又物頭田中眞吉・大村武左衞門兩人にも、今一左右次第出張いたすべしと相移りければ、用意して待けり。御番頭稻葉矢柄にも同樣相移りければ、相組共へ相ふれ候て、卽刻稻葉が宅に何も集り待けるが、事濟ければ、何も出張におよばず。

十三、隣國百姓强訴

明和六年己丑、去冬より備中國後月郡の百姓騷動に付、當正月郡奉行・郡目付、備中伯樂市村へ出張。

同月鹽飽の百姓騷動しければ、郡奉行・郡目付、兒島郡下津井村へ出張。

作州南條郡の民騷動せしかば、赤坂郡小鎌村、津高郡宮地村、建部上村等へ、郡方役人出張せり。

十四、天明六丙午年 近國民所々徒黨

備中三島村の困民共徒黨し、備前へ强訴に及ぶ旨聞えければ、十二月十六日郡奉行野々村平左衞門、郡目付水口猪三郎、津高郡白石迄出張す。やがて鎭りければ、兩人岡山に歸る。かゝる所に、又此ごろ備後福山の百姓八千ばかり徒黨し、あくる十七日備中矢掛まで來る由注進あれば、郡方與頭加藤傳兵衞、郡奉行松村八郎左衞門、足輕引具し、備中境へ出張す。事强大に及はゞ、番頭も出張有べしとて、津高郡白石口請取の番頭上阪多仲、并、同組士共共支度す。

同二十五日の夜亥の刻頃、備中倉敷御代官萬年七郎右衞門より急脚を以て、公領の百姓共困窮に及び、御代官所

へ押かゝり强訴し、倉敷を蹈潰すべき風聞あり、いそぎ人數指向られ、御加勢給はるべしとぞ申越ける。かゝりければ、先手物頭深谷甚右衞門・市川太兵衞・庄野武左衞門等足輕引具し、同二十六日岡山を發し彼地に向ふ。大横目には森川助左衞門をぞ命ぜられける。此方の委細深谷が自記、左に記す。

天明六丙午年十二月二十五日、夜中八つ半時頃、小仕置水野主計より紙面左の通、

御用の儀に付、急に得御意度儀有之候間、只今の內拙宅へ御出勤可被成候。已上。

十二月二十五日　水野主計

深谷甚右衞門様

此夜老中早速同宅へ罷出、主計被申渡候趣、

備中倉敷御代官萬年七郎右衞門支配の百姓共、相集及難澁、依之乞人數申來候間、申合早刻參候樣御用意被仰候。尤御人數兼て御預けの御足輕可召連、銘々連人勝手次第に候。

「大目付」森川助左衞門。「御先手」市川太兵衞。「同」深谷甚右衞門。「同」庄野武左衞門。

判形梶浦勘助、郡代津田源右衞門兩人も、同刻御用召にて罷出候。是は御貸人御足輕等の儀、其外受取物御用にて罷出候。

別紙被仰渡書付

一、御鐵砲頭、銘々足輕の人數相揃、可召連候事。

一、御鐵砲箱入にて爲持候事、幷玉箱共。(但御鐵砲十挺に持夫六人當て御渡し)。

一、御貸人、御物頭一人へ足輕三人・小人五人づゝ相渡候事。

一、鉛印、朱の鞄、相用候事。

一、釘貫御紋付高提灯四張、御物頭四人へ御渡し、持夫四人共。

一、爲用金江戸往來僕合銀員數御渡候事。

一、早縄二百筋、手錠百口、浮小人三人にて爲持候事。

一、大目付へ飛脚足輕四人御渡し。

一、御徒目付へ御貸人、小人二人。御先歩行へ小人一人づゝ。

一、下々迄紋付羽織の事。

一、下々がさつましき儀無之樣に可被申付候。道中御法の通りに可被心得事。

以上

用意は何時には出來、出張可相成やと御尋有之、四人申談、最早時刻も二十六日朝六つ時に近くに付、四つ過迄には出張可致旨申候へば、左候はゞ用意次第、森川助左衞門迄可申出、其節早速市正殿より御指紙可參、其上早速出張可致旨、主計被申渡候。

一、御貸人の儀、勘助・源右衞門へ懸合・用金の儀は、歸宅の上可受取旨申。　一、銘々悴召連候事。仰出御承知の由、返答有之。

一、御鐵砲道具請取品有之候間、御城代組頭へ御掛合被下候樣に申候。御承知との儀。

右相濟退出罷歸り、六つ時なり。夫より用意等調、四つ時過早々三人連名にて、森川助左衞門へ遣申候。無程市正殿より左の通申來候。

萬年七右衞門殿、御代官所備中後月郡・小田郡、村々百姓騷動に付、乞御人數申來候。依之先達て相移置候通、被相心得、早速出立可有之候。以上。

十二月二十六日

土倉市正　判

深谷甚右衞門殿

右同文差紙市川・庄野兩人へも參候。扨大目付下濃宇兵衞へ賴、承知の旨を申て出立仕候。尤差紙土倉へ返すと不存候。

鐵砲・玉藥等は、武具方へ懸合置候由、御城代與頭富田彌左衞門より申越、早朝小頭遣し受取候。

一、出立の次第、一番市川、二番深谷、三番庄野、其次森川と、段々庭瀬口より白石迄罷出候處、倉敷より飛脚到來、狀箱指出候付、四人一所に披見の處、

一筆致啓上候。就は御代官所備中小田郡・後月郡長崎往還より最寄村々百姓共、近年不作に付、御年貢上納難致、又々欠食等の儀申立、徒黨及强訴候に付、利害申聞候得共、不相鎭及不届申候。依之御人數早々被指出候て、御取鎭御座候樣存候。尤右の趣御人數被差出候樣存候。依之申達候。已上。

十二月二十五日

萬年七郎右衞門　判

松平内藏頭殿　御役人中

御紙面の趣相心得候旨及返答、書翰は岡山へ森川より相達す。扨小休、食事等認、直に押出し、倉敷近邊へ相成、備前御領分子

位庄村迄參候處、御奉行松村八郎左衛門、御郡目付椅村孫之丞兩人は、先達て出張にて、萬年殿屋敷へ參懸合候處、七郎右衛門殿大病の旨、對顏難相成斷にて、手代杉田忠介と申者懸合候て、七郎右衛門殿挨拶有之、御賴被申、倉敷表は別條無之、支配所矢掛近邊甚難澁候間、同所へ御人數差向候樣御賴の旨、依之松村・椅村兩人返答に委細承知いたし候、是迄人數召連候間可申談、乍去是より矢掛と申ては、道具甚難儀成場所多く、馬上も難成。夜中押候儀相成申間敷候間、明早朝より矢掛表へ被向候樣に可致と申談候旨、何分七郎右衛門殿御病中と申儀に候得共、御同所へ御出に不及、御文諜にて可然とぞ、兩人より拙者共へ申に付、四人申合、右手代松田忠介へ文通にて委細被仰聞、致承知候段申遣す。此旨岡山へも注進仕、彼是時刻も相移り、夜五つ半時頃、予位庄村へ御人數引取、支度等仕候。

但此時より、御郡方賄にて、上下共御仕出し、荷物等人足何程も出申。尤村次なり。

郡方下役人、幷大庄屋其外在役途中へ出向、御用等候て、と挨拶仕候。

一、天城表より、主税殿御人數御差出、今西甚右衛門・近松新九郎・木村文六郎より人數召連罷出候間、御差圖請候樣に被申付候旨、四人名當にて書狀差越候付、致承知候旨返答申遣す。

一、同夜予位庄村に止宿仕居申候處、丑の刻頃、七郎右衛門殿手紙にて、備後堺甚急難に候間、此方へ御人數被向候樣に申來候故、又々打寄申談、何分矢掛表板倉殿御領分の儀、御人數も出張候得共、同所に一宿といたし、御支配所の內、何れとも人數差向候樣可致旨及返答、翌二十七日早天より御人數矢掛表へ相向候處、甚難澁の道故、晝四つ半時頃に川邊に向、渡場へ出る。同所立宿にて一所に相成、何角申談、追々御人數舟にて渡し（此時船數多出す。）直に段々參候處、矢田村（備前御領分）にて辨當仕ひ申候。此處へ矢掛より樣子相聞候は、百姓共追々相鎭候樣子、御近國より出張の面々も、御引取候由。尤松村・椅村兩人は、倉敷表夜中出立、先達て矢掛へ參候兩人より追々彼地より樣子申越、此方よりも御先步行遣し、樣子聞合申候へば、此度百姓共の樣子は、先稻木・門田・甲怒・走出・西方・岩倉尾・小田・たこ村等八箇所程の人數と相見、去二十六日晝九つ時頃に、稻木・門田の間なる山中へ集り居申由、地頭下村より遣邊八と申者、昨二十六日の晚七つ時、笠岡を出立にて罷歸り、注進の趣なり。今晚七つ時頃、川邊伊東殿より、出張の面々引取申候趣見及、左候へば見合候樣申合居申內、又松村・椅村より樣子相聞夜に及兩人罷歸、倉敷表萬年手代島山喜三郎・片岡久米八・內藤又左衛門三人へ懸合有之處、段々厚き挨拶にて、御見及被申

候通、百姓共追々引取申候間、最早御人數も御引取被下候樣にとの趣の由、兩人より委細申越候付、左候へば、早天より御人數引取、可然と申談。(矢田村宿は、八藏と申者、外に下宿申付る。昨二十六日の夜、子位庄村宿は、厚右衞門、是も外に下宿有し。)

一、岡山表へ、右の趣、夫々森川より注進仕候事。

一、天城表御人數出帳の面々へも、右の趣夫々掛合申候事。

一、萬年殿手代當にて、四人連判書狀を以、右の趣に付、人數引取候旨申遣す。

一、二十八日早天、矢田村引拂歸候途中へ、岡山より左の通申來候。

小田郡村々百姓共徒黨の者、相鎭り候付、最早引取候樣申來候旨、御用老へ申達候處、人數引取候樣にとの御事に候。

十二月二十八日　　水戸主計

四人當て

一、二十九日五つ半時、市正殿へ罷出候處、御逢候て、大儀の旨御挨拶有之。

一、同七年五月十九日、左の通申來る。

御用の儀有之候間、明二十日四つ時過、近江殿宅へ出勤候樣、御用老被仰候。右時刻御出勤可被成候。

五月二十九日　　水野主計

深谷甚右衞門樣

同二十日出勤候得ば、左の通、近江守殿被仰渡候

森川助左衞門・市川太兵衞・深谷甚右衞門・庄野武左衞門。

舊冬萬年七郎右衞門より備中百姓共出入の儀に付、御乞人數申來候節、被差越候所、早速致出立骨折候段、御意被成候。

右同樣、御步行目付・御先步行へも、御意被下候由。　　大目付一人

廉上下着にて、御禮廻勤仕候。

十五、(天明七年丁未)播州林田民騷動

播州林田建部内匠頭殿領分百姓共騷動に及び、加勢を乞來りければ、六月十四日大目付今井文左衞門、物頭大口平左衞門・日置十左衞門・稻川久右衞門、醫師榎友悅、岡山を發し、彼地に趣く。此時一件日置十左衞門自記の文左に記す。

御用に付、唯今の內得御意候儀有之候間、拙宅へ御出可成候。以上。

六月十三日　池田要人（事）

日置十左衞門樣

右紙面未の刻過到來、卽刻罷出候處、今井文左衞門・大古平左衞門・稻川久右衞門・日置十左衞門此四人へ要人被申渡候趣、播州林田建部內匠頭樣御領內百姓共騷動に付、御乞勢申來候間、用意仕、御用老より御指紙到來次第、出張可仕由。但用意致出來候はゞ、今井氏へ致通達候へば、同人より御用老へ案內有之趣に御座候。其上にて御差紙參候由。大口氏へ申遣候へば、同人より三人共用意出來候由、今井氏へ通達有之筈に申合候。尤用意出來十四日朝六つ時前。右に付、心得の御書付一通、公儀よりの御法書一通被相渡、銘々寫取申、其趣左に記す。

心・得・の・書・付・

一、御鐵砲頭、銘々預の人數相揃可被召連候事。但、羽織・紋付捧持せ候事。

一、御鐵砲、箱に入爲持候事、幷、玉藥箱共。但十人御預の面々へ、右持人小人六人づゝ、御渡被下候事。

一、御物頭へ御貸人、足輕三人・小人五人づゝ御貸被下候事

一、鎗印、朱の麾、相用候事。

一、御徒目付・御先步行、小人二人づゝ御貸被下候事。

一、大目付へ、飛脚足輕四人相渡候事。

一、釘貫高提灯一張づゝ、物頭へ相渡候事。持人小人四人、但釘貫御紋付羽織着。

一、洋小人五人。但右小人に、早繩二百筋、手鎚百口、爲持可申事。

一、用意として、往來催合當り金子相渡候事。

一、連人百石四人當り、其外は召連候事用捨可有之候。尤御貸人の外右の通。

一、粮米・鹽・（味）噌相渡候事。但、在方にて煮燒は銘々作廻可有之候。御領分はもとより、播州路たり共、旅籠渡成候所は、旅籠被下候事。

一、下々がさつがましく事無之樣に可申付事。道中御法度の姿、可被相心得事。

一、徒黨の者取扱候儀は、先方差圖に隨ひ取扱候事。但、公儀被仰出も有之間、其考合せ可有之事、并捕手入用の節は、御先手物頭申談、御足輕の者可被申付事。　一、建部内匠頭樣より案内者一人三石邊へ被差出候樣に申遣候間、此者召連られ候事。

一、林田領分堺にて一端踏止、役人中へ懸合、差圖次第御領分へ罷越候事。　以上

大目付へ

遠國百姓共願を含め、所々にて手段を企、廻狀杯を出し、外村の者も趣意は不辨して不得止事罷出、大勢集り村役人の居宅又は遺恨に存候者共家作并諸道具を相損、吟味相成候上にて、數箇條の願を申立候類も有之候得共、公儀を輕り、領主〳〵にて最穩便に取鎭候儀を專要に致候故、百姓共がさつに相成、及狼籍不法の儀共有之候。百姓を憐み候儀は勿論の事に候得共、右體徒黨を結び、强訴企、及狼籍者共を、手弱取扱に可成、外場所にても見習の樣可成行や、以來御料所の百姓共騷立候はゞ、最寄の領主より人數を出し、私領にて騷立候はゞ、其領主又は最寄の領主よりも人數を出し、手强く相散じ、手に當り候ものどもは搦捕、願の趣は理非の不及沙汰取上不申、他所の引合有らば指出、一領限り候はゞ其領主にて遂吟味、仕置儀可被相伺候萬石以下知行所騷立候節も、同樣に可被相心得候。已上。

右の通、萬石以上の面々へ可被相觸候。萬石以下にても知行所百姓騷立候はゞ、右に准、最寄の領主へ早々懸合、申合可被計旨可被相觸候。

明和六丑年

「御作廻方」辻六郎大夫。「御郡代」津田源右衛門。
「御目付」森川藤七郎。「町奉行」河口忠左衛門。
「御城代與頭」岡兵左衛門。

右、何れも同刻出勤に付、御貸人・諸道具請取候儀、直に懸合可申旨、要人より相移候付、致直談相濟申候。

一、用金御貸人小人五人、御鐵砲持十二人、高提灯持一人(高提灯は大掃除方へ申遣し請取)　右、辻六郎大夫へ談ず。

一、御貸足輕三人。　右、津田源右衛門へ談ず。　一、小荷駄、二疋。　右、河口忠左衛門へ談ず。

一、足輕具足二十、同ゑづる小頭具足二、同ゑづる笠二十、玉三十二箱入。

右、岡兵左衛門へ談、武具方青木忠右衛門・木崎九右衛門より請取。

口上

御道具請取、持人六人・小頭一人、迚も夜に入申候間、御城内御門出入の儀宜様御噂被成可被下候。已上。

六月十三日　　日置十左衛門

池田要人様

口上

播州林田騷動に付、出張被仰付候。依之忰同姓六太郎召連罷越申度奉存候。右御噂申上候。已上。

六月十三日　　日置十左衛門

池田要人様

出張連人

一、一人、用人。　一、四人、若黨。　一、五人、步行、内、一人大弓持、尤内三人御貸足輕召連)。

一、一人、具足持。　一、二人、鎗二本。　一、二人、馬口取。　一、一人、草り取。　一、一人、挾箱。

一、一人、沓籠。　一、一人、一荷挾箱。　一、一人、湯桶。　一、一人、荷桶。

一、四人、合羽籠二荷(内三人御貸小人)。　一、二人、押御貸小人。　一、二人、手明。　一、一人、用人連人鎗持。

一、一人、幕事(マヽ)提灯棒。　一、二人、小荷駄口取。

〆三十三人、騎馬一匹、小荷駄二匹。

六太郎連人

一、二人、若黨。　一、一人、具足箱。　一、一人、鎗。　一、草り取、一人。　一、二人、馬口取。

〆七人、騎馬一匹。

足輕二十人出立

一、二十人足輕(自分紋看板着紺股引棒一本づゝ持す)。　一、二人、小頭。　一、二人、相大。

一、一人、荷持。　一、十二人、御鐵砲持、右渡り小人)。　一、一人、高提灯持、(看板着釘貫御紋付。

荷物諸道具覺

一、御鐵砲、二十挺　猩々緋袋に入、箱に入組、同箱二棹紺木綿覆、自分紋付)。
一、腰指、二十。
一、口藥入、二十。
一、木綿火繩、三十(紺白)。此分一所に入組。
一、玉箱、二荷、皮覆四つ。
一、藥十二斤、丈箱へ入組。
一、玉、三千(二箱)請取分二箱共、一所にして七、島包にして持す。
一、葛籠・長持一棹(白木長持一棹此入組左に記す)。
一、足輕具足、二十領。
一、小頭具足、二領。
一、笠、二十。
一、ゑづる、二十二。
一、指物絹、四十二。
一、看板、二十二。
一、小手、二十二。
一、繰〆結、二十二。
一、體卷、二つ。
一、御鐵砲革覆、二十。

以上

一、捧、二十本。
一、大弓、一肩。
一、具足箱、二荷。
一、持挾箱、一つ。
一、鑓、四本(朱鞘共)。
一、一荷、挾箱(紺覆紋付)。
一、沓籠、一つ。
一、杓、一本。
一、合羽籠、二荷。
一、湯桶、一荷。
一、荷桶、一荷。
一、幕串、十本。提灯棒、五本一荷。
一、幕、四帳(但八張)。
一、陣張、三十枚。
一、釘貫、御紋付高提灯一張。
一、高提灯、二つ。
一、袖搦、二張。
一、弓張、四張。
一、箱提灯、三。
一、上分辨當箱、二。
一、數辨當(こり袋入)、八十四。一、飼葉。
一、明荷、三。
一、葛籠、二。
一、父子笠、二。
一、若黨步行笠、九枚。
一、足輕手廻り人足箱、七十四。
一、足輕看板着、二十。
一、父子家來(若黨・步行)看板、十一。
一、手廻り人足看板、六十七。
一、押羽織、二つ。

十四日朝五つ時過、土倉市正殿より御差紙來、卽刻出立、同日夜六つ半頃片上驛に着、止宿の處、同十五日の朝六つ時頃、林田役人北川藤藏より出張の面々へ飛札到來の由、今井氏より申來候間、早々同人旅宿へ參、紙面致一覽候處、御同所騷動先鎭候聞、最早不及罷越旨申來候。乍然騷動の後故、人氣騷敷、其上近領百姓共騷動いたし候風說にて、甚無心元、依之御物頭の內一人罷越足候樣にとの儀に御座候。依之右の通岡山表へ伺候處、御物頭一人被遣候儀は、御斷に御座候。又々致騷動候はゞ、直に此度出張の面々可被遣由、先岡山へ引取可申旨相移候。此飛脚十六日朝五つ過頃到着候て、無程片上罷有、同晚七つ頃岡山着、南御門より御足輕初惣供返し、若黨四人鎗・挾箱・草り取召連、出張の面々池田近江殿・土倉市正殿へ屆に罷越、要人殿へも案內旁直談申候處、先急速の心得にて可有申旨、尤請取の諸道具等其儘差置申旨、心得の書付、御同人被相渡候へ共、入用に無御座候故略之、同十七日使番梶浦杢之丞に林田への御使命ぜられ、同十八日岡山を發足す。此度の御口上は、

彌々御堅固珍重存候。今度御領內百姓共出入の儀有之趣に付、御樣子承度爲御見廻、以使者申入候。

但、演說に、

內藏頭當時在府に候得共、兼ては申付置候儀故、使者指出候由。

池田近江・土倉市正より建部の家老迄申贈候趣、

今度御領分百姓共出入の儀有之趣、追々以御役人中より役人共へ被仰越致承知候。内匠頭様御留守の儀、定て御役人御心遣と存候。右に付ては、物頭共一人共御地暫在邑の儀被仰聞、兼ての御間柄の儀、随分取計御用立可申儀に御座候得共、當時内蔵頭在府にて、急に相尋候儀にも難成、無餘儀、先達て申入候通及斷候。追々御静謐には可相成候得共、萬一指懸り候御用向も候はゞ、早々御申越候様にと存候。此段使者指出候に付、猶又此段申入候。

同二十日の晩、要人より物頭共へ連名にて紙面あり。其趣、

林田より飛脚到來、御同所彌御静謐の段、最早不及急速に、平世の通御心得可被成候。

同二十二日、梶浦岡山に歸る。十月朔日、左のごとき書翰、同文にて物頭共へ申來。

御用の儀有之候間、明二日四つ時登城候様、御用老被仰候。右時刻御出勤可被成候。以上。

十月朔日　　水野主計

扨各登城しければ、左のごとく市正申されし。

播州林田百姓騒動に付、御乞勢申來被仰出候由、早速致出張骨折候段、御意被遊候。

各御請をのべ歸宅の上、麻上下着し、御禮として市正へ参ける。同月二十三日建部より池澤數馬・森田登平を使として答禮あり。其節此方諸役人へのおくり物左のごとし。

一、茶字袴地二反づゝ、白木臺格（据カ）封狀添。　右近江・市正兩老へ。

一、白加賀二反づゝ、白木臺格（据カ）。　右池田要人・大口平左衛門・日置十左衛門・稻川久右衛門・今井文左衛門・梶浦杢之丞。

一、金子百疋づゝ。　右、徒目付五人、先徒六人。　一、二朱づゝ。　右、小頭四人。　一、銀五枚。

かくて此方よりも、使者池澤・森田兩人へ金子、才料足輕進物、持夫等に銀子鳥目を、おくられてけり。

吉備温故秘錄卷之九十（人數出張）終

吉備温故秘録

（揭示）

吉備温故秘録巻之九十一（原本巻数巻之二十一）

大澤惟貞輯録

掲示目録

一、諸方御張紙覺書。
二、火事の節火消裁判可申付覺。
三、諸殺生の御定。
四、吉利支丹宗門御禁制。
五、從江戸被仰出御制札寫。
六、從公儀被仰出條々。
七、商賣の制札。
八、人情風俗の禁制。
九、幾里志丹宗門訴出の事。
十、牛馬病の事。
十一、捨馬の事。
十二、人賣買停止及召仕下人の事。
十三、反物の定。
十四、酒造米の事。
十五、生類あはれみの事。
十六、御郡會所御張紙寫。
十七、洪水の時。
十八、代定共へ申付事。
十九、郡奉行四人へ申聞覺。
二十、普請奉行へ申聞覺。
二十一、被仰出條々。
二十二、禮儀の事。
二十三、年寄共監物三郎左衛門諸頭へ申聞口狀。
二十四、衣類刀の事。
二十五、下津井獵場の事共他。
二十六、御拂米の事。

吉備溫故秘錄卷之九十一（掲示）目錄終

吉備温故秘錄　卷之九十一（原本卷數卷之二十一）

大澤惟貞輯錄

掲示

一、諸方御張紙覺書

定

一、家中武道具・人馬已下、無懈怠可相嗜事。

一、諸事徒黨を立るにおゐては、第一可爲曲事事。

一、年寄中幷醫者乘物相免候、其外家中士共病人乘物に乘候儀は、年寄中へ相尋可隨其意事。

一、諸事申言を仕、手を出し候方可處嚴科。尤方人仕輩は、本人より可爲曲事、若見遁し立退候はゞ、隣家近邊は不及申、其町筋の面々聞付次第出合押留、年寄中迄可相斷候。口々道筋、請取相定上は、出入箇間敷事有之とても、曲輪の內外互に見廻、令停止候畢。餘は可准之事。

一、走者追掛候口々請取申す上は、年寄中一左右次第、不移時日可懸向、依時所其口々物頭共差圖にもまかすべし。於相背者可爲越度事。

附、死罪者又は取籠者仕手申付上は、其場へ一切出合申間敷事。

一、扶持を召放候輩、家中立退候砌、不依誰見舞間敷候。但、緣者・親類においては、年寄中へ可相尋事。

一、家中緣組、物頭・近習の輩は、可相伺也。其外とても人に依べし。祝言の時、分限相應に仕、奢申間敷事。

附、家中缺落の者、親類共許容仕間敷事。

一、隱居、又は跡目節、組同心・弓鐵砲、其外諸奉行役、可指上の知行・切米は、其人に隨ひ可申付事。

一、家中養子望の者は、年寄中を以可相伺候、於同姓は、他國の遠類たり共可立之、他姓を望候はゞ、誰となしに可伺之、幷跡目の事目見不仕、嫡子不可立也。但、出仕不成程の少事の者は、可爲格別事。

附、十五歳より内の者、死後養子吟味の上を以可立之、五十歳以上は不可立事。

一、牢人抱置間敷候。不遁間においては、年寄中迄相尋、可任差圖勿論、若公儀牢人又は構有之者隠置候にて、可為曲事也。

一、人返しの事、重々念を入請取・渡可仕候。理不盡の儀有之間敷事、

一、走飛者、於有之は、御法度のごとく、其主人に相渡すべし。若其者不屆の働仕においては、討捨不苦事。

一、士共他國へ相越候はゞ、年寄中を以相伺、判形いたし可參候。歸候節判を消可申事。

一、百姓公事沙汰、代官給人一切構申間敷候。若取持申においては、可為曲事也。

一、諸勸進停止の上は、取持雖有之においては、可為曲事事。

右の條々可相守之者也。

寛文十三年九月朔日

追加

一、諸士の子共、唯今の模樣勘察候に、御靜謐の節、心得違、風儀惡敷、武士の家職をも不掛心、先祖より奉公の功を賴、徒に送年月輩有之候。向分已後、右の心行不改者、縦雖為譜代の筋目、家續の儀、親子の趣、相計可申付事。

附、同姓の外證となしに養子願上候はゞ、頭役人内證彼者の所存可尋置、依其趣可申付事。

一、輕輩より中小姓の列に取立候者、遺跡の事、向後を親の前の格分に可申付候。雖然、因親子の趣、格分共に無相違申付候事も可有之事。

一、士鐵砲の者、遺跡の事、向後其歩行の者に可申付、但依親子の趣、親の格分に申付事も可有之事。

天和三年七月九日

一、火事の節火消裁判可申付覺

外樣御老中連名

右一人宛火元へ罷出、火消何も示合可申付候。大火の節は其趣次第、殘者は追々可罷出候事。

右の内當番一人可行登城、殘二人の内一人は火元へ可罷出、今一人は致在宿、及大火候者見計可罷出候事。

一、小仕置共、一人宛火事場へ見分に可罷出事。

一、出火の節、隣家の儀は不及云、近所の者早々出合消可申候。火消の者共參候はゞ、無構引取可申事。

一、大目付二人下目付召連、早速火元へ可罷出候事。

一、士・町人に不依、火元又は近所へ見廻可申所、

親・子。祖父・祖母。兄弟姉妹。伯父・甥。伯母・姪。孫。從弟。舅・姑。婿。番頭へ組中。家來の者。

此外へは、自分見舞無用、但、不叶儀有之においては、至當時に年寄中へ相斷、可隨其意、召連候下々までも屋敷門内へ引籠可居申事。

一、火事場へ指遣役人の外、一切相越間敷候。於其所若不行儀成者、又其諸道具等、盜取者見付候はゞ、押置可搦捕。尤狼籍人火急の時は、年寄中指計可申付事。

一、火事場へ罷出る面々、提灯數多無之樣に人數に應じ減じ可申事。

一、町役裁判の儀、諸事町奉行可任指圖事。火消役人の外、町人罷出間敷候。火事場へ罷越候下々に至迄、申事不仕樣に主々（重々カ）堅可申付事。

一、町火消は惣町役を三番に分、一番宛廻り〳〵、一月替に火事場へ可罷出、殘二番は火の模樣により、町奉行申付次第、段々罷出候樣可仕候。

火事場へ罷出諸事見廻り可申候。尤有殘成者可相改事。

町日附連名

右定置所、堅固可相守の者也。

えと（マヽ）月日

三、諸殺生の御定

一、御野郷、不殘御留場。

一、上道郡口の分、不殘御留場。

一、津高郡の内、左五箇村、鷹遣候儀御留被成候事。
野殿村、花尻村（枝村共）、白石村（枝村共）、久米村（枝村共）、今保村（枝村共。

一、邑久郡の内、左八箇村、隼井鴨・鷹遣候事、御留被來候事。
乙子村、神崎村、邑久鄕村（枝村共）、宿毛村、下阿知村（枝村共）、藤井村、片岡兩村、幸島新田。

一、上道郡の内、二箇村。赤坂郡の内、二箇村。左四箇村山鷹野井追鳥狩引入の犬遣候儀、御留被成候事。
「上道郡」篠岡村　枝村共）、「上道郡」觀音寺村（枝村共）、「赤坂郡」長尾村、「赤坂郡」穗崎村（枝村共）。

一、鶴取候はゞ、何れの御郡たり共、如前々可指出事。

一、わな。　一、流しもち。　一、もろ纐。　一、鶉鳴鳥の綱取。　一、雲雀綱取。　一、吹雲雀。　一、つき網。

右の品々御停止、惣て下々百姓鶉・雲雀取候儀、堅無用の事。

一、猪・鹿御留山の外、諸鳥御留場たり共、狐・兎狩は御免の事。

一、諸殺生御留場の内、御野郡萬成・津島・牛田、上道郡瓶井山・澤田・岩間・祇園・脇田・湯迫杭を境山の分、指竿ぬり立構にて小鳥取候儀御免。但、家來を遣し取せ候儀、御停止の事。

一、追鳥狩井引入の犬遣候儀、御免の場處左に記。
磐梨郡、不殘。　和氣郡、不殘。　兒島郡、不殘。
備中、不殘。　津高郡、御留場の外不殘。　赤坂郡、同斷。

一、御餌指・差竿・小鳥網張候儀、御野郡は御停止、其外は諸郡共御免の事。

一、御家中の餌指差竿小鳥網張候儀、御野郡・上道郡ハ分は御停止、其外は諸郡共御免の事。

一、餌指共唯今迄鴫網張候儀、御免被成候得共、向後共御留場の内にて鴫網張候儀、御停止の事。

弓・鐵・砲・に・て・諸・鳥・取・候・事・御・停・止・所

一、御野郡　不殘。　一、上道郡　不殘。　津高郡の内今保村（枝村共）、久米村（枝村共）、白石村（枝村共）、花尻村（枝村共、野殿村、尾上村、一の宮村（枝村共）、西辛川村、辛川市場村、大窪村、松尾村（枝村共）、今岡村、山崎村、佐山村、東楢津村（枝村共）、首部村、富原村（枝村共）、中原村、横井上村（枝村共。　赤坂郡の内、牟佐村（枝村共）、鍋谷村（枝村共）、大鹿村、馬屋村（枝村共）、穗崎村（枝村共）、長尾村、岩田村（枝村共）、和田村（枝村共）、善應寺村、熊崎村、門前村、河本村、立川村、南方村、齋富村、沼田村、上市村、下市村、河原村、西中村（枝村共）、正崎村、高屋村、中島村、日古木村、石井原村、二井村、尾谷村、五日市村、下仁保村、上仁保村、西軽田村、東軽田村、津崎村、

神田村、大刈田村（枝村共）、町刈田村。　磐梨郡の内、沖村、下村、瀬戸村、江尻村、肩背村、大内村。　和氣郡の内、弓削村、坂根村、新庄村。　邑久郡の内、長船村、八日市村、服部村、磯上村　枝村共）、福里新田村、下笠加村、上師村（枝村共）、福岡村、福本村、上笠加村　枝村共）、福永村、箕輪村、豆田村（枝村共）、北地村、牛文村（枝村共）、宗三村、久志良村、百田村、太山村、大留村、福山村、射越村（枝村共）、向山村、川口村、濱村、新地村、上寺村、新村、北地村　枝村共）、五明村、大窪村、門前村、尾張村、包松村、閏徳村（枝村共）、南谷村、山田庄村（枝村共）、山手村（枝村共）、土佐村（枝村共）、佐井田村（枝村共）、下山田村、上山田村（枝村共）、大ケ島村、圓張村、長沼村（枝村共）、乙子村、神崎村（枝村共）、宿毛村（枝村共）、邑久郷村（枝村共）、下阿知村（枝村共）、上阿知村（枝村共）、藤井村、東片岡村、西片岡村（枝村共）。　兒島郡の内、郡村、飽浦村、阿津村、小浦村、宮之浦村、小串村。

雲雀・鷹御停止の所々覺

一、御野郡、不殘。　一、上道郡、口の分不殘。　上道郡奥の内、沼村（枝村共）、草ヶ部村（枝村共）、谷尻村、砂場村、西平島、東平島村、南古都村、椕原村（枝村共）、矢井村、浦間村（枝村共）、西祖村　枝村共）、寺山村、淺川村、一日市村（枝村共）、吉井村。　磐梨郡の内、下村、二日市村、鍛冶屋村、森末村、寺地村、肩背村（枝村付）、梅保木村、坂根村、宗堂村、沖村、南方村、土井村、鹽納村、光明谷村、江尻村、瀬戸村、多田原村、大内村（枝村共）。　和氣郡の内、弓削村、坂根村（枝村共）、新庄村、畑田村、福田村、香々登村、香登本村、大内村。　邑久郡の内、長船村、箕輪村、服部村（枝村共）、福岡村、福里新田村、磯（礒）上村（枝村共）、上笠加村、福永村、八日市村、上師村（枝村共）、牛文村　枝村共）、北地村。

小鷹御免の面々鷹遣候場所

一、赤坂郡、不殘。　一、磐梨郡、同。　一、和氣郡、同。　一、兒島郡、同。　一、備中、同。　一、津高郡、御留場の外不殘。

一、上道郡の内にて、左於九箇村御免、其外は御留場、菊山村、宿の奥村（枝村共）、觀音寺村　枝村共）、笹岡村（枝村共）、谷尻村、南古都村（枝村共）、沼村（枝村共）、椕原村（枝村共）、砂場村、東平島村（枝村共）、西平島村（枝村共）、西祖村（枝村共）、矢井村、浦間村、（枝村共）、草ヶ部村　枝村共）、吉井村、一日市村（枝村共）、淺川村

小鷹御免の面々雲雀鷹遣候場

一、赤坂郡、不殘。　一、兒島郡、同。　一、備中、同。　一、磐梨郡、御留場の外不殘。　一、津高郡、右同斷。　一、和氣郡、右同斷。

以上

貞享二年九月朔日

覺

一、年寄中幷鷹御免の面々の外、鷹持候儀御停止の事。　一、年寄中も黃鷹所持の儀、御停止の事。

一、兄鷹幷隼、年寄中へは御免、雖然不持來面々、新規に所持之仕、又は代替り所持之仕候はゞ、御斷可有之事。

一、年寄中は御法度場の外、何れの郡にても鷹遣候儀御免。年寄中幷小鷹御免の面々も、御免場へは鷹匠計遣候事不苦。但、主人不參勢子鷹野に遣候儀は、御停止の事。

一、隼は、しゝ前成時は、羽合せ候得共、其鳥を追捨遠方へ飛、行先にて鳥を取候事有之候、依之近邊の諸鳥令驚動候間、御法度場境にて羽合候儀無用の事。

貞享二年九月朔日　　　日置左門
　　　　　　　　　　　池田大學

一、惣て山林の殺生の儀は、病氣爲養生其所々を致歩行の便、若き輩は寒暑を不厭、左調稽古の爲と思召、此外御法度場幷御免の場所へ御出之候。右の御趣意に候。鷹野にては田畠痛み無構踏荒し、養生岩衆の爲は次に致し、鳥數を取候を第一に仕候故、民の爲迷惑由、且亦在々にて、召仕下々猥竹木を伐、或は百姓の菜園物をあらし、或はなり物を取、其外無作法成儀も有之旨、速に被聞召候。依之左樣の族有之ば、密々に訴候樣にと、民共に可申聞置由被仰出候也。

貞享二年九月朔日

四、吉利支丹宗門御禁制

條々

一、吉利支丹宗門雖爲御制禁、今以從彼國密に伴天連を指渡付て、今度かれら多船着岸の儀、御停止の事。

一、領内浦々に常々慥成者を付置、不審有之船來においては、念入可相改、自然異國船着岸の時は、從先年如御定、

はやく船中の人數を陸へ不揚して、早速長崎へ可送遣事。

一、自然不審成者船に乘せ來、又は密に船中の者陸へあがる輩有ば可申出、限訴人の高下急度御褒美可被下、若以賄託賴においては、其約束の一倍可被下事。

右條々趣被仰出也、仍執達如件。

寛永十六年卯七月日

五、從江戸被仰出御制札寫

一、諸國在々所々田畠、不荒樣に入精耕作すべし。若立毛損毛無之所申掠、年貢に令難澁族有之は、可爲曲事者也。

寛永十九年午六月日

六、從公儀被仰出條々

一、公儀の船は不及申、諸廻船共に遭難風の時は、助船を出し、船不破損樣に可成程可入精事。

一、船破損の時は、其所近き浦の者入精、荷物・船具等取揚べし。其場所の荷物、浮荷物は二十分一、沈荷物は十分一、川船は浮荷物三十分一、沈荷物二十分一、取揚者へ可遣事。

一、沖にて荷物はぬる時、着船の湊に於て、其所の代官・下代・庄屋出合遂穿鑿、船に相殘る荷物・船具等の分、可出證文事。

附り、船頭浦の者と申合、荷物盜取、上はねたる由、僞申においては、後日に聞と云共、船頭は勿論、申合輩悉可被行死罪事。

一、湊に船を永々掛置輩有ば、其子細を所の者相尋、日和次第早々出船致さすべし。其上にも令難澁は、何方の船と承届之、其浦の地頭代官へ急度可申達事。

一、御城米廻の刻、船具水主不足の惡船に不可積之、幷日和能節於令船破損は、船主・沖の船頭可爲曲事。惣て理不盡の儀申掛之、又私曲於有之は、可申出之候。縱雖爲同類其科を免じ、御褒美可被下候。且又あだを不成樣に可被

仰付の事。

一、自然寄船幷荷物流來においては、可揚置之、半年過荷主無之においては、揚置の輩可取之、若右の日數過、荷主雖爲出來不可返之。雖然其所の地頭・代官可受指圖事。　一、博奕惣て賭の諸勝負、彌堅可爲停止事。

右の條々可相守、此旨若惡事仕においては申出べし、急度御褒美可被下候。科人は罪の輕重に隨ひ可爲御沙汰者也。

寛文七年閏二月十八日

七、商買の制札

條々

一、毒藥、幷にせ藥種賣買の儀、彌堅制禁之、若於商賣仕者可被行罪科、たとひ同類たりとも、訴人に出る輩は、急度御褒美可被下事。

一、にせ金銀賣買一切停止たるべし。自然持來においては、兩替屋にて打潰し、其主に返すべし、幷はすしの金銀・にせ金銀は、金座・銀座へ遣し可相改事。

附り、にせ物すべからざる事。

一、寛永の新錢、金子一兩に四貫文、勿論一分には一貫文、御領・私領共に年貢收納等にも御定可爲員數事、

一、新錢の儀、何れの所にても、御免なくして一圓鑄出すべからず。若違犯の輩有之ば可爲罪科事。

附り、悪錢・似錢・古錢、此外撰べからざる事。

一、新作の不慥書物商賣不可致事。　一、諸色の商賣、或は一所に買置しめ賣、或は申合高直に不可致事。

一、諸職人申合、作料・手間賃等、高直にすべからず。惣て誓約をなし、結徒黨儀可爲曲事候。

右の條々可相守、此旨若違犯の類於有之は、可被處嚴科者也。依て下知如件。

天和二戌五月　　奉行

八、人情風俗の禁制

定

一、忠孝をはげまし、夫婦兄弟諸親類むつまじく、召仕の者に至まで憐愍をくはふべし。若不忠不孝の者有ば可爲重罪事。

一、萬事におごり致へからず、屋作・衣服・飲食等に及迄、儉約を可相守事。

一、惡心を以或は僞り、或は無理を申掛、或は利欲を構て人の害をなすべからず。惣て家業を可勤事。

一、盗賊、并惡徒者有之ば、訴人に可出、急度御褒美可被下事。

附り、博奕堅令禁制事。

一、喧嘩口論令停止之。自然在之時は、其場へ猥不可出向、又は手負たる者を隱置べからず候事。

一、被行死罪の族有之刻、被仰付候輩の外、不可馳集事。

一、人賣買堅令停止之、并年季に召仕下人男女に十箇年を可限、其定數を過ば可爲罪科事。

附、譜代の家人又は其處に往來輩、他所へ相越有付、妻子を令所持、其上科なき者を不可呼遣事。

右の條々可守之、於有違犯は可被處嚴科旨被仰出也。仍て下知如件。

天和二戌五月　　奉行

九、幾里志丹宗門訴出の事

定

幾里志丹宗門累年御制禁たり。自然不審成者有之ば可申出、御ほふびとして、

ばてれんの訴人、銀五百枚。　いるまんの訴人、銀三百枚。　立返りもの訴人、同斷。　同宿并宗門の訴人、銀百枚。

右の通可被下、たとひ同宿宗門の内たりといふ共、訴人に出る品々により銀五百枚可被下、之隱置、他所より顯に

おいては、其處の名主幷五人組迄、一類共に可被處嚴科者也。依て下知如件。

天和二年戊五月　奉行

品々從公儀被仰出高札の趣、專相守之、取分ばてれん・いるまん・きりしたんの宗門何方に有之共、於申出は、前々何程の罪人にても其科を免じ、從公儀御定の御褒美被下の上に、如何樣の儀にても望次第可申付者也。依如件。

天和二戌五月日

十、牛馬病の事

覺

一、惣て人宿又は牛馬宿、其外にても、生類煩重り候得ば、いまだ不死内に捨候樣に粗相聞候。右の不屆の族於有之は急度可被仰付候。密々にて箇樣成儀有之候はゞ訴人に可出、同類たりといふ共、其科を免じ御褒美可被下候。以上

貞享四年卯正月日

口上の覺

今度書附出候上は、身體かろき者は、はごくみ(育)兼可申候間、町人は町奉行、地方は御代官、道中筋は高木伊勢守、給所方は地頭へ訴可申候。以上。

貞享四年卯正月日

十一、捨馬の事

覺

捨馬の儀に付、段々被仰出處、頃日も捨馬仕候者有之候。急度御仕置可被仰付候得共、先此度は流罪に被仰付候。

向後捨馬仕候者於有之は、可被行重科者也。

貞享四年十二月日

右被仰出の趣、堅可相守者也。

十二、人賣買停止及召仕下人の事

定

人賣買彌堅令停止之、召仕の下人男女共に年季十箇年を限といへ共、向後年季の限無之、譜代に召抱候とも、可爲相對次第の間、可得其意者也。仍如件。

元祿十二年三月日　　奉行

十三、反物の定

定

一、絹紬の儀、一端に付、大工のかねにてたけ三丈四尺、幅一尺四寸、たるべき事。

一、布木綿の儀、一端に付、大工のかねにて三丈四尺、幅一尺三寸、たるべき事。

右の通、此已前より被相定候處、近年猥に有之間、向後右の寸尺より不足に織出す輩有之においては、可爲曲事、來巳歳穐中より改之、不足の分見付次第可取之間、諸國在々所々において可存其旨者也。

延寶四辰七月十三日

十四、酒造米の事

覺

一、諸國在々所々、酒造米の儀可爲減少の由、最前被仰出之といへども、當年は御用捨たるの間、延寶七未年造の員數の通可造之、若多造の輩あらば、可爲曲事者也。

天和三年亥八月十五日

十五、生類あはれみの事

覺

一、兼て被仰出候通、生類あはれみの志、彌專要に可仕候。今度被仰出候意趣は、猪鹿あれ、田畠をそんさし。狼は人馬犬等をも損さし。あれ候時計鐵砲にて摘せ候樣に被仰出候。然る處に萬一存たがひ、生類あはれみの志をわすれ、わざと打候者有之ば、急度曲事可申付事。

一、御領・私領にて猪鹿荒れ、田畠を損さし。或は狼あれ、人馬犬等損さし候節は、前々の通、隨分追散し、夫にても止不申候はゞ、御領にては御代官・手代・役人、私領にては地頭より役人幷目附を申付、小給所にては其頭々へ相斷、役人を申付、右の者共に急度誓紙致させ、猪・鹿・狼あれ時計、日切定、鐵炮にて摘せ、其譯帳面に注置之、その支配〳〵へ急度可申達候。猪鹿荒れ不申節、紛敷殺生不仕候樣に堅可申付候。若相背者有之ば早速申出候樣に其所の百姓等に申付、亂れがましき儀候はゞ、訴人罷出候樣に兼々可申付置候。自然隱置脇より相知候はゞ、當人は不及申、其處の御代官・地頭可爲越度事。

右の通堅相守可申者也。

巳六月　日

口上

猪・鹿・狼打候はゞ、其所に慥に埋置之、一切商賣食物に不仕樣に可被申付候。右は獵師の外の事にて候。

十六、御郡會御張紙寫

一、寛文六年午九月九日。　一、同年二月晦日。　一、同八年申八月二十八日。　一、同十一年亥三月十四日。

一、同八年申九月二日。　一、明暦二申年八月八日。　一、同十一月二十四日。　一、慶安五年八月二十三日。

一、萬治元年戌十二月四日。　一、寛文十一年亥三月十四日。

右の分芳烈公、被仰出帳に有之、故に爰に不記。

一、寛文十三年九月朔日。　一、天和三年七月九日追加。

右の分御城御板物。

一、殺生の被仰出も、御城の處にあり。　一、火事の節、同斷。　一、公儀被仰出の内、丸印○有之分は高札。

十七、洪水の時

一、流人相助候者、其品に從ひ御褒美可被下候事。

一、流船御旅所より下三つの橋の間、取勝に可仕、留樣勢に隨ひ、船主船の樣子吟味の上、或は十分一、或は船入目の半分、船主より出し戻し遣儀も可有之事。　一、右同所の間、何にても流物取勝に可仕事。

一、御旅所より上三つの橋より下にて、取揚候流物は、十分一取候て返し可遣、主無之流物は、半年過候はゞ、取揚候者へ可遣事。　一、水筋の海上流物取上候は十分一、浦に寄物は二十分一可出事。

延寶四辰六月

十八、代官共へ申付事

一、先年少將樣、被仰付候御趣意を取違ひ、奉行の勤候事をも、間々は勤る樣に成來候由聞及候。此段不可然候。向後は吉利支丹宗門改納方の外、一切差出申間敷候。此趣を大藏・織部・三郎兵衛急度可申付候。雖然、重次郎・與三

右衛門申付候事は、不依何事、下知次第、何時にても可相勤旨申渡也。

天和二壬戌正月二十三日

十九、郡奉行四人へ申聞覺

一、四人の者共に、此度又郡奉行申付也。重次郎・與三右衛門に相隨ひ勤可申候。四人の者共計にては手廻り兼可申候間、重次郎・與三右衛門幷四人の者共令相談、其下の役人は存寄書上可申候。其上了簡にて可申付事。此度郡方の仕置改申に付、趣意度々申聞事ながら、國は從公方樣御預被成、民共も其所を得、風俗も克、地方幷山林竹木の模樣を宜樣にとの御趣意を請、是を本意に國主たる者は存る事に候。雖然、近年聞及候に、郡方の仕置思々にて、一同ならざる由に付、此たび重次郎・與三右衛門兩人に、國中在鄉方の儀申付候。兩人は上しまりとおもひ、四人の者共重次郎・與三右衛門より諸事、請差圖相勤可申候事。

天和二壬戌正月二十六日

二十、普請奉行へ申聞覺

一、此度普請方の儀、諸事重次郎・與三右衛門に申付候。郡方の事には、普請の事差加候儀多候間、向後は重次郎・與三右衛門と普請の儀可申談候。尤在々へ出居候普請の奉行共へも、此趣申聞置、治左衛門・內藏助同事に重次郎・與三右衛門に可申談也。

一、亦七郎は樋方の用申付候條、右の趣同事に可申談候也。

天和二壬戌正月二十六日

度々奉行共へ申聞たる事、惣て領國は從公方樣御預の事に候得ば、地方山林竹木の模樣、宜民共安座候樣に云付事、第一の御奉公也。就夫、何としても末々の事、具に奉行共も不知故、行違候事多候。四人の者共は歩橫目を數年相勤、物每細に用聞候者共に候故、在々の者共の年寄吟味人に此度云付候。大形年中郡に打はまり可居申候。勤樣

は重次郎・與三右衛門指圖次第可相勤也。

天和二壬戌二月五日　吉田五右衛門　内田太郎右衛門
中村八郎右衛門　丹比七大夫

二十一、被仰出條々

一、海陸往還筋は、公儀役に候間、入用の米・銀子所々に殘置、庄屋頭百姓裁判可申付候。并於馬繼、人馬少も無遲滯様に堅可申付事。

一、於浦々破損船有之節は、早々助船可出候。少成とも令油斷、萬事肝煎申儀、遲々仕候はゞ曲事可申付旨、郡奉行切々堅可申聞事。

一、代官共宗門改念入可申付、尤所務の儀は不及申、名寄帳委細に遂吟味可申付事。

附、代官勘定可爲三月切事。

一、庄屋の事百姓嫌候はゞ、郡奉行見計差替可申、大高作り候者庄屋に仕候と聞候。小作の者にても正路成を見立、庄屋に可申付事。

一、百姓心根惡布とて、惡人・僞者に定、萬事僞を申とまで存、吾が方を立調儀を以、まはしたて仕間敷候。權高く上下遠くしては、何事も得不申樣に成行、下民の迷惑、下に隱れ可申候間、郡奉行共其心得可有事。

一、慈悲正直を以、萬事可申付、其上にて再三徒を申、脇々の民迄引崩し候ほどの者於有之は、籠舍可申付、是第一の可爲心得事。

一、郡奉行共、春夏秋の景氣、又は百姓の成行見及、田地の上・中・下共に見屆、毛頭見合、免可相定事、所には可依候へ共、土免の割段々に念を入可相定事。

一、給所納米の儀、御藏入納樣の通可申付事。

一、郡々新林の儀、郡奉行吟味の上を以、留山に可申付、自然給人より郡奉行へ斷なしに山留候はゞ、郡奉行へ其村々より可申斷事。

附り、國中ほりかくひ堅停止の事。

一、在々酒造の儀、定置外堅停止の事。

一、在々にて仕來の樋の分は、何れの山にても手寄次第伐せ、枝葉造作料に百姓に遣居させ可申事。

一、銘々給所山川の運上、并新開の儀、先年被仰出候通可相守之。但、開の事、在郷に罷在、手作においては可遣の事。

一、給所藪請候事、給人百姓可爲相對次第事。但、山林竹木は、前々のごとく可爲支配、其給人へ遣の賣木は仕間敷事。

附り、竹木伐せ候時、於其村は、扶持方、一日一人に付五合宛、一里より遠き所は七合五勺づゝ。給人自分に百姓を遣候はゞ、扶持方の外に、一日一人に一升づゝ、他國へ遣候はゞ二升づゝ、可令下行事。

一、簡略人薪の事、郡奉行指圖を以、手寄の山林にて下刈可仕。但、下刈無之所は、其村に至て、郡奉行より可相伺事。

一、百姓家作候義、竹木郡奉行見及に可遣候。但、給所においては、給人へ申斷、其上にて郡奉行聞届、竹木可遣事。田畠山林賣買の事相對次第、郡奉行承屆吟味の上賣せ可申事。在々へ借物、米は月一歩半、銀は月一歩たるべき事。

一、奉公人他國へ遣候事、譜代は切年不及云、一季奉公にても遣間敷候。但、他國へ參候はで不叶子細有之者は、郡奉行へ相斷、吟味の上可遣事。

一、萬事横役御救免の上は、飢人有之候はゞ、村としてつなぎ扶持可遣、若飢人過分に有之、村の救難成候はゞ、郡奉行見計、其上を立候て可遣、村中にてつなぎ取替仕者無之候はゞ借遣、暮に利なしに返上可仕候。但、村にて人々心次第、又は筋目〳〵有可申は、可爲各別事。

一、村々庄屋頭百姓共、正路・不正路成者能見聞可仕置事。

一、在々火事出來においては、類火人は扶持方米有人に一日一人に五合づゝ、日數三十日分、并竹木郡奉行見合に可遣事。

附、燒米郡奉行・代官遂吟味、捨させ可申候。火本には不可捨遣事。

一、十村肝煎に下人抱米を被下候上は、猥百姓を遣間敷候。郡奉行より在々へ申觸る用等計相達、村々取次仕せ申間敷候。村々庄屋頭百姓、郡奉行へ直に可申事。

一、郡に諸牢人入置候儀、堅停止之。但、置候て不苦者は、郡奉行承屆、其上にて可相伺事。

右の條々堅固可相守之、若違背の輩於有之は、從其輕重可被加罰旨、依被仰出如件。

天和二戌三月二十八日　日置左門

天和二戌年九月三日　池田大學

一、博奕、或は野郎、或は遊女の類、かこひ置候儀は不及申、惣て不法の族有之間敷候。

一、銘々召仕候奉公人宗門改の儀、其主人より例年改可被申候。然共在々家有之者、常に其身岡山に居申候故、自分宿又は五人組の内、如何樣の者指置候も無存候に付、不〆の條、自今已後、在宅は其村々居申、五人組の者共、組合の内、奉行人留守家内一入念入相改候樣と、代官并庄屋共に申付候。又年貢地に住宅の奉公人の家内も有可爲同事候。然とて例年の宗門改に、在々宿有之者を、其頭〴〵其主人より除き申埒にては無之候。前々の通相改筈に候

一、御城下士屋敷并御扶持人の屋敷、其外奉公人の屋敷、或は無人、或は他國留守、又は岡山奉公仕居申者共、宿を不慥成者にかし置候樣に相聞候。且又借屋仕ながら、又其屋敷・長屋等を不慥成者に又借し仕候儀有之由、若御穿鑿の節、左樣の品出來候時は、其又借し仕者は不及申、本家主共に可爲越度候條、兼て重々念入候樣可申觸候。

一、祝儀の饗應、并客に對し出來合の料理被出候儀、先年に仰出候御法の通、彌倹約を可被相守候。振廻の模樣、自然には心得違も有之樣に相聞候。

一、女の衣類面々妻子并召仕の下女に至迄、御法の通彌相守候樣に可被申付候。御法度の着類着候はゞ、おさへ取、主人・家主等へ引渡候上及吟味候て、奉公人は其主人、宿入の者は家主、可爲越度候。

右品々可被得其意候、御出船前御直に被仰聞候趣、萬端御含被成たる御意に候へば、諸事御懈怠有之間敷候得共、程舊候へば必怠り申儀有之候。惣て公儀御法度、次に御國法堅相守候樣に、彌被入御念、末々迄可被申付候。若不法の族於有之は、御歸國の上、如何樣に可被遂御吟味も難計候に付、猶又申達置候。

二十二、禮儀の事

覺・

一、百姓共禮儀正敷相守候樣に、去年も津田重次郎・服部與惣右衞門に被仰付候得共、於于今急度不相守樣に被聞召候間、此已後、禮儀不正樣子見付候はゞ、老中を初、士中共見遁しに仕間敷候。尤於當坐不及打擲、其者の郡を相尋、郡奉行へ人を添可遣事。

一、郡御用承候者共、互に申合、少も見遁に仕間敷事。

右の通被仰出候間、郡に可被相觸候也。

亥十一月朔日

二十三、年寄共監物・三郎左衞門諸頭へ申聞口狀

一、此度於江戶、儉約の儀末々迄被仰出候段、何も可傳承候。因玆上の御趣意を奉請被仰出候。輕き分上意に應ずる分に付、自分簡略付て內々申置候品々、乍憚此度の御趣意に相應の樣に候間、彌先年より申付置候趣、末々まで堅可申付候。違背の者於有之は、急度可相改候間、何も此趣可相心得也。

天和三亥七月十五日

二十四、衣類刀の事

覺

一、今度從公儀被仰出の內、祭禮法事輕可執行由、幷刀脇差寸法前々より御定の通、次に下々衣服絹布の類用候儀、ゑり・袖口・上帶・下帶・頭巾等迄、堅停止の事。

一、御茶道・御大工頭、御扶持人の職人共、刀差候儀無用。御茶道幷掃除坊主共、旅行・火事の節は、勝手次第刀剕候事不苦候。

一、從先年被仰出候御自分御法度の趣、男女衣類、彌堅可相守の由、御家中急度可被相觸の旨、從江戶被仰下候。

天和己亥三月二十日　池田大學

二十五、下津井獵場の事、其他

定

一、下津井獵場の儀、從公儀御尋被成候付て、往昔より鹽飽浦へ入來申通、下津井の者共御斷申上候處、如前々被仰付被仰付被下候上、今度鹽飽中へ大坂御奉行所より被仰付趣、毛頭相違無之樣、可相守事。

一、鹽飽領山林伐荒し候儀は不及申、黄爪木以下までも採間敷事。

一、下津井四箇村の獵師末々に至迄、違背族於有之は、其村の庄屋より郡奉行迄、急度可申屆事。

右條々相背輩有之、脇より沙汰候はゞ、本人は不及申、庄屋尤百姓共に可被行曲事旨、承應三年六月に池田伊賀・日置若狹奉仰、令下知の通を以後堅可相守者也。

寶永三年　　日置左門。池田刑部。池田主殿

在方宗門改、毎月十五日月次判形仕候に不及候。頭改は、只今迄の通、春の内頭改可仕候。毎歳八月十五日に唯今迄の通、名主方にて判形可仕候。尤十六日には名主共大庄屋へ罷出、判形可仕候。十七日御代官へ參、唯今迄の通判形可仕候。

一、當十一月十五日より月次判形相止可申事。

一、毎月十五日、月次判形に百姓共名主方へ參候得共、耕作銘々働の妨に可成と被思召、其上唯今まで宗門改能〆り申候に付、右の通被仰付候。

寶永六丑十月十六日

一、町方より在方へ商人三十一色の賣物致持參候事。自分は八月朔日より十一月晦日まで指留、殘八箇月は無構可參事。

一、唯今迄在方より百姓共、家主は不及申、兄弟又は悴或は甥にても、當町の借屋かり候て出申儀成不申候。併右の

類の者跡作手支無之者の分は、向後當町の借屋へ出申儀、勝手次第、可被仰付候事。
右の通可申付由、寶永六丑年十月二十四日被仰出候旨、同日日置隼人被申渡。

二十六、御拂米の事

覺

一、御拂米其外御藏方の儀、御横目は御奉行裁判を爲見屆に候上は、不及相語候。御奉行御藏本末々に至迄、善不善を能見屆、頭中迄可被申達候事。

一、諸事見屆判形の儀仕り來る分は、前々の通判形可被仕候。其外御米拂業より好被申儀においては、其品により判形可被仕候。自此方判形可仕樣と被申儀は可爲無用事。

一、御米拂業、其外御藏本に至迄、銘々難心得儀、御横目に被相尋候ども、兎角の指圖可爲無用事。

一、御藏本并御出入の町人、其外末々の者の儀に至まで、取持被申候儀可爲無用事。

一、右條數の外、御役儀の誓、別に書載有之候上は、只今改不及申渡候事。　以上。

右御老中被仰渡候間、堅可被相守者也。

延寶二年八月十九日

服部與三右衞門
山田彌太郎
水野作右衞門

二十七、簡略中覺

一、家作事、可成程は堪忍いたし、仕候はで不叶儀は、材木其外入用の積書出し、頭々の可請差圖、柱・天井板とも杉檜のふしなし可爲無用事。付、千石以下、床かまち・立具ふち・さん漆塗停止之。但、ふすま・障子・屏風のふち不苦事。

一、武具の事、分限過結構に仕間敷候。用に立候計考尤に候。馬具、虎・らっこ鞍覆、年寄中も可爲無用。其外の者共金製地かなかい惣蒔繪の鞍・鐙、持掛りは各別、自今以後、新規に拵候事可爲停止、紋所は不苦、半鞍覆・馬氈駄覆

共に虎・らつこ無用の事。

一、馬の事、見分に無構、五調第一可仕事。

一、金梨地・金かなかひ・惣蒔繪の器物拵候事、堅無用、持掛りは可爲各別事。

一、士共衣類、羽織裏附上下共、年寄中を初可爲木綿、紙子、尤緞子不苦、江戸にては羽二重以下の絹可着事。

一、士共妻子着類、田舍絹木綿可着之。大小身共堅く儉約可相守之、帷子は可爲紺屋染事。

一、寢道具持掛りは不苦候事。

一、振廻停止之。但、縁者・親類・知音、寄合の時、輕き出來合を出し候は不苦。年寄中は、一汁三菜外に肴一種、番頭幷に千石以上、一汁二菜肴一種、物頭幷に五百石已上、一汁二菜。右定の菜數の內、一種は精進物。此外小身成ものは一汁一菜、惣て菜の盛合後段停止之。酒何も三返、菓子一種の外不可出候。汁・煮物等に魚鳥不可入合、何にても一種宛に仕、精進物の額へ加へ候事は不苦、幷物頭以下の小身者共、濃茶不可出事。

附、祝儀の盃事は三返の外可究之、肴一種不苦候事。

一、祝言の時、祝儀取かはしの事、大小身共可爲無用。親子・兄弟・聟・舅は不苦。但、一萬石以上は、小袖代銀三枚二枚、九千石より二千石迄、二枚一枚、千九百石より千石迄、三百匹二百匹又は輕き肴可爲一種。其外諸儀取かはし、親子の外、歳暮・年頭・五節句とも、可爲繼合事。

一、家中祝言道具拵、萬入用別紙書出通堅く相守之、儉約に可仕事。

一、孫出來候時、道具又はうぶき遣候事無用。肴・樽代は、身體相應の物遣候儀不苦事。

一、女正月禮可爲繼合。但、親子・兄弟・聟・舅の間は、かるき持參可爲心次第事。

一、土產・餞別一切可爲無用。但、親子・兄弟・聟・舅、輕き音物不苦事。

一、他國へ祝儀取かはし、勤の音物、可爲無用、不叶用於有之は、飛脚計可遣事。

一、足輕幷家中徒若黨、帶、白の絹紬より上停止之候。尤鑓持已下は、可爲木綿事。

一、大小身共召仕候女、上着木綿可着之、帷子はゆかた染の類、帶は田舍絹の類たるべし。茶の間牛女帶共に木綿、帷子地卸可着事。

一、喪祭禮不過分限樣、輕可執行事。

天和三亥七月日

二十八、左門殿御口上にて被仰渡覺

頃日御直に被仰渡候御趣意、御書附の外、江戸御殿中女衣類御書附の通相守、惣て金入の織物不可用。其外用来候織物にても、高直成類不用樣に可相心得候。□（マヽ）とも輕き袋などは不苦、被仰出より內ばに輕く可相心得候。其段江戸の趣にも相叶候樣思召候間、能々人々合點可仕旨、御意に候。

一、女衣裝・縫・金紗・惣鹿子、公儀御停止の事。

二十九、衣類賂事の法度

覺

一、女衣類等の儀、先年被仰出候御法度の趣、相背者有之、頃日於江戸御奉行所より御改有之由に候間、銘々召仕の者へ、御法度の通、彌相守候樣、堅可申付候。若背者於有之は、付屆被申候樣に、御横目中へ申渡候。

一、年々被仰出候御法式、彌相守、尤かりそめにも掛勝負博奕致間敷儀、末々迄不仕候樣に可被申付候。若此已後、相背輩於有之は、其者は不及申、主人〳〵も可爲越度旨候間、重々可被心得候。

元祿二年己壬正月十八日

三十、服忌令

一、父母。　忌五十日、服十三日。（閏月をかぞへず）。

一、養父母。忌三十日、服百五十日。（遺跡相續、或分地配當の養子は、實父母の如し。同姓にても異姓にても、養方の親類實の如し。相互に服忌可受の實方の親類は、父母は定式の服忌可受之。祖父母伯叔父姑は半減の服忌可受之。兄弟は相互に半減の服忌可受之。此外の親類は服忌無之、遺跡相續せず、或は分地配當せざる養子は、同姓にても異姓にても、養父母は定式の服忌可受之。此外の親類服忌無之。實方の親類は定式の通、相互に服忌可受之）。

一、嫡母。　忌十日、服三十日。（對面無之候者不可受服忌。通路致候はゞ對面無之とも服忌可受之。父。死去の後、他へ嫁し、或は父離別するに於ては、妾の子不可請服忌。但、嫡母の親類は服忌無之）。

一、繼父母。忌十日、服三十日。（初より同居せざれば服忌なし。父死去の後繼母他へ嫁し或は父離別するに於ては、可受服忌。但し繼父母の親類には服忌無之）。

一、離別の母。忌五十日、服十三月、（閏月をかぞへず）。

一、夫。忌三十日、服十三月、（閏月をかぞへず）。

一、妻。忌二十日、服九十日。

一、嫡子。忌二十日、服九十日。（家督と定めざる時は、末子の服忌可受之、女子は、最初生れも末子に准ず）。

一、末子。忌十日、服三十日。（養子に遣候も、服忌差別なし。家督と定むる時は嫡子の服忌可受之）。

一、養子。忌十日、服三十日。（家督と定むる時は、嫡子の服忌可受之。

一、夫の父母。忌三十日、服百五十日。

一、祖父母。忌三十日、服百五十日。

一、母方。忌二十日、服九十日。（離別せられ候祖母も、服忌無別儀）。

一、曾祖父母。忌二十日、服九十日。（母方には服忌無之。但、遠慮一日）。

一、高祖父母。忌十日、服三十日。（母方には服忌無之。但、遠慮一日）。

一、伯叔父姑。忌二十日、服九十日。

一、母方。忌十日、服三十日。（父母種替りの兄弟姉妹は、半減の服忌可受之）。

一、兄弟姉妹。忌二十日、服九十日。（別腹たりといふとも服忌無差別）。

一、異父兄弟姉妹。忌十日、服三十日。

一、嫡孫。忌十日、服三十日。（嫡孫家祖たる時は嫡子の服忌可受之、祖父母死去の時も嫡孫の方へも五十日十三月の服忌可受之此外の親類服忌無差別曾孫玄孫たりと云共同例也）。

一、末孫。忌三日、服七日。（女子は最初に生れたりとも末孫に准ず。娘方の孫服忌同前）。

一、曾孫玄孫。忌三日、服七日。（娘方には曾孫玄孫ともに服忌無之）。

一、從父兄弟姉妹。忌三日、服七日。（父の姉妹の子母方にも服忌同前）。

一、甥姪。忌三日、服七日。（姉妹の子も服忌同前、異父母兄弟姉妹の子は、半減の服忌可受之）。

一、七歲未滿の小兒は無服忌。（父母は三日遠慮、其外の親類は同姓にても異姓にても一日遠慮、日數過承候はゞ追て不及遠慮。但八歲より定式の服忌可受之）。

附、七歲未滿の小兒の方へも服忌無之、父母死去の時は五十日遠慮、其外の親類は一日遠慮。父母は年月を經て承とも聞附る日より五十日遠慮すべし。

一、聞忌の事。（遠國に於て死去年月を經て告來ると云ふとも、父母は聞付る日より忌五十日•服十三月、外の親類は聞付る日より服忌殘る日數可受之、忌の日數過て告來る時は、一日遠慮、服明候ても同前。

一、重る服忌の事。父の服忌未不明內、母の服忌有之ば、母の死去の日より五十日•十三月の服忌受之、重き服忌の內、輕き服忌有之、日數終ば、追て不及受服忌、日數餘らば殘る服忌の日數可受之。

三十一、穢の事

一、產穢。夫七日、婦三十五日。（遠國より告來る七日過候はゞ穢無之、七日の內承候はゞ殘りの日數の穢たるべし。血荒•流產同斷。尤妾の產穢の時も同前）。

一、血荒。夫七日、婦十日。

一、流產。夫五日、婦十日。（形體有之ば流產たるべし。形體無之ば血荒たるべし）。

一、死穢。一日。（家の内にて人死候とも、一間に居合候者、死穢可受之、敷居を隔て候へば穢無之、二階にても揚り日數居其外に有之候得ば穢無之候。家なき所に死人有之時は、其體有之地ばかり穢候。家主死去候ても、死穢の儀差別無之、死後其處へ參候はゞ、體有之候ば踏合穢也）。

一、踏合。行水次第。

一、改葬。遠慮一日。（子は不殘遠慮、但、不承候得ば追て不及遠慮候。忌かゝり候親類改葬の場へ出候者は遠慮すべし。忌不掛親類は其場へ出候共不及遠慮候。改葬の主に成候ば、他人にても一日遠慮すべし）。

附、堀起候日より葬候日まで、日數有之候はゞ、子は不殘堀起候日と葬候日と二日の遠慮なり。他人にても改葬の主に成候者は同斷 但堀起候翌日より、葬候前日迄は幾日にても遠慮に不及候。改葬の儀遠所にて申付、日限存候へば、其日遠慮すべし。日限不存相濟候後承候ば、追て不及遠慮候。

元禄六年十二月二十一日

追加

一、養父死去已後、養母同居せずと云とも、他へ不嫁候へば、服忌可受之、他へ嫁するに於ては服忌無之。

一、養父の妻、養はれざる已前に死去候はゞ、嫡母に准じ其親類服忌なし。

一、父の後妻と通路致し候はゞ、對面無之共、繼母の服忌可受之。

一、義絶の嫡子の服忌、末子に可准。其外の親類義絶と云ふ共服忌別義なし。

一、女子婚儀已前より養はれ、或入聟を取、家督相續の時は、養方の親類、實のごとし。相互に服忌可受之。

一、婚儀未相調内にても、祝儀取かはし候へば、夫婦相互に定式の忌の日數可遠慮、但忌服無之。

一、父の妾服忌無之。

一、妾は服忌無之。但子出生に於ては三日遠慮、血荒・流産有之計にて妾死去の時遠慮無之。

一、遺跡相續せず、或分知配當せざる養子、養方の兄弟姉妹、他へ養はるゝ者には、相互に服忌無之。

一、同姓にても異姓にても、一人へ兩樣の續き有之ば、重き方の服忌可受之。

一、名字を授候計にては、相互に服忌無之、本姓の方の親類、定式の通服忌可受也。

一、離別の女は、たとひ實子有之、他へ不嫁候共、夫婦の緣きれ候故に、相互に服忌無之。

一、子無之死去候もの、名跡相續のため、親類に家督相續の時

は、養父のごとく服忌可受之、死去候者の妻は養母に可准之
死去候者七歳未満に候はゞ服忌無之、五十日遠慮すべし。死去候者の親類は相互に定式の服忌可受之。實方の親類は、父母定式の服忌可受之。祖父母伯叔父姑は半減の服忌可受之。兄弟姉妹は相互に半減の服忌可受之、此外親類服忌無之。

一、養子願書差出之老中受取之、其已後死去候はゞ、家督不定内にても、養父母計五十日、十三月の服忌可受之。

一、半數の日數三十日は十五日也。餘は準之。但、七日は、四日也、三日は二日也。

一、一日と有之は、當夜九つ時より明日夜の九つ時迄なり。九つ前に候はゞ、たとひ四つ半過にても一日の積り也。

右十六箇條元祿六年追加の内也。今般聊省略にて書載之。

一、妾腹の子、其父・嫡母・繼母を以養母に定る時は、忌五十日服十三月可受之、母方の親類の服忌養實の差別、家督相續の養子の如くたるべし。嫡母の子、繼母の服忌におゐても、父の極次第、右に同じ。但、繼母方の親類には服忌無之。

一、家督相續の養子たる者、實方の養母・嫡母・繼母服忌無之、分地配當せざる養子は、右の服忌可受之。

一、養方の伯叔父姑兄弟姉妹、人に養はるゝ者は、半減の服忌可受之、實方の伯叔父姑兄弟姉妹、他方より養はるゝ者も、服忌無差別。

一、其身養子に参り、實方の伯叔父姑兄弟姉妹の内、人に養はるゝといふとも、其儘半減の服忌たるべし。

一、父養子にて、其子人の養子に参る時、父の父母兄弟姉妹養實ともに半減の服忌可受之、或は父も養子、其身も養子の時は、養子の實方服忌無之、若實方に付て半減の服忌可受續有之者、服忌無之。

一、半減の服忌に、祖父母・伯叔父・姑・兄弟姉妹と有之は、母方の祖父母・伯叔父・姑・異父兄弟姉妹も同例。

一、嫡子を人の養子に遣時は、服忌末子のごとくたるべし。

右七箇條更に補之。

元文元年辰九月十五日

三十二、江戸御屋敷御張紙の間の上に有之御板の物

定・

一、公儀御法度の旨、堅可相守事。

一、辻番は公儀役候間、勿論堅可申付、於有懈怠は預頭可爲越度事。

一、大名衆御年寄衆の儀は不及申、對見廻衆不依誰に禮儀正しく仕、尤路次にて乘打不可有之事。

一、他所衆と喧嘩口論仕においては、不分理非此方の者可申付、何方によらず傍輩中有合候はゞ、隨分申事無之、双方致堪忍候樣に裁判可仕候、無左候て却て本人より言葉を過し、方人仕においては、可爲曲事。

一、他所の火事・喧嘩・盜人、其外如何樣の者に行逢候共、隨分かまひ申間敷候。然る上は、其身の不可爲越度事。

一、家中の儀、喧嘩口論堅可相愼之、縱如何樣の子細有之候共致堪忍、後日於備前可及沙汰、若違背の輩有之においては急度可申付、自然方人の輩は可爲曲事。

一、他家の侍中、誰々方へ參會仕度由候はゞ聞屆請、亭主方より人を出し呼入、歸候時も人を添、門番に斷屆可通之一夜にても留守候事停止之。

但、親子兄弟は不苦、然れども年寄中へ其子細具に可申斷、此外留候はで不叶者於有之は、年寄中迄可相伺之、諸浪人入候儀は、兼て年寄中へ斷置、呼入候時横目へ申屆、可隨其左右勿論、出入の輩門番留帳に可附置事。

一、下々出入の儀、他所より相屆候者、則可返遣之、此方も走り者は重て屆、其上以可請取之、理不盡不可捕之。此方召連候者、路次にて他所より捕候歟、討捨に仕候は、其樣子有增承屆申分於有之は、重て彼主人へ可斷屆事。

一、他行仕儀、於用所は年寄中を以暇を申、致判形歸候刻、判を消し可申事。

一、供に相越、先々にて下々迄も他所者に入亂申まじく候。此方の者一所に可有之候。高雜談・高笑不形儀停止の事

一、寺社參詣、町屋幷諸見物錢湯風呂入停止の事。

一、改易人國々所々雖令追放、其所に有之ば可爲重科、然る上は對公儀子細候や、主取候者共品見及、早々横目へ密々可申達、若見逃しに致、以後於相聞は可爲曲事。

一、門外へ下々出候儀、横目札にて可通之事。

附、他家へ奉公に出候者の諸人に不相立樣に、下々堅く可申付事。

一、不依男女走籠屋敷の內少の間も、拘置申まじき事。

一、不依上下博奕堅停止之、惣て高音の小歌等外へ聞、不作法に有之候間、晝夜とも可遠慮事。

右の條々堅固可相守者也。

年號月日　　御諱

吉備温故秘錄卷之九十一（揭示）終

吉備温故秘錄

（天災）

吉備溫故秘錄　卷之九十二（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

天災

承應二年癸巳洪水

五月二十二日備前洪水あり、伊木長門が屋敷川筋の石垣四間ばかり石拔捨り、其後雨にて、其兩脇二・三間開ければ、いよ〳〵石垣損しぬべしとて、熊谷源太兵衞・蟹江權右衞門二人とも先手の奉行をして、早々普請申付候旨、池田伊賀・日置若狹兩家老より江戶に注進す。此由六月十四日江戶に達せり。烈公聞召し、石垣の破損はくるしからず、已來は注進し御下知の上にて普請すべし。公儀御定に、石垣破損は、奉行所迄達すべしとあり、されば石垣は少しにても大事なり、いづれ一旦元の如く壞ち取、御下知を待つべし、麁忽いふばかりなしと仰下され、扨江戶にては、此度國本大水にて川筋石垣破損の所、留守居の者ども無念にて築足させ候由、申越候ひぬ。ゆへに指留遣しけれ共、最早築終候べし、左あり可と又元の如く石をはね、損たる時の如くに仕候べしと申遣し候ひき、城中の事なれば、早々御下知ありて修理仕度こそ候へと願ひ玉ひ、繪圖添、酒井讚岐守のもとへ能勢少右衞門公儀使。を以て仰出されける。阿部豐後守へも同樣仰遣され、くれ〴〵も留守居ども不念之所、御沙汰もあらば、宜御取合賴入よし申させ玉ひ、伊賀・若狹へは、公儀御法度を存ぜざる所、甚麁忽なりと、御いましめあり。同二十九日、石垣先規の如く修理あるやうとの奉書、牧野織部持參有ければ、御禮として酒井雅樂頭・酒井讚岐守の兩執政へ自から御出ありし。

私にいふ、此時の洪水いかほどといふ事しれざれども、公邊へ御噂有之故、爰に記す。

承應三年甲午七月十九日洪水 常水に三間餘增。

今年旱魃にて民難義せし處に、七月十九日破損等夥し、此旨江戶へ注進ありけるに、烈公はや御歸發ありて、同

二十六日道中岡崎驛にて此注進を聞玉ひ、尾州鳴海より津田半十郎大小性。を先備前へ御返し、萬事御普請は被成ず
たし、諸士の内には、粮米の乏しき者もあるや、此段義一々心を付、城邊の破損所は、委細繪圖になし置べしとそ
仰付らる。扨、江戸へは曹源公・備後守君の御許へ、御老中へ御届あらば、牧野織部と御談合ありて然るべしと仰
遣さる。同八月八日岡山へ御歸城、即日池田伊賀・日置若狹二人とも御仕置・小堀一學大小性頭・上坂外記判形・片山勘左衛門勘定奉行
をめされ被仰聞候。芳烈公祠堂之記に見へたり。

一、當年の旱・洪水、我等一代の大難にて候、是を思ふに、我惡逆故如此ならん、天より直に亡を不下、御戒と存候得ば、雖有存候。亦、天の時ならば、我等能時分に、此國を奉預候條、人民を可救と存候、何の道にも急度可改と存候、今の分にては事不可と存候條、當月中は伊賀・若狹・非番無之、城へ可被詰候罷歸候ても怠らず、萬事穿鑿尤に候。國中之義兩人取込候ては不可成候間、城廻り侍中町岡山廻り之事は、伊賀可請取事。

一、城に請米少分に候間、大坂に有之米早々取に可遣事。　一、當年は城に有之米・銀子、皆國中へ支配し不足之分は可借銀事

一、我等所存之通、皆合點仕、萬事可取行候。物不入を爲と思ふべからず、一國之者困窮不仕か、我等が爲に候。借銀仕義、於我等榮耀は可恥之、ケ樣之時は、不可恥事。

一、國中藏入給所共、平可仕候、其中付樣何も内々分別可仕事。

同日郡奉行も人數少かるべしとて、御馬廻りの内より十人を撰まれ、郡中の事をせしむ。又、此鎭屋敷破損多ければ、まづ此者どもへ米をあたへらる。其十人の姓名左の如し。　波多野源兵衛・高橋新右衛門・石川善右衛門・石田鶴右衛門・岡崎新兵衛・鹽川吉大夫・別所治左衛門・尾關與次右衛門・河合七左衛門・長屋茂兵衛。

私に曰、石川善右衛門・尾關與次右衛門兩人御役後、直に後年も勤候。殘り八人は、今年十二月まで勤むと見ゆ。

同十五日、家中給人へ知行所之旱稻米先少しからせ納むべし、伊賀・若狹へ仰渡されし。

同十六日、此度破損所書付、江戸に御届あり、御使は山脇修理也。

七月十九日洪水　常水に三間餘增。

古澤源之丞(百三十石)洪水にて長屋潰れ竹木并造作料銀六十匁賜ふ。

一、本丸之内まで水指込申候。　一、流家頽家共、侍屋敷分四百三十九軒。　一、歩行士、并、足輕屋敷五百七十三軒。

一、町屋四百七十三軒。　一、城下の橋共殘らず落る。但し、本丸の目安門の橋計り殘る。

一、土橋二ヶ所切れ申候。　一、堀中砂入り少々埋申候。　一、惣曲輪の冠木門不殘、番所も流る。

一、惣構の石垣、四ヶ所崩る。　一、知行高一萬千六百六十石餘、田畠永荒也。

一、十五萬二千三百九十間は、在々所々の堤切申候。行程にして五里六町半。但し、三十六丁一里にして。

一、八十四ヶ所、池切。　一、四十六ヶ所、川除のはと崩る。　一、二百四十二ヶ所は、井手の崩れ。

一、二十七艘は、流船にて行衞なし。　一、二十ヶ所、在々流橋。　一、百五十六人、男女溺死。

一、二百十疋、牛馬の流死。　一、當荒大分御座候得共、只今地詰都合知れ難候に付不申上候。以上。

右昨今見分之通如此御座候、猶追々相改言上可仕候。

八月十六日　　御名

御老中當て

右破損所多き中に、京橋•中橋•小橋不殘流れ落ければ、往還筋の事にて、殊に普請急ぐべしとて、神圖書を奉行として、早々掛させらる。

私に曰、神は、此時大組與頭なり、奉行を命ぜられしといふはいかゞ。

同十八日、仰出され、左の如し。

一、家中士共、其外此度洪水家破損の由に候へば救可遣事。

一、組頭•物頭•惣侍中、家破損繕之事、今迄の居なし、尤人に寄候得ども、大形分過候條、只今より儉約にもくろみ仕、竹木いか程、造作料の銀子何程と、面々に言出させ、一組切に惣高合可書上事。并、歩行始、持人不殘書上可申事。

一、當年は、家中借申候京銀藏より取替可遣候。但、可出と存候者は、勝手次第事。

一、町人家破損、是亦面々書出させ、一町切に都合差上可申候。　一、百姓家破損之事、郡奉行見計、竹木等可遣事。以下略す。

同日郡奉行共十人。

私に曰、十人は波多野傳左衛門・都志源右衛門・香取儀右衛門・春田十兵衛・吉崎甚兵衛・野間五左衛門・河村平太兵衛・雀部次郎兵衛八人に、此度歸役せし石川善右衛門・尾關與次右衛門を合せて十人ならんか。

銘々一人宛被爲召、御直に郡々の義、具に被聞召、扨何もへ被仰付は、我等存寄何も能不存候ては談合も裁判も、此方の存寄と相違仕事に候、縱令ば此度之非人扶持方遣候義に付も、皆共か御爲と存候と申は、米を出さず、損の行ぬを第一之爲と存候と相見へ候、我等思ふは、一人にても國中の者かつはかし不申候ぶ、我等第一の爲にて候、定て僞り申者多く可有之候得共、穿鑿之時、左樣之者にくみ申心より、裁判仕候はゞ、誠之非人ももれ可申と存候。だまされ候ては、米少々費にて候、人を殺候事大きなる爲に惡敷事にて候、此一色にても萬事合點可仕由被仰聞。

同十九日、老中悉く被爲召仰聞かせられしは、

面々下屋敷に有之士共、此度之洪水に定て家損じ可申候、先年國替之刻、何も家來大方是に被置候樣にと申候と存候、不入義に候間、面々在所へ遣し、不入士共岡山へ詰させ候事、費にて候間、當所にて入申者計殘し置、皆在所へ可遣事。

同二十二日、上坂外記・小堀一學兩人より、去十五日より餓人に米遣し候、今より後は如何仕候はんと伺ひければ來月中には民の食も熟すべしと、それ迄は男は二合、女には一合當に遣すべしと仰あり。

同二十五日、國中の雜穀・千菜、惣て人・馬・牛の食物等、一物も他國へ出す事を禁じ玉ふ。破損後、早々より國境の地に關所を置かれけるに、今日より其關所明也、當年酒造事を制禁せらるゝの旨、池田伊賀に命有。

同日、船奉行・中村主馬・水野大藏兩人に家老を以、此已後此度の如き大水あらば、小早船五・六艘川口に置、流れ來候人を助くべし、船にたとひ損失候とも苦からずと命ぜらる。

同日家中一統へ觸られしは、當地他國米御藏入被成候義有之、下々共にくつろぎに成申由被聞召、彌御入被成候歟、其當地米安く候間、士共致難義候樣に、是又被聞召候間、銘々に賣米之通、歩行若黨に至迄、賣米都合何程と、銘々に書出候樣にとの義に候、御城より銀子御取替被成、相場は殿樣大坂にて御拂米の都合に平し可仰付候由に候。

同九月二日、諸士之中、破損の者には、銀子を給ふ事差あり。同日、花房與三右衞門・江見甚右衞門と云歩行之者に銀子を賜ふ。是は洪水の節、伊勢宮の堤に出で、大きに働き、水を防ぎしを賞し玉ふなり。

同日、窂番の者にも、米を賜ふ。是は、窂番の者洪水のよしを聞とひとしく、罪人共を一人づゝ搦て、窂屋の土手に引上げ、甚だ作廻能くしけるによつてなり。

同五日、小堀一學・上坂外記に自身見廻り飢人改むべしと令す。飢人の足立ざる者は、小屋を作り入置、其郷里に申て米をあたふ。

同十七日、御祭祀は御旅所破損に付、御花畠にて御執行、同十月三日、和氣郡灘村の漁者、備中矢田村之名主を賞せらる。是は此度洪水之節、いろ〳〵の事共多き中に、三野郡河原村の者、十一人家に乗り流行、米崎を出けるが、和氣郡灘村の漁船參りかゝり、十一人の者を残らず助け、小兒をばふところに入あたゝめなどし、其外には粥を調へあたへ、犬島の石番川瀬五郎左衞門に渡し置、あくる日も、又尋來りしかば、御穿鑿ありて、其慈愛を感じ玉ひ、銀子を多く灘村の漁人に賜ふ。矢田村の里長治兵衞は、貯置ける米・麥・粟等を出して、小民を救ひける、此由聞し召、治兵衞に米を賜ふ。

同十八日、村代官五十四人を置かる。其姓名、

矢部源右衞門・河合淸大夫・林與左衞門・梶川權左衞門・武田左吉・後藤文右衞門・桑原淸左衞門・前田段右衞門・横濱四郎右衞門・川野金右衞門・須賀五郎兵衞・石丸平兵衞・横井二郎左衞門・薄田四郎右衞門・船橋七郎右衞門・杉浦忠兵衞・薄田庄兵衞・菅角左衞門・庄野三郎左衞門・渡邊助左衞門・正田彌一左衞門・森島甚兵衞・武藤猪左衞門・佐橋淸右衞門・梶田惣左衞門・加藤治右衞門・小畠儀左衞門・磯邊九郎左衞門・田中市兵衞・松田七兵衞・松野孫平・波多野武左衞門・須賀忠左衞門・安田市左衞門・渡邊與次兵衞・井上勝介・長谷川九郎大夫・青木六郎右衞門・藪井仁左衞門・山脇三郎兵衞・川口多左衞門・坂本孫右衞門・櫻井三郎左衞門・加藤次郎左衞門・村井儀大夫・武藤伊勢右衞門・先山武右衞門・岩根源左衞門・西村源五郎・伊藤佐五右衞門・齋木七右衞門・香西九郎兵衞・林小左衞門・安藤源左衞門。

同二十四日、郡奉行共へ命あり、左の如し。

一、飢人扶持方渡御用郡奉行共、面々作廻次第之事、月を越し金子渡し置候事、尤の事。

一、飢人扶持方米は、郡々可然所々殘置渡可申事。

一、當春之夫銀利なしに來春取立置可申事。

一、來春之借米能吟味かし可申事。

一、種籾之義無之所は、其村田地相應之種を調させ可申事、其代米かし遣すべき事。

一、夫銀之事申村々へは、吟味之上にて貸を遣す事。

一、當春のかし米捨可遣事。

一、當年中、皆濟仕候樣にと申付候へ共、年々春給に仕來候、俄に秋に申付候條、行當り可致迷惑候、其上當作存之外惡敷、旁以二月迄相延し候事。但、當年皆濟仕べきと申者候はゞ、其通に可申付候事。來年よりは急度年內に皆濟可申付候間、此旨可申聞候事。

同十一月三日、天樹院殿へ梶田淸右衞門を御使として、御城銀三千貫目借用ありて、三百貫目づゝ、十年に返納致度と願ひ玉ふに、やがて其旨にまかせられしかば、重て御禮として十二月二十五日安藤杢を下され、安藤その銀子請取、岡山に歸る。十二月十一日町奉行共へ御直に被仰聞候は、

一、捨子養ひ申義、此方よりの擬作(マヽ)(朱書)にては、其者迷惑仕候由被聞召候、惣樣迷惑不仕樣に、上坂外記と可申談仰也、其內勝れて不便を加へ養ひ申者有之由、御聞被成候と御尋被成候得ば、二三人有之由申上に付、其者共へ寄特成事之旨、銀子一枚づゝ可遣旨被仰聞。

同十五日、池田出羽をめされ、其方家來德山左兵衞といふ者、兒島知行所之百姓共、此度の平しをめいわくして、給人を慕ふよし、寄特の事也。人多き中に、此德山慈愛を以て百姓を撫る故也、能者を持候とて御感あり。

明暦二年八月二十一日、兒島郡に放鷹し玉ひ、天城にて出羽が家來三人拜謁に出ける、內德山左兵衞其方自分知行所仕置能候ゆへか、去々年百姓共慕ふ由御感の仰あり。

同二十四日、諸士の役每年十一月中の頃なるに、今としは十二月中勤さすべしと願けるが、志の程を御感ありて、其願に仰せらる。又諸士はいふに及ばず、輕き輩迄、俸祿の中を少しづゝ返し奉るべきよしを申けれども、さらに

御ゆるしなかりき。

十二月十七日、安藤杢・上坂外記をめされ、來正月の祝儀諸事倹約にして、門松も今迄は六十五所たてしを、二十五所に減し、船も殘りなく飾らず、乘船二艘かざり、藏どものかざりも、本丸の藏一ヶ所とし、元日其外祝の膳部、皆省略すべしと命じ玉ふ。

洪水已來、諸奉行、并、諸士へ種々仰出されあれ共、數多き故、爰に略す、委しくは命令部に記す、合せ見るべし。

十二月二十五日、郡奉行共に被仰付は、

一、只今之飢人擬作にて、中々續申間敷候、遲く御心付候秋より連りに飢來候上に、此中の寒氣にては、殊外迷惑仕候、然れ共只今の如く、方々はゞかり申屆候樣にては、やたけに存ると事はか參間敷候、然れ共手前銀子過分無之ては難申付に付、江戸より過分に拜借調來候間、思ふまゝに救候半と滿足申候、然る上は、一郡に銀子三十貫目宛渡置候間、面々作廻次第救ひ可申候、こゝへ候者には、或は古手を買せ、家なども風の圍ひもなき家は、圍も仕遣し可申候、左樣之如は、面々作廻次第たるべき事、此銀子之義、百姓に知らせ候事は無用に候、右之救ひ郡奉行がする事やら、上から申付る事やら譯なしに、民困窮不仕候樣に仕べく候。又、例の悉からせ候事、必仕間敷由、御直に被仰付候事、ヶ樣に申付る上は、一人にてもかつへ・こゞへ死候はゞ、皆共越度たるべく候、是にて不足は如何程成とも可遣候、左樣に可心得事。

同日、町奉行へも仰付らるゝは、

何としてもはしぐ町飢死、又は手不廻方有之由聞傳へ候、あなたこなたと申傳へ候故、遲々有之事に候間、兩人に銀子十貫づゝ遣し置候、兩人談合なし、隨分用立救ひ可申候、此上は一人にても飢死候はゞ越度たるべき旨、御直に被仰聞候。

當七月洪水已來、十一月に至る迄、追々助力ありしかば、作州森内記殿より米三千俵を贈らるゝ由、家臣原豐前書狀を以て、池田伊賀・日置若狹に云送る。是備前の倉廩に水入たる由聞へける故也。され共藏には水入らざる由返事ありて、其米は返し、やがて飛札を以て仰せらる。

因州より人夫まゐらすべき由申來る。松平式部大夫殿よりは、堀田治大夫に人足三百人添て、普請の助力を望ま

れけれ共、是も當時は入用も候はず、來春にも成なば、御賴もあるべしと仰ありしに、治大夫しゐて其用を達せんと申ければ、岡山內に泥入たる道路を修繕しけり。

豐後の中川家よりも、飢人救ひの爲、乞食どもには、古き着物を賜ひて寒さをふせがせらる。

私に曰、萬治二年四月五日岡次郞右衞門を御使として、中川家へ下さる領地飢饉之由聞玉へば、米千俵を贈らる、今年の贈り物に酬ひ玉ふ由被仰遣。

日置若狹は、兼て貯置し金千兩を献る。

又奉行之外、諸士を撰び、國中の善人を尋ねしむ、夫常人は難に當て節を失ふ者也、爰にて操を變ぜざる者を得がたしとす、故に或は旅人に似せ、或は獵者にひとしくして、詳に一屋に至り、其實を尋ねて、其實に隨て金・銀・米・錢を賜る。郡縣をして數年の行實を考へ、洪水の厄に殆んど其義を正しくする者は、一々顯書して言上すべしと嚴命輕からざる故、縣の奉行、在々所々の善人を撰び尋ね、献書す。又岡府諸士の下人に至迄、忠臣・孝子・烈婦・貞女なる者・具に推求て献書す。

大守彌彼數年の實行を聞察して、或は金銀を賜ひ、或は米錢を與て、其德を賞し玉ふ。本朝孝子傳園鑑等に詳也。其最勝れて厚く賞し賜りしは、備中國淺口郡柴木村甚助、備前國邑久郡福岡村實敎寺等なり。此賞せられし御制物の月日は、承應三年十二月十三日也。

諫鼓を城內日安門に置れ、言路を開かれし。

郡中に醫十人を撰び置れ、郡醫者と號して、民間の病用に備しむ。此郡醫者今寬政に至る迄續きて命ぜらる、月俸五口づゝ。今年平物成初る。上に御拜

借三千貫目とあれ共、御墓表とは相違せり、何れが是なるを知らず、考の爲、御墓表を左に抜書す。

承應三年甲午夏、領內大旱、秋大水、庶民及馬牛之溺死者多、郡邑亦飢歉、朝臣於レ是惕若レ畏二天戒一、惻然施二仁政一、夙夜汲々乎如レ不レ及、水旱之餘、田野荒蕪、國用不レ足、故借二黃金四萬兩於尊公一以賑二濟窮民一、惠二鰥寡一、收二養棄兒一、又與二銀米竹木於二士家民屋之破壞者一、悉繕二修之一、除二冗征一、薄二賦斂一、以厚二民生一、裁二省冗費一、節二制財用一、以立二儉約之法一、置二醫於郡邑一、以療二民疾一、設二諫鼓於城門一、以開二言路一、旌二孝子一、賞二善人一、其餘善政、不レ可二勝記一。

承應四年（四月十三日、明暦に改元。）正月二十五日伊木玄蕃をめされ、其方家來共云合、飢饉の合力請まじきと下々迄一同に申由聞及びぬ、寄特の事也、されども、後々差支なば、益なき事なり、少しにて何之足りには成まじけれ共、志ばかり家來に配分をすべしとありて、金百兩を玄蕃に賜ふ。

同二十七日、又仰出されし趣は、

一、郡々飢人の義今之分にては、事急成る者之手前無御心許思召候に付、馬廻り之内、中小姓之内、又は士鐵砲之内、又は徒の者の内、又中江虎之助所に罷在浪人共之内、御撰び、一人銀子百目宛爲持、在々へ罷出、村々家々踏込能穿鑿仕、救落急に飢へ申者見計、少宛銀子遣し、隨分可入情旨被仰渡。

私に曰、中江虎之助は、藤樹先生の子也。浪人とあるは、加世八兵衞•中川權左衞門•中村又之丞等ならん。

一、當町末々、又山の乞食、殊の外草臥申者有之由、町奉行も手不廻、飢人奉行も不行屆者多く候由、幾度申付候ても、慈悲心少き者は行屆き不申と思召候間、銀子五貫目、中江虎之助へ被下、皆共救漏候者共は救候樣に被仰付。

私に曰、この洪水の時計りにもなく、天樹院殿へ御借金ありしが、寛文六年に至、天樹院殿逝し玉ふ後、三月二十四日、酒井雅樂頭殿より、能勢少右衞門を呼ばれ、東丸の諸道具金子は奥方へ御取候へとの老中指圖なれば、否を申されず、受取られ可然し、一條左馬頭殿の借用金一萬兩返辨あれども、松坂申には、内々まいらせらるゝよしの御遺言なれば、其沙汰に不及よしに候、左候へば、新太郎殿借り玉ふ金子も其儘たるべし、是非返し玉ふべくとあらば、奥方へ進ぜらるゝより外はなしとぞ申されける。少右衞門聞て、先年返辨仕べくと申せしに、先御入用にあらねば、其儘置べしとの仰に候ひき、其時の御使には、それがしにて能覺候由申ければ、雅樂頭殿重て申さるゝは、左馬頭殿の借金同樣なれば、是直にまいらせらるべく思召れし金なれば、左樣にいたされ然るべしとあり、此よし少右衞門歸りて、烈公に申上しかば、同二十五日少右衞門を以て時事仰らるゝ者、御さし圖の上は、其旨にまかせらるゝと、酒井家へ仰遣されける。同月、天樹院殿より、御借用の金子の手形、先日雅樂頭殿少右衞門に被仰聞候に付、松坂より返し候。合四萬兩の手形、五月八日、川舟にて切さき捨らるゝといふ。

古老の物語りに、此洪水の時、鷹匠町•弓の町邊は、別て水かさ多く、諸士の屋敷座上に四五尺のりしが、此津田左源太次男重

次郎年わづか十三歳なりしが、洪水溢れ來ると聞と、家内共に二階に揚り居けるが、家來共は長屋の屋上に揚りしに、食物を二階より長屋へやらんとすれ共、壁等に支へられ、便なきに人々困りしに、重次郎兼て鋸槌等を持て揚り居ける故、窓の子を打くだきて食物を長屋へやりしといふ、少年にしてかく事急なるに、鋸•槌等を持揚りし方を、人々ほめしといふ、實否を知らず。

地高、十五萬八千八百六十三石九斗。　　地高、四十四萬四千七百九十四石八斗。
一、直十九萬三千八十四石五斗、御藏入。　　一、直三十一萬六千五百四石六斗、內、六百石利光院台崇寺御給所。
物成、三萬二千四百五十八石六斗六升。　　物成、五萬六百九十四石七斗四升。
直に免、一ッ六分八厘一毛。地に、二ッ四厘三毛。外に、三百石庄屋給。　直に、一ッ六分。地に、二ッ七厘。外に、五百石庄屋給。

右、承應三年平し。

地高、十六萬二千九百九十九石。
一、直十九萬五千六百十八石三斗、御藏入。　　一、直三十一萬四千五十石七斗、御給所。
物成、五萬八千八百五十四石一斗七升。　　物成、九萬三千百八十八石六斗八升。
直、三ッ八毛。地に、三ッ六分一厘一毛。　　直に、二ッ九分七厘。地に、三ッ八分四厘九毛。

右、承應四年平し。明暦元に改る。

承應三年洪水之節、古き留意書と云あり、左に記す。

一、無足御支配、殘米銀にて被遣。　　一、同百四十六貫百五十八匁二分五厘。
一、銀五十三貫三百八十匁三分。　　御郡之飢人扶持救米、郡奉行請取。
今度洪水破損に付、御家中無足末々へ被遣銀。
十一月二十一日　　十一月九日
一、同九貫三百八十一匁五分。　　一、同八貫四百七十三匁。
稗千四百代一斗一升代。　　兒島郡飢人扶持、稗六百五十代、替麥五十代、村々男女とも有申候。

十一月二十五日
一、同百四十目。
古手物、四十山の乞食へ被遣。

十二月二十四日
一、同二百二十五匁。
古手物八十四山の乞食いせ宮小屋に居申非人八十四人に被遣。

十二月朔日
一、小判千兩。
日置若狹より洪水に付差上る。

二月朔日
一、小判四萬兩。
天樹院様より御借用。

一、銀百二十九匁。
矢部源右衞門召仕之若黨惣兵衞、常々寄特之忠義有之旨達公聞、御ほうび被下。

一、同百二十九匁。
石田鶴右衞門召仕若黨理左衞門、去年洪水に付、給米斷申受納不仕、忠義之心底に付、早々達公聞、奇特被思召御ほうび被遣。

一、小判百兩。
伊木玄蕃、去年洪水に付家來給米斷申、銘々取不申、達公聞、同斷。

三月十五日
一、同四貫七百三十匁。
郡奉行十一人に被遣。十枚宛。

壬正月十八日
一、同四貫三百目。
正月朔日より五人扶持づゝ、御郡々へ被遣候醫者十人へ、藥種代被遣。

十月二十二日
一、同十八匁一分。
當町中、捨子二十八人御預ヶ着物代。

九月より明る五月まで
一、同五百五十四貫三百十七匁一分。
御郡之御かし銀手銀其外共。

承應四
一、無足中、御かし米、銀にて渡。添かし歟。

一、御供中御足米、銀にて被遣。

一、銀百七十二匁。
當角左衞門若黨太郎兵衞・權兵衞、右同様に付、被遣。

同
一、同二十二貫七百九十目。
御代官五十三人に被遣。十枚宛。

一、御家中麥成三分通、銀にて被下。

一、銀百八十九貫六十六匁。　一、同四十三貫七百七十五匁。

在々飢人御救。　在々御かし銀。

一、承應三より四迄 同百十貫八十日餘。　一、三百六十八貫六百九十匁餘。

御郡々御普請日用夫役代に被遣。但、一人に付、下用一升づゝ。　此米、凡二萬六千三百四十代餘。四升八升入。

承應四ノ春、作州・肥前・伯耆・出雲、他所米御買上。

一、銀八十貫十八匁。　當町中非人扶持方救入用。

内、十一貫三十八匁、飢扶持。

三貫二十六匁、當町非人妻子ども、爲御救木綿被仰付、一段直段三匁、布はさらし代二十三匁八分、出來之上呉服屋へ渡る。

三百九十八匁、京橋御用苧綱二筋。　六十四貫七百五十匁。當町中御かし銀、未の暮より酉年迄、三年に返上、月一歩宛。

延寶元年癸丑洪水

五月十二日より雨天、其夜中迄間斷なく、同十三日にも空晴やらず、夜に入いよ〳〵降つゞき、十四日は殊に甚しくて、巳の刻より洪水、酉の刻よりいよ〳〵水かさまさり、惣石壁漏水し、川崎町・橋本町へ水溢れ、亥の刻より猶夥し。國中の破損、左に記す。

一、東西大川筋、常水に三間半增。　一、本丸の内迄水入。　一、櫓石垣少々破損八ケ所、内、三ケ所堀端水たゝき付石。

一、堀中へ砂入少々埋り。　一、城下町川筋石垣、井、土手崩れ百六十間。　一、士分流家・潰家十七軒。

一、足輕家流潰七十三軒。　一、町家流潰百十三軒。　一、在々流潰家二千七百八十八軒。

一、橋落四十五。　一、流船大小十六艘。　一、東西大川堤切口二萬九千九百五十三間。

一、谷川堤潮留堤井手切四萬八千九十間。　一、井關川除石取鳩崩れ八十三ケ所。

一、池切れ、井、池堤しきり大破損間三十五。内五十六切池。　一、當荒、凡四萬三千六百九十六石餘。

一、永荒、凡三萬二千五百三十石餘。　一、男女死人八十八人。　一、牛馬流死百三十疋。　以上。

私に曰、今度洪水に伊木勘解由中屋敷川端破損に付、藤岡傳左衛門は船入の作事半なれども、五月九日より此普請にかゝりし内、又候津高郡齋村はさみ土手繕ひ出來、後又川向會所の前道の破損繕ひ出來、後再び伊木の中屋敷普請場へ行、七月十三日仕廻て、任かゝりの船入普請相勤、翌年冬成就し、御羽織を賜ふと、藤岡が家譜にあり。

同年七月十八日又洪水あり

京橋の中間柱六本流れ失す、大破。中橋・小橋は殘なく流落す、此普請、繕ひ・掛直しの役人、左の如く命ぜられし。惣奉行、上坂外記。大工方、伏屋平大夫・輕部權九郎。建前、田中權右衛門・太田彦次郎。綱手子足代木諸道具、中村久六郎・林兵四郎。鍛冶方、吉田八郎左衛門・武田甚兵衛。釘鎹、中野新介・平尾兵左衛門。御役人町役着到、石津八兵衛・山田七左衛門。横目、青木又五郎・浦上彌兵衛・河原左介。

右普請、三繕とも九月十四日出來、翌十五日上坂外記に御料理を賜ひ、永々苦勞仕、御祭禮前に首尾能出來、御滿足に思召候由御意にて、御小袖一ツ・御羽織一ツを賜ふ。同日右下奉行に命ぜられし徒目付三人、其外歩行の者へも御料理を賜ひ、其上何も一等に並居て、日置猪右衛門披露にて、御目見仕。

私に曰、五月十四日洪水、常水に三間半增と本文にあり、又町手の留には、一丈六尺五寸とあり、大きなる相違なり。何れか是非をしらず。後人是を正せ。又五月十四日の洪水に、三橋とも破損の事見えず、七月十八日洪水の時、三橋とも落て普請ありしは、諸記錄に見へて相違なけれども、水の高下はしるしたるものを見ねば、委しくはしらざれども、これも高水にてあらん又中橋・小橋とも流落しが、そのまゝ欄干とも下流して海中へ出、米崎を出でしか、諸人是を見て、海中大蛇流るとあやしみしと、古老の物語りなり。讃岐國にても、この橋を見しといふ。

延寶七年巳未大風

七月十日、同二十一日兩度、備前大風雨にて諸所破損、左に記す。

一、岡山城櫓廻り破損、(但し、本丸外郭石垣崩れ、二・三の丸諸所損じ 。　一、堤切れ一萬七千七百九十間餘。
一、田地壤捨り八萬石餘。　一、畑夏物成捨り五萬二千六百石餘。　一、寺社破損十四ヶ所。　一、潰家二千八十六軒。
一、浦々破損船百六十八艘。　一、倒木九千六百本餘。　一、死人二十三人餘。　一、死牛三疋。
此旨江戸に御達し、就中、本丸破損等之事は、繪圖を以、修理の事、關東へ御願あり。同八月二十五日大久保加賀守
稻葉美濃守より奉書を以て、修理勝手次第たるべしと申越さる。

貞享四年丁卯九月九日大風雨

備前備中破損所あり。其數、
一、潰家一萬二千七百四十九軒。
一内、扶持人家、百六十八軒(此内、一軒半潰)。神社拜殿共四十九軒(此内、八軒半潰)。寺四十八軒(此内、四軒半潰)。町在共、一
萬二千四百八十八軒(此内、三千七百十一軒半潰)。
一、破損船三百七十四艘。
内、士船七艘、町在船二百五十六艘、他國船百十一艘。
一、川堤切口七千三百三十三間、在々小川共。一、同破損二萬四千五百八十三間、右同斷。一、波戸破損一ヶ所。
一、池堤切口六百三十八間。　一、潮留堤切口二千六百三十二間。　一、同堤破損一萬七千四百八十八間
一、在々潰橋大小三百九十ヶ所。　一、死人三十人　内十四人領分之者、十六人他國之者)。一、死牛馬五疋(内一疋馬、四疋牛)。

元祿十五年壬午備前・備中、大風・洪水　高潮にて破損す、七月二十八日也。

一、二千五百八十六軒、潰家城下、并、在共。　一、一萬千八百間餘、川筋堤所々破損。　一、九千五百八十間餘、川堤退く。
一、四十九ヶ所、川除波當損。　一、一萬二千六百七十間餘、潮堤破損。　一、五千二百七町餘、田畠當荒水入潮入共。
一、四百二十間餘、池堤破損。　一、千三百間餘、石堰所々破損。　一、三十三、橋大小損し。　一、五人、死人。以上。
八月十九日江戸へ御屆あり。

同八月二十九日ふたゝび大風にて、同晦日迄吹つゞき、洪水あり、破損す。

一、常水に一丈七尺餘高く御座候、當七月二十八日之洪水に二尺餘水高、此度は城内へも水入、士屋敷・町屋へは床の上まで水あがり申候。

一、城内、并、曲輪所々破損御座候得共、是は追て修覆仕候刻、以繪圖可奉伺候。

一、一萬三千三百九十八間、川堤所々破損。　一、一萬八千六百六十七間、川堤退く。　一、七十ヶ所、川除波戸損し。

一、二萬二千二百六十六間、潮除破損。　一、三百八十四町餘、當荒。　一、千五町餘、潮入。

一、七千三十八町、水入。　一、五百三十九間、池堤破損。　一、二千八百六十間。石堰損し。

一、六千三百三十間、往還道損し。　一、千九百三十九軒、潰家城下、并、在共。　一、三十軒、流家城下、并、在共。

一、百十ヲ、橋大小損し。　一、十六艘、破損船。　一、一人、死人。　以上。

閏八月二十八日關東へ御達しあり、御使森川助左衛門。

備前のみにもあらず、諸國風雨に損亡せしにや、米價日を逐て高直に及び、貧しき者困窮す、されば此度城郭破損入用の赤土を運ばせ、其價を以て藏米を渡さば、聊の事ながら、賑救の一助とも成べしとて、十二月九日より門田村の赤土を、中島の河原まで出させ、又こゝより水の手まで運ばせ、兩所に改所をかまへ、荷數に應じて錢をあたふ。錢渡の役徒目付小林三大夫・村瀬勘右衛門・安倉十左衛門・原田佐六郎、下方判人村名主二人出づ。此錢を以小橋町に行、米を買ふ。此所に藏米を出して時の相場より價ひを下げて賣ければ、貧者共の米を得る所多くして、價下直なれば、少々の餘錢にて渡世に辨なり。三門村の赤土をも萬町口にて改め石關まで送り、諸事右の如く奉行を極む。錢渡徒目付蜂谷與右衛門・千賀萬右衛門・俣野利助・和田勘十郎、下方判人村名主二人出づ。諸手見廻り近藤七介。東西兩所赤土取場にて足輕掘出すを運びける也。尤道筋へも足輕杖突出で、諸事を裁判す。かくする事九日より二十五日に至り、凡九千六百十人餘、此内男六千百六十四人、女三千五百二十七人出けるといふ。

寶永四年丁亥大風・洪水・地震

八月十九日備前・備中、大雨・洪水・高潮にて破損所多ければ、其旨江戸へ御屆あり。

領內、大風・洪水・高潮、破損覺

一、二萬六千三百六十間餘、川筋堤破損、幷、池堤共。
一、天守北の方鯱少折申候、二重目南の方鯱折申候。
一、三千二百五十間餘、川除波戸損し、幷、堰とも。
一、六千八百間餘、同石垣破損。
一、二千九百六十間餘、往還路損、幷、岸崩れ、谷川山はせ共。
一、二萬六千二百九十間、潮堤、幷、鹽濱堤破損。
一、八十ケ所、所々橋樋破損。
一、五千八百四十八本、風折木。
一、四千百三十六町六反餘、田畠當荒水潮砂入。
一、三軒流家。
一、六十六艘破損船。內、五十五領內船、十一他國船。
一、二千九百四十軒、潰家。內、宮六軒、寺七軒。
一、七人、死人。內、五人男、二人女、領內之者男一人、女一人、他國者。　以上。

九月三日　　御名

同九月十二日又大風雨・洪水 御書出之趣

領內大風洪水破損覺

一、一萬二百五十五間餘、川筋堤破損。
一、二千四百六十間餘、石垣波戸、幷、荒手破損。
一、二千四百五間餘、潮堤、幷、鹽濱堤破損。
一、千四百十五間餘、往還道損、幷、岸崩れ。
一、千二百九十六町九反餘、田畠水砂潮入當荒。
一、九ケ所橋樋損。
一、六十八軒潰家。
一、二十二艘破損船。
一、五軒流家。　以上。

十月二日　　御名

同十月四日未の刻、地震して人々恐怖しける。此節の事、古老の物語いろ〳〵あれ共、たしかなる所記なければ、委細しれず。關東へ御屆書之趣。

十月四日未刻、餘程地震、然共城內・城外共に破損無御座候、町在之義、未慥と相知不申候。以上。

十月五日　　御名

私に曰、道行く者もあゆみ得ず、殊に西大寺町の道一尺ばかり破裂し、泥など沸出るといふ。

寶永五年戊子大風・洪水

六月二十二日風雨洪水破損所あり。常水に一丈五尺八寸增。

一、圓務院南角土手崩れ、上の町上の橋際土手、榮町西側土手、同町東裏堀際崩れ、下町東裏堀際、伊勢宮堀際、崩る。

一、町潰家十二軒、石垣四ヶ所、死人一人、土手所々破損。

一、同堤退く百一ヶ所、長千二百八十五間。

一、同石垣損十七ヶ所、長三百三十八間。

一、同堤退く七百八十七ヶ所、長一萬九千二百五十七間。

一、同波戸損十八ヶ所、長四十七間。

一、鹽濱堤退く四ヶ所、長四百七十五間。

一、砂留切損し埋六十二ヶ所。

一、大川石堰損六百七十三ヶ所、長五千五百九十六間。

一、田畠岸崩れ十二ヶ所、長五百八十八間。

一、同六千九百四十町四反二十歩水入。

一、潮樋水樋關戸分木櫓流共三十三。

一、橋損大小百九十八ヶ所。

一、大川堤切口四十三ヶ所、長延て千四百六十六間。

一、同破戸損し四十三ヶ所、長百七十一間。

一、小川堤切口千三十一ヶ所、長一萬八千七百三間。

一、同石垣損十二ヶ所、長百八十四間。

一、潮堤切口四ヶ所、長十九間。

一、用水悪水溝堤切口埋損、共、九百二ヶ所、長八千二百九十八間。

一、池堤切口退く荒手損し共二百四十四ヶ所、長二千三百八十四間。

一、往還道筋損四百四十六ヶ所、長八千五百七十間。

一、山崩百二十一ヶ所。一、田畠二百七十町三反六畝二十三歩砂入荒。

一、潰家九十七軒。一、流家二軒。

一、倒木十三本。一、藪流二十ヶ所、長千二百三間。

一、死人男女二人、内一人國者、一人行衛不知者。

正德二年壬辰大風・洪水

六月二日備前・備中の御領地、大風・洪水破損之覺。

一、大川堤石垣退損し十一ヶ所、長延て百二十五間。

一、大川小川井せき損六ヶ所、長延て五十二間。

一、潮堤切口一ヶ所、長二十八間。

一、大川波戸五ヶ所、長のべて十七間。

一、用水悪水小川堤切損三百七十三ヶ所、長のべて六千七百一間。

一、潮堤退く十ヶ所、長のべて百四十四間。

一、池堤切口退損し八十四ヶ所、長のべて四百五十七間。　一、往還道損所々長のべて六百九十三間。
一、畑岸崩損百三十ヶ所、長のべて千四百七十間。　一、田畑十四町二反七畝砂入。
一、田畑六百七十九町四反六畝水入。　一、橋落損十五せん。　一、潰家十三軒。
一、倒木二本。　一、山崩二ヶ所。　一、死女一人、山崩たるに付打れ死す。　一、西川京橋にて、常水に一丈六尺高し。
一、東川上道郡吉井村にて、常水に一丈四尺高し。　一、備中中島川村前にて、常水に一丈一尺二寸高し。

同七月二日又風雨・洪水 破損所

一、岡山城内外塀土居少々落申所御座候得共、書載申程之義は無御座候。　一、潰家四軒、何も町家にて尤借家。
一、大川小川堤切口七百三十五ヶ所、長延一萬四千四百六十七間。　一、大川小川堤退き四百一ヶ所、長延一萬九百八十七間。
一、大川小川石垣荒手共損し七十二ヶ所、長延七千八十六間。　一、波戸六十七ヶ所、損し長延三百五十四間。
一、潮堤切口四十七ヶ所、長延二百八十七間。　一、潮堤退き五十三ヶ所、長延千三十七間。
一、用水悪水砂留堤切口損共百八十二ヶ所、長延四千八百三十四軒。一、池堤小川堰損九百五十一ヶ所、長延六千三百間。
一、往還道損し八十一ヶ所、長延二千九百九十間。　一、田畑岸崩損三十二ヶ所、長延七百六間。
一、藪流損二ヶ所、長延五十間。　一、橋落損百三十七せん。　一、田畑百六十町四反七畝砂入。
一、田畑五町四反五畝二十二歩潮入。　一、田畑二千五百四十五町一反二十八歩水入。
一、風折木千三百四十六本。　一、四ツ堂一軒潰。　一、鹽竈屋四十四軒潰。　一、潰家二千百二十一軒。
一、潰寺八軒。　一、潰宮四軒。　一、神職家潰十二軒。　一、破損船十二艘、内、六艘國船、六艘他國村。
一、西川京橋にて常水に一丈二尺高御座候。　一、東川上道郡吉井村前にて常水に一丈一尺高御座候。
一、備中中島川村前にて、常水に一丈二尺高御座候。

八月朔日　御名

右、安東平左衛門を以て、執政大久保加賀守へ御届あり。

享保元年丙申六月八日備前・備中大風雨・洪水（あれば破損所を關東へ書出されし。其趣、）

一、一萬四千六百十四間、大川小川堤切。
一、五千十五間、川筋石垣破損。
一、千三百六十三間、川筋堤破損。
一、四百九十五間、潮堤破損。
一、三萬三千七百八十二間、用水悪水谷川筋砂埋り。
一、千八百三十間、池堤荒手切れ。
一、五十八ヶ所、池堤切。
一、八千七百九十八間、往還道損。
一、九萬七千百九十石餘、田畑荒水入潮入砂入。
一、六百三十八間。
一、八百二十一ヶ所、橋落損し。
一、二十五軒、流家。
一、五百四軒、潰家。
一、八十一人、死人。内、三十六人男、四十五人女。
一、一疋死馬、十一疋死牛。

城中、幷、士屋敷・町屋別條無御座候。

七月二日　御名

享保六年辛丑大風・洪水

閏七月十一日大風、在町共潰家二千餘軒、死人四人あり。同月十四日洪水にて諸所堤切る。御野郡・上道郡・邑久郡幷、備中水入流家二百八十餘軒、潰家九百餘軒、死人四十三人、馬六疋、牛二十六疋死し候て、岡山へも所々水越、中にも內山下へ水指込、往來船にてせしなり。（內山下に水入しは、下水の手門の脇破損せしによりてなりといふ。）

享保十四年己酉大風・洪水

八月十九日の夜より大風吹、翌二十日の朝に至りていよ〳〵つよく、國中潰家甚多く、大木等風折夥し。

同年五月十四日、又大風雨・洪水にて流家・潰家等甚だ多し。岡山にても川東塔の山・薬師堂の下堤切れ、水殊の外溢れ、在家はもとより蛇谷・仲間屋敷・門田屋敷・花畠等の諸士の屋敷へ水入、座の上まで至れり。（地ひくなる家は、床の上三尺つかる）餘水網濱村・門田村等も、大きにいたみしといふ。國中所々堤切れ、損亡夥しく、御藏入等減少しぬ。百姓ども困窮はしけれども、貢の減じぬるを心ならず思ひ、郡々より少しづゝ租稅の外に寸志奉り度よしを願ける。此旨保國

公聞し召て、御歌をよませ玉ふ。

此比國民の寄特なることを　ひ侍るに、昔人わが惠といふに、我こたへて、

愚なる我身をなどかしたふらん過にし君の残すめぐみぞ

此御歌を民ども傳へ承りて、いよ〳〵感じ奉りしといふ。

元文三年戊午洪水

四月朔日夜半比より俄に水出、御後園假橋夜中に流る。五月九日朝五ツ比より一時計の内大風雨水出、夜五ツ比より少々減水、同十二日晝比より水出、夜に入滿水、常水に一丈二寸出ける。此時、御後園手當の普請方武田文六郎は、御後園へ出けれども、役の者はおそなはりて、やう〳〵同所東門番長屋向の少し地形高き所迄往しが、前後水廻り、行べき方なく必死の難義なれば、清水源三郎、并、役の者二十人、聲を揚て助船を呼ける。此聲を御後園福岡傳三郎聞付、中水手向船番所之加子へ助舟出し候へと申遣しけれ共、兎角危き場所、加子少にては船出し候事成難きよし斷申ければ、此上は仕方なく、傳三郎は立戻り、奉行萬代團右衛門・加藤三之丞と相談して、同所川船に大役の者七人乘せ、竹門の方より廻り、行着次第に參候へと、きびしく申付るゆへ、七人の者共無據船を廻し、早速乘出せしが、竹門を過ては、殊の外水勢つよくさかまき、至て危かりしが、やう〳〵役の者の居たる所へこぎ着て、人數半分づゝ乘せて、兩度に東門内へ引取ければ、何れも必死を助り悦びあへり。此旨萬代團右衛門・加藤三之丞より書付を以て、判形へ達しければ、同十九日判形清水忠右衛門より加藤三之丞を評定所へ呼出し、此度洪水の節、御後園役人共相働候よし、依之、左之通賜る。

一、金子二百疋、福岡傳三郎。　一、鳥目二貫百文、船乘候者七人へ。

右御褒美として下さるゝ由、伊木豐後殿被仰渡由、忠右衛門より三之丞へ申渡し、夫々遣しける。

又、地方よりも、船乘候者七人へ樽代として、銀札六十目、其外定夫六人、大役部頭・元メ二人、手代一人へも銀札

四十三匁、武田文六郎を使として、洪水の節、何も骨折たるとて持参し、手代忠兵衛に相渡す。

同六月朔日晝頃より、水出夜に入水増、夜中に少々減水せしが、翌二日晝比より、再び水増、御後園西御門踏はなしへ一ぱいに水來る。去月十二日之洪水に一尺程高し。

按ずるに、町手洪水留に一丈二尺常水より高しとあり、こゝに西門の踏はなし一はいとあり。此時は西門の所ひきくて、踏はなし一はい也。享和元年酉八月十九日水は、常水に一丈八尺高し、土手を上げて高くせし也。但し、延享二年に當り、御後園御門所々地形を上げられしによつてなり。

延享二年乙丑六月四日四ツ比より大雨、夜大水出る、一丈五尺。此時暮比、御後園假橋引、出石町役人歸りし節、船一艘くつがへり、二人溺死せり。一人は死骸なし、一人はあり。

安永七年戊戌地震・大雷・洪水

正月十八日卯の刻、地大に震し、同二十日未の刻震し、其後度々震せし。同二十三日酉の刻・戌の刻・亥の上刻、一夜に三度、同二十八日酉の刻、二月朔日卯の刻、同五日午の刻、同夜丑の刻、同六日辰の刻・未の刻、同夜子の刻、震せし由。毎日兩度づゝ小き震あり、同八日申の刻震し、同十六日酉の刻震せり、四月三日に至り辰の刻に震す、その後震せず。

五月二十七日いかつちなり、同六月二日夜大雷、同二十二日も大雷。翌二十三日洪水、同二十八日の夜、迅雷風雨して人々膽心も身にそわず覺ける折から、米山町大隣寺といふ精舍にいかつち落ちて、其儘火を發し、本堂たちまち灰燼となる。此比別して雷も雨も甚しく、町内の水、階下をひたせり。防火の者まで難義せり。翌朔日に至り止む。七月二日の朝、又雷あつて、やう／＼其晩七ツ過よりやみ、又夜の戌の刻より大雷・大雨にて車軸を流し、洪水。あくる三日の朝は、京橋川常水に一丈一尺増す。同七日大雷、上道郡八幡宮の華表に落たりしかば、華表半より折損せり、此外同月十日・二十二日・二十五日大雷せり。

寛政四年壬子備前・備中大風

七月二十六日朝より雨交りにて風吹しか、四ツ比に至りて大風烈しく吹けるか、岡山城内を初、所々破損、士屋敷潰家多く、又大木吹倒し夥しく、國中在々潰家多く、稻毛にも大きに當りける。何も難義いふばかりなし。同日七ツ前より風靜りける。翌八月六日御觸あり、左の如し。

此度の大風に、御家中潰家・大破、若怪俄人馬等無之哉、組支配、幷、預足輕等迄相改、右之品有之面々計、書出、來る十日迄に池田左門方へ被差出候樣にとの事に候。

右之通一統へ觸られけるが、追々右之品有之者よりは書出しける。同月十三日御觸左の如し。

此度之大風にて、御破損所多、在方潰家等夥敷、其上稻毛御損亡之義不輕樣相聞、御難澁之趣、下地御作廻向、此度大變にて、甚以御難澁之御年柄に付、當暮御免相之義、如何程に被仰出候義、唯今にては御目計も難立趣に候、勿論御家中一統破損所多難義之義に候得共、銘々被縮、別て遂儉約、取續相務候樣有之度候事。

右之趣一統爲心得無徒相移置候樣、御用老被仰候事。

十月二日御觸左の如し。

此度御領分大風にて少將樣御趣意、別紙之通、若殿樣へ被仰入候御趣意之趣、御家中一統承置候樣にとの御事に候、仲間へ傳達、組支配へも、夫々可申傳候。

右御用老被仰渡小仕置出座。

九月二日於江戸、御趣意左之通。

此度備前御領分大風樣子被遊御聞候、天災とは乍申、不輕義に思召候。下地御不作廻之上、猶又ケ樣に變事、御國一等難義可仕候、公儀へ御届も有之義に候得ば、御當地徒御取縮被遊候義、肝要之義に思召候、幷、御家中氣請第一之義に候間、今日より徒御改被成は、たとへば日々少將樣へ被進候御酒之肴等之義、細少之義に候得共、是等より御止被遊可然候、或は御慰みもの被召呼候樣之義は勿論之事、御内所向御人數御減少被遊可然候、可被仰上候、左候はゞ、御減可被成候御取縮之所、御用人共

申義候樣可被遊候。殿樣・御前樣御身分之義に候得ば、雖被仰上と申樣成義は不可然候、左候はゞ、御表へ御かゝわり不被遊、御內所向計は徒御改可被成候、依ては無遠慮御差圖被進候樣にと思召候。御國方大風にて、御家中始、下々迄致難澁可居申候へば、上々樣たりとも、御取縮被遊候義不相成義は無之候間、今日より御改被成候樣にと思召候、徒御取縮被成、餘之儀にて不可勝事は、定て御用人共より存念も可申上義、御上には前後不被遊、御覽、御愼第一之義に思召候。

ロ達之覺

此度於江戶御儉約嚴敷御取縮、御年限五ケ年と被仰出候。仍て御上御供御減少被遊、就右御家中連人等、可成丈致減少候樣にと被仰出候。准右地向・作廻向等も、連人格外に減少候樣にとの御事に候。

十月

今年は大風にて御破損所・御損亡等も有之、大坂表大火に付ては、御借銀方之義迄、彼是別ての御難澁之御作廻に候得共、又大風に付ては、一統に破損所多く、別て可致迷惑と被思召候に付、格別之御儉約も被爲遂、御免相は去年之通二ツ成被下候、一統格別に遂儉約取締相勤候樣思召候旨、被仰出候。

一、御切米取十人御扶持以上、准右候事。　一、御役料半減被下候事。

一、組切催合は、是迄之通被仰出候事。　一、組返上物御宥免被下候事。

子十月

享和元年辛酉大風・洪水

八月十九日終日雨降、風も甚しかりしが、同日七ツ比より少々水出、同夜六ツ比より俄に水增し、御後園假橋などもやう〳〵五ツ比にはづしける。それより追々水增し、翌曉七ツ半頃滿水、此時常水に一丈八尺高くなり、翌二十日晝前迄持あい、夫より少々づゝ減水せり。御國中破損夥し。岡山にても川筋兩方の土手に土俵を以てせき留し所方々なりしが、綿頭町麥藏の前土手より水溢れ、西へ流れける故、家中屋敷座(土)の上まで水通り、中にも海野享庵が所などは、座上尺ほど至れりといふ。御後園も水入らんとせしかども、土俵にて留む。東門は別て卑く、土俵四

俵重ねにて水ひた〳〵。竹門を初め惣圍の竹垣、凡九歩計流失せり。

郡奉行より書出し、左之通。酉八月十九日大風雨洪水に付、諸御郡品々破損寄せ。

一、田畑石砂入掘れ、流手押共、六千七百四十七町三反餘、高凡十二萬八千百九十九石餘。
一、汐堤・大川堤・用水堤共、切口長延三萬四千七百十九間。但、本切・半切とも。内、三千三百六十六間、大川堤。
一、井關・砂留波戸・卷石の立崩れ共、九百五十七ヶ所。
一、田畑岸崩・山崩共、四千六百二十一ヶ所。
一、石橋・土橋・板橋落損、五百二十一ヶ所。
一、御林松木、並、木根倒・中折共、五百五十一本。
一、御給所藪退り落、長延百十間。
一、御本陣、二ヶ所所々損。
一、渡守小屋流失損共、三ヶ所。
一、潰家長屋㮶屋之類半潰共、八百五十一軒。内、三十三軒本家潰、二百十一軒同半潰、六百七軒長屋㮶屋共半潰共。
一、水入家長屋共、三千八百七軒。
一、流死・怪我、死人共、四人男。
一、石樋水門蓋板折損、三ヶ所。
一、用水川・惡水川埋、長延一萬千四百二十一間。
一、往來・野道損、五萬五千八百十五間。
一、用惡水樋分・木懸樋・水門朋木流失共、百五十五ヶ所。
一、御藪倒竹、千百六本。
一、宮林・寺林倒木、百六十四本。
一、百姓自林倒木、五百四十三本。
一、宮半潰、一ヶ所。
一、御用家、一ヶ所所々損。
一、育麥藏損、五ヶ所。
一、流失家、四軒。内、二軒本家・二軒長屋。
一、御用段平船一艘流失。
一、小鰷船幷高瀨船共二艘流失。
一、怪我・死牛一疋。
一、大手水門關板百四十枚流失。
一、大手子車知木七本笠木共流失。
一、株榾綱鎰鍛、十六筋流失。

以上。

酉八月　　御用番行田治兵衞

かくて此旨を關東へも御屆あり、左の如し。

私領分備前國・備中國之内、當八月十九日大風雨洪水に付、田畑水押砂入、幷、破損等左之通。

一、田畑水押砂入共、凡畝數六千七百四十七町三反餘。(此土地、高凡十二萬八千百九十九石餘。)
一、潮堤・大川堤・用水堤共、切口半切共、長延三萬四千七百十九間。
一、用水川・惡水川埋、長延一萬千四百二十一間。
一、井關・砂留・波戸・卷石崩共、九百五十七ヶ所。
一、田畑岸崩・山崩共、四千六百二十一ヶ所。

一、往來・野道損、五萬五千八百十五間。　一、石橋・土橋・板橋落損、五百二十一ヶ所。
一、用惡水水樋分、木懸樋・水門朋木流失共、百五十九ヶ所。　一、育麥藏損、五ヶ所。　一、藪垣損流失、八百二十一間。
一、宮半潰、一ヶ所。　一、流失家四軒。內、二軒本家・二軒長屋。
一、潰家、長屋・稜屋之類、半潰共、八百五十一軒。內、三十三軒本家潰、二百十一軒同半潰、六百二軒長屋・稜屋半潰共。
一、水入家・長屋共、三千八百七軒。　一、流失船、三艘。　一、流死・怪我死、男四人。
一、斃牛、一疋。　一、倒木・中折共、千二百五十八本。
右之通に御座候、尤城內別條無御座候。此如御屆申上候。以上。

月日　御名

是より以下は菅源公御家督以後洪水の節町役出し時の水の高を記す（但丈餘）

一、延寶元年癸丑五月十四日、一丈六尺五寸。京橋流る。
私に曰、上に記す如く、關東へ御屆には、常水に三間半增とあり、いかゞ。京橋流るとあれ共、これもこの五月にはあらず、今年七月十八日の洪水に、京橋・中橋・小橋とも流ると見へたり。何れか是非を知らず。
一、貞享三年丙寅七月二十五日、一丈一尺五寸。　一、元祿二年己巳、一丈一尺五寸。
一、同三年庚子、一丈一尺。　一、同四年辛未、一丈五尺。　一、元祿七年甲戌壬五月十日、一丈一尺八寸。
一、同八年乙亥七月二十二日、一丈二尺七寸。　一、同十年丁丑五月十日、一丈一尺七寸。
同年五月十四日、一丈三尺八寸。　一、同十一年戊寅五月十八日、一丈一尺七寸。
同月二十日、一丈三寸。　一、同十二年己卯六月十五日、一丈八寸。　一、同十四年辛巳八月十八日、一丈三尺三寸。
一、同十五年壬子六月朔日、一丈一尺三寸。　一、同月二十九日、一丈一尺。
同七月二十九日（御屆あり）、一丈五尺二寸。　同八月晦日（同斷）、一丈七尺四寸（町方船出る）。
一、寶永元年甲申七月十八日、一丈。　一、同二年乙酉五月二十七日、一丈四尺七寸。
一、同四年丁亥八月十九日（御屆あり）、一丈三尺三寸。　同九月十三日、一丈五尺一寸。

一、同五年戊子六月二十二日(御届あり)、一丈五尺八寸。
一、正徳二年壬辰五月二十七日、一丈五寸。
同七月三日(御届あり)、一丈二尺。
一、同四年甲子八月九日、一丈二尺二寸。
一、享保元年丙申六月九日(御届あり)、一丈二尺七寸。
一、同五年庚子五月二十八日、一丈一尺五寸。
一、同六年辛丑壬七日十五日(御届あり)、一丈六尺五寸。
一、同七年壬寅六月二十四日、一丈一尺五寸。
同七月十九日、一丈五寸。
一、同十年乙巳九月四日、一丈二寸。
一、同十三年戊申六月三日、一丈一尺。
一、同十四年己酉七月十五日、一丈。
同九月十四日、一丈五尺五寸。
一、同十六年辛亥八月五日、一丈六寸。
一、同十七年壬子閏五月七日、一丈三寸。
一、元文元年丙辰五月二十七日、一丈四尺五寸。
一、同三年戊午五月十二日、一丈八寸。
同六月二日、一丈二尺。
一、寛保三年癸亥五月九日、一丈三尺。
一、延享二年乙丑六月四日、一丈五尺。
同八月十八日、一丈一尺五寸。
同月二十日、一丈二尺二寸。
一、寛延四年(寶暦之改元)未辛閏六月二十日、一丈一尺五寸。
一、寶暦二年壬申八月十一日、一丈三尺五寸。
一、同八年戊寅八月二十一日、一丈六寸。
一、同十年庚辰五月二十一日、一丈八寸。
同月二十八日、一丈。
一、同十二年壬午七月十六日、一丈五尺餘。
同年八月九日、一丈。
一、明和五年戊子五月二十七日、一丈一尺餘。
一、安永元年壬辰八月二十一日、一丈三尺五寸。
一、同七年戊戌七月三日、一丈餘。
一、天明元年辛丑、一丈三尺。
一、同六年丙午八月二十九日、一丈餘。
同九月七日、一丈二尺三寸。
一、同七年丁未四月二十六日、一丈一尺餘。
一、寛政元年己酉、(此一項缺)。
一、同三年辛亥五月十八日、一丈三尺。
一、同四年壬子七月二十六日、一丈三尺。
同年九月九日、一丈二尺五寸。
一、同六年甲寅七月二十二日、一丈。
一、同七年乙卯八月二十八日、一丈三尺。
同月二十九日、一丈六尺五寸。
一、同九年丁巳五月二十六日、一丈。
一、同十一年己未、一丈二尺。
一、享和元年辛酉八月十九日、一丈八尺。

吉備温故秘録巻之九十二(天災)終

吉備温故秘録

（火災）

吉備温故秘錄　巻之九十三（原本無巻數）

大澤惟貞輯錄

火災

寛永五年戊辰（月日缺く。）因州鹿野火災あり。

御家代々の御記錄等不殘燒失せり。是は烈公いまだ御若年なれば、政事萬端日置豐前執り行ふ故に、鹿野の豐前が家に御記錄等を藏せり。されば此度の火災に悉く失ひしといふ。

今御家の御法令等は、烈公備前へ御移封後に、年々に定め玉ひしなり。

寛永十年癸酉江戸の邸御類燒。

されども、何れの邸といふ事未詳。又一説に、九年壬申御類燒ともいふ。今に至りて正しく記したるものなければ是非分明ならず、されども御類燒有しは必せりと見ゆ。

私に曰、寛永十年正月二日、江戸へ御供にて罷下り、江戸大火事に付、御家燒失之節御普請方御用被仰付相勤と、東條四郎左衛門が書上に見ゆ。

寛永十一年甲戌城中火災。

正月十一日岡山城本段失火ありて不殘燒失し、折節風烈しく、天主の上段に火移りたり。中村左兵衛（船奉行、初隼人と云ひ、中頃左兵衛、後主馬と改。）同左太郎父子預りの船手の者共を初として、人數を率て來りしに、はや上段の窓より煙夥しく出たりされ共上の段は鎖〆にして登るべき様なかりし處へ、上山權兵衛といふ手廻歩行（本俵二十五代と四人扶持。）といふ者走り來り命を捨る事御奉公に候得ば、某あがるべしとて、兼て强力の者なれば、件の鎖を何の苦もなく捻切て、一番にあがる、又一人（姓名不詳。）續て登る、これによつて中村父子、幷、手の者共ものぼりて防ぎけるが、窓より火先甚強く吹入、

寺見が書上に、御本丸火事之節御天守へ火移り申候に付、中村主馬下知仕、加子共大勢召れ罷と、重々人を指置、火淩申候處雖消に付、御天井杯引破り消留申候とあり。

其上水乏しく、消留かたく見へしかば、土倉市正是を制して、人に過あつては詮なし、早々下り候得といふ、生駒左近番頭にて御側御用勤。同玄蕃も上り來りて、同様に制しければ、皆々二重目迄下りけれども、いかにも殘念に思ひ、又上山を初として、船手の者共皆々再び登りて防ぎける。左近は是を見て、さらば我等は水をつゞけ候はんとて、馳廻りて人を集め、大勢水を運び上げしに、終に消留、天守は恙なかりき。左兵衛組下には、寺見三右衛門・梶原五郎右衛門等よく働きし也。船奉行此所へ出しは、其節は天守の下の段を兵粮藏として、每年諸替あり、右之節船に積て出し納しをしける故に、船手此を請込也、夫故火消も司りしなり。これより以來、船手の者、火事の節は、御對面所の臨まで出で、御近火の用に備へられ、今寛政に至れり。

これよりさき、今年正月元日本段表玄關の屋根に、何所より來るともしらず、白羽の矢一筋立居けり、人々あやしき事に思ふとあり。又、白羽の矢來ける武家においては目出度吉兆なり、吉事こそ有ゝけれと祝するもありしに、其内に一人眉をひそめ默し居けるに、ひそかに側の人々に語りていふ樣は、白羽の矢を將軍の前表とするも、敵方へ飛行をこそ神の助として悦ぶなれ、我方へ向ふを何によつてか吉事の前表とやせん、返ていまはしく思ふ也といふ。聞人さらば凶事にやあらん、何事の前表にや候と問ふ、答に、否、さまでの事にも候まじ、なぞにして解て見れば、しろやくるとや申候べし、火災などの前兆にや候はんと云ひしが、果して十一日に此事ありし。かくいひし人の姓名も不審、又、實否もしれざれども、古き人の書しものにあれば、爰に記す。

烈公御歸城ありて、此よし聞し召、人々を賞し玉ふ。さて、本段の屋形なければ、御對面所に移り住玉ふ。朔望其外諸士出仕の日は、御城に出玉ひて禮をうけ玉ふよし。其後、御對面所の屋形も、本段の半を移されしといふ。

私に曰、山上權兵衛は、元和三年御手廻歩行に被召出、二十五俵四人扶持賜り、寛永十一年中小性に御取立、本俵十五代御加増あり、若此度の防火を賞せられしにや。夫より段々加增ありて勤めしが、慶安二年十一月二十日新知百五十石賜り、承應二年取次役を命ぜられ、明暦元年、於江戸五十八歳にて病死せり。今成瀬九右衛門が先祖なり。

正保四年丁亥岡山大火。

正月二十日岡山町家大火にて、町數五町何町といふこと不詳。燒失せり、家數百七軒なり。此段町奉行別所治左衛門・薄田惣右衛門より繪圖

に認め指出しければ、翌二月朔日燒失之者共不便之仕合也とて、米百俵を一統へ被下、若かつゑ申者もこれあるべく候まゝ、早々割符仕候て遣し候樣にと、町奉行へ仰せ渡され、町奉行より早々割符にて、夫々相渡しけり。

明曆三年江戸御邸第燒失。

明曆三年正月十八日、江戸大火ありて御邸第燒失す。此旨岡山に聞えければ、同二月二十二日岡山府下大小の商家、郡中の諸氏より、金銀・材木等を奉るべき由を願ひける。其品數、

一、岡山町々より釘代銀子三百枚、人夫一萬人、別に山口屋道也銀子百枚、丸尾屋常悅銀子三十枚、鳥羽屋源大夫銀子三十枚。

一、上道郡より人夫百四五十人、釘二駄、江戸廻し床屋十一人分、疊二千、金岡村平左衛門自分船にて江戸廻し。

一、邑久郡より銀子五百枚、郡小百姓迄同五十枚、牛窻村助三郎樽二斗五升入二十、同村次郎大夫六百石積み船一艘無運賃江戸廻し、同村船子共鹽百俵、鹿忍村長左衛門同百代、乙子村庄左衛門五寸角柱木百本、但栂、尻海村惣大夫同五十本づゝ、同村與兵衛・仁兵衛・孫左衛門・三郎兵衛同三十本づゝ、同村惣三郎・庄衛門銀二枚づゝ、惣三村六右衛門・大富村久左衛門同五枚、福岡村三郎大夫、同一枚づゝ、百田村九郎兵衛・村越村孫兵衛・同村安大夫・仁左衛門・濱村次右衛門。

一、和氣郡より四百石積に船片上村中江戸廻し幾度も無運賃、わら莚三千三百枚、香登村庄屋三人・新庄村一人・は(マヽ)塔寺村一人日笠村一人材木七千本、木挽・杣共岡山廻し無運賃。　一、岩生郡より瓦四百枚・疊百枚。　一、赤坂郡より疊三百枚。

一、津高郡より莚千枚、加藤次郎左衛門代官所三十五村庄屋桶三千本餘、齋木四郎左衛門代官所三十八村庄屋松木運び岡山廻し、(此松木は御林にて切られしを、運賃なしにて小百性共岡山へ達す)。小百姓共繩八百六十束、木全兵左衛門代官所四十三村庄屋。　一、兒島郡より當年池普請人夫一萬を惣百姓受込仕立度也。　一、備中より疊表三百枚。

右之如く、家老披露ありしに、此度の作事は調ける故、一物も請るに不及、已後人夫等之御用あらんには、かさねて命ぜらるべし。只常に耕作怠らず、年貢に油斷せぬこそ何よりもよし、此度の志は淺からぬよし仰ありければ、此旨郡中に承り、彌其御厚恩を感じ奉る。同日に家老をはじめ番頭・物頭・諸士殘なく、今年より五年の間、食祿の內少しづゝ次庫に返し納め、邸第土木の工費に獻り、其萬一を補はん事を、池田伊賀・日置若狹兩人を以て願ひける。此旨聞しめし、志の厚き誠に感ずるに堪

たり、去ながら、諸士財用常にゆたかならず、殊に近年の洪水に困しむべし、只儉素を守り、人馬減少なく勤べし、少々の事にても、下にてはさしつかへ、上に納めてはさしたる事ならず、普請を第にすれば、其費また減ず、其上にても、猶足らざる事あらば、其時に納むべしと仰て、是も請させられず。伊賀・若狹かさねて誠に寸志なれども、百姓・町人よりねがひ奉るをうけ玉わぬを承りて、諸士又ねがひ候に、是をも納め給はずば、何とやらん心にもあらぬに、人に傚ひて仕たる様にて、他評も如何、心にはづかしき所候よしを申ける。烈公、それは大きなる呑込ちがひ成べし、諸士の心をいかで嘲る者やある、其上かさねて入用の事あらば申べしとあれば、町人・百姓とは事理違ひたる所有、此所をとくと考辨あらば、滿足なりとの仰にて、更に容させ給はず、日置若狹は、就中多く奉らんことをねがひけれ共、同じさまに仰ありて、一向に御許しなく、扨、江戸御普請惣奉行として、四月六日日置若狹江戸に赴く。岡山は伊賀一人國政を聞けり。或日伊賀を召され、若狹江戸に參りければ、一人事を執り、苦勞いふ計なし、殊更多年怠懈なくつとめし條賞せられ、岡山城下にて放鷹の地を賜ひぬ。公には、それの日〱放鷹し玉へば、其餘は伊賀勝手次第に逍遙すべしと仰ありしが、再三辭し申けるになをゆるし給はで、仰にぞしたがひける。同九月八日岡山を御出船（春二月五日奉書岡山へ到來、大火によりて參府延引あるべきよし也、依て今日に成る）、其夜風波あしく、牛窓に御泊り、九日爰を御出船、大坂に至り給ひ、夫より陸地を經て、同二十五日江戸に着き玉ひ、そのまゝ執政にまいり玉ひぬ。同二十六日阿部豐後守を御使として上意あり、同二十八日御登城、將軍家に謁し玉ふ（御普請いまだ落成せず、別邸に御着ありしや、又此節ははや可なりにたてまししたまふや）。同十月三日曹源公御登城、初て御暇の仰ありて、御馬・御時服等を御拜領、同十日曹源公江戸を御發駕、大坂より御船にて、同二十五日岡山へ御着、同月二十九日御普請成就しける御祝として、若狹をはじめ、下は大工にいたるまで、此度の普請にかゝりし者に、御料理を給ひ、物を給ふ事各品あり、此月二十一日江戸邸第の諸法令定められて、其日揭げられぬ。其條目は別に記す。

万治元年戊戌出火。

萬治元年戊戌正月十日八ツ時過、本郷より出火し、八町堀・鐵砲洲・新橋まで燒失す。かゝる所に松平阿波守殿の中屋敷、堀美作守殿の屋敷より出火して、向御屋敷に火さき近付きぬれば、福照院殿、榊原刑部大輔殿の御方に避火あり。

同十四日今度火事にて燒失する町人、御出入之者に殘らず米を賜る。三十年・二十年・十年と、其年數の多少に應じて、米の數も多少あり。同日、日置若狹・瀧川縫殿・安藤杢・森川九兵衞・南部次郎右衞門・能勢宇右衞門・市川太郎兵衞・土倉登之介・横井彌兵衞・山内權左衞門・中村四郎左衞門・森半左衞門・津田重次郎をめされ、何も呼あつめしは、此頃の火事に付、樣子を見しに、殊外に狼狽す、常になき事故とは云ながら、常に心掛べし、彌兵衞・太兵衞與方に居れば、一入の事也、たとへば、乘物舁なども、誰々はいづれの乘物を舁き、誰は何の役といふ事を兼て定置しに、鍋之介乘もの舁大きに狼狽せしと聞、何れも談じ、火消道具等不足もあらば、貯置て其用に當つべし、又受込之者、早々面々の手へ集る樣に、常に懈怠なくする事也。第一御城に對し麁忽の至、其上面々のため、下々までのため也、今時の急速、武篇同樣に心懸け然るべし。又此間の火事に小刀失せし事を聞しに、第一不覺なるは、山川重左衞門也、其後は久しき事など自然わするゝ事もあらん、坊主宗伯に小刀渡せしは、火事より少し前の事のよし、さればわするゝといふ事やある。其上宗伯より渡すべしと申けるを、しかと覺へずなど、今更申よし、不念なれば叱り置ぬ。坊主を追込しは、此度の小刀を脫しけるを咎るにはあらず、去年の冬小刀を磨に遣しけるを、それに今迄己が小屋に置磨せざること、誠に沙汰のかぎり也、こゝを以追込たり。すべて此事に限らず、面々の役精を入れず、身がまへする習と成て、諸役人の内、左もなき者もあり、又己が役をも人にぬり付るもあり、かくあらん心底ならば、其役にあらぬ事は、主の爲あしき事にも、身構のみしてかまわぬ事のみならん、それはよき士とはいはれず、是頭・奉行計にあらず、家老より草履取に至る迄同事也。かく卑怯なる心は、何にてはあらず、習のあしきにて、漸々に左樣に成るものぞ、たまたま身構せぬ者をば、必傍輩共あしさまに言立るものなり、それをも顧みず奉公するこそ、眞の忠なれ、いづれも此旨よく心得、此度重郎左衞門叱りしは、全く小刀の失ふたるを咎むにあらず、何とやらん身構し、事を宗伯に負せんとおもはれぬ、おのれが役ならば、山川方より取集べきに、坊主斷りしを、猶其儘に置べしと、山川が申せし心根いかゞ也、たとへ脫失するものは、小刀よりもはるか重寶の品々もあれ、失する事はある事也、されば宗伯の咎かろし、只舊冬より磨に遣しけるを、今迄の延引を咎ける故、追込しとぞ仰ける。

此度、火事の時乘眞・貞乘の御小刀柄共に宗伯脫して紛失す、此御小刀磨に遣すべきを、おのが手前に置てある故に、火事の期に御道具片付之時、山川に彼の御小刀を渡さんと、宗伯申けれ共、入置べきものなし、其方におけといふ、此事の問答は、同座にて在ける坊主ども聞居たり、然るに紛失の後、山川はしかと覺へざるよしをいふ、いづれ失たるは坊主かたにて失たる事たしかなり、此御小刀を懷に入れ走り廻りしが脫しけるといふ。日置若狹内々せんさくせしかども、一向に見へざ

れば、烈公に申上ける故、
かくは御ありといふ。
山川も宗伯も、御勘氣かふむりて閉門し居けるが、二月九日閉門御免にて、元のごとく出仕しけり。

寛文元年正月江戸御本屋敷燒失。

寛文元年正月二十日江戸御本屋敷燒失す。此事岡山へ聞へければ、同二十七日瀧波左兵衛を江戸へ下さる。同二月四日福照院殿の御安否をうかゞひ玉ふため、又古田齋をも江戸へ下さる。
扨、諸士一統として、御書院或は御長屋、其外いづれにても、作事方一所造作し獻り度よしを、土肥飛彈を以て家老迄申出ければ、此旨言上す。烈公聞しめし、何れもの志滿足至極せり、去ながら、過し年の土木も輕麁にしければ、此度は猶輕く造べし故に諸士より補に及ばずとて、更に御ゆるしなし。家老共再びねがひに、先年も御ゆるしたければ、せめて此度は請させられん事を申ければ、又仰に、先年は米の價も貴かりしに、諸士の納所は減じぬ、かくては如何あらんと心元なくおもひ玉ふ、惣て上の事は下として思ひ、下の指支は上より救ひ、平に持合事ぞかし、されば諸士の志は、よろこびたまへど、上に宣ふごとく御普請輕麁を用ひ玉へば、御請あるまじとて御許しなし。其後も猶諸士よりせつにねがひける故、終に御ゆるしありて、御書院の土木を命ぜられし、是二月十五日の事也。伊木長門は金千兩獻じけるに請玉はず、池田出羽は御廣間を作り度と申けるに、是もゆるし玉はず、郡中より疊四千を獻じければ、半を減じて二千疊を請たまひ、岡山町中より獻じたる屋根の竹釘三百俵は請玉ふ。此月の晦日に江戸作事奉行に、池田美作・熊谷源太兵衛を命ぜらる。美作普請不功者ならば、池田伊賀幸江戸にあれば談合し、日置猪右衛門も、先年此役勤しかば、日置とも談合すべしと仰あり、同三日水野三郎兵衛を作事奉行に命ぜらる。三月十五日曹源公より江戸兩邸の長屋石垣を御手傳あり度よし仰せありしかば、早速其旨に御まかせありし。此度諸士御普請を達まゐらする内にも、江戸にありて災にあひし者共は、皆除かれ、其數に入らず。

寛文八年戊申江戸大火。

寛文八年戊申正月三十日江戸大火ありて、下谷の曹源公の邸燒失す。曹源公御夫婦様共、當時辰の口御本邸に御引移り、其後、麻布の邸へ移り玉ひて、此下谷の邸は御普請なく、同十年庚戌にいたり、大崎の邸と換玉ふ。

今年芝金杉埋浚の役を烈公蒙り玉ひ、侍前より諸役人出府し、二月二日御普請の鍬初あるべき筈の處、此度大火に付て、當時御延引あるべき旨、台命下りしが、同四日又火災ありし。これによつて、兩度の大火、諸人難義の事故、當年普請相止。

同年十二月二十一日岡山九軒町（所分明ならず。）失火あり。此時歩行之者黑田兵右衛門と池田主水家來と諍論せし事あり（紀事委し、合せ見るべし。）

元祿十一年（戊寅）江戸邸燒失。

元祿十一年戊寅九月六日、江戸邸燒失せり。此邸に居し諸士、思ひ／＼に町宅せしが、其内に又十二月十日大火にて町宅せし繩原丈庵・同玄古・富田正徹・勝原半之丞等、借り家も燒失し、兩度の災に罹りし故、それ／＼金銀を賜ふ。

元祿十六年東都御屋敷燒失。

元祿十六年、東都御屋敷燒失せしかば、長屋三ケ所・惣圍・御門・辻番等普請あり、大崎御茶屋・御座敷・土藏・長屋等不殘御繕ひ、鳴子の邸と同樣に修繕ありて、正月五日より土木はじまり、六月に至りて落成す。

此とし、池田内匠頭殿の作事をいたしまいらすべき旨命あり。

寶永五年（戊子）岡山大火。

十一月二十二日午中刻、大村定平家（大村が家は天瀨細堀西側の南角、今安東七郎大夫がやしきなり。）より出火し、同じ夜の寅の中刻に至りてしづまれり。今も此火を唱て、大村火事と云へり。燒失せし所、左にしるす。

「火元」大村定平・池田杢・齋藤新介・小嶋龜右衛門・荒尾長兵衛・近藤惣右衛門・岩田忠作・青地藤四郎・佐瀨助五郎・荻田源内・寺澤藤左衛門・松尾助八郎・舟戸彈之丞・岩田庄兵衛・喜多嶋忠右衛門・岩井源四郎・森半左衛門・森川助左衛門・山内權左衛門・小塚段兵衛・松浦覺之丞・榎宗節。

舟着町・西大寺町・橋本町・川崎町。

士屋敷二十二軒、并、商家四町殘らず燒失す、中にも山内權左衛門普代の老女八十餘なるが焚死に及ぶ。さて此火川向に飛んで、ますく大火と成る。川向燒失の所、左に記す。

會所、并、池田刑部下屋敷●敎德寺●源照寺●靈巖寺●池田主殿下屋敷●沖元右衛門●神谷平兵衛●中村彥八郞●廣澤喜之介●長谷川與惣●山田富右衛門●木戶彥次郞●喜多嶋平六郞●藤田十郞右衛門●丹羽平大夫下屋敷●村上孫八郞●馬場孫次郞●佐野兵右衛門●瀨崎増右衛門●三友寺●柴山友右衛門●久保田彥兵衛●片岡彌兵衛●梶川伽兵衛●岡本定右衛門●新谷孫七郞●伊庭源八郞●齋藤五郞兵衛●鈴村彥八郞●水野彥五郞●小幡孫九郞●石原權七郞●善悅（御坊主）●吉田半介●吉南藤介●芦屋與右衛門●湯原仁右衛門●富田市郞兵衛●曾我甚八郞●具足屋亦左衛門。雀部猪之介●春田十兵衛●松崎兵大夫●西村孫三郞●郷司七右衛門●瀨野和平次●早川松左衛門●武岡龜右衛門●藤村半七郞●瀨野彌一兵衛●中間屋敷二十四軒●今中喜右衛門●岸田小右衛門●萩野仲右衛門●萩野久七郞●中原孫六郞●吉川仁兵衛●寺田長左衛門●善齋（御坊主）●村木吉兵衛●白石傳之丞●沖藤大夫●長谷川安左衛門●長谷川來介●永田軍平●岸田儀左衛門●瀧川縫殿預屋敷●奧山覺之丞●石橋多宮●永井權介●瀨崎六兵衛●丸毛儀兵衛預り屋敷●大口勘十郞●丸毛元右衛門。

西中嶋町●東中嶋町●大黑町●下片上町●上片上町●小橋町●古京町。

家中屋敷九十三軒、町七町、寺四軒。

川西燒失共、合總數。

五十一軒、士屋敷。　三軒、丹州君御家中。　一軒、内匠君御家中。　二軒、士鐵砲。　十三軒、忍之者。　二軒、徒目付。　十一軒徒坊主極方下奉行等。　二軒、扶持織人。　四軒、下屋敷藏屋敷共。　二軒、預屋敷。　二十四軒、中間屋敷。　四軒、寺。　町、十一町。（此内、家數三百七十二軒、借屋數、五百七十四軒。）

東西、凡十一町十五間、横平し凡三町半。

右之外に門田村德吉へ飛火して、百姓家九軒、并、愛宕本社燒失せり。

同十二月三日家老中采地の白林を伐出し諸士、并下々まで普請のためあたゆべしとの仰ありて、（此時曹源公江戸におはしける故、先月二十二日の火事、今日御指圖ある事餘り速なり。按ずるに、家老どものはからひとして、かくせしならんか、未詳。）家老中の役人より、藤岡勘左衛門●小堀彥左衛門兩人まで書付

を渡し、追々伐出し、岡山へ廻しける。尤格別の大變なれば、かく命ぜられぬ。更に恒例とすべきにあらざる旨を仰ありしといふ。同五日江戸にて御屆あり。其趣は、

一、燒失家數、五百三軒。

内、六十一軒、士屋敷。二十八軒、歩行者屋敷。二十八軒、足輕屋敷。五軒、寺社。三百七十二軒、町屋。九軒、百姓家。

右之通十一月二十二日、城下士屋敷より出火燒失仕候、城内、并、人牛馬往還橋別條無御座候。以上。

十二月五日　御名

町屋の内借屋は書のせられず、是諸侯方御屆の樣子問合させ玉ふに、何方よりも除かれし故なり。然るに、洪水の如く京都諸司代・大坂御城代へも御屆あるべしと、執政よりの指圖に依て御屆有ける。火元大村定平は引籠り居けるが、あくる六年正月七日御ゆるしあり、同月二十三日燒失せし者に、米賜るべきよし、池田主殿より勘定頭安田孫七郎へ申渡しける。其定、

一、五百石より七百石迄、六十代づゝ。　一、三百石より四百石迄、五十代づゝ。　一、百五十石より二百石迄、三十代づゝ。　一、百石、二十代づゝ。　一、切米取中小性、十五代づゝ。　一、士鐵砲・忍之者・徒目付・近習徒、十二代づゝ。　一、徒奧坊主、十代づゝ。　一、御坊主・樋方下奉行、七代づゝ。　一、足輕中間、三代づゝ。　一、職人、此者共へは拜借米の當り程御用前銀御かし。

同二十四日町方へ賜る米穀。

一、米千四百三十二俵。（町數十三町、家數三百六十六軒、表間千四百三十二間。）

是先例に依て、瓦ぶきの家表口一間に付銀子四十三匁、草葺三十匁、町銀にて遣すべきやと町奉行上島彥次郎伺ひしに、此度は表口一間に、米一代づゝ、表方より賜るべき旨御指圖あり。此外、先年御用銀を出しける商家へは殘らず返し賜りしといふ

同二月五日、寺院、并に山伏等に米賜ふ、愛宕松壽院に銀を賜ふ。

正德五年乙未辰口向邸燒失。

十二月晦日の夜、本多中務太輔殿の邸より出火し、向屋敷は殘らず燒失せり。此邸は本多と隣なれば、防ぐ間もなく早々燒失せり。榮光院殿・池田豐次郎殿は今年四月九日岡山を發し玉ひ、五月十六日當邸に着玉ひ、爰に住み玉ひしが、此度御殿も燒失せしかば、本邸の御內證へ入らせ玉ふ。かくて此邸には御殿は建られず、長屋計りを建らる。

翌享保元年丙申正月より作事あり、かくて築地の邸に新に御殿を建られ、榮光院殿・豐次郎殿は、翌享保元年丙申十二月十六日御移ありし。

享保元年丙申九月。

大坂堂嶋の邸、燒失せり。

享保二年丁酉正月江戸の三邸燒失。

正月二十二日江戸牛込小日向より出火しける。其日空曇りて風甚しく、（江戸の俗、北風を此火事より以來、本郷風といふ。）火元段々廣がり、辰口之兩邸、幷築地の邸とも燒失せり。（本邸の內、西御殿のみ存せり。）保國公は、愛宕下の善太郎君（後丹波守君といふ。）の屋敷にのき玉ひしが、同月二十四日又內匠頭君の淺草鳥越の屋敷に移り住玉ふ。榮光院殿は、去年より築地の邸に居玉ひしが（去年築地に御殿新に出來、十二月十二日御移り。）大崎の邸に渡らせ玉ふ。池田豐次郎殿も、御一所に大崎に移らる。本邸に少々長屋を早々より建られ、燒殘りたる西御殿をしつらひ、四月朔日保國公には西御殿に歸らせ玉ひしが、同十五日上使を以、初て御歸國の御暇を賜ひ、五月六日江戸を御發駕也。（東海道・美濃路・播磨路をへて、同二十三日岡山へ御入城なり。）

享保三年戊戌築地邸類燒。

去年三邸とも皆災ありて、追々普請成就せしに、又今とし五月朔日五郎兵衛町より出火し、築地邸の新長屋一棟燒失す。

これより下もは予が見聞せし大概を記す

寛延元年戊辰七月曉　西川下の手廻り町、野々村八大夫失火せしが、同人は御用に付、在方へ出て留守也。悴卯之助今年十四歳なるが、一旦外方へ出けるが、折紙出さゞればこれを取出さんとせしか共、天井より火のこ落て入がたければ、たらいを頭にいたゞき、ゆう〳〵内へ入、折紙を取て外へ出んとせしか共、はや四方へ火廻り煙にまかれ伏しまろびて燒死しけり。かくて火もやう〳〵鎭り下火になりて死骸片付の時、折紙も定て燒失と思ひしに、卯之介が一念とゞきたるにや、からだの下にあり、人々不思議に思ひ披見るに、折目計り燒て、文字。御判共別條なかりし。生年わづか十四歳にてかくなりはてし事を、世上聞傳て、知るも知らざるも涙を流し、あはれにこのもの成長せば、一かどの御用にも立べきものとおしみあへり。

同二年己巳九月晦日　五ツ時前、古京町河原細合の町家出火。

類燒竈數。(原本數字を欠ぐ。)

御後園へ火事の手當に在使は出けれども、其外に誰火事番を請し人もなかりければ、今夕の火事は、御後園近邊に付、保國公の御意にて、土倉左膳町役引具し、判形佐分利甚五郎、足輕二十人引連て往き、其外大久保岡右衞門・竹腰伴内(徒頭・小堀彦左衞門(郡代)・原彦八郎(郡方與頭　等往きて同所東門番の長屋邊に並居けるが、四つ時比、下火になりければ、何れも引取し也。

寛延三年庚午(原本に記事を欠ぐ。)

寶暦元年辛未十二月二十八日　夜下田町裏の町川端中の路より北角今楠原市兵衞家。松井勘八郎より出火せしが、九十許の老祖母出火の節、誰介抱して退るものなく、耄にて歩行も叶はねは燒死せり。勘八郎は、其夜備中板倉の妓樓に往しが、翌朝歸りて此樣子見、一分立がたく立退家絕ゆ。

松井が家至て貧しく、祖母もやう〳〵紙子ふとんを炬燵にかけて居たりしが、此紙子に火移り、燒死せしといふ、今に至るまで、貧しくしておごるを、やけの勘八といふ、こゝに初るといふ。

寶暦二年壬申　寶暦三年癸酉　寶暦四年甲戌　寶暦五年乙亥

寶暦六年丙子五月四日　晝比より東中嶋町出火、折節風強く類燒甚だ多く、此時のぼり立居けるが、はねこ等に火移りて、遠方までも吹き行きければ、諸方さわがしかりし也。

類燒竈數。（原本數字を欠ぐ。）

寶暦七年丁丑正月三日　朝五ツ時過、伊勢宮二番町東側江見藤左衛門が家より出火、其折節風烈敷、段々火先廣がり、一番町・二番町・三番町・新屋敷・小幡町・廣瀨町・旗屋敷等類燒甚だ多く、漸同日暮に及びて下火になりける。是も東風にてありければ、御旅所土手を限り、家なき故に消留るといふにはあられ共、自然に消し也。類燒左の如し。（原本類燒の記事なし。）

同月二十三日　夜五ツ比より、四番町小人小屋出火、屋根許りもへ、近邊の者共、走集り防消せば、又脇よりもへ出で、兎角鎭まらず、追々遠方迄聞へ、終に早鐘撞き、火消の役人出で、翌曉七ツ前に漸鎭る。此火は小人の中に、野狐のつきたるありしが、これが所爲なりしといふ。

寶暦八年戊寅四月五日　今夜九ツ時、八番町出火、類燒なし。

同十二月十一日　夜八ツ時、上道郡德千寺村百姓久右衛門長屋出火、無程鎭り、類燒なし。

寶暦九年己卯十二月二十三日　晝四ツ半頃、四番町深井忠五郎病用のため、鶏の油あげをせしが、不圖油に火移りもへ出ければ、これをけさんとて水をそゝぎければ、火はます〱強く、かへつてもへ上り、屋上にもへ付、一時に燒失せり。さて類燒四軒あり。

寶暦十年庚辰三月二十三日　朝五ツ前、川向新屋敷岸田善藏より出火、類燒三軒なり。永田七兵衛。

正月二十七日　酉の中刻早鐘撞（火元不知、追て聞ゆるは半田山八そふ道なり。）戌の中刻鎭る。

同四月十九日　夜四ツ前、日置玄蕃下屋敷出火、小屋〱大かた殘らず燒け、夫より中書君の下屋敷不殘、

兵部君の下屋敷の内八軒類燒し、八ツ時下火になる。

同七月十九日　曉、江戸愛宕下中書君の邸の隣家藏掛氏より出火、中書君の邸類燒、新出來の表長屋計り殘る。中書君は兼て准后使の馳走の命を蒙られしが、この類燒によつて馳走の役は免ぜられ玉ふ。

十二月二十八日　今曉七ツ時過、南方兵部君の下屋敷出火。

寶曆十一年辛巳四月朔日　夜五ツ過時、上出石町出火早々鎭る。

同六月八日　曉八ツ時より川向中間屋敷永原治左衛門出火、仲間二軒類燒。

同十月朔日　夜八ツ時前より船頭町加子屋敷より出火しけるが、折節風強く、船頭數軒、中書君の四軒屋、山科町半分類燒せり。曉前下火になる。

同十月二十九日　晝前、長藏前片瀨町茶屋又三郎納屋一棟出火燒失せり。三番藏前なり。

同十一月七日　暮前、上伊福村出火、早鐘つく。

寶曆十二年壬午三月二日　晝九時比、下内田町出火類燒數軒あり。

同月二十一日　夜五ツ前比、東河原村久四郎と申者、火元出火、五軒燒る、早鐘つく。

六月四日　七時過、愛宕普請小屋出火、早速鎭る。　十月五日　今夕八ツ時前比、新町出火、八ツ半比鎭る。

寶曆十三年癸未二月五日　夜、藤野町西側出火、類燒二軒、留中なり。

同月二十九日　夜半、川向花畠藪の町蒲田久左衛門出火、類燒なし。

同四月六日　暮六ツ時過より大雷せしが、御野郡濱野村の醫師宗節といふ者の家へ落て、宗節が家雷火せり他に類燒なし、早鐘つく。

同五月八日　晝八ツ半時、七軒町長屋出火、類燒の長屋中竈數十軒餘、表長屋は瓦ふき故に殘る、外の類燒なし。

同月二十四日　曉、廣瀨町惠美須堂の東坂へ上ロより出火、類燒竈數十四軒。

同・九月・二十三日・　夜五ツ時過、野田屋町裏屋出火、小家三軒類燒せり。

明・和・元・年・甲申・七月・二十七日・　市村出火、早鐘撞、火元安右衛門後家、同所軒下に松葉積み有之、此松葉より燒出る。

明・和・二・年・乙酉・二月・朔・日　南方歸命院庫裡出火にて燒失せり、本堂は殘る。

同・六月・二十三日・　晝過、弓ノ町牢屋袋町奥加世間藏長屋より出火、向隣井上平八郎長屋類燒せしが、兩家共本家には別條なし。

明・和・三・年・丙戌・四月・二日・夜・　江戸大崎の邸内出火（内所本行箕浦丈左衛門が居たる長屋の木置ける所なり。）せしが、早々鎭りしかども、おほやけに申出させ及びつゝしみ玉ふべき旨を仰ありしに、其事には及ばざるとて、執政より相移る。

同・八月・　上出石村出火、早鐘つく。

同・九月・八日・朝・　濱野村出火、早鐘つく。

同・十二月・二十七日・　今曉八ツ半頃より門田村常念佛寺裏百姓家出火、類燒二軒。

明・和・四・年・丁亥・正月・五日・　八ツ過頃より古京町新道出火、七ツ時前鎭る。

同・十月・五日・　暮六ツ半時頃、御野郡奥内村百姓家出火、長屋共燒失、早鐘つく。

同・月・十三日・　晝頃、八番町東側南角山川市内長屋より出火、本家殘らず燒失、折節西北風はげしく、富田町東側・市の町・瀧本町・難波町・士屋敷共類燒甚多く、八ツ半時鎭る。此火事外堀向は、弓ノ町學校邊迄大きに危く、老中伊木長門は、此方角へ出て、諸事を見廻り居ける、牢屋は風下故煙りおびたゞしく、牢舍の罪人共を退けべき用意にはしたれども、外へ出すに及ばず、とやかくする内火鎭りける。同所西方土手の上なる榎に、火燃付ければ切倒しける。隣家は谷川萬次郎方榎も同斷。此外飛火にて少しづゝ家もふすぼりけれ共、早々打消し、別條なし。此度類燒せし輩、左の如し、（原本記事を欠ぐ。）

同・年・同・月・二十日・　八ツ時前、二番町東側中山徳之介（池田主税殿家來なり。）出火せしが、折節西北風強く、同町東側六軒一番町南側の端殘りて侍屋敷二十五軒、上出石町町家十軒餘類燒せり、其時の類燒せし者共左の如し。（原本記事を欠ぐ。）

同年同月二十二日　晝頃、內山下池田要人長屋表門脇出火、少し計り燒早々鎭る。

同十一月十五日　朝六ッ時過、南方村百姓家より出火せしが、西風にて森谷春庵・櫻井善七郎・菅門大夫等類燒せり。

同日　九ッ時過、又南方內匠頭君の別業より出火、寺見多兵衞・小合善大夫類燒、在家は御旅所上に土手下迄、數軒類燒せり。

今年九月四日　江戶の向邸出火、少しの事にて早々鎭る。此時御觸之趣は、

從江戶御飛脚到來、去る四日巳中刻、向御屋敷より出火之處、御長屋之內、中五間程燒失、其外は無御別條、無程鎭り候由。就右同日御指扣御伺書被指出候處、早速不被爲及其義旨被仰出候段申來、乍此上恐悅奉存候。右之趣、連々御傳申候樣との御事に御座候。

右之通一統へ御觸ありし。

明和五年戊子

同十二月十二日　夜半比、七番町上坂多仲預り足輕屋敷出火、類燒なし。

明和六年己丑十月六日　夜、濱村百姓一軒燒失、早鐘つく。

明和七年庚寅三月六日　今曉八ッ時過、天瀬田中眞庵出火、本家燒失、土藏長屋等は別條なし。

同月二十日　夜半、小畑町東側伊勢宮の向出火、類燒三軒にて鎭る。

同六月八日　曉、大黑町東側裏屋出火、早々鎭る。　同十月二日　夜半、御野郡靑江村出火、早鐘つく。

明和八年辛卯

安永元年壬辰江戶大火辰口兩邸燒失　二月二十日朝、江戶目黑行人坂より出火せしが、次第に燒廣がり、折節南風はげしく吹、段々と北へ燒行、外櫻田へ入りければ、兩邸のさわぎならず、鳳臺院殿は、築地の邸に火を避け玉ひ、今少將公は、御在國故人數少く、又他家より來る防火の者も、此度の大火に付來り救ふ者な

き所に、火は內櫻田に入、和田倉門を出、北隣なる松平右京大夫殿の邸に移りければ、皆々能防ぎて、備前の兩邸とも恙なく、北をさして火先は遠くなり、人々悅び居けるが、夜に入、南方より又火先强く、大名小路を北へさして燒來り、兩邸共悉く燒失せり。此旨を岡山へ注進のため、俣野重郞兵衞大組二百石なり。早追に歸りけるが、道中白須賀驛にて亂心自殺せり。其急飛を以て、岡山へ追々注進ありけれども、此比は每御參府の節なれば、三月十三日岡山を御發駕先達て命ぜ置れし御供の者共も、此度の火事に付、數人御國に歸されし。にて、播磨路にかゝらせ玉ふ所、江戸執政より來り、此度兩邸燒失に依て、御參府御延引くるしからざる由、命ぜられけれども、最早御旅中故、おして東行し玉ひ、四月五日江戸に入らせ玉ひ、愛宕下丹州君の邸に御着なり。是より先、燒失せし翌日より、兩邸の外かこひは、江戸作事奉行鈴木小左衞門板にてかこふ。當分使者受は、築地の式臺也しが、是も早速御本邸に假小屋を建、爰にて他家の使等を受しが、御着座已後は、愛宕下の邸にて濟し也。又在府者勤番の者共は、築地・大崎の兩邸大崎などは御使者受の處に、數人相宿せり。愛宕下の邸增上寺內良雄院池田隼人、其外數人、御馬等也。或は町家を借りて分れ居ける。此度燒失後の普請は、岡山にて切組し、大廻船にて積下し建べしとて、惣奉行に小崎半兵衞判形、作事奉行赤堀長四郞岡山作事奉行なり、同人留守中は、尾上九右衞門勤む。其外、下奉行・步行の者手代・釘持等大勢命ぜられ、扨國中山々にて材木切出し、御野郡濱野村船入の南なる田地中に埒を結び、爰にて切組を初め、追々出來次第、江戸へ廻す、瓦・石等も備前より廻す。小崎・赤堀をはじめ、下役人、國中の大工共追々江戸へ下向し、先兩邸の外長屋を建つ。五ケ所の門扉は、樟の一枚板也、此板は、邑久郡尻海村より指上る。夫より追々內長屋、今年中に過半出來せしか共、御殿向はいまだ出來ざれば、上にも愛宕下の邸にて年つもらせ玉ふ。扨四月八日には、當君公にも、同邸にて御誕生ありし。少將公は同邸より五月九日御發駕にて御歸國也。此翌日より、御本邸長門の北をしつらへ、爰へ式臺請の取次を初め、何も相詰、御客使者等爰に來臨。鳳臺院殿は、其儘愛宕下の邸に居玉ふ。かくて御內所分普請追々出來、七月末落成しければ、八月十一日鳳臺院殿新殿に御移徙あり。さて、此度御普請にかゝりし小崎・赤堀をはじめ、物賜ふ差ありて、御暇賜はり、追々岡山に歸る。御移徙當日より御內所式臺へ番初り、今迄の處はやむ。かく御內證分建ちけれども、表向は建ざりしが、□□缺字に至り、先規の如く出來せり。されども御書院

一の間・二の間・三の間・舞臺・臺所等は、今寛政に至る迄建られず。是御儉約に依てなりといふ。

安・永・二・年・癸巳

安・永・三・年・甲午・十・一・月・二・十・七・日・　今夜半より池田主税殿本邸内所より出火、北風強く、表書院・式臺等迄殘りなく燒失、長屋も表門より東は殘らず燒る、他の類燒なし。

同・十・二・月・五・日・　朝六ツ時過、西の御丸の內、掃除方受込の土藏一ヶ所出火、早速しづまりければ、保國公のかせ玉ふには及ばず、火事鎭り御書院へ出玉ひて、防火の者共を賞し玉ふ。

此藏に箒に作る笹葉等入置しに、前夜更る迄掃除の方にかゝりし定夫共、忍びに此處にて博奕しけるが、煙草の火の落たるが、此笹葉に付しものと見へたり。是に依て、右定夫三人罪蒙り入牢せり、年經て入牢をゆるさる。

安・永・四・年・乙未　同・十・一・月・　夜、西川下手廻町東側三木出火。　安・永・五・年・丙申

安・永・六・年・丁酉　正・月・十・三・日・　曉八ツ時少過、下出石町西大寺屋勘兵衞といふ材木屋の納屋より出火せしが、折節風はげしく、同町燒失、少しなれ共、中出石町は、馬道を限り類燒せし竈數多、兩町にて五十軒計り、明六ツ時過下火になる。

同・七・年・戊戌・月・日・　江戸大崎の邸、少し類燒、右跡見分として安部四郎兵衞來られし。右御挨拶使者は御參府の後、四日十日大澤運七を遣さる。

同・六・月・二・日・　夜五ツ時過、御野郡上伊福村百姓家一軒雷火。

同・月・二・十・八・日・　夜、大雷甚雨なりしが、四ツ時頃、未山町大林寺へおち、本堂一宇雷火にて燒失せり。

同・十・二・月・二・十・七・日・　暮六ツ時過、愛宕普請小屋より出火。愛宕火事鎭り、防火の者共家に歸りしが、五ツ比山屋敷出火にて、早々再び出しなり。

同・夜・　伊木長門山屋敷出火せしか、他に類燒なし。

安・永・八・年・己亥・二・月・五・日・　今夜九ツ半比、西中山下宮部清四郎出火、表座敷分殘らず、臺所迄燒失、勝手・長屋共防留め、外類燒なし。　同・三・月・朔・日・　東中山下東川盧[illegible]太郎左衞門出火。

同・九・月・二・十・二・日・　夜、上出石町出火、早々鎮る。同十・二・月・廿・五・日・　今曉御野郡大供村出火、早鐘撞く。

安・永・九・年・子庚　正・月・三・日・　圓山曹源禪寺本堂燒出けるが、正覺谷御墓番見出し、夫より一山の僧徒を初め、近村の民共走集りて防ぎけれ共、本尊をだに出すべき術なく、暫時の中に灰燼と成。ことに大雪ふりて防ぎ一入便りなかりし。去ながら類燒はなくて、只本堂一宇のみ燒て火は消滅しける。此由岡山へ注進しければ、火は鎮りけれども、老中を初、小仕置・大目付・寺社奉行・目付・在方役人等、圓山へ出張せり。

同・月・六・日・　夜、塔の山藥師院失火、大師堂・庚申堂但し、一宇。燒失、類燒なし。

同・月・二・十・五・日・　今曉、御野郡上出石村出火、早鐘つく。　同・二・月・十・日・　朝、庭瀬口南側商家出火。

同・三・月・十・三・日・　今夜半頃、東中島町出火、折節風強く同町八歩ばかり燒失せしか共、他町には類燒なし。竃數。(原本數字を欠ぐ)

同・四・月・四・日・　今曉西中山下長屋平介長屋出火、本家は別條なし。

同・月・十・日・　今曉川向山屋敷榕岸寺出火、庫裡ばかり燒失せり。

同・七・月・十・一・日・　御野郡大供村出火、早鐘つく。

天・明・元・年・丑辛　九・月・二・十・二・日・　夜四時過、大雲寺町吉田屋藤兵衛納屋出火、類燒なし。

天・明・二・年・寅壬　九・月・二・十・六・日・　朝五ッ時、七番町上坂兩仲預り足輕屋敷出火。

同・十・月・朔・日・　東古松村出火、早鐘つく類燒。

天・明・三・年・卯癸　三・月・八・日・　今曉七ッ比、二日市町出火、六ッ時鎮火。

同・三・月・十・日・　今曉七ッ時過、南方新屋敷袋町出火、六ッ時過鎮る。火の元、(原本記事を欠ぐ)

同・五・月・二・日・　夜九ッ半比、川向蛇谷高木半左衛門、類燒なし。

同・月・六・日・　晝九ッ時過、弓之町菅田半之丞出火、類燒なし。

同・九・月・二・十・六・日・　江・戸・築・地・の・邸・燒・失・　寶源院殿は大崎の邸へ御移り、翌年四月普請落成、同月築地

の邸に御館也。

天明四年甲辰正月二十日　晝四ツ時比、五番町野々村平左衞門屋敷より出火しけるが、其日西風はけしく吹ける故、四番町へ早速火移り、夫より三番町・二番町・一番町・上出石町・川手迄、北は小畑町・新屋敷・旗屋敷・廣瀨町迄燒失、晩七ツ半時やう／＼下火に成る。老中殘らず火消しに出で、番頭の内も御乞（マヽ）出の命ありて、防火に出たり。御後園へも火の粉飛來り、風下によりて、老中土倉市正、小仕置・郡代下方平馬、大目附廣田權右衞門、船奉行安藤與一左衞門等出張せり、（但、四ツ半時過より。）今少將公にも御渡り、暫時御物見にて、火事の樣御覽ありて、九ツ頃御歸城、又御歸館後八ツ比より同所へ入らせられて、火事鎭り、暮前に御歸城也。此度類燒せし輩左の如し。

「火元」野々木平左衞門・三宅・奥津庄兵衞・杉山喜兵衞・多賀・舟橋軍太・仲間・仲間・大鷹虎之介・濱崎庄介・中村・田中・佐々茂大夫・三宅門平・南部次郎右衞門・淺沼傳兵衞・西村丞右衞門・和田藤兵衞・本郷七内・塚本萬之介・保住藤大夫・中村長大夫・芳賀・大原・仁科又右衞門・苔口・仲間・仲間・石本忠左衞門・早道・片山七之丞・山中・市村三右衞門・浦上兵右衞門・平松友竹・花房平大夫・根岸・赤堀四郎大夫・山形友吉・青地傳之丞・上野定右衞門・杉山九平次・谷千右衞門・早道・片山・林二郎介・長谷川甚左衞門・岡本定七・長崎平大夫・春名喜兵衞・伊藤新兵衞・黒田覺左衞門・草野幸助・早川與右衞門・窪田定之丞・近藤六郎兵衞・駒田・小山・浦上由右衞門・大西利介・加々野彌大夫・串野一八郎・行田六左衞門・山田・丸山茂之介・宮崎喜平次・秋田嘉兵衞・山本・高田・大森太郎左衞門・山田・菱川卯介・佐藤・舊木・堀江助左衞門・妹尾市大夫・澤原吉大夫・延原彌二兵衞。

同二月二十九日　大坂大火にて、堂島の邸內、米藏燒失。

同四月五日　夜五ツ時前、中出石町槇木庄左衞門といふ材木やの納屋出火、夫より燒廣がり河岸通り北へ燒け、九ツ時鎭る。類燒竈數。（原本記事を欠ぐ）　同十月七日　今曉七ツ半時過、南方村御仲間喜右衞門出火、類燒なし

同十二月二十九日　江戸大火、築地の邸燒失せり。去年燒失、今年四月移徙ありて打續き火災、おしき事共なり。寶源院殿は、今度は愛宕下の邸へ移り玉ふ。

天明五年乙巳八月缺日　暮六ツ時過、早道屋敷出火にて類燒。

同九月二十九日　夜四ツ時比、濱田町横町桶屋出火、類燒なし。

天明六年丙午四月十日　晝前、伊福村出火、早鐘撞く。

同七月十日　今曉七ツ時、佐渡屋敷三浦瀨兵衛出火、類燒なし。

同十月十三日　朝五ツ半時より野殿町西同町見付の北の細合奥より出火、大風にて町內過半類燒、竈數四十餘、九ツ時下火になる。

天明七年丁未二月二十四日　夜四ツ半比、早鐘撞けれ共、火の手見へず、在方遠方にてもありしや、又府下にて少々の事にて早く消しや。

同三月九日　夜五ツ時過、廣瀨町恵美須堂の上の土手下の町家、裏少々燒、早々鎭る。

同六月十六日　晝九ツ時より下內田町妙勝寺のうら少し下へ寄町家出火、類燒十七八軒あり、八ツ時過下火になる。

同七月十三日　晝前、上出石町出火、早々鎭る。　同十月二十五日　朝飯後、蓮昌寺內少し燒ける。

天明八年戊申三月八日　七ツ時過、川田村出火、早鐘つく。

同月十三日　今曉八ツ時過、西川妙音寺の在分出火せしが、風あり、類燒多し。

同十二月二十二日　夜九ツ時、鷹匠町東側信州君の臣內田孫九郎出火、類燒なし。

同月二十四日　今曉七ツ時比、川向門田屋敷進藤兵左衛門方出火、隣家の雀部猪之介一軒類燒せり。

同月二十八日　夜四ツ半時過、信州君の天神山の邸內の長屋出火。

寬政元年己酉十二月十五日　夜五ツ時比より、西川土手廻り町片山小左衛門方より出火、類燒手廻り町八軒、西川へ拔て三軒、四ツ前下火になる。類燒せしもの左のごとし。

同町にては、石村嘉伯・森寺丈平・片山權介・三村長左衛門・佐藤丈介・「在分」五ヶ所門番・田原久兵衛・山田三兵衛。

西川にては、佐藤貞之進・河原久平太・村主爲右衛門。

同・十・二・月・二・十・三・日・　夜四ツ時比、御野郡濱村南の端の筋西の方より出火、西風强く、東へ燒返る。在中の遠方と見ける故か、早鐘はつかざれども、今少將公、幷、悅之介君は、御後園へ御渡り、土手山にて火事御見物ありて御歸城ありし。九ツ時過鎭る。竈數十二軒。

寛・政・二・年・庚戌・正・月・二・十・九・日・　夜四ツ半時、西田町中ほどの西川口へ出る道の南の角、西川の上なり。伊丹半三郎出火、本家不殘燒失、長屋は殘る。他の類燒なし。

同・二・月・二・十・四・日・　晝八ツ時前より富田町上之手西川商家より出火、西南の風烈しく、同町忍屋敷・瀧本町・上市町・難波町・七番町・六番町・五番町・四番町・三番町・二番町迄筋違に燒けて、暮比下火になる。此時、類燒せし者、左之如し。

清水七十郎・土松柳古・金森德永・長山淸六郎・池田勘ケ由（下屋敷長屋十軒）・武井熊之丞・調所茂右衛門・尾澤小吉・小森彌三郎・谷田五郎右衛門・吉村理兵衛・中山友四郎・大森善四郎・西村傳左衛門・藤村十兵衛・明應寺・嶋村門太郎・安井慶左衛門・安原儀平次・虫明又八郎・野田猪左衛門・在澤八右衛門・內海助介・近藤十右衛門・大村甚左衛門・大口直左衛門・吉田十之介・平松秀吉・鈴木次郎左衛門・榎並十次郎・野崎用秀・高崎佐左衛門・中村甚五左衛門・廣田甚左衛門・千賀右萬衛門・堤助八郎・伴喜兵衛・菅口儀兵衛・山川金左衛門・服部彌之介・水谷久右衛門・鹽見鎭彌・齋藤庄左衛門・中西忠右衛門・安井市平次・杉野新八・河本五兵衛・石河庄介・高尾助兵衛・淸水平左衛門・犬飼彌平・山本忠七・（信州君御家來）阿部善十郎・（同斷）石原治左衛門・古澤彌惣兵衛・龜山林右衛門・森安十右衛門・北尾臺右衛門・土松小藤太・難波庄介・庄田茂兵衛・高橋彌一郎・鈴木儀右衛門・太田彌助・皿井藤大夫・安田辨介・橋本加入・岸閲之介・岸本忠次郎・（餌さし）治兵衛・（餌差）瀨介・杉野辨吉・萬代段右衛門・山田六郎右衛門・舟橋軍太・片山新兵衛・淺田源大夫・大野吉右衛門・仲間・仲間・仲間・仲間・仲間・大森宇兵衛・（餌さし）三郎大夫・（ゑさし）吉兵衛・岩越嘉右衛門・則武彌一右衛門・（犬飼）角兵衛・平尾甚左衛門・安藤文治・霜山次郎兵衛・淵本惣介・上原平八郎・仲間・仲間・仲間。

同月二十六日　夜六ツ半時、上之町西側湊屋土藏出火、類燒なし。

同　夕五ツ時前、上之町火事いまだ鎭まらざりし内に、川向小橋町備中屋裏の納屋出火せしか、是も類燒なし。此火事の節に、先歩行佐藤[欠字]と池田主殿家來と爭論あり。委は紀事に記。

同七月八日　八ツ時頃、御野郡中井村出火、早鐘つく。

同月二十二日　曉七ツ時過、大雷せしか共、雨はいまだ降らざりしに、佐渡屋しき布施秀伯方へ落ち、本家雷火にてもえ出けるが、夫より雨もふり出しけれども、次第に火勢強く、類燒左の如し。

同心屋敷(同心五人)、加々野勘右衛門。小原町妙忍寺口町家。

寛政三年辛亥五月八日　少將公の御名代として、當君公今日は初て御歸城とて、別て火の用心等嚴重なりしに、今曉七ツ時過、早鐘つきけるによりて、諸人驚き馳出けるが、火の手見へず、何方といふ事をしらず、暫くさわぎて事鎭りぬ。　同八月二日　今曉八ツ半過、西川庭瀬口南角まんぢうや出火、二階ばかり燒る。

寛政四年壬子七月六日　今夜九ツ時、小橋町北側より出火、八ツ時鎭火、類燒あり。

同九月二十九日　夜、上道郡祇園村出火、早鐘つく。

同十月二十四日　夜、六ツ時過、御野郡北方村出火、早鐘つく。

同二十八日　夜、六ツ半時頃、同郡同村出火。　同月晦日　夜、五時比、御野郡別所村出火、早鐘つく。

同十一月十一日　今曉八ツ時比、小橋町出火。

寛政五年癸丑四月二十三日　五ツ比、小原町出火、西側の裏家。竈數多し。

同十二月十八日　夜、九ツ時、蓮昌寺出火、客殿。

同月二十四日　夜、四ツ半過、伊勢宮堀端江見仁兵衛長屋出火し、門より東の方棟落、無程鎭る。

寛政六年甲寅正月二十七日　暮六ツ時比、磨屋町觀音坊寺中本住院出火。

同三月二十日　夜四ツ半時比、西川庭瀬口下多賀文右衛門より出火、南隣西山民吉類燒、九時過鎭る。

同七月二十三日　今曉八ツ時前より鹽見町養林寺出火、御靈殿・本堂・客殿・庫裡とも悉く燒失し、丸亀町金毘羅社も類燒、七ツ時下火になる。

同十二月十九日　夜九ツ時過より信州君の南方の別庄出火、長屋燒失、八ツ時過鎭る。

寛政七年乙卯三月晦日　夜九ツ時過出火、門田村の三番町なり。

同四月十三日　夜四ツ時前、御野郡泉田村出火、早鐘つく。

寛政八年丙辰三月四日　晝九ツ時過、七軒町和田楚右衛門方の木置所出火、早々鎭る、本家別條なし。

同十月九日　今夜八ツ時比、御野郡南方村出火、類燒一軒にて早々鎭る。

同十一月八日　朝、御野郡市場村出火、早鐘つく。

寛政九年丁巳閏七月十二日　朝六時比、片上町出火。

同八月二十六日　夜四ツ時過、上出石村出火、早々鎭る。名倉勝六當時借宅なり、少しの物置にて、本家別條なし。

寛政十年戊午正月十六日　朝六ツ時比、岩田町南側樫屋忠次郎出火、類燒なし。

同五月二十一日　今曉、四番町と三番町との横町南側御時打苫口宗右衛門方より出火、隣家四番町濱崎五郎右衛門江戸留守明屋類燒せり。

同九月十一日　朝六ツ半比、櫻町南へ行當りの綿打屋出火。

同月二十三日　今曉七ツ半比、内山下岸一學臺所より出火、内所分殘らず燒失、表分長屋は別條なく殘れり

同十一月十九日　曉七ツ半前、天瀬高木左近右衛門出火、長屋は殘れり。

寛政十一年己未二月十五日　岩田町深屋平左衛門納屋出火。

同十二月五日　夜六ツ半比、瓦町南側裏の借屋より出火、竈數四軒燒失せり。

寛政十二年庚申七月十二日　今暁六ツ前、内田町出火。

吉備温故秘錄卷之九十三（火災）終

吉備温故秘録

（知行割）

吉備溫故秘錄卷之九十四（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

知行割目錄

吉備溫故秘錄卷之九十四（知行割）目錄終

吉備温故秘録　巻之九十四（原本無巻數）

大澤惟貞輯録

知行割

一、知行割・御切米割共、其外渡物品々

高・百・石・

一、三十石、　三物成。但、正百石に六石。　一、一石八斗、　夫米。

一、一斗八升一合五勺、糖藁代。正百石に糠四十俵。但、一俵の代米七合づゝ。三つ成十二俵の代米八升四合、二尺九寸廻の束藁、正百石に六十五束。但、一束の代米五合。三つ成の藁十九束半の代米九升七合五勺。

合 三十一石九斗八升一合五勺。

二石四斗。麦四石八斗代に引。但、麦一升は米五合に立、高百石に四歩八厘の割。　五斗四合。大豆七斗二升の代に引。但、大豆一升は米七合に立。

残定米、二十九石七升七合五勺。俵に〆、九十俵二斗七升五合五勺。

外に口米、正百石に二石。是は給人へは不拂。

一、知行物成は、十月より翌年九月迄を一年と定有なり。

一、御免引の時、残へ免二つ、何もに定法一令六、六令五を乘しめ、米の石高なり。此内にて麦・大豆は常の通りに納残へ分米を納。

一、麦は七月納の分、其年の暮物成の内なり。　一、新知御加増は月割しめ被下。

御・切・米・

一、百俵。但、内一割は三つ免にても引、是に前に御家中物成三つ五歩御定めの處、其後三つ成を御定免に被仰付候節、右五歩通りに御切米高の内、一割引被仰付、残り九十俵なり。

一、御引免割一つ成分。

十五俵已下、二歩。十六俵より二十一俵迄、五歩。二十二俵より二十九俵迄、七歩。三十俵より四十九俵迄、一割二歩。五十俵より七十九俵迄、一割五歩。八十俵より九十九俵迄、二割。百俵已上、二割三歩。

一、御切米三度に渡に、九十俵を半分に割、四十五俵暮給。殘り四十五俵を三つに割、二つ分三十俵春貸、十五俵夏貸。

支配取新參被仰出候定

一、春被召出候者、切米不殘被下、御扶持は其日より被下。　一、夏被召出候者、切米三分二被下。

一、秋・冬被召出候者、切米半分被下。　一、御歩行以下、御切米月割にメ、御扶持方は其日より被下。

二、享保十八年癸丑十月御定

御切米方上米の覺　但、在江戸、上方詰、江戸御供、御留守番共、只今一割上米無之分は、左の割の内一割づゝ返し被下積。

一、十五俵取已下、一割二歩。　一、十六俵より二十一俵迄、一割五歩。　一、二十二俵より二十九俵迄、一割七歩。

一、三十俵より四十九俵迄、二割二歩。　一、五十俵より七十九俵迄、二割五歩。　一、八十俵より九十九俵迄、三割。

一、百俵以上、三割三歩。　一、高百石に不足の御知行取は、先格の通、無足並の上米に被仰付候事。

一、御扶持方計被下候者の分、先格の通、上米不被仰付候事。

路錢米增積左の通　來春江戸より戻り候分、又は江戸へ參候者共へ、片道分づゝ增被下候事。

一、高百石取、三割增。　一、同百三十石より百九十石迄、三割半增。　一、同二百石より二百九十石迄、四割增。

一、同三百石より四百九十石迄、五割增。　一、同五百石より九百九十石迄、六割增。

一、同千石以上、但常御城詰の分、七割增。

無足の分

一、路錢米五百取の分、一割半增。　一、同九俵取の分、三割。

一、同七俵取、　一、同四俵取、　一、同三俵取、

有三品の路銭米被下候者は、御切米多少有之に付、三十俵以上は三割増、三十俵より内の者は一割半増。

一、御切米十五俵取以下の者、江戸へ參候事は、唯今迄の通、上げ米まし無之。依之路銭、銀渡り、米渡りとも増無之

三、御役料其外被下米銀等御定

御中老

一、千五百俵、御役料。

御小仕置

一、二百俵、同。五十四俵六人扶持、遣鐵砲三人。

大小姓頭

一、百五十俵、御役料。

御郡代

一、百五十俵、同。三十俵、手代一人。三十六俵四人扶持、遣鐵砲二人。

御作廻方元メ

一、百俵、御役料。五十四俵六人扶持、遣鐵砲三人。

判形

一、百俵、御役料。三十俵、手代一人。

新田御作廻方組頭

一、百二十俵、御役料。三十俵、手代一人。三十六俵四人扶持、遣鐵砲二人。

御勘定頭

一、百俵、御役料。「外に」四十四俵三人六歩扶持、遣人二人。六十七俵五人半扶持、算用使三人。（此給扶持を以、御用場に遣人三人召抱置時に當り、殘米の分は御勘定頭請取來候。此段前々御勘定頭の趣に候。尾關彌五左衛門・安田孫七郎御勘定方作廻仕候。始より殘米請取不申候。）

御舟奉行

一、百俵、御役料。但、千石より内は、三十四俵四人扶持、矢倉者二人。

御軍鑑

一、百俵、御役料。

町奉行

一、百俵、同。外に、地子口米、定高十七石五斗三升九勺、此口米町方の家、御上へ上り、家に成申節は、地主出し不申に付年々少々米高相違有之。町方より銀六百目、鳥目二十四貫文。

御側小姓頭

一、九十俵、御役料。

大目付

一、九十俵、同。五十四俵六人扶持、遣鐵砲三人。

御普請奉行

一、九十俵、御役料。三十六俵四人扶持、遣鐵砲二人。

御小姓組 御弓組 與頭

一、九十俵、御役料。六十俵、人不足代。但、退知有之、高三百石より内に候へば相渡。

御鷹頭

一、八十俵、御役料。

御小姓組御鐵砲引廻御使役

一、八十俵、御役料。六十俵、人不足代。但、退知有之、高三百石より此内に候へば相渡候。

御留方

一、七十俵、御役料。

同組外

一、五十俵、同。

御留守居

一、六十俵、同。

行寺社奉

一、六十俵、同。十八俵二人扶持、遣人一人。

御徒頭

一、六十俵、御役料。六十俵、人不足代。上に同じ。

御槍奉行

一、五十俵、同。六十俵、人不足代。同斷。

學校奉行

一、七十俵。

同組外

一、（御役料を欠ぐ。）

學校添奉行

一、四十俵、御役料。

御郡方組頭

一、（御役料を欠ぐ。）

御郡奉行

一、百俵、御役料。百五十俵、手代二人。遣鐵砲六人給。

御郡目附

一、四十俵、御役料。十五俵、鐵砲一人給、渡り夫一人。但無足には此二口増、

御勘定上聞。御銀奉行

一、六十俵、御役料。

御小納戸。御側兒小姓。御次兒小姓。中奥。御小姓組。御弓組 有の面々知行取分被下。

一、四十俵、御役料。

御膳奉行

一、四十俵、同。

大御納戸

一、四十俵。無足は、渡夫と有之。

御銀方見屆

一、四十俵、御役料。

御小作事。御船手。樋方

一、四十俵、渡り夫。同。

御勘定方

一、四十俵、同。

町目附

一、四十俵、同。

見積
一、四十俵、同。
同て
一、(御役料を欠ぐ。)
在番
一、十八俵二人扶持、鐡砲一人。十五俵二人扶持、遣人一人。
御側醫者
一、十五俵、遣人一人給。
御代官。御藏奉行
一、三十俵。
催合奉行
一、三十俵。
御普請方加奉行
一、三十俵、右は、勤日の分月割にメ、七月・十二月兩度に被下候。改米も出し置、追て御返し被下。
同御雇奉行
一、米二升五合づゝ、勤日斗被下。
同所御目附
一、餘免足米、銀五枚、造作料。同同、御藏封俵。七人、定扶持。無足、上同斷。

御城代組頭
一、三十六俵四人扶持、遣鐡砲二人。
御船手組頭
一、(御役料を欠ぐ。)
竹木方
一、三十俵、被遣米。
士鐡砲代官
一、二十二俵。
屋敷奉行
一、二十俵、(新田方より被遣)。五俵一人扶持。
大阪御藏屋鋪御用人
一、餘免足米、三十俵、手代給。六十俵八人扶持、預鐡砲四人。銀二十枚、造作料。七人五歩、定扶持。右同無足は、增扶持三人・御小人一人。
伏見御屋敷用人
一、餘免足米、三十俵、手代給。同、造作料。同、人不足代。七人扶持。無足、上同斷。

御作廻方組頭
一、(御役料を欠ぐ。)
御小仕置組頭。浮組組頭。江戸詰組頭
一、(御役料を欠ぐ。)
寄せ奉行
一、十五俵、渡り夫。
士鐡砲竹木方。同、宗門改
一、二十二俵。
簡略奉行
一、四十俵。
銀札奉行・見屆共
一、三十俵。
同士鐡砲
一、二十二俵、勤日割、右同斷。

京猪熊御屋敷御用人　　御徒役掛り被下物

一、(役料を欠ぐ。)右同断。　一、五俵一人扶持凡米数十俵半。人代米。

御本丸御臺所御賄。　御書院同断。　西御丸同断。　同所小作事見屆。

御郡會所同見屆。　大役奉行。　御廐賄。　同所見屆。

御作事奉行。　屋敷方。　御後園詰。　菜園地二畝。

一、御小人奉行。御小人一人、筆墨代銀一枚。　一、町買役。同断、同九匁六分。　一、上り鐵砲。人用の節、御小人請取。

一、御鹽硝藏。大役一人、菜園地二畝。　一、平瀬。人代米、同断。　一、坂根。右同断、同断。

一、片上。二十俵。一箇月雜用、銀九匁宛。二十三匁帳・紙・筆・墨代、增扶持二人。先に逗留中往来馬被下。但、十八度片道二百六十文づゝ、帳箱持賃二百五十六文、人足二人分指三分。　一、學校御留方。朝夕喰捨。

一、大阪御銀方。二十俵。銀二十七匁墨・筆代。銀十匁一箇月雜用。銀一枚新田方より。御小人一人。　一、大阪御藏方。二十俵。銀十五匁墨・筆代。銀十匁一箇月雜用。銀一枚新田方より。相夫一人。

一、同所右方。銀一枚。銀十五匁一箇月雜用。御小人一人。　一、京都猪熊屋敷。七俵。路銭。銀十五匁づゝ、一箇月雜用。御小人一人。

一、御徒目附。銀一枚半宛。(御作事、樋方、御船作事場、御後園右四箇所へ引越相勤候者へ、爲送作料被下)。　一、在札場見屆。御小人一人。雜用銀一日三分宛。　一、鐵物方。人代米。

一、在締方。御小人一人、御足輕手代一人。　一、御勘定方雇。十五俵充。　一、在方下役人。二十七俵。銀五枚、此二口爲造作料被下。五俵一人扶持人俵米。

一、御郡會所御留方御雇。十五俵宛。　一、簡略方。十五俵。　一、催合方御雇。十俵。銀一枚半。右三段。　一、簡略銀拂方。十五俵。

一、御銀方下役。　御郡會所賄。　一步藏竹請拂人。　樋方下奉行。　御船手作事場下奉行。　銀札方役人。

一、札座役人。二十俵。

四、色々被遣銀　藥種銀・弓料銀・墨筆代・繪具代・其他。

一、御繪師。銀五枚、繪具代春渡。銀五枚御用の趣次第暮渡。

一、御代官・竹木奉行・寺社宗門改。銀三十匁、同斷。

一、御船入奉行二人。銀二十匁宛、同斷。内、一人、御徒格大船頭。

一、御側醫者。銀二十枚、藥種代。

一、大林儀左衞門・水谷久七郎。銀三枚宛、馬醫藥種代。但、江戸年は五枚。知行取には不被下。

一、御武具奉行。銀一枚半宛。

一、於學校、槍習禮師役仕候付被下。銀三枚づゝ。

一、御藏方。銀五十匁、同斷。但、一藏分。

一、無足御祐筆。銀一枚半、墨・筆代。

一、御徒馬醫。銀三枚、同斷。江戸年五枚。

一、御弓組。銀五枚宛、弓料。江戸年は十枚宛。

一、御郡奉行。銀一枚、帳・紙・墨・筆代。

一、御船手御用。御加子引廻二人、御登米方、浮銀方一人。

一、御小仕置物書。銀三十目宛、同斷。

一、岡村壽三・平井由兼。銀百目宛、同斷。

一、大阪御目付。大阪御藏見屆御用に付被下、銀十枚。

一、御徒弓組。銀三枚、同斷。江戸年は六枚宛。

五、江戸渡物

一、路錢米十五石。百石より百七十石迄。

御足米高に十石充、餘免五歩通、四歩借、御扶持方有人に三人増。

右百七十石已下、御供の節は、次馬一匹被下。

一、路錢米二十石。百八十石より九百九十石迄。

御足米上の割。餘免五歩通。四歩かし。御扶持方有人に四人まし。

一、被遣米二十石。御近習詰、高千石より千五百石迄。

御足米百石。餘免代百五十俵。三歩貸。御扶持方十人に三人まし。

一、路錢米三百俵。千石より千五百石迄。

餘免代百五十俵。三歩かし。御扶持方、同斷。

一、路錢米三百七十五俵。高千六百石より二千石迄。

餘免俵四百俵。三歩かし。御扶持方、同斷。

一、路錢米四百五十俵。高二千百石より三千石迄。

餘免代二百五十俵。三歩貸。御扶持方、同斷。

一、路錢米五百二十五俵。高三千百石より四千石迄。
餘免代三百俵。　三歩かし。　御扶持方、同斷。
一、路錢米六百俵。高四千百石より五千石迄。
餘免代三百五十俵。　三歩かし。　御扶持方、同斷。
一、高一萬石以上。
御扶持方一萬に付百人。　騎馬三匹、大豆一匹に付、一日三升充。立歸も同事。
一、御知行取醫者、知高に應じ、
駕籠舁四人・次馬一匹・藥種代銀二十枚。
一、路錢米五石。無足小仕置。
衣裝銀八百十五匁、夏衣裝銀三枚、勤勞銀十枚、宿錢有人、帳代十匁、增扶持三人、次馬一匹、御小人一人。但、代受取の時は、春十五俵、暮十俵計扶持一人九歩。御供の時は、道中足輕一人御貸し。

一、諸渡物御兒小姓三通。御小納戸。
但、衣裝銀十枚、并、麻裝代はなし。
一、路錢米五石。無足中小姓。
用意銀四百三十目。宿錢有人、帳代十匁。次馬一匹。御小人一人、上同斷。增扶持三人、於江戸奥代銀十八匁。
一、右同斷。無足醫者。
一、路錢米九俵。小十人・士鐵砲・忍び。
一、同七俵。步の類。
一、同四俵。次庖丁人・御椀奉行・口坊主御膳立・御臺所帳付。
一、同三俵。掃除奉行・御旗小頭・御竿道小頭・御手廻小頭・御陸尺小頭。
一、十五石路錢增、二六二に御引免をかける。

六、江戸直詰

一、知行取高百八十石より九百九十石迄の者、御供より直に御用被仰付候はゞ、二年詰の時は、御供路錢半分十石被下、前後三年四十石の都合被下候由。四年詰より少も不被下。
一、同高百石より百七十石迄、御供路錢十五石被下候者、二年詰路錢七石五斗被下、三年詰の時も、又七石五斗被下四年詰より少も不被下。
　一、無足小姓、路錢五石、用意銀十枚、右同事割。
一、步行の者、二年詰五俵八升、三年詰の時十二俵八升被下、四年詰より不被下候。

一、右何も、□（マヽ）箇月に不足の時は、月割に〆被下候。

七、江戸觸以後御免の節

一、知行取の分願上候て、江戸御免の時は、請取込候御足米、并、路錢米共、不殘其暮返上、利なし。

一、右同外御用被仰付候か、又はいか樣の品にても、御上より江戸詰御免の時は、前暮極月十日迄の內に御免被成候分は、御擬作不被下、十一日以後年內中に御免被成候はゞ、御足米の內二步被下、年を越正月中に御免被成候へば三步、二月中四步被下、三月以後は御足米半分被下、殘分は其暮利なし指上。尤路錢請取込候はゞ是又其暮指上。

一、餘免右御足米、同事御斷申上、御免被成候ば、不殘返上、御上より江戸御被成候ば、御免の月に應じ、御足米同事の割被下、請取過の分は返上、無足も知行取同事の割なり。

八、江戸立歸路銀

一、十枚半、　高百七十石より以下無足迄。但、無足には御貸足輕一人・御小人。

一、十五枚、　高百八十石より九百九十石迄。

一、二十二枚半、　高千石より千九百石迄。

一、三十枚、　高二千石より二千九百石迄。

一、三十七枚半、　高三千石より三千九百石迄。

一、四十五枚、　高四千石より四千九百石迄。

江戸急御使者に被遣候時、定路銀の外に金子被下

一、千石已上。駕籠にて參候分、日數六日・七日着、金二十五兩、八日・九日着、金二十兩。同馬にて集候分、日數六・七日着、金十五兩。八日・九日着、十兩。

一、千石已下。駕籠にて參候分、六日・七日着、金十兩。八日・九日着、七兩二步。同馬にて參候分、六日・七日着、金七兩二步。八日・九日着、五兩。

一、御徒江戸急御使。日數六日・七日着、金二兩二步。八日・九日着、一兩二步。

九、御家中役

一、御家中役、　初三月四日より十一月晦日までの內、五月・七月・九月節句三日引殘り日數凡二百六十日。

一、四石八斗、一箇年一人分 但、一日一升八合四勺六才一五四。　一、米役、百石に付、一箇年米一石四斗四升。但し、方は四八に御免を懸ての數なり。

一、人役、七十八人。但、大小にて麥有之。　一、無足御役、其年の御切米御扶持を以、夫日米引なり。

一、御馬廻り、江戸其外他國へ御使者に參候者、十日より內歸候はゞ、前後休日十日、十一日より二十日迄、前後の休二十日、三十日に懸候はゞ、前後十日の後、當地へ參着日より二十日引、其以後三箇月より五箇月迄は、前休十日後休三十日引、五箇月上は御定の通江戸立日より六十七日引。　一、御役料取の分、半役。

一、三歩役の分、御城代與頭・武具奉行・大多府・下津井・牛窓奉行は但、無足無役。・御藏見居・升奉行。

十、馬扶持

一、米五石、高二百三十石より二百七十石まで。　一、同七石、高百八十石より二百二十石まで。　一、同十石、高百石より百七十石迄。

一、同十五石、無足。　一、大豆十五俵、高三百石。　一、同十俵、高三百五十石より三百六十石まで。

十一、馬扶持新田方渡

一、大豆十八俵、高二百九十石以下無足まで。　一、同十五俵、高三百石。　一、同十俵、高三百五十石。

但、右三口共、近來大豆相止、米にて渡候。尤大豆一升を米七合に立て、十八俵代米にメ、十二俵一斗九升二合。

十二、諸渡物日限覺

一、春貸、二月十一日より。　一、夏貸、六月十一日より。　一、御給、十一月十一日。

一、御扶持方、二月・四月・六月・八月・十月・十二月渡。右何も十五日より渡、但、十二月は十一日より。　一、馬扶持、四月・八月・十二月、三度に渡。

一、御藏納物成、初渡り、十月二日平方。　同、後渡り、十二月二日同斷。　一、御役料、十二月六日。

一、被遣米、十二月十一日。　一、餘免、十二月十一日。　一、御足米、十一月六日。

一、路錢、正月十六日。　一、御藏渡麥、六月二十八日。　一、同大豆、（月日を欠ぐ。）

一、造作料、二月十一日・十一月十一日。　一、手代給遣鐵砲給類、右同斷。　一、用意銀、衣裝銀、（月日を欠ぐ。）

一、勤勞、　一、墨・筆類、　一、弓銀、

十三、寛政三辛亥六月被仰出　御減免中他所御用御供捨高左の通。

一、銀百貫目、　御年寄中。但、知高の指別なく、御倹約中一萬石位の取向に被仰付、此旨無據入用不足も御座候ば、銀三十貫目、叮手御借繼、利付年賦返濟被仰付候。

一、銀六十貫目、　萬石以下の御年寄中。但、無據入用不足も御座候はゞ、銀二十貫目、叮手御借繼、利付返濟被仰付候。　一、金二百兩、　御番頭・小仕置。

一、金百二十兩、　大小姓頭。　一、同七十五兩、　御書方頭取。　一、同六十五兩、　御次兒小姓頭。

一、同四十五兩、　御先手物頭。　一、同五十兩、　御徒頭。　一、同二十兩、　御槍奉行・御留方。

一、同二十五兩、　大組々頭。　一、同三十兩、　御小姓組與頭。　一、同二十兩、　御弓組與組・御取次

一、同七兩、　御近習醫者診共。　一、同十兩、　御側法・御小納戸・御側兒小姓・御次兒小姓。

一、同十八兩、　大組引迫。　一、同二十五兩、　大組馬持。　一、同八兩、　大組。

一、同三十五兩、　御使役。　一、同八兩、　御幕役・中奥・御小姓組・御弓組。

一、金五兩、　御廣式中小姓・御料理人・御勘定方。　一、同四兩、　士鐵砲。

一、同三兩、　御徒目附。　一、同三兩二歩、　御近習徒・御先徒。　一、同三兩、　奥坊主。

一、同二兩二歩、　通役。　一、同二兩、　通の子・口坊主。

御作廻向、年々御難澁に相成候處、江戸詰御借捨、年々相增候、依之右の通被仰出候。尤銘々致作廻候て、右員數の内をも、隨分致減少、拜借仕候樣に被仰出候。江戸御擬作に、右拜借を指加へ取合にて相勤候樣被仰付候。

但、此已後積り書不及指出、此上無據儀にて申立有之程の不意物入用も御座候はゞ、御吟味の上、江戸表町方にて、利付御借繼被下、只今迄と違ひ御借繼の分は、御知行米又は御給扶持にて御取立被成候事。

一、江戸立歸御用は、御定の通御擬作物被下、往來催合當り、御借被成相勤候樣、被仰出候。

但、其上拜借申出候は、用心金として御貸被成、右の内を取次候はゞ、御取立被成候事。

一、江戸の外、他所御使者も、是迄又は御使者柄に依ては、江戸立歸御用の通、被仰付候。

一、御年寄中江戸立歸、御用被仰付候節は、左の員數御借捨被下候。　銀七十貫目。

一、萬石以下の御年寄中、右御用候節は、　銀四十五貫目。　以上。

亥六月

十四、寛政七年乙卯被仰出

右の通御借捨有しが、寛政七年乙卯諸事改革に付、左の通被仰出。

一、此度嚴敷御儉約御取縮被仰付候に付、江戸交代の面々、唯今迄の御貸捨金、一統半減御貸被成、利付金御貸は一切相止め被成候事。

一、御徒頭は、江戸向御用繁く相勤候。格別に金三十兩充、御貸捨被仰付候事。

一、近年他所御使者の面々、御擬作物の無指〔差〕別、御貸捨にて濟來りも有之候。是又一統半減御貸可被成候。尤知高に寄御擬作物多候はゞ、多方御渡可被成候。惣て右の類は、臨時に作廻方へ可申出候。其上にて御取極可有之事。

一、江戸引越し參候面々、幷、同所より御國へ引越罷歸候面々共、只今迄の御振替金員數の格合に准じ、一統半減御貸可被成候。是又、臨時御作廻方へ可申出候。其上にて御取縮可有之事。右御貸金當時御作廻向、至て御難澁に付、只今迄の通にては御手縔も難被成、無據御減少被仰付候。依之以後江戸詰の面々、御供方共外とも御役向に不拘、

銘々知高の御擬作向に應じ致用意、連人・持道具諸事、江戸道中共、可成丈は致省略、取縮相勤候樣可得相心候。尤右の通にて取合を、江戸詰難相成趣も有之候はゞ、前廉に其段可申出候。其節御免可被成候御趣意に候。以上。

一、右返上物、又は年延願に相成居申分、不殘御宥免の事。

一、當時御振替拜借、并封金拜借仕候分、只今迄の通御取立被成候事。

一、無利年賦の分、是又只今迄の通、御取立被成候事。

一、利付三年賦・五年賦の分は、當暮迄の利銀御取立、來暮より無利八年賦に被仰付候事。

一、利付八年賦・七年賦の分は、當卯十二月迄の元利高を、當暮より無利十五年賦に、被仰付候事。

一、是迄催合當り拜借の分、一先當年も取立御宥免。追て御差別可有之事。

一、此以後催合當り拜借申出候分は借用、翌暮より無利十年賦取立被仰付候事。

但、江戸交代の面々へ、唯今迄の通催合當り御貸無之事。江戸其外、他所御使者罷越候面々へは、御定の催合當り、是迄の通御貸、取立は御宥免。右に付御振替金は無之事。

一、江戸引越候面々、御貸捨金、并催合當り共、拜借願出候分は、催合當りに利無し、十年賦取立、可被仰付候事。

以上。

卯十月

吉備溫故秘錄卷之九十四（知行割）終

吉備溫故秘錄

（諸職原）

吉備温故秘録巻之九十五（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

諸職原一目錄

吉備温故秘録巻之九十五（諸職原一）目錄終

吉備温故秘錄　卷之九十五　（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

諸職原　一

仕置役　此役は、老寄中は勤めずと見ゆ。

國清公の御時は、若原右京・中村主殿兩人、國政を專ら執行ひ、右京は、別て其權高かりしに、慶長十八年癸丑正月二十五日國俊公薨じ玉ひし後、二月關東より安藤右京縫殿・村越茂助殿の二人上使として姫路へ來られ、若原・中村兩人を呼出し、其罪をたゞして關東へ言上しければ、將軍家より、兩人共御改易せられし。興國公備前御在城之時より、土肥周防五千石。・芳賀内藏允二千石。・番大膳二千石。等、御國政を執行ひ、烈公御家督已後も、其儘勤めしが、土肥寛永六年己巳江戸より歸り、道中より煩ひ、三月二十七日京都にて死せり。備前へ御移封後も、芳賀・番兩人は勤め、同十三年丙子番は御供にて江戸に往しが、同年七月六日彼地にて病死せり。芳賀は其後御赦免なり。年號・月日、未詳。按ずるに、寛永十七・八年なり。

同十九年壬午年寄中之内にて仕置用勤めさせ度思召、江戸御發駕前六月三日土井大炊殿へ御出候節、大炊殿へ御相談ありしは、今年歸國候はゞ、出羽・長門・河内三人に、用共申付候べくと存居候と仰せられしかば、大炊殿の答に、一段御尤に候、左樣に御遣ひ候が能と申されける。かくて御歸城後、池田出羽・伊木長門・池田河内の三人へ仕置役を命ぜられ、これは用老といふ。

用老

寛永十九年壬午六月、初て池田出羽・伊木長門・池田河内三人を命ぜらる。此度被仰候事、御自記の内にあり、左に記す。

六•月•二•十•八•日•

一、三人老中に申聞に、只今迄之萬事仕置條、我心にも不可然存事多候條、面々も定て左樣に被存候。然る上は、此度はし〳〵仕候へと可申存候、何も尤と被思候はゞ、三人きも入可申付候。朔日年寄共組頭にも申聞、唯今までは、成義にても惡義は仕かへ可申候間、其上候はゞ、下々迄實儀なきやうに可相心得事、三人に老寄役申付候條、我が口まねを仕候上は、いはいの者くせ事たるべき事、大かたかやうの義、可申聞と存候由申聞候、返事、只今御請は申上がたく候、思召寄は、一段御尤と存候旨申。

一、三人、右衞門兵衞を以申は、只今被仰付候事、ことを分て御意之上は、いぎ可申には無之候得共、三人共に御用達申義、おぼつかなく存候。然る上は、御爲にも不成事かと存候條、御理申上候由、我等申は、一圓不心得候、先刻直に申上はいぎ有まじき事を存候、早々同心可然と申遣候事。

六•月•二•十•九•日•

一、三人に申聞候は、昨日申候きも入之事、一わうは理尤に候、此上は免申まじきと申聞候へば、只今も直に御意の上は、是非不申上得候、畏候由、申候。

七•月•三•日•

一、三•人•老•中•せ•い•し•申•付•候•覺。　出羽番。

誓紙前書

一、御爲如在存まじき事。

一、御おんみつの儀共不申及、其外無禮にて、御爲に惡敷義、松やの兄弟•緣者•知音たりと云共、申聞すまじき事。

一、萬事に付て、何者によらず、ひいきをいゐに仕まじき事。

一、御爲大事に存候上は、私の意趣を以、三人間惡不相成樣にたしなみ可申事、幷、何者によらず讒言仕まじき事、付、御用之義私意を以、とゞこをり申樣に仕まじき事。

右條々

七月朔日

出羽。長門。河内。

殘・老・中・組・頭・申・聞・候・覺。　付紙、此組頭とある、今の番頭の事なり。

一、萬事、今までの仕置の内、我等心に不合義在之條候はゞ、仕替可申と存候條、何も左様可存事。

一、就共、何も家久仁々之條、我等爲惡候へと被存まじく候。然る上は、申出義、昔は左様は無之など申事、不可在事。法にも、昔よりすわりたる法も有、又昨日之法と日かへ申事も可有候、左様之儀にくいを申やう、具世事にて可有之候間、在様に可心得事。此上は諸役人かへ申事も可有事。

一、就共、三人に用共申付候、何も年若候とて理申候へ共、申付候條、用事候はゞ三人之内、月番を以、可申事、三人へ申聞へ、右如申、何も如申渡候上は、少もきずいをかまへ、私の心にて末々迄用を不違、身がまへなる事候はゞ、以ての外可爲越度候條、可被得其意事。

一、若狹・淡路・佐渡・下總を以、三人申候は、今度の御役致迷惑候得共、御意おもき故、御請申上候、此上は、可成程は御奉公可仕候、若たらい不申、又はうつたへの儀など御座候はゞ、御せんさく被成、誠に越度仕候はゞ、大事の御役被仰付候上は、いかやふ共被仰付可被下候、若申分も仕候様被成可被下候様にと申由。我等返事に、何もの遠慮、尤に存候、萬事情に入可申と存候由、滿足申候、惡く候はゞ、ずいぶんせんさく可遂候由、申聞へと、申付候事。

一、共次手、四人に申候は、共方達も若候へば、能心得かんやう也。惣様しゆんしゆくして、家の義たいせつにと存候はでは不成事に候、四人衆も、がてんに仕尤に候、私の意於きづいも仕、又は私等が爲を忘、ひいきさいはん仕、もよりをあつめ、とうをたつるやうのさほう無之様に心得可在候由、申渡事。

七・月・二・日・

一、三人老中に申付候は、萬事の法をも仕かへ、又諸役人・諸奉行の内も仕かへ可申候條、面々書付可被申候、此方にて引合、我等の存寄も引合可相定候由、申付事。

一、老寄共不殘よび候て、壁書みせ、惣傳中へ出候事、右之次第に、出羽當番殿口上に申渡させ候事。

一、公儀御法度故、於きりしたん又かぶき者、下々迄、堅おこたらず可申付事。

一、家中又は國中之儀に付、ついゑの事、又先年より申出振舞・きるいの事、いづれも可然義と存候哉、若存寄儀候はゞ、老中迄

可申聞事。

一、家中馬之義、加様之儀は、しづかに可申出と存候得ば、今度向に出候を見るに、馬數殊之外すくなく候、國々遵書にも在事に候、油斷に存候、先て罷在候者、改書付上げ可申候、加様に申候て、小身も急に馬調候事、必無用事。

一、因州入國以來、方々へ用に遣せ候者共之儀、去年書付上候得共、殊外ふせんさくに候哉、くみにより相違在之候條、能々ぎんみ仕、おやの時何方へ幾度、子之代に幾度、いつまで小姓仕、其後何方へ幾度、又は新庄何年に罷出、其後何方へ幾度と、具に書付上げ可申事。

一、横目きつと可申付候條、萬事式法かたく可相守事。

右、何も出羽に、口上に申渡させ候事。（私に曰、此一段老中の事のみにあらざれ共、並べ記しあれば、爰に寫す）。

三人老中中は、面々中間申合、誓紙又面々心得之書付、御目に懸候由。

起請文

一、御爲にさへ候はゞ、其の身の爲は第二に可仕事。

一、三人之中間、萬事御用相談仕義、さた仕まじき旨申合上は、親子・親類・知音たり共、他言仕まじ事。

三人之間申合覺

一、年寄共、組頭共外萬事、ふれつかい、次第をたゞし、しれざる所は、御意を受け候て、相定可申事。

一、御家中より音信・酒肴までも、一圓取まじき事。但、祝義一門之間は、かくべつの事。

一、御用にて誰れ〳〵によらず被參候節、夜中にて候共、承次第出合可申事。

一、御用中間にてはねやい申まじき事。

一、ふれ使・公事さた、萬事申出候事、三人之内當番先可申出事。

一、三人之間、若意趣いこん在之共、せいしの上は、少しもゑんりよなく申ことはり、道理しだいにかんにん可仕事。

三人せいし

一、三人讀合、心に參義きはまらざる上は、御意を受、定可申事。

一、御城にては不申及、宿に在之共、當番之者ふれ使御用人へ相渡べき事。

一、三人之内煩申候か、其外さしあたる義候時は、次之番へ相ことはり、次番にすけ可申事。

一、御家中、其手引むれ立不申樣にずいぶん可申渡事。

一、御家中振廻三人申合可参候、當番はかげ申共、非番かげ候はゞ待合可参事。

一、當番に承候御用、當月らち立不申共、先へくり候て成とも、其品埒立可申事。

寛十九、七月十八日

一、檀外記義、若狭夜前参申由、長門・河内申候間、出羽をもよび三人へ申聞候覺。

出羽當番より長門・河内に申義がてん不参候、兩人もうけあい被申まじきことなり、近頃此法を出すと、はや下よりそむき候事、不屆仕合に候、急に若狹に右之段、可申聞と申候得ば、三人共、御尤と申事、其次手に出羽申候は、豐前と間惡しとて、只今若（狭）さとあしく被仕候はゞ、さりとてはわらべらしき事にて可在之候事と申聞候得ば、出羽申、御ことばに付て申上候、今度江戸にて今枝民部、主水を以、豐前と間惡事、年寄ぼれ申候哉、若狹事、何事も不存じにて候條、萬事引廻てくれ候へと申越し、私返事に、置存候、年去私はいかよふにも心得申候、若狹御出入仕者共、又かすめ候はゞ、只今受合候て、又惡く可被成候條、今らけ合候事不被成候、此方よりずいぶん如在は、存まじきと返事仕候と申事、我等申候は、若さより一度使こし候はゞ、出羽よりは三度に心得られ尤に候、年いきといひかぎられ、おとなしく候て可然被申候事、其後我等申候は、萬事ずいぶんたがいにたしなみ可申候、若き者共より合て仕置候故、さればこそ加様に成候んと、人口にかゝり候はん事、無念の仕合にて可在之に、ずいぶんきづい出し申まじく候、皆々もたしなみ可被申、我等惡事候はゞ、急と可被申聞候、此方よりも可申聞と申候へば、何も忝存候、不及程たしなみ可申と申候事。

七月二十六日

一、三人老中へ申聞候事。其方達の出頭人いでき不申様心得かんよふにて候、左様に候はゞ、みぐるしき事にて可在之由、申渡候、組中之者用に組頭を以可申旨、可申渡由、申聞候、御尤と申事。

六月、後九月朔日

一、三人老中に申聞候以、九十日之間用共大形調申候、年去我等申事、又は仕候事、存かへし見候に、いかほどもあやまり候かと存候、定て何も心付可申に、一わらも不申聞候事、ふしんに存候、三人之内にも、あやまり多くと存候、年よりの者之儀は、先遠慮かと存候、又はゑかたく行事も候間、惡者事も、左様に候も見へ申し、加様に申候はゞ、猶以遠慮可有之、たとへば、い

しやの我がすきなる物をば、病人も少しはゆるし候と、一つ事と存候、毒を病人にくわせ度は存まじく候へ共、我が爲かたく引け申と存候、三人共、せいしを仕、其上心得ゑこなる事仕まじきと、有ていに見へ候へば、たくみ候て邪路を被申とは存まじく候條、今よりは猶以無遠慮、何事も被申可然と、又三人中間にも遠慮在之と見へ申、たとへば、其日之番にて無之候とも、用事立入、心にかけられ可然と、中間之衆何とか可存などゝ遠慮候はゞ、さたの限たるべく候、我等身上をも可成程せんさく可仕候、又月切之番にも、久敷事に候間、失念に可有之候條、十日切に番に渡可然と申渡候事。備を定可申候條、面々人馬つもり書上可被申候、三千石以上へ、年寄〳〵に被申書上之様に可申渡事。

十六日

一、長門申候、私年寄之者共に具に申聞候、いかやうの儀にても、長門如在に不存こと存頼申候事無用に候、其御惣様共に可然仁も申人之儀に候はゞ、御前屋も可申上候、不可然人候儀は何程頼候共、御とりなしは仕まじく候、又一圓出入も無之仁にて候共、御爲に可然人之事は可申上と存候條、我等只今御用被仰付候とても、必そせうがましき事被申まじきと、何も年寄之者共へ兩度申聞候由、物語仕候事。我等中一段尤之心得にて候由申事、乍去申程之事は、我等に内證にて可被申聞候、いふ義候へば、用事共かたおち可濟不申候條、以來左様に可被心得と申聞候事。

一、三人老中に申聞候は、大きなる用は、かたおち申まじく候、少之事かたおち申と存候、たとへば、家屋敷之義にても、出羽頼申者有之時は、明宅無之故不遣、其後長門申時は御屋敷有て遣す事可有之候、左候はゞ、出羽を頼申者はかたおち申候と可存候條、用らるゝ前に、三人之手前に不濟書付見合られ候て、一同に用事濟候様に可被仕候由、申付候、何も尤と申候事。

十一月十四日

一、三人之老中に申聞候は、三人寄合之事、來年ならではなく候、我等身の上之義も、三人存寄候事、異見にて預由申候へば、三人共何事も可申上儀は無御座候、但、あまりおもく御座候、年寄之者共は末々にても被召出候はゞ可然御座候半や、又賞罰を志と被成可然候はん哉と申候、我等申は一段尤に存候由申候、其後我等申は、出羽手前之事申聞候は、萬事我等用共かたのごとく不念よくつとめられ候、就其家中之用共もはか參り候故、たぶん出羽所へ參申かと存候、同用にても出羽へ申候へば、はか參り候と存候、我等存候は、とかく三人の手前へ同前に仕度候、さなく候へば、かたおち申事、我等爲に不成候、世間のとな

へを承り候にも、出羽はひいきつよきと申旨承候間、其の心得尤に候事、河内は意心さゐ〳〵にて候、其方心察申し候、只今用申付候とて、しぶりに下々之義までさいそく調候事、不可然候とて、遠慮候かと存候、其遠慮より怠に成候、惣て怠事多候。我等の自筆にて書付遣候事失念候事二三度も候、此度之御ふしん一大事に候條、心せいもん立申ほどに、萬事不怠様に心得尤之事。長門に殊外遠慮ぶかく候て、何事もさつそくに無之、ひかへ過て、少の事はひかへなく、萬事申付可然候、何事にても世間のとなへ尋候に不在申、我等にかくし申様に候、かくし候事は、きらへざる事と存候と申聞候事。三人共忝由申候事。

一、三人へ申聞候は、備定内々可仕被存候へ共、具に出來不申、先三人之備、只今申渡候、長門・出羽は任先例、一日替先手申付、河内は兩人之跡一備に可仕候。合戰之時、三備一づゝに懸候様と、下知仕候事も可有之、又河内は殘置、旗本の先手に可仕事も可有、時により所により可申付候得共、先常々備は如此と可被心得と申渡候、三人共忝由申候。

十二月十日

一、備を定、出羽・長門に見せ候へば、一段御尤と申事、兩人に申聞候は、留守之時、兩人被居候時、事出來候はゞ、其時之番に當り候衆、本陣に被居尤に候、内々先手を請取候衆さへ跡に被居候こと、諸人存候はゞ、法度も聞可申、跡はともあれ、我は先へも心得られ候て、跡はやくたいあるらしく候條、其心得候へと申渡候、兩人共畏候由、申候事。

私に曰、十月朔日江戸より御注進ありしは、來年二・三の丸御ふしん被仰付候よし、執政久世大和殿仰せ渡されし由、これによつて烈公十二月十五日岡山御出船にて御參府なり、故に十二月四日・十二月十日兩度之命ありしものなり。

正保元年十月十五日

一、三人老中へ申聞候は、去る年は用多度三人寄合もしげく候へ共、此度は用も打候へば、遠敷候條、用無之候へ共、一月に三度づゝ朝も寄合可然候、小用聞・大小姓頭・小兒姓頭・町奉行・寺社奉行・よこめ・普請奉行よびよせ、萬事之義被用達候、いきにくき事は、明日の用日に城にて調候様可被仕候由、申渡候、何も畏候由申候事。

同三年五月十四日御歸國之日御渡されし。

一、三人老中に申付候は、一ヶ月に三度づゝより合可仕候。十日・二十日・晦日相定候事。

正保四年二月十五日横井養元にせいし申付候事。(今日被仰聞候事、諸々によらず、申聞まじき事可申上候事)。

右之誓紙申付、三人老中よび、養元を加、申聞候は、三人之作法、我等見及候事、心に存罷在候てはせん方なくと、其家の爲に候條、申渡候條、可被得其意候事。

一、出羽事。

一、萬事用共無油斷之事。　一、我等に異見切に被申滿足仕候事。

一、萬事之儀、はかまいりに付て、家中の義も、さつそくとすまし度と思はれ候事、尤にて候、乍去、就其ひいきつよきと人可存事、事の上にて少しづゝのあやまり可在之と存候、大かたはさつそくに仕候が能と有心よりあやまる所可有之候、そのあやまりは、常に目をかけ候が達て賴者の事にて候へば、不覺のひいきのつよき所に落入候、然る上は世上にひいきつよきと申も、よぎもなく候條、以來其心得にてたしなまれ尤に候事。

一、伊賀事。

一、萬事遠慮過候故、跡へ成候受在之事。　一、萬事に怠在之樣に世上にて申由候事。　一、我等に異見、纔に無之候事。

一、諸奉行切によび、萬せんさく被仕候義、ついに不承候、事惣くゝりて怠所よりあやまり共數多在候條、其心得にて以來たしなまれ可申候事。

一、長門事。

一、萬事我等申出す事少しも油斷なく候へ共、心にかけ立入情不入樣に存候事、是も諸奉行切によびよせ、萬せんぎ無之事。

一、遠慮過候故、我等尋候事、不被申事度々在之事。右之段、三人は心持かん用に存候事。

一、我等存旨を次第に可申候。

一、我等の心より出申付事、大小によらず、三人ながらへきかせ不申とも申付事、以來とても可在之候條、左樣に可被心得候、三人之内に、我等にはきかせずなどゝ思はれ候事はあるまじき事に候、左樣に候へば、三人に心を兼てかゝり可申にて候條、其旨を可被存事。

一、三人の内にて被存出候事は、萬事三人被申合尤に候、たとへば長門存出、此道可然と思はれ候を、出羽は不可然と被申、伊賀は中と思候義可有之候、加様之爲に三度寄合日定候條、三人のおもはく、たれは加様に存候と、我等に可被申聞候、然る上はろけんの上にて其儀可申付候、右如申長門存出候得共、多分出羽を惡と可存などゝ長門もおもはれかくし、我等に一人の被申事など有之候ては、以來間惡成べきはしにて候條、返す〴〵其旨を三人共可被相心得事。

一、先年三人申付候刻より、家中にての取さた承候に、出羽・伊賀頓て間惡成べく候、子細は、出羽は急過候に付、誤可有之候、伊賀遠慮過候に付、誤可有之、兩人非を互に見候はん間、頓て中惡可成と申付けて、只今中惡成候はゞ、さればこそ皆可申候へば、左様にはかられ候て、世間の存所へ落入候事、無盖之事に候、三人之間惡可成様は、皆我等の用事に出可申、其事のうち我等あけ候はゞ、前かた何かと申合候事は、互に忌れ可被申事と、去年も我等三人へ申定候、失念は有まじきと存候由、申聞候事。

慶安二年己丑三月六日老寄中に養元加被仰聞左之如し。

一、諸事、何も精に入候故、近年大形仕置仕、滿足申事。

一、諸事此度も申出法式などに付、不立は皆我等のとがにて候、次には其方達も越度にて、口上にて金言を申、書付にて能事を申聞候ても、此方の身に左様になく候へば、下々の用に可申様無之候、ずいぶん皆々たしなみ被申可然候、法のやぶれし事に付、たとへば養元參加様〳〵に申候故、いやと申候ては座敷の興もつき申故、是非なくその旨可順などゝ有事、數多有之事に候、我等の身に覺へ候、此方の好所を他より持來り、法をもやぶられ申物にて、まへは他のとがはなく候事、家の法のやぶれ候事、其方達拜に入て、かなしくいやに思はれ候はゞ、他よりおかさせ申事は有間敷候事。

一、軍法の事、今の風俗にてはむりにても、はやり候を、てがらのやうに存ならい、左様に候ては、軍のまれ候不成事に候。軍のかちは、大將以下々知に付に有事に候、尤むざとやくたいもなく大將にても、軍命法よきは勝物と見へ候へ共、それはめくらがちにて候、右申如く惣様の心惡く習い申と見候條、衆物語の次手には、軍法は一入貴家を守候はでは不叶義を、折々咄被申聞尤に候。心わるく成習にては、法をやぶり候とて成敗仕ても、やくに不立と承候事。

一、たとへば、出羽きも入、長門きも入とて、その同士より合候て、わきにはかまはぬが能作法などゝ有様に無之様に、出入仕

候者より面々共しめしかんやうにて候、左樣に候は、黨を立しましにて候事。

一、三人間能被仕候事かんやうにて候、如何樣の事候共、實儀を心に守、家の爲に専一に被存候はゞ、私のいしゆは少しも有まじき事に候、おとなしき心樣より、外へあらはるゝ所に、名は有事に候。

一、第一慾事、一の悪事にて候事。

一、長門、此度供被仕候、萬事こまやかに心に入候はでは成まじく候、わかやくはこれ、其外は不知なぞ有事、若しも存候はゞ、大きなる越度にて候、我不及所は、人に尋可被申事、とかく氣ずいの出處を、専一につゝしみ可被申事。何も御尤と申候事。

承應元年壬辰六月池田出羽・伊木長門・池田佐渡・日置若狹兩人を御用老に被仰付候伊賀・出羽・長門・佐渡・若狹へ仰渡され左之如し。

一、伊賀に申聞候は、出羽義數年奉行役怠候へと、其方も使にて申候、其上近年病者に候、長門義も數年病者に候へば、兩人之奉行役指免可申、其方義は、兩人より無病に候、其上只今申付者十方有まじく候條、今の分にてもきも入尤に候、少之内頼申由申し、御意忝存じ候、いかよう共御意次第に候由申、左候はゞ若さ・佐渡へも可申と存候由申候へば、尤と申事。

一、出羽・長門よび申聞候は、其方達數年こまか成事迄取扱ひ、ほねおり可申樣も無之候、出羽義は、備後を以も、伊賀をしても此役免候樣にと切に被申候へ共、一年〳〵と存、今迄免不申、近年病者にも候へば、もはや免可申、長門義も、數年病氣に候へば、猶以免候、兩人は我等の内にては大身にも候に、こまか成事迄取あつかはれ候事、にやはざる事に候へば、急におしたてゝ置可申、左樣に可被心得候。此度酒讃州へ晦乞に參候時、其方達の證人之事出申、能次でに候間、右之段物語候へば、一段尤に候由御申候事、此上は佐渡・若狹に可申付と存候旨申候、兩人一段可然と申候事、此上は、兩人共に病者に候間、能々養生候て、幾久敷奉公被仕候樣にと存候由、又先年家法大あしめに候處に、背心遣も入よりこまかに罷成候、精の入候故滿足申候由申聞候、兩人申は、今迄大きに御意にちがい申事も無之候處、私共年と存候、萬事ぶてうほうに候處、右之段大慶冥加に叶候と存候由申候。

一、三人老中よび、昨日内證にて申聞通、彌其通申付候條、左樣に可被心得由申候事。其後佐渡・若狹よび申聞候は、三人衆久々用共達被申候、出羽・長門は病者に候へば、此役免申、伊賀に兩人を加、用共申付候間、左樣に可被心得候由申付候、兩人申は、何事にても御奉公は仕度候へ共、此義は第一ぶてうほうにも候へば、御用達可申とは中々存寄も無御座、御爲にも不可然と

存候條、御理申上度存候由申候間、存處御尤と存候へ共、乍去其事にあたり候へば成物にて候條、彌其分に可仕由申聞候事。

一、出羽・長門三人老中に申聞は、先年何も此役申付候刻、誓紙被仕候、昨日取出申候、返し可申と存候、此文言は其方達之上にはいつまでも可然誓紙にて候條、其まゝ置申候間、可被得其意候、若狹・佐渡にも此前書にてせいし可仕候、乍去此文意の主意を能くがてん不仕候ては、神罰の恐き事に候條、具可申聞候。

一、五ケ條之内に、第一に私慾をかまへ申まじきと有り、萬惡の根本にて候、御爲如在に存まじきと有し、私慾なければ、たいせつにおもはで叶不申、ひいきを以ゑこ仕まじきと有し、惡き者と知りながら、我としたしき故、善者と申は一向の惡人也、其様成者は、世にまれに可有之、常にしたしみ我氣に入りたる者の事は、惡者もよきよふにおもはるゝ者に候へば、不覺ゑこに罷成候、是は我も不知神罰のあたる所にて候、私慾と云ふは、財寶をほしがりむさぼるまでを、大方は私慾と存候、これは未にて候、我心の寄所、大惡の本にて候、たとへば、今若狹我等爲惡かれとは誓紙に不及、毛の先ほども存まじく候へ共、常に我等いきどをり寄心あらい其所ちかい可申候、我等申付候は、はや恨心出申、此所はや御爲如在に存じまじきと有文意にちがひ可申、とても誓紙を仕上は、能此文言の根本をがてん仕、せいし可仕事。五人衆、能がてんに仕り、家の爲を第一におもはれ候所候はゞ、面々に右申寄心の欲を能拂捨より外無他候、五人一體の思をなし、家の爲第一に被存候事かんやうにて候由、申渡申事。

一、大きなる事は、出羽・長門に不限相談可仕事に候、こまかなる事まで尋申事に、一々は無之候間、さど・若さ左様に可心得事右如申家の爲大事に被存上は、出羽・長門もかまはぬせいは有まじく候、不及候得共三人衆相談候はゞ、存寄候義相談可在由申渡事。

六月十三日

一、佐渡・若さ誓紙仕候、伊賀筆本見申候事。

七月朔日伊賀・佐渡・若さに申付覺。

一、只今はこまかなる事までおの〳〵の手形遣候事、にやはざる義に候條、用人に三人を申付事、兵部・一角にも申付候は、兩人へも相談仕事候はゞ談合可仕候、存寄通無遠慮可申由、申付事。

七月二十二日出羽・長門三人老中へ申聞覺。

一、そせう申者、たとへば伊賀當番に申者候共、一人〆請取申事不可然候、殘二人へも參申樣にと被申可然候、左樣に候はゞ、すみ口は誰が口故、きゝ人にてすみたるとのにけなく三人〆すまじく候樣に仕なし、尤に候由、申聞候。何も尤と申、出羽・長門に申は、兩人へ只今もそせう申來者候哉と尋候へば、長門申は、一人も無御座候由申候、出羽申は、前かたより申入候者共の事、先日伊賀方迄申遣候通に候由申候間、我等申は、もはや不入事に候、くも申者候共、すぐに三人の内へ參申候へ、御尋も候はゞ、前かたより私も存旨可申とて、かまい不申候能可在之候、そせうの事は、いかにもおもくはかいかざるが能と申候へば、畏候由申候事。

承應二年癸巳三月御發駕前左之通仰聞らる。

一、留主中の城、長門書付、淡路に渡す。

一、留主中人數出時、備長門に渡す。

一、五人老中召出、やらけんを加申付候は、兩人は病者故、さしのぞき候へ共、不申及儀ながら、家の爲に可然義、大き成事は、精を出し相談尤に候、伊賀・若狹も左樣可心得事、とかく和ぼく不仕しては、家不齊事に候、忠を思ひ、家の爲を被存候て、何も和ぼく肝要にて候。

三月五日伊賀・若狹・佐渡に申聞候事。

一、萬事身心うちはまり用調可被申候、不覺慢心を覺可申候事。

一、何事も尋申事かんやうの事。

一、伊賀は失念多候、度々書附置、覺可被申事。

一、兩三人とりわき家中の手本にも成仁にて候、わきがか樣に有など、一々法を背、私などへ仕候はゞ、さりとてはひきやうにて可有候事。

一、去々年町にて衆道のさいばん不可然候、江戸より申遣返事、面目なきとの文體、惡き心得にて候、我等より申遣處、非ぎに候はゞ、幾度もいさめ可被申候、又能事に候はゞ、其方達にあやまり被改候歟、能々面目なきとの義、我を立る心體不可然事。

一、公事さた聞申とも、其座に居申者候、能々聞届尋可被申、我が聞所を能と思より、尋事もなく候、これ慢心なり、又初に聞入處、正路を尋てゆいまぎらかさるゝ事有、左樣の事をこり候て、以來訊まじきなど思ふ事も有、乍去不尋時あやまちも可有、尋て能事も可有、いづかたへとはおちつき不申事に候、其内念入尋候て、其上にての聞そこないはあやまちにて候、わが聞所

を立、不尋候て我聞そこないはあやまちにてはなくして、自慢の心にて候、其心得可有事。惣て惡人にても、常々惡人はなき者にて候、何ぞによりて惡人に成物にて候、人毎に常々惡をたくみ申所はなく候間、常に惡をなさする物、面目の心中に有物にて候條、夫を尋せんぎ仕存候て、少は能成可申事。

一、佐渡初て供にて候、萬事能々尋可被入念候事、身心ともにうちはまり、せいを出し可申事。

私に曰、この又翌七日岡山御出船、同二十一日江戸へ御着、佐渡も御供にて江戸へ行しが、四月、狂氣しければ、岡山へ杉山五左衞門・醫者藤包を添られ御歸し、家綱佐渡かんしん分五百俵給はり、池田藤右衞門へ一所に罷る様被仰付候、委敷は別に記す、合見るべし。

佐渡狂氣にて岡山へ歸りしは五月十四日、水野伊織を江戸家老に被仰付。

此時伊織被仰渡左の如し。

其方事、三左幼少より奉公勤候、成人仕候義、滿足候、然る上は、其方知行・鐵砲、勘兵衞に渡、いほり（伊織）如くにて召遣候、其方は江戸家老に申付、我等用も調可申、家老職として三千石の物成遣候、此上萬事無遠慮様に心得可有之候、此屋敷に越可申候事

同十六日の御書にて、岡山老中池田出羽・伊木長門・池田伊賀・日置若狹へ伊折（織）事を仰遣されし、左に記す。

伊織義江戸家老に申付、本知千石・鐵砲三十丁、勘兵衞に申付、伊織に家老職として三千石藏米にて可遣旨申付候。勘兵衞は、只今迄の伊織の如くに三左衞門に奉公仕候條、左様に可被心得候、其元より用候注進状の上書、伊折當書に可被仕候。

中老

延寶二年甲寅二月池田三郎左衞門今迄當頭、二千石、後内膳と改む。を始て中老となされて、老中の次席御居間御禮。に据らる。其定れる職はなく、火事等の節は、火元へ出て防火する事、老中と等しく輪番にて勤む、又政事に加はり、用所へ出座す、この時役料千俵宛を賜はる。此三郎左衞門は、政事にも預れり、其後加増度々にて四千石となり、元祿二年己巳七月老中となれり、されども、中老は定職なき事ゆへ、缺る事多し。

城代

延寶四年丙辰十一月八日池田藤右衛門（千五百石、今迄番頭。）初て城代番頭となり、老中之次席、（但、中老席。）城代組之士を預り、足輕三十人を預れり、（城代組の士は、今迄同所留主居支配しけるといふ。）天和元年辛酉九月、藤右衛門病死し候程は、同年十一月若原監物（今迄番頭三千石。）城代となり、貞享四年丁卯九月迄勤め、元祿元年戊辰より、小仕置を以、城代として輪番にて勤めしが、正德五年乙未池田七郎左衛門（今迄番頭小仕置、二千石。）城代となり、享保三年戊戌二月、七郎兵衛隱居し、再び小仕置より年々輪番にて勤めしより已來、今寛政に至る迄、城代たる者なし。

按るに、古へより御出陣之時、城代は臨時に老中の内より命ぜられしといふ。大坂兩度御出陣の時は、姫路城代は土肥周防（老中末席、五千石なり。）勤めしなり。烈公の御代に寛永十九年までは此例にて、誰城代勤めしといふ者もなかりしが、今年七月晦日この已後留主居城代年替りに勤むべき旨、御直に左の者共へ仰付らる。（土倉淡路は、當日不快に付登城せず、追て被仰付候。）

池田伊賀。　芳賀内藏允。　若原監物。　土倉淡路。　瀧川出雲。　土倉隼人。　日置若狹。　薄田左馬介。　振浦大隅。

かくて、此年佐渡勤めしが、十二月御發駕前（來春御手傳に付、此月御定）同十二日佐渡に城留主の義一年切に候條、淡路罷歸り候て來年は淡路へ渡し候へと仰渡る。（淡路・若狹は、御手傳に付江戸詰）。承應年（マヽ）癸巳三月御發駕前土倉淡路に御留主中城繪圖書附を渡さる。（此年計にてもなく、御參府計は、當番の者に渡されしなるべし）。

小仕置

延寶四年丙辰十月二十三日岸織部（是迄、大小姓頭・鐵砲二十、祿六百石。）・水野作右衛門（是迄、大横目、祿六百石。）・水野三郎兵衛（是迄、判形役、鐵砲二十挺、祿千石。）の三人に、初て小仕置を命ぜられ、仕置老中の助となり、上下萬事の政事に預らしめ、近習組となり、士分の種ケ島組二十人の足輕を預りて、役料二百俵づゝ給はりしが、翌五年閏十二月十八日岸織部四百石加増、水野三郎兵衛兩人番頭となり、組を預る。水野作右衛門四百石加増、番頭格にて在江戸を命ぜらる。同六年戊午九月八日宮城大

大村士組三人御座候故、御斷申上、指上とあり。水野が書上には番頭とも、組指上げともなし。

藏（番頭、祿二千五百石）を小仕置に命ぜらる。同年九月九日に織部・三郎兵衞・大藏三人に士鐵砲二十餘人宛を預けらる。（是より士鐵砲小仕置預り、今寛政に至れり。）

按ずるに、近習組にては、其任輕し、故に番頭となされ、常の番頭は御禮も御書院なるを、小仕置は御居間御禮となされ、御老中・中老の次となる。駕をもゆるし賜ふ。其時代の比迄の風俗は、御先手の職を面目として、政事を加ふるをさして忝も思はざりしかば、人情の服せざらん事を思しめされ、かく寵遇厚くなされしといふ。されども此役の命かふむる人、かしこまり候ひぬるよしの御請を申て、忝なきなどゝは申さゞりし由。

元祿元年戊辰より小仕置を以て城代とせられしより、年々輪番を以て勤む。（去年九月迄は、若原監物城代たり。）正德五年乙未十二月池田七郎兵衞（是迄、番頭小仕置なりしなり。）を城代になされしが、享保三年戊戌二月七郎兵衞隱居、其跡役なく、再び小仕置受持にて輪番にて城代を勤め、今寛政に至る。

番頭

此職は、國淸公の御時よりあり。されども組頭と唱ふ組の士も多少あり、鐵砲も預り、定數なく、或は、鐵砲預からざるもあり、惣て諸役を勤むる人をも組中より撰み出し、其儘我が組に置しと見へたり。

御・自・記・

一、寛永十九年壬午七月（六百石）岸藤右衞門・（千石）大村定平・（五百石）水野助之丞面々組上げ度由、三人老中迄申出る、子細は一人或は二人組付候故なり、申處尤に候條、望の如に可仕候由、仰付らる。

同月晦日に、岸は船奉行になる、藤右衞門組指上候趣意は、小身者組仕預被成候ては、御急用の時、諸作廻萬事に付て、御爲不可然奉存候、外に滯申心樣無御座候由、以神文御斷申、差上申とあり。

同・月・晦・日・組・頭・共・に・申・聞・候・覺。

一、何も久敷組故、人へり不同多候故、わり替申候、定て何も滿足可仕と申聞候事。

一、常々組中事心にかけ、人々くみ、先祖をも承可申、他家にての用に立候義、尤當家にて用に立候義まで、具に承可申、又用の義にて、何にても役申付候時は、爲に候條、常々人がらを能尋申時、とゞこほらざる樣に可心掛事。

一、三百石以上、以來は馬たやし申まじく候、若ゆだん候はゞ、組頭可爲越度事。

一、組中用の事候はゞ、組頭を以當番老中に可申候。　一、組割之義、此度のが極にても無之候間、可得其意候事。

八月十日

一、三人老中を以、組頭七人に藏入の所務、當年きも入候へと、何も畏候由申候事。

一、三野郡、内藏允。　一、邑久郡、兵部。　一、津高郡・小島・備中、和泉・修理。

一、上東・上道、大隅。　一、岩生・和氣・赤坂、飛彈・監物。

右の通申付、直に申渡候は、去年の勘定、當春に勘定申付候に、未進在之、らち不明候、かるき代官にては取立がたく候半と存各申付候、何もせいしに不及義と存候へども、もし何とぞよき事共候はゞ、其時の爲に候條、皆の心次第にせいし可被仕候由申渡事。誓紙の心は、郡代・郡奉行・代官の義可承候也。

右申付、番頭共より下代官書付上候、右の者共代官申付候事。

一、三人老中に申付候、此義郡代・郡奉行・代官せんさくとは、必さた無用に候、唯一兩年取務難成故、組頭にきもいらせ候計、さた可被仕由、かたがた申渡候事。

起請文

一、被仰出御法度之旨、堅相守可申事。　一、私義、禮物自分の義は不及申、下々迄も一切取せ申間敷事。

一、在々にて自然百姓申分於有之は、承屆候、御爲に成可申と存候義候はゞ、緣者・親類・知音たりといふとも。御老中迄有體に可申上事。

右條々　　河内番

九月朔日

一、組頭共に申付候は、組中にけんみ可罷出者、又郡奉行可仕者、書出し候へと申渡候事。

一、「同日」筑後・隼人・主膳・求馬・數馬・賴母、此六人に郡々へ罷出、きりしたん改、如先年可仕旨申付候事。

一、「同日」組頭の内にも鐵砲預候者、尤鐵砲頭共にも申渡候、鐵砲屋敷に家の無之もあるよしに候、只今是非家作り候へと申付候にては無候間、家作り不成は、(言)上げ可申、家仕候時分は可遣旨申渡候事。

一、「同日」同日組頭七人に內證にて可申聞は、郡代・郡奉行・大庄屋の善惡入念承り候事、又在々公事候はゞ、是又念入承書付仕、右之者共可申上候由、河內に內證申聞候へと申渡事。

一、正保元年甲申草加五郎右衛門・若松市郎兵衛・齋藤加右衛門、爭論ありて、齋藤は罪重て土倉淡路へ預けられける。此時組頭共へ被仰渡左の如し。

一、其後組頭中に申聞候も右之通、御日記の內。

右の次手に申聞候は、惣て如何樣事に不限、少々出入にても、其組々もよふし寄合談合仕、其もより〳〵の品を立候事、さたの限りにて候、へ(壁)き書にも候ごとく、大かたもさうたるべく候、以來少之義にても、面々は不及申、組子まで義のたち候はぬやうに可申付由、申付候事。

一、慶安二年己丑三月朔日鐵砲引廻し役を初て置れ、組頭預け鐵砲十挺に引廻し役一人宛を添られしなり。是むかし國淸公の御時にも此事有ければ、山脇源大夫が組の士、武功ある者をゑらび鐵砲をあつかはせし初てといふ。頭の手にて武邊心得有て、鐵砲のあつかひよきものを申付べし、かねて此心しらぬものは、治世軍用別段の樣におもふ事あるは沙汰の限りなりとぞ仰渡されける。委敷は、鐵砲引廻のところに記す、合せ見るべし。

一、承應三年甲午十月六日組頭を改め、番粗と號し、番頭の下に、一組に一人宛の組頭役を附らる。是組頭の初なり委は組頭の條下に記す。

宗門奉行

寛文五年乙巳正月十五日大小姓頭安藤杢・伊木賴母兩人に此役を兼帶仰付られし。此時御觸候留、左の如し。

寛・文・五・年・正・月・十・五・日・吉・利・支・丹・穿・鑿・の・義、今・度・自・江・戶・就・被・仰・出・申・付・覺・

一、一萬石以上之面々は、役人を定、下々に到迄、不怠吟味可仕事。

一、組付は、番頭•組頭として遂吟味、自分の義は不及申、組中下々迄可相改事。

一、物頭組外は、自分として銘々召仕の下々迄可遂吟味候、此外末々の者迄、頭の不念可相改事。

一、寺社方は稲川十郎左衛門、町中は岡田喜左衛門可相改事。

一、在々は代官•郡奉行•村代官共遂吟味、只今の如く五人組を定、不念可相改事。

右惣奉行安藤杢•伊木頼母申付候間、面々下々迄、念入不念穿鑿仕、於改出は可為忠節、若不審成者有之者、此度申付候兩人へ早々可相達、令油斷脇より於申出は、一々爲無念也。

かくて國中吟味ありしに、磐梨郡佐泊村與次右衛門といふ者邪宗にて、御穿鑿之上改宗すべしとありければ、いわゆるでいらすといふ本像を踏破れり。

此宗を改むるをころぶと云、與次右衛門が持居ける物とて、いまに宗門奉行の預にあり、經文と覺しくて、平假名にて書たる文あり、其詞の中にも、さんたまりやてうせかおんはうといふケとをのす。又表は菩薩相の像を書き、裏には件の文書たる掛物なり、本尊の像といふは、女一人子を抱き、椿に腰をかけし、半月を足下に踏たる畫なり、其畫精妙にして、生たるごとし。與次右衛門が踏破りし所なりとて、破裂して女の腰下所の紙全からず、文珠數一つあり、其珠の形礫木に似たり、又、郡會所にも吉利支丹の寄鏡一面ありといふ。

然るに、猶内々此宗を尊信しければ、再び獄に下し、伊木頼母が宅にて穿鑿せしに、此度は更に諱する色もなく、それがし此宗を信ずる事厚し、いかに罪せらるゝとも、今更ころぶ事ならず、疾〱峻刑に處せらるべしと申ければ、七月三日斬罪と成子二人有、され共同宗にあらねば、其宗を江戸へ仰あり、やがて御指圖ありて死罪をゆるされ、郷里に歸さる。

鐵砲奉行

元祿元年戊辰二月二十七日番頭二人を以て鐵砲奉行とぞなさる。

私曰、鐵砲奉行、初は、組付鐵砲引廻しより鐵砲奉行を勤めしと見ゆ。延寶四年丙辰十二月より瀧多左衛門を池田藤右衛門組鐵砲引廻に仰付られ、鐵砲藏御預け被成候。

享保六年辛丑諸郡猟師鐵砲・威鐵砲數之事

十六挺。内、三挺威鐵砲、十三挺指上鐵砲。御野郡。　百八十六挺。内、九十九挺猟師鐵砲、十七挺指上。津高郡口。

三百四挺。内、二百二十三挺猟師・三挺威、七十八挺、同斷。同郡奥。　二百七十一挺。内、二百六十三挺猟師、八挺同。赤坂郡。

百二十一挺。内、百挺猟師、二十一挺同。磐梨郡。　五百十二挺。内、四百六挺猟師、二挺威、百四挺同。和氣郡。

百八挺。内、五十五挺猟師、五十三挺[ ]。邑久郡。　十挺。指上。上道郡口。　七挺。内、三挺威、四挺同。同奥。

二百三十七挺。内、百四十八挺猟師、八十九挺同。兒島郡。　百七十挺。内、百二十五挺猟師、四十五挺同。備中(山南北淺口共)。

合　千八百四十二挺。内、千三百八十九挺、猟師鐵砲。十一挺、威鐵砲。四百四十二挺、指上鐵砲。

大小姓頭

國清公の御時、村瀬八左衞門慶長六年十一月三日於播州四百五十石に被成、大小姓頭被仰付、同十二年子市右衞門家督とあり、已後欠役と見へたり。

寛永十九年壬午七月晦日初て牧野將監・丹羽藏人兩人を命ぜらる。此時の仰渡されし趣は、

今度將監・藏人大小姓・中小姓頭に申付候、將監義年も寄候條、可被迷惑候得共、彌近く可遣爲申付候、藏人に鐵砲十挺まし預候事。

右之通被仰付しかば、翌八月朔日兩人起請文指上る、左の如し。

起請文

一、御爲毛頭疎意奉存間敷事。付、組中間事に付ゑこひゐき仕まじき事。

一、被仰出御法度の筋目、私義は不及申、組中とても無油斷相守候樣に可申渡事。

一、御おんみつの儀は不申及、少の儀にても、御爲に惡敷義は、他言仕まじき事。并、御尋之儀、緣者・親類・知音たり共善惡有體可爲に可申上事。

一、兩人之間、惡敷不成樣に相たしなみ、御用不滯樣に可仕事。

右條々

八月朔日

牧野將監

丹羽藏人

かくて兩人勤めしが、將監は正保元年甲申六月身退去遁世し、風車軒任池坊と號し、家綱將監の代りに、同年十月より生駒玄蕃なれり。玄蕃は、同四年丁亥正月萩原又六と申事せしにより改易せらる。此代りに同月草加兵部なれり。藏人は、慶安三年庚寅番頭となる。此代りに小堀一學なりしより、連綿として今寛政に至れり。

家譜

寛文四年甲辰八月二十一日伊木内藏、今迄番頭なりしを大小姓頭に仰付られ、御近習に相勤候へと被仰付、弓・鐵砲足輕十人づゝを御預、同七年丁未二月八日忍之者六人御預け、同十二年壬子烈公御隱居被遊候刻、御近習詰御指免被成、如前御番頭被仰付たり。

同斷

同八年戊申於江戸小堀主殿御小姓頭被仰付、組頭に長屋新左衞門・山田彌左衞門被仰付、十人組は被召上、同十二年壬子九月十五日御小姓頭御改被成、纏旗被仰付、幾利支丹奉行被仰付、同月二十九日忍之者六人御預、翌年忍之者二人御增とあり。

按ずるに、伊木は番頭よりなりしなれば、旗纏其儘にて番頭なりしならん。小堀へ纏旗御免は、伊木番頭となりしに依て仰付られしにや、貞享元年甲子正月十一日被仰出候大小姓頭白旗・捧り刺物・免の纏無用、子供は番刺物たるべき事とあり。

大小姓頭二人・三人の時は、組をも分けて支配し、組頭も二人宛付しが、延寶七年己未六月二十三日澤權太夫大小姓頭となり、一人役なりしより、組頭も二人になりし。已來は大小姓頭二人・三人にても、組も分けられず、組頭も增すといふ。

郡代

御移封後其職絶ゆ。されども、烈公の御代仰出さるに、郡代・郡奉行・代官と並べ記されたること度々あれども、誰れ勤めしといふ事知れず。按るに、郡代と有て、もし老中方の郡代か。因州にては熊谷十左衞門郡代を勤めしといふ。

天和二年壬戌正月二十一日五百石津田重次郎・服部與三右衞門兩人を在方元〆に命ぜらる。これ中興郡代の初といふ。此時兩人への仰渡され、左の如し。

曹源公御前へ津田重次郎・服部與三右衛門召出され、池田大學・日置猪右衛門も御前へ出、御意被成候は、兩人に度々被仰聞候通、御國は從公方様御預之事に候へば、此の御仕置肝要に付思召候、公方様の御下廣事に候故、國守〻に其國を御預被成候、曹源公も御自身に在々之御仕置は不被爲成義に付、其役人被仰付候、國々御巡見被仰付候趣、御考被遊候、國々在々は御手遠なる事に候へば、民の有付無御心元被思召候ての事に候へば、何とぞ在々は御仕置宜様にと被思召候。兩人事は少將様御心易被召仕、何角御用被仰付、扨近年曹源公も何角と被召仕、御心易被思召候、其器量有之と被思召候。大學・左門は末々の事迄兩人のごとくには不存わけに候へば、御領分御郡方の義兩人に御任せ被成候間、引受裁判可仕候。重次郎義は、尤閑谷・和意谷其外勤來の役義は、只今迄の通相勤可申旨被仰渡。

兩人、大學・猪右衛門迄申候は、在々の義近年立入様子を見聞仕候に、未々・品々大勢の事に御座候得ば、中々に被仰付可宜とは不存候、御談の義は、追て大學迄可申上と申候へば、

又御意に、色々御考被遊候に、此義兩人をのけ、外に可被仰付と被思召候者無之候間、先は打はまり勤見可申、兩人共に小身に候間、五百石宛御足し被下候と御意被成、兩人御次へ罷出、大學・猪右衛門御前より罷出候を相待申上候へば、只今の御意、重て難有仕合には奉存候得共、在々之御仕置宜様に可仕とは、中々得不存候、私共器量にて御心に叶候様得仕間敷と奉存候へば、御請の義難申上候、何卒御前宜様に奉頼と申上候へば、尤には候へ共、中々御免被成間敷候、然共先達御耳可申とて、大學・猪右衛門、御前へ罷出、其已後兩人へ御次にて大學・猪右衛門申聞らるゝは、只今の趣達御耳候處、兩人は左様に可存候、中々思様には成間敷と大事に可存者と思召候に付、被仰付候を、御意に候間、先に相勤見可申とありければ、兩人此上は如何にも奉畏候、先相勤見可申旨御請申上候。

郡代席は、大小姓頭の次席なり。されども、番頭格にて相勤めしもあり、番頭・小仕置より勤めしもあり、又大小姓頭格にて勤もあり。委は諸職交代に記す。

按ずるに、津田は在方御用品々勤め、服部と同御領分不殘巡見被仰付、其外新墾等御用相勤めしにより、今度郡代に命ぜられしなるべし。今日郡奉行も十人ありしを、七人はめされて三人殘り、是迄郡奉行共は、土着して勤めしを、自今已後、岡山に居て勤むべしと、南方村へ内々郡奉行屋敷を建て、又今年郡會所を初て建て、郡目附役を初めて置かれ、郡方諸事改革ありしも

津田・服部二人郡方の得失を委しく言上せしに依りしならん。

作廻方　注（下文なし）。

判形

何年より始りしや、未詳。已前は裏判役とばかり唱へしなり。備前へ御移封後、田中多左衛門で（年月日しらず、これまで祐筆勤めしや、本姓は森川、段々加増にて六百石。）裏判役なりしが、寛永十九年壬午七月二十六日御免、同八月三日隠居せり。此役は大小によらず、金銀・米錢之出納の事に預り、諸切手等には、裏書をして判をする故に、裏判役と云。

此役之者、持筒・持弓を預るも、初よりにてはなく、其勤勞を賞せられ、後年預けらるゝと見ゆ。小堀彥左衛門は、寛永十六年に當役に成、五年を經て、同二十年癸未十一月に持弓二十人を預けらる。又、大小姓頭より兼しは草加兵部なり　湯淺半右衛門は初めより持筒十挺預り、其後持筒十挺加へらる。

萬治二年己亥江戶御居間に御近習の者被召出、御直に被仰聞御口上之内に、

一、何れの役も同前といへども、南部半左衛門・山内權左衛門如く、內證の義申付者、主の爲を大事と思ひ、忠を可盡と存者は、少の義にても損なき樣にと存候故、惡敷心得候得ば聚斂之臣と成者也、少し利を爲として末々は迷惑仕事、古今多し、下の迷惑と云に一つ有心得、理屈を以言時は、末の痛に左のみ不成事にも、可利爲になす事は少にても迷惑に存候者也、又過分に費の所を能考仕直事は下少々痛む事候ても、ふるまひと云者也、少の利可得とて主名出る者也、此事は上には無御存、我等共の仕事と云とも、主か樣に好み命を諸人存者也。右の如く人は爲を第一に存、精を出す故に、費を能考、爲と成事も數多有之、然共諸人は其能事を不言、過のみ云定る者也。又已が爲を專一にして身構へなる者、諸人に不被聞樣に分別をなし、主の爲に可成義を存出すといふとも、其事を不爲、萬に無精成者也、此者は大に不忠人也。惣て我等人のあやまつ樣を考に、滿心に始れり、如何となれば、已が爲といふ事、皆能と思ひ、他に問事なく、適々尋といへ共、已が心にしたがふ者に問者也、此故に善惡共申聞者、何れは我職にも無に、いらざる差圖を思ひ、或は詞に出し、又は面にあらはるゝ故に、已來善事ありても不告、却て譏るもの也。惣て相役に限らず、皆の者は主人の爲を思ひつゝ、我意を不立樣に、隨分嗜み、萬事可申合候、如是ならば、何も

相すべし、相すれば家の齊ふ事無疑、愼心有ては無利、此旨を堅可存事。

此旨、水野宇右衛門折節江戸へ御使者に往きし故、御國にても、何もへ被仰聞可然旨、宇右衛門を以被仰含、岡山にて曹源公被仰渡候。

寛文十一年辛亥二月四日諸奉行・諸役人、只今迄誓紙被仰付候得共、思召子細有之に依て、役義の勤用・御教書、幷老中條數書、左の役人へ於西丸被下之。但、御教書は役人御前へ被召出。其品、御直之御意の上、於御前老中被渡候條數書は、老中令判形御次にて被渡。御敎書左の如し。

裏判

一、先心を正して義を明にするを本として、其職を可相勤事。

一、寛弘にして人の言を許容し、權高に無之、末々物申よき樣に可相心得事。

一、財寶之出入義を專として萬無滯樣可相勤事。

亥三月四日

諸役人には數條書出候得共、裏判には條數書は不出。

江戸聞番役 幷加はり見習

何年始まりしといふこと所見無。按に、慶長五年關原一亂後、天下始諸國之大名、江戸に屋敷を給はり參勤せしにより、聞番役始まりし也。

貞享二年乙丑渡邊友之介といふ者指出し先祖書に、聞番役の事あり、左の如し。

實祖父平岡重右衛門は、金吾中納言秀經卿に仕へ、其後浪人にて居申候處、國淸公へ於播州被召出、爲堪忍分御知行六百石被下、公儀夫(使)被仰付、在江戸にて相勤。國淸公より御書被成下候御自筆、于今私手前に御座候。國淸公御卒去被成候已後、十右衛門、井忰助之進父子共、左衛門督樣へ御奉公仕候とあり。

慶長十六年辛亥烈公御三歲の時、下方覺兵衛御守に御附、妻子共に在江戸せしが、其時分は江戸御留主役へも無御座故、興國公御在國之比は、公儀御用、其外諸事之儀相勤、同公より御下知の御直書共賜はり、今に所持仕候。四年戊午烈公因州へ

御初入の御供仕、諸寺と下方家譜に見へたり。

山内主水、下方歸寺前後より勤めしや。(諸職交代には、これと違ひて興國公の時此より主水いかゞ)。さて主水は寛永十九年壬午役義御免あり。諸職交代に寛永九年宮部源大夫公儀使被仰付、同十一年迄相勤とあり、家譜には山内・宮部共勤めしといふことあり、されども山内が勤めし事明なり。宮部は寛永元年於因州大小姓被仰付、慶安二年母衣被仰付と家譜に見へたり、されば公儀使は勤めずと見ゆ。

此時、公儀使牧野彌次右衛門・中村治左衛門二人なり。

加りの初

寛永十一年甲戌能勢少右衛門こと、山内主水に加り、公儀使役被仰付、同十九年壬午主水役義御免、少右衛門本役となり一人にて勤、慶安元年戊子鐵砲の者十人御預被成、同四人自分若黨に召遣候樣被仰付、同三年庚寅南部治郎右衛門を相役に被仰付、兩人にて勤め、承應元年壬辰鐵砲の者十人御增、同三年甲午判形役となり、又少右衛門一人にて勤、萬治元年戊戌三月牧野彌次右衛門被仰付、又二人にて勤、寛文六年丙午少右衛門御免、鐵砲頭となるとあり。

寛文十一年辛亥條數書を老中令判形被相渡、左の如し。

公儀使

一、御公儀向の儀、無油斷聞合、又は他の御家宜御仕置、御當家の善惡取ざた心がけ、聞出し候はゞ、可被爲言上事。

一、江戸御留守役は、他家の衆中參會の義候得ば、諸事愼可被相勤事。

一、公儀へ對し、御奉公に可成事聞出し被申上候、可爲言上事。

亥三月十四日　　三老連名書判

留守居一人つゝ當

右書附被相渡已後、老中口上に被申渡候は、只今迄誓紙有之面々は誓紙を消可被申候、役替成は役義御捨免之節は、右之條數書返上可仕と云々。

かり・二人・交替・

天和元年辛酉十月二十一日吉崎甚兵衛・加藤源七郎公儀御用被仰付候間、森本與兵衛に相加り、爲兩人二年代り江戸御用相勤可申候、先當年甚兵衛可被遣候旨、御直被仰付、其後御近習に被仰付候由、日置左門被申渡。

書方頭取　註（下文なし）。

兒小姓頭

國清公の御時、岩根九郎次郎二百石。御兒小姓頭に被仰付とありて、いつまで勤しといふことしれず。其後、誰勤めしといふ者、所見なし。寛永十九年壬午七月晦日伴内記伴元察が次男也。後草加五郎右衛門が養子となり、草加兵部と改、是迄別に被召出て五百石賜る。・古田齊の兩人を始て兒小姓頭に仰付らる。同八月朔日兩人より起請文指上る。起請文、大小姓頭と同文故、爰に記さず。齊は、同年十二月十九日改易せられ、正保四年丁亥五月二十五日歸參、直に江戸へ行歸役仰付られ、明暦元年乙未迄勤む。內記は正保四年丁亥正月八日迄勤、大小姓頭に仰付らる。

此役にて兼帶せし分、左に記す。

正保二年乙酉松平右近君に罷在候忍之者、江戸におゐて召出され、伴內記に御預なり。泉八右衛門承應二年癸巳曹源公附裏判に加へ、持筒二十人預りて兒小姓頭となり、又明暦二年丙申十人組の頭をも兼たり。（此十人組は、今年初て御召出し也）。

小堀半彌も十人組を預れり。

次兒小姓頭　註（下文なし）。

弓組頭

萬治三年庚子十月十九日杉山五左衛門今迄大目附、三百石なりしを、百石加増にて、・古田齊六百石、今迄近習詰。兩人を近習物頭・弓組頭となされ、弓組十人づゝを預けられし、これ弓組頭の始なり。さて、杉山は寛文十一年辛亥三月旗奉行となり、古田は同十二年壬子九月八日江戸において鐵砲頭となり、喜多島忠右衛門七百石。今年八月五日弓組頭となる。寶永元年癸丑七月

加藤與右衛門。
門田八郎兵衛。
伊庭八大夫。
内田三平。
中村八右衛門。
俣野治平。
安井吉左衛門。
生駒八右衛門。
横濱左次右衛門。
長谷川九左衛門。
山田左兵衛。
立野八郎兵衛。
小泉又七。
同　太左衛門。

慶安十二年十一月十二日、右十四人内に弓けいこ仕候由聞及候間、米二十俵宛遣すと御自記に見ゆ。

十二日丹羽七郎左衛門八百石。弓組頭と成、喜多島と二人相役にて勤めしが、喜多島は同六年戊午十二月死すイ二七年己未二月二十五日歿とあれば、此年ならん。これより丹羽一人にて勤めしより、今寛政に至まで一人役なりといふ。

私按、弓組は慶長年中諸士分限帳に三十一人を記し、弓組とありけれども、興國公御代・烈公御代始め誰弓組勤めしといふ、いまだ所見なし。按に、烈公諸藝御好み成され、學者其外武藝に功巧者なる者を御移封後多く召出さる。中にも弓巧者多し、これに依て弓組を仰付られ度思召けるにや、慶安元年戊子十一月二十五日花畑にて太田又七・門田茂右衛門御目見的射、翌年安井助左衛門・中村平藏も同所にて御目見的射、其後四人共弓稽古料として毎歳米二十俵宛を賜はる、承應年中、村田作三右衛門・服部源右衛門・吉田多兵衛・田地助之丞等弓役を命ぜられ、伊庭半藏組になさる。(伊庭は番頭なり、此外の番頭組中弓役勤めしといふ者所見なし。伊庭は祖父彥右衛門、父和泉、此半藏(初名、大膳)、三人とも射術に譽れ有者にて、弓役の者へ御入被成る也)。さて、今年萬治に至て始て弓組二十人を仰付られしものならん。此時命ぜられし者共は、弓組の條下に記す。組頭は翌寛文元年辛丑正月十一日初て附らる。

士鐵砲頭

何年始りしといふ事未詳。考ふるに、正保二年乙酉熊澤次郎八後、助右衛門と改めしが、又役仕して了介といふ。歸參せし後同人がすゝめに依て抱られし士鐵砲と見へたり。されば、正保の末より慶安の初に、士鐵砲を初て召抱られて熊澤に附らる。先田丸完右衛門・榎五右衛門なり。それより近々召抱られしなり。慶安四年熊澤次郎八士鐵砲の内、野澤藤左衛門といふ者病者故、御暇願ければ、願の如く御暇被下候事、江戸より十月二十八日被仰遣。慶安三年庚寅九月朔日熊澤治郎八取次にて西村孫之進召出され、五十人扶持給はり、士鐵砲御預被成、明暦二年丙申四月十五日病死すと、彼が書上にあり。これ等を以て考ふるに、熊澤初は士鐵砲頭にて近習頭なりしが、慶安三年庚寅五月番頭となり、組を預りし、又、士鐵砲も其儘預りしに依て、同人九月より前文の通、西村を熊澤に附られ、士鐵砲の事を司らしめしならん。その組頭共同じきか。かくて士鐵砲は番頭の預りにて、寛文の末には池田三郎寛文十戌年より左衛門同十二月子九日・伊木頼母・同年宮城大藏三人共番頭、士鐵砲を預りしが、延寶元年癸丑十一月、三人共いかなる存寄にや、老中迄士鐵砲指上度旨申達候處、願の通に士鐵砲召上られ、同月十九日に池田七郎兵衛新知千石給はりて、・池田吉左衛門千石。・湯淺

半右衛門千石。三人に、士鐵砲を三つに分けられ凡二十三・四人宛。近習詰に召仕はれ、役料九十俵宛給はるべき旨命ぜられ弓組頭の次席たりしが、此時三人共へ組頭も附らる。吉左衛門願に依て在宅し、同六年戊午九月、七郎兵衛番頭となり、半右衛門は船奉行となり、同日小仕置番頭岸織部・水野三郎兵衛・宮城大藏三人に士鐵砲を預けられしより、今寛政に至るまで小仕置の預りとなれりといふ。小仕置人數多ければ、其人數に割て預けらるといふ。

祐筆頭

萬治元年己亥十一月日欠奥山市兵衛二百石。兒小姓なりしが、百石加增にて近習となり、祐筆頭となる。是當役の始なり寛文元年辛丙十二月十八日十人組の頭を兼、同二年壬寅持筒十人預り、同八年戊申三月十八日判形となり、祐筆頭は免さる。同日大杉平之丞二百石。徒頭なりしが、祐筆肝煎となる。同九年己酉正月加藤甚右衛門三百石。近習なりしが物頭祐筆頭となり、同十二年壬子九月朔日御旗奉行となり、同日大杉祐筆頭となり、延寶元年癸丑十二月二十六日百石加增、同五年丁巳八月三日二百石加增にて判形となり、同日跡役に木戸彥兵衛二百石。祐筆なりしが、祐筆支配となり、役料九十俵給はる。同年十一月替り指物を免され、天和三年癸亥三月十六日百石加增にて祐筆頭となり、貞享二年乙丑八月世倅彥次郎が事に依て閉門、役義免され、寄合組たり。欠役の間、兒小姓目次記渡邊助之丞請持と云。同月より、大杉平之丞判形より兼帶せしが、同四年丁卯十月木戸彥兵衛歸役し、元祿四年辛未四月迄勤、同年六月澤權大夫千石。兒小姓頭となり、祐筆頭を兼ぬ。但し、澤は元祿二年より徒頭にて加りしといふ。同八年乙亥九月大小姓頭となりても兼帶せり、相役稻川左門は兼帶なし。寶永六年己丑十一月番頭となり、同月より番頭大小姓頭稻川佐内祐筆頭を兼、正德五年乙未二月隱居せしより已後、祐筆頭勤めしといふ者を知らず。

十人組頭

明暦改元承應四年乙未御馬廻りの子弟、中小姓と步行との間に可被召遣候間、望次第に十人召置候樣にと、泉八右衛門曹源公附裏判加り兒小姓頭、五百石なり。に命ぜられしかば、追々召抱られ、明暦二年丙申春に至り、右の十人の者共を八右衛門同道にて、江

戸へ罷下りしが、則十人者と御名附被成、八右衛門に其儘御預け被成候て、和田與右衛門を小頭に仰付られ、（和田は二百俵十人扶持にて、承應二年召出されし者也。）さて十人者は曹源公へ勤仕しける也。是より十人組といふ。又小十人とも成は、小姓人共書たるあり、皆同じ事也。此時召抱より連し者共の姓名知れしより、左に記す。

生駒惣左衛門（二百石生駒市兵衛四男也、本俵二十五俵四人扶持給はる）。片山文七（父は五郎兵衛といふ、浪人給扶持同斷）。木戸彥兵衛。近藤惣右衛門。八田庄兵衛。波多野九兵衛。船橋小左衛門。神戸佐衛門（神戸喜左衛門が孫、給扶持同斷）。塚本吉右衛門。

かくて泉は同三年丁酉勝手不如意に付役義御斷申上候。和田は萬治元年戊戌三月十八日新知二百石給はり、取次役になれり。（與右衛門が跡役未所見なし、追考ふべし。）泉も同月願の通り役義御免、同月小堀彥左衛門（此時半彌カ）曹源公へ御附兒小姓頭役十人組御預け、寛文元年辛丑十一月十八日鐵砲十挺預り、十人組は奥山市兵衛近習物頭にて預りしが、同じき二年壬寅九月二十八日鐵砲頭となり、十人組の頭は免さる。（此間、誰が預りしや。）同三年癸卯十二月十一日小堀再預り、同八年戊申四月二十九日小堀大小姓頭となる。同九年癸酉奥山久兵衛（二百五十石）に十人組を預られ、延寳五年丁巳御免寄合組となる。（奥山が十人組頭の時、席は弓組頭・士鐵砲頭・祐筆頭・十人組頭・留帳奉行・大横目とあり。）

按ずるに、奥山久兵衛跡役所見なし。十人組は初より曹源公附にて、御供・御番等勤めしと見ゆ。御部屋にて小姓組勤の如くせしものと見へたり。御家督已後諸事改り、小姓組も御番・御供等せしにより、十人組は御入用になく、次第に減じける故に、奥山が跡役もなきと見ゆ。寛文年中迄は十人組に被仰付といふ者數人あれども、延寳五年巳來十人組の名所見なし、小臣人といふ事は、已後にも多く見ゆ、委しき事いまだ知らず。延寳三年の士帳に、十人組連名あり、左の如し。

佐久間九郎左衛門。神戸八左衛門。石黒六左衛門。虫明傳六。芦屋孫右衛門。竹中圖左衛門。谷田五郎右衛門。

〆　七人（何れも、三十八俵四人扶持）。

右七人之內、佐久間・虫明・芦屋・竹中四人は、皆延寳五年八月二日中小姓に仰せ付らると書上に見ゆ。石黒は同四年五月二十一日中小姓となる。神戸は同三年五月中小姓と成。これ等を以て考ふるに、延寳五年八月二日佐久間・虫明・芦屋・竹中四人中

小姓に命ぜられ、奥山寄合となりてより已來、十人組は置れずと見へたり。

大目附

寛永十九年壬午七月晦日始て芳賀次郎兵衛・生駒八左衛門・安藤次郎左衛門・加藤九左衛門四人を命ぜられ、歩行二十五人、横目八人づゝを預けらる。八月朔日起請文を指上る、左の如し。

起請文

一、御爲毛頭疎意存間敷事。

一、御横目被仰付上者、御法度背申者の義は不申及、其外何事に寄らず被仰付候義、疎略仕候者於有之は可申上候、此外にも被聞召上御爲に可成義候はゞ、少々の事候ても、父子・兄弟・縁者・親類・知音・高下のはうばゐ中の義たりと云とも、ゑこひゐき無、善惡共有體に可申上候。并、他國の儀にても承届、善惡共に可申上候事。

一、御おんみつの義は不申及、御爲惡敷義は、少の事にても他言仕間敷事。付、私欲をかまへ不申、公事さた其外、御そせうがましき儀取次仕間敷事。

一、下横目に被仰付候者共、萬事無油斷聞立候儀に可申付事。　一、御用之義、四人之内にて、はねやい申まじき事。

八月一日

同年十二月十一日、機目さし物、赤しなゐに面々文(紋)付候へと被仰付、承應元年壬辰大目附稻川十郎左衛門・岡田喜左衛門に被仰渡けるは、今までは下横目共に、何にても用之義も出候はゞ、判を仕事埒不明事に候間、以來は判不仕樣に可申付、依て横目を遣し候處は、大所船手へ可遣候、それとても判は仕まじく候、一組に横目三人づゝ吟味仕、以上十二人にメ、國の横目に可仕由申渡事。

承應二年癸丑八月江戸より御書被下左の如し。

一、態と申遣候。　一、其元家中の樣子、具に切々可被申越事。　一、借銀仕者、ひつそくの仕樣、萬作法念入承届被申遣事。

一、家中風俗惡敷は、大方家老大身の者共の上に在の事に候。右の者共の義は、ついに不申越義は、無覺悟の横目共と存候、當

夏より折々申越候義は、皆末にて候、かんじんの本には氣がつかず候哉、心つき候ても、年寄共恐懼候故不申越候哉、沙汰の限の事。家老共の作法言葉の樣にも承候程の義は、可申越候、若わきより承候はゞ曲事たるべき事。三人不申合一人づゝ可申越候、依て當所小堀半彌かたへ越可申候。

八月九日　　少將

横目三人

同年九月三人の者共御直書あり、左の如し。

其元より飛脚參り候時、いつにても三人より別紙に、其元の樣子可申越候、三人の狀一つ文箱へ入、年寄共に内々やり置可申何事も申越事なく候共、無事の旨成共、度々に可申越事、三人共心得、我等存候とは相違と存候、はしゞの少しづゝの儀は、我等不承候とても不苦候、家のとゝのわざる本可有之候、國の不臣本可有之候、左樣の所には、一圓心つかずと存候、油斷仕り攻寄候へ共、わきをはからひける己が爲を存扣候て、ケ樣しかたまじき心地候はゞ、急と曲事可申付事。

九月二十九日　　少將

十(七)郎左衛門・市郎左衛門・五左衛門

尙々、文箱の當所、喜左衛門御披露と書可申候、内々年寄共江戸へ飛脚參候はゞ、度々言上可仕旨被下候條、さ可被成候由、可申理置事。右の段、年寄共へ我等が可申遣旨、可得其意事。

私に言く、三人の横目は稻川七郎左衛門・山田市郎左衛門・松山五左衛門、此時横目四人なり。内一人岡田喜左衛門は、御供にて江戸に在。

萬治二年己亥(月日かけ)江戸御居間へ御近習の者被召出御直に被仰聞御口上覺書の内に大目附への御渡左の如し。

一、横目役は大事也、横目の本意は、主人の義を初として、横邪の行者を見聞して申役也。左樣に心得、末々の義に不限、面々役仕樣、其に可承候。先主人の義を專に可申聞、次に諸役人の儀承り、誤り有ば、其者に可申聞、面々にも愼(マヽ)心無之樣嗜み、眞實の爲を第一と存者は、此方より必可尋候間、横目も無遠慮其役義の事可申聞也。

右は、「番頭」信濃・「大小姓頭」小堀彦左衛門・「同」草賀兵部・「兒小姓頭」尾關源次郎・「判形」南部半左衛門・山内權左衛門・「内所詰」市川太兵衛・「同」横井彌兵衛・「公儀使」能勢少右衛門・「大横目」水野三郎兵衛を被召出、被仰聞。此時、水野宇右衛門(侍從樣より御使に參居申候故)侍從樣へも、此寫被遣、御國にても、何もへ被仰聞可然由、宇右衛門へ被仰含。

私に曰、此時御意に居申大横目は、注(以下二行欠)

寛文二年壬寅横目共へ被仰付らる御口上之覺。

此御書附は、津田重次郎を大横目被仰付候時、役目の心得を御尋申上候に付、卽座に御直筆を以御調遣されし寫なりといふ。されども、津田が大横目となりしは、家譜には寛文四年甲辰九月二十五日御前へ被召出、御直に大横目役被仰付、御步行横目三人、御步行二十人御預に被成、御加增五十石被下、都合三百石被仰付とあり。本文は二年とある誤りか。又本文は二年に大横目に兼て被仰聞られしに、津田大横目になりて御尋申上候に付、又同人も御直に御書附被下候歟、いまだ詳ならず。

一、爲に可成と存候事、面々思寄次第可申上、三人相談にて申上儀も、事に寄可有之候、其段思案可仕事。

一、年寄共、番頭の身の上、或は組の引廻し、すべて士共過有之候はゞ、異見可仕候、必直に不申候て不叶義にても有間敷候、其品思案等可有之候。

一、諸役人之過を正し候に、當分能受候ても、間にまん心足心深く其験無之候、其二應も三應も議論仕、横目申處理に落候ても直く不申候はゞ、又異見の手立を替、或は品により、初より異見の申樣も可有之、隨分念に入候樣に盡して見申候、其上にて替事無之候はゞ可申上事。

一、諸役人の手前の事、横目共存寄次第異見可仕候、三人相談の事は、大形は無用たるべし。併、事に寄相横目相談仕、横目皆々にて申聞事も可有之候、是又面々思案可有事。

一、不行義成は、法度を背き、或は男道の恥辱有之事、異見にかゝわらざる者於有之は、直に可申上事。

一、或は家來の者を理なくして手打に仕、或は成敗仕、すべて跡に成候て異見成事は可申上、又爲指義にて無之候とも、善事は申上、惡事は面々思案可有之事。

一、品により伊賀・猪右衛門に申聞、埒明候事も可有之、兎角第一の心掛け、人を善に引入候樣に心得相勤可申候。其品は面々思案可有之候。萬事の儀なる故、此方より差圖は不成事に候。右は荒增を書附也。

寛文四年辰十一月十三日、草加宇右衛門・小堀彦左衛門・湯淺民部、其外御近習・物頭、并、御用人不殘、船奉行・代官頭・郡奉行は有合の分、町奉行・作事奉行・銀奉行・勘定奉行片山勘左衛門、御前へ被召出、被仰聞、

口上の覺

一、此度横目共に申付趣意を、皆共へ得心さすべき爲に申聞候也、惣て横目役は、國家の仕置、横道に行るゝを見聞さる役也。

一、唯今是へ召出候者共は、國家の用の役人なれば不及言、我等爲惡かれと思ふ者は一人も可有之とは不思候。然共、爲と存る所に、人により爲に不成事有物也、是は御爲といふ所を見るに、大方は利による處なり、義程爲に成事はなきと可存候、又不覺惡事も可有之候、面々の手前に惡事あれば、畢竟は我等爲に不成事明白也、此段を能得心して、面々の志す爲と思ふ處、無に不成樣に能可心得候。然る上は、各手前にあしき事あらば、横目共見聞仕候はゞ我等に申聞に不及、先其者に可申聞、過においては早々可改、我等不知して能成候得ば、是に過たる滿足は無之候、其者の過と知て改は、寄特と可存候、右の段何も尤と存者は、横目共何事も不申聞とも、面々の方より可尋、又横目も不憚事成共、其者の心得にも成事なれば、品々可申聞候、此上は互に相和し相尋申聞せ可申候事。

一、惣方面々の職に付、能心掛け精を出し申事、人に勤むる所也。尤不精成とは、黒白違たる事なれども、國家の爲を本として、其職を勤むる所なれば、過る所可有之と思はれ候。子細は、士・大將は組の事にひかれ、用人・勘定方は勝手の事にひかれ、代官・郡奉行は民の事にひかれ、町奉行は町の事にひかれ、此外其役々にひかれ、不覺かたより申物にて候、かたよれば國家の爲に不成事、能辨可申候事。

一、評定所にては不及言、常々も評定する事有之時は、先心を静め、聲を和げ、可相談、各が上に惡事有とても、恥敷事と思ふべからず、滿足と可存。子細は、右言の如く、皆々者どもは、爲に惡敷儀と知ながら、行事は有間敷候得ば、其善惡皆が過也。君子の上にも過は有之と聞、然る時は、其過を聞て可改は、何も滿足の事也。此旨を能得心不仕ば、我立る慎心より腹を立、大聲を揚爭ふ物也、是第一の惡事也。此慎心より其者諸事裁判不可然と可存候間、此段能可心得候。

一、伊賀・將右衛門は諸役人の中に居て、何れへ心を寄べき職にてはなけれども、日當にする處、不憚は過可有之候、日當とする處は慎心、私を捨、誠を以て國家の爲とする處也。初聞入處、又不覺贔負の方に心よる物也、此處能々用心可有者也。

右の趣、何も尤と存候はゞ、能得心可仕、但し人により、尤に候へ共、左樣には不成と存候者も可有之候、縱ば的を射るに迚も星にはあたるまじとて、脇をねらふがごとし、あたらぬまでも、星をねらひ可申候、星を志してさへ中り兼るに、的より脇をねらはむと思ふ者は、役義を斷可申候、指免可申候。

寛文六年丙午十二月十八日大横目御前へ被召出、御意被成候得ば、横目役は只今まで赤しるしの判物被仰付候得共、向後は御羽織被仰付候間、左樣可相心得候。又足輕五人被下候間、可召仕旨被仰付候。（此羽織は、黄羅紗なり。）翌年正月十一日於御前、一等頂戴。（かくのごとく黄羅紗の羽織なりしが、曹源公の御代、延寶三・四年の比より猩々皮の羽織に改り、大横目になると給はりしといふ。）

留守居　古名城代

古よりある役にて、城代の唱へ、城内の諸〆りを司り、留り殘る士を初として支配の者も多く、足輕を預り、其職至重也。因州にて寶永五年戊辰伴元察足輕二十人預り城代となり、（元察が外所見なし、されども相役有べし、未詳。）備前へ御移後其儘勤む。（同十四年丁丑隱居。）同九年壬申（此年御移封。）より小川主水城代となり、同十年癸酉正月より土方源内左衛門城代となり、三人相役にて勤む。この城代の内より鷹頭を兼帶せしは土方源内左衛門を寛永十九年壬午七月鷹頭兼帶仰付られしが、夫より相續當役より兼。（加藤九左衛門・安藤德兵衛・小塚段兵衛と打續兼帶せし間、延寶元年にて三十二年なり。）又寺社奉行をも當役之內一人兼帶にて勤。（正保元年甲申九月朔日湯淺右馬允城代となり、寺社兼しより那須半兵衛・稲川十郎左衛門・片山勘左衛門と打續勤めし也。其後庄野武左衛門城代となり、寺社を兼帶す。）

寛文十一年辛亥條數書を老中より渡さる、左の如し。

御城代

一、御城代は、要害の本に候得ば、心行を始として、諸事心得可有事。

一、御國中の士民は、誰によらず、上より御隔無之候得共、此職に當ては、妄りに人を不可被懷疑、尤大身への詣は不及申事。

一、御城廻り破損の修復、武具之吟味、可被入念事。

一、御內證方不作法に無之樣に心を付、正しく被相勸、存寄の事は無遠慮可被相伺事。

一、所々の番所に心を附、番人を吟味可被仕。付、本丸曲輪の内へ、他國者不立入樣に可被申付事。

亥三月十四日　池田主税判
日置猪右衛門判
池田大學判

片山勘左衛門殿
青木善左衛門殿
小塚段兵衛殿　一通づゝ被相渡
小川十郎左衛門殿

但、右條數書、役替成は、役義御捨免の節は返上の事。

かく重職なりしが、延寶四年丙辰十一月八日池田藤右衛門初て城代番頭老席（但し中）となり、士格の分は、藤右衛門組となる。

按ずるに、今まで城代といひけれ共、藤右衛門城代となりしより留主居といふ名目に替りしや未詳。又廣式中小姓も、いつ初りて留主居の支配となりしや未詳。今年迄大組を支配せし故に、宗門書上指出しは、今寛政に至るまで番頭と等しく、外樣にて同日なりといふ。

かくて留主居勤方は、やはり初のごとく城中諸〆り、同所の事を萬事指揮せり。武具の吟味等には預らざる也。

代官頭　平士役

寛文三年癸卯正月十三日池田主税助組川村平太兵衛（三百石。）・池田信濃組都志源右衛門（二百石。）・池田主税助組西村源五郎（三百石。）この三人共、今迄郡奉行なりしを、今度代官頭となされ、役高二百石宛を賜はりし、これ代官頭の初也。

同三月二日代官頭郡奉行へ被仰渡、

一、免上げ下げの事。　一、ひらきにて成地、又はうるし・松林、其外植物宜敷見及候はゞ、平に可申談事。

一、百姓共すくゐ米、民を可救たくわへ等の事、是又平に可申談事。　一、公事沙汰尤相談可仕事。　一、普請所平に右申達事。

有之外にても宜義存寄候はゞ、何事によらず可申談候。國家の爲、大事と存候はゞ、三人之者郡奉行第一和睦可仕候、左なく候て、物我を立、又は身がまゝ仕候はゞ、大に可爲越度事。

卯三月二日

三人の者役知のみならず、其外役料、又は遣鐵砲等ありしや、同六年丙午郡の入用目錄の内に、

一、三百十石。代官頭三人役知物成預り支配候とあり。

同七年丁未三人共より、所存申遣ければ、二月三人の者共へ仰渡れ、左の如し。

口上申渡覺

一、代官頭訴訟申所、郡奉行の細に精入候ゆへ、さして三人可申談儀もなく、却て奉行多百姓共さまたげ事多候由、左様にも可有之候間、郡奉行より頼候歟、又は相談仕候事は各別、常には構申まじく候、百姓共も不參様可仕事。

一、代官共、常は郡奉行指圖次第仕候様可申付候、若代官に非常之儀候はゞ、郡奉行方より三人に可被相談事、三人の者も年中に一兩度づゝ郡を打廻り、代官の手前見分可仕事。

一、公事有之時は、郡奉行に相加り可被相談候事。平太兵衛は勘左衛門に相加り勘定の義相談候事、源五郎は十郎左衛門相加り寺社の義可相談事、源右衛門は家中物成割符の儀、如今迄相勤事。

私に曰、本文の勘左衛門とあるは、勘定奉行片山勘左衛門。十郎左衛門とあるは寺社奉行稻川十郎左衛門なり。

かくて、三人共それ〴〵加役を勤めしが、西村は同十年戊八月寺社奉行本役となり、代官頭は免されし。川村は同十二年壬子九月十五日主税君の御附家老と成、都志は、延寶元年癸丑信濃君の御附家老となる。寛文十一年辛亥九月岩根周右衛門四百五十石、今迄郡奉行西村がかわり成べし。代官頭となる。同十二年壬子十月渡邊助左衛門百五十石、今迄郡奉行河村が代りなるべし。代官引廻と成る。延寶元年癸丑六月二十九日山下文左衛門四百石、今迄小姓頭都志が代り。宮城大内藏組の代官頭と成しが同年六月二十四日渡邊は病死、同十一月十九日山下は寺社奉行、岩根は町奉行となれり。

私に曰、此已後代官頭勤めしといふ者なし、今年より止られしや。

都志は、此六年九月五日病死、其子半大夫家を継しが、同八年正月二十一日出奔す。西村も後には仕を辭して出奔せりといふ。河村は天和二年再び勘定頭に歸役。

郡肝煎

延寶三年乙卯、備前國大に饑饉し、民のくるしみ多かりければ、賑給あらんと思しけれども、今年禁裡造營の役を勤め給ひ、倉廩むなしければ救ふべき術なく、都志源右衛門（信州君の附家老。）を召して、汝は先君の御時に在方御用種々勤め、民を救ふ道も言侍らん、何ぞ賑給の術を申上べしと仰ありければ、源右衛門一つの術を答へ侍りければ、大に悦び給ひ、烈公の御代郡奉行、并、代官頭勤めし河村半太兵衛・西村源五郎・都志源右衛門三人を郡肝煎に被成、諸郡を廻らしめ、民を救はせられしといふ。（西村寺社奉行にて、河村は丹波君に今迄附家老。）かくて三人共首尾能勤めしが、いかなる事にや、延寶六年戊午三人共に免され、同三月二十日服部與右衛門・津田重次郎兩人を御前へ召出され、御領國巡見仕候様にと仰付らる。（郡肝煎とはなけれども、考に、此度免されし三人の代りならん。）四月十四日より郡中を廻りしなり。

天和元年辛酉十二月二十七日服部與三右衛門・津田重次郎を御前へ召出され、御直に仰聞せられし趣は、御郡方の御仕置、殊の外重き事に候、士共の義は御自分の事に候、民は公儀より御預けし事に候得ば、御仕置の肝要の所にて候、兩人事は何ヶ六ヶ敷御用等度々被仰付候所、能相勤と、重々難有御意にて御召用の御小袖、猶御前にて拜領せり。

同二年壬戌正月二十一日服部・津田兩人共郡代となりし已來は、此役勤めし者なし。

鷹匠頭

因州にて誰勤めしといふ事、未詳。寛永九年壬申御移封、翌年船戸新五左衛門（三百石。）二百石加増にて、御持筒、并御鷹方御預け、同十九年壬申御免、御馬廻りになり、同年十一月十六日大方源内左衛門（六百石。）今まで御近習物頭御持弓十挺預りしが、鷹匠頭となり、鐵砲共儘預りしが、慶安二年己丑六月二十日病死、此跡役は留主居加藤九左衛門兼帶して、寛文二年壬寅八月迄勤め、同月より留主居安東源兵衛帶びしが、同九年己酉十月より小塚段兵衛兼帶せり。

同十一年辛亥三月段兵衛へ三老より條々書を渡さる、左の如し。

御・鷹・方

一、御鷹匠、鳥見餌指犬牽等在之におゐて、理不盡の作法無之、田畑不荒、女色不義無之樣に、堅可被申付事。

一、御狩場の御法猥に無之樣に可申付、若相背輩於有之は、可被爲言上事。

亥三月十四日　　三老連名書判

小塚段兵衛殿

かくて段兵衛は延寶元年癸丑九月兼帶御免、古田重兵衛二百五十石。を鷹匠頭になされ、同六年まで勤め、跡役に寺澤藤左衛門なりしが、貞享元年甲子十月十五日御勘(簡)略に付御免、鐵砲頭となり、同日津田重次郎・服部與兵右衛門兩人郡代。共に鷹方の事兼帶仰付らる。左の如し。

御勘略中、御鷹方支配可仕候。但し、御鷹方にて頭廻二人程申付、兩人共差圖を請申付候樣可仕由、金左衛門被申渡。

此已後、鷹匠頭缺役の時、郡代より受持事、こゝに初りしといふ。私に云、一説に、此比將軍家殺生を嫌ひ玉ひしに依て、曹源公も殺生をしゐて御好みにもなきよりして、鷹匠頭やみしといふ、未詳。

正德元年辛卯六月齊藤三郎介四百石。鷹匠頭となりしより、再び鷹匠頭を置候といふ。私に云、去し寶永六年己丑正月十日將軍常憲廟御他界に依て、再び今年に至る鷹匠頭を置かれしといふ、未詳。

町奉行

播州・因州にては、小川主水四百石。町奉行勤めし、御移封之時、百石加增、城代なり。寛永九年壬申備前へ御移封の時、大原源左衛門六百石。堀内六郎兵衛三百石。柏尾猪兵衛二百四十石、猪兵衛當分にて免されけれども、明曆二年申六月六十石加增にて町奉行となる。の三人を町奉行に命ぜられし御移封の記に見ゆ。三人にて勤めしが、柏尾は當分ばかりにて免されし、同二十年癸未十二月二十一日堀内は免され、同日別所治左衛門三百石。・薄田惣右衛門二百石。兩人を町奉行に命ぜられ、大原と三人にて勤めしが、正保三年丙戌七月六日大原病死、同八日別所も免されければ、大原が子孫左衛門を八月町奉行になされしより、二人役となれり。

慶安二年己丑正月二十七日仰渡され、

江戸又は道中にて承り候事に候間申付候、往還之者に馬など出、かね定めより高く仕、又は私として賃物ね段を定置、それより安き者には、くわたいなどかけ候事有事に候、加様の品は、いかほども可在之候、一度申付事打捨置候得ば、下はみだりに成し物にて候條、萬こまかに心を附可申、右の様子は備中・國中共に致迷惑事に候、又かるき町人も迷惑仕、手前罷者計りを取候様に成げに候。又町奉行・郡奉行共に可承候、惣て何も諸奉行の心得に法度を背き、又は不作法成者の事計、心にかけ申者にて候、人多内に候間、心根のきとく成者、りつぎ正路成者可有之候、左様の者も聞立、加様の次手可申聞と被仰付。

承應二年癸巳三月三日町奉行へ、御直に仰せ渡され、左の如し。奉行は、薄田・大原なるべし。

町奉行呼申候は、町中彌念入可申候、只今も郡奉行に申聞候通に、公事さたの義、打はまり念入候はでは聞あやまり可有之事に候、兩方の申分言、ひよきやうに仕なし申させ可申候、大方は、初の理聞候處を聞入物にて候、其よりあいての申事皆非の様に聞なし、可申上存事も得不申候やうに成行物にて候、此旨を能心得、常々打はまり念入可申候。舊冬北方の町人源左衛門高瀬船などの事念入候へと申付候へば、初とは違、初の方にては源左衛門なるほど惡人にて候へる、そのぎを申候人不屆者に候條、籠舍可申付と存候得共、指免候儀、加様の事に付ても、能々念入候はずば、不覺紛可申候、町中の事は事多候て、兩人くろう仕事に候得共、猶以萬事念入可申候。町おごり不申様に可心得事。

一、かぶき・あやつり、其外あそび物、彌寄申まじき事。

寛文十一年辛亥御教書、左の如し。同日條數書も、用老より被渡。

町奉行

一、先、心を正して、義を明にするを本として、其職を可相勤事。

一、町中の風俗善に移り候様に、常々心を可盡事。

亥三月四日

御町奉行

一、きりしたん改、其外公儀御法度は不及申、年々被仰付候御國法、堅相守候様に、町中へ常々可申附事。

一、町中、諸事正路に被致沙汰、猥に人を信じ、事をまかせ、上下遠く、權高く無之様に、可被相心得事。

一、町方は、貴賤諸方に對する事に候得ば、町に利有之事、他の障に不成様に了簡可仕事。

一、町惣年寄の義は不及言、一町の目代・年寄に至迄、直成者を撰可被申付候、末々の義迄承屆、徒に暮し候ものは遂吟味、家職に怠て不及困窮様に可被相心得事。

亥三月四日　　　三老連名書判

町奉行一人に一役宛（私に云、此時町奉行は加勢八兵衛・石田鶴右衛門の二人ならんか。）

かく二人役なりしが、貞享二年乙丑十月朔日國枝平介町奉行御免組、幷薄田孫兵衛も御免、士鐵砲引廻、同日村田小右衛門二百五十石にて、今まで郡奉行なりしを百石御加増にて、町奉行に仰付られ、一人にて勤めしより、今寛政に至るまで、一人役とはなれり。

寺社奉行

正保元年甲辰九月湯淺右馬允（今迄隱居料三百石、鐵砲二十挺預れり。）を城代に仰付られ、寺社奉行も相兼勤候様命ぜらる。（城代は、今留主居事。）

按るに、これよりさき、寺社奉行勤めしといふ者所見なし、湯淺寺社奉行の始まりにや、未詳。

さて右馬允は同三年丙午十二月十八日病死、それより那須半兵衛・稻川重郎左衛門・片山勘左衛門等打續、當役を城代より兼。寛文十一年辛亥池田主稅・日置猪右衛門・池田大學三名にて、條數書を渡さる、左の如し。

寺社奉行

一、寺社は其道を不懈、其法を相勤、無油斷様に可申付、若面々の勤に怠る者有之候はゞ、可被遂吟味事。

一、神職出家は、きりしたんの證人にて候、若宗旨不慥もの於有之は、請判不出、早々奉行所へ申出候様、堅可被申付候事。

亥三月十四日

延寶元年癸丑十一月山下文左衛門（四百石、今迄代官頭なり。）を初て寺社奉行ばかりに命ぜらる。此後も庄野武左衛門寺社奉行勤めしを、留主居になされ、再び當役をも兼ぬ。

已後缺役の時は、町奉行より兼帶せしなり、又町奉行缺る時は、當役より兼る事も有り。

奏者

古へよりある役なり。禮席近習物頭の末席、太刀禮也。されども、其人の功に依て、鐵砲をも後には預りしもあり、黑母衣をゆるされ、又他國への使をも勤めしと見ゆ。されども、委しく記したるものを見ねば、私按を左に記す。

下濃彌五右衞門(三百石)寛永十九年午七月奏者役にて黑母衣を給はり(今まで使番)。同二十年未御持筒十挺を御預、正保元年申鐵砲を十挺增預り、慶安二年丑七月奏者役を免され、百石加增にて旗奉行となるとあり。喜多嶋忠右衞門(七百石)承應元年辰奏者となり、明曆二年六月二十八日母衣被仰付、同七月二十八日於御前母衣絹拜領、御城に有之金の十文字の出しを願ひて拜領とあり。吉田重兵衞萬治二年奏者となり、寛文五年鐵砲十挺預れり。奏者勤めし者共の家譜を見るに、江戸御供、幷他國への使者を勤めし事を記せり。

延寶の初には、奏者七・八人もありしが、追々轉役、或は免され、同六年には寺澤藤左衞門・梶浦勘介兩人にて正月御禮の取次を勤めしに依て、兩人へ此度大勢の取次、兩人にて首尾能仕廻候旨、忝御意にて御召料のしゝら熨斗目一つ宛賜はり、同年九月九日寺澤奏者を御免、母衣は其儘、梶浦も同事なり。こゝに至て奏者役を止められし也

吉備溫故秘錄卷之九十五(諸職原一)終

吉備溫故秘錄卷之九十六（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

諸職原 二 目錄

吉備溫故秘錄卷之九十六（諸職原二）目錄終

吉備溫故秘錄 卷之九十六（原本無卷數）

大澤惟貞輯

諸職原 二

船奉行

古よりある役にて、外樣物頭の筆頭なり。又番頭格にても勤。寛永九年壬申備前へ御移封の時、船奉行は岡田源大夫四百石、鐵砲共。中村左兵衛後主馬と改む、千五百石、鐵砲共。二人なり。御移封前相州公の船奉行横川治大夫方へ左兵衛より申通、船手諸事巧者なる者どもを御互に殘し置度由にて、船頭寺見三右衛門・紀谷與兵衛・兒島長右衛門・森庄孫兵衛・同六左衛門・同四郎兵衛等なりといふ。梶取・加子等を殘されし。これ海上案內能く存じたればなり。

延寶四年丙辰九月十五日、此已後船奉行一人宛陸御出陣の節可被召連旨被仰出。船奉行屋敷とて船頭町に二軒ありて、船奉行たる者は此屋敷に居たりしが、貞享の比一軒は麥藏となり、一軒には神圖書居たりしが、元祿七年甲戌八月、圖書船奉行を免されし已後、加子屋敷となるといふ。

番頭格は、池田外記船奉行たりしを、寛永三年庚午三月番頭格に命ぜられ、其儘舟奉行を勤む。此時初て船手組頭に尾關彌五左衛門二百五十石。を仰付らる。已後番頭格の時、與頭あり物頭の時は與頭なし。

旗奉行

古よりある役なり。正木勝左衛門といふ新參にて七百石給り、慶長十九年江戸御普請に往居たりしが、同年大坂御出陣の時、江戸より上り、西之宮にて興國公へ謁見、こゝにて香西縫殿・番大膳を御使にて、勝左衛門を旗奉行に命ぜられ、爰より直に大坂へ御供せしより、當役を勤め、因州へ御移封の御供して、寛永九年申五月因幡にて七十三歳病死せり。相役ありしや未詳。

同年備前へ御移封の時、誰か勤しや、いまだ所見なし。外樣物頭にて船奉行の次席、鐵砲頭の上席なり。同十八年

巳三月河原九郎兵衛（御移封の前より因州に來り旗奉行、備前にて召出され七百石給。）となり、（慶安四年卯八月六日八十一歳にて病死なり。）同十九年午七月安東平左衛門（五百石今迄。）鎗奉行・旗奉行となる。（明暦二年五月二十九日八十五歳にて病死す。）これより已來、二人役にて勤めし事明白也、旗奉行は重職にて、武功老年を選れしなり。（正木は五十五、河原は七十一、安東は七十一にて仰付らる。）此已後命ぜられし者共にて、年若きものはなし、五十已上ならでは命ぜられずといふ。

鐵砲頭

古よりある役にて、外様にて先年物頭といふ。預りに多少あり。稲葉刑部は三十人預れり。（父河野頼母代より三十人。）水野數馬は二十人、岡田源大夫十人（後十人増さる。）預れり。行軍の時は、先手老中に加り、御普請手傳の時、足輕引連行き（今は不行。）江戸詰の時は、御客あしらいを番頭ひとしくし、他所使者を勤。其外品々勤め數あり。寛永十九年壬午九月朔日鐵砲頭共へ被仰渡。左之如し。

鐵砲屋敷に家の無之もあるよしに候。只今ぜひ家作り候へと申付にてなく候間、家作り不成は上げ可申候、家仕候時分可遣候。

同年十二月十二日池田出羽・伊木長門を以鐵砲頭共へ仰渡されしは、

只今迄は、小頭相夫無之候條、鐵砲之者支配之内にて可仕候條、左様に可被御心得事。

普請奉行

國清公の御代より此役ありて、先手物頭にて、鐵砲をも預り、行軍の時は陣小屋等、或は道の悪敷處等、諸事此役の受込にて、至て重任なりつる。國中地方普請は、大小共に指揮し、諸國御手傳の役には、必ず他の役人より先達て其地へ往き、場所を受取、普請小屋等を建、普請落成後は、將軍家より時服・白銀等を賜る。相役定數なし、三人又は二人なり。（熊谷十左衛門は備前下津井城・金川城・淡路の由良城等を築かれし時、石垣の役勤め、其外諸國御手傳の役をも勤めし事共、家譜に見へたり。）

寛文九年己酉二月十一日被仰渡、左のごとし。

一、鐵砲小頭、只今迄取來候役切手遣中間敷旨、老中普請奉行へ被申渡。

是は惣鐵砲月々六日の体を引二十四日の切手を遣し候。小頭は月三十日ながら切手を遣し、扱勘定には月六日の体を引申に付、月六日の過上有之候。小頭是を賣て勝手の便に仕候よし。此段左可有事にて無之候。小頭は食□(マヽ(朱書))り仕候故、半日ならでは普請場に詰不申候、其上罷出候ても、出不申候ても、三十日の切手を取、六日の過上を足輕共へ賣候事、小頭の風俗も悪敷、其上小頭は下奉行同前之儀に候得ば、足輕同事に役切手遣し候事、兎角不可然候。自今已後は、御止可然旨、僉儀の上にて、內證御耳に立、如是被申渡候。

寛文十一年辛亥普請奉行藤岡內助・庄野市右衛門へ條數書を用老より渡さる。左のごとし。

御普請奉行

一、御普請所心に被入見計宜可申付事。

一、役所等正路に可被申付事。

一、在々御普請所郡奉行中申談、其品を見及、老中まで可被申達事。

一、御足輕大役人、正路にして勤に不怠、不作法に無之様可被申渡事。

一、小頭手代の善悪、被逐吟味、能相勤るものは老中迄可被申達候、不宜ものは其頭々へ可被申屆事。

亥三月十四日　三老名判

普請奉行一人宛殿當

天和二年壬戌正月二十一日津田重次郎・服部與三右衛門を在方御用仰付られ、諸事改革ありしに、依之普請奉行藤岡內助・中村治左衛門へも、左之通被仰渡ありし。

普請奉行へ申聞覺

一、此度普請方の義、諸事重次郎・與惣右衛門に申付候、郡方之事には普請之事差加候義多候間、向後は重次郎・與惣右衛門と普請之義可申談候。尤在々へ出居申候普請之奉行共へも、此趣申聞置、治左衛門・內助同事に重次郎・與惣右衛門に可申談也。

一、亦七郎は桶方之用申付候條、右之趣同事に可申談候也。

亦七郎は、太田亦七郎なり。

貞享元年甲子十月九日、藤岡内助・中村治左衛門兩人共に普請奉行御免被成、御預之鐵砲二十八共儘被仰付候。同日津田重次郎・服部與惣右衛門兩人に日置左衛門被申渡は、

御普請方御簡略中、津田重次郎・服部與惣右衛門に支配可仕、但御普請方之者在々御普請奉行は、只今迄之通被仰付候。

かくて、郡代より兼帶せしが、服部は元祿四年辛未六月大小姓頭となり、津田一人にて勤めしが、同十六年癸未十二月津田も御免に付、同日郡代には藤岡勘右衛門、普請奉行には尾關彌五左衛門を命ぜらる。普請奉行津田。津田兼帶二十ケ年也。

此已後欠役の時は、郡代より兼る。

軍鑑

いつ始りしといふ事しれず。上泉治部左衛門は寛永八年辛未召出され、十月十五日鐵砲頭となり、足輕二十人預り三百石給りしが、同十九年壬午十二月十二日家中指物帳幷貝吹を預り、慶安二年己丑大鼓・鐘を預り、鐵砲二十人之内、十人は弓に直され、同三年庚寅八月晦日三百石加増給り、寛文十二年壬子七月八日病死せり。此治部左衛門當役の始りは未詳。

同年九月治部左衛門跡目四百石、倅佐五右衛門に給はり、貝吹・大鼓・鐘・指物帳等共儘御預但、足輕はなし。御城詰なり。延寶八年庚申閏八月九日病死せり。同年十一月より八田彌惣右衛門二百五十石。御城詰にて勤め、後には近習頭にて勤め、持筒十挺を預れり。この八田迄は軍鑑ばかりにて他の兼帶はなかりしが、其後は他役より當役を兼し者多く、佐分利百右衛門は勘定頭にて、先筒十挺を預けらる。大野十兵衛は先手物頭にて勤め、兼役なし。家督より八田佐介後、彌三右衛門。初めは近習頭分留方にて兼、後は近習物頭鐵砲十挺預り、兼役なし。薄田兵右衛門は近習物頭にて、兼役なし。薄田橋介、後、兵衛門と改む。初めは組外にて、其後近習物頭分、又大目付にても兼申比、近習物頭にて兼役なし、又判形、又作廻方等にても兼、終には鐵砲頭にて兼役なし。村井傳右衛門は近習頭分留方帶び、徒頭・大目付・大小姓頭等にても兼ぬ。本瀧澤右衛門は寺社奉行・作廻方・判形等にても兼、終りは寄合にて、兼役なし。かく段々違あれども、軍鑑の本席は、外様物頭なりといふ。

盗賊奉行

元祿十一年戊寅始て置ける。今までは盗賊せんさくの事、郡代・大横目等より諸事支配しけるが、此事改革あり

て、三月十三日に大野十兵衛五百石、鐵砲頭にて其儘。水野作右衛門千石兩人を盜賊奉行とせらる。去ながら、此兩人ばかりにて諸事吟味するにはあらず、今迄の如く鄕代・大横目等も列座せしか共、司る所は大野・水野兩人にて萬事裁斷しける也。同十二年己卯七月二十六日水野作右衛門をゆるされ、船奉行となる。其代りに山田彌太郎三百五十石、鐵砲頭にて、を命ぜられし。かく二人役にて勤めしが、何ぞ不便利の事ありしや、同十四年辛巳七月に大野・山田兩人とも旗奉行になれば、當役は止しといふ。將軍家の外、國主にても、盜賊奉行はなさゞるによつて、公儀を憚り止らるゝといふ、未詳。

內所留守居　註（下文なし）

鑓奉行

慶長六年辛丑十一月三日渡邊惣左衛門新知百七十石賜はり、長柄小人五十人預り、同十八年癸丑指上るとあり。國淸公薨じ玉ひしによりて、御免ならん。松村傳兵衛は、慶長八年癸卯興國公備前へ御入國の御供仕、備前におゐて長柄五十人御預、大坂兩陣とも長柄の者召連御供仕、寬永五年戊辰正月二十六日大御前樣御臺所賄に仰付らるゝとあり。

番大膳書上之內に長柄の者三十人預りしが、組の內、上田惣右衛門に渡置て御用勤させ、寬永九年壬申御移封之刻差上るとあり。此書にて考に、渡邊惣左衛門・松村傳兵衛も組付にて頭の預りし長柄小人を受込、直御用勤しや、又番が書上に、初命ぜられし年號なし、松村が正月二十六日轉役已後、番に預られしや、委しく記したるものなければ、未詳。後人の考を傳のみ。

寄合組

上の組外、末の組外とて、兩組ありしを延寶五年丁巳八月二日命あつて、自今已後、上の組外を寄合組と唱へ、末の組外を組頭と呼べき旨定らる。按ずるに、寄合組の名、古へもあり、烈公の御時中絶せしや、國淸公の士帳には寄合五組の連名あり、無頭と思はれて、一人づゝ行をはなして書たり。其者どもは、千石內藤平六後號野村・七百石加須屋伊右衛門・千石圓山太郎右衛門・七百石阿毛庄次郎・千石梶川彌三郎、等なり。又興國公御入國之刻、喜多島忠右衛門二百石加增都合千二百石にて寄合組の頭となり。古へより寄合組の名あれども、この寄合組とはちがひ、頭等もありし。今度定られし寄合組には頭はなし。それ故、後年寄合とばかり唱へて、組をばつけず、上の組外と唱へし時より番頭勤めし者の家督、又は物頭を勤め、首尾免されし者どもなどの入りしなり。定まる役なし。但、出火の時、所々受取場あり、又千石以上の寄合は、御歸國御禮使者に江戸へ往き勤む。

此前年、延寶四年丙申の士帳に、一組外・二組外とあり、其連名、考のため、左に記す。

一・組・外・

一、千石　津田三郎左衛門。　一、五千石　伊木平内。　一、千石　伊庭與一右衛門。
一、千石　大村定平。　一、四百石　櫻木吉之丞。　一、七百石　尾關源次郎。
一、五百代二十人扶持　蕃山右七郎。　一、四百石　菅彌四郎。　一、三百代　水野平兵衛。
一、七百五十俵御合力米　池田佐入。　一、五百石　安東平左衛門。

二・組・外・

一、四百石　宮部源大夫。　一、二百石　渡邊友之助。　一、二百石　小塚段兵衛。
一、二百石　小幡源八郎。　一、四百石　齋藤彌三郎。　一、百五十石　中江彌三郎。
一、二百代　上村安左衛門。　一、三百石　岡田甚五兵衛。

小・作・事・方・

一、三百石　田口兵左衛門。

組・外・

一、百五十代二十人扶持　瀧川新兵衛。　一、二十人扶持　吉非一閑。　一、三百代　谷田勘兵衛。

歩行頭

古よりある役にて、預の歩行も多く、御城詰なり。丹羽藏人・土方源内左衛門等、二十人まいる。相役も少なかりしと。按に、二人・三人に過ず。寛永十九年七月十横目を始て置かれしより、預の歩行も減ぜしといふ。これより十人づゝになりしか。承應二年癸巳正月三日森半左衛門知行二百石給はり、歩行頭となり料理の間へ相詰候へと命ぜられ、明暦二年丁酉七月八日、自今已後、御宮・御佛殿の御供肩衣着し、御鷹野にて御腰物持べき旨命ぜられ、御國にての事也。同三年戊戌江戸詰中御城へ肩衣着し御供

すへき旨命ぜられ、按に、肩衣御供、爰に初てか、今は上下なり。〇寛文四年辰九月大横目となる。萬治庚子十月十九日、幕役渡邊友之介新知二百石給はり、歩行頭となり、近習詰を命ぜらる。寛文十一年共願に依て、御免在宅。寛文二年壬寅八月十五日兒小姓同前に相勤候へと命ぜられ、同三年癸卯江戸へ御供にて下り、三月十八日已後、御城内幷上野增上寺へ肩衣着し御供可仕、又常に御他出之刻、歩行頭兩人之内、一人宛御供すべしと命ぜらる。按るに、これまで御他出の御供せざりしや、これ供頭と唱る始にや、未詳。又此往來道中重次郎假横目を勤む。按るに、この度は大横目御供せざりしにや。〇同四年辰九月大横目となる。延寶二年甲寅十一月十三日、兒小姓熊谷清八歩行頭となり、弓組十人を預り、無足なるに依て人置料六十代、馬扶持十五石を給はり、無足にて役料はなかりしや。同六年戊午五月二十五日如前に御側へも召仕はるべき旨命ぜられ、銀三十枚づゝを賜る。役料なきに依るならんか。天和三年癸亥十二月十六日新知二百石給り、役料幷人置料六十代、馬扶持七石を給る。役料の依數なけれども、延寶五年丁巳十一月三日庄野武左衛門歩行頭となり、役料六十代を給はるとあり、定て同事ならん。熊谷は元祿元年辰正月迄勤め、度々假横目を勤む。上坂覺左衛門西丸附の歩行頭歟。は、延寶四年丙辰江戸詰中、淺府(草カ)御屋敷假横目勤む。上坂は、寛文十二年子九月より勤め延寶六年午九月御役御免組外。天和元年辛酉十一月西丸附兒小姓富部清四郎歩行頭となり、又奏者役の手傳相勤、御側へも前々之通罷出、御用承り候へと命ぜらる。同三年癸亥五月二十八日免され、組外になる烈公御逝去故か。

長柄奉行

いつ初りしといふ事詳ならざれども、寛永九年壬申御移封の節より大村三郎左衛門に御長柄之者二十人御預、翌十年癸酉正月朔日新知百五十石給はり、江戸御供度々せしが、正保元年甲申三郎左衛門病氣に付、御斷申上れば、倅の淸右衛門に名代勤仰付られ、慶安二年三郎左衛門隱居し、跡目無相違百五十石長柄之者共倅淸右衛門に仰付られ、寛文二年壬寅十月二十日淸右衛門病氣にて御斷に付、御赦免湯淺民部組に御入ありしといふ。

按るに、長柄之者二十人とあり、定て一人役にてありしなるらん。長柄之者は、今のごとく觸番にて、毎年江戸へも御供せしものと見へたり。格は組外などにてありしや。

同年戊申同月中野仁右衛門（二百五十石。）・石黒後藤兵衛（新知百五十石。）長柄之者十人宛を預けられし、これより以來二人役とぞなりたりと見ゆ。同八年三月仁右衛門は百石加増にて内所留守居に江戸において命ぜられし、同年後藤兵衛は替り指物を免され、御近習を仰付られ、小塚段兵衛（今膳奉行。）も同年十月三日近習槍奉行となる。これより今寛政に至るまで二人役替り指物、近習頭分とぞなりにける。勤方は御供にも出で、御城へも番等をし、江戸へも一人づゝ御供しけり。されども、江戸にては毎日出勤はすれども、定りたる請込もなく、御供もせざれば、隙なる役義なり。當役より留方兼帶の初は、寶暦元年石丸平兵衛に初りし。

留方

古へは、留方といふ役なし。歩行頭・側兒小姓の内より日記役を命ぜられ、御城にて諸事の留帳を書記し、これ御秘帳とぞいゝし由。寛文六年丙午七月九日泉八右衛門（三百石。）御近習に相勤め、留帳を付け、評定所へも可罷出旨仰付られし、是留方の初なり。かくて八右衛門は同年十月七日學校奉行となり、其儘留方兼帶同役なし。同八年戊申六月二十二日津田重次郎（三百石。）御先筒二十挺御預け學校奉行其儘にて、留帳御用仰付られ、諸事八右衛門と同樣たり。同九年乙酉泉・津田の兩人に仰付られ、承應三年洪水已來之御記錄并に御家中諸士家譜編集御用相勤し也。此時より初て下役物書を置れし。（市浦清七、七十俵五人扶持士格。高畠惣七郎歩行にて兩人勤。）津田は同十二年壬子十月二十八日學校奉行・留帳方は免さる。（其儘。）他の役は　泉は延寶元年癸丑正月晦日願之通留帳方は免さる。（學校奉行は其儘。）かくて留方は、大目付一ヶ年代り勤むべき旨命ありて、玉野武兵衛正月晦日より兼帶にて勤めしが、同年十二月二十七日大横目役は免され、御持弓十張御預け、留帳役其儘相勤、寄合場へも罷出べき旨仰付られ、同五年丁巳十一月二十四日御弓十張を御増、同六年戊午九月二十五日願之通留帳役御免なり。同年十月川村平左衛門留帳役となり、天和二年壬戌正月勘定奉行となりて、又大目付より兼しが、翌三年癸亥閏五月十四日近藤覺兵衛（今も大目付、三百五十石。）持弓十張御預け、留帳役仰付られ、貞享元年甲子十一月二日岩千代樣附となる。（又大横目より交代にて兼ぬ。）（貞享二年乙丑御家中諸士先祖書・自分御奉公之品、當十二月二十九日迄之事書出可申旨被仰出、翌年正月諸士より書上る。是書上の初にして已來五年に一度づゝ書上て、今寛政に至れりといふ。）元祿十年丁丑八月市浦清

七郎中奥にて勤め、同三年庚辰二月學校奉行となり、留方は其儘勤めしなり。已來學校奉行たる者多く兼せ帶り。 これより以來留方となりし者ども、諸職交代に委し。故に爰に略す。されども、兼勤めし一二を左に記す

八田佐介は初めは大組にて勤め、後近習にて勤め、其後軍鑑にて兼帶、又組外にても勤めたり。石丸平兵衞は寶暦元年辛未十二月長柄奉行より兼たりし以來は、長柄奉行となる者多く兼帶せり。(これより以來は、勤めざる者は、安藤與一左衞門・小川九郎兵衞なり。)

勘定頭

此職元和九己亥年迄御借米奉行と唱、興國公之御時、元和三丁巳より於因州片山孫兵衞其職に撰れ、同九己亥年役名轉ぜられて勘定頭となるよし、同家の家譜に見へたり。(軍國には、必借米奉行用ひらるゝと見ゆる。)

元和三丁巳片山孫兵衞 祿二百五十石、 於因州御借米奉行被仰付、同七己酉八月同人倅勘左衞門召出され、御借米奉行見習仰付られ、同九己亥役名改り、勘定頭となる。寛永七庚午十一月十日勘左衞門へ御切米三十代被下、父と同ふ勤候樣命ぜらる。同九壬申十二月二十七日五人御扶持增賜り、同十七戊辰十月二十六日又二十代加られ、都合五十俵に五人扶持と成る。 同十九壬午孫兵衞爲隱居、御知行二百五十石無相違勘左衞門に被下、其儘勘定奉行被仰付、同二十癸未十一月十五日五十石御加增、萬治元戊戌十一月十四日又百石御加恩、都合四百石賜ふ。同人家督一人役となり、寛文七丁未三月迄相勤。此役、物頭席にて勤る時は勘定奉行と唱、頭分席にて勤れば、勘定頭と唱ふる事、今寛政に至り、此勘左衞門も物頭席にて勤めしと見へて、同家の家譜にも勘定奉行とあり。

寛永壬申備前へ御移封より此方、勘左衞門屋敷は、今池田兵庫屋敷なり。(俗に角屋敷といふ)。此構之内に勘定所あり、書院より役所へ廊下續といふ。勘定所、今の場所へ移されし跡、服部頼母に下さるゝよし、勘左衞門は、今伊木杢家へ移ると云、未詳。孫兵衞・勘左衞門共役中御懇に召遣れ、則兩人へ賜る御書數通、今も同家に所持す。中にも民をいたわらせ賜ふ、御書、左に記。

書狀令披見候、給所年にならしめ付帳調下屆候、坂井長兵衞手前算用相濟候由にて一昨日下着候、帳之儀は靜に見可申候、三左衞門道具持下候、立歸之人足二人、則今日戻し候。

一、代官前勘定、今少し殘り候由、急度埒を立可被申候。

一、藏米廻し候へば、升目多候由、如何納候哉不審に候、最前斗升に拵候時、四斗八升入二代に付、何程之出目にためあわせ候

へる哉、其極を書付可被申越候、多賀長大夫・祖父江一郎右衛門も可存候哉、惣別江戸・上方への上り俵、不同無之樣にと申候て斗升に定し時、指米杉なり莚付、俵明候時不殘振出させ候得ば、百姓も甘候はんかとあかせ候ての上、存分に仕候へる間、申合は有之間敷と存候、其時の法度書湯淺半右衛門覺も可有之候、然共能々穿鑿令吟味候て、六月末に廻し候升目の積を具、斗升を直しよく候はゞ、何も及相談有體可然候樣に裁判可被申付候、先日郡代どもへも其分申遣候條、油斷有間敷と存候、此書狀小堀右衛門にも見せ可被申候也。

七月十七日　　光政公御在判

片山孫兵衛どのへ・湯淺半右衛門どのへ・片山勘左衛門どのへ

御廟奉行

萬治二年己亥正月御廟堂落成、同二月朔日御遷廟。前年十二月中村又之丞（二百石）加世八兵衛（二百石）兩人共津高郡紙工村に在宅せしを御廟番人に被仰付、岡山へ出府、家屋敷を給はり、御遷廟後二人にて御番相勤しに、同年六月末より御番は御免、毎日二人して見廻候へと命ぜらると家譜に見ゆ。延寶元年癸丑正月晦日泉八右衛門を御廟・學校惣奉行と仰付られしより今寛政に至るまで御廟・學校兼帶の役なり。御廟奉行ばかり勤めし者は、八田庄兵衛一人なり。されども庄兵衛同役なきにはあらず、此時學校奉行市浦善藏にて御廟奉行たり。

學校奉行幷和意谷閑谷預り　兼帶役御廟奉行。

寛文六年丙午松平五郎八政種（マヽ、朱書）殿の舊舍を今小作事の所。修繕して假學校とし玉ふに依て、泉八右衛門三百石。津田重次郎三百石。兩人に學校御用を命ぜらる。泉は當七月九日御近習に相勤、留帳を付、評定所へ可罷出旨命ぜられしが、共儘にて學校奉行となり、水の手學校の內にて家を給はる。津田は今まで大目付なり、共儘學校奉行兼帶を命ぜらる。同七年丁未三月十二日津田に和意谷御山御預け、同日泉も同よふ命ぜられしより已來、學校奉行となる者、和意谷御用を兼ぬ。同八年戊申五月二十二日兩人に郡々手習所の義被仰付、同年六月二十二日津田重次郎大横目御捨免、御先筒二十挺御預け、學校並郡々手習所、和意谷御山、御留帳の御用專相勤、尤御評定所へも只今迄之通出府可仕旨御直に被仰付。此時、池田伊賀・日置猪右衛門、共儘御前に被召置。泉八

泉の役中、三十五年也。

右衛門・津田重次郎を御前近く召御意被成し、自今已後兩人を其役人に被仰付候間、御前御過り有之候はゞ、無憚御諫可申上、老中諸役人之過失有之候はゞ、無遠慮可相糺旨、委細被仰付。同九年己酉春新學校御普請御用兩人に被仰付、校内にて家屋敷被下移る。同十二年壬子十月二十八日重次郎學校奉行御捨免、其外御用は其儘相勤。延寶元年癸丑正月晦日、加世八兵衛（二百石。）・中江彌三郎、學校奉行被仰付。泉八右衛門を御廟・學校惣奉行、同裏判役相勤、只今迄之通評定所へ可罷出、其外の御用は御捨免被成候旨被仰渡。

泉は惣奉行、加世・中江は添奉行にて相役にはあらず、諸職交代等に、同役にせしは誤りならん。中村久之丞（二百石）も、貞享元年甲子加世八兵衛跡役になり、其儘伊木兵庫組とあり。三人共惣奉行にあらざる事必せり。されども加世は町奉行よりなれば、平士にてはなきや、未詳。

釋菜攝主は、泉八右衛門多年勤けれども、同人病氣・喪服の時、池田佐兵衛攝主たる事兩度、元祿十三年庚辰二月十六日八右衛門老年に及び、學校奉行を免され、市浦清七郎、泉の跡役となる。同年八月七日、釋菜攝主池田佐兵衛（福山檢地に依て當月釋菜なり。）是より已來、御同姓の臣攝主を勤る事、定例となれり。留方を當役より兼帶せり。小原定介兼帶せず。其後學校奉行たる者、兼帶せしが、小原彌一郎已來兼帶なし。

城代組頭

延寶四年丙辰十月四日池田藤右衛門（是迄番頭。）城代となりしが、是迄の組頭は、下方覺兵衛なりしか共、城代には組頭なくても濟しや、同日覺兵衛は寄合になれり。（覺之丞上に池田藤右衛門が城代被仰付に付、私義御直々組頭役御免被成、寄合組に被仰付と有。）其跡役なりしと。同六年戊午五月十八日池田藤右衛門組頭に熊谷八大夫仰付らる。是城代組頭の始ならん。さて八大夫は同八年庚申閏八月十八日病氣に付御斷御免、同日鹽川吉大夫・藤右衛門組頭となり、天和元年辛酉九月二十七日藤右衛門病氣に付、同十一月朔日藤右衛門跡役に若原監物城代たり。鹽川は其儘勤めしが、貞享二年乙丑十月朔日鎗奉行と成、跡役に百石加增にて廣田權右衛門を仰付らる。同四年丁卯十二月監物□□（マヽ（朱書））に付權右衛門も御免なりしが、城代は小仕置輪番となりしに依て、廣田かわりなりしに、正德五年乙未十一月池田七郎兵衛城代となりし時、組頭に鄕司七右衛門・安田市左衛門兩人を組頭に仰付らる。（按ずるに、次第に組多くなりしに付、此度より二人になりしならん。）かくて享保三年戊戌二

月七郎兵衛隱居し、其跡役なく、又小仕置受持輪番にて城代を勤む。今度は組頭兩人とも其儘勤む。夫より後、組頭交代はあれども、鄕司・安田より已來二人宛ありて、今寬政に至る。

大組與頭

番頭と承應三年甲午迄は組頭といひしが、十月六日組頭を改め、番頭と號し、番頭の下に、一組に一人其組頭役を初て置かる。此組頭は替差物ゆるし玉ひ、向後番頭指合る時は、相組の事、番頭に代り沙汰し、諸用事も家老中へ申達すべしと仰渡さるゝ。其與頭の姓名知れたるを、左に記す。

池田藤右衛門「池田主税組頭」　　神子田助兵衛「土肥右近組頭」　　竹腰伊内「瀧川縫殿與頭」
津田左源太「池田美作組頭」　　丹羽惣兵衛「眞田將監與頭」　　田中眞吉「香西釆女與頭」
村上九左衛門「山脇修理與頭」　　日置十左衛門「宮城大藏與頭」　　堀彌次兵衛「伊庭主膳與頭」
丹羽次郎右衛門「番和泉與頭」　　神圖書「池田數馬與頭」　　岩井九郎右衛門「熊澤次郎八與頭」
薄田藤十郎

萬治元年戊戌十一月岡田安之丞・坂本源左衛門、男色の事にて喧嘩しければ、此時より與頭を組の目付に仰付らる。其時與頭共へ仰渡され、左に記す。喧嘩の次第、其外委しき事は、命令部・變事部に委し。

十一月二十一日先手組切に横目御入置可被成と思召候へ共、其內風俗能成り候はん哉と思召、唯今迄御延引被成候、組切に組頭を横目に被仰付候由、則忠言文前書、御讀聞せ被遊候。

兎角大惡人と云は、國政を害する者を申事にて候、組中の子供兄弟は不及申、掛り居申浪人迄も、作法惡敷、長刀さし、かぶき申者無之樣に、善惡之事承屆可申候、御國政のさわりに成候者、虛言を申、人の善を嫉ひ、惡を欲び、行義わるく、心むさき者の義御惡み被成候。

右御出候翌日組頭中相談之上にて日置久米之助・津田左源太兩人使にて
日置若狹殿迄差出書付之覺

誓紙前書、御案文之通畏奉存候。併、相組中萬事之儀、御聞に立、御尋被成候節、不存候はゞ不届に可被爲思召御意之旨、御口上に被仰渡候、此段相組中之義と申ながら、御前の御聞に達候様に承候事は、中々成間敷と奉存候、殿様には御横目數多御座候て申上る義に御座候、惣て惡事は人々隱し申世俗の習に候、殊更此度私共ヶ様に被仰付候上は、惡事彌隱密に可仕候間、猶又御承不申事のみ可有御座と迷惑仕候、或は又私共未だ不承候内御聞に立、御尋被成候刻不存義も可有御座候、此段御赦免被成候と申上るには無御座候、被仰付候通り隨分御意に應じ候様にとは可奉存候へ共、右申上通りに御座候故、只今御理申上候。

此時寄合中組頭

竹腰八郎兵衞・津田左源太・神子田助兵衞・日置久米之助・田中惣兵衞・薄田藤十郎・安東平左衞門・堀彌次兵衞・村上九右衞門丹羽惣兵衞・水野甚兵衞・湯淺又右衞門。

右之通若狹殿より申候得ば、殿様御内意は、此度不慮之義に付、其頭に前後の様子御尋被成候へ共不存候故、其頭前廉にも存候はゞ、双方無事に可仕候、不存體故ヶ様之事に成候と思召候。以來之義、番頭・組頭共に其組々へ入はまり、萬事致吟味無事に成候様にと思召けるの事に候。人により可申候得共、大形相組之義疎略成と思召候間、向後何も相知候様に常々可申談候、相組之内、事出來候刻、番頭・組頭無事に可仕と相談候へ共、同心不仕談、又は此度の様成事有之候はゞ、内々老中迄成共申上候様にと思召候。併、一應何御前可申由。

同二十三日津田左源太・日置久米之助御城へ被爲召上、於御數寄屋御直々

被仰聞候覺

一、先日被仰出候趣、得と不存込趣、老中迄相尋申候由に候、其組々に事出來候刻、少事は隨分異見申、番頭相談仕、下にて相濟候様に可仕候、今度之様成義は、兼て老中迄申聞せ置候得との事にて候。大成事は、江戸他所迄も相聞る事に候を、うかうか仕置候事、沙汰之限りに思召候、組合侍共之義、少々寃之義、承申上候へと思召候ては無之事。

一、相組中、若し子供かぶき不行義成者有之候はゞ、親類共にも申聞、異見をし、何卒引直し候様に尤に候。かぶき候者、皆々下々のまねに候、侍たる者道具持中間のまね致し廻り候事、扨々淺ましく口惜覺悟と思召候事。

一、下々長き刀・脇指之直成をさし、かぶき者有之候はゞ、隨分穿鑿被仰付、他國者は御國追拂、御領分之者堅く申付、直させ候

樣可仕事。

一、主人律義成體にても、下々かぶき申者をすき召遣候者有之候、左樣の者は、心中にいかにもかぶき者に候間、右之通の者候はゞ、隨分異見可仕候事。此二ヶ條、番頭中へ召上候に不及候間、其組頭へ御内意之趣、其番頭へも可申聞候、右之かぶき者よりも、人の悪事を歎、何角と無益の事を申觸し、虚言計にて心むさく、御政道の妨に成候者を、大悪人と思召候。わる口と申者、去年も有之よし聞召候、左樣の者は、若き者にかぎらず、其者を御聞出し被成、曲事に被仰付度思召候。右之かぶき者は、心あさく、異形なる體を仕計に候。兎角風俗を亂し、仁政を害し申者を御憎被成候間、急度罪科等被仰付度思召候事。

右之趣、兩人へ御直々被仰聞候故罷歸、若狭殿へも申達、右御趣意之通、番頭へも申談候。

起請文前書之事

一、相組中之義、年々被仰出御法并御教、能相守申者、又は相背申者、或は私にして御國政之さわりと可罷成者、隨分承届可申事。

一、かぶき者之事、御奉公人之外たりといふとも、組中に掛り居申者にても、能々承届可申事。

一、相組中之義、可成程情入相和候樣に番頭共可申談候。

右之條々、縁者親類たりといふとも、御尋之節は、善悪之義、依怙贔屓なく、有姿に可申上候は不及申、御横目職に居候て、其職を(不)勤者罪之重者也。我朝武士之守護神八幡も照覽仕給へ、依て起證文如件。

萬治元年十一月二十五日　　白紙に墨判　組頭連印

小姓組與頭

萬治元年戊戌閏十二月十五日草賀兵部組頭に玉野武兵衛三百石、今迄大小姓也。安藤杢組頭大野十兵衛三百石、今迄大小姓也。を命せらる。これ小姓組頭の始なり。草賀は萬治三年番頭となりし後にも、組頭は其儘二人にて安藤に附しといふ。

今年十一月二十一日より大組與頭を組の横目に仰付らる。これによつて大小姓頭にも一人に一人宛の組頭を付られ、小姓組の日附になされしといふ。

勤方は、御城詰、江戸御供は一度代り、他所使者、江戸にて奏者に加り、岡山を諸侯方通行之時使者等を勤しなり。寛文四年八月大小姓頭安藤杢、相役に伊木内藏 後、頼母と改。 仰付らる。これに依て組頭を一人づゝ附られしが、同年十月に至りて二人づゝになさる。安藤に大野十兵衛 初より付し也。 此度淵本甚五左衛門、伊木に山下文左衛門 初より勤來。 此度薄田藤十郎を命ぜられし。同八年戊申四月二十九日小堀主殿大小姓頭となり、安藤・伊木。三人になりければ、組頭も二人まして、長屋新左衛門・山田彌左衛門組頭となり、下地四人と合て六人となれり。延寶七年乙未六月二十三日澤權大夫大小姓頭となり、一人役なりしが、組頭も二人になれり。能勢勝右衛門・松尾助八郎。 此巳後、大小姓頭は二人にても、三人にても、組も分らず、組頭も二人にて、今寛政に至れり。 これよりさき、延寶元年丑十一月下濃宇兵衛組頭となり、使番の黒母衣仰付られ、同二年御使者奉行仰付らると家譜に見ゆ。使者奉行を組頭にて勤しならんか、いまだ詳ならず。 延寶六年戊午九月九日寺澤藤左衛門・梶浦勘助兩人共、今まで奏者役なりしを、二人とも免され、以後奏者役を止められしより、小姓組與頭諸事奏者の勤向を受持、取次役を專せしといふ。

江戸取次 註(下文なし)

弓組與頭

寛文元年辛丑正月十一日當役を初て置る。昨萬治三年庚子十月十九日弓組を始て仰付らる。頭に杉山五左衛門・古田齋二人を仰付られしが、今年杉山が組頭に久保田門右衛門 三百石、今迄弓組。 古田が組頭に□□□□ 欠字 仰付らる。 寛文九年酉二月より鈴田半四郎組頭となる。 寛文十二年壬子喜多嶋忠右衛門弓組頭となり、一人なれども組頭は二人にて、久保田門右衛門・鈴田半四郎共儘なり。これは弓頭は毎年江戸御供、組頭も一人づゝ御供なれば、一人は殘りて組の事を專ら司りしなり。さて勤方は御城詰取次のかゝり也。左に考を記す。

鈴田半四郎萬治三年庚子十月十八日新知百五十石被下、吉田齊組へ御入被成、寛文七年丁未於江戸松平土佐守樣强き御的弓少將樣へ御持參被成被仰候は、御家中に肩入仕者無御座候、私に射可申旨被仰付、早速射申候處、御譽被成、其弓被下候。同九年己酉二月二十五日御弓組之與頭に被仰付、延寶元年癸丑九月二十三日於御茶園勸進的御覽可被遊旨被仰付、射手五十人罷出、弓太弦を私に被仰付、相勤申候。同二十七日の晩、射手中其外御役相勤申銘々、於同所御料理被下。同二年甲寅正月十八日

御加増五十石被下、同五年丁巳八月二日御城詰御免被成、弓役義は其儘可相勤旨被仰付、半役仕候。同七年己未十一月四日御々之通御城詰被仰付、取次役被仰付。同八年庚申下人不足米二十石宛可被下旨を左門被申渡と、家譜に見ゆ。

小姓組鐵砲引廻

延寶元年癸丑小堀主殿引廻に杉浦忠兵衛二百石・中島六郎左衛門二百石。岸織部引廻に齋藤加介三百石・北畠四郎右衛門三百石に仰付らる。是小姓組引廻の初なりといふ。

御禮席は、大組鐵砲引廻と同じく平士席なり。

一說に、寛文二年石黒平内小姓組鐵砲引廻となるといふ、（家譜にも見へたり）。されども、石黒のほか誰勤めしといふもの所見なし。又寛文八年戊申九月十七日御祭禮大小姓頭安藤杢供奉、同九年己酉御祭禮大小姓頭伊木賴母供奉、同十年、十一年ともに安藤杢供奉せしか共、四年共弓・鐵砲は出たれども、引廻はなし。尤組頭・大小姓は、四年共供奉の連名に見へたり。これ等を以て考ふるに、延寶元年初て引廻しを置かれしといふ、是ならん。

延寶四年辰十月岸は小仕置となり、小堀一人大小姓頭たりし時、熊澤權八郎・岩田庄兵衛二人引廻なり。此已前、大小姓頭は何人にても、引廻しは二人にて濟。取次かはりは延寶六年熊澤・岩田に命ぜられしより初れり。

熊澤が家譜に、延寶三年十二月四日小堀主殿組の鐵砲引廻被仰付、其後母衣の出し替可申由被仰付、染之鯛先表裏に金之節々(朱書)扑に仕候。同六年九月二十日侍從樣御在國之節は能勢勝右衛門・松尾助八郎にかはり御取次可相勤旨、江戸より被仰下候由、池田大學申渡。これは今年奏者役をやめられ、小姓組與頭二人にて取次を勤めしに依て命ぜられしや、此後引廻に仰付られ取次も仰付られても、改御禮の時は、平士席、捧物も干鯛二枚にて御禮申上、その後御禮席は組頭席なり。これは取次役の席なりといふ。かくのごとく平士席にて改御禮はせしに、寛政□（マヽ）年小谷孫六郎引廻しとなり、改御禮申上候節より、初て組頭席にて申上る。但捧物は平士のごとくなりし。

船手組頭

寛延三年庚午三月尾関彌五左衛門を初て船手組頭になさる。これは船奉行は先年物頭にてありしを、此度池田勘

兵衛番頭格になされ、其儘船奉行を勤めければ、始て當役を置かれしなり。但、船奉行、物頭の時は、與頭は欠役。

郡方組頭

元祿五年壬申三月安田孫七郎三百五十石、今迄郡奉行。を郡方組頭となされ、席は大組與頭の座たるべき旨命ぜられし。これ當役の始なり。扨勤方は大方郡代と等しく、度々廻郡して諸事見分せしによりて、この役を下郡代とも唱ふ。郡代は津田左源太・服部惣右衛門兩人なりしが、去年服部は大小姓頭となり、津田一人郡代たりしが、受込の用多く、一人にて年より廻郡等もなりがたきによりてなり。同十六年癸未九月岩田十大夫三百五十石、今迄郡奉行。も郡方組頭となり、安田と相役にて勤む。これより後、石丸平七郎・加世藤三郎・村上藤左衛門、大組與頭座にて勤なり。享保十八年癸丑九月後の村上藤左衛門は士鐵砲組頭座にて勤め、元文三年戊午五月大組與頭に轉役せり。同四年二己未月郡代下方覺兵衛作廻方を兼、作廻方船戸久左衛門も郡代跡役にて作廻方をも兼ければ、同日安藤多左衛門・那須半兵衛二人とも郡方組頭大組與頭座。となり、作廻方組頭をも兼ぬ。寛保元年辛酉九月、原彥八郎郡方組頭となり、士鐵砲與頭座にて勤しより已來、當役たるものは士鐵砲組頭座なり。

作廻方組頭

享保十四年己酉五月渡邊助左衛門二百石、後甲彌左衛門と改。を作廻方組頭になさる。これ當役の初なり。席は、大組與頭なり。同十五年庚戌四月小川彌七郎二百石。渡邊が相役となり、二人にて勤む。小川は同十七年壬子二月、渡邊は同年八月留守居となる。同十七年壬子二月香川亦左衛門二百石。小川跡役となり、同二十年乙卯六月留守居に轉ぜらる。池田杢小仕置にて作廻方を勤しが、今月免されしに依なり。跡役なし。元文四年己未二月安藤多左衛門二百石、今迄郡奉行なり。那須半兵衛百五十石。二人とも郡方組頭・作廻方組頭兼勤め、席は大組與頭座にて、小仕置支配なり。此度船戸久左衛門・服部與惣右衛門郡代作廻方を兼けるに依てなり。寛保二年壬戌二月那須半兵衛城代組頭となり、安藤はこれよりさき、元文五年申五月に城代組頭となり、那須一人にて勤む。跡役に西浦惣左衛門五百十石。士鐵砲與頭席にて勤しなり。

士鐵砲組頭

延寶元年癸丑十一月十九日八田彌三右衛門二百五十石、池田吉左衛門引廻しなり。池田吉左衛門組頭石田彌次右衛門三百石、池田藤右衛門引廻し。池

萬治三年改りし後八月晦日に米蔵御奉書出來、奉行の俵下に記すゆへ、爰に略す。

田七郎兵衞組頭波多野夫左衞門 三百石、湯淺半右衞門組頭となる。按に、此日代官頭山下文左衞門・岩根周右衞門輔役に付て、此三人士鐵砲組頭となり、在方代官の事に預らざるに依る。此度より士鐵砲組頭と唱しならん。右三人共、加役に平物成御用をも命ぜらる。役料六拾代、人足三人分四十五代を給はる。又石田は升奉行を兼勤られ、士鐵砲組頭の內より勤むるの初にして、今寛政に至る。

升奉行

當役は、大組の中より勤めしと見へたり。承應の比、岡嶋新兵衞 慶安四年卯二月迄勘定上聞。木全兵左衞門兩人相役にて勤しが、承應二年兩人共いかなる差合にや、九月十三日池田伊賀・日置若狹へ被仰渡るは、

一、升靠申刻、判可仕候兩人差合候由、香西九郎兵衞・梶川權左衞門に可被申事。（右岡嶋新兵衞・木全兵左衞門揩合にて。）

明曆元年乙未より石田彌次右衞門・佃喜兵衞兩人に升奉行仰付らる。萬治三年庚子備前國中納升岡山平野町大工三七といふ者作れり。此升は本はんとて、本にては大きに見へける。然ども、是も京升たり。此時の升奉行は石田彌次右衞門・須加與八郎兩人なり。寛文七年丁未二月十五日國中の升初て京升と云に改めらるべき旨仰出され、津田重次郎に諸事仰付られ、升奉行は石田彌次右衞門・田上佐五右衞門・須賀が代の兩人なり。かくて平野町升や三七 はじめに三七とある者なるべし。が方にて作り、四月二十日より諸士へ渡されし也。組付の者は、頭らより受取置て、それ〴〵に渡しけるなり。其渡し方は、歩行目付三木市郎兵衞・松本源六出合、足輕二人、小人五人受取をせしと云。此者共より、それ〴〵渡すにて有べし、諸士へ觸られし趣は、請取と云、いかゞ、本のまゝしるせり。

覺

一、今度御改の京升にて當麥成より納可被申事。

一、京判の一俵は、新斗升三つと新小升二つにて、都合三斗二升を一俵と納可被申事。

一、給知高百石に、麥成五石三斗三升京升なり。但、本納の延加る。

卯月二十九日

同月朔日、池田伊賀より觸られし趣、

覺

一、今度改り申候京判にて米の取やり、當新米より仕筈に候。

一、今度改り申べき米升にて、黑米之受取渡し仕間敷候、女上扶持方も京桝にて渡し可申候。但しつき米にて遣し候はゞ、つき米升にて渡し可申候。

一、今度改り申つき米升は、先年よりの扶持方升に違ひ不申候得共、若取違黑米を斗可申哉と、今度のつき米升に柄を付申候、此柄付之升にて黑米之取やり不仕筈に候。

右之通改り申に付、古納升•古下用升捨申筈に候。

七月朔日　　　池田伊賀

家譜にて考、田上は寛文十年庚戌五月二十五日病死、石田は同十一年辛亥十二月池田藤右衞門組鐵砲引廻仰付られ、其儘升奉行相勤。延寶元年癸丑十一月十九日、池田七郎兵衞組士鐵砲組頭仰付られ、幷平物成御用相勤、升奉行其儘勤、天和元年辛酉迄二十七年升奉行勤めしと見ゆ。されば士鐵砲組頭にて勤めしは、此石田彌次兵衞初めなるべし。

五勺升は、元祿十年丁丑十月二十五日石田孫介升奉行の時より始れり。三勺升•二勺升•一勺升をも本升のごとく燒印を押し然るべき旨、享保十六年辛亥九月升屋兩人より願ひ出けれども、是までなき事、殊に五勺升の改さへ米にては其量はかりがたし、然るに況や一勺升などは、仕形有べからず、其儘今迄のごとく無判たるべき旨をぞ命ぜられし。

安永七年戊戌公儀より升改の令ありしに依て、公儀へ御屆ありし、其趣を左に記。

一、先達て桝之義、福井作右衞門方之京桝を相用候樣、御觸を以被仰出承知仕候。然る處於國中相用ひ來候升之義、萬治年中已前の者は年久敷事故、仕成方委敷相分り不申候、萬治年中より桝方役人申付、京升を以て寸法相糺し、其通に爲仕成、右之役所之燒印爲仕置候、取扱相〻被成候願出候者有之節は、時之役人共立會相改、前件之通燒印仕せ相渡、國内にて爲改通用候に付、已來とても右之通仕度存候、此段御聞置可被下候。以上。

八月二十一日　　　今少將公御名

右之通御屆相濟申候間、是迄之通、已來御國中通用被仰付、隨分宜敷儀に奉存候、以上。

八月二十一日　　　中村善右衞門

右之ごとく濟けるよし公儀使中村より備前へ達しけるによりて、其まゝ昔のごとく通用せしなり。

寛政元年己酉十二月二十五日蟹江幸右衛門に升奉行命ぜらるゝよし、御城におゐて用老池田隼人申渡、其後小仕置池田要人御勝手にて左之書付を幸右衛門に渡す。

只今迄升改方成來不宜様子も候はゞ相改可然候間、相考存寄可申事。

其後幸右衛門所存之趣申出けるは、

一、升改め、私宅にて不仕、町會所と申歟、何方にても御用所にて相改候様奉願度候、升奉行私宅改之義、御免被成下度存候。

一、御藏升、御手本被下候様申上度奉存候、惣て升は一等之儀に御座候へども、此度手本に御藏古升被下候はゞ、夫を以相改可申候、升屋兩人方に本升所持仕、兩人升不同御座候様に承及居申候。

右之通被仰付候はゞ、御〆り可然様奉存候に付、書出申候。

一、判代と申物を御上へ被召上、判を被仰付、御渡被下候様奉願候、相對にて判代受取候事、御免奉願度候。

右之書付池田要人へ出しければ、同二年三月二十八日内願之通命ぜられし。同四月二日判改場所屋敷方御用所に定めらる。同月十四日評定所において大横目森川助左衛門、勘定奉行高桑忠右衛門、御藏見届水野七郎右衛門、升奉行蟹江幸右衛門、勘定方平尾勘左衛門立合、升屋八郎左衛門・三七兩人出て改濟、其後手本升は、長持に入、用所に置、火事之節は、升屋兩人此所へ出、長持舁夫、灯燈持等、小人此時より渡りしなり。

組外

古へより、上の組外、末の組外とて、兩組ありしを、延寶五年丁巳八月二日命ありて、自今已後、上の組外を寄合組と唱へ、末の組外を組外と呼べき旨定めらる。此前年の士帳に一組はづれ、二組外とあり。この二組はづれは、其儘組外と唱へ、一組外は寄合組と唱へしなり。委しくは、寄合組の條下に連名あり、合せ見るべし。

側詰附たり同格

註（下文なし）

小納戸

註（下文なし）

貞享二年正月元日富田道徴御側醫者、御直に相詰申様にと仰付らる。

藥種銀、今は二十枚づゝ、いつ比よりか駕籠舁は代渡りに相成

見小姓　註（下文なし）

醫者　興國公の御代、やう／＼十人計りありしといふ。此時より今に家を代らざるは、布施・横井二家也。

古へは至て人少にて勤めしが、追々召抱られ、曹源公御代に至りては、別て人數増しけるといふ。

觸役に、天和二年壬戌十一月二十八日於江戸福原全庵（在江戸、二百五十石）を、中間の諸事取次役仕べき旨、日置左門を以て仰渡されし。岡山にては貞享二年己丑六月二十九日布施元伯（二百五十石）高崎長庵（二百五十石）二人を醫者中間諸事肝煎申様にと仰付られし。これが觸役の初か。（觸役は、番は免されしと見ゆ。布施・高崎二人とも同年八月二十日毎朝登城に付、御城番は免さる。）

側醫者（近習醫者ともいふ）これは烈公の御時よりあり、されども人數多きとは見へず。横井養元（二百五十石）は、別て御意に入、御内用を勤め、用老等への御使を勤めしといふ。（此養元は如何なる譯にや、代官をも勤めし事ともあり。）承應元年隱居し、伜玄昌に下し置れし十人扶持を隱居料に賜はり、玄昌に二百五十石無相違賜はり、養元は隱居後も度々御用相勤め、寛文七年正月十七日九十歳病死。寵遇他に異なりしと云ふ。されども御番醫の内より勤めしと見ゆ。（觸役の者には人代米一人宛を賜はる、兩役とも藥種銀十枚宛賜はる。在江戸の者は外に駕籠舁小人御貸し下さる。）

番醫師、古へよりありて、御城へ番せし（詰所いづくといふ事詳ならず。淡河友古が書上に、寛文十二年二月中旬より初め六月下旬迄百日餘り、御産所に晝夜相詰とあり。鹽見玄三も同年百日餘り御産所に晝夜相詰とあり。）役なり、當番より毎日の御診をせしといふ。（いつ比にや、毎日の窺ひは止けり、されども此番醫師の内より側醫同事に近習醫勤むる者を窺ひ、醫者と唱へて番はせずといふ。）御留守年、御城寢番醫者は、寶永三年丙戌八月十九日江戸より命ありて、巳後は、大組並其外急病のためなれば醫者の寢番を初められし。其人數は入江玄長・澤慶閑・山中淳安・宍井宗仙・布施養安（元伯子。）・木村玄春（玄頂子。）・横井養迪（養傳子。）・森谷春庵（専庵子。）已上八人なり。されども、このもの共定役にはあらず、毎も御發駕前に改て命せらる。（數年つゞけて勤めし者もあり。）

鍼醫、これは古へより鍼醫と唱ふるはなく、醫者は大方鍼をもたてしが、明暦元年十二月江戸において笠原用伯

を曹源公召出され、御出入の奉公せしが、寛文元年閏八月二十日御屋敷へ引越佚米十口賜はり、同三年十二月八日新知百五十石、定夫一人を賜る。これ鍼醫の初ならん。

按摩醫、寛文十三年四月十一日駒田延融、按摩御用に江戸より岡山へ召れ、同年九月七日召出され、百代二十人扶持を賜はり、烈公附にぞ命ぜられし。

眼醫者　註(下文なし)

齒醫者　註(下文なし)

貞享二年乙丑分限帳醫師連名左之如し。

二百五十石　布施玄珀　祖父養錄、於播州興國公之時被召出。
二百五十石　淡河友古　寛永十九年父興澤被召出。
百五十石　田中三甫　父言順、寛永六年被召出。
五十代五人扶持　戸田一雲　父一雲、於因州烈公に被召出。
二百五十石　田中意德　寛文六年八月二十一日被召出。
五十代五人扶持　岡田玄卜　寛永十五年祖父清庵、被召出。
十人扶持　赤井友仙　延寶八年正月十五日被召出。
五十代四人扶持　森谷專庵　延寶八年二月十二日被召出。
○二百五十石　福原釜庵　寛文十二年三月二十七日被召出。
○二百石　進　卓司　寛文七年父卓司被召出。

二百五十石　高崎長庵　祖父長庵、國清公御時被召出。
百五十石　木村玄忠　父玄石寛永十五年十月十五日被召出。
二百石　鹽見玄三　寛文八年九月二十七日被召出。
二百代十人扶持　田尻道貞　延寶八年二月朔日被召出。
六十七代四人扶持　澤　慶閑　寛文六年八月被召出。
四十五代四人扶持　野崎用仲　用節子、別に被召出。
四十代四人扶持　鳴川道節　父道壽寶文九年四月四日被召出。
五十代五人扶持　駒田融達　寛文十三年四月十一日按摩に被召出。
○百五十石　富田道徹　養父宇庵、寛永十九年被召出。
○百石　進　元司　天和二年十一月二十八日被召出

百五十石　野崎用節　正保元年十二月五日烈公に被召出。
二百五十石　横井良傳　祖父養元、興國公御時被召出。
百五十石　森　不干　父不干、寛永二十一年被召出。
百石　西尾朔庵　父是庵、正德三年八月朔日被召出。
三十一代三人扶持　臼杵元良　父元貞、寛永の末被召出。
十人扶持　宍井宗仙　延寶三年四月十五日被召出。
三十一代三人扶持　山田如閑　寛文二年三月十六日被召出。
○三百石　勝原丈庵　(被召出年月を欠ぐ)
○百五十石　笠原用伯　寛文十二年三月二十七日被召出。
○七十八代十人扶持　富田養傳　寛文元年八月被召出。

○印は、在江戸。

正徳四年四十六人ありし。

○四十五代ママ人扶持 笠原用三 用伯子、天和元年正月被召出。

〆三十一人。内、二人親がゝり。

曹源公、これより後、御抱ありし者共次第不同 山中秀安・紫岡久知・星野道斎・中尾貞順・村岡壽庵・入江玄長・田尻道圓・岩田元東・高山意伯・中尾玄覺・村田秀先・中村友達・海野玄秀・大高東竹・町田理庵・大嶋用春・海野玄孝・海野祐玄・奥田玄宅・百々玄順・榎友干・鎌田長榮等なり。〆二十二人。

附人 註(下文なし)

吉備温故秘録巻之九十六(諸職原二)終

吉備温故秘錄

（法令）

吉備溫故秘錄卷之九十七（原本卷數卷之十六）

大澤惟貞輯錄

法令 上 目錄

吉備溫故秘錄卷之九十七（法令上）目錄終

吉備温故秘録 巻之九十七（原本巻数巻之十六）

大澤惟貞輯録

法令 上

一、法度

一、鐵門より内、年寄中は、小姓二人・草履取一人召連、登城可仕事。

一、惣侍中は、若黨一人・草履取一人、召連可申候。雨降候時分、からかさ持一人召加可申事。

一、用所申付者共、隨役於理、供の下人少々かさみ可申事。

一、下々猥に不顧儀式、直の侍中へ對し、慮外不仕樣、其主人より堅可申付事。

附、城中にて高聲・高腰掛・立すがり居申間敷事。

一、横目の者申渡法度、兩度迄は相改、其上主人にも相居、無承引輩有之ば、可致言上事。右の條々堅固に可相守、若違背於有之者、急度可申付者也。

寛永十一年五月朔日

二、先年從公儀被仰出御法度條々

一、たてがみ・茶筌髪。

一、大脇指。一尺七寸以上。

一、大まへ引合。

一、尺八・三味せん。

一、御供の時、高雜談・高笑。

一、大ひたい。

一、長刀。二尺八寸以上。

一、下々絹布。上帯・下帯・ゑり・袖口小者草り取以下。

一、辻たち。

一、道かたより通候事。

一、下ひげ。

一、高もゝだち。

一、紋所縫。

一、はゞ廣帶。

一、女乘物よけ可申事。

一、申事仕まじき事。　一、路次にて行當り候共、とがめ申間敷事。

寛永十五年七月朔日

三、藏の法度

一、納米一斗二升入の斗升、四つを一俵に相定事。

一、廻しちぎに掛、百姓と令相對、其上百姓好候はゞ、二俵にても三俵にても廻し候てかんを平し、俵毎に不同無之様にこませ可申事。

一、夏米六月末に廻し改可仕事。　一、米の善悪見申時、前々の如く其俵は入籠可申事。

一、扶持方、前月十五日より晦日迄を、日切定可相渡、付、藏に二箇月替可相渡事。

一、切手の日付三十日過候はゞ、相渡申間敷事。誰によらず、藏米少にても取替貸申間敷事。

一、預り米、下にて一切仕間敷事。

右の旨堅可相守、若令違犯ば曲事可申付者也。

寛永十七年十一月朔日　御判

四、留守中城法度の事

一、鐵門より内へ慥成若黨・草履取二人より外召連申間敷事。附、門番にも此旨可申付事。

一、暮六つより以後、城中へ出入停止の事。本丸の門より内へ出入一切停止。但、參候はで不叶者は、草履取一人たるべき事。

一、火用心無油斷可申付事。但、山下町等に自然火事いか様の儀有之共、當番の仁出間敷事。

一、玄關より上へは、又者召連間敷事。

一、當番の仁判形濟候てくつろぎ候はゞ、有姿に書付可申聞通申付候。互に食給次第に替合無懈怠相詰可申事。

一、諸事法度の趣、相背間敷事。
右の條々堅可相守者也。
寛永十八年三月十八日

五、江戸より被仰出御制札の寫

一、諸國在々所々田畠不荒候樣に入精耕作すべし。若立毛損亡無之所申掠、年貢等令難澁族於有之は、可爲曲事者也。
寛永十九年六月

六、被仰出御法度

一、御中の時は、諸事先年御定の如く、付、他國肴無用たるべし。御家中千石已上振廻の時計、汁二菜三盛合仕（内精進一）間敷事。同吸物無用の事。付、酒三返。御用にて寄合候時も、右同事の事。
一、新敷椀かへ出し申間敷事。　一、疊表替停止の事。
一、不斷衣裳紬たるべき事。付、家中女着物是亦公儀御法制唐物・金入の類幷鹿の子・縫箔停止たるべし。下々は襟・袖口・帶にも不可仕。但、古綾・縮緬・羽二重薄などは、何も御免たる間不苦事。
一、他客幷祝言の時は、諸式それ〴〵心得、格別たるべき事。
一、御家中の祝言見廻（舞）に、祝儀取遣は不及申、猶肴以下も無用の事。
一、煩人見廻候共、相詰候儀は、醫者。病人可令迷惑候間、可爲無用事。
一、少身成倫（者）鷹持候儀可爲無用。但、理（ことはり）申度者は伺可申事。
一、香典の儀は不及申、緣者親類の外、寺見廻も無用の事。
右の條々相背申間敷旨、御掟の趣如件。

掟・

一、諸事徒黨を立て於ては、第一曲事たるべき事。

一、家中武道其人馬已下、無懈怠可相嗜、時日を不定改儀可有之事。

一、年寄中幷醫者乘物相免候。其外家中侍共、病人乘物乘候儀は、月番の老中へ相尋可隨其意事。

一、諸式申事を仕、手を出候方は、理非によらず成敗すべし。手を通〔出カ〕相退候はゞ、隣家近邊は不及申、其町筋の面々開付次第出合押留め、年寄中へ可相理。日々道筋請取相定上は、出入がましき儀有之とても、外山下より内山下へも、猥に見廻令停止畢、餘は可准之。尤方人仕候輩は、本人よりも曲事たるべき事。

一、走者追掛候日々の請取申付候上は、年寄中一左右次第に、不移時日可掛向、依時相其日々の物頭共指圖にも可任、相背に於ては可爲越度事。

一、成敗は取籠者仕手申付上は、其場へ一切出合申間敷事。

一、扶持を召放の輩、家中立退候砌、誰々によらず見廻申間敷候。但、於親類は年寄中へ可相尋候。付、家中逐電の者、緣者親類たり共、許容仕間敷事。

一、家中緣邊の儀、物頭・近習の輩は可相伺、其外とても人によるべし。同祝言の時少も奢申間敷事。幷、跡目の儀、但、同心・弓・鐵砲、其外諸奉行加增の知、可差上事。但、其親又は繼目の子、隨忠勤、其儘申付輩も可有事。付、諸役人子共親の所作を不嗜者には、跡目申付時吟味可有事候條、兼て其心得可申事。

一、誰々によらず、養子仕度と存者は、見あてがひに可申付候間、年寄中を以て誰となしに可相伺、他國よりの養子可爲停止、但、孫子兄弟においては不苦事。付、目見不仕猶子不可立候。然共出仕不成程の少年の者、不可及異儀、勿論死後の養子不可立事。

一、浪人提置間敷候。不遁間に於ては、年寄中迄相尋可任差圖、勿論背公儀浪人又は捕有之仁、かくし置においては

曲事に可申付事。
一、人返し出人の儀、重々念入受取渡可仕候。理不盡の族有間敷事。
一、走籠於有之は、御法度のごとく其主人へ可相渡、若其者不屆の働有に於ては、討捨不苦事。
一、侍共他國へ罷越候儀、組頭より池田出羽守・伊木長門守・池田河內守兩三人の內、當番を以相伺致、判形可參、罷歸候節、判形消可申事。
一、百姓公事沙汰、代官・給人一切構申間鋪候。自然取持申に於ては、其公事可令落着負事。
一、諸勸進停止の上は、取持輩可爲曲事候。
右の條々可相守此旨者也。

寛永十九年七月七日

七、被仰出法式 寛永十九年後の九月朔日被仰出。

御勘定場壁書

一、他國へ御領分の下々、奉行人又は日用等にも、一切遣間敷候。百姓幷大工諸職人、他國に有之分は、公儀御定のごとく、郡奉行町奉行、毎年念を入相改、人積み高を本帳に〆置、其外未進奉公人・うき人の帳を人改奉行兩人に相渡、當春・來春かけて不罷歸分、其親類幷五人組にかゝり、他住任御法度、急度可相返事。但、年により備前に置餘りたる奉行人、同つかひ參る大工・職人共、代官・町奉行・給人方より、於相理は一年切に行所をあらはし、判形申付可遣、大工職人は明る正月、奉行人は二月中に罷歸、其理を右判形仕方へ慥に申屆、無滯樣に可仕事。但、赤穗へ遣す奉公人の儀は、年寄中へ可相理事。
一、代官・給人・百姓に對し、借かり可爲停止候。但、知行分へ給人より種米の儀は不苦候。其外弱り百姓に、少々見繼救ひ貸米抔に於ては、見合相對次第たるべき事。

一、代官・諸奉行私用し、百姓一切遣間敷候。并、私宅へ入、薪其外、庄屋・小百姓手前より、何にても課役懸取申間敷事。

一、年貢、百姓津出可爲五里着事。　一、物成百石に付、糯四十俵・薬六十五束。但、三尺繩たるべき事。

一、庄屋給、元高百斛に付、二斗宛の事。

一、夏麥如先代可納所事。但、地の増減に隨ひ、給人又は百姓理あらば、郡奉行及見、可然樣に裁判可仕事。

一、國中庄屋手前、麥年貢并夫米小百姓同前に可出事。

一、庄屋給の外、用所にて公儀の御用罷越造作料。

元高五百石上々村は、　同高百石に付二斗づゝ。　同五百石より内三百石迄は、　同高百石に付二斗五升づゝ。

同二百石より内は、　同高百石に付五升づゝ。　岡山廻り三里より内の村は、　同高百石に付一斗五升づゝ。

何も庄屋小百姓共に、高に合割符米を出し置、庄屋に遣可申候。但代官・給人在々へ罷越時、薪雜事の儀は、地下中として可相調事。

一、庄屋給の外、造作料迄相究上は、小百姓に對し、入目掛申間敷候。若於相背は、其庄屋可爲曲事。

一、普請奉行并諸奉行在々へ罷越候刻、薪雜事郡中高に令割符、遠近を考、郡奉行見計可申付候。不及申諸奉行猥に取遣申間敷、受取・遣分は、重て郡奉行可相改候間、宿主へ手形を可出置候。其村に無之物、何にても百姓に調させ候儀、可爲停止。并、油も百姓手前より出し申間敷事。

一、村々へ罷出る奉行、なり物・菜園以下取あらし候はぬ樣に、下々迄堅可申付事。

一、郡々へ指出し候諸奉行人へ渡す送り人馬の事。

一、無足の者には、送り夫二人・庭夫一人・送り馬一匹。

一、知行取には、送夫三人、但。舟路四人。三百石より以下の者は、馬一匹可遣候。庭夫は遣間敷事。

一、郡奉行、送夫右同斷。但、庭夫一人可遣付、檢見の者可準之事。

一、郡奉行普請奉行・檢見者、在々へ出る時は、前廉に其村より御定の送夫・馬呼寄可申事。

一、面々給所竹、百姓に切らせ候時、一人に付、扶持方米五合宛可遣候。其外召遣候はで、不叶儀候はゞ、扶持方の外、一日一人に付、一升宛の可爲日用、他國へ遣候はゞ二升づゝ令下行、何も御藏入一同に可申付事。

一、誰々によらず、自用として在々へ罷越候刻、駄賃・人足・路錢・道通り札、前に隨ふべし。宿賃の儀も同なり。但、亭主薪を燒候はゞ、主人・馬十文宛、下人は六文づゝ、但、宿借の薪においては、右半分づゝ、幷、往還の輩是亦同前の事。

一、請人無之者、一切宿をかし申間敷事。但、往還人一夜はかし可申候。二日共逗留仕候はゞ、町奉行・郡奉行へ可相屆、幷、手負人手判無之者宿を貸申間敷事。

一、村々百姓逐電無之樣、五人組同村組連判、年々改可申付候。其上にても、若走り人於有之は、類家幷連判の者をして可尋出す。走り百姓・科人の宿を致し、荷物以下馳走仕者、幷、送り申者於有之は、爲過怠任先例米一石、其村中百姓家一軒に付二升宛可出之事。

一、走人・科人有之時、跡の田畑不荒樣に、本村五人組をして當毛・根付精を入作立、令春法年貢を濟せ、二箇年目より前々に不易程の百姓を入有付可申候。其造作料本村同村、但、割符の儀郡奉行見計に可申付、入作の地も可准之。走百姓の本村に有之緣者親類幷五人組、右造作料の外に過怠として家一軒に付米一升づゝ、此外其村の百姓共右半分出可申事。

一、出作名請の田畑、作人死絕候時は、本村へ請取可申事。

一、出作とて、本村の免ならしと違物成少もしかけ仕間敷事。付、願儀入用の役掛り物已下、是又本村並たるべし。若此旨を相背く在所於有之は、有姿に郡奉行を以可申上、但、免甲乙兼る約束於有之は、可任其意事。

一、出作よはり、百姓さすか、其村には乍有くたびれに及候とて、出作の地本村へあげ置度と申候共、更不可承引。但、我村の作職も一圓手付不成程の爲體においては、樣子委く郡奉行見屆可相計なり。彼本百姓身體持直候はゞ、

又可爲如前事。

一、出作毛物立置田畑下にて免相不究分は、郡奉行へ早々相斷候得と、兼て申聞於申來は、能見及、ならしか升付の上、霜月中に埒を立可申候。此日限を過候はゞ、雖申理承引有間敷候。其上代官・給人・百姓の間に越度可有之儀、郡奉行急度遂穿鑿、郡代令相談、可申付事。

一、出作の物成者、本村より以前に可申付候。自然於相滯は、給人より取替出し可申事。

一、給地越米田地はけ無之内は、出し申給所地免に納所可仕事。

一、在々本村ち免・秋免・檢見にても、給人百姓相對の上、免を請相濟候所を、出作分として申破者於有之は、曲事たるべき事。

一、何の村にても、給人と百姓出入有之時は、郡奉行聞屆、双方へ埒を立可申候。若此旨申破百姓於有之は、早々牢者可申付、自然給人の內、郡奉行の不任指圖、其村亡所體に候はゞ、急度致言上べし、付、百姓家こぼし賣候儀、可爲停止事。

一、何事によらず、五人組の內に惡心成者有之時、同意不仕罷出、有姿に申上輩於有之は、組合の過怠御免可被成候。其上事により御褒美可被下事。

一、田畠質物に取候儀、代官・給人に相理申においては、可爲證文次第事。

一、御當代遺住の百姓、先年ひかへ申田地の儀於相理は、郡奉行見及次第分け遣し、質物共其村の堪忍なり候樣に可申付事。

一、年作に田畠の賣買、先年如申出、御入國以後代官給人へ相斷候上は、買主可爲理運事。

一、御入國の砌無知行割、以前に御領分の內惣村へ罷越百姓は、居掛りたるべき事。

一、鐵砲搏申儀、山中向今迄搏來る在所も、今度其郡々の奉行相改出候札の外搏申儀、一切可爲停止、若相背輩於有之は、札にて遊日する搏手の內より、見付次第早々岡山へ可告來、かくし置に至ては、同罪可申付事。

一、岡山より傳馬追立送夫、御黑印にて通すべし。但、先々にて人馬請取切手は、其村の庄屋方に可殘置事。付、諸口より通り來公儀の御用幷急用の時は、慥成樣子承屆、其時の庄屋手判にて無油斷相屆、後日御黑印に取替可申事。船の儀右同前。次に、傳馬追立送り夫、在々浦々海等、何方によらず、手判なしに自分の假り事を申かゝる輩於有之は、曲事可申付條、有殘成者と申付候はゞ、村送りに人を付、副、落着の宿を見付、手寄〳〵の奉行人方へ早々注進可仕候。則、船着所々に立置、船留札可相守事。

一、先代より給人まゝに不仕、山林急度はやし置可申候。此外にもはやし候て、可然所は見立次第林に可申付事。

一、郡中萬出入有之時、其郡奉行分別に難及儀は、殘郡奉行・郡代遂相談可申付、其上にても難究儀あらば、老中迄可申聞候事。

一、國の炭薪他國へ遣し申間敷事。

一、備前もどり船用所有之時は、大坂にて榊與次右衛門吟味の上、以切手留置べし。家中の自用においては、運賃有樣にとりやり可仕事。

一、郡々の内へかゝり候在所、念を入郡奉行見及、子細を令穿鑿相談可申、斷あらば無油斷前廉に可申上事。

一、下々奉行人の儀、人改奉行兩人より上・中・下に隨ひ、先年段々被仰出如御法度支配を定、人別に札を付出し、有付候樣に可仕候。定より内は可爲相對次第事。

右の條々堅固に可相守、若違犯の輩於有之は、糺罪之輕重、可被處嚴科の旨、依仰執達如件。

寬永十九壬午九月九日

池田河内守

伊木長門守

池田出羽守

八、檢見の次第

一、毛取五段に可有御取事。

一、引捨の毛見に可然在所、又はくづして檢見に可然在所、可有御見計候事。

一、田に木綿作の事。兩方の田木綿共に上毛に候はゞ、木綿の分本免の外、一反に付爲過錢三斗宛上可申候。縱木綿の立毛無之共、三斗の過錢かゝり可申候間、念を入御付可有事。

一、繭田の分、上々毛たるべく候。若繭の跡に、いね・畠物植候ては、毛見無之候共、御改にて上々毛に付可被申事。

一、拂田一歩に、籾一合迄は引すて、夫より上は付立可申事。　一、川成砂入の分、殘地に棹を可有御入事。

一、檢見の村の內、なげ免を好候はゞ、郡代衆へ申聞談合候上、相究可申事。

一、升付不極內、鎌留可被申付事。　一、發開の田畠共に念を入、御改可有事。

一、檢見中、油一升、一組日數十五日分請取可被申事。　一、如每年庄屋手前に起請文御かゝせ可有事。

一、拂田畠捨候分、上・中・下吟味候て、田數惣高に合申樣可被仕事。

一、石堂・彌六・餅米三色は、其村に改書出可被申事。

一、升付の事、升付可爲無用刈候て、升に入見可被申事。　一、中田晩田二度に檢見可被仕事。

右御領分檢見一手に爲被成如此候。

寬永十九年九月二十九日　　池田河內守
伊木長門守
池田出羽守

九、火事の節法度の條々

一、當番の老中一人火元へ可罷出、其外池田信濃・同佐渡・同下總・土倉淡路・日置若狹、五人の內二人宛火元へ出合消せ候。下知裁判老中示合可申付事。

一、橫目頭二人宛、其組の下より召連、早速火元へ可罷出事。　一、大小姓五人宛、馬申付、早々城へ罷登可相詰事。

一、侍町人によらず、火元又は近所へ見廻可申人定。親子・兄弟・聟舅・伯父甥の間たるべし。此外自分見廻は不及謂、下々も遣間敷事。付、召連候下々迄も、其屋敷門の內へ引込居可申事。

一、中付役人の外は、火元へ一切罷出申まじき事。付、役人召連れ下々の外、不叶儀にて火元へ指遣候共、まる腰にて可遣之、相背者あらば、先にて横目頭遂穿鑿、老中に聞せ討捨たるべし。此外猥がま敷不形儀成かぶき者、又は道具に下取盗族、見付候はゞ、おさへ置からめ取べし。狼籍人過急の時は、老中指計可被申付事。

一、前々より如申付、別所治左衛門・薄田惣右衛門、其役人の外、町人一人も罷出間敷事。

一、火事跡仕廻町奉行見計可申付事。

右の定置所、違背の輩有之に於ては、可爲曲事者也。

寛永十九年十月朔日

火事場へ見廻に參候者の覺

一、親子・兄弟・家來の者・舅・聟・小舅・以前より相極分なり。伯父甥・伯母姪・祖父母・孫・從弟。以上。

右は、井上筑後守殿より能勢少右衛門寫來。

十、定

一、國中酒造所相定、其外は可爲禁制。於當町も、作來の酒屋、累年の半分宛可造事。

一、自先規、素麵は可爲如前事。

一、温飩・饅頭・切麥・蕎麥切・南蠻菓子、何も商賣一切停止の事。

右の條々、今度江戸より被仰觸候間、堅可相守、彌新規の酒屋・素麵屋、令制止候者也。依下知如件。

牛窓・下津井・片上・虫明・和氣町・金川・周匝・建部・天城・西大寺・福岡・鴨方・八濱。

十一、御手廻り下々奉公人給定

一、上道具持中間、江戸へ參年、九代。(俵) 春貸、五代。(俵) 地にて、八代。同、四代。

一、中道具持中間、江戸へ參年、八代。同、四代。地にて、七代。同、三代。

一、上狹箱持、江戸へ參年、六代。同、三代。地にて、五代。同、二代。

一、中狹箱持、江戸へ參年、五代。同、三代。地にて、四代。同、二代。

十二、此度役人給定

一、上役人七俵、内、春かし、三代。(俵)此度江戸へ参る、三代。　一、中役人六俵、内、春貸、三代。同江戸へ参る、三代。

一、下役人五俵、内、春かし三代。同江戸へ參る、三代。　一、江戸普請に参役人、上下によらず路銀三十日宛。

一、當年御家中奉公人可爲居掛事。

右給米定一年分。但、年内に抱候はゞ、來年二月二日迄の日限相對次第、月々に割掛外し可遣旨、被仰出者也。

寛永十九年壬午十月十五日（此年、平川御普請）

十三、課役御免の御留帳の寫

一、國中あさから。　一、なは。　一、柿しぶ。　一、船手のなは。

一、犬米。鷹場の内にても、夏の内は、みぞにて小鳥をとらせ可申候事。　一、こそやく。

右の役、國中免申候。右の内、此方用に候はゞ、買調可申旨出羽に申渡候。彌郡奉行せんたく仕候へと申付候、此旨慶安元年八月十一日仰出されける所、家老中に異見申けるは、かくのごとく仰付られなば、免を上べしと疑ひける。此旨烈公聞し召、其心得にては、我心根は少しも知らざる者なり、家老の中にも、左様に存ずる條、沙汰のかぎりなり、必已來如是有べからず、國中百姓共を憐愍み心は無に成行候ひぬ、郡奉行へも右のごとき事申さるまじ、我等仕置より、さやうなる仕様にて給所も同前たるべし。左あれば、此仕置却てあだと成候とぞ仰ける。其後郡奉行共めされ、課役の事、給所などにも、かやうの事候はゞ、指免候へと申渡すべし。去ながら、下々の情にて、少しの事にても大に驕るものなれば、其段心に入、已來下々おごらざる様に申付べしとぞ、仰ありける。

十四、被仰出覺

一、祝言の以後、舅より造作一年の都合構可申候。但、聟・舅互の挨拶により、其刻より構無之儀は格別の事。

一、祝言道具、手前有合申古き道具有之候はゞ、其道具少にても足りに新敷道具拵不申樣に可仕事。

一、振廻の儀は、千石已上は最前御法度の通、二汁三菜、但、酒遍は少かさみ可申候。千石より已下は、一汁二菜、酒の遍右同前可仕事。

一、聟・舅兩方に召仕候者、土產物互に無用の事

一、四貫　百　目、二千石より三千石迄。　一、三貫三百目、千五百石より二千石迄。　一、二貫二百目、八百石より千石迄。

一、一貫二百目、五百石より六七百石迄。　一、九　百　目、三百石より四百石迄。　一、五　百　目、百五十石より二百石迄、　以上。

慶安二己丑年二月

十五、法度

一、家中祝言の時、可守儉約候。聟入・舅入兩度の振廻の外、令停止畢。三千石以下引出物可爲一腰、兄弟を始、大身・小身によらず、道具取かはし堅禁制の上は、況他人として樽肴等取遣迄も不及沙汰事。組はなれは老中、組付は組頭、可任指圖事。

一、家中作事可成程は、可致堪忍候。仕候はで不叶子細於有之は、組はなれは老中、組付は組頭、可任差圖事。

一、不斷の衣裝可着紬。付、家中女着物可守儉約事。

右の條々堅固守實儀、外見存間敷者也。

慶安二年己丑十一月十四日

一、慶安四年二月被仰出候御軍用定。別本に出る故爰に記さず。

十六、城中留守番の次第

土肥右近　瀧川縫殿　池田美作　池田藤右衛門　宮城大藏　池田數馬

若原監物　眞田將監　池田主稅　小堀彥右衛門　湯淺民部　草賀五郎右衛門

芳賀内藏允　山脇傳内　神圖書　池田三郎左衛門　正木市正　中村主馬

右一組五人宛、一日一夜可相詰、若煩か用女有之ば、爲其組中定人積、無懈怠可相勤者也。

承應二年壬辰三月六日

十七、留守城内法度

一、鐵門より内へ、樋成若黨・草履取、以上二人の外、召連間敷事。附、一組の内に、下々二人可置候。此旨門番の者へ堅可申付事。

一、幕六つより以後、城中出入停止の事。

一、本丸の門より内へ出入一切停止の事。但、參候はで不叶者、草履取一人たるべき事。

一、火の用心無油斷申付、しさく仕間敷事。付、山下等自然火事いか樣の儀有之共、當番の人罷出間敷事。

一、騎冠より上へ、又者召連間敷事。

一、當番の仕、判形濟候とて、かたみ候はゞ、有姿書付可申聞通申付候上は、互に申合無懈怠相詰可申事。

一、諸事法度書の旨相背べからず。付、高聲・高謡停止の事。

右の旨、堅可相守者也。

承應二壬辰三月六日

十八、承應三年正月の御書付　承應三年正月五日番頭・物頭へ御書付を以被仰聞。

一、家中中小姓より上の士、病氣或はふかん(不堪)にして、道中乘物の廻り供無之、事闕候間、小身成者は、惣領末子に不可依、物頭以上或は二番めよりがんぜう嗜可申候。物頭以上の惣領も、がんぜう嗜惡しきにては有間敷候。其上今日より猶以、先年申出法のごとく、縦親の役可申付者にても、一旦取上可申候。若き時より親の權を借候て、萬事振廻は見苦き物にて候。へり下りかけ走り奉公仕事。

一、家中子供目見仕候者、鐵砲携候者は法度場の外、鐵砲かたげ小者一人宛にて、鳥獣ねらひ、達者稽古可仕候。弓射候者は、法度場の內、城下より免候間、鷹・鴨巢をくゐ居申鳥の外、鳩・烏・鷺、何にても、小鳥・大かみ・狸・兎か樣の物射掛、達者稽古可仕候。一所に二夜共逗留仕、物數を心掛申まじく候。唯はあるき難き物故、達者の爲計にか樣に申付候間、何方へ參候共、步にて可參候。馬に乘遊山と存、萬事に付在々さはりに罷成候樣仕候はゞ、可爲曲事事。

一、目見不仕者幷家中に掛居候親類、或は浪人など、在々ありき殺生仕間敷候。但、其主人の知行所、法度場の外においては、不苦事。

一、或は病者、又は生付勝て無達者成者にも、其人柄、亦は常々心掛嗜次第、追々聞傳可召出事。

一、病者にて達者並請奉公成間敷と存候者は、醫者共につき藥師ならひ可申候。師よく合點仕候と申候はゞ、在々へ遣し可申候。其儘髮立、士を仕ながら醫者可仕候。何事その時は小荷駄に乘せ、槍一本持せ罷出候程に申付可遣候事。

一、甲斐・信濃の古き人ども申候。武勇の働も若き內の儀に候、歲五十を越て、手いたき働仕候者、終に無之候。五十以上の者働は格別に有之由に候。今時の若き者共は、昔の六十の者より無達者にて、老人の樣に馬計續罷有體に候。九里十里の道をあるき、五日十日つゞけ、達者は嗜稽古にて罷成者の由に候。家中若き子共、道中一日替りに、乘物の供仕程の事は心掛次第可成事に候條、此度江戶へ參候若き者は、望次第供可申付候間、今より達者稽古可仕候。

一、在鄉仕候者、殺生抔不仕事の樣に存居申由聞及候。悪敷心得に候。在鄉にては左樣の事仕、身をからし、無病に罷成候てこそ、奉公共可罷成儀に候事。

十九、承應三年八月八日の仰聞

承應三年八月八日池田伊賀・日置若狹・小堀一學・上坂外記・片山勘左衞門を御前へ召被仰聞。

芳烈公御覺記に見へたり。

一、當年の旱・洪水、我等一代の大難にて候。是を思ふに、我惡逆故、如此ならん。天より直に亡を不下、御戒と存候得ば難有存候。亦天の時ならば、我等能時分に此國を奉預候條、人民を可救と存候。何の道にも急度可改と存候。今の分にては事不可行と存候條、當月中は伊賀・若狹非番無之、城へ可被詰候。罷歸候ても不怠萬事穿鑿尤に候。國中の儀兩人取込候ては不可成候間、城廻り侍中町岡山廻りの事は、伊賀可請取事。

一、城に請米少分に候間、大阪に有之米、早々取に可遣事。

一、當年は城に有之米・銀子、皆國中へ支配し、不足の分は可借銀事。

一、我等所存の通、皆能合點仕、萬事可取行候。物不入を爲と思ふべからず。一國の者困窮不仕が我等が爲に候。借銀仕儀於我等耀は可恥之、か樣の時は少も不可恥事。

一、國中藏入給所共、平可仕候。其申付樣、何も内々分別可仕事。

二十、同十一日の仰出

承應三年八月十一日御城へ御年寄中・組頭・物頭不殘被爲召、御直に被仰聞候御書付の覺。

一、家中大身・小身末々に至迄、一圓我等心に不叶候。年寄候故か、殊外氣短に罷成候間、國を被召上候共、今迄の如く面倒成儀は、堪忍仕間敷候。不及言候得共、國を治事は御奉公にて候間、急度可改儀に候へ共、惡人多可罰事、上御幼君なれば、時節不忠の樣に存候條、來對上樣、此度は負まじきを負可申候。此已後、如以前かろしめあなどる輩於有之は、堪忍仕間敷候。御幼君も御免可被成候。か樣に申出す上は、大惡・小惡・大身・小身・士・町人・百姓に至る迄、今迄聞候惡も、今日より以前の事は、皆指免、罪を加へ間敷候。今日より我等心底を引替、我先舊惡を忘可申候。如此仕からは、皆々も生替と覺悟可仕候。今迄の惡をひるがへし、罪をおかし候輩は、猶以已來を謹むべし。老中を始、侍國中共に急度嗜可申事。

一、去年以使者家中手前の儀申聞候。以後何事も聞入申間敷と申は、何も手前成候樣にと存、度々申付儀、一圓不用故に候。引立ても不立、云かひなき族不及是非候。併今日より申出儀用ひ於申は、手前續候樣に分別を加へ可申事。

一、家中幷國中共に下地のつかれ故、此度の飢饉に取所なく罷成候得ば、今年より五六年も赤子をそだつる樣に無之候はでは不

成儀に候。左候得ば、當暮より藏入給所共物成平しに申付候。知行所百姓は、唯今迄のごとく、銘々の可爲知行候免納所救ひ未進、萬事の作廻、此方より可申付事。

一、我等幷執權奉行等申付儀、事の宜に不當儀も可有之條、一國の智を借り用可申候。左候得ば、諫の箱を置可申候間、老中を始末々に至迄、萬事の儀書付を以て名をかくし、彼箱へ入可申事。

一、何も惡敷習來る者なれば、今迄の覺悟惡敷と不存者も、人により可有之候條、左樣の者の惑を書付、追て可出儀も可有之事。

右の條々士中へは組頭、町人へは町奉行、百姓へは郡奉行より具に可申聞事。先年より度々か樣の儀申出候得共、其驗なく候は、聞覺へざる儀もやと存、此度は書付を以申含候也。

二十一、同十八日被仰出

一、家中士共其外、此度洪水家破損の由に候得ば、救可遣事。

一、組頭・物頭・惣侍中、家破損繕の事、今迄の居なし、尤人に寄候へ共、大形分過候條、唯今より儉約にもくろみ仕、竹木いか程造作料の銀子何程と面々に書出させ、一組切に惣高合可書上事。幷、步行始持人不殘書上可申事。

一、當年は家中借申候。京銀藏より取替可遣候。但、可出と存候者は、勝手次第事。

一、士中在鄕仕度存候者於有之は、可申付候間、書上可申候。當所と兩方にては作廻不可成候間、屋敷を上、在鄕へ引越可申候。面々知行所に住宅難仕者は、藏人の内見計覓可申候。穿鑿を遂可申付候。先々てゝ小屋拂、此方より可申付候事。

一、町人家破損、是亦面々書出させ、一町切に都合差上可申候。

一、百姓家破損の事、郡奉行見計、竹木等可遣事。郡中掛り物、其所に無之者可致迷惑候間、穿鑿可仕旨、日置若狹に被仰付。若狹申上候は、唯今迄掛り物大方無之候、澁等は其柿有之所計上申候。麻穢は惣て御藏中へ懸申候。仰に云、此方より買儀に候條、穢多有之所にて、救に買候樣可申付旨被仰出候事。

二十二、同日被仰出

一、郡奉行共十人、銘々一人宛被爲召、御直に、郡々の儀具に被爲聞召、扨何もへ被仰付は、

我等の存旨、何も能不存候ては、談合も裁判も、此方の存寄と相違仕事に候。縦ば此度の非人扶持方遣候儀に付ても、皆共六御爲と存候と申は、米を出さず損の行ぬを第一の爲と存候と相見へ候。我等思は、一人にても、國中の者かつはかし不申候ハ、我等第一の爲にて候。定て僞申者多可有之候得共、穿鑿の時左樣の者にくみ申心より裁判仕候はゞ、誠の非人ももれ可申候と存候。だまされ候ては米少々費にて候。人を殺候事、大き成爲に惡敷事にて候。此一色にても、萬事合點可仕由、被仰聞候。

二十三、同十九日老中悉被召仰に云

一、先日も粗申聞候得共、何も心得違も可有之と存、重て申聞候。今は、我等内にては大身、或は一門久敷、代々家老にて候得共、か樣成儀は、必心得違有之物にて候。左候得ば、家の作法惡敷妨に罷成候。大身の者の役と云は、脇平不顧上よりの下知を請、諸人に先達て用ひ、行跡諸士の手本に成候樣に、禮儀正敷有之こそ、誠に大身家老の可爲作法候。大身に自慢し、或は一門に誇り、上より下知にても、我等は不聞して、無大事と思ふ有。是にて家治るべきや、下の近き事は、我等よりは、何も近き故、皆を見讀似に末々は仕候得ば、法度或は申出候ても、末々迄不用の事道理にて候。今度如申出、今よりは何も生れ替り候と心得、急度嗜み可被申候。我等三十萬石被下置候得共、家中手前不成に付、其身代程も人馬も不持候得ば、三十萬石の御役仕候事罷成らず。就夫家中度々儉約皆共より破り申樣に候事、大に不屆の事に候。か樣の仕置仕候事、奉對御上、我等大不忠に候。我等を不忠者に仕候儀、何もの心得に寄候得ば、我等への不忠不過之候。先日も如申聞候。何も忠節可仕と常々申者に候。軍中の儀迄に忠節は有之事の樣に存者も有之候。軍中の忠節、常の忠節、所により忠節のはなるゝ事無之者也。か樣に申を、末々へ法の通は、家老●大身行て見せ候て下へは通ずる者也、我は不行、下は用間敷などゝ、被存仁於有之は、可爲沙汰の限事、今こそ遠き樣に候得共、一門中は、昔は兄弟にて、先祖の御覽の所は同事にて候。家老といふも久敷者に候得ば、少も違は無之候。然る故に、爲家老大身者主君、惡敷行ひ有ば、命を捨て諫、不用とて離道なし、國の爲に存亡するこそ、誠に大身家老に候。此儀能々心得可被仕事、今日より萬事愼、佐（作）法正敷ふかいなく共、我等申儀諸人に先立て用可被申事。

一、面々下屋敷に有之士共、此度の洪水に定て家損し可申候。先年國替の刻、何も家來大方是に被置候樣にと申候と存候。不入儀に候間、面々在所へ遣し、不入士共岡山へ詰させ候事、費にて候間、當所にて入申者計殘し置、皆在所へ可遣事。

一、今度熊澤次郎八方へ何も參、學問可聞由被申旨、次郎八申聞候、先以我等好申儀を何も一同仕覺悟尤に候。然共唯今は不可然候 皆々者聞申と有之においては、躍のかゝり候樣に家中浮氣に可罷成候。實は無之却て害可有候。か樣に申とて面々の爲に可仕と存寄候者は、是非無用と申にては無之事。

右の段被仰、其後池田出羽・伊木長門・池田伊賀・土倉淡路・池田下總・日置若狹一人宛召、銘々へ被仰聞、品々の御意有之。

二十四、御留帳拔書の内に挾有之書付

一、池田出羽を召被仰聞は、其方事覺も可有候。近年我等心と相違仕候儀數多有之候。其方大なる違共有之候得共、事々には不申聞候。稻葉志摩儀にても、合點可參候。其方故に我等氣に違候者免候とて、其儘子のごとく熟懇に仕候儀、我等申付候儀、能こそ申裝候と云ぬ計なり。か樣の儀、上をおもんじ申候はゞ、遠慮は有べき事、是輕しめたるにてはなきか。先年江戸下向の時、我等に不申聞、京より其方御目見の事を申遣し候由、後に兵部を以申候。江戸にて乘物の訴訟、牧野織部を以後に申候。是あなどり輕しめたるにてはなきか、我等きらひ申候酒盛など、不作法の儀、人一番に仕候。是輕しむるにてはなきか、惣じて其方はわる口云事すき也、人每に人の惡は申ものにて候へ共、其方は勝れてすきなり。童べらしく、大身に不似合儀にて候、以來嗜可申候。先日も如申、今迄の儀忘れ申上は、か樣の儀申聞間敷と存候得共、被仰聞候と、御意被遊。

出羽申上は難有奉存候。御意の通心參たらざる事も御座候はゞ、迷惑仕候。存ながらは不仕とて誓言を立、御前を罷立。

一、伊木長門を召被仰聞候は、其方事、我等爲に隨分能家老に候。先律義に候と存候。併氣隨に不行儀成事候條、以來嗜み可申旨、御意被遊。

長門難有存旨申上、涙を流し御前を罷立。

一、池田伊賀を召被仰聞候は、其方事、對我等大逆は何としても有間敷仁と存候得ば、賴母敷存候。併惡敷心得違と存候は、落方の者は、不捨が道と心得候。此所過申候。尤捨る事にてはなく候間、今迄使一度遣候はゞ、二度遣候は一段能候。又いふり成心候。是大き成疵なり。女や童のする事也、大身取分用聞申に、此病大きに惡敷と能々嗜み可申旨、御意被遊。

伊賀難有奉存候旨申上、御前を罷立。

一、土倉淡路・池田下總・日置若狹を一人宛召、銘々少々宛惡敷事共被仰聞、噃候得と御意被遊。

三人共難有奉存候旨申上る。

二十五、同月二十五日被仰出

一、當地他國米御藏入被成候儀有之、下々共にくつろぎに成申由被聞召、彌御入被成候。就先當地米安く候間、士共拂米甚難儀候樣に、是又被聞召候間、銘々に賣米の通、歩・若黨に至迄、賣米都合何程と銘々に書出候樣にとの儀に候。御城より銀子御取替被成、相場は殿樣大阪にて、御米の都合平しに可被仰付候由に候。

一、承應三年八月二十日の頃、一つの諫文あり。其初の句に云、螢飛去ためしも爰に有世かなと有之。又十二月初に一通あり。其中の言葉に云、能猿樂をがくやの外にて聞居たるに似たりと云々。又右の內に候や、十月十五日・霜月朔日・極月十五日、一人して三度書上候。右三通諫文の主、其名字共所を詳にしるして、亦諫箱に入よ、猶尋問べき事あり。あらはるゝ事いやに存候はゞ、近習の者を以、ひそかに可相尋候。若憚る心有て其名を不申候はゞ、初の諫し本意可爲相違候なり。

右翌年正月十四日に伊賀殿前に板に書立、高させいたけにして、竹にて柱立申候由。

二十六、同十月六日の仰出　承應三年十月六日年寄中・組頭・物頭不殘御城へ被爲召御直に被仰出候條々。

一、近年家中過分借銀仕候故、面々手前組頭吟味仕候樣に申付候得共、今よりは勝手吟味仕候事無用の事。扨作廻は人々手柄次第、借銀出し可申候。手前行つまり何とも可仕樣無之者は、兎角の儀なく、在鄕望可申候。人馬へらし在鄕仕からは、人馬持詰奉公仕候者と同前に心得、內所自由にて樂と覺悟候はゞ、可爲不忠候。人馬持候者に對し、隨分艱難迷惑可仕候。初より如申出、屋敷知行共指上、其作廻人に任せ可申候。組頭は人馬持候。多少は同人馬持樣の善惡と計能存候て居可申候。天下の人の所帶算用を詰て合申候は、百人に一人ならではなき物の由に候。我等を始其通に候。昔の士の如く、勝手の事など申は恥と存候樣に有度事に候。左候はゞ、自から士中手前直り、風俗も宜敷可成と存候。やり所なく、只今如此申付は、道理の無理と存候間、在鄕をやり所に仕からは、士共迷惑

有之間敷候。公儀役の奉公闕ながら、かゝざる者同前に心得、艱難を迷惑に存候はゞ、可爲沙汰の限事。

一、老中の外妻子絹物きせ候事、幷しんめう乗物無用の事。老中も面々心次第に、家内法度可申付事。

一、娘祝言仕候刻、着類諸道具共、役人書付を以見せ可申候。其上にて無て不叶物有之ば、此方より遣し可申候。借銀も無之、手前人馬共持申者は構無之事。

一、老中より下と計候て、歩士も物頭も同前の様に可存候へ共、是程公役かゞし候上の事に候故、分がたく候。女の衣は男の具足にて、禮も有之事に候間、曾て不持者には此方より遣し可申候。其時大身・少身位に高下分可申事。

一、呉服屋の分、絹物賣候者、當所拂可申候。但前の商物仕可罷有と申候はゞ、其通に可仕置事。

一、天地の氣も、陽の春、夏はにぎやかに、陰の秋、冬は淋敷、烏なども、雄はかざり有之、鳩は餝なく候。今此國而は逼塞して、内所はゆたかに候由、人により知行は女のけはひ田と成候かと存候。亡國の左右にて候條、此段急度誓紙を以申付候事。

右の條々心得可仕候。かゝ様の風俗習たゞには直りがたく存候。人により餘り成儀に存候者も可有之候。左様の習心を變ぜん爲、急度誓紙申付なり。

二十七、誓書前書

一、妻子衣裳持掛り、或は羅物は各別、唯今より後仕候着類、木綿より外仕間敷候。但、手織のつむぎは不苦事。男子衣類同前不及申、しんめう下女持かゝり羅物は格別、其外は木綿きせ可申事。

一、老中病人の外、しんめう乗物に乗せ申間敷事。

一、緣に付候娘、母親の着類・道具遣候か、唯今迄の持掛の外、一圓仕間敷候。但、借銀無之者は、自年に少宛可仕候。衣類・諸道具有體に書付、其役人に見せ可申事。

一、妻子一門の間、其外へ參候に、何にても持參無用の事。幷、振廻仕間敷候。但、仕候はで不叶儀候はゞ、表向より

猶儉約に可仕事。

右の條々於相背は、神罸白紙血判なしに可仕候事。

承應三年十月十八日　名　判。

二十八、代官へ申出覺

一、代官共、年內は大形郡に罷有、油斷なく可申付事。

一、代官所村々へ打はまり、小百姓に至まで、藏入給所一同念を入、萬事可申付事。

一、萬事に付理申小百姓有之候はゞ、自身能吟味仕、其上にて郡奉行へも可申談事。

一、名寄帳、早々其に吟味仕、其內年貢調兼可申者、庄屋・組頭に印を致させ、成兼申者の手前早々埒明、其身の作廻仕せ可申候。今迄代官共も、人により米かさの入候樣にと存候故、成申者より先取立候由聞傳候。成候者は何時にても調可申事。

一、昔濟難仕百姓有之ば、郡奉行遂相談重々吟味仕、其上にて無據子細有之ば、少も早く加損可遣、先立候はでは以來くせに成とて、無理取立申間敷事。

一、百姓心根惡敷、いたづらにて、萬事僞を申と存候故、萬にあてがひ少々にては事はか參間敷と存、思案調儀を以まはしたく仕、夫故權高く上下違しく、何事も得不申樣に人に寄仕向け候由、此故小百姓など申渡儀も不成、下民迷惑下にかくれ居申由に候條、何も代官共心得、慈悲正直を以、萬事取行、其上にて二度も三度も徒を申、脇々の民迄引崩候程の者候はゞ、郡奉行へ申談、籠舍可申付事。

一、納米殊外吟味つよく申付候。給人有之由聞傳へ候。能承屆、惣なみに可申付事。

一、田畠賣買の事、代官に理申、吟味の上にて賣買候樣に可仕事。

一、年貢米免割の外に、横役といひて地下中萬事の諸遣の高に割符仕、小百姓共に高に掛出候。村に寄諸遣殊の外

多くいたみ候由聞及候間、横役帳前々も見申、吟味可仕候。是は法も有之事に候得共、左様に調候村は無之由に候間、定の外不叶、入用の儀は公儀米を以て横役を勤させ可申候。并、大庄屋・小庄屋共に横役の内を以、馬に乗せ申間敷事。但、老人或は自分の馬は格別たるべし。

一、唯今の大庄屋・小庄屋并正路・不正路成者、能見聞仕可置事。

一、手前に餘り候程田地抱へ百姓於有之は、聞届可申事。

一、其村繁仕候時は、其村へ罷越可申、他村に居ながら、萬事申付間敷事。代官所へ罷越候時、送人馬日雇日可仕事。并、庭夫遣間敷候。薪雜事は其村々にて可遣事。此外課役掛申間敷事。

右の條々堅可相守者なり。

承應三年十月二十四日

一、飢人扶持方相渡候様、郡奉行共面々作廻次第の事、月を越し重て渡し置候事尤に候事。

一、飢人扶持方米、其郡に可然所殘置渡可申事。

一、當春の夫銀、利なしに來春取立置可申事。　一、來春の借米、能致吟味かし可申事。

一、種籾の儀無之所は、其村田地相應の種を調させ可申事。其代米かし遣べき事。

一、夫銀の事申村候へば、吟味の上にて代官可遣事。　一、當春のかし米捨可遣事。

一、當年中皆濟仕候様にと申付候得共、年々春給に仕來候。俄に秋に申付候條、行當り可致迷惑候。其上當作存の外悪敷、旁以二月迄相延候事。但、當年皆濟可仕と申者候はゞ、其通に可申付候事。來年よりは急度年内に皆濟可申付候間、此旨可申聞事。

承應三年十月二十四日

二十九、同霜月八日の仰出　承應三年霜月八日御奉行共被仰聞候覺。

一、此度代官共へも如申付、百姓を惡人・僞者に定置、已が才を立、思案調儀を以迫立仕間敷事。二心を以人を廻し候事、民に僞を教るにて候。一兩年はまはり可申候得共、善惡共に誠は無隱候間、後々は民も存候て又僞を以奉行を廻し可申候。慈悲正直を以萬事取行、其上にて二三度も徒を申、脇々の民迄引崩し候程の方於有之は、龍舍可申付事、是第一可爲心得事。

一、國中の草臥樣子、何も申候は、近年の天氣故と申。尤左樣にも候得共國替以後村々の樣子其に承、百姓の增減か樣の儀に付、能々承届候はゞ、仕置の故か不然や知可申事。

一、郡奉行共郡々へ引越罷有、春・夏・秋・冬の景氣、又は百姓の成行見及、田地の上・中・下共に能見届、毛頭見合免定可申事。免相の事は、村々には可寄候得共、土免の割段々免念入定可然事。

一、飢人は過半、田地少に口數多類にて候。生村田地少き飢人は稀成由、多分田地を賣、惡田計故、其年貢返辦口過難成類多く候由、扨は仁愛明白の吟味を不知、むざと折檻仕、納所をせつき候故可仕樣無之、達者成者は皆奉公人に出、老人幼少計殘置候故、其一家皆飢人と成のみならず、其田地は世中能年にても荒同前なる由の事。

一、面々田地をかいもどし遣候事、今急には難成勢も可有之候。却て出入等も可有やと存候。いつとなく郡奉行・代官心得を以、救米の內などにて買返させ可申か、又村々に有之惡所、地主迷惑がり申田地、少し免を引下げ、飢人口數に應、地をあたへ候はゞ、兩方の救に罷成べき也、か樣の心得只指當飢申者の扶持方遣し、不成者には救米遣す分にては、以來足りに罷成申間敷候。其上近年の如く救米の遣候樣も、所により不念入由聞へ候事、又樣子によ り賣替仕田地引分免を上げ候はゞ、おのづから賣買やみ可申候仕懸も可有之也、又樣子により買替させ可申候。田地の引分免上候はゞ、買手おしみ不申返し可申也、此段隱密にて面々可爲作廻事。

一、後家・身なし子も便（たよる）べき筋なくては、其村に有がたし。か樣の類も郡奉行・代官心得を以、したしみ深く筋目〱はごくみ可申樣仕掛、便なき者は村中として養ひ申樣に可仕候。飢人など改出し候得ば、唯今の百姓の習にては心惡敷者も有之と見申候。便りなき者の養ひ、村中も成がたき者は、横役の內入候ても可然やの事。

一、飢人、庄屋・組頭に吟味仕候樣にと申付候得ば、過半おうちやく者・徒者と申由、尤救米抔數度維取せざるも可有之候得共、兎角賣人の後、救米かつて足りに不成と見へ候。指當り徒者の樣に聞へ候得共、多分地を賣たる者の行末と聞へ候。因玆、此已後は、田地うり買を代官へ相斷、吟味の上にて賣買申樣にと申付事。

一、只今の大庄屋、大形ならひ惡敷、小百姓の手前、其外萬事横道成事數多有之由聞へ候。爰を以、郡奉行の仕樣惡敷と存候。萬事打はまり、末々の儀と自身承申付候はゞ、か樣には有之間敷を、上下逹して大庄屋任せに仕、紛敷故、横道の起りを此方より教候と存候事。然る上は大庄屋なしに仕、五村七村にても組合候て、用の儀有之ば、其庄屋へ申遣候はゞ調可申候。又は出入など仕候共、右の村組中として扱可申候。不成時は郡奉行へ可申候。大庄屋なくてならざる子細候はゞ、萬事唯今の郡奉行心得にては、大庄屋なくては成間敷と存候も可有之候。心得を仕替候はゞ可成と存候事。只今の大庄屋正路成者横道成者書上可申事。

一、何方にても大高作の者を庄屋に仕と見へ申候、小作者にても正路成者を見立庄屋に仕、代官・郡奉行念頃に仕候はゞ成可申候やの事。

一、右にも如有之、手に餘り田地をかゝへ耕作可仕樣無之者、又は檢見見違にて大に不能高免故か、か樣の者過分に未進仕候由、此者は何と持候ても不罷成事に候。此類毎年有之といへども、救とても少の救にては迚も成立事成間敷候。又過分には例に罷成候とて不遣候由に候事、結句故なき未進をばいひなしによりて、救も有之由、是以郡奉行自身こまかに無之故に候。か樣の事故百姓の心根惡敷罷成候。又間々子供多く持候百姓、子を奉公に出し、未進猥に仕可申と申者も可有之事に候。か樣の所に念を入べき儀に候。小作の者にて人數不成者は、手前に抱へ置ては却て可致迷惑候。か樣の者は子を奉公に出させ、未進を被立可申候。又田地多持人不足の者は、自然子供多共奉公に出し候ては跡に作不可成候間、か樣の者には救米可遣事。か樣の段猶以郡奉行代官能々心を盡て人々手前承知可仕事。

右の外にも面々存寄、又は此内にも不可然と存候事候はゞ、心底不殘可申候。此書付惣郡奉行中寄合能心得仕、一同に此旨可

存事に候。

一、當年貢米の內を以給所のかり物引取候儀、當年は作毛悪敷皆濟難成由、代官衆も被申候。其上貸物の儀は何卒御法も可被仰出候間、其內年貢米を以引取被申儀遠慮仕候様に、御相組中へも可被仰渡候。

一、當年は御普請所も多候間、當春割のごとく御改可被勤候。去物成未進捨り候分、來春よりの役割に勘定場にて差引被仕候様に申渡候條、其心得可有候。

承應三年甲午十一月九日

「亦別紙に」覺

一、給所山林竹木の事、今迄の如く可爲支配事。但、給人入用の節、竹木遣候時、郡奉行へ相斷可申候。新其主人代可用事。但、賣木は仕間敷事。今迄は其村共に給人支配所百姓かゝりに成候。竹木はたすけ今より物成ならしの上、主には左様には有間敷候得共、下々其用捨なく伐あらし申事可有之候。其趣堅く可申付事。

一、面々給所山川運上可被召上候事。

一、新開の儀可差上事。但、在鄉に罷有自分手作に仕候はゞ可遣候事。

同年同月同日

三十、同十一日の仰出

承應三年霜月十一日町奉行共へ御直に被仰聞候、

一、捨子養ひ申儀、此方よりの擬作にては、其者迷惑仕候由被聞召候、惣様迷惑不仕様に上坂外記と可申談旨仰なり。其內勝れて不便を加へ養ひ申者有之由、御聞被成候やと御尋被成候得ば、二三人有之由申上候に付、其者共へ寄特成事の旨銀子一枚づゝ可遣旨被仰聞候。

三十一、承應三年十一月十五日被仰出

一、當年の物成思召の外悪敷、何も迷惑可仕と思召候に付、御上銀江戸へ被仰上候て相調候はゞ、年免の外一つ成可被下と思召候。右の段御公儀未相調候得共、面々下々かくまゐの心持にも可成候間、只今先被仰聞置候由に候。

一、他所より妻子取迎無用。他所より呼候はで不叶子細於有之は、人々により老中當番へ相斷べし。并、他所へ娘遣候儀は不苦候。

一、來年下々奉公人給分、先年大形極り被仰出候間、此度改り不被仰出、相對次第可被召置事。

一、男子他所へ奉公、或は養子、何事にても遣候はゞ、家老中番頭迄可申候。

一、家中緣邊取結、家老中番頭肝煎無用に可仕候。兩方互にあいさつ次第に調可申候。か様被仰出候は、家老中番頭肝煎候得ば、心に不應緣邊も取結候様、内々聞召候。婦妻は子孫相續の爲に候得ば、心に不叶緣邊は不宜儀と思召、如此に候。互の挨拶次第相濟言入未遣候刻、家老中或は番頭迄可申候。

右番頭物頭へ若狹殿口上にて被仰渡候。

三十二、賞

承應三年亦奉行の外諸士を撰び、國中の善人を尋しむ。夫常人は難に當て節を失ふ者なり。爰にて操を變せざる者を得がたしとす。故に或は旅人に似せ、或は獵者にひとしくして、詳に一屋に至り、其實を尋て其實に隨て金銀米錢を賜る。郡縣おして數年の行實を考へ、洪水の厄に殆其義を正しくする者は、一々顯書して言上すべしと嚴命輕からざる故、縣の奉行在々所々の善人を撰び尋獻書す。亦岡府諸士の下人に至迄、忠臣・孝子・烈婦・貞女なる者共に推求て獻書す。大守彌彼數年の實行を聞祭して、或は金銀を賜ひ、或は米錢を與て、其德を賞す。本朝孝子傳・國鑑等に詳なり。其最勝れて厚く賞し賜りし、備中國淺口郡柴木村甚助・備前國邑久郡福岡村實教寺に下し賜りし御判物書藏す。

備中國淺口郡大島柴木村内抱分田方三段畠方二段都合五段、依レ感レ有二孝悌之行一永代與レ之、素僻地之民雖レ不レ知二孝悌之敎一、誠天質之靈妙也哉、郡中皆至レ稱二其美一。是亦天之靈也。故以二天祿一賞之者也。

承應三年十二月十三日　御判

柴木村甚助へ

夫大慈悲者、諸佛之本心也。棄捨濟度者、如來之德行也。布レ之名二妙法一、覺レ之號二妙覺一、修レ之謂二淨業一、寫レ之爲二妙典一、茲我備前邑久郡福岡村實教寺是要、素有二慈眼一視二衆生一、好二布施一而救二苦厄一、嗚呼庶幾修二大乘之妙法一而行二無緣之慈一者乎、可レ謂二眞學レ佛之徒一也。是以頗雖レ有レ爭二于閭里一、然實知二其人一者鮮矣。惟天不レ蔽頃有二乞者一來而詳顯二其誠一也。予於レ是驚歎、深感レ之、故以二米五斛一、每歲供二養于當住持之慈心一、以奉レ行二于天之明命一者也。

承應三年十二月十三日　御判

三十三、承應三年十二月二十五日被仰出

一、御郡奉行共へ被仰付候は、只今の飢人擬作にては中々續申間敷候。遲く御心付候秋より、連々飢來候迄に、此中の寒氣にては殊外迷惑可仕候。然共只今の如く方々はかどかり申屆候樣にては、やたけに存候ても事はか參間敷候。然共手前銀子過分無之ては、難申付候に付、江戸より過分に拜借調來候間、思ふまゝに救候はんと、滿足申候。然上は一郡に銀子三十貫目宛渡し置候間、面々作廻次第救ひ可申候。こゝへ候者には、或は古手を買遣、家なども風の闌もなき家は闌も仕遣し可申候。左樣の段は面々作廻次第たるべき事。此銀子の儀百姓に知らせ候事は無用に候、右の救郡奉行がする事やら、上から申付る事やら、譯なしに民困窮不仕候樣に可仕候。又例の忝がらせ候事、必仕間敷由、御直に被仰付候事。か樣に申上る上は、一人にてもかつへこゞへ死候はゞ、皆共越度たるべく候。是にて不足は如何程成共可遣候。左樣に可心得事。

一、南町奉行へ被仰付候は、何としてもはしぐ町、飢死又は手の不廻方有之由聞傳候。あなたこなたと申傳候故、遲々有之事に候間、兩人に銀子十貫目宛遣し置候。兩人談合なし、隨分間立救可申候。此上は一人にても飢死候はゞ、越度たるべく旨、御直に被仰聞候事。

承應四年未正月二日、從江戸御拜領の御鷹の鶴、御年寄中・番頭・諸物頭頂戴、終て何も不殘御居間へ被召出、御直に被仰聞候は、何も相集候事、非別義、去秋申聞候通、我等の憤と相違の聲、又は風俗、何も心得そこなひも有之儀に候へば、其惑を申聞候事。

口•上•申•聞•候•覺•

一、我等隨分へり下り、艱難を以國中をはごくみ可申覺悟に候間、士共も分に隨ひ、其心得尤に候。人々の心得何事もあらばと申候。其何事を鼻に當て、平生の士の作法にはづれ候輩は士にあらず。腰刀を狹み候からは、武道は其役にて候間、不仕して不叶儀に候。浪人さへ陣屋を借て罷出候。況や常の扶持を請罷有者は不及申事に候。唯平生作法能を士とは可申候。何事あらばを鼻に當て、常に猥成さ（むカ）らしきはざに候。人には寄り申候へ共、大形は士の吟味露も不知と存候。知たると思ふ者も能自反可仕候。ひが事多く可有候、欲心利得の事計口利根に申ありき、主人は苦勞可仕とも、難儀に逢共、諸共に難に逢べき覺悟は、夢にも不知、我身の欲の事計申候て、風俗を亂し候輩は、あほふ拂にも可仕儀に候得ども、まどひ候と存候へば、無是非堪忍仕候。以來嗜み眞の士に可罷成候。併、勝て惡敷者は閉居、曲事申付事。

一、大人は言信を必とせず。行果を必とせず。只義の有まゝに候得ば、過は改て吝かならず。隨分善に移り可申候覺悟に候得共、家中の者共今日申出候儀も、又明日替り候。何を可賴樣なしと申由に候。あなたこなたとたはゐもなきと存候也、申事の揃はざるは、又格別の儀に候、愚にして慢心ふかく、情のこはき者と、心の定て物に不亂も同人たるべくにや。但、善に移候と存候も善にてなく、同事にかなたこなた仕候也。其事をあげて諫候はゞ、忠臣たるべき事。

一、家中士共百姓計大切に仕、士共をばあるなしに仕候と申由に候抔と、愚癡千萬成儀に候。當年去年士共迷惑仕候は、百姓のならざる故と不知や。米の出來君臣町人どもに養はるゝは、民が藏なる事を不存候や。如此民に力を盡すは、當暮より士共も物成能廻らせ、町人も賣物をしてはぎ、飢扶持を止可申爲に候。其上士はかつへると申事はなき物に候。夫々の頭あり、家老あり、親類知音皆まのあたり知行取也、扨城下にては我等まちがへ聞及候。頭と家老と飢を見てたゞに居可申候や、民のごときは、みすみす飢死候。然るを民は甘く候杯と、見も不仕、鼻の先もくろみ申候。左樣の者に一郡預候はゞ、定て飢扶持救米なく、物成も過分に取立可申候と存候。申付て左樣に成候はゞ、智者にて能目のあきたる者にて候。若他郡と違、かつへ死候はゞ、其身妻子とも重き死罪に行申度事に候得共、大勢かつへかし候はん事必定に候得ば、其手本に逢候者不便成儀に候得ば、共通に仕候。仁政を申亂候罪、一つ大勢の人を殺候罪、二つ大惡人と云て又有まじく候、縱は盜•追剝•辻切抔仕者惡人とは云ながら、仁政を云亂す者に對しては、輕き惡なり。又岡山にて百姓買物を仕候を、證據に申由に候得共、其故を聞ば、皆子細有之事共に候。又一人の

百姓がさつを申たるをおこり候證據に申候由、左様の者いつとても可有候。第一物の分を知べき士共さへ、主人に對し無理非道申候間、下民の事に候得ば、左様にも可有と存候。去ながら是も百姓の主人最負の様に候間、重てにくき慮外仕候百姓候はゞ則おさへ置、奉行所へ斷可申聞届、存分可申付事。

一、民を救ふといふ名は高く候て、今迄眞の救とある事は無之候。只今迄申付候は、救にてはなく、か様に申付當夏秋の麥米は、我等と士共とこそ取可申なれば、利錢同前の事にて候。いか程欲深き小人にても仕事に候。

一、士共人により不足申由に候、眞の救は士共計に有之候。人によるべく候得ども、大形面々知行所無理非道なる仕置年々仕散、當公役をへらされ候事、大形年に高十萬石程は損可有候。昨日の事は定て忘可申候。大分の銀子貸候のみならず、人馬をへらし、年抔も非人多く候。其證據には、常々草臥ざる村は、當年とても左のみ非人も不出候。右の散に、用銀をも費し候儀、左様の給人散に我等小身に罷成、軍役をかゞし候、損有て得なき救にて候へば、是が誠の救たるべく候や。是程大なる不忠仕ながら、家中へ救とは被仰候得共、御貸銀は年々返し候得ば、救にて無之抔と申者有之由に候。義を好む家中ならば、か様の者は仲間の面よごし、士にてはなく候條、付合を絶可申事に候へ共、却て尤と存様に風俗有之事不及是非候以來は吟味可仕候。爲令見急度可申付候事。

一、知行半分にて在郷仕せ候士共、此上に借銀を仕、以來罷出候時、人馬不足仕、手前不成と申者候はゞ、切腹可申付事。

右申出通、人々急度改可申。但、大身・小身・舊功・新座によらず、此度申出す事、僻事と存候か、又左様には成間敷と存候者は、暇遣べく候。面々氣に入たる所へ參奉公可仕候。我等家中に居ながら、種々に政事を妨罷有候者は、侍にあらず大盗人たるべく候間、人々此旨可得心事。

三十四、同日於御城御意の覺

一、三百石已下、或は知行取越、或は洪水の節借米多仕、或は人數多者、手前迷惑可仕候間、扶持方無之候はゞ米貸可遣候。當暮より二割の利足を加へ返濟可仕候。當暮不殘返上可仕者は、勝手次第の事。

一、三百石已上にても、掛り人多は無餘儀斷出有之ば、右の如く貸可遣事。

右三百石以下三百石已上共に京銀多有之、借候者は三年か五年も返上成間敷候間、左様の者は在郷の覺悟をすべて借可申候

一、千石取は、縱京銀有之とても、去年延遣候からは、當年三つ二歩の五百石取と覺悟仕候へば、いか様にも罷成候儀に候間、千石已上は貸申間敷事。

一、三百石取は、三つ二歩の百五十石取と覺悟候へ共、作廻仕候得ば可成事に候間、詰て借不申様に可仕候。三百石已上は猶以能可有之候。去ながら、千石迄は右の書付の如く理次第たるべき事。

一、在郷仕候者も身代半分、無左者も身代半分同年の様に候得共、在郷の者は當年一年の儀に候。四百石取も、去年一つ六歩の物成にて、當年作廻仕候へば、三つ二歩の二百石取にて候。其外此例の事。

一、五百石取も、物頭•組頭には二百五十石の馬扶持可遣事。

一、大身用銀持候はゞ、當年の儀に候間、取出し家來の者共はごくみて不苦候。不足の所は家來の者も随分艱難可仕事。

一、大身•小身共用銀無之者とても、家來の者妻子飢こゞへざるやうに主人あてがひ申候得ば、一年の儀に候間、切米構なく奉公可仕候。但、其段は主人と相對次第たるべく候。此度家來下々によらず、氣[奇]特成者有之候はゞ、兩人の老中迄可申屆候。兩人方にも書留可申事。

一、小者共は例年より安く召置候共、少は切米取候はでは成間敷候。夫も居掛りの奉公人、主人なづき、小者方より口の上計にて可居申候はゞ、格別に候。若左様の者候はゞ、是又老中迄可申候。以上。

三十五、覺

一、給所籔請銀、當年より致停止、百姓入用の節、郡奉行聞屆、伐せ遣候様可仕事。

一、給人より洪水以前に借候物は、何によらず捨可申候。洪水以後の貸物、郡奉行•代官聞屆、百姓相對仕、元分にて連々を以取立候様に可仕事。

一、なぐれ鐵砲の者、給米三俵、一箇月に十日宛、普請仕内は八合五勺扶持の事。但、三十人に小頭一人・相夫二人たるべき事。

一、なぐれ小人給米一俵半、一箇月十日、普請仕内扶持方右同前 但、三十人に小頭一人・相夫二人たるべき事。

一、去年小者の小頭の内にて、よき者は當年も小頭の内へ入可申候。然ば扶持方小者同前に被下、外に米三俵づゝ可被下候事。

一、若黨・奉公人、當年は他國御免被成候間、勝手次第挊（かせぎ）申候樣に可仕事。若なぐれ候者在之ば、扶持計被下、在所に御入置可被成候間、改書上可申候事。

一、右なぐれ若黨の內、在々に有之鐵砲小者、普請の小頭に可成者有之候はゞ、改候節吟味仕可申上候。扶持方の外に一石づゝ被下、小頭に可被仰付候事。

承應四年正月十二日　日置若狹殿被仰渡候

三十六、郡中法令

一、入國以後貸物方に取候田畠、買主久々作候て、元利皆取返し候儀に候間、賣主へたゞ返し可申事。郡奉行吟味の上を以、兩方不致迷惑樣に可申付事。

一、借銀・借米・賣々の利、是にて手に夥敷取候事に候間、今日切に捨可申候。借候者も返し申間敷候。

一、當年より横役なしに申付候間、小百姓共手前横役未進少も出し申間敷候。庄屋共取申間敷事。

一、村々にて救の爲に召置候月十日の奉公人、并岡山へ出奉公人切米、縦公儀の未進たりといふ共、指次申間敷候。皆々奉公人手取仕らせ可申事。

一、當年より、村々の高により公役により庄屋給多遣し可申候間、給米にて萬事仕廻可申候。しまつ仕候て內所の足に仕べくば、銘々次第に候、爲其定米遣し候事。

一、郡奉行・代官村廻り處々に家建置、米・大豆を入置、薪萬事自身に相調、少も村々の横役入候樣に仕間敷事。
一、家來の内は、庄屋方にて木賃にて宿可仕候。薪雜事は庄屋馳走可仕事。
一、海陸共に道中筋公儀の役に入候儀は、所々に米と銀子を留め置、庄屋・頭百姓才判可仕事。
一、只今より田地賣買三年切に可仕候。三年切に請返儀不成ながし候はゞ、又三年買主作り可申候。其後は元利ばいへ取返し候樣に候間、たゞ返しに可申付事。
一、庄屋の儀、惣百姓のいやがり候者かへ可申候。入札の樣に村中好みの者を可申付事。
一、免定、人々出米、有體に小百姓中へ可申聞候。唯今迄萬事に付庄屋横道成仕懸有之、穿鑿候はゞ、眷屬迄死罪に可行、必定たるべく候得共、穿鑿なしに如此申付候間、此上異儀に及者於有之は、曲事に可申付事。
一、國中妻相捨遣し候事。
一、在々借物、只今より米は一分半、銀は月一分たるべき事。
一、今より譜代とて取候者成共、男は三十、女は二十五を切候て、主人より有付、或は暇を遣し候樣に可申付候。今迄取遣候者は、十五より内から取候者は十五年、十五より上から取候者は十年にて出し可申候。他國へ賣遣候者は、法を背、過錢首代に請返し、親類方へたゞ返し可遣候。但、奉公人主人になづき居申者は格別の事。
右の旨早々可申渡者也。

承應四年正月二十一日

三十七、承應四年正月二十七日被仰出

一、郡々飢人の儀、今の分にては事急成者の手前、無御心許思召候に付、馬廻りの内、中小姓の内、又は士鐵砲の内、又は徒の者の内、亦中江虎之助所々罷有浪人共の内、御撰び、一人銀子百目宛爲持、在々へ罷出、村々家々踏込、能穿鑿仕、救落急に飢へ申者見計、少宛銀子遣し、隨分可入情旨、被仰渡。中江氏は、太右衞門といふ人、小名虎碑文に見へたり。此人なるべし。
一、番町末々、又山の乞食、殊外草臥申者有之由、町奉行も手不廻、飢人奉行も不行屆者多候由、幾度も申付候ても

慈悲心少き者は行不屆と思召候間、銀子五貫目中江虎之助へ被下、皆共救漏候者共は、救候様に被仰付。

一、池田伊賀・日置若狹、御前へ被召、仰に云。國中の儀輕々に被仰付候得共、萬事思召候樣に不行足候。御前に御自身御廻り被遊べくか、無左ば兩人の内御廻し被成度共思召候得共、此段は唯今の勢不成事に候間、熊澤助右衞門を御廻し可被成と思召候旨被仰聞候へば、御尤に奉存候旨申上る。則、助右衞門に委細被仰付、銀子持參救にもれ候者有之ば可救之候。萬事郡奉行共可申談候。郡々により差上候目安ども數多被下、只今御穿鑿被仰付候はゞ、指當り大儀勝へ可成と思召候間、可濟事は濟し、不濟事は罷歸申上候樣にと被仰渡。

三十八、承應四年三月被仰出　但、密事に

一、郡奉行・代官唯今より在々へ入はまり、百姓のつよき弱きを見知、土免を本として青稻より見廻り候て、心覺を仕可申候。代官は郡奉行よりこまかに可存候間、其段郡奉行へ遂内談申付候はゞ、郡奉行裁判として土免、或は加損を遣し、刈鹽のおくれざる樣に可仕候。檢見の造作又は刈時分におくれ候費、誰の役にも不立捨り候て、此方を免にさげ遣候。又は青稻はよく見へ申物に候間、其心得仕候はゞ、檢見なしに成可申也。

一、庄屋・頭百姓・小百姓一村切に、其村において集下帳を拵、年内皆濟の者と、春のびと、餘儀なき子細之捨可遣者と、横道にて未進仕候者と、四つに分、面々名の上に書付を仕、夫々に可申付事。但、捨米は代官吟味の上、郡奉行改捨遣可申候。

一、借米は、初納にて、急度取立可申候。利足は、國中法の如くたるべき事。

一、郡中へ借候米・麥・銀子、去年より只今迄の分、郡中貸物に付遣候間、代官切手郡奉行奧書にて治左衞門手前請取可申候。捨申分は年内のを惣目錄に仕、郡奉行・代官判形の上に、老中奧書を以、勘定に立可申事。

三十九、承應四年末の四月九日被仰出

一、年寄中・番頭・物頭共に御口上に被仰聞候。番頭共少々減候に付、御備少々被遊替候條、何も拜見可仕旨被仰聞。

一、去秋より折々被仰出候事、又御書付にて被仰聞候事、大方は何も勝手に成候事、亦は心得に可仕事のみにて、法度たる間敷事は、二三箇條、四五箇條ならでは無之候。然るを悪敷心得候者は、何も法度と心得、事多せはしく、難儀に存候者も可有之候條、左樣に番頭心得、末々へも可申聞候。

一、此度香西釆女改易申付候に付、去秋申出し候は、舊悪を可捨候由申聞候。此儀も只今の儀にては無之條、不審に存者も人に寄可有之候。舊悪を捨といふは、縱逆心を存候ても、其心を變じ、只今忠義を存候はゞ、古の逆心捨可申事と存候。釆女儀は下々にても有間敷不儀の仕合、其身に疵付たる事に候へば、舊悪を捨とは違候。人親をも仕者、右の仕合にては其儘おかれぬ事故、改易被仰付候旨、被仰聞候。

一、久敷留守の事に候得ば、番頭中其外末々迄作法能嗜可申、猶以年寄中專一に候。老臣は家のおもみにて候。年寄中不作法にては、末々能可成事不叶、年寄中專一に嗜、家中の手本に罷成候樣可被心得候。

一、來年歸國も程無之事に候條、老人共も養生能仕、待請可申旨、被仰聞候。

一、同日池田・伊賀・日置・若狹に被仰聞候は、此已前より度々の事に候得共、又申聞候。惣て人每に和し候樣に仕度は、押なべての事に候。乍去取分兩人の如く、用をも達する人、不和にしては、國家不調事、眼前に候。今日より猶以兩人心を不置、互に助合、伊賀失念の事は若狹云、若狹失念の事は伊賀云、あやまちを互に申合候樣に仕度候。理屈と云物は見事なる物故、我を是とし彼を非とす。此心にては事は理にても、實は非に成候。此所を能心得て、常々用ひ被申尤に候。

一、伊賀は病者にも有之、年も被寄候。然る上は、近所牧石邊鷹場免候條、左樣に可心得、遠在へ參候ては、留守の内など用も闕可申候と思召候由、被仰聞候。

一、同日伊木長門を召被仰聞候は、去秋も如申聞、其方律義なる仁に候得ば、賴母敷存候。夫に付、能上にも能樣にと存、申聞候事に候。其方儉約と云事心得そこなひ被申候や、家中への當り殊外しはき由聞及候。儉約とは無欲を事とし、自分の事をつゞまやかにして、其財を下へ施す事にて候。省み少く候へば、誰人も儉約といふを取違、や

ゝもすれば、しはく成ものにて候。又知行所より米麥の納樣殊外吟味强、百姓迷惑仕候由に候 其方は不如存、奉行共大體に申付候へと、被申付尤に候。爲心得被仰聞候旨。

四十、明曆元年乙未九月二十二日

一、去年より當春に至迄、國中民共救に付、民への施計にて、士共への申付樣疎略成樣に存者も、今以可有之と存候當春書付、并直とも申聞候通、疎く心得可仕候。民少力付候得共、打置候はゞ、今迄の救無に成事に候。民强く成候へば、連々士の爲宜事に候。當分可致迷惑とは存候得共、度々如申聞可成程儉約に仕候はゞ、飢に及候程の儀は有之間敷事。不心得成者有之候て、政道の妨成申出者候はゞ、大小によらず急度可申付事。爲其郡奉行・代官誓紙申付候事。

右の趣、番頭・物頭可被申付候なり。

四十一、天鑑起請

一、私を以公を廢するは、天道の罰する所なり。私と公は、（云カ）或は身の難をかへりみ、或は私親の私情にひかれ、公をたすけず法をみだる類なり。況横目職は君の後目にして、士民の直を賴む所なり。其職に居て其職を勤ざるは、尤罪の重きものなり。我朝武家の守護神八幡も明に照覽し給へ、起請文如件。

一、今日若狭殿被仰候は、當地へ他國米御入被成候に付、賣米相場下直に候はゞ何も迷惑に可奉存候間、去年如被仰出、面々賣米被召上、大坂相場に銀子可被下候事。

一、相場は只今三十五匁の筈に被成被下候由、但、極月二十日迄大坂の平し相場に被成、三十五匁より高く候はゞ、其通に上場の銀子被下べくとの儀に御座候。若又三十五匁より内に成候はゞ、其上ばの銀子指上げ可申事。

一、賣米來春拂可申と存候者有之候はゞ、來三月迄に相場を平し、右の通に被成可被下候事。

一、右貢米の裁判湯淺民部被仰付候間、貢米其米數を民部方へ申談、銀子請取可申候。但、少の貢米にて、民部へ申事如何と存候はゞ、其段心次第に可仕との儀に御座候事。

一、御家中下女、絹布ゑり・帶致候、不屆の儀に被思召候。只今より左様の下女見付次第、主人へ相屆、取申様に被仰付候間、被得其意、御組中へも、可被仰聞との儀に御座候事。

一、當年殿様御藏米多く、御用も無御座候得共、御家中の爲と被爲思召、被召上候由に御座候。

一、先日申上候京銀御斷の儀、伊賀殿へ御相談被成、江戸へ言上被成被下候様に若狹殿へ尋申候、被仰上候由に御座候。

四十二、十一月二十二日此通伊庭主膳より番頭中觸

從江戸先月晦日の御飛脚、一昨夕令參着、御書被下候。

一、御家中借用の京銀子、如去年當年も御延可被下候由被仰下候。併、後年手前爲作廻返辨可仕と存候衆は、勝手次第隨分出候様に可申渡旨御意に候。

一、去年當年少にても返辨の衆は、書付可指上由、御内意に付、宮城筑後・土倉隼人へ共通申渡候。

一、御家中人馬、如例年召抱候事成間敷候様に被思召候間、物成に應じ所持仕候様可申渡旨、被仰下候。

一、御家中馬扶持、來春より前々のごとく可被仰付由、御内意に候。右御書付の趣、伊州留守中に候故、一分に申觸候。

四十三、極月十一日

一、來春奉公人出替、去年如御定、正月十日又は女二月二日・八月二日にて御座候間、相組中へも可被仰渡候。

一、先年女出替りに切手遣候様に被仰渡候へ共、近年は其改も無之様に相聞候間、來春よりは出替右の如御定、急度切手にて召置、又は暇を遣候時は切手遣候様に、御組衆へも可被仰渡候。

極月二十二日

當年郡々御普請、來る二月十一日被仰付候。御役高は如例年、知行物成四十石に付四分宛にて御座候、左樣御心得可被成候。將又先年より被仰出候御法度の趣、長刀・立髮・其外召仕候女着類、最前の通堅可被仰付候。以上。

四十四、明曆二年正月八日

一、上樣は日本國中の人民を天より預り被成、國主は一國の人民を上樣より預り奉る。家老士は其君を助て、其民を安くせん事を計る物なり。一國の民の安きと不安とは、一國の主人に懸るべき事なれども、天下の民の一人も其所を得ざるは、上樣御一人の責なれば、此國民を困窮せしむるは、上樣の御冥加をへらし奉る儀なり。不忠なる事是より甚はなし。上に不忠、民に不仁、國主の罪死にも入れられず。今時何事もあらば御用に立んと、亂の忠を心掛るは、僥多これあると聞へ候得共、上樣御冥加へりて何事あらんには、忠を存候共益有間敷候。寸志ながら此國においては、上樣の御冥加を增奉り、長久の御祈を致し、無事の忠を致さんと存る者なり。汝等大身・小身共に、我寸志を助て其業を遂しむべし。士は貧を以常とす。貧とも百姓の富（富一本には高に作る）には增るべし。士の奉公人はいつの飢饉にも餓死する事はなく、人々不自由を堪忍仕候はゞ、汝の君に忠有べく候。

一、義と利との分別なく、我によければ欽、我に惡ければ恨怒るは、市井の野人黑白を辨へざる者の言所なり。士にして如此なるは無下なる事なり。たとへ君の悅を求るに、迷ひて家中の者に能きあてがい有共、國政公ならず。諫を加へ其利を取らずして可なり。汝等士に便りせずとも、道において尤成事ならば、其艱難を行て可なり。義を見て利を見ざる者は士の道なり。利を知て義を知らざる者は市井の風味なり。市井の人々たらんか、士たらんか、市井に居てだに心ある者は、義と利との分別なくては叶べからず。

一、他人を迷惑させて、我身の榮る事は縱有とても、君子善人はせず。況や絕てなき理なるをや、然るに我士共は唯我身がちにて、人の迷惑をかへり見ず。他國の人を迷惑させて、たゞ我榮る事はすまじき儀なるに、此國の人民を迷惑させて米を高く賣候事を望み候樣成心根故、我々大借銀仕り次第身迷惑仕候得る故に、不足理を不知していまだ得事不足と思へり、餘りに頑愚なる事故、天道いかりを動し給ひて、虫さし・日損・水損の責を下し給ひ候。夫を治る事不成主人故に、我尤（武カ）此難に預り候。因州と當國にての事存くらべ可申候。因州にては儉なる故に少く得て足り候。當國にては侈り候故に多く得て不足、是以家中儉約を用

候へと申付候得共、文盲故しはきを倹約と覺へ、侈りをいさぎよきと存る様子に候。しはきといふは邪見にして、人をも不救、下人・百姓等のかつえをもかへり見ず、軍役・公役・傍輩のつきあひ・禮儀・愛敬もなく、唯かたむきに金銀をため候を申候。倹約と云は、家に倹にして國に勤るといふて、我身の榮耀、妻子の私、内所のかざりを除ひて、軍役・士役を勤め、朋友と愛敬有、無用の外聞結構を止て、下人を憐み、百姓を救ひ候。天地格別成儀にて士と成て人足同前に文盲にて、是程の道理さへ不存、口の明たるまゝに心にまかせて上を申掠め、道學を惡口申事、士とは難申候。侈りと云は我身の榮耀、妻子の口腹を專に仕候故、軍役を勤めず、其日かくしに外聞の無用を繕ひ候故、下人困窮しても憐み救はず、人を殺し不便の者扶持をはなし、國に窮をまし、百姓のかつへをもかへり見ず、唯一月の扶持方の事を申付にさへ、纔の米故にさま〴〵口すさまじく亂國の様に申なし、上の用にも立間敷様に申段、心根のきたなき事、しはきといづれぞや、侈りとしはきとは、畢竟大欲心故、面は替り候得共心根は同前なり。

一、借銀仕候者共申分上より御救とは被仰候得共、利付て出し候、被下たる物にてはなし、夥數御穿鑿に不及儀と申者候よし、あまりにくき申分に候。其知行十分一の人馬不廻し仕候者も有之、能分にて千石取六七百石ならでは無之候。其上國中人罰餘り他國へ遣し、或は迷惑に及候得ば民つかれに候。如此の不忠あげてかぞへがたし。か様の處を存候得ば、身上程に取廻し候者は忠臣にて候間、褒美加増も遣し申度事に候へ共、其者にも人柄のよしあし可有之候。尤借銀仕候者にも道有、摺切も有之べく候に、穿鑿及がたき故、知行程奉公仕候者空しくにくき心行を以、不忠の損をかくる者共も共通に候。依之先日在郷の儀申付候。隨分艱難仕借銀相濟し、三年の物成たまりて、知行屋敷返しあたふべきなり。

一、先年より申付候法度をば、心學流と名付く。心學流はおきたるが能候。世間の様に仕たるが能などゝ家中の者共申候て、表向人馬をへらし候得共、奥方内所の榮耀奢りは、古に増り候由に候。申候ごとく、心學流とは大に違ひ申候。心學流とは古流にて、古流は義理を嗜み候故、家には倹にして國に勤め候故、いか程摺切ても身上程の人馬公役かゞし不申候。奥方内所は隨分詰候事に候。士の心懸勇氣を失て恥と不存、女童町人等の興候を公儀と存候。風俗なげひても猶餘りあり。此國は我國にて候得ば、此國の世間は我世間にて候。然るを光政流は無用世間の如く仕候へとは、他國に居ると存候や、但主は脇に候や。

一、家中士共、自然の事あらば用に可立と口にては申、常々心掛も仕者有之と相見へ候得共、其作法は一圓不相應に候。我國を亡

し我軍法を亂り候事のみ常々仕候。我を助る臣にてはなくて、我を亡す仇を養ひ置にて候。先此國を堅くし軍を治るには、其國の地民を能するにしくはなし。近くは權現樣參州にて武威を振ひ給ひて、終に天下を知給ふ。尤明將たりといへども、參州より起り給はずば、かたかるべし。參州の地民常理直にして心勇なり。權現樣共理直を不失、其勇をそだて給ふ。士は日本國中左のみ替りはなき物なり。唯地民の善惡によりて、平常も治り軍も利有べし。然るに今我國の地民不理直にして心氣弱なり。是常に治りがたふして、軍に利有がたき第一の歎きなり。然れ共和する時は弱よく强を制する理有なれば、國民能く士を愛敬して其死に先だゝむ事を願ふ。愛する所には必勇あり。我子を捨て臆病なる者はなし。是平生の政なり。軍と常と二つあるべからず。先諸士の心いさぎよくして、民の心にかんぜしむべし。慈悲ありて民の心を服すべし。然に今國中の民共士を見るべきには、欲心深き事なり。恥も不知無道心成事なり。人に非と思ふべし。民の師と成べき士が如此にして何を以國俗を能せんや、其品あげてかぞへがたし。畢竟きたなき欲心堅貪邪見成心より起る事なり。目さましに一二つあげて聞すべし。欲心と邪見とは或時は共にあり。士共定て盜賊の火を付るをば思ふべし。わづか兩手に提て取べき物の爲に、數軒の家を燒亡し、數萬の財寶を失ひ、人を殺し、貧窮に及す所、邪見なる心ならずやと思はざるや。今士共の心少も此火付に劣べからず。いかんとなれば、天下周流の米、京・大坂より高はなし、京・大坂に續ては運賃のない計にて、當國より高もなくなし。然るに此周流の第一の直段を安として此國において關所を望み、大坂より高くして越ん事を貪る。此國の米、京・大坂より高からん事は、何を以かすべし。唯此國の人民を迷惑させて、此國の者に高く賣なり。此邪見無道心下々民の心に感じて、嘸情なく思ふべし。當年の如く成飢饉まのあたりなる死人を見てだに、他國の五穀を入よとの訴訟を一言いはず。却て關所の上にも關所を望む心有。纔の藏米を賣む爲に、國中の飢饉をかへり見ず、何を以か火付の利に異ならんや。其米の高を以汝等が手前迷惑する事を不知して、いまだも高くばよからんと思ふ故に、次第に借銀かさぬ。夫士は常の食なけれ共常の心有。民の如きは常の食なければ常の心なしと云に、如是の困窮せしめば、何として、人民の心立、風俗よかるべきや。士共手前さばき計心掛て、如此國の亡るに近き事を露もなげかず。彌亡るにちかく共、我爲のよき樣にとならでは不存、國亡は汝等誰とともによからぬや、汝等口利口に米の高きは、町人の爲にも百姓の爲にもよしといふ。其よき物は汝等が奢を助る者のみ、國中を千にして九百九十人迷惑し、十人汝等と共によしといふべし、この十人は、いか程米高くても死には及ざる者共なり。扨救はざるやうにても、士中は財米を捨る事は十にして八九なり。

救ふ様にても民に財米を捨る事は十にして三也。其三の人は十にして八九人、八九の人は十にして一二人なり。如是格別なる愛敬なるに、邂逅にも民に能事あれば、百姓計御用に立可申など〻申、知行受て居りながら、左様の言葉を出す事、士ともいふべからず。少も身の爲能事あれば、道に構なくても、天下にもなき様に上を譽るかと思へば、少も身に便せざる事あれば、道に構なく譽たる言葉をひるがへし、さんざんに上を惡口す。定て皆が皆に左様には有間敷候間、惣の額よごしに候。自今已後中間より吟味仕べき事に候。惣て此借銀より此方士共つき合、假初にも利得の穿鑿計にて、士道の物語武道の事も不申出候。何卒此利得の事を止度存候。夫に依てにや餘り心がきたなく成て、男女奉公人を抱申者共、人には依り可申候、定て多は有間敷候得共上下を着し兩脇ざしに若黨を三俵や四俵に縮ぎりなし、小者・中間よりおとりに仕候由、國士困窮故、飢に望奉公人多きに依て是非なく居にて候。夫程の主人ならば、其切米の外には古紙子・袴・帶・鼻紙にても、ことかぎ候時分を見てとらせは仕間敷候。無是非〳〵と存て奉公仕候小者共をも、一俵半二斗一斗抔にて抱へ、下女杯も五匁三匁にても召置候由に候。扨々むごき次第に候。盜を仕より外、何として夫にては肌をかくし可申候や。いかに居候へばとて、左様にておかれ可申や。左様ならば定て其外には不便を加へ、それ〳〵の物はとらせ申間敷候。夫のみならず、下々を使候事牛馬の如く存候由、牛馬も心なくてはたてりがたし。唯竹木を伐遣ふごとく仕候由に候。無事の時は是非なく、勢にこそ堪忍仕候へ、自然の事も有之、怨敵退治の爲遠國抔へ出陣せば、左様の主人の下々は皆道より走り可申候。知行高を取と申も、人を持を以こそ本意と仕事にて候。持ざるにおとりたる仕形無是非儀に候。扨夫のみならず。若出陣の跡にて隣國逆心の獾出來なば、走りたる下々共迚も遁れぬ身と思ひ、空國へ引入を仕候はゞ、何の手もなく逆心の者の爲とられ可申候。法を堅くして少付隨ひたる者共も、常々の無道心の主人、今此時に返さむと存候はゞ、其死をにくみ見て助け申間敷候。是初に言所の汝諸士共の常の振廻、我國を亡し、我軍法を亂し候にあらずや。左様にきたなく民を苦しめ下人をひづめて、金銀を用る所を見れば、妻子を愛し女娘の公儀を專にして、少も闕ては耻と思ひ、士道の心掛人馬の缺たるを恥とも不存、我知行は諸士の女の知行と成たると存候。上様より女のけはひ田に此國は不被下候に、上への申分もなき儀に候。是を以毎度さま〴〵法を立候得共、結句は影にて惡口して不用候。汝等左様に公儀をかざして愛する妻子共、自然の時苦みたる民や下人の手に渡り、恥をさらし目も當られぬ事と可成候へば、畢竟妻子も愛せざるにて候。如此の恥しめ、此理を能々辨へ悔さとりて、今より後我民を救ふ助と成て、妨をなすべからず。汝等も常に民を救ひ、下々を憐

みて、其君にも忠有、其民にも仁あり、其妻子の行末をも思ふべし。汝等衷ひつそく内傷を止候はゞ、分々の仁義は可成候。あゝ悲しきかな、數萬の民の老若男女いとけなきを、在々になかしめ飢し、愛やかしこに犬死せしめ、或は山下の町にたゞよはしめ二・八月の出替には數千の男女道路に立迷ひ、群すゞめの餌り余たる體にて、彼無道心の主人をさへ求かね、五日・十日おくれば餓死の數に入、乞食非人と成べきやとかなしみぬるを、汝諸士樂しむや、人の心ならんもの、何の妻子の誇りを求るいとまあらんや。妻子の小袖一つを以て、彼等四五人の心身をゆたかにすべし。妻子何ぞ寒からんや。去年今年の樣成飢饉年、其身妻子衣食かつ〳〵にして、漸々下々を抱候はゞ、切米の安きも理たるべく候。口の上にては三人置候者を四五人も抱申候者、國への忠義たるべく候。乍去心有士は置やう可有事に候。若黨ならば、小者の切米にねぎりなすとも、鼻紙代と成とも名付、其身の恥とならず。然がり主人よりなき事なれば、御尤と存る樣に仕樣可有之候。下女にても夫心より、又外情のかけやうにて、同じやうなる事ながら、親に掛りたる子供の切米も、何も不取して乏しからざる樣なる事有之候。とかく名は士にて士にあらず候。士といはるゝは大事の事にて、其名に叶申べく。

候有年號月日不審候得共、御文言を以考るに、承應年中飢饉の時の被仰出に可有之やと、先此處に書記す。

一、今程出替時分に付、下々立髮・長刀・其外風體かぶきたる者共有之由、下横目案申村、一兩日逍御歩衆・鐵砲衆抔申渡迴し申候間、不及申候得共、公儀御法度の通御相組中、并御自分家來迄、堅く被仰合候樣に、御番頭中可被仰達候。將又女房・はした共、氣入令候の帶其外彌子・緞子の名り抔掛、殊外目に立申衣裝仕あるき、紛者多々御座候由申候。是亦故主人有之者は其主人へ相届紛者は町奉行へ引渡候樣に申付候間、同事に各可被仰渡候。已上。

右御年寄中より五月二十日御番頭中へ來る。

四十五、覺

御郡會所御張紙

一、百姓共口數多、田地少、餓人と罷成候。其元第一父子・兄弟のしたしみおろそかにして、一所に集る事を厭ひ、別屋敷別所を好み、田畠を分る故なり。當年世中能候間、一入左樣の者可有之候條、所帶を分候儀堅無用可申候。兄

掛りの弟、親懸りの子共、成人仕、妻子を持年に成候はゞ、長屋部屋を作り、或はしきり指かけ抔にて、朝夕一所にて給、我人のへだて仕間敷候。一家の内に住候者、親子・兄弟は不及申、伯父・甥・従弟に至迄、我が田地の如く、所帯は我所帯の如く、互に慎み助合可申候。家田地を仕立、わけ〳〵に仕間敷候。或は親子二人して作可申候。田地子共二三人持候はゞ、其一二人は奉公に出しむけ、給米の餘りを以親兄弟を助、其妻子は舅・小舅の助と成、宿に居候者は、其奉公人の妻子を念比に養ひ候様に可仕候。只今迄別所帯の者共とても、身體難儀の様子においては、別屋を崩し部屋となし、右の如くそろ〳〵可申付候。只今より後は所帯を分度と望候者有之候はゞ、郡奉行・代官寄合吟味を遂、役介に成間敷由、書物判形を取、大帳に作り、後々奉行へ傳へ可申候。右の様に慥成者ならでは不可申付。又奉行・代官此方より心付、此兄弟の内、此屋敷田の主となし可然と存候子細有之、於申付は書物に及申間敷候。百姓の方より分度と存るには、吟味重々可仕候。大法は不分を善事と存候故、所帯分の事は郡奉行一人に不任代官相加なり。

明暦二年丙申八月八日

一、給所籔の事、藏人一等請籔可仕候。然上は直段定奉行手前より請、銀直段相定運上銀給人へ可遣の給人、竹入用候はゞ、伐採束數に應じ、運上銀差引可仕候。勿論籔きらせ候刻は、其給人へ可相斷、留籔仕度給人於有之、斷次第可仕事。

一、留山の外、百姓持掛り林木の事、家宅仕度者於有之は、相對次第其代銀山主へとらせ可申候。其刻郡奉行木數等吟味仕、賣買仕らせ可申事。

一、雜穀の事、油物・小麥の外は如前々、他國へ一切出し申まじく事。

明暦二年申八月八日

四十六、明暦二年丙申十二月朔日家中へ申渡覺書

家中へ申渡覺書、出羽・若狭に寢間にて讀聞せ、何も存寄候はゞ可申候。直し可申と申聞候得共、何も御尤と申候間、其後惣士

中五座にして若狭口上にて委細を申聞候事。

一、先年飢饉の節、一つ成可遣と申出候得共、指上申に付其通に仕候。其以後可有之存候へ共、家中風俗悪敷奢極りての災に候得ば、大きにこらし候はでは奢も止申まじく候。又遣候ても足りにも成間敷と控置候得共、無餘儀すり切の分、近年物成悪敷、何と儉約仕候とも不成ば必定たるべく候間、此度右の一つ成遣し、借銀無之者は藏より米にて受取可申候。借銀有之者は此一つ成を以、借銀の元をへらし可遣候。當分手前の足りに可仕よりは、本へり候へば、永き救たりべく候。其上來年よりは物入打續候へば、唯今一統に藏より遣事も不相成候。借銀不仕者に借り候者よりは、手前迷惑仕候者も可有之候。公儀へ苦勞かけず、兎角艱難仕段奇特に存候。手前成候者は、猶以只今より後、すり切不申樣に仕、人馬無懈怠樣に仕候段、何より以奉公たるべく候。

一、來年よりは家内一同に定物成三つ五歩に極め可遣事。

一、儉約と申儀度々申聞候得共、能合點不仕候か、又合點仕候者も我儘を仕候にて可有之候。儉約と申候は、内所の奢り費を止め、公儀を第一に勤、軍役の嗜み仕こそ、誠の儉約の士にて可有之候。人にはよるべく候得共、内所は奢り、上む儀にては人馬をもしか〳〵嗜まず。儉約抔と申者有之由聞傳へ候。今より後士の禮儀を存じ、内證を詰軍役・公役の心掛專一に可仕事。

一、勝手方の物語、手前の不成のなき事抔は町人も人がましき者は不申儀に候を、只今は士の上にも恥と不存、結句申を利口の樣に風俗成くだり候。此方に度々取上候故申と存候間、此後は人々手前の訴訟老中も取次に仕間敷候。今より人々獨立の覺悟可仕事。

一、家中にて悪口をはき、散々風俗を亂り候者有之と見へ候間、左樣の者は昔より治世第一の妨と申傳候條、承り屆候はゞ、曲事に可申付と申聞候を心得そこなひ、仕置の事評判取沙汰法度の樣に申由に候。夫は聞候て心得に成候事も候得ば、少しも不苦事。

一、子を育つるは母の乳ほど能はなしと申傳候。大身にても其理を知人は、國主の内室にも左樣成可有之候に、小

身共迄乳持をとらねば不叶様に風俗有之と聞及候。沙汰の限に候。小身者は猶以母の乳にてそだて、家内に女すくなき様に可仕事。

一、此前家中の意得、自然の時末の續べき考もなく、むざと人多に可召連様に覺悟仕候と承候故、人數積り切詰て申付候。自然の時はそれにて成間敷候間、增人可遣と存候得共、飢饉以後用銀も不足にて、家中へ合力成間敷候間自然の時人々手前さはぎにて可罷出覺悟尤に候。人積りもこれほど不召連しては成間敷と存候分、面々に書付、組外は老中、其外は番頭迄渡し置べく候。重て見可申候。人配りの儀、此方に思案仕置候はゞ、是も重く可申付事。

一、家中作法、亦は面々の心得、度々申聞候得共、今以不作法に悪敷心得の者有之様に聞傳候間、今より後彌作法悪敷申承り候はゞ、一組切に抑立て横目を入置、家内の儀迄具に可承候間、何も左様可心得事。

一、近年度々申聞候事、大形は士中への異見にて候。法度と異見とは格別に候。異見は度々不申ては不叶候。士中より我等へ異見聞度候。異見を法度と存候はゞ、大に心得違にて候事。

一、說言の事、先年申付候得共、今以不入事共仕候と存候間、有合物にても身代より遣んかくに輕く可仕事。

一、當分家中に忝かり欽候ても、畢竟風俗悪敷成行候得ば、能にてはなく候。當分上を恨みそしり、迷惑がり候ても畢竟戒しめに成行候へば、悪敷にてもなく候。たとへば美物を給候と藥を呑候様成者にて、當分の欽は十が九つ毒に成り、戒は十が七も藥と可成候。此前きつく申付候とて、家中いやがり、此度何も不申付とて欽候由聞及候。いづれが能候はんや不存候。自今已後、家中の悦と不悦とには構申間敷候。家中の様子次第に成程きつく可申付候儀も可有之候。又やはらかに申付る儀も可有之候。人の申なしには仕間敷候間、人々は不及申子共迄の覺悟作法能愼之可申候。

此御趣意勘得無油斷可相愼事也。

一、當年四歩御役米不殘米にて被召上候。出し人一人に付木使十一俵、内六俵春出し、五俵は當暮出し、外に一人に付銀子二十一匁づゝ、役人扶持方・小屋普請道具、萬入用先右の通に御座候。江戸へ普請役人戻り候て、入用の算

用候て、多少は重て極り可申候。米銀子別所治太へ被仰談、御拂可被成候。右の通御普請奉行衆より申來候間、左樣御心得可被成候。

二月九日

一、士中大小姓に被召仕候に、知行三百石不被下候ては、大小姓役の人馬持申儀成兼可申と思召候間、向後大小姓に被召出候はゞ、三百石已下の衆へは三百石に御足し可被下候。其後病氣其外樣子有之、御赦免被成候はゞ、右の御加増知行可指上由、御意の旨、御老中被仰渡候間、連々左樣御心得可被成候。

霜月十五日

一、此度一つ成遣候内にて、當年拂申二割出し銀子の内、元銀の内、是と利足分は手前手前より拂上可申事。

一、一つ成被下候内にて、夫米を引、殘る分御役被仰付候事。

一、當申年より七年、京銀元利共に不殘差上可申候。寅の年、皆濟可仕事。

一、二人役より上は半分は人役、半分は役米にて指上可申候。二人役より内の者は勝手次第、役人にても、又は役米にて成共、御普請役相勤可申候。但、一人分役米十俵に相定、其内、來春五俵、來暮五俵指上可申事。

一、來三月四日より御役勤日の事。

一、下々出替り、來春より二月二日に可仕事。

一、下女出替りは八月二日にいたし、一年切に古抱可申事。

明暦二年極月十五日

四十七、明暦三年丙三月二日仰出の事

御郡奉行共御前へ被召出、一昨日寄合を仕候由、替儀も無之候やと、御尋被遊、其後何もへ被爲仰聞候は、

一、近年何も心得違候。百姓といふ者は米をば喰ぬ者、稗・ほしか抔食物にするものにて候由、昔人存候と思召候。百姓も人にて候得ば、米を食する筈にて候得共、得喰ぬ樣に此方より仕置候故、近年は喰不申候。先根本を何も心

得候はでは、萬事仕置違ひ申筈にて候。末々細かなる事は、此方より指圖難仕候。郡により所による事に候。夫は面々がおこたらず心に入さへ仕候はゞ、いか樣の事も出來可申候。上樣の御本意御願は何もなく候。一天下の民一人も飢こゞへ候人なく、國富榮へ候樣にとの御願の外無他事候。然共御一人にては不成故に、國々を御預、又は小給人も共通にて候に、國を亡所に仕、一國の人民數申樣に仕候はゞ、其一國の民の數、皆上樣御一人の御かぶり成候得ば、上樣の御冥加へり申候樣に仕候事、第一の不忠無申計候。亦我も一人しては國の事不成故、何も知行所を預、此方の本意の如仕置仕候へとの事に候を、皆我物に仕候故、下民貧り飢かつへ人出來するも不知樣に成候事、不忠可言樣なし。我々不忠計ならば左も有べし、上樣の御かぶり被成候得ば、其分にて置れず。亦か樣に申せば、惡敷心得たる者は唯慈悲と計合點仕と見へ候。尤我等に對し慮外など仕候を、科におとし候。有まじき事に候共者一人の覺悟に依て諸人習惡敷成候が、國の爲に不成は不便ながら百人成共成敗可仕候。近きたとへ可申聞候我等國の仕置無沙汰仕、一國の民飢こゞへ亡所に成候樣に仕置仕候はゞ、上樣より御改易被仰付候はでは不叶事に候。其如く百姓も己が業に怠り、他人までも引崩樣の者候はゞ、成稀きつく申付候はでは不叶事に候。此所を能合點仕、萬事可申付候。十村肝煎などへ擬作肝要なり。むかしの大庄屋に不成樣に合點可仕候由、具々御口上に被仰聞候事。

四十八、同五月十五日町奉行・御郡奉行共へ被仰付候覺

一、當町、幷在々の酒屋、法を破り、百姓に酒を賣候者於有之は、酒道具共闕所に申付、以來二度酒屋させ申間敷事。

一、法を背酒を買ひ候百姓は、田畠共に取上、人をも召仕候百姓の下人譜代に可申付事。

一、當町・在々共にあめちはらせん仕候事、令停止候條、賣候者於有之は、可爲曲事。

一、御郡奉行不殘被召出被仰聞候は、度々申聞候ごとく、萬事打はまり細々精を出し可申候。又法を守、先例を引事尤可有之候得共、事により時により、法にかゝはらず能事可有之候。事多六箇敷思ふ者は、法令を引度可存候。打はまり唯能樣にと厚く存候者は、身構なく可申付と存候。縱ば只今のごとく、日でり時分水の儀などに可有之候

と思候。我田地に不入水にても他村へ遣候へば、以來例に成と思ひ、身がち成百姓可有之と存候。中所百姓の身としては尤に候。左樣の所に奉行專に候。何方の田も公儀のにて候得ば、私として身がちに可仕樣なく候間、すたる水は遣、以來法に不成書物抔仕候はゞ、身がち成心根百姓共、速々には直り可申候。郡奉行より事多をいやがり、先例〳〵と申候はゞ、百姓共は猶以己が心に可有之候。是郡奉行の仕樣に可有之事と存候。兎角萬事打はまり申段、第一可心得旨被仰聞候事。以上。

四十九、萬治元年霜月の覺

萬治元年霜月二十一日番頭・物頭・組頭、御城へ被爲召、兩老中を以、表て御居間において被仰渡候覺。

一、眞田將監・丹羽惣兵衞に、坂本源右衞門此度無作法の事、親孫右衞門當分に不存儀も可有之候得共、去々の事に候。男色計も不義に候。此度の事不誡故事出來候段不屆に思召候間、御改易被仰付候。源右衞門儀は存命に居候共御成敗可被仰付と思召候。岡田安之丞儀は存命に居候はゞ、其儘可被指置と思召候處、相果不便に思召候。

一、芳賀內藏允に、伊庭孫右衞門悴彥七、坂本源左衞門同前に思召候間、御國追放被仰付候。以後若御國へ立歸、右の儀に付宿意存候はゞ、親兄第曲事に可被仰付候。　一、日置久米之助に、土方勝兵衞弟善六、右同斷。

一、尾關源次郎・土倉登之介に、田村左大夫一所に有之浪人村尾權兵衞、右の儀兼て取持候由、本人より曲事に思召候間、御成敗被仰付候。

五十、同被召上候士中不殘於竹間御直に被仰聞候覺

一、內々可被仰聞と思召候處、此度若き者共、事を仕出候を序と思召被爲仰聞候。先年も御家中風俗心得の樣子被仰聞候へ共、風俗善に不成、結句惡敷成候故、今度の儀出來候と被思召候。此度の元は男色故に候。男色天理に背、人倫の作業にて無之候。世俗の誤にて候。當國・他國共に士事の樣に存候、被仰出も尾籠成事に候得共、士の子供を遊女抔の樣に彼方此方と引廻候儀、其悴共の身にしても無念千萬成事に候。他國の儀は兎もあれ、御家中の儀は急度可被仰付被思召候。今度の者共世俗誤來習に候間、此度は其儘可被爲指置とも思召候へ共、左候はゞ不苦

事と存、以來事止間敷と思召、御成敗御追放被仰付候。芳賀內藏允・眞田將監相組の者共、此度の品御尋被成候處に樣子不存候。我が相組の內、か樣の儀不存候段、不沙汰千萬に思召候。將監は少は存候由、遠方にも罷在候が、內藏允不存儀別て不覺に思召候。此儀に付組御取上被成候共、兎角は存間敷候。人々はより可申候へ共、大形相組の儀廉略成樣に思召候。扨又、右の者共は人のさはりに成候とても、一兩人三五人のそこなひにて、左のみの事にてはなく候。御國政の妨に成候者、大惡人と思召候。向後は能士に可成と人々隨分嗜可申候。風俗惡敷義理に暗く候て、詮なき事に義理を立、心得違に思召候。誰とても能侍に成候事をいやと存者は有まじく候へ共、ちかと心得居申候故、能士の道をしらぬ故不覺に候。以來は士の事を尋、學嗜み可申候。組中も相和し、風俗も能樣にと是のみ御願思召候處にて候。先年組切に横目御入置可被成と思召候得共、其內風俗能成候半やと思召、唯今迄御延引被成候。組切に組頭を横目に被仰付候由、則起請文前書御讀御聞せ被遊候。兎角大惡人と云は、國政を害する者を申事にて候。組中の子供兄弟は不及申、掛り居申浪人迄も、作法惡敷長刀さしがふき申者無之樣に、善惡の事承り屆可申候。御國政のさはりに成候者、虛言を申人の善を嫌ひ惡を欽、行儀はるく心むさき者の儀御惡み被成候。

五十一、右被仰出候翌日の覺

右被仰出候翌日組頭中相談の上にて日置久米之助・津田左源太兩人使にて日置若狹殿迄差出候書付の覺。

誓紙前書御案文の通畏奉存候。併、相組中萬事の儀、御耳に立、御尋被成候節、不存候はゞ不屆に可被爲思召御意の旨、御口上に被仰渡候。此段相組中の儀と申ながら、御前の御耳に達候樣に承候事は、中々成間敷と奉存候。殿樣には御横目數多御座候て、申上る儀に御座候。惣て惡事は人に隱し申世俗の習に候。殊更此度私共か樣に被仰付候上は、惡事彌隱密可仕候間、猶以得承不申事のみ可有御座と迷惑仕候。或は又私共未承候內御耳に立御尋被成候刻、不存儀も可有御座候。此段御捨免被成候樣にと申上樣には無御座候。被仰付候通隨分御意に應候樣にとは可奉存候得共、右申上候通に御座候故、只今御理申上候。

此時寄合申與頭

竹腰八郎兵衛・津田左源太・神子田助兵衛・日置久米之助・田中惣兵衛・薄田藤十郎・安藤平左衛門・堀彌次兵衛・村上九左衛門・丹羽惣兵衛・水野甚兵衛・湯淺又右衛門。

右の通若狭殿へ申候へば、殿様御内意は、此度不慮の儀に付、其頭に両後の様子御尋被成候得共、不存候故、其頭前角にも存候はゞ、双方無事に可仕候。不存體故、か様の事に成候と思召候。以來の儀番頭・組頭共に、其組々へ入はまり、萬事致吟味、無事に成候様にと思召候ての事に候。人により可申候得共、大形相組の儀疎略成と思召候間、向後は何も相和候様に、當々可申談候。相組の内出來候刻、番頭・組頭無事に可仕と相談候得共、同心不仕族又は此度の様成事有之候はゞ、内々老中迄成共申上候様にと思召候。併、一應何御前に可申由。

五十二、同二十三日の覺

同二十三日津田左源太・日置久馬之助御城へ被爲召上於御數寄屋、御直に被仰聞候覺。

一、先日被仰出候趣得と不呑込趣、老中迄相尋候由尤に候。其組々に事出來候刻、少事は隨分異見申、番頭相談仕、下々にて相濟候樣に可仕候。今度の樣成儀は、兼て老中迄申聞せ置候得との事にて候。大成事は江戸他所迄も相聞る事に候を、うか／＼と仕置候事沙汰の限に思召候。組合侍共の儀少々宛の儀承申上候得と思召にては無之事

一、相組中若き子供だふぎ不行儀成者有之候はゞ、親類共にも申聞、異見させ、何とぞ引直し候樣に尤に候。だふぎ候者、皆々下々のまねに候。侍たる者、道具持・中間のまね致し廻り候事、扨々淺ましき口惜覺悟と思召候事。

一、下々長き刀・脇指の直成をさし、だふぎ者有之候はゞ、隨分穿鑿被仰付、他國者は御國追拂、御領分の者堅く申付直させ候樣可仕事。

一、主人律義成體にても、下々だふぎ者をすき召遣候者有之候。左樣の者は心中にいかにもだふぎ者に候間、右の通の者候はゞ、隨分異見可仕候事。

此二箇條、番頭中被召上候に不及候間、其組頭へ御内意の趣、其番頭へも可申聞候。右のだふぎ者よりも、人の惡事を欽、何角と無益の事を申觸し、虚言計にて心むさく、御政道の妨に成候者を大惡人と思召候。はる口と申者、去年も有之由聞召候。左樣の者は、若き者に限らず、其者を御聞出し被成、曲事に被仰付度思召候。右のだふぎ者は心あさく、異形成體を仕計に候。兎角風俗を亂し、仁政を害し申者を、御憎み被成候間、急度罪科に被仰付度思召候事。

右の趣兩人へ御直に被仰聞候故、罷歸若衆殿へも申達、右御趣意の通番頭へも申達候。

一、相組中の儀、年々被仰出、御法、并御教能相守申者、又は相背者、或は私にして御國政のさはりと可罷成者、隨分承屆可申事。

一、がふぎ者の事、御奉公人の外たりといふ共、組中に掛り居申者にても、能々承屆可申事。

一、相組中の儀、可成程情入相和候樣に番頭共可申談候。

五十三、起請文前書の事

右の條々緣者・親類たりといふ共、御尋の節は善惡の儀、依怙贔屓なく有姿に可申上候。不及申御横目職に居て、其職を不勤者、尤罪の重き者なり。我朝武士の守護神八幡も照覽仕給へ、依て起請文如件。

萬治元年十一月二十五日　　白紙に墨判　　組頭連判

五十四、萬治元年極月朔日被仰出

一、軍陳(陣)の時、いにしへ殿樣程の大名人數七・八千計と被聞召候。先年被仰付候御家中人積り、隨分少き樣にと被仰出候得共、一萬五六千有之候。然共人少にて難儀仕候者可有之候由被聞召候間、難儀の樣子書付、人積り仕可申候并先年は幼少の子供、唯今は軍可勤程被成候者、其下人又書上、人積の內、有人・不足人書出し可申候。

一、相果無跡目侍中、其年物成殘被下覺

夏相果候人に一つ成、秋相果候人には二つ成、冬相果候人には、其年の物成不殘被下。

五十五、在江戸中士中へ被下御扶持方覺

一、無足常被下扶持に三人まし。

一、知高百石より二百石迄、上下有人に三人增。

一、二百石より九百石迄、上下有人に四人增。

一、千石以上、上下有人に付三人增。

五十六、極月朔日被仰出覺

一、若黨以下、直成刀・脇指さし候者、明日よりもぎ取候樣御横目衆へ被仰付候。

五十七、萬治元年十二月の仰出

萬治元年十二月四日、伊木長門・池田伊賀・日置若狹・土倉淡路・池田主計、御近習の面々、御郡奉行・御代官、其外、御城に相詰罷有、大小姓・兒小姓迄、御前へ被召出、左の通御口上にて被仰聞。

御郡會所御張紙

一、當年の樣子、飢饉近きに可有之樣に存候。自今以後は、如先年救候儀難成候間、奉行・代官共、唯今より其覺悟仕不飢樣にもくろみ、不懈怠可仕事。

一、國富萬人豐成ば、民業を情(精)に入不怠に可有之候。此旨は不及申、何も存の前に候得共、心身打はまり、我家内のごとく可存との事なり。口にて申付る迄にて心に不存候、驗有之間敷候。百姓とても人毎に耕作の儀、具には不心得由聞及候へば、奉行・代官仁愛を本として、怠る者をば戒、不足の者をば導き、萬植物の時節共、能考へおしへ、不怠すゝみ勵みて油斷不仕樣に申付候はゞ、國豐に成べき事無疑存、是第一民を愛するにて候。然るを惡心得たる者は眞實の教なく、口上にて計申付、又民を愛するといへば、或は業に怠り、もしくは奢者、又は無禮成者有之といへ共、貧しき者などゝあなどる心よりいましめざるも有べし。又暇なき身に禮儀をなすはいはれざる費と思ひ、ゆるすも有べし。尤民も同じ人なれば、あなどらずして禮儀を正敷可教事なり。惣て眼前の儀は世話敷理屈たけく申樣成、奉行の郡民は心立惡敷可成候へば、奉行申付儀も不用者有之候。然を奉行へ申儀も不聞入、奢横道に成候などゝ奉行の内にも申者有之由聞傳候。打はまりまめやかに精を入る者は、おのづから民の悪をばあけざるべし。己が勤教の不足事を實に知ればなり。然るを還て右のごとく申者は沙汰の限、不及是非事に候。其者の心根を察するに、己が申付樣の惡敷、勤の不足故とは不存して、世間の毀を恐れ申譯の事成べし。己さへ其職に怠て、民を教事可成候や。我等年々申聞趣意を不守、己が身構成者聞届候はゞ、急度曲事に可申付なり。

一、先年も度々如申聞、第一奉對上樣、大不忠と存候得ば、尤罪の重き所なり。凡兵亂の時に至て、忠を存者多、無爲の時、忠を思ふは少、寸志ながら我此忠を存候間、能々此旨を堅得心して、我忠を可助なり。右の段具に申聞ては、奉行共の心得も人により、先年の頃より世間の毀りにひかれ、墮落仕候樣に思はれ候なり。

一、家中の唱、又諫箱に入書付を見るに、近年民への御擬作難有儀なり。此御恩を存、萬事正路に有べきを、還而徒に奢、或は禮儀をも不知抔と書付有、尤おしなべて左樣にも有間敷候得共、一人にても曲事成儀候。急度可戒なり亦近年の御恩を忘れ、又常の忍をも不知者は、下民には常に恩をあたふ事なし。近年救は時至て不得已ば、なさで不叶事なり。是珍らしき事にあらず。如此噂老中聞まどはれ候はゞ、奉行共伺儀に付、被申付事に若誤り可有之やと無心元存候。進む所をくじかれ候ては、其志を不盡者なり。大形の事は身構に成可申候。尤惡敷儀をも其出（侭カ）にして可指置といふにはあらず。世間の毀りを聞入よしと思ひ、我が趣意を忘れ、若咎る心あらば被申付、品に誤可有之やといふ事なり。かくいへばとて、人々の言をふせぎ、いはせざる樣に心得よといふにはあらず。我志を得心して、其趣意に背怠身構なる奉行・代官於有之は、我に代りて敎へ可被戒なり。殘（若カ）走中も今此職に不預といふ共、家中のおもせと可成仁達なれば、我趣意を守られ、奉行の惡事あらば可被戒なり。

一、右如申、洪水より以來申付儀下民艱難仕、其上洪水飢饉の時に至て、救はで不叶事なり。忍をあたふるにあらず然を其仕置、我爲にして、下民より其返報を可請取と何も存候やらん。御忍を可存抔と、奉行の中にも申者有之と存候。先年より此旨は度々申聞候得共、爾今聢と得心不仕と見へ候。全く我可利爲に非ず。大國を預り候へば、其職にしたがふばかりなり。

一、習といふ事能可心得事なり。百姓といふ者は糠・ほしかの類を食して、しか〴〵米抔は不食ものと習に思ふなり。百姓も人なれば、人の食物を食するは尤不珍事なり。然を牛馬の如く存なす習心より少過ければ、牛馬に替り人がましき事を咎そしるも、又是よりおこれると見へたり。人間を禽獸の如く存なす事、習と云ながら、天罸のがれがたかるべし。恐れ愼べきなり。

一、士中近年物成悪しければ、能仕遣度存候。然れ共民に力なければ、何を以成べき様なし。民は餓死すべき共、唯侍へさへよければと存者は、いかなればか有まじく候得ば、侍の本意にも民を豊にするに有事、必然なり。然上は民に農業を勧ますより外はなき事なり。此故に萬人安堵の本は民なる事を堅存、可成程耕作に力を盡させ候様に奉行・代官情（精）を出し可申候。右にも如申、上様への忠と存上は、是非何も頼おもふなり。

一、仕置悪敷時は、給人・百姓の間、互に讎がたきと思ふなり。然時は上下同前なれば、罪の上に歸する事眼前にあり。近年當國の民共給人を大形敵と思ひ、又給人共の言を聞に、當國の民は邪心にして横道なる由をいふ。然らば一國の民皆悪人かと思へば、先年給所召上候節、古への給人をしたふ民あり。是程下れる風俗の中に、此給人の心難有事なり、左様の給所は、只今申付仕置よりは、能可有之候得共、其人計へ返し遣事、難成勢なれば、先預り置なり。

右品々事多様なれ共、二箇條に限るべし。一には奉對上様へ忠と存事、二には國豊成時は四民安堵の本なり。此二品不義にあらざる事を、何もしらば、奉行の不足をば大身は戒教、小身は歎べき事なり。然を民豊成を聞て恨るは何ぞや。是諍（あらそう）心成べし。惣じて諍といふ事は其類に有事なり。此旨を何も承り候はゞ、百姓に對し諍心抔有べきやと、定て可存候。能願て合點仕べく候。年々民と給人讎敵の如く思ひつる、其根今に有てそねむ故に、そしりも亦是より起る。他國の民の豊なるを聞は可感心、奉行も亦此理を不知故に毀を恐れ、其心根士のあらざる事を知らば、恐に不足事なり。不義に可恐や、かくいふても恐るゝ者は、たとへば在軍中遁は不義なり。進は義なり。皆敗するに我一人不敗は、そしらるべしと恐れて遁るに同じ。事は替れ共、不義に恐るゝは同じ事なり。凡郡奉行職は不輕事なり。萬人の安否の本なる事を知て、能可慎者なり。

右條々郡奉行・代官能心得、我志を功、實に精を入可勤者なり。

萬治元年戊十二月四日

一、萬治二年二月五日、軍役人馬積り、二月十五日より內認め、日置若狹殿へ指上候様に被仰付候。

軍役人馬積り書上候に付、番頭中相談以窺御意、又被仰渡覺（別本に記す故、爰に記さず。）

五十八、萬治二年三月七日道筋請取口被仰付

一、庭瀬口、池田美作。若原監物。
一、金川口、日置若狹。
一、牛田口、伊庭主膳。
一、野殿口、土肥右近。
一、萬成口、眞田將監。
一、牟佐口、瀧川縫殿。宮城大藏。
一、佐伯、土倉淡路。
一、周匝、鹽田、池田伊賀。
一、福渡、池田淸八。
一、浦伊部、片上・牛窓、伊木長門。
一、西大寺、土倉隼人。池田數馬。
一、八塔寺口、池田八之丞。
一、兒島、藤戸、池田主水。池田信濃。
一、船手、中村主馬。神圖書。

一、萬治二年亥三月八日、御城竹の間へ、御年寄中・御番頭中・御近習・物頭中・外様物頭中・寄合中・諸組頭・鐵砲引廻中、被召出、段々列座仕公御出、御軍法の條數、御自身左の條々、御讀聞せ被遊。此一件、別本に出す故、爰に記さず。

五十九、萬治二年七月朔日被仰出

一、吹矢致遠慮候様にと被仰渡候。尤御法度場へ吹矢持參仕候者於有之は、御鳥見の者取候様にと被仰付候。私宅にても吹候事も無用。人に當り候得ば如何の由。

六十一、萬治二年八月朔日被仰出

一、下女共金入帶（木綿にても金入。）卷物等のゑり帶、堅御法度の事。見合次第剝取候様にと被仰付候。
一、小身馬扶持馬を懈怠仕候日數三十日より内は、馬扶持無指引被下候事。日に足り候はゞ、組頭迄理り、公儀へ申上、馬扶持に立用有候由。

六十一、同年十一月被仰出

一、西川網打候事無用に可仕候由被仰出。

同年十一月二十五日

一、老中普請役人にて成共、或は半分人、半分米にて成共、勝手次第仕候様にと被仰出。

六十二、同年十二月二十五日被仰出

一、當年御國大豆無之候付、方々調に遣候。就夫銘々入用の大豆一組に何程入可申や、組々御改候て、御書出候様に各へ可被仰觸候。江戸にても御調被成、御廻し可被成候間、大豆の惣高積仕可申上候由、御指急にて御書付可被下候。右御觸の通御入用御書出し可被成候。已上。

六十三、萬治三年七月七日出仕節被仰渡

一、御家中士共、自分子供、又は掛り居申浪人・兄弟・從弟等にても、武藝稽古仕候者、其品書付にて可申事。

一、御家中軍法稽古仕候由、人々の身上相應の事習候は尤に候。一本槍の者、自分拚武藝をこそ可仕に、軍法は番頭役の者下知に付候事に候得ば、一本鑓の者は習候はで不苦候。結句頭の下知をきかぬ様にて、妨に可成かと被思召候。軍法稽古御停止も可被成候得共、左様には不被仰付候。何も能心得候へと御意の由。

一、番頭・旗奉行・槍奉行・新組頭可被仰付候間、只今身上の程無構、其役可然者何も無相談可申上候。唯今御用人の内に有之を申上候はゞ、又其跡の御用勤候者も可申上候。

一、御家中馬御祭禮に馬御覽被成候に付、見物の能馬を求候者も有之由聞召候。向後見物に少も構なく達者にて岩乘可仕馬を持可申候。

六十四、萬治三年七月朔日御藏御法書

一、斗升三つ入、三斗二升俵小升にても同事。附、計り様何にても斗升に米汲入申物とがきをたて、其高さに上候て

斗升へ米杉なりに移し、とだき渡引落可申事。

一、廻し俵ちぎにて掛改出し、百姓と相對廻し可申事。若百姓好候はゞ、二俵にても三俵にても斷次第廻し、かん米平しに仕遣し、不同無之様に其俵々へ銘々にこませ可申事。夏麥廻しも、右同斷。

一、廻し俵、斗升にても小升にてもとだき渡、升の上引落し、外少も缺米取申間敷事。付、莚付俵付指米取間敷事。

一、納申刻、米の善悪改見申、指米如前其俵へ入込可申事。

一、御扶持方前月十五日より晦日切、藏々二箇月替に相渡し遣可申事。若其内請取不申候者候はゞ、翌月五日切に相渡し遣可申事。六日より前々御法の通取おくれ、其者損に可仕候事。

一、諸切手米渡し申刻、受取切手の日限改、三十日過候はゞ、是亦御法の通渡し申間敷事。付、御藏米誰々によらず、御藏奉行心得にて取替申間敷事。

一、御扶持方其外小拂に、計渡す俵の内、出米於有之は、有次第御勘定に指上可申候。若時分によりかん立申儀も候はゞ、何時にても御斷可申候。改横目可被仰付事。

右の條々堅可相守者なり。

萬治三年庚子八月晦日

六十五、折紙二通　萬治三年十月二十五日八木左衞門へ被下候御判物の文を寫にて、慶長年中輝政尊君より被下候御折紙も、一所に寫す。

備前國和氣郡八木山村の内、拋分田方二段五畝、畠方二段九畝一歩、都合五反四畝一歩、依有孝親、永扶助候也。

慶長七年三月日　　輝政卿御書判

八木山佛作、淨慶

備前國和氣郡八木山之土民淨慶有ニ孝行之聞一、亦能刻レ石造ニ佛像一、其巧甚妙、予祖父相公感ニ彼孝行一、免ニ其家年貢課役一、以養ニ父母一、相公辭レ世之後、淨慶悲歎之餘、自造ニ相公之石像一、朝夕禮拜、有ニ子二人一、命ニ彼等一曰、我蒙ニ國主之恩一最深厚、汝等爲レ僧守ニ護此石像一、是我之所レ願也。二人之子、卽剃髮爲レ僧。淨慶已死長子亦號ニ淨慶一能守ニ護石像一、亦事レ母有レ孝年久、予憫下彼等

爲ニ出家之身一而無中子孫之相續上、竊召ニ彼等一令レ告レ之曰、祖父相公免ニ汝父年貢課役一、彼有ニ孝行之譽一也、然今汝等爲レ僧無レ子、是不孝之第一也、況又汝等死後無下子孫之守ニ護石像一者上乎、願改レ過還俗子々孫々永守ニ護石像一、誠可レ謂レ達ニ父之本意一歟。淨慶大悔ニ前非一曰、恭承ニ君命一、嗚呼復レ善之速、而有レ忠有レ孝不レ可レ不レ加ニ褒賞一、依レ令淨慶還俗號ニ八木左衛門復善一、亦舊地六石餘之上加ニ增十三石餘一、前後之高都合二十石、永可レ爲ニ神像之祭田一者也。

萬治三年十月二十五日　　國司御諱御書判

右御宮御造營は萬治元年といへり。

六十六、萬治三年霜月の仰聞

萬治三年霜月十日稻川少兵衞不行儀被聞召、御成敗被仰付、親少右衞門御改易被仰付候。翌十一日の朝、番頭御目見に登城仕候節、被仰聞。

一、稻川少兵衞儀人倫の外成仕合故、御成敗被仰付候。就夫番頭土倉隼人、此頃迄の組頭安藤平左衞門、か樣の儀を前角に不申上候。去々年相組の事を、其番頭•組頭不存を不屆に思召候。以來左樣に相見候儀知不沙汰は不屆の由被仰候、此後猶以か樣の大きに不屆の儀を不申上候間、右兩人急と科に可被仰付と思召候得共、能々御思案被成候得ば、或は男色又は中事仕る抔と有る儀は、其親類又は傍輩共尋聞可申候得共、か樣の品は粗承候とても、其親類に卒爾に尋候事も難成事に候。左候得ば委細不承屆儀を年寄中へも難申事に候故、其分に被成候。然共、御家中士共、最前坂本時とは違、か樣の大非儀を其番頭•組頭不申上候得ば、無利事と可存と思召候條、何もへ思召寄被仰聞候間、殘る番頭•組頭諸士共へも可申聞旨、被仰聞候。以上。但、稻川少兵衞儀、伯母と不儀仕候に付、御成敗被仰付候。

六十七、萬治三年霜月二十七日被仰出

一、當成物三つ五歩無之に付、御足可被下旨、就夫、年寄中當免平し有合に被仰付被下候樣にと斷に付、御家中不殘同事に斷申上、則達御聞、何も存寄の品御滿足被思召候。當年は物成不足候間、何も中通に可被成候との御意なり

一、組中より申上度事は、組頭を以可申上候。餘人を頼申間敷事。

六十八、寛文元年丑正月十五日被仰出覺

一、御家中道具持・馬取・草履取・其外小者給米の事、可爲相對次第、縦器量能者有之、高望仕候共、先年御定の通、其支配高より上にて不可召抱、若及異儀者有之候はゞ、其者の在所承屆、在は郡奉行、町は町奉行へ人を添可相屆候萬一御法を背、御定より高給遣候者は、主人も可爲越度事。

一、御家中下女・はした出替、先年も雖被仰出、猥にて末々迷惑仕候と聞召候間、自今以後、急度相改、先主の手形無之女は不召抱候樣に堅申合、切手置に可仕事。

右の段自分前雖被仰出、年數立候得ば、おこたりがちに候間、當年より二季の出替り已前に、番頭より可相觸事。

一、下女・はした、盜等仕候ても、女の儀に候間、公儀へ申上候儀も、如何と遠慮仕、下にてゆるがせに申付候故、習惡敷成候樣に相聞え候。得心そこなひ候樣に思召候間、向後は番頭共承屆、科の輕重に隨ひ可申付旨被仰出候。

一、下女・はした、金銀入、并大卷物の帶仕候事、御法度に被仰付候得共、今以端々不相守輩有之樣に相見へ候に付、當二月朔日より右の帶仕候女見合次第、髮を剃追はなし候樣に被仰付候條、此旨堅可觸候。男を持申女にて候はゞ、御法度を背候上は、其女髮はへ申内は、其男にはごくませ可申事。

一、御野郡井川は、只今迄御免被成候得共、猥に入込候由相聞へ候。當春より御留被成候間、可被得其意候。付、西川筋は士中汲用の水に候間、殺生停止の旨年々被仰出候得共、相背者有之由に候條、堅可被申觸候事。

六十九、同年二月朔日仰被出

一、御家中鑓持・中間・草履取・物持不申由被聞召候。郡奉行にも堅被仰付候間、其心得仕、物もたせ可申事。

一、下女・はしたも、物を持不申由被聞召候。主人より惡敷習候故と思召候。是又此已後持せ可申事。

吉備溫故秘錄卷之九十七(法令上)終

吉備温故秘錄卷之九十八（原本卷數卷之十七）

大澤惟貞輯錄

法令下目錄

吉備溫故秘錄卷之九十八（法令下）目錄終

吉備温故秘錄　卷之九十八（原本卷數 卷之十七）

大澤惟貞輯錄

法令　下

一、寛文元年二月十五日仰出

軍役人積書被仰出あり。軍令の條下に記す故、爰に略。

同月同日被仰出

一、去月二十日、江戸御屋敷燒失に付、御家中侍中として、江戸御書院にても被仰付候か、又は增役にても指出可申候かと、土肥飛彈を以申上候處、則達御耳候處、何も存寄の段御滿足被思召候。併先年さへ御作事輕く被仰付候。此度猶以の事御受被成間敷候と御意被成候間、老中重て被仰上候は、一同達て申候由申上候處、去年米高直の節、物成例年の通にもなく、家中の手前如何と無御心許思召候。上の不成時は下として上を助、下の不成時は上より救ふ。相互に持合候は君臣主從の道にて候故、志は滿足申候得共、此度も請間敷との御意、何とも難被成候はゞ、御請可被成候得共、是程の事いか樣共御取合し成られ候間先御請被成まじき由、其後達て老中願上申故に、御書院可被仰付旨被仰出候。

一、寛文元年和氣郡新田に井田被仰付、二井出來す、井田村と名付、閑谷村と替地として古地に成、閑谷は新田に成、井田成就の後、同四年御假御殿立らる。御覽の爲御成被遊候由、芳烈祠堂の記に見へたり。

二、寛文元年二月十九日仰出

寛文元年二月十九日、仲春御祭御執行畢て、御饗應過、五郎八殿・香庵老・池田出羽・伊木長門・日置猪右衛門・池田信濃・池田八之丞・池田數馬・池田縫右衛門・小堀彥左衛門・草加兵部・湯淺民部・岩田八右衛門・尾關源次郎・土倉登之介・田中九郎衛・山內權左衛門・杉山五左衛門を被召出、被仰聞候は、

一、今日祭首尾能仕廻大悦に存候。惣て國の大事二つ有之候。一つは祭、一つは軍陣にて候故、是より大き成事は無之候。然共國凶年凶事有時は、樂を止候由に候。其故今日に樂止候。又番頭何も胎頭戴、亦何もへ盃事仕候得共、是も止候。然共去年凶年當年火事打續候上は、家中猶以萬事儉約に愼可申候。乍序申候、五郎八・香庵は餘人に違候得共、當國に御入候上は、此國の掟に御隨候て能候、衣裳美過候と存候、又饗應も御家中の法尤に候。無左候はゞ、共方達饗應候者結構可仕候。左候へば、國の法破れ可申候。家中饗應もはしぐ\法に過たる由聞及候。去年は米直段も能候へば、借銀等出し安く候はんと存候。左様の儀に付、不覺奢出來可申候。一兩年は饗應又破そうに候由聞及候。取分出羽・長門・猪右衛は、家中の手本にも成人なれば、彌萬事愼、儉約を專一に可仕候。出羽は一入逼塞の內と申、旁敬之尤に候。就夫內々は、春中にも老中へは可參とおもひ候得共、當年は參る間敷候。右の通是へ罷出候。番頭・物頭承候て、相役共へ可申聞旨御意被遊候。

一、郡奉行共不殘御前へ被召出、被仰聞候は、寄合仕候由、唯今は爲替談合も有間敷被思召候。當年は我等少し無心元所有之候間申聞候。去年兎惡布(しく)我等勝手渴々の體を皆聞及、當年火事旁に付、笑止に可存候得共、兎の儀などに心ひかれ、若不能兎も置候はんと思召候。能此處を得心可仕候。

一、去暮には百姓共町方てに調物潤澤に仕抔申聞候。此處思案仕候に、一國左様に有之ば、一段滿足成事に候得共、押並候て左様には有間敷候。縱一村に二人づゝ手前成候者候ても、七百八十村へ當見候得ば、夥敷事に候。其樣成を申と思ひ候。

一、去々年も申聞候通に候得共、亦申聞候。皆々申は、年々百姓救ひ候得共、其兎も上り不申候と申由に候。先其者の趣意と我等の趣意と違候所を合點可仕候。下民近年艱難に及候を能仕度と存候迄に候。能成候得ば兎も上り候が驗にて候。亦皆共は能候はゞ兎を上候はん爲と存候。此本意違申事にて候。亦脇より何角申候故、縱折かん難仕と存候と存者も、奉行の內に可有之候。脇より申所尤と存候。右の趣意違候上は、末々にては違ひ候筈にて候。脇よりはもどかしく可存候。其者に奉行を申付候はゞ、中々存る樣には成間敷候。其趣意の違候者の申所を不申樣

に抔と存候者、大きに違にて候。此方に守所を強存、萬事可申付候。亦皆の者を脇の者に仕候はゞ、脇より存る様に可存候。脇の口をふさぎ度と不存、面々が守る處、堅固に可申付候。か樣に申とて不及云儀に候得共、むざと兎を安く仕候へとには非ず。不能高兎を曽、年々の仕置を無に不仕樣にと申事に候。叱共(と)が兎の儀もつも無誤とは不思候。仕あやまりも可有之候得ば、脇より申所を申は尤に候。

一、兎の儀かふもきはらく成事と存候。併面々が心次第にて候よし被仰聞。

一、先程より何角申聞候得共、つまる所は百姓つよく成、耕作に精を入させ候外は無之候。是本にて候間、左樣に可心得旨被仰聞。

一、寛文元年三月朔日於御城被仰出覺。　一、寛文元年六月朔日於御城、老中・番頭中に御備御見せ被成。

一、同年六月二十二日被仰出。　一、御備立書附。　一、同年七月朔日被仰出。

右五度の御書附、別本に出す故、此所に記さず。

三、寛文元年閏八月朔日の仰渡

寛文元年閏八月朔日、伊賀殿・猪右衛門殿・番頭・物頭、心得に承置候樣に被仰渡。

一、在々浪人抔の耕作仕引込居候者、不遁者又は知たる者にても、士中郡奉行・代官抔へ諸事賴候と申儀、以來申間敷候。被賴候へば常々百姓なみに申付候事、奉行の者も難仕候。

一、侍中御城御番の夜食、前々は燒食(飯カ)持參候處、後々は辨當持せ、外の間の當の者も寄合候事など有之候。夜長の時は夜食給候はでは成不申儀、輕き燒食致持參候樣にとの御意に候由。

四、寛文二年横目への覺

寛文二年横目共に被仰聞、御口上の覺。

一、爲に可成と存候事、面々思寄次第可申上、三人相談にて申上儀も、事に寄可有之候。其段思案可仕事。

一、年寄共、番頭の身の上、或は組の引廻、すべて士共廻有之候はゞ異見可仕候。必直に不申候て不叶儀にても有間敷候。其品思案等可有之事。

一、役人の過を正し候に、當分能受候ても、間々まん心、是心深く、其驗無之候はゞ二應三應も議論仕、横目申所理に落候ても直り不申候はゞ、又異見の手立を替、或は品に寄、始より異見の申様も可有之候。随分善に入候様に盡し見可申候。其上にて替事無之候はゞ可申上候事。

一、諸役人の手前の事、横目共存寄次第異見可仕候。三人相談の事は大形は無用たるべし。併、事により相横目相談仕、或横目皆々にて申聞事も可有之候。是又面々思案可有事。

一、不行儀、或は法度を背き、或は男道の耻辱有之候て、異見にかゝはらざる者於有之は、直に可申上事。

一、或は家來の者を理なくして手打に仕、或は成敗仕、すべて跡に成候て異見不成事は可申上候。又、爲指義にて無之候共、善事は申上、悪事は面々思案可有之事。

一、品により伊賀・猪右衛門に申聞、埒明候事も可有之候。兎角第一に心掛人を善に引入候様に心得相勤可申候。其品は面々思案可有之候。萬變の儀なる故、此方より指圖は不成事に候。右は荒増を書付候也。以上。

此御書附は、津田永忠を横目に被仰付候時、役目の心得を御尋申上候に付、即座に御直筆を以御諭被遣候寫し。

五、寛文二年十月朔日の仰渡

寛文二年十月朔日、於御城番頭・物頭へ被仰候は、

一、長門・猪右衛門下々喧嘩仕候刻、家中士双方へ見廻候由、不道者は無心元存候者も尤に候。無左右見廻騒動仕悪敷候間、向後は左様の事有節、親類・緣類の外は無用に候。

一、公儀御法度、下々長く直成刀・脇ざし・かふき者人に申付、爾無之様可仕事。

一、侍中、衣類・振廻、彌御法の通相守可申旨。

同十月二日

一、御野郡・上道郡・井川溝筋にて、魚取候事如先年御法度被仰付候。

同十月八日

一、御野郡・上道郡にて、小鳥をも取せ不申様に被仰出候。銘々末々迄堅申付様被仰付候。

六、寛文二年十一月二日の仰　寛文二年十一月二日、伊賀・猪右衛門へ御口上にて被仰聞覺。

一、異姓を養子に仕候は、たとへば桃木の臺に梅を接たる同前なり。臺が桃なりとても、花も實も楳に成候。名字は傳るといへ共、子孫絶候。此儀を不便に存、同姓子養はせ度候へ共、合點不參、我物好の様に好候と聞へ候。世上皆異姓同姓の穿鑿無故なり。然上は、我等も先唯今は世上なみに可申付との御意なり。

七、定

一、御家中女奉公人肝煎の者、當町中に八人被仰付候。然る上は、又者によらず女奉公人、右八人の內手形次第急度相屆可抱事。

一、出替の時分、長屋〳〵又は下屋敷女宿仕儀堅停止の事。

一、出替の女、右の人置に不相屆、主人と奉公人と相對にて召抱候事も停止の事。

一、給銀の內を以、五歩宛主人より人置に遣し可申候。

一、主人氣に不入して暇遣候はゞ、人置方へ相屆可返渡候。尤奉公人方より罷出候はゞ、早々屆出可申事。

一、置掛りの女有之候はゞ、人置方へ相屆、其上にて居掛りに可召置事。但、年切譜代は格別たるべき事。

一、奉公人召抱候時、人置の手形を取抱可申候。手形無之者召抱候儀停止の事。

右の趣堅被仰出候間、被得其意急度可被相守者なり。

寛文三癸卯正月二十六日　日置猪右衛門　池田伊賀

八、定

一、元日の外、常に出仕日は、單の上下にて無之共、裏付并木綿袴にても可着事。

一、作事の儀、先年も如申出、可成程致堪忍、其上にて不仕候はで不叶儀は、其頭々へ令相談、隨分儉約可仕事。
一、千石以上の振廻、一汁三菜に肴一種、酒は三返の外停止。
一、祝言事、老中を初、番頭・物頭・組外れ、奉行・横目に諸道具見せ、宜樣令相談べし。此外先年可爲如相定、組付は、番頭・組頭見分仕、萬事其身に應候指圖仕、其上にて奉行へ致相談可相究む、縱親類共遣候物にても、又去年仕置候物とても、其身體に過候物、何にても無用に可仕事。

寛文四甲辰八月朔日

九、於江戸衣類定

一、着物は、日野田舍絹・京八丈・羽二重・龜屋島・練綾島より上不可着。但、兒小姓は紗綾不苦事。
一、羽折も、右可爲同前。但毛織は不苦事。　一、袴は、木綿島・田舍絹・かねきん奥島より上不可着。但兒小姓は茶宇島も不苦事。
一、歩行者着物、木綿島・木綿紬・日野田舍絹より上不可着事。
一、羽織右可爲同前事。　一、袴は、布木綿島より上不可着事。
右の外、縱持掛りたり共不可着之。但、下着には不苦事。

女衣類定

老中
一、表百五十目、帷子七十目。
同召仕
一、表七十目、帷子三十目。
千石以上
一、表百目、帷子五十目。
同召仕
一、表五十目、帷子二十目。
千石以下
一、表七十目、帷子三十目。
同召仕
一、表三十目、帷子十五匁。

右御定より下直成衣類、常々可令着用、縱晴の衣裳たり共、是より高直成着類堅停止の事。
一、植木石うりかい無用。　一、五月破魔弓・三月ひいな賣買無用。　一、衣類御法の外うりかい無用。
一、親類より囉物もいらざる事。　一、成廻合無用事。

右の通寛文四甲辰八月朔日、於御城猪右衛門殿被仰渡。

十、同日の仰渡 寛文四甲辰八月朔日、老中より岡田喜左衛門に被仰渡覺。

一、女着物、表一つに付代百目、同帷子一つに付代五十目、是より上の表・帷子當地にて賣買停止の上は、當町呉服屋上方より買下候儀、堅無用可に申付事。

一、石・うへ木、并五月少人取扱候かぶと・はま弓等、其外無用のもてあそび物、上方より買下候儀、是又堅無用に可申付事。

十一、同日兩船奉行へ老中被仰渡覺

一、石・うへ木、并五月少人取扱候かぶと・はま弓等、上方より買下候儀停止被仰付候間川口通し不申樣に可申付事

十二、右被仰出少し前老中へ御直に御意の趣

一、去年從公儀、諸事儉約に可仕旨被仰出候。其内振廻膳部の御定被仰出候趣意を、粗御聞被成候に、諸大名衆への振廻に、近年は御老中無御越に付、名代の樣にて、奏者御番衆など御ありき候。膳部結構の由御老中御聞、御法に違候はゞ、何も斷被申度事に候。其分にて馳走に逢被申候事、不可然候由御申候。尤至極には候得共、歴々大身なる亭主方に候得ば、座敷を御立やぶり、又は菜數多候間御除候樣にも、御申がたき由に候。依之今度膳部の御定御出し被成候由候。此段は少は左樣にても可有之事に被存候。就其御家中へ御引合候て御了簡候に、江戸とは違、老中何も大身に候得ば、尤亭主方は小身なる者共に候故、老中の心得次第、如何樣にも法立可申事に候得ば、老中の心得左樣に無之、結句面々よりやぶり候故、法背候。末々にても、いましめ事も不成故か、一圓法不立候。か樣に候は、能年寄、家のおもせに可成人とは被申間じく候。誰左樣に有之とは不聞候へ共、法不立を以、了簡仕候得ば、右の樣にも有之かと思召候事。

十三、寛文四年甲辰九月九日被仰出

一、下々善事隱候て不出候間、聞申度候。何も書附上を封候て、銘々名を外に書付可申候。日限指圖候て此方へ受取可申候。

一、上は老中、下は百姓・町人に至迄、善事一箇條にても見聞候事不殘書附可申候。善事は品々有之候得共、先荒增左に書付候。

善事の大略

一、日頃孝行成者、如何様の孝行有之。　一、忠節成者、如何様の事有之。　一、子を能そだて候者、如何様の育様有之。

一、下々を能召仕、家齊候者。　一、夫婦の間正敷和睦仕候事。　一、兄弟の間能者。　一、能き友求候者。

一、義理を專に仕候者。　一、義理と存候て、人のそしりを不構、一筋に義理を仕候者。　一、慈悲深き者。

一、正直成者。　一、武道藝能心掛候者。　一、行義能者。　一、賴母敷者。　一、役義等能勤候者、

右十五箇條は善事の有增なり。此内一箇條にても有之者は、書附可申候。右の外に善事も色々有之候間、見聞次第に殘し申間敷候。書付可申儀無之候は、白紙にても出し可申候。以上。

右善事の箇條證據無之共、見聞仕候儀可申上旨、同月二十二日又被仰出候。

十四、寛文四甲辰年十月十五日被仰出

一、老中祝言用意の書附、諸道具多少令吟味、民部横目相究相談、其上にて伊賀・猪右衞門聞届、宜指圖可有之事。

一、番頭・物頭・組外、是亦民部横目見及、兩人と可令相談事。

一、他國親類・緣者方より、囉物有之共、如相並無用可仕事。

一、斷申他國へ緣に付遣候時は、諸道具善惡、多少國並とは違申べく候間、其心得可有之事。

一、身知行取、或は無足中小姓並の者より、村代官又は船頭・忍の者・鷹匠・歩行の者迄、緣付に付、引出物銀一枚た

るべき事。

一、知行取・無足中小姓より町人・百姓縁に付候時は、引出物二百匹たるべき事。

十五、寛文四甲辰年十一月朔日被仰出

一、當年は、近年無之豐年にて國中欽候間、家中に三つ八歩可遣候。以來もか様に可有之と存、勝手不作廻仕間敷事

十六、振舞の定

一、番頭幷千石迄、一汁・三菜・肴一種。盛合後段可爲無用、菓子一種・酒三返たるべき事。

一、老中、二汁・三菜・肴一種。

一、物頭幷五百石已上、一汁・二菜・肴一種。　一、士中、一汁・二菜。

一、先年より如申出、千石以下は振廻とて仕間敷候。一類共寄合の時は、右書付のごとくたるべき事。

十七、同日老中へ御意の趣

千石已下の者共方へ、老中自然不時の行懸りとても、被參候事無用に候。小身成者の所へ被參候得ば、座敷の掃除體にても、平生の者とは違可申候間、向後無用可仕旨、御口上にて被仰聞候事。

十八、寛文四年十一月十三日の仰聞

寛文四年辰十一月十三日、草賀宇右衛門・小堀彦左衛門・湯淺民部、其外御近習・惣頭幷御用人不殘、船奉行・代官頭・郡奉行は有合の分、町奉行・作事奉行・銀奉行・勘定奉行・片山勘左衛門御前へ被召出被仰聞口上の覺

一、此度横目共に申付趣意を、皆共へも得心さすべき爲に申聞るなり。惣て横目役は、國家の仕置、横道に行るゝを見聞する役なり。

一、唯今是へ召出候者共は、國家の用の役人なれば不及言、我等爲惡かれと思ふ者は一人も可有之とは不思候。然共爲と存る處に、人により爲に不成事有物なり。是は御爲といふ所を見るに、大方は利による處なり。義程爲に成事はなきと存ずべく候。又不覺惡事も可有之、面々の手前に惡事あれば、畢竟は我等爲に不成事明白なり。此段を

能得心して、面々の志す爲と思ふ所無に不成樣に能可心得候。然る上は、各手前に惡敷事あらば、横目共見聞仕候はゞ我等に申聞に不及先共者に可申聞、過においては早く可改、我不知して能成候得ば、是に過たる滿足は無之候。其者も過と知て改ば奇特と可存候。右の段何も尤と存者は横目共何事も不申聞共、面々の方より可尋、又横目も不慥事成共、其者の心得にも成事なれば、早々可申聞候。此上は互に和し相尋申聞せ可申候事。

一、惣て面々の職に付能心掛、精を出し申事、人々勤る所なり。尤不精成とは黒白違たる事なれ共、國家の爲を本として、其職を勤る所なくば、過る處可有之と思はれ候。子細は士大將は組の事にひかれ、用人勘定方は勝手の事にひかれ、代官郡奉行は民の事にひかれ、町奉行は町の事にひかれ、此外其役〱にひかれ、不覺かたより申物にて候。かたよれば國家の爲に不成事能辨可申事。

一、評定所にては不及言、常々も評定する事有之時は、先心を靜め色を和らげ可相談、各が上に惡事有とても、恥事と思ふべからず　滿足と可存、子細は、右言ごとく皆の者共は、爲惡敷と知ながら、行事は有まじく候得共、其惡敷は時(此カ)が過也。君子の上にも過は有之と聞。然る時は其過を聞て可改ば何も滿足の事なり。此旨を能心得不仕候は、我を立る慢心より腹を立、大聲を揚爭ふ物なり。是第一の惡事なり。此慢心からは、其諸事の裁判不可然と可存候間、此段能々可得心候也。

一、伊賀・猪右衛門は諸役人の中に居て、何れへ心を寄べきの職にてはなけれ共、目當とする所不慥ば過可有之候。此目當とする處は慢心私を捨、誠を以國家の爲とする所なり。初聞入所、又不覺贔屓の方に、こゝろよる物なり。此所能々用心可有者也。

右の趣何も尤と存候はゞ、能得心可仕。但人により尤には候へ共、左樣には不成と存者も可有之候。縱て的を射るに迚も我星にはあたるまじとて、脇をねらふが如し。あたらぬ迄も星をねらひ可申候。星を志てさへ中り兼るに、的より脇をねらはむと思ふ者は、役義を斷可申候。指免可申候。

十九、吉利支丹に就ての仰出　寛文五年正月十五日吉利支丹穿鑿の儀、江戸より就被仰出、申付覺

一、一萬石已上の面々は役人を定、下々に至迄、不怠吟味可仕事。

一、組付は、番頭・組頭として遂吟味、自分の儀不及申、組中下々迄可相改事。

一、物頭組外は自分として、銘々召仕の下々迄、可遂吟味候。此外末々の者迄、頭々不怠可相改事。

一、寺社方は稲川十郎右衛門、町中は岡田喜左衛門、可相改事。

一、在々は、代官頭・郡奉行・村代官共遂吟味、唯今のごとく五人組を定、不怠可相改事。

右惣奉行安藤杢・伊木頼母申付候間、面々下々迄、念入不怠穿鑿仕於改出は、可為忠節、若不審成者有之者、此度申付候兩人へ早々可相達、令油斷脇より於申出は、可為不念なり。

二十、寛文五年巳正月被仰出覺

一、御家中下女・はした、唯今迄は札にて召抱候へ共、末々迷惑仕候由に候間、當春より先札なしに可被仰付候由、但、奉公に罷出一日共罷在、家内見すかし斷なしに罷出候儀は不屆千萬に候間、左様の女有之ば、主人とらへ候て御横目中へ可相渡事。

一、先年如被仰出、下々男女等、主人申付候物持ありき可申候。若違背の輩は、是又御横目中へ相斷、急度曲事可被仰付事。

一、出替の節、女奉公人の儀、男出合取持候事、先年も如被仰出停止に付、門外に男女猥に立やすらひ候事、不作法成儀に候間、左様の輩有之候はゞ、見合次第とらへ候様にと御横中へ被仰付候間、主々堅可被申付候事。併、下女・はした金入卷物の帶仕候儀致停止候事。

右の趣、町中は岡田喜左衛門、在々は郡奉行中より急度可申觸候。惣てか様成儀後々は怠安く候間、自今以後二季の出替り以前に、番頭は不及申、其外頭々より組中へ無懈怠可被相觸候。以上。

二十一、寛文五年巳三月十五日伊木長門へ可申聞覺

一、郡奉行・代官の悪事幷知行所の訴等、先長門へ申候へと家來幷領地庄屋共へ申付候由。

一、山田十右衛門を、虫明の侍共方へよせ不申樣にと、被申付候由。

一、今度の公事も右に申付故、少其方幷家來の者共へもひいき候樣に、下にて取沙汰有之由。其方事下地律義にて、上を敬ふ樣に見及、賴母數内々令祝着候。然處に下にて專各の事共、取沙汰有之由に候。下地律義に候得ば、中々其方心より、か樣に可有とは不存候。家來の者の内悪人有之て、色々悪敷樣に其方へ申聞候と推量申候。國の大臣として人にだまされ、不義に落入候事、沙汰の限に候。臣下の吟味を明にして善人を用ひ候樣に可被仕候。若大悪に落入候ては、代々の家老とても、我等贔屓不成事可有之候。其方家中幷家内の諠め樣、色々取沙汰有之候。能々愼可被申候。

二十二、長門家老共に可申聞覺

一、君子とてもあやまりは有之候。家老たる者助けずば不叶事なり。家老は家のおもせとして居ながら、長門あやまちあれ共不諫、他人に悪名をあらはし、主君を不義に落入候事、重罪と存候。重ても長門一つの罪有之候はゞ、家老共の罪一倍二倍たるべく候。

右日置猪右衛門御使に被仰付、賴母相添被遣候。

二十三、善事の覺

十五箇條　先年の箇條と同斷。

右十五箇條見聞次第、殘し申間敷候。去年書上の節、不存して其已後見聞仕者も可有之候。去年已後、善に移候者も可有之候、書附可申候。去年書上候者の事、彌無相違においては、誰々は去年同前と可書付事

右上老中より下百姓・町人に至迄の善事、又は父子兄弟の間、召仕の儀にても、無遠慮書付可申候。若書付申者無之候は、白紙にても封可出候。銘々書附、封にて、内外に其名を書附可申候。此方より申渡候刻、奉行に可相渡候。期に臨て前方可令指圖者

なり。

二十四、巳三月十五日被仰出

一、當年御藏米平し三つ九歩被下候內、二歩通大唐米大坂へ上せ候間、相場極り次第銀子にて可相渡候。亦本米一歩通りは御藏給所に銀子に被成置、追て相渡候樣にと、江戶より被仰付候。早々可申渡由、伊豫守樣被仰付候。

二十五、巳十二月六日郡奉行へ被仰聞覺

御・郡・會・所・張・紙・

一、在々死人有之時、弔に參候者共、食酒振廻候事、停止に可申付事。

一、ざるふり、如先年彌堅く停止可申付事。但賣物見合次第に取せ可申事。

一、同女產後月水の時分、別家に出候事、停止に可申付事。

一、鹽・油、若手つかへ候所候はゞ、百姓望次第、問屋可申付事。

二十六、寛文六年午二月晦日御國の衣類覺

一、着物は、木綿紬・日野田舍絹の類、此外は堅無用の事。

一、羽織、右同前。但、持懸り不苦事。

一、袴、布木綿・田舍絹の類。但、奥島は不苦事。

一、步行の者類びろうどう襟不可着事。

一、右書付の外、衣類は唯今掛懸り候はゞ、下着には不苦事。

二十七、口上申渡

御法度の衣類着候者、唯今も間々有之由相聞候。衣類の儀は、先年より度々被仰出事に候間、定て御法度と乍存、着候者は有之間敷と被存候。心得違可有之候と存候間、向後末々迄能合點仕候樣に、御申付可有之候。被相改候へ

と御横目中へ申渡候。

寛文六年三月二十四日　　日置猪右衛門

池田伊賀

二十八、寛文六年七月朔日被仰聞候覺

寛文六年午七月朔日池田出羽・伊木長門・池田伊賀・日置猪右衛門・土倉淡路・池田清八・池田八ケ丞・梶原香庵老・同八之助殿著中の内池田信濃殿には病中にて無出席、津田重次郎・鈴田夫兵衛・森半左衛門、御前へ被召出、御口上に被仰聞候覺。

一、此度申出候萬事、直に仕度と申趣意、何も能合點なくば、事の上の枝葉とのみ可被存と思ひ、只今何もへ申事に候。萬事直と云本は、五倫正しき事にて候。それより推廣めて末々の小き事はさ迄、行渡る事にて候。就ては人々慎といへ共、誤多き物にて候。我等申付る横目は、先年大猷院様被仰付候大横の心にて候。先我等不德故、何程もあやまり有事を覺候。然共皆々業、心得能候はゞ、風俗も直り可申候。面々にも心得なく誤多く候へば、家風不宜事尤に候。然上は此分にして指置候事、第一奉對上様へ不忠至極と存候間、三人横目申付、先我等の誤より正し候へと申付候。然上は各の身の上にも惡事、又家の爲に不成事、承候はゞ正し候へと申付候。伊賀・猪右衛門は、唯今用人に候へば不及申、出羽・長門を始、一門大身、家のおもせ第一の仁にて候へば、心得惡敷候ては、仕置にかまはぬと有ても、大に國政の妨成事に候間、左様に被心得尤に候。三人の者の儀兼々申付候通、國家の惡役の事に候へば申付る趣請文の本意を堅守、身構なく精を出し可申候。去年如申聞、餘人は皆一役づゝ有之故、何としても其役に不覺かたより申候被存候、横目役は指當り片付候役なく、國家の爲を任じ候役なれば、先大形は直に可有之候と存候間、何事によらず、老中を始其外役人共へも、惡事・誤承候はゞ、麁忽者に成り有殘成事にても、其者に可申聞候。右申如く、我等身の上よりか様申付上は、何も其旨可被心得候。惣て法式不立本は、皆大身より破り候と承及候。是大き成國政の妨不過之候、事は少き儀にても、左様に有之を其分にて指置候事は、行々は不成事に候間、其上にては急度申付候はでは不成事に候間、左様に可被心得候。か様に三人の者に申付上は、以來は評定所へも三

人共に罷出可申候。此上に三人身構仕候はゞ、急度可申付候條、左樣に可被心得候。

右の品、御口上にて、被仰聞同時に、

香庵抔は浪人と云、我等を賴被居候へば、隨分痛敷人にて候得共、國政の爲に妨と成事候へば、其方とても其分に見遁しに不成候。上樣へ奉對義に候。私の法抔は、縱ば少は見のがしにも可成候。去年江戸よりも、儉約の細成書附、上樣より被仰付にてはなく候。上より儉約を守候樣にと計出申を、御老中面々に、右の書附の如く吟味にて、我々よりか樣になくては、天下の御法たらざると御申、右の通りに候。我等共より能守候はでは不叶事に候とて、我等にさへ御尋被成候。か樣に有之てこそ、能御一門能御家老とは可申と被仰聞。

一、同時に池田五郎兵衛・池田大學・池田三郎左衛門・土倉四郎兵衛・伊木勘解由を御前へ被召出、右の趣被仰聞。家中若き者又は子供の手本に成候樣に嗜み可申旨被仰聞。

二十九、寛文六年七月八日被仰聞

一、池田大學・日置左門を被召出、被仰聞候は、昨日伊賀・猪右衛門如申、兩人は折々罷出、信濃・主稅抔出候時出候て、目見も可仕候。親々へも少の用の時は可申遣候。小姓共不有合候時は、小姓役をも可仕と可存候由被仰聞候。

三十、同年五月御國中不正の小社一萬千百餘被毀 御年譜に見へたり

吉田殿より御證印を御取被成、七十六社に御改正被成、自今以後、於御城御祈禱幷御門の札可被停止候旨、被仰出

三十一、善行有之者御褒美被下 此前書、御年譜に見へたり

寛文六年七月、中川入山老御通に付、牛窓へ被遊御出、其節牛窓の民善行有之者、數多御褒美被下、御歸路於片上も又如此。

一、「牛窓」末廣生安

醫術精に入、亦存年令勤學の旨御感に思召候、彌所の助に成候樣に思召候。其故御扶持十人被下候。自今以後、醫術精出し、學向隨分根に入可相勤。

一、　庄屋　三平
三平父次郎大夫所を能治、三平又其職に不怠學を起す條、御滿悅なり。彌學術根本心を入、無懈怠相勤者なり。

一、　井上與左衛門
勸學・講書、神道の奥義を希旨奇特に候。彌懈怠、牛窓の民俗を善に進ましむべし。社領印に改可與。

一、　安左衛門
所の仕置を助け、すなほに數年相勤、其上志有之由、御滿足に被思召候。彌無懈可相勤。

一、　傳三郎
學問相勤そしりを去、兄其和に感じて祭を仕候由、奇特に被思召候。

一、　治左衛門
遠に非を改て儒に歸し、弟に家を讓り、善に移る事速成由御大悅に被思召候。彌相勤可申候。

一、　清兵衛
數年學に志有、商の仕樣直に人を不欺候由、奇特に被召候

一、　甚右衛門
母を能養ひ、兄弟和睦し、夫婦和して女房能姑に事へ、色々善行有之由、御感に思召候。

一、　六右衛門妻
夫の子なきを悲み、身を捨て夫を思ふ由、御感に思召候。

一、　喜兵衛
人物正直にして無慾に、理非を能辨へ、善行色々有之由、御感思召候。

一、　多左衛門
學術を存入、しうとめ・妻善に引入、能學問に不懈候由、御感に思召候。彌不可怠。

一、　小左衛門妻
氣違し夫を養ふ事、始にたがはず。其裁判すなほ成を御感被思召候。

一、　長左衛門
數年善行色々御感に思召候。彌不怠可相勤。

右寛文六年七月十三日於牛窓被仰出。

寛文六年七月十五日被仰出覺

一、仕置の者、番頭、組頭、組々鐵砲引廻、大小姓頭、同組頭、大小姓、馬廻り内より中小姓に申付、裏判(江戸地共)、公儀使、兒小姓、士弓頭、同組頭、學校奉行、横目、寺社奉行、鷹方奉行、船奉行、鐵砲頭、普請奉行、代官頭、平物成奉行、奏者、勘定奉行、勘定上聞・手廻槍奉行、作事奉行、借米奉行、郡奉行、樋奉行、

銀奉行。　京にて平井安兵衞相組。

右の役人少々でも存寄有之分、親子・兄弟・親類・緣者・知音たり共、無遠慮書上可申候、尤唯今の役人の內にても他の役に仕可然と存候者は書出可申候。縱大役たり共、不身無足の構なく、人柄次第可書上事。

寬文六年七月十六日被仰出。

一、　庄屋　六郎右衞門

久敷儒學を勤、學術の實を探て外に不移、其友も亦其に順ひ、亦公用に心を盡して私なく、片上の仕置をすなほに仕條御感に被思召候。彌無懈怠可相勤、依て時服二つ被下、又賣拂ふ所の田地償ひ取て被下候なり。

一、　右同人妻

父家の富貴を忘れ、夫に順て身を鄙賤に捨て、家業不怠段奇特の至に思召候。銀子一枚被下之。

一、　隼人

神職に心を入、朝夕の參詣不怠、正直を旨とする類、神慮に相叶候。御感に被思召候。依之樂人職に被召仕候。

一、　太郎左衞門

儒學を心に守、理直を旨として勤仕不怠條、御感に思召候。彌以不可懈、依て時服一つ被下なり。

一、　善兵衞

右同斷。

一、　新右衞門

理直を旨として老年に至、公用に不怠條、御感に思召候。又老て無子事不便に思召候。米二俵被下之。

一、　小岸惣右衞門召仕　たけ

母一女にして母老養の志深く、孝の爲に不嫁、仕途に身を捨て、主の事をゆるがせにせず。一飯一衣をも母に分、又其孝近國にあらはる。たけが志御感被成候。亦其よる所なきを千萬不便に思召候。依之母に麥五俵被下、又たけに嫁求よと奉行に被仰付。

一、喧敷民間に有て其風に不染、自立して直を旨とし、公用に心を盡し候條、御感に思召候。時服一つ被下候。

庄屋　甚右衛門

一、老母多年中風を煩候處、常々側を離れず。母も亦衣食湯藥、市兵衛にあらざれば不請、家富といへ共宿病の間漸減す。隣村にあらはれ知る所、奇特の至に思召候。依て烏犀圓幷鳥目二貫匁被下候。

庄屋　市兵衛

右七月十六日、於片上被仰出。

三十二、寛文六年八月十五日の御意

寛文六年八月十五日於御城、老中・番頭・物頭・組頭・諸奉行、被召集御意。

一、最前御國政御自分の義、存寄有之候はゞ、書上候樣に被仰出候處、銘々心懸候故書上御滿足思召候。右の書上へ字も無相違御寫被成候間、何も承可申旨被仰聞被爲入、加藤甚右衛門持出讀之。

右同日

一、當年より權現樣御祭禮、甲冑にて神輿御供可仕旨、土肥飛彈・若原監物兩組共、岸織部・稻川十郎右衛門・八木惣兵衛、被仰付。

三十三、寛文六年八月二十三日申渡覺

數年聖學御尊信に、誠士民感心仕、儒道に趣、佛道を捨候者多、其勢漸盛に有之、上の御趣意を不辨、一向に佛道を放却するを善とす。意得共害可有之樣被思召候。依之老中・番頭・諸役人を御城へ被爲召、左の通御書附、津田重次郎に被命讀之。(諸家深秘錄に見えたり。)

一、權現樣の御意に、神・儒・佛共に御用被成との儀なり。神道は正直にして清淨なるを本とし、儒道は誠にして仁愛成を尊び、佛道は無慾無我にして忍辱慈悲を行とす。三教共に如此ならば、縱ば教は品々有とも、世に害あるべからず。今時神道・儒道は衰微なれば、善惡の見るべきなし。佛道はちにさかんなれ共、坊主たる者、多は有慾有我

にして、けんどん邪見なり。おのれが不律破戒の云はけにには、各我等如きの凡夫は、善行をなす事ならす、欲惡ながら阿彌陀を賴て極樂に生ず。題目をだに唱れば成佛すといふ。是人に惡を敎るなり。自今以後、如斯の邪法を說て、人心をそこなひ、風俗を不可亂事。

一、何と傳へ誤候や、國中佛者共迷惑に及候由、國中に住者は、皆國主一人を賴居候へば、何者によらす、我はごくむべき者なり。惡敷者とても、今迄敎なくて惡きは、我誤りなれば、彼を憎むべからず。今の佛法の敎は、權現樣の御用被成と御意の佛法にはあらず。今のごとくならば必破却可被成候。たとへ本は能共、時に當て害あらば、其害を除かで不叶儀なり。今の佛法のまよひをさとり、神道の正直・儒學の大道に趣むと思ふ者は、心次第たるべし。心術躬行こそ替る者なれば、さもなくて法ばかり替る樣成事は甚惡し。坊主の流浪不仕樣に可申付事。

一、一夫不耕ば、國其飢を受。一婦不織ば、國其寒を受と聞く、比丘・比丘尼の多は、國民を飢寒せしむる本なれば、非を悟り還俗する者は、すぎはひを與ふべき事。

一、出家の中に或は老人、或は病者、或は無才文盲なるは、取分不便の事なり。惣て坊主たる者、邪法をだになさずば、墓守と心得て養おくべき事。付、愚痴の僧、俗を勸めて急に佛法をそしり、神儒に入るゝ事なかれ。おのれを知有て善惡を見知り、邪を捨て正に趣く者をよしとす。此頃は心なき者迄も無理に勸るのよし、甚以無用の事なり。君子は不言にして德を以て人を導と聞、言語を用るはすゑなる事。

一、神道は正直を先として、儒道は誠を本とす。誠なる時は明なり。明なる時は正直なり。我民たらん者は、心に誠をたて、まよひをはらし、正直を失ふ事なかれ。心だに能ば、縱位牌・五輪は佛氏の流たりとも可なり。時節あるべきものなり。心も知らで事のみ儒者の學をなさば、是また名のちがひたる佛者なるべき事。

一、社家、佛者にかはり、奢をなすべからず。不測の神道に、みだりに祈禱をなし、人の財を破るべからざる事。

一、國中山林何れ材木・薪不自由の間、富成町人・百姓、猥に作事すべからず。堂寺を新設建直すべからず。破損せば其儘にて修理を加へ、或はたゝみて小にすべき事。

一、神儒の辨へ有者は各別なり。さもなきものはみだりに寺を捨べからず。今までの寺をかゝへ、坊主を養ひ置べし。縦へ辨へ有とも其上墓所有之においては、今まで遣來る物は可遣、寄を助る事なくば可なり。
一、神儒を尊ぶ者も、誠を先にして事を後にすべし。喪祭の儀は、漸を以おこすべし。心よりすゝまざるものは、佛者の法を用て可なり。人死して魂氣は本より天にあがり、魄體は土に歸す。理の常なり。速にくちなんがまされり然共孝子の情は、親を俄に土に近付るに忍びず。是を以て暫く覆ふ者なり。祭は神道の印二分限在之者は、熨斗に燒鹽をそへ、それも難及者は盤か田作りを、菓子の上に加るとも可なり。祭の膳は其家にして朝夕用る物に念を入るか、或は親の生ていられたらば、如此して振廻べきと思ふ程にして可なり。喪は別を歎くの悲を本として、祭は在が如くの敬を本とすべし。天地の道は易簡なり。事六箇敷ば大道に非らず。人のあとになづまずとも、時所位を知べき者なり。

寛文六年八月二十三日

三十四、寛文六年八月被仰付　御年譜に見へたり。

寛文六年丙午八月、御國中の諸民、佛法を捨儒道に歸し、葬祭に儒禮を用る者共、吉利支丹改の證據無之に付、江戸へ被仰遣、産神の神職に證狀出候樣に被仰付候。

一、佛を捨て、或は隱れ忍て寺へ參り、表よりは神主を置、内所には位牌を置、表むきは神儒の體をなし、誰ぞ問候へば、合點は不參候得共、代官の被仰付、庄屋の申付けにて候故、佛を捨てなどゝ申由、如此にては民に僞を敎るにて候。我等儒を好み、無僞正路に有之候へば、佛道も不苦候。何にても僞り正路ならず、内外有者は惡人にて候。縱只今儒を學候共、佛にかへり度存者は、心次第に寺へも參候樣に可申付事。
一、奉行・代官申付る所、其節は否とも難申、尤と民共可申候故、代官は民共心底より佛を捨候と存儀も有之べく候是又尤の樣に有ながら、人情を察する事おろそか成へつらひ僞をさそひ起すなり。向後能思案仕、諸事可申付事。

年號未詳共、類を以て、先此處に記し置。(御年譜に見へたり)。

一、寛文六年八月、先達何もより指出候御國政存寄書附御披見の後、僉義被仰付被書集、都て二十八箇條、於評定所右の詮議相濟、九月に可然義可被仰出候。

三十五、寛文六年九月十九日被仰出條

寛文六年九月十九日、年寄中・番頭・物頭被爲召、先日御評定所において撰候御仕置の御書付を御讀せ、各存寄候はゞ可申上旨御尋あり。御書付の趣一々御尤の由、何も申上候に付、則被仰出條數。

御郡會所御張紙

一、國中物成の儀、郡中諸事の用米を引殘りて、三つ五歩の年は不成事に候。夫より上在の年は、藏入給所平して、殘分一歩通は、用銀・用米にのけ置可申候。豐年にて郡用を引、三つ九歩の上にのり候はゞ、八歩より上は、有次第用銀に可仕候。今の用銀・用米の不足にては、自然の時御奉公可難成段、第一無心掛と存候事。

一、士共身體不成者、內所にて可仕様なく、訴訟申候はゞ、番頭・物頭は組足輕・知行屋敷共に差上、小身成者は知行屋敷差上在鄉可仕候。在宅の模様により、有人に何人増と積り、艱難にて暮し、擬作にて扶持方計遣、借銀相濟候共、一二三年物成積置、我普請用銀迄手當有之以後可罷出候。組足輕はいつにても明次第可申付事。

一、侍共國にては、衣類木綿紬・田舍絹可着之、羽織・袴も同前。奥島は可爲無用事。

一、士共江戸にては、衣類は、彌可爲如先年事。　一、女出替り二月二十日・八月二十日可申上事。

一、足輕の小頭、十人に一人宛、可申付事。　一、侍共年寄、或は病者成者は、望次第に品により悴名代に可申付事。

一、家中若黨下々、前主し儀は不及申、侍共へ對し不禮不仕候様に、主に堅可申付事。

一、郷々普請の儀、郡奉行見及候上にて、所により三人の普請奉行共見及、相談仕可申付、幷家中鐵砲又は役人無據用有之時は、其奉行へ相斷可任差圖候。惣て鐵砲の者、役人共在々に於て、猥に無之様に頭に堅可申付事。

一、正月砌岡山在々子供、ほうびき・めないち等の遊び、惡習の本に候間、自今已後、可爲停止事。

一、當町問屋／＼へ横目を出し、本の直段聞屆させ可申付。附、北國船屋根木點料積來候時、是又横目を出し裁判可申付事。

一、在々村々所々より、百姓すくなく、田畑分限に過候所へは、岡山へ出候ざるふり呼返し入可申候。但、入候ても村々の爲に不成者は、無益の事に候間、町奉行・郡奉行相談の上可相計なり。自今以後、奉公人の引籠は、主々重々念入、町奉行・郡奉行出合、吟味の上にて百姓も不成、奉公も難成者は、町へ引籠候樣に可申付事。

一、江戸へ侍共召連候下々、其村所の便に不成者にても、其村所にて慥成者にて候はゞ、請に立候樣に奉行共可申付事。　　一、海邊の池洲船、可爲無用事。

一、鷹場に猫飼候事、不苦候事。　　一、在々十村肝煎遣米、二石宛増可遣事。

一、在々へ諸商人、唯今の通堅く留候ては、迷惑仕族も可有之候間、入候はで不叶商人は、奉行心得次第入可申事。

一、在々救米の儀、銀にて成共、又米にて成共、又は銀・米兩樣成共、郡奉行銘々可申付事。

一、郡々年貢皆濟の儀、唯今迄の通、年内皆濟に可申付事。　　一、在々とくいかし樣能仕者穿鑿仕可申事。

一、川口船留當所に、加子一人宛下番に申付置、唯今迄罷出居候賃取、番所に置申間敷事。

一、郡々日傭米百石遣可置候。麥蒔無之所は、麥田を仕、惡田にても立毛不出來の所へ、入土仕、田地の膳ひ可仕事。

一、岡山水拔。三人の普請奉行共、常々見及可申付事。付橋の儀は、普請奉行見及、樋奉行と相談可仕事。

一、葬の儀、自今以後、土葬に可仕候。付、百姓死候時、棺の儀自分調候儀難成者は、村中或は一町の內として可相助事。　　一、百姓・町人共、吉事・凶事五人組として相助、善事の褒善、惡事の罪科共に、五人組へ掛け可申事。

一、郡々へ講釋仕候者、一人宛下にて聞立入置可申事。

一、村代官共村々へ打はまり、彌念を入候樣に常々可申付事。

一、家中犬はやり候事、老中申合長じ不申樣に可仕候。五調などの爲に小身者飼候はゞ、其頭へ相斷つなぎ候て飼可申事。　　一、老中知行所の者、家中へ奉公仕樣申候を呼返し候儀、先より斷申候はゞ聞屆、其分に可仕事。

一、末々女持候事、當春申付候如く、互に親兄弟共存、儲成樣を以て可相調候。自分申合可爲停止事。
一、自然の時駈出人每年改の奉行可申付事。　一、番頭預りの鐵砲の者召抱候砌、引廻しの者共に相談可仕事。

以上。

三十六、寛文六午年十日被仰出條々

一、他國へ緣邊の儀、娘をば遣候へ、此方へ呼申儀は無用と最前被仰出候得共、夫にては不自由可有之と思召候間、向後は此方へ呼申儀も御免被成候間、勝手次第に致候樣にと被仰出候。尤、他國より緣組相調候節、此方へ可仰聞候。

寛文六午年十月朔日

一、半田山・はかい山にて、百舌鳥・四十からなど、家中子供落し候事、御免被成候。
一、自今以後、爲借銀の事。唯今迄一度も借り不申、此度の借銀知行高に應じ人馬共持申上にて、借申度存者は、今迄の通借し可申候。并、其者の望次第、先日如申出在鄕可申付候。

寛文六午年十月十五日

一、家中祝言の時儉約可相守候。聟入・舅入振舞兩度の外令停止畢。引出物・諸道具、其外諸事、去々年申出趣專可被相守候。兄弟始大身・小身によらず、諸道具取遣堅令禁止候上は、況他人として樽肴取遣も可爲無用事。
一、家中作事可成程は可致堪忍仕候はで不叶子細於有之は、組外は老中、組付は番頭可任差圖事。
一、國にての衣類、木綿紬・日野田舍絹可着之、羽織・袴も同前の事。但、木綿類たりといふ共、奥島は可爲無用。江戸にての衣類は、去々年如申出可相守事。

右の條々堅固に守、實義に外見存間敷者なり。

寛文六午年十月十五日

被仰出條々

一、御家中振廻の儀、去々年如被仰出、彌堅可被相守事
一、祝言の取かはし、停止と被仰出候上は、萬事の祝儀不及沙汰事。
一、他國へ御供・御使者に被參候刻、土産・餞別堅無用の事。
一、小身の倫、鷹狩の儀御停止なり。其理あらば可被言上事。
一、煩人被見廻候共、相詰の儀は、醫者病人可爲退屈候條、可被遠慮事。
一、香典の儀は不及申、緣者・親類の外は、野邊・寺見廻も無用の事。

右の條々堅固可相守旨、依仰如件。

寛文六年午十月十五日　池田伊賀
日置猪右衛門

三十七、寛文六年惣平し免

一、三つ八步九厘六毛五、内三つ八步御家中へ被遣、内一步通用銀米に可指上置。殘り三つ七步手前へ可納、外に夫米・糠・藁・代米・三つ八步にかけて可納免、引殘りて九厘六毛五郡入用。

三十八、郡々入用目録

一、於在々山林竹木伐あらし、幷、なり物・さゑん取荒し申間敷事。
一、さらし薪其品々、普請奉行。郡奉行被致相談、可任差圖事。
一、御用に付、奉行に申付儀、少も背申間敷候事。
一、在家へ入、權柄いたし、猥敷無作法仕間敷。付、諸勝負仕間敷事。
一、御役人自用として、在所へ參間敷候。不叶儀於有之は、奉行へ相斷可申事。
一、小頭御普請所へ、無懈怠相詰可申候。不叶用所於有之は、奉行へ相斷可任差圖事。

寛文六年午十月十五日（御年譜に見へたり）

一、寛文六年十月、於二の丸内學問所被仰付、士中家子八歳より二十歳に至迄、可令入學旨、被仰付。

一、千九百三十七石、村代官七十七人、帳作廻人共に支配扶持方入用。
一、九百四十一石、郡奉行十二人に被遣預り支配共。
一、三百十石、代官頭三人役知物成預り支配共。
一、千三百九十七石、樋方入用、銀六十九貫八百五十目、代米相庭五十匁にしめ、寛文四より同六年迄平し。
一、百一石、公儀飛脚米入用。
一、七百八十七石、村々庄屋給去年の積。
一、千六百六十石、同造作料被遣米、右同斷。
一、千七百六十九石、郡々御用普請入用。
合八千九百四石。内、三千九百七十八石、惣口米分。四千九百二十六石、平物成の内、但、高免九厘六毛五。

三十九、極月十三日被仰出

一、御城代・番頭中不殘、一年遣の出仕の次第に月番可仕事。并御國駈出人改輕き奉行にては難調思召候間、是亦右の通一年づゝ、番頭御城代肝煎可申旨被仰付。

四十、寛文七年正月十五日被仰出

一、若黨下々、刀長二尺八寸、脇ざし一尺八寸以上停止の旨被仰出。
一、女出替、二月二十八日・八月二十日に可仕旨被仰出。

四十一、覺

一、今度御改の京升にて、當麥より納可申事。
一、京判の一俵は、新升三つと新小升二つと、都合三斗二升を一俵と納可申事。
一、給知高百石に、麥成五石三升京升なり。但、本納の延加る。

卯月二十日

四十二、覺

一、今度改中京判にて、米の取やり、當新米より仕候筈に候。
一、今度改中つき升にて、黑米請取渡し仕間敷候。女扶持方も京升にて可相渡、但つき米にて遣候はゞ、つき米升に

て渡し可申候。

一、今度改り申つき米升は、先年よりの扶持方升に違ひ不申候得ば、若取違黒米を計り可申やと、此度のつき米升に柄付の升にて、取遣候不仕筈に候。

右の通改申に付、古納升・古下用升捨申筈に候。

寛文七年七月朔日　池田伊賀

一、京銀唯今迄借置申分も、利足上り候間、來春より九歩に被成可被下旨申來候。已上。

十一月二十六日　池田伊賀

四十三、覺

一、長屋塀下石垣の儀、雖爲大身野づら石垣に可被致候。但、有來の分其儘指置、重て築候時野づら石垣に可被仕事

一、長屋塀腰板の儀、跡々は結構に候。向後は雖爲大身、何木にても勝手次第、手輕可被致候事。

一、一萬石以下の面々は、縱雖爲番頭、座敷は二間半梁に不可過。但、臺所は三間梁不苦候。有來家を作直し候時、右の間數可用事。

寛文八年申二月日

四十四、覺

一、此以前より被仰出候御制法の通、奢不仕、農業無油斷、身體持立候樣心掛可申事。

一、庄屋百姓共に、自今以後、不應其身に家作不仕。但、道筋・町家・人宿仕候所は各別の事。

一、百姓衣類、前々より如御法度、庄屋妻子は、絹紬木綿、脇百姓布木綿計可着之、此外、襟帶共不可致絹事。

一、庄屋百姓男女衣類、紫色染間敷なり。此外何色共肩(形カ)無染可着事。

一、百姓の食物、常に雜穀を用ゆべし。米猥に不食樣に可仕事。

一、名主、惣百姓男女共、乘物停止の事。

一、勸進・能・すまふ取等の見物類、在郷へ留置まじき事。

一、神事・祭禮・年忌の佛事、或婚禮諸事、不似合禮文に至迄、百姓結構仕間敷事。

右の趣堅相守候樣に、庄屋精に入、常々相改可申付事。違背の者候はゞ、庄屋五人組より、所の奉行・代官へ可申達候。隱置候はゞ、庄屋・五人組曲事可申付事。

申 三月

四十五、覺

一、家作の儀、新屋敷遣し作事仕候か、又は仕候はで不叶儀於有之は、材木共外入用を積、繪圖を以書出し、頭に迄相尋、可任指圖、自今以後、天井張候事、并、柱・立具に至迄、杉・檜・唐紙障子、尤ふち漆塗可爲停止事。

一、刀・脇ざし、自今以後、結構仕間敷事。

一、振廻可爲停止。但、嫁聚又は無據儀於有之は、頭々迄相斷可任指圖。付、祝言道具の儀、并、膳部の定は、頭々より別紙書付の通可相守事。

一、衣類の儀、着物・袴・羽織共に、木綿より上不可着之。但、村代官・忍の者・日野返は可免之候。付、步行・目付・大船頭并村代官・忍の者共に、日野田舍絹の羽織可免事。

一、妻子衣類の事、夫々衣類に可隨。尤鹿子・紅入・縫の類、紫染停止の事。帷子は晒ゆかた染、地布可着之。但、持懸り帷子は、當年來年は可免事。

一、召仕の下人、着物帷子共に、肩紋所付申間敷候。但、持懸りの分は當年中可免事。

一、下女着物、木綿着、帷子は、地布可着之。但、帶・襟・袖口とも絹布・紬共可爲停止事。

一、妻女乘物に乘候事、可爲無用事。

一、嫁どりの時、祝儀取替し、聟舅の外、兄弟を始可爲無用、親子の間は、輕き鹽肴一種不苦事。

一、正月禮儀合たるべし。親子兄弟聟舅の間は不苦候。持參物無用。但、親子の間は格別、其外歳暮・年頭・五節句、其に萬事儀の取替し仕間敷事。

一、土産餞別他人は不及云、兄弟を始一切可爲停止事。

右村代官・忍の者・大船頭・歩行・鷹匠・料理人等堅く可相守、此旨其外末々に至迄、准此趣、分限相應に儉約可仕候。纖細の儀は、其頭々迄相尋、可任指圖者なり。

寛文八年戊申六月朔日

四十六、料理の覺

一、一汁・二菜の內、一色精進物。

一、菜盛合仕間敷事。

一、酒三返、盃事も三獻の內にて仕廻可申事。

一、食後菓子無用の事。

四十七、料理に出し申間敷肴覺

一、鴨の類・青鷺・雲雀・鶉・蚫・鳴・鷄・生鱈・鱒・鯉・鱸・鱘・鮭生。

右の外にても、高直の肴不可出。縱囉候物たりとも、此書付の肴は可爲無用。

四十八、覺

一、自分の衣裳紗・綾・縮緬・羽二重・練縞の類可着之、寢道具も可爲同前事。

一、奥方衣裳、公儀御法を相守可爲儉約。但、一端に付二百目より上不可着之、末々も夫々隨ひ輕く可仕事。

一、膳部の事、他客祝儀は各別、常は二汁・三菜たるべき事。

一、家中侍共より上候肴・菓子等、器物塗物又は鉢抔に入可申候。縱祝儀の時も箱肴無用、其膳臺に据へ可申事。

一、湯治歸、其外暇中他所へ參歸候時、誰々によらず、土産無用の事。

四十九、家中へ申聞覺

一、家作の事此度從公儀被仰出候通、猶以輕可仕候。先年も如申出、成程致堪忍、仕候はで不叶儀は、繪圖を以材木、其外入用共積書出し、頭々迄可相伺可任指圖候。自今以後は、柱・天井板共に杉・檜の節なし可爲無用、床・かまち・立具のふち・さん、漆塗可爲停止、張付は、老中の外可爲無用事。

一、武具の事、分限に過給構仕間敷候、用に立候處計考尤に候。付、馬具の事虎の皮・らつこの鞍覆幷紫押掛けは、老中も無用たるべく候。其外の者共、梨地・金かながひ・惣蒔繪鞍鐙とも持掛りは各別、自今以後、新規に拵候事可爲停止。但、銀紋所は不苦候。半鞍覆、馬氈馱覆共に、虎・らつこは不及申、びろうど・毛織共無用。尤、熊の障泥渡り共無用に候。紫手綱・障泥の緒紅紫色可爲無用事。

一、馬の事、見分に構はず、がんしやう第一可仕、分限に過高直の馬求申間敷事。

一、刀・脇指拵、是又自今以後、結構可爲無用事。

一、金梨地・惣蒔繪・金かながひ鞍鐙共停止の上は不及申、何にても梨子地・金かながひ・惣蒔繪の器物拵候儀、堅可爲無用。但、持懸りは可爲各別事。

一、振廻の事、先年如申出、老中は二汁・三菜、外に肴一種、番頭幷千石以上、一汁・三菜・肴一種、物頭幷五百石已上、一汁・二菜・肴一種たるべし。此外菜の盛合、後段停止、酒何も三返、菓子一種の外不可出之。右の外、小身成者用にて寄合候外、料理出し候事無用の由、去年申付候へ共、緣者・親類無如在者共寄合候時は、一汁・二菜の料理可免之候。右何も定の菜數にても、重き料理仕間敷候。汁或は煮物等へ色々入交候事は、盛合同事に候得ば、無用可申付候へ共、一種計も難成由に候條、自今以後、魚鳥を入合すべからず。何にても一種宛に仕、外精進物の類加へ候事不苦候。幷、物頭已下の小身者共、濃茶不可出之。惣て家中大身小身共に數寄屋停止。然る上は、數寄道具求候事、猶以可爲無用事。

一、祝言の事、唯今迄の法立兼候儀も有之由聞傳候條、遂吟味追て可申出事。

一、祝言の時、祝儀取替候事、大身・小身共に可爲無用候。親子兄弟聟舅は不苦。但、一萬石以上小袖代銀三枚・二枚、九千石より二千石迄二枚・一枚、千九百石より千石迄、三百疋・二百疋・九百石より以下は二百匹・百匹、或は輕き

肴一種たるべし。其外祝儀親子の外歳暮・年頭・五節句織合たるべき事。

一、侍中衣類の事、唯今迄國にて着候通、田舍絹・日野紬・京八丈の類・木綿にても心次第是を着すべし。於江戸も可爲同前事。尤右の類たり共、高直の物不可用之。此外絹布の類可爲停止。羽織・袴も可爲同前。但、江戸に居候者は持懸りの分、當年來春迄可免之事。

一、一萬石已上の妻女着物、上着代百目より上可爲停止、練縞・羽二重・紗・綾より上の絹布不可着之、地紅縫箔鹿の子入高直の染色停止之。九千石より三千石迄の妻、羽二重・練縞・田舍絹・染地色右同前。二千石已下は絹・日野紬類可着之、たとへ持懸りたり共、大・小身共に上には不可着之。同帷子は縫老中の妻女たり共、代銀一枚より上の帷子不可着、縫鹿の子縫箔可爲無用。但、地紅は不苦。其外はくゝし紺屋染たるべし。少づゝの紅入は不苦候。持懸の分類可當年來年迄は可免事。

一、大身の召遣女たり共、日野紬の外上に不可着之。帷子はゆかた染の類可着之。但、茶の間はした以下は、大身の召仕たりとも帶共可爲、木綿帷子は地布可着之。持懸の帷子帶當年中は可免事。

一、歩行の者の類、着物・羽織・袴共木綿紬の上不可着事。

一、家中大・小身共に歩行・若黨着物・羽織・袴共に木綿より上不可着之。付、歩行・若黨常の供使に袴可爲無用事。

一、土産・餞別他人は不及云、兄弟を始、一切可爲無用事。

一、女正月禮可爲織合。但、親子兄弟聟舅の間は不苦候。何にても持參は可爲無用事。

一、喪祭の禮、分限に過重く取行候者候得ば、夫におとらぬ様にと心得候者有之由に候。喪祭は誠を盡所成に、却て外聞を第一と存候様に成候へば、非本意候間可應分限事。

右の條々堅固相守者なり。

寛文八戊申年六月朔日

五十、寛文八戊申年六月朔日被仰出

一、此度中渡制法、當春公方様御直に被仰出、上意を本として申出候間、左樣可被相心得候。唯今迄の樣におろそかに心得、法を背者於有之は、急度可申付候。去々年具に申聞候得共、人により大身・小身共に、縦は振廻等の儀に付ても、色々名を替手くろうして法を破る者間々有之由聞傳候。不合點心得そこなひ背者より大きに不屆成儀被存候。又末々の者心得違も有之由、是は士頭共法を疎に存候故にて候。頭々能心得仕、組の士共に具に切に申聞置候共、心得違は有間敷と存候。畢竟皆々頭々越度と存候。已來は急度心得、侍頭は切に組士を寄讀聞せ、其上にて能合點仕被遣可申候。當春上意を承候へば、唯今の時に當りて奉對上樣へ御奉公は、國中末々迄儉約を堅申付、國中飢寒の者無之樣に仕候程、忠節は無之と存候。然共此段我等一身の志計にては不成事に候。是偏に家中侍共覺悟に依て、奉對上樣御奉公申上候儀は、我等に對し無比類忠節と可存候間、自今以後は何も左樣心得、隨分堅可相勤の事。

五十一、覺

一、毛織の類、鑓のさや袋、刀・脇差柄袋、尾狹共外少づゝの小道具には不苦候。

一、步行若黨帶、日野紬より上無用被仰付候。但、持懸り當年中御免被成候。

一、若黨分は小紋又は紋所不苦候。下々男の分肩なし紋所も無用、無地染可着之候。但、持懸り當年中御免被成候。

一、振廻の時茶請出候事無用被仰付候。　一、溫飩・蕎麥切の類出候時は食無用。

一、酒浸の事、膾同前に候間、鹽物・干物抔取合候事不苦候。

右の通猪右衞門□者へ相尋申者有之ば此旨相心得居候へと被仰出候。御存無之方多可有之候。貴樣より番頭中へ可被仰達候。以上。

寛文八年六月十二日　　池田伊賀

五十二、被相尋に付申聞覺

一、侍中妻女帶の事、唯今迄の通被仰付。召仕の女帶、茶の間より上、紗・綾・綸子・縮緬、其外大紋物の類并金入可爲

停止。尤鹿の子・縫箔可爲無用事。

一、士中妻女、上着羽織着共、御法度の着物無用の事。

一、裏付上下・道服の裏、持懸りかた色茶宇與縞共外絹布の類、當年計は御免、來正月より無用の事。

一、拜領の衣類は、縱御紋無之とても、着用不苦事。

一、孫出生の時、道具又は産着遣候事無用。肴樽代は身體に應じ遣不苦事。

一、御足輕幷御家中歩行若黨帶、紬日野より上可爲無用事。但、持懸り當年中は御免の事。

一、下々着類若黨は小紋紋所不苦。下男の分は無形紋所も無用、無地に染可着事。但、持懸の分當年中御免の事。

一、町人共妻女帶、日野紬丈御免之、妻女は唯今迄の通り何にても不苦、其外も妻女、紗・綾・縮緬・綸子より上仕間敷、尤鹿の子・縫箔・金入の類可爲停止。付、召仕の下女木綿より上は可爲無用事。

一、御家中振廻、他客たり共御定の如くたるべき事。

一、酒三返の上、縱盃抔仕候共、三返の上にて獻合せ候樣に可仕事。

一、びろうど笠袋無用の事。

一、羽二重の裏、縱持懸りにても、裏には附中間敷候。但、當年中は御免の事。

一、寢道具持懸り不苦事。

一、晩の料理を出し、縱夜更候迄罷在候共、夜食出候事無用。

一、御用抔にて晝寄合、切麥蕎・麥切にても出し時、御用障候時は、夕飯出し不苦事。

一、祝儀振廻の時、何にても輕き肴一種は不苦事。以上。

五十三、學則

一、堂に在時は威儀を正して、或は讀書、或は端座、或は何ぞ業あるべし。業なき時は、各房に有べし。徒に在校すべからず。

一、堂に交會の時、縱二人三人たり共、齒列を侵すべからず。凡列亂るゝ事は、少年の人自狹み、みづから高ぶる成べし。朝廷には爵を尊し、賤は貴になぞろふる事を得ず。學には齒を尊び、弋子弟を尊を本とす。

一、校内の人の善惡を見聞して、竊に批判一切有べからず。其人に對して見聞の趣を相規べし。若勢規し難くして、規すべき相談はかげ言をいふべからず。只人を善にして、我も又善ならん事を希ふべし。

一、過を規されて其心悖る事は、是無下に善を好ざるの心なり。學者といふべからず。人を規して其人の不受をとがむは、是亦同じ罪人成べし。

一、人を規す事は己が益を求めんが爲なり。心を一にし慮を專にして、相規し勸むべし。又其事の趣得心せずして空敷諸すべからず。唯其善惡の實を議論して、虚を以相勸むべし。

寛文八年申六月二十二日

五十四、寛文八戊申年六月二十九日被仰出

一、村代官・忍の者、着物木綿紬日野迄御免。羽織は田舍絹迄御免。

一、村山善右衛門、御歩行・小物見・御鷹匠・算用衆・御料理人、入江次郎大夫・有賀覺左衛門・水谷茂兵衛・坊主共、御膳立椀奉行武田與一右衛門・三木庄兵衛、小作事手代・呉服方手代・銀奉行手代・御大工甚之丞・御大工庄右衛門・左冠又兵衛・小船頭・御奥万兩人・御旗小頭・御足輕小頭・御長柄小頭・御飛脚小頭・御掃除小頭村山長左衛門。

右御歩行より是迄は着類紬迄御免被成候事。

一、手代別所治左衛門・手代樋方手代銘々、御番人山奉行・御仲間小頭・御旗の者・御鐵砲の者・鳥見・梶取・杖突・御船手・手代・燒方御細工大兵衛・同加右衛門。

右の類は着物木綿・小紋・紋所御免被成、此外御扶持を被下候。下々は紋所計御免被成人足は紋なしに可仕候事

一、御家中朔日・十五日御出仕、十八組兩度に御禮登城可仕候由、明朝土肥飛彈殿より眞田將監殿迄の御組衆御出し來、朔日よりは池田主稅殿御組より其末迄に御座候。

一、御出仕る登城前に、御年寄中、尤其外へも御寄候事、如何に思召候間、此已後、必々御出仕前、何れへも御寄候事

無用に可仕旨、今朝伊賀殿・猪右衛門殿へ仰候間、何も被仰談、御番頭衆は、朔日・十五日御登城の筈に候。御子供達は共相組。

寛文八年八月十四日　　池田數馬

五十五、火事の節火消下知可申付覺

一、組　伊木長門。池田清八。　一、組　池田主水。土倉淡路。

一、火元へ、右の一組づゝ番手替り、早々罷出、火消裁判何も示合可申付事。

一、池田大學・日置猪右衛門兩人の內、當番一人は可爲登城事。

一、火事出來の時、隣家の者共早々出合消可申候。火消の者參候はゞ引取可申候。

一、橫目頭二人づゝ、下橫目召連、早速火元へ可罷出候事。

一、侍・町人によらず、火本、又は近所へ見廻可申所は、親子・兄弟・聟舅・伯父甥・從弟・小舅の間たるべし。此外はたとへ組子たり共、自分見廻は不及云、下々も不可遣。但、不叶儀於有之は、至當時老中へ相斷可任其意事。付、召連候下々迄、其屋敷門內へ引籠居可申事。

一、火本へ指遣候役人の外、一切罷出間敷候。若火事場不行儀成者、或は道具以下盜族見付候はゞ、押置からめ可捕。尤狼籍人火急の時は老中差計可申付事。

一、前々より申付、町奉行共外火消役人の外、町人罷出申間敷候。付、火事場へ罷出候下々迄申事不仕樣に、主人堅可申付。

一、火事場跡仕舞、町奉行見計ひ可申付事。

右定置所堅固相守者なり。

寛文八戊申年八月十五日

芳烈祠堂記に見えたり。

一、寛文八年申八月二十一日郡々檢見・當年も如例年彌かぶ切に仕、日損所は郡奉行存まゝに免を引下げ可遣旨、御意の由、年寄中より郡奉行へ被申渡。

是當年池掛り天水所は日損多、又井手掛りの分は、例年より各別能所も有之に付、土免を破り、惣檢見に被仰付候はゞ、凡

七八千石も御米出可申候。是以例年より各別能き所の百姓も、縦ば免二歩は民の得に成候處、惣検見に被仰付候得ば、一歩を指上、殘一歩民の得分に成候得ば、末例年より得分御座候。日損に逢候所の者、例年より致迷惑候へば、各別免を下げ候事も不成候。右の能き所より上り候免を、惡所へ打込候はゞ、日損の民十分の救に可成候。當年のごとき甲乙の有之年は、か様に被仰付可然と、郡奉行の内二三人申上るに付、於御前年寄中例の詮義人共に詮義被仰付、御聞召被爲成、御意候は、七八千石の得を以、民の信を破り可申儀にて無之候。如例年彌検見を好候民計、かぶきりの検見に可申付候。毎々より能所は百姓の仕合に候。惡所は存まゝに免を引捨可遣の旨、依仰、右の通被申渡なり。以上。

五十六、覺 去年江戸上野御門主より、天台宗還俗の寺、住僧御据え有度旨御望に依て、共通りに御隨ひ被成候に付、今度老中・寺社奉行・郡奉行へ被申渡如左。

御郡會所御張紙

一、寺領は如前可被遣事。

一、寺領の分、唯今迄自身作來、今度の坊主も共通に望候はゞ、前々のごとく可被申付事。

一、前々寺より年貢地は、縱此度居候坊主望候共、作せ申間敷事。

一、社領・寺領一つに仕取來候共、此度は寺領の分計寺へ付可被遣候事。

一、宮山の分、其儘宮へ御附、社人構に可仕候。但、宮もなく寺計に昔より付來候山林は、寺へ可被遣候事。

右の通、今度金山の末寺入院の節、可被仰付旨、御内意に候間、各可被得共意候。已上。

寛文八申九月二日　日置猪右衛門
池田大學

寺社奉行中　郡奉行中

五十七、寛文八年八月被仰出の控御郡會所留帳の内

一、江戸公儀御普請にて參る外、御供御留守番に參御足輕に御持筒、並に當八月朔日より増扶持、一人宛可被下旨被仰出。

是唯今迄役足輕分は、公儀御普請に參候時、陣普請と申心を以、地扶持にて何方へも參候。此時例に罷成候や、足輕より末のもの迄も、江戸へ御供御留守番罷下候得ば、増扶持被下候に付、足輕共訴訟申に依て、公儀御普請にて罷下は、唯今迄の通、常の御供御留守番に參候者には、増扶持被下可然との御詮義に依てなり。

一、同九月 江戸へ參足輕、道中御やといかしに渡候共、江戸居留候は、御供御留守番並に増扶持可遣候。但、たち歸には出間敷旨、老中・普請奉行・勘定方へ被申渡。

一、同斷 吉利支丹改五人組に掛け、庄屋・年寄共常に持せ改させ、不時に代官上改可仕旨、郡奉行へ被仰出。

是近年代官毎月小百姓迄を改、判形を取申候。其にては年寄・庄屋、代官にはねかけ、下にての改怠り候。代官は又委細には下の儀不存故、如此被仰出、郡奉行共被召出被仰聞候は、五人組の内、幾里支丹有之候はゞ、組合の五人共に同罪に被仰付、其村の庄屋・年寄共曲事可被仰付旨、御直に御意なり。

一、免の儀、上げ下げ幷土免・秋免奉行共、郡切に存寄次第可申付旨、郡奉行中へ被仰出。

是先年國中二歩通り免上り候て、後打續凶年多に付、免を下して可然かと郡奉行へ御尋被遊候處、大方は下候事同心不仕候。又惣じて郡奉行の面々一統と存候故、一人として存寄候事は善にても、得不仕候に付、如斯被仰出。

一、給知惡米は、代官遂吟味、つゝみ米を仕、扨郡奉行改て給人へ相斷納させ申旨、郡奉行へ被申渡。

是其村に出來候米にても、惡敷候へば不納候故、御藏の分は近年より代官遂吟味、其米を包、代官より藏奉行へ封を付、何村の米如斯、故有て當年如此の米に候。御納め可有なり。指紙を遣し納候に付、給所にも當年如此被仰出候なり。

一、當年の旱に付、來春民共の養ひ無御心元思召候。彌唯今より心を付可申付旨、郡奉行へ被仰出。

一、去春郡々へ御貸被成候飢扶持の分、來春へかけ郡奉行見合、或は捨遣し、或は御貸米に仕、或は取立候て、郡々に殘し置、百姓共の爲に可仕旨、老中・郡奉行へ被申渡。

是去年御貸と成候刻、御内證は可被下と被思召候得共、左候ては民の情に不宜事有之に付、御貸と被仰出、然上に唯今如此申渡、百姓共救候樣に郡奉行共人に寄心得あやまり有之に付、如此書附を以、被仰出。如左の。

一、田地は天下の田地にて、四歩六分は天下の通法なり。四分米を以世を渡るは、百姓の正數家業なり。然るに四分

米の外に、毎度救を請ても不改、還て救を貪る如くの心根有之、土地を費し、風俗を傷る者は、倒候を不構救候事無用の事。

一、右の様子にて倒候百姓の跡へ入百姓の儀、先年も如申出、郡奉行共心得肝要に候。少にても最負成者を入候様に有之候はゞ、其百姓は不及言、一類共に彼者を入む爲に、少々咎を申立取潰候と可存候。左候へば、殊の外百姓の情に惡敷候。入百姓の儀は、其奉行共へ手寄有之か、筋目有之者は、縦入候て宜敷子細有之共無用仕、少の負(貧)候共、かけ構無之者を入可申事。

一、農業に怠り候百姓取立ても、其甲斐無之者は、取潰候得と先年も申候得共、其様子唯今迄無之候。自今以後、右主意を能く呑込、急度可申付事。

是唯今迄郡奉行の心得、兎角何の道にも百姓を倒、或は飢人仕候て、君意に不應と存候故、何ら吟味もなく、手前不成百姓には、毎年救を取せ候。然故に業を怠り、救を貪百姓は、却て年々定る救を受、扶持人の様に成行習惡敷、又農業をはげみ年貢をも人に先達納不申、手前をも左のみ迷惑不仕百姓は、何の沙汰もなく成行候様に有之に付、如是被仰渡、老中書附を以被申渡御郡奉行不殘御前へ被召出、御直に被仰聞候は、惡敷仕置は財を上へとられん爲、百姓の倒候を不構取潰候由聞傳候。此心得少も有之候ては、我等本意にたがひ候條、右の書附の趣能得心仕、救て國の爲に惡しく、風俗に害有者を捨置まじとの旨、再三被仰含候なり。

寛文八年申十一月二十四日

五十八、寛文八年十月十五日被仰出

一、湯治又は病人爲養生、令上京罷在候共、近き縁者・親類の外、爲見舞飛脚音信遣申間敷候。付、當國知行所在鄉等へ罷越候共、見廻は不及謂、音信可爲無用事。

一、當年平免如例萬引物引候て、三つ五分六厘三有之、此内三つ五分御家中へ被下、殘る六厘三分[毛カ]は、當年の儀に候

得ば、在々も痛申候間、御救又は御普請等爲被仰付、御退け可被成と思召候。各共心得にて御相組中へも可被申達候。

十一月朔日

五十九、寛文九年被仰出

寛文九年正月八日

一、爲御意、今朝大學殿被仰渡候。近日半田山鹿狩被遊に付、御馬廻り衆親子共、其外二番三番目御目見無之者も罷出候樣に被仰渡候。　一、弓唯今稽古不仕候共、前角少にても射申可罷出衆、唯今致稽古衆。

一、御勢子に御出候衆、其内老人亦は煩候て出候儀不成程の衆。

右御書附御出可被成候。

一、寛文九年己酉六月晦日、儒道を尊び、吉利支丹請に神職を立る下民、祭葬の大略被仰出。此分別に一本とす、故に爰に略す。

一、寛文九年七月、二の丸學問所隘陋成に依て、西中山下の北に學校を改造り、被設聖位爲學校、領高二千石御附被成候。　一、學校出來已後、御組中の次男、望次第出校仕候樣にと御意に御座候。御望の方は拙者共へ可被仰下候。

以上。

寛文九年七月十六日　　津田重次郎
泉八右衛門

六十、寛文九年霜月二日池田主税・日置猪右衛門より觸出し

一、去頃町中盜人御穿鑿の節、請人なし宿借置候所有之樣に相聞候。先年も被仰出儀候間、御鐵砲屋敷、銘々下屋敷の內、又は小身衆長屋、或は江戶留守中家守置候者も、頭々へ申屆、第一吉利支丹宗門の請人、夫々の頭迄相達、其上を以置候樣常々取申含尤に候。町方宿借不申候ても、脇々不沙汰に候へば、御仕置の締り無之候。向後は御穿鑿の節、請人なし宿かし置候段、露顯いたし候はゞ、急度御耳に相立、輕重に依て御法度に仰付旨可有之候間、此旨

御組中幷自分末々迄堅可申付候。已上。

六十一、寛文十庚戌年六月朔日被仰出

一、當暮より三年、三つ成可被下候間、人馬をも過分減じ不申樣に仕、諸事隨分簡略に可仕事。尤小身者、唯今迄被下來の馬扶持可被下候。併、三つ成三年拜領仕、還て勝手作廻難成者は、望次第二つ成二年被下、御役御免借銀の利銀、當年買掛り公儀より御取替被下、二年過候以後、此銀利なしに當年に指上可申候。然上は二年の內人へらし候儀、いか樣共心次第に可仕候。馬扶持の儀、此時は三百石取候者へも相應に可被下候事。

右の通、相組自分共に令相談可書上候。其樣子に隨ひ、追て被仰出候品も可有之候。銘々勝手により好みも可有之候樣に被思召候に付、右の通有增被仰聞候事。

六十二、同十年六月十五日被仰出

一、先日申出候物成の儀、何れも望候通三つ成遣候得ば、我等手前借銀は濟候得共、家中借銀は前々の如くにて、人により增候者も可有之候。然上は、此已後家中借銀濟申手だて無之候。左候得ば、我等借銀濟候ても不快候間、家中一統に借銀濟遣し候。先年も何も用意書出させ候も、我等手前潤澤に候はゞ、不及其儀事に候得共、勝手不如意故、書附見屆、不足の所は何卒心當仕度、又不足も無之者は、奉公と存候は申付たる事に候。惣借銀濟、其上に銘々用銀貯有之樣に申付置候はゞ、御陣普請等有之候共、右貯銀を以、勤させ申度願ひに候、其段別紙書附の通候間先面々書出し可申、其上にて又遂吟味可申出事。

別紙

一、借銀は外に仕、二つ成にて兩年勝手作廻可仕と存候者は、其儀計書出可申候。委細不及書附事。

一、二つ成にては借銀樣無之候得共、作廻成間敷と存候者は、作廻不成樣子、具に書出し可申事。

一、右二つ成にて、人馬減不申ては成間敷間、銘々手前に持詰候人數、或は捨扶持、又は出入奉公人へらし候人數、書出可申事。

一、馬扶持の儀、只今迄の如く可被下候。但、在鄕へ遣し可置と存候者には、半分可被下候事。

一、借銀買掛り銀高有姿に書出可申事。

一、二つ成の時は役御免の事。

六十三、寛文十庚戌七月朔日被仰出老中中渡覺

一、今度簡略中、大小身共に手前不成棠は、つよく艱難仕候はでは成間敷候。振廻・衣裝等其外諸事勝手方、儉約の儀被仰出候に不及事に候。何も共通可被相心得事。

一、當年より三年の內、三つ成の上を被指上候事に候間、人馬所持被仕候事、銘々勢次第たるべく候。召仕候者の切米、知行物成の減は、相對次第たるべく候。但、當年は春給遣し候事に候間、暮給計高に應じ引可遣事。

一、若黨・小者銘々勝手次第、出入奉公人捨扶持等に成共可被仕候。馬も在々へ預度申者可爲勝手次第、當々馬扶持被下候者の內、在鄕へ遣置候はゞ、定る馬扶持半分可被下候事。

一、下々も切米減候ては堪忍不成由申、主人も常のごとく遣候ては抱がたく存者は、扶持をはなし置替候事勝手次第可仕候。此節の儀に候間、下々男女共隨分堪忍奉公可仕候。主人捨扶持遣候事も不成候て、暇遣の男は八月朔日迄の內、女は例年の如く八月二十日に出し候て、其頭々へ書附出可被申候。在々は郡奉行、町は町奉行、吟味の上を以て、無據飢に及候者には、來二月迄は米扶持程可被下候事。

一、不遁外人・役介人年々の遣米、合力簡略中は分に隨ひ減可申事。

一、簡略中他國へ祝儀取替し、勤の音信飛脚可爲無用、不叶儀於有之は、飛脚計遣し可被申事。

一、御用人公用にて寄合、早速仕廻がたく存候はゞ評定所又會所へ寄合可被申候。御臺所より料理出候樣に兼て可申付置事。

六十四、寛文十年庚戌七月朔日被仰出

一、當暮より三つ八分の免にして、三つ成の上分二割六分六厘のへりなり。一斗二升六合六勺引なり。此通にて候

間、暮支配殘高にて割六分六厘引遣し申筈に候。

六十五、覺

一、御支配取の分、手代被下人共に末々迄、一割引。但、戌の暮より四年目丑の春借迄。

一、御役料も一割引。郡奉行四十石米共。但、亥の年より丑の年まで。

一、當年江戸より罷歸候者、四分貸米は、當暮より三年に返上可仕事。

一、御馬廻り衆、御用に出候者共、御役式日の內は役を引遣、外は立申間敷事。

一、京銀三年の內勝手次第、利銀計にても可出事。

一、定夫渡り申者には、人代として、米十俵づゝ可被下候事。

一、逼塞者在鄉共に、民部・彦左衛門、年々改次第書上、不足物成の分、年々判延可申事。

一、退知仕り置候者、右同斷。

一、常に馬扶持被下候者、馬在鄉に預け置候はゞ、半分可被下事。以上。

六十六、寛文十年被仰出

一、家中より上る役米を以、大役百人召抱、殘る八百五十石の米は、郡々日用米に割符仕、相渡候様にと、老中・勘定奉行へ被申渡。

是家中より指上る役米千六百石の內、七百五十石大役百人召抱候給扶持に引當て、八百五十石は在々御救の爲にも可成との僉儀に依て、如此被仰出なり。

一、支配取の者の分、每年定夏借にて、支配高半分に成候程、自今以後、夏がし被仰付旨被仰出。

六十七、諸奉行・諸役人へ被下御教書及條判書

寛文十一年諸奉行・諸役人、唯今迄誓紙被仰付候へ共、思召子細有之に依て、役儀の勤用御教書幷老中條判書、左の役人へ於西丸被下也。但、御教書は役人御前へ被召出、其品御直の御意の上、則於御前、老中に渡の條判書は、老中令判形御次にて被渡なり。

御教書

裏判

一、先心を正して、義を明にするを本として、其職を可相勤事。

一、寛弘にして人の言を許容し、權高に無之、末々物申よき樣に可相心得事。

一、財寶の出入義を專として、萬無滯樣可相勤事。

亥三月四日

勘定奉行

一、先心を正して、義を明にするを本として、其職を可相勤事。

一、財寶の出入義を專として聚斂を事とすべからざる事。

町奉行

一、先心を正して義を明にするを本として其職を可相勤事。

一、町中の風俗善に移候樣に、常々心を可盡事。

郡奉行

一、先心を正して義を明にするを本として其職を可相勤事。

一、下民住宅に安居して家職に不怠樣に、心を可盡事。

一、郡中の風俗善移候樣に、常々心に不可怠事。

條判書

御城代

一、御城代は要害の本に候得ば、心行を始として、諸事心得可有之事。

一、御國中の士民は誰によらず上より御隔無之候得共此職に當ては、妄りに人を不可被懷、尤大身と云ども諂は不及申事。

一、御城廻り破損の修覆、武具の吟味可被入念事。

一、御內證方、不作法に無之樣に心を付、正しく可被相勤、存寄の事は、無遠慮可被相伺事。

一、所々の番所に心を付、番人を吟味可被仕。付、本丸曲輪の內へ、他國もの不立入樣に可被申付事。

亥三月十四日

池田主稅　判
日置猪右衛門　同
池田大學　同

片山勘左衛門殿
青木善左衛門殿　（右一通づゝ被
小塚段兵衛殿　相渡。（朱書））
山川十郎左衛門殿

寺社奉行

一、寺社は、其道に不懈、其法を相勤、無油斷樣に可被申付、若面々の勤に怠もの有之候はゞ、可被遂吟味事

一、神職・出家はきりしたんの證人にて候。若宗旨不慥もの於有之は、請判不出、早々奉行所へ申出候樣堅可被申付事。

月日　　當て　　三名判　以下略之。(朱書)

御鷹方

一、御鷹匠・鳥見・餌差・犬引等、在々において理不盡作法無之、田畠不荒、女色不儀、無之樣に堅可被申付候。

一、御狩場の御法、猥に無之樣に可申付、若相背輩於有之は、可被爲言上事。

右同斷

御町奉行

一、きりしたん改、其外公儀御法度は不及申、年々被仰出候御國法、堅相守候樣に、町中へ常々可被申付事。

一、町中諸事正路に被致沙汰、猥に人を信じ、事をまかせ、上下遠く權高く無之樣に可被相心得事。

一、町方は、貴賤諸方に對する事に候得ば、町に利有之事、他の障に不成樣に了簡可仕事。

一、町惣年寄の儀は不及言、一町の日代年寄に至迄、直成ものを撰可被申付、末々の儀迄承屆、徒に暮し候ものをば遂吟味、家職に怠て不及困窮樣に、可被相心得事。

右同斷

御郡奉行

一、きりしたん改、其外公儀御法度の儀は不及申、年々被仰出候御國法、堅相守候樣に、郡中へ常々可被申事

一、郡中諸事正路に被致沙汰、猥に人を信じ、事をまかせ、上下遠く權高く無之樣、可被相心得事。

一、十村肝煎の儀は不及言、一村の庄屋年寄に至迄、能遂吟味、直成ものに可被申付、末々の儀迄承屆、民耕作に怠て不及困窮樣に可被相心得事。

一、在々御普請所の儀、御普請奉行と令相談、其所を見及、其品老中迄可被申達候事。

右同斷

御勘定上聞

一、御勘定の節、親疎によらず、正路に被致沙汰候事。

一、算用違書過有之共、私曲無之段分明に候はゞ、御勘

定に相立可被申候。其外心得がたき儀は、老中へ可被相達事。

右同斷

御普請奉行

一、御普請所心に被入、見計宜可申付事。

一、役割等正路に可被申付事。

一、在々御普請所、郡奉行中申談、其所を見及、其品老中迄可申達事。

一、御足輕大役人正路にして、勤に不怠、不作法に無之樣可申渡事。

一、小頭手代の善惡被遂吟味、能相勤るものは、老中迄可被申達、不宜のものは、其頭々へ可被申屆事。

右同斷

在々御普請奉行

一、御普請所の儀、正路に被致沙汰、心に入可被相勤事

一、御役人着到、日々念入可被申事。

一、御普請奉行中・郡奉行中、好候通を被致相談、後々迄を考可被申付事。

一、小頭手代、幷役人の善惡、有姿に御普請奉行中迄可被申達事。

一、御役人在々にて、女色・不作法無之樣に堅可被申付候。幷竹木・菜園・一切のなり物等をあらし、其外諸事に付、百姓共迷惑不仕樣に、常々能示し可被申事。

右同斷

御作事奉行

一、御作事方は、日々職人・町人に參會の儀に候得ば、利を以惑すもの多可有之候間、其心得肝要に候事。

一、職人の上・中・下を委細に遂吟味、正路に可申付、人のとりなしと、さゝへにて、細工人の高下を亂り、買物の品を不昧樣に可被仕事。

一、下奉行・手代、其外、手代のものゝ善惡をよく被存、利に不昧樣に可被申付事。

同斷

御船作事奉行

一、御作事奉行同斷。但、末に加る一條左のごとし。

一、御用にて大坂に被上候節、遊山見物不作法無之樣、下々迄示し可被申事。

同斷

御樋奉行

一、御作事奉行同斷。但、末に加る一箇條左のごとし。

一、樋方の御用に被相調御材木、方々より參る直段、大坂相場聞合、年々直段相改可被申事。

同斷

竹木御奉行

一、預り被申御山・藪能見及、伐不荒樣に可被申付事。

一、御藪役人召仕候段、并高瀬舟の儀、諸事正路に可被相勤事。

同斷

竹切御奉行

一、預り被申御藪能見及、伐不荒樣に念を入、伐遣可被申事。

一、於在々下々、女色・不作法、或は竹木・菜園・一切のなり物等を不取荒、百姓御用の外不召仕候樣、堅可被申付事。

同斷

大坂詰

一、御公儀むきの儀、無油斷聞合、又は他の御家宜き御仕置、御當家善惡の取さた、心がけ聞出し候はゞ、可被致相談候はゞ、無遠慮存寄可被申事。

一、御屋敷の内、きりしたん改可被入念。付御屋鋪へ行殘成もの出入不仕樣、堅可被申付候。尤火用心、末々迄無油斷樣可被申渡候事。

右同斷

大坂御米拂

一、大坂御拂米相場以下念を入、中仕のものども手前、尤可被遂吟味。

一、御米の外、預り米被仕まじき事。

一、遊山・見物・女色・不作法無之樣、下々迄堅可被申付事。

右同斷

公儀使

一、御公儀むきの儀、無油斷聞召、又は他の御家宜き御仕置、御當家の善惡取ざた、心がけ聞出し候はゞ、可被爲言上事。

一、江戸御留守居役は、他家の衆中參會の儀候得ば、諸事愼可被相勤事。

一、公儀へ對し御奉公に可成儀、聞出し被申候はゞ、可被爲言上事。

右同斷

右の書附被相渡以後、老中口上に被申渡候は、唯今まで誓紙有之面々は、誓紙を消可被申候。役替或は役儀御捨免の節は、右の御敎書・條數書返上可仕と云々。

六十八、寛文十一年三月被仰出　家譜にて考に、寛文十一年なるべし、諸職交代にて考も同じ。

三月二十三日、江戸御參勤の道中、於三州御油、御小姓頭伊木賴母・うら判薄田藤十郎・御兒小姓頭菅彌四郎・御弓組與頭吉田齊・御祐筆頭加藤甚右衛門・御奏者喜多島忠右衛門・大原源左衛門・御步行頭小幡源六・立野八郎兵衛・御手廻鈴木行山中市左衛門・大小姓組頭岡村權兵衛、御前へ被召之、御直に御意被成候は、

江戸にて可被仰聞候得共、被思召出候間、被仰聞候。惣て我人旅にては、何事も不苦候などゝ存候て不禮多候。尤旅にては、少の儀は不苦事に候得共、左樣に心得候ものは、軍陣にては、猶以不禮不形義不苦と心得替可有候。それは下々庶人體の心行に候。士の上には有之まじき事に候。併軍陣などにて物見に被遣候もの、敵の樣子を大將に早く申聞度と存事は、馬上より申上候儀、是樣の事は各別たるべし。是を惡く心得候ものは、軍門に禮なしなどゝ存候事、大に心得違にて候。惣て道中にて御乘物より出入の時、人により馬よりおりかね候樣、相見候儀も有之かと思召候。此席へ召出すもの共、左樣には有之間敷候へ共末々は人により合點不仕ものも可有之候間、何も其心得を以可申聞旨、御意に候。於江戸御客衆へ、隨分慇懃に仕不禮無之樣可仕候。彌四郎は兒小姓共へ能申聞、不禮不作法無之樣可相嗜候。權兵衛儀は、於江戸取次可被仰付と思召候に付、是へ被召出被仰聞の旨、御意なり。

六十九、寛文十一辛亥年七月十五日被仰出簡略中覺

一、家作の事可成程は致堪忍、仕候はで不叶儀は、村木其外入用の積り書出し、頭々可受指圖、柱天井板共に杉檜の節なし可爲無用事。附、千石已下、床がまち・立具ふちさん漆塗停止之。但、ふすま・障子・屛風のふちは、不苦事。

一、武具の事分限に過、結構仕間敷候。用に立候ところ計考尤に候。馬具虎・らつこ鞍覆、年寄中も可爲無用、其外の者共金梨地金かながい・惣蒔繪の鞍鐙持掛りは格別、自今以後、新規に拵候事可爲停止、紋所は不苦、半鞍覆・馬氈駄覆共、虎・らつこ無用の事。附、熊泥障渡り共、紫手綱・泥障の緒紫色停止の事。

一、馬の事見分に無構、五調第一に可仕事。　一、金梨地・金かながひ・惣蒔繪の器物、拵候事堅無用。持懸りは可爲格別事。

一、侍共、衣類・羽織・裏附上下共に、年寄中を初可爲、木綿・紙子・老尻子不苦、江戸にては羽二重已下の紬可着事。

一、士共妻子着類、田舍絹・木綿可着之、大小身共に堅儉約可相守、帷子は可爲紺屋染事。

一、葬道具持懸り不苦事。

一、振廻堅停止之。但、緣者・親類・知音、寄合の時、輕き出來合出候事不苦。年寄中は一汁・三菜、外肴一種、番頭幷千石以上一汁二菜・肴一種、物頭幷五百石以上は一汁・二菜。右定の菜數の內、一種可爲精進。此外小身は一汁・一菜、惣て菜に盛合後段停止之。酒何も三返、菓子は一種の外不可出之。汁・羹物等に魚鳥不可入合、何にても一種づゝ仕、精進物の類かへ候事不苦、併物頭已下小身者共濃茶不可出事。付、祝儀の盃事三返の外可免之、取肴一種不苦事。

一、祝言の時、祝儀取替しの事、大小身共可爲無用、親子・兄弟・聟舅は不苦。但、一萬石已上は小袖代三枚二枚、九千石より二千石迄は二枚一枚、千九百石より千石迄は三百疋二百疋、九百石已下祝儀取かはし、親子の外歲暮・年頭・五節句共、可爲繼合事

一、家中祝言道具拵、萬入用別紙書出す通、堅可相守之、儉約に可仕事。

一、孫出生の時、道具又は産着遣事無用。肴樽代は身代相應の物遣候儀不苦事。

一、女正月禮可爲繼合。但、親子・兄弟・聟舅の間は輕き持參可爲心次第事。

一、他國の祝儀取替し、勤に音物可爲無用。不叶儀於有之飛脚計可遣事。

一、足輕幷家中徒・若黨、帶、日野絹・紬より上停止之。尤槍持以下は可爲木綿事。

一、大小身召遣の女、上着木綿可着之。帷子はゆかた染の類、帶は田舍絹たるべし。茶の間はしたは、帶共に木綿、帷子は地布可着事。

一、喪祭の禮、不過分限樣に輕く可執行事。 以 上。

一、寛文十二年壬子六月十一日、御年六十四歲御願の通御隱居被仰出、御家督無相違侍從樣へ被仰付。

七十、諸子を被爲召被仰出條

於御書院椽際、池田信濃・池田藤右衛門・小堀彥左衛門・南部半左衛門・田中九兵衛・能勢少右衛門・杉山五左衛門・土倉登之介・森半左衛門・渡邊友之介・菅小左衛門・加藤甚右衛門・日置久馬之介・中村久兵衛・寺澤藤左衛門・水野作右衛門・大野十兵衛・淵本久五左衛門・久保田市大夫を被爲召、被仰渡候、

一、諸役人面々和睦仕、諸事不可有間斷、惣て横目役は雖聞諸役人の過、惡心不可有、訴申儀、竊に其人に對し令告知之、相互に申談可改覺悟、或は依心得誤、却て不忠たるの族可有之、別て相役の內忠義を存者、不狹我心可令勤

仕者なり。

其外委細親切の御條々有之、其大略、幷、江戸長屋寄合の料理の御法式。

一、江戸於御長屋振廻御停止の上は、行がゝり出來合も互に出し申間敷候。然共心安き者共、夜の寄合咄候時は、吸物の外茶二つ、内一種は鹽辛か醬（マヽ）の類、或は精進物可出之事。

一、溫飩・切麥・蕎麥切抔出候時は、吸物の外に、是亦鹽辛・醬の類、或は精進物一種可出候 此時は食出し申間敷事。勿論酒は三返の外堅無用。

一、番頭已下、濃茶幷食後の菓子、出し申間敷事。

右の趣堅可被相守候。か樣に被仰出候儀は、人々勝手の爲に候。然る上は寄合の儀、急度停止可被仰付候へ共、左候ては、何も氣詰り、迷惑可仕と思召、如此被仰出上は、銘々能心得仕、假初にも以外義勸用の寄合堅可爲無用、常々も心安く申談候者は不苦、若此旨承引無之輩有之ば、可爲越度旨被仰出者なり。

七十一、江戸御居間へ御近習の者被召出、御直に被仰聞御口上覺

一、參勤の刻申聞候趣、失念仕間敷候。然共程過候へば、或は怠り又心得違も可有之と存、唯今又委申聞候。又是へ召出候者は、取分爲を大事と可存者なれば、面々の役儀少も不怠樣に嗜み可申事、第一忠節たるべき事。

一、何れの役も同前といへ共、南部半左衞門・山内權左衞門如く、內證の義申付者、主の爲を大事と思ひ、忠を可盡と存者は、少の義にても損なき樣にと存候故、惡敷心得候へば、聚斂の臣と成者なり。少の利を爲として、末々は迷惑仕事古今多し。下々迷惑と云に可有心得、理屈を以言時は、末の痛に左のみ不成事にも、可利爲になす事は、少にても迷惑に存る者なり。又過分に費之所を能考、仕直する事は下少々痛事にても、却て尤と云者なり。少の利可得とて主名出る者なり。此事は上には無御存我等共の仕事と云とも、主か樣に好み候故と、諸人存者なり。右の如く人は爲を第一に存、精を出す故に、費を能考爲と成事も數多有なり。然共諸人は其能事を不言、過のみ云立る者なり。又已が爲を專一にして身構なる者、諸人に不被化樣に分別をなし、主の爲に可成義を存出すといふとも、其事を不爲、萬に無精成者なり。此者は大きに不忠人なり。惣て我等人のあやまつ根を考に、慢心に始れり。如何となれば、已が爲と云事皆能と思ひ、他に向ふ事なく、適々尋といへ共、已が心にしたがふ者

に向ふ外なきが故に、善惡とも申聞者あれば、我職にも無之、いらざる指圖と思ひ、或は詞に出し、又は面にあらはるゝ故に、以來善事ありても不告、却て誹るものなり。惣て相役に限らず、皆の者共主人の爲を思ひ候はゞ、我意を不立樣に隨分嗜み、萬事可申合候。如是ならば何も和すべし。和すれば家は齊ふる事無疑。慢心有ては無可和、此旨を堅可存事。

一、横目役は大事なり。横目の本意は主人の義を初として、横邪の行有を見聞して申役なり。左樣に心得末々の義に不限、面々役仕樣共に可承候。先主人の義を專に可申聞、次に諸役人の義承り、誤り有ば其者に可申聞。面々にも慢心無之樣嗜み、眞實に爲を第一と存者は、此方より必可尋候間、横目も無遠慮其役義の事申聞なり。

一、忠節といふ事、人每に云事なれ共、忠の義委く知る者稀なり。忠は己を盡すと云。是までも皆知れり。然共、已が不足を覺るより、忠生ずる事を不知。此故謙を體に不爲故に、其忠皆慢心となり、却て不忠と成る。心を盡したる共忠、無に爲す事なげかしき事なり。世俗に云、忠が不忠に成と云は、此謙を體にせざる故なり。謙はへり下り慢心無之なり。

一、惣侍中へも此儀は可申聞候。銘々身の上は不及申、朋友の間にても、又は下々にても、少しにてもかふき者有之ば、其頭は不及申、互に申合、急度直させ可申事。并家中下々惡事をなす共、江戸にては、兎角何事も沙汰の無之が能とまで、人々可存候へ共、成敗可仕程の儀も見遁しに可仕と存候。左樣にては下々の風俗惡敷可成候間、自今以後、罪の品を申聞、成敗も可仕事。

一、此度年寄共、供不仕候間、末々の儀、或は細成義、若は疑事可有と存候間、何事によらず相談仕可申聞、此上にも老中あらずとて、遠慮仕候はゞ、右申聞する身構たるべき事。

右は、信濃・小堀彥左衞門・草加兵部・尾關源次郎・南部半左衞門・山內權左衞門・市川太兵衞・横井彌兵衞・能勢少右衞門・水野三郎兵衞を被召出、被仰聞。此時水野宇右衞門、侍從樣より御使者に參居申候故、侍從樣へも此寫被遣、御國にても何もへ被仰聞、可然由、宇右衞門へ被仰含。

七十二、覺

一、郡々日用普請仕度所、人々存寄可申候事、年內に用意仕置、正月より早々取掛候樣に可仕事。

一、横役なしに成候て、小百姓は悅候得共、庄屋共手前不成、迷惑仕候由に候。庄屋をいやがり候ては、萬事無情に

候はん間、庄屋田地といふものを遣し可然候。或は上田をつぶし屋敷に仕候や、或は田中の屋敷抔山へ上り候て不[illegible]をば、自然に申付、古地の障に不成新田、か樣の所を見立、右の庄屋田地に可仕候。此外奉行存[illegible]詮議可仕事。

一、米納町人共、百姓手前より請取、藏へ入候事、藏入給所共より有之由、いづれにも手くろう可有之候。[illegible]仕法度に仕候て、さはる事無之候はゞ、停止に可仕事。

一、留山の儀、百姓自分に持候所、留山に成候所候や、藏入の時は不留山給所に出候て留候所在候や、所によりはづかの山牛馬飼所・下木所留候ては、百姓の作をさまたげ申候間、吟味可仕候。又何れに名を付候て成共、林し候て能所も可有之候。郡に随分山を林し候樣に仕度候。山嶺より松たねを植候は能と申候。牛馬飼候所留候はゞ、百姓迷惑いたすべき事。　一、古地のさはりに不成新田所、随分見立可申事。

一、男出替り分の法よく候や、詮議可仕事。男は二月二日。女は八月。　一、五里付の事并銀・米・雜穀物・しちの利足、詮議可仕事

一、空地の有之所うるしの實うへさせ可申事。　一、米種の品々畠物に至まで地にあひ候と不合能々考させ可申事

一、去春申出す法令に付候て、暇遣候百姓・下人、飢饉の年は、餒人と可成者、或は年每公儀役介に可成者は、吟味をとげ、則主人の家内にて、夫婦あはせ、子持候はゞ、庭子にそだて候樣のはからひ可有之候。又いとま遣しても、左樣の者はすくひ米を不遣候て、百姓奉公人に仕候樣の仕樣可有之事。

一、朔日・十五日惣出仕、早朝は老中迷惑可仕候間、五つ時分登城可仕候。

一、一季居の奉公人・若黨已下男女共に、郡村請人書出、郡切に帳作、郡奉行・町奉行可相渡候。他國は請人御領内に可有之候間、其樣子可書候。

一、役米御藏へ納候間、役人有人に書出可申候。役人知行高により、或は出人五分六分半の分は、重て人役に被仰付候時、右の如くの半に可人出と存候者は、有人に書出し可申候。日用にて可勤は、無足人に書出可申候。

一、組中より申上度事は、組頭を以可申上候。餘人を賴申間敷事。　一、馬、三百石より上は、無懈怠嗜可申候事。

一、借銀高百石より五百目宛可被仰付候。其内面々心次第可申上候。但右の銀被仰付上は、逼塞致候事は成間敷候。

借銀無之者は中間敷事。

一、以來は御小姓、又は諸奉行にも、可被仰付とて、御尋可被成候間、不斷心を附、其人を撰置可申事。

一、組中の內、以來六七人も御引拔可被成と思召候、被仰付候間、可奉得其意事。

以上五箇條

七十三、覺

一、當免三つ五分御定、御家中へ被遣候旨、從江戶被仰下候。就夫、大唐米大分有之候間、高百石に三石づゝ相渡、大阪へ登せ拂候て、銀子にて割符可仕候。左樣に可被仰觸候。但、米にて受取申度方は、小堀彥右迄、早々被仰入尤に候。六日には上方へ登せ候。以上。

十二月十一日

日置猪右衞門

池田伊賀

一、六月朔日於御城被仰渡、去年從公儀被仰出候御法書、於江戶御一門中・御老中を始、別て御愼、萬事儉約にと、年々御自分にも被仰出候。御法彌可相守、右公儀御法書に應じ、御自分にも御法書御出し被成候事も可有之候。

一、御家中祝言幷振廻手くろう有之樣に被聞召候。最前被仰出候通、向後無聞違可相守者なり。右手くろう有之儀、一菜の內或は煮物の脇に燒物抔置合候事にて候。年寄共より堅可申渡の由御意なり。

一、當御神事流鏑馬被仰付候條、可成者組頭中より書上可申候。先年故(もと)勤候者は、肩に其通書付上可申候。以上。

一、六月十五日於御城被仰渡。御家中不似合不作法者有之由被聞召候。達御聞候程の事に候間、番頭・組頭可存候。此度御吟味可被仰付候得共、不圖心得違も可有之候間、此度一應は御用捨被成候。番頭・組頭異見を承恥悔、以來嗜み可申候。此度不作法の內、若又重て左樣も候はゞ、無御尋とも可申上旨被仰渡候。

御郡會所古留帳の內、私按寬文九年なるべし。

一、四月朔日於御居間、伊木長門・池田主水・池田大學・土倉淡路・日置猪右衞門・池田隼人、幷老中の息伊木勘解由・

土倉四郎兵衛・日置左門へ、被仰聞御意は、

江戸御靜謐、公方樣御機嫌能の旨目出度儀に候。我等氣色も去年歸國の時分よりは、過半克罷成致參勤候、何も滿足に可被存候。度々申聞候通、吉利支丹改の儀、彌以無油斷可被申付候。且亦御公儀の御法式は不及云、自分に申出す法式、彌堅固に可被相守候。就中去年被仰出候儉約の儀、彌以不懈可被相守候。何もは諸人の目當とする處に候得ば、皆違懈り被申候ては、末々迄法式の亂るゝ本に候。末々亦も不成筈に候。留守の中も少の間に候。追付伊豫守御暇被下罷上るにて可有之候間、相待可被申候。何も若きもの共、我等所望の事に候。道學は誰人不志候ては不叶儀に候得共、外よりは强て進み難成事に候。文學の儀は、一藝に候得ば、不難成事に候間、年寄候ものは心次第、若きものは急度精を出し、相勵可申旨、御直に被仰聞、其後池田主稅に命じて、右の若き衆へ被仰は、自今若きもの共、學校へ節々參可然の旨、御意被成候也。

吉備溫故秘錄卷之九十八（法令下）終

吉備温故秘録

（詠草）

吉備温故秘錄卷之九十九（原本卷數卷之十五）

大澤惟貞輯錄

詠草（曹源公御詠歌）目錄

吉備温故秘錄卷之九十九（詠草）目錄終

吉備温故秘錄 巻之九十九（原本巻数巻之十五）

大澤惟貞輯錄

曹源公御詠歌

岡山への歌紀行

明暦三、神無月初の比、大樹仰事給る、今より羽林と替へしめし、國に歸やらで、おほくかづけ物たぶ、誠に袖に包し嬉しさも身にあまりぬ。同月初の十日なん首途歩、神無月時雨ふり、おくならの葉の散らみぢ葉のにしききてなど思へば、また知らぬ道の山さかなり、川かさなりて雲をしのぎ、霜をわけつゝ、しばらく前途はるかなるにすゝまじ、かれといひ、是といひ、一方ならぬ別ならんほど心ぼそく、折しもいとふ時雨のふりければ、

かきくらし涙と共に旅衣立出るそらに降るしぐれ哉

十一日相州小田原にやどりぬ。古鄕にて聞きなれぬあら磯波の音すさまじく、終夜おきあかして、

聞なれぬあら磯波の音たちて旅ねの床に夢も結ばず

十二日箱根を越える比、雨はげしく降る。雲路をうづみ、行かたおぼろげにて、たどりけるに、木々の紅葉散す、あとの山々は、懸るしら雲、霜の色にひとしくしらみあへるけしき、うつす繪にもかくはあらじと覺て、

玉連はこねの山のうつろひて霜にいろそふ峯のしら雲

峠にのぼりて、是やつばさもなくて、飛鳥とともに雲路にかよひぬ心ちして、

けふこそは雲ゆく鳥と諸ともにくもまにわけてかよふ箱根路

暮かかるころ、峯々谷々に雲の入るけしき、筆にも及ばじと見ゆ。

筆にしも繪やは寫さじ白雲の夕入山の冬のけしきを

十三日三嶋を出て、しづ機山を見れば、白雲むら〳〵掛る、見所なれば、

白妙の雲のころもや織りぬらん名にしおふこそしづはたの山

富士の根にかゝりて過行に、隅もなく霽たり、此比稀なる空のけしきと里人のいへりける、此山はもろこしまでも名高く聞えけるとなん。住馴し武蔵野にて見しは物にもあらず、直下に見れば足高山・しづはた山・三穂崎、すそのの木立、猶高根の雪にしら雲さへ横わたり、いふにも盡ず、宋朝の蘇子瞻、西湖にて雨寄晴好といふ題にて答把西湖比西施、淡粧濃抹兩相宜と作しとや、此山ほどはあらじと覺ゆ。されば代々の人もめでて狂歌・大和歌つらねかゝる文、こゝらおほかり、はゞかり多けれどむなしく見すごすも口惜し、且は都に着なば、夢にも見ざらん、人に語りも傳へんと、駒を留めて、たとふ紙に書つく、

家づとにまつや語らん東路の雲の中なるふじの高根を

浮島が原を見やれば、磯に寄波のしろきぬのをひきしくやうなれば、

白妙の衣さらすと見ゆるまで磯うつ波のうき島が原

夜更て清見かたを過るに、いにし秋の今宵にかはらず、月のいと明く侍りしに、

所から清見が關の月影に過にし秋の夜半ぞ戀しき

清見潟海濱かけて住む月のふくるをとめよ波の關守

浪の音の松風にかよひ聞ければ、

清見がた更け行く夜半の松風におなじ音する磯の白波

十四日江尻を出で、うつの山は、まだちかからぬこなたの山の木陰を過るに、里遠く身にしむ嵐に、木葉散すく折から猿の鳴ければ、

里遠くこぶかき山の下さむしみねのましらの聲ぞ物うき

宇津の山を行に、蔦も楓もはや散ぬる跡のけしき、淋しきもいはんかたなし。源宗于朝臣が、山里は冬ぞさびしさまさりけりと讀る事、今身にしみて覺、

しげりあふつたも楓も散ぬれば行衞さびしき宇津の山越

十五日、島田を出て大井川を渡る。友とする人、いつよりも淺くやといへば、幾瀨の波にこけむせる石のあまた水底に侍る、

東路の大井の川の淺くともいく瀨の波に心ゆるすな

金谷のみまやも過て、山の内に至て、あやしき人家あり、里の名をとへば、菊川のすゑといふ。昔よりおほく歌枕に入ぬる所なり。それにも木口の聞まほしくいふ、かくて、

旅はうきならひとかねて菊川のなみわけねども袖はぬれけり

小夜の中山を越けるほど、また人跡もなき霜の上を行くに、浪立の松風もいとどさへ渡りければ、

うす雪にふかふ朝げの霜さへて松風はげしさやの中山

越えゆけば猶とほざかる故郷を夢にも見せよ小夜の中山

天龍の川をわたりて濱松のすく(宿)にちかくほど、なみ木植たる、さながら雲のまくとやいはん、と人云ていなみがたくすゝめければ、

濱松のこずえに雪の亂るるをゆきとも見ゆる夕づく日哉

十六日舞坂の原にて舟よそふ。抑此ところはけふまで來しかたにはまためづらかなり。北南は渺々としてはてなし、唯漁人・釣客などの住家にやあらむ、よにこゝろぼそく、げに所せき身は、たびたゝずはあらずかしとおぼゆ。それより舟に乘ぬ。急て程なき假寢ながら、身もくるしくやありなん、おもほへずまどろみぬるうちに白須がに着ぬ。波の音も、夢の內覺ければ、

梶まくら漕ゆく跡も白須賀のわたりの波は夢に見えつゝ

十七日御油の宿りを出て、赤坂のすへにつきぬ。明ぬる空にたちまちの月の山の端に殘りければ、

山の端に殘れる影も赤坂の月に明ゆく東雲の空

池鯉鮒を過て、昔の八橋のあとをながめて、

　むらさきのゆかりの花は名のみしてあはれくちぬる八橋の跡

鳴海にとまりて故郷をおもふに、幾重の雲をへだて來ぬらんと、猶ゆかしく覺えて、

　於毛伊屋流、心許曾婦類佐登盤、雲井能余所似、奈留美川哉

同じやどりにて、夜更くるほど、時雨のふりければ、ちどりの聲の聞ゆるも心ぼそく、

　小夜しぐれしほみつぬらん友千鳥いかに鳴海のうらみてやなく

十八日宮より舟にのりて海上を渡るに、しぐれ降り、かくして行衛もみへはかざりしに、浪より雲の出るやうになん侍れば、

　曾古となくあをの海原かきくらししぐるる空につづく白波

十九日、四日市を出て泉川を越えて往事を思へば、只夢のやうに覺えて、

　夢とのみ思ひ渡りぬ泉川いづみならぬ里に出てけり

十九日の泊りは坂下とかや。爰ぞむかし鬼神の住家とや、坂上とほつおや、かしこき人仰事を給りて、此山の鬼神を亡しけるとなん。實鬼も住行べきおそろしき窟、川上に鈴鹿明神とてあがめ奉り、御手洗よりすそおそろしき瀧川あり、鈴鹿川とは是なり、名高き名所なれば、たゞにやまんも口惜くて、

　旅衣なほ袖しぼる鈴鹿川八十瀬のなみに跡さへられて

夜もやう／＼更け行けば、かりねの小筵につきぬ。鈴鹿川の岩ばしる波の音、夜もすがら聞き明しぬ。峰には狐の聲、山彦にこたへて淋しく、物すざましきに、

　いつしかも聞きもならはぬ鈴鹿川河音そへてきつねなくなり

二十日、草津のやどりにても、例の故郷を猶いやましておもひ出して袖をしぼりぬ。

　いかなれや霜にかれぬる道ながら草津の露に袖のぬるるは

二十一日、伏見に入り侍る日、おもひの外にさおほくしれる人々出合て筆取るにもあらず、こゝろあはたゞしくあれば、あまたの名所とふにもあらず、勢田の長橋をわたるとて、

駒なべて勢田の長はし過ぎ行けばながめもうかぶ鳰のうら松

逢坂を越ゆとて、故郷を出るより嬉しくあひ待し人に、あふことも嬉しきに、

古里を立出るよりあけくれにまたれし人にあふ坂の山

其日のたそがれに伏見の芝(丞)の庵に入りぬ。夜更くるほど月あかふさへわたり、此ころの旅のやどりにてあはたゞしかりしもうせて、心しづかに閑にて詠る嬉しさに、

名にしあふここぞ雲井のあたりとて月を伏見の夜半ぞしづけき

二十三日、川舟に乗りて淀にさがりし比、例のはる〴〵待し人の名残おしみ一したひきたり、漕出る跡のみながめやる、涙も留め難く、

淀川の水かなみだか別れゆく袖になみたつ今朝の出船

二十五日、雨つゞきて淀にかゝりぬ。夜に入りて雨もやみ風も追手になりぬとて船を出しつ、夜深きれざめに聞くはこゝぞ須磨の浦とかや、のゝしる聲まくらに聞ゆ、むかしの名にふりにし關の戸も、今は跡なく、人の語るのみなり。道すがらつゞりし歌に、此あたりを殘してんもこゝろうく覺えて、

夜を深み須磨のうら葉を漕ぐ舟はなみより外にせきもりもなし

明石のおなじ夜ふかに風よしとてこぎゆきければ、晝ならで浦なみ見ざりし事の心うくうらめしく、

ゆかりなく風にまかせて行く舟のあとにあかしのうらみ殘して

此外名所寢ぬるほどに過ぎて、二十六日曙に備前岡山の住家に入りぬ。

色ふかく君が惠みに末葉まで枝さしかはす岡山の松

足引の山々の言の葉、わたつみつらの藻鹽草、書きあつめ一巻となす事、うたて心のあるに似たれど、白妙の白色

は、色のもとならん、うば玉の黒き色はいろの末ならん、黒を白にそへてぞ青白なるけじめあらはなり、これをよすがにておこがましき事なれど、忘れし今を後の年にもしのばん、かつは人にみゆべきものならねば、朝たつおのゝ淺茅はら、日もくれ竹のうきふしぶしをのべけるとぞ。

明暦三丁酉歳神無月　　拾遺

再道の記　寛文三年九月二十一日、江戶御發駕、十月七日、岡山へ御着。

三とせあまり煩ふことありて、江府に住み侍りけれども、あへておこたるやうにもなければ、あまた醫師にまみへて、やう〳〵文月のころより病かろく覺えければ、また知國にあそびて、ますらをがいとなみに身をなし、野山になれては猶心もはれなましと思ひて、長月の末つかた、かれこれ暇乞し。名殘がちに立出て行くほど、なれしわかれのかなしさに、身もぬるみ心あしく覺えければ、（神奈）金川のみまやに其夜はとどまりぬ。いとど夜もすがらねられず侍りければ、

旅まくらひとり寢覺のかなしきによを長月のあかしかねつも

煩ひ侍りけるうちより、夜ひるかたらひしもの一人二たり名殘おしみにおくりけるを、やうやうに暇ごひし歸しつかはして、日の出るころかの宿を出ではべりけるに、此年月ならはざりける身にや、いとふ寒くかぜはげしく覺えて、

おとろへてうすき袂は今さらに身にしみまさる秋の朝風

日數過るほど古鄕のかた猶ゆかしう名殘やみがたければ、

いとまてとなごりをしたふはかなさよゆきてかへらぬ人もある世に

東かた都に越（イニヘ）して戀しきはなれてとし經るならひとぞしれ

其夜は小田原の宿にとまり、明方より出でて山のうちなれば、いとゞさむふくるしさかぎりなし、いつのころと

ても越えうき山路なれば、人馬もくるしみはべるを見て、

夢旅農、可喜里奈流羅無、箱根路者、伊都登天安久、越留日曾那紀

山々の梢はいはんかたなく美くしう見え侍りければ、

筆にしも誰か移さんうすくこく青葉まじりの山のさかりを

空晴て此頃珍らかなりと山人もいふ、我もそのかみ幾度かこえしにも猶勝りて覺えける。木々の下草はみな尾花にて、谷々に薄き雲のわき出るは珍らしからねど、けしき面白く覺て、

風になびく尾花かすへのしら雲も麓になしてこゆる箱根路

三嶋・沼津・原・よしはらなどいふ宿々も過ぎて、不二のすそ野にかかる。いづくに詠をもとむべきやうもなく、そこら日にふるゝごとに、いつよりもすぐれて山は晴れわたり、いはんかたなく、雪はまだふられねど、高根〳〵に白雲のかすかに見ゆるも雪にやと覺ゆるばかりなり。

おもかげを雲に移して高根にもまたふりそめぬ富士の白雪

すそのは、なか〳〵尾花のみにて、うすき白雲はいづれと見わけがたく侍りければ、

不二の根やすそ野をめぐる白雲にまじる尾花のたれまねくらん

足高山をながめやるに、是もまたこと山にしは勝れたるなれども、さながら富士にはおとりたるもおかし。

名ばかりは雲もおよばし富士の根のすそ野につゞくあし高の山

三保がさきをながめやりて、

不二い根や詠(ながめ)もつきぬ外にまた波路隔てて三保のまつばら

浮島が原を過るとて、

行き歸り馴れしに添ひてむかしより旅のならひはうき島が原

富士川をわたるとて、

婦之川矢、棹母登里阿惠奴渡舟、美流兎安屋宇喜、多女志成羅無

其夕、清見がた沖津の宿にとまりぬ。此宿あたらしく家作りして、おもしろくすみなしたり。日高ければ旅のつかれをやすめて、彼是伴ひし人あつまりて、しらぎくの興を催し侍るに、はじめは、あからさまに、有りしままの姿にて、すさびしに、あるじかひまみて、めづらかなるよしいひ侍りければ、いづれ行人の中にか（イニ誰）かる興にはべれば其品々のしやうぞくして、ありたきよし、いなみがたく申しければ、さればよ深く忍ぶ事にあらずかしとて、皆とりぐ\にも、ものして暮るまですさびぬ。おもひの外にかつにこし興ありければ、あるじも限なく面白く覺て、かかる遊びは夢にも見たるためしなきよし語りぬ。さりければ、日も暮るほどにつかれやすめ侍る。かなたの間に屛風一よろひ立り、短冊・色紙をおしみだしたり、寄りて見るに、飛鳥井のあそう（ん）の筆と覺えて、見し人のおもかげとめよ清見がた、といふ歌あり、あるじに尋ねぬれば、過にし年ここにやどり給ふに申しうけ侍るよしを語る。我もおなじさまにかかんは、はゞかりなれども、旅の宿には上下をわかず留る習ひなれば、それにたぐへて清見歌の古き事を書き連れ、屛風に押付てふしぬ。終夜古鄕のかた思ひ出ることおほくて、

心をば跡に沖津のうらかぜもなを古鄕のつてをふきこせ

憂き旅の身にしむ秋は清見がたおきつ飄風こころしてふけ

清見がたを夜深く出るとてむかしの關の戸をおもひいでゝ、

きよみがた月は殘りの空ながらせきともわかでいづる旅人

賤はた山を見るに、雲みがく（イニふ流く）やうに出ければ、

富士の根やたなびく雲の衣をばしづはた山にはじめ織りけん

日たけぬれば雨降り出て、宇津の山に趣く程降りしきるに、鞠子川をわたるとてたはむれごとに、

駒のあしに浪をけあげて鞠子川わたりてくつを宇津の山哉

宇津の山にかゝりて、

折しもあれ賤が麻衣それならで雨は小笠をうつの山ごへ

こゝもまた箱根をうつす宇津の山うつつよゆめよたれか越ゆべき

蔦楓秋をかたみのいろ〳〵を袖にもうつせうつのやまこへ

山々を見るに、遠きかたも峯は晴れて、麓より雨雲ふかふわき出づれば、かねておもひしにかはりぬる雲の氣色ながめやりて、

雨の中も高嶺〳〵はあらはれて雲わき出づる遠のやまもと

暮れかかるころ、大井川を渡るに水は淺く侍れども、尋常の川にあらず、おそろしき波いはんかたなし。

吾妻路の大井の渡り幾度かなれてもやすき心こそせね

四瀨、ことゆへなく渡りて、金谷のみまやにやどりぬ。古郷の便を聞いて文つかはし侍るとて、

古郷のたよりを聞けば憂旅もしばしなぐさむ心地こそすれ

夜ふかく出て菊川の里を過ぐるに、年につれてあはれなる家居、昔はこゝにも旅のやどり成しに、今はあれはてしありさま、あはれに覺えて、

移る世にあれのみまさる長月の花の名をかる菊川のさと

佐夜の中山を越ゆるとて、

わけのぼる行衛はいとど黒ふらんまたあか月の小夜の中山

きのふの名殘に曇ければ、

阿稀壽登茂、月農佐曾波々、悉和曾達、楚羅左惠久茂流、佐夜乃中山

件なひし一峯子が讀みける。

秋くれていとど物うきあけぼのに虫の音すかるさよの中山

明方まで越侘て、やう〳〵掛川に至りぬ。ここにそのかみ住みわたりし人、今は我古郷にいまそかりて、此所の城

郭の内まで殘りなく聞え侍りける。彼者は行里なきこと出來て名殘の有樣などいふばかりなく、武藏野に下りし事、七とせになりぬ、みそかなることまでうらなく聞き及びしかば、今は所のあるじかはりたれども、このもかのもにおもひあはすることあれば、哀に覺へて狂歌ながら讀みける。

　餘所ながら我が知り人の古郷をみるに哀をかけ川のむら

袋井の宿にしばらくやすらひて、見附に趣きかの里は後先きに山を受けて、上り下りの口の前なればにや、里の名に付け侍りけるも、ことはりしるくおぼゆる。みかの坂といふを下りて、見附にかかるとて、

　みかの坂越てくるしき折もあれ里を見附にいそぐ旅人

遠江國天龍といふ川を渡すに、昔と河の瀬かはりて、はるかの川上に池田といふ宿まで登り侍る。爰は盛衰記・平家物語などいふにもありける遊屋の長者が家、今は寺を作りて行興寺といふ、親子の墓紫と青石にて石塔をくみ立てあり、その寺に立よりて、人馬の川を渡す隙をうかゞふ程に、その寺に十といひて二をかぎりのおさなきものども手習ふ、見ればさばかりあやしき片田舍にも、かゝる筆の跡、墨つきまでもいふにえならぬ者ありけるやにやと、かへすがへすふしぎにおもひて、一筆づゝ書せ、またこん春のかゞみにとり持て、必ずこゝにとぶらひなんぞわすれしもあれかし、といひて出でぬ。そのほどに人馬みな川をわたりしよし、つげきたれば、かへるさに、またかの石塔に行て立ながら、かくとぶらひ侍りける。

　石ならで何か殘らんそのかみの跡の寺さへこけのむす世に

など口すさみて、やうやう申の時はかりに、濱松の宿に入りぬ。今宵はこゝにとまり、つかれを休めぬ。例の夜深に東雲明はなるる比、舞坂に着き、こゝは舟わたりの海なり、本坂とやらんへかゝらでは越えて過ぎぬべき道もなければ、湊におもむくほどの旅人の、數もなく集り居て誰乘らん彼渡らんなど口々にのゝしる。舟子聲々にのせん事をあらそふ。そのほどにむかひ舟漕ぎよせ舟よそひしてわたるに、風もなくうらゝかなり、さりけれど陸に替りて、行末覺束なければ、かれこれおもひはかりて讀みけり。

程近き渡りなれども今きりの浪路のすへは白すがのさと

この海を、今切といひ、白すがともいふよしなり、船の上さはりなく打ち渡りぬ。筑紫方もの公事ごとにて、江府に久しういましかりけるが、暇を得て古郷にかへり上る、是もおなじ海をわたりて關所におもむく。爰は女を改る關の戸なれば、そのことはさいはんかたなく、上つかたは所の姥を出して見せ、下﨟をば馬ながら髮をとかして改むるあさまし、かろうじてゆるせば我があとにつきてとほりぬ。荒井の村過ぎて、橋本といふ里あり、此所より南に古道あり、むかしはまなの橋とて、東路の道の記にもあまねく書きつらねし道なれども、世かはり時うつりて、今切のわたし百とせ餘りにもなりなん、いできてよりかの橋の往來絶えて、今は橋柱の跡さへなし、あはれに覺えて、

道はあれど濱名の橋の跡もなし移りかはれる世々のしるしに

白須賀の宿に晝の休らひして、鹽見坂にかゝる、こゝまでは富士の山も見ゆるよし、人の申して侍りければ、

不二の根もけふを名殘の鹽見坂歸みかさの古さとの空

二川・吉田・さくらまちなどいふ所を過ぎて、こよひは三河國御油のみまやにやどりね。あるじまふけして、さま〴〵もてなしぬ、庭に綱を張りわたし心あるさまに見へ侍りければ、あるじにゆへをとへば、飛鳥井の門弟のよし、ひそかに語る心にくしともいはんかたなし。風つよく明けけれども、あすとはいひがたき旅の宿なれば、さらば此の夕興を催すべしとて、あるじにいへば、近き頃絶えて懈りぬるよし、いなむをわりなくしひてければ、裝束して出でぬ、我は物かげより見ゐたるに、田舍わざにはゆゝしくもならひたり、風つよく吹きければあまり興もなく、暮行きてやみぬ、我作なひし者ども目をおどろかしぬるもあさまし。例の宿を夜ふかく立ち出で、坂の宿をすぎ侍るに、里の名にもにげなくあけざりければ、

このたびは鳥のそら音の名ぞ立てしまた夜を深くあか坂の里

村を過ぎて行くに、山つゞきに法藏寺といふ山寺あり、此寺いにしへ東照宮いとけなき御時、御手習ひ有りしと

いふ。世はさまでふりしにもあらぬが、よろしき條もすまずあからさまには有がたかるべき、賤しき者居てさながら民の家居になりつること、いかにやと覺えて、

おほけなく民の家居と成りにけり東を照らす神の古さと

池鯉鮒といふ里に晝のつかれを休めて、熱田に趣く道のかたはらに笠寺といひて、一むらの森あり、觀音の堂をゆゝしく造りて、里人祟るけしきなり、其森を過るにうららかなる夕なれば、其狂歌を口號しける。

雨ふらば木蔭を人や頼むらむけふは名のみの笠寺の森

程なく熱田に着きぬ。此の宮居の昔をきけば、日本武尊を神にいはゐ奉るよし聞ゆ。かのみことは東西のゑびすことごとくしたがへ、今に日の本に靡き從ふ、此御神の勇徳と思うは、猶有難き御めぐみおふぎてもあまりなく覺へて、はゞかりながらこゝろざしをのべける。

あふかめや神の昔をきくからになほ日のもとのあらむかぎりは

その夜はあつたにやどり侍る。明がたに舟よそひして、鳴海の沖を渡るに、風も追手になり、波うらゝかに、上下よろこぶこそかぎりなし。

明けゆけばかぜも追手になるみがたわたる小舟のやすき行末

四日市といふ宿に泊りぬ、曉に出てゝあまた里を過ぎて、鈴鹿山にかゝり、越え行くに、山口のもみぢ錦にも及ばじと見ゆる、折しも風はげしうて木葉のふりけるを見て、

山風に木葉ふりそふ鈴鹿山こへゆく袖も紅葉しにけり

峠にのぼりて見れば、あのゝ松原はるかに海につづきたるやうにみゆる。

鈴鹿山ふりさけみればはるかなるうらはにつづくあのの松原

九折を下りて、白川といふ河あり、水清く底のいさごみへわたりて、しかも流閑なるに、岸根の紅葉散りかふけしきたとへなく、打ちながめて、

政倫は、池田丹波守殿のこと。
恒能は、池田信濃守殿のこと。

鈴鹿山峯の紅葉ぼうつれども色にそまらぬしら川の水

程なく土山につきぬ。里より少し隔てて櫛を作る者あり、是も土山のしるしなればとと思ひて、狂歌を讀みけり。

土山や人にとはでも里の名はつげのおぐしのさしてしらるる

その夜は、此の宿にとまりぬ。けふは大津に趣く日なれば、例より夜深く出てゝ、水口・石部・草津の宿を通り、勢田の長橋を渡るとて、

湖や浦はにつづく名所をながめわたせる勢田の長はし

八町縄手といふ松原を通る、左の山ちかきほとりに松三本植ゑたる塚、稻葉の影より見ゆるを、人に問ひ侍りければ、昔木曾合戰の時、爰にて打死せし兼平が塚とをしゆ、義仲の印は坂本のかたに有りとなり。膳所の町過ぎて程なふ大津に着きぬ。爰に政倫といふもの江府に下るとて、我を此宿に待請て居たり、二とせあまり見ざりしほどに、おもひの外おひたり、ねびまさりてなか／＼それと名のらでは、覺束なきまゝにらうたげなり、嬉しき限りなし。夜ふくるまで恒能と唯三人さし向ひてかたらふ。兼て何國の里にても、行あひぬる日、元服さすべきよし、江府にて仰有ければ、その故をきかせて、とりあへず元服しぬ。さりければ悅びのあまりに、

契らめやけふをはじめの本結に千とせの後も霜むすぶ世を

今朝は京に着きぬ日なれば、夜半に大津を出てて關の清水を通るとて、

おとろふる影やうつらん逢坂の關の清水も今は結ばじ

日の岡山を越えて、山科・粟田口などいふ里々を經て、三條の橋に趣く。爰に知人有りけるが、また夜ふかければ、たがひにむなしく過ぎぬ、またそのあたりに、しるものゝ宿に立寄りて、明け行くまで休らひて、一條大納言の君の本へゆきぬ。三とせあまり煩らひしに、今はた心地よくのぼりあふ嬉しさ、互にかたりなし、江府の事ども何くれと物語りつきず、內府卿おさなくましませど、家の風ふきたらん事をかなしみ、有職のかた讀書はいふにたらず、和歌・管弦こゆみ、しらきくのわざまでも、懈り給はず、はげみおはしませば、余所ならぬ身の嬉しさ、かぎり

なし、我もいはけなきより、此道にたよりあれば、興を催し給ひぬ、三とせの内の物語して、やう〳〵曉かたに、京を出て伏見の里にかへりぬ。京にあまたしるもの有けるが名殘おしみに、とぶらひ侍りけるを、今こん春までのいとまこひして、出るころ河霧とゝもに伏見を立出て、舟よそひして淀川を漕ぎ行くに、芦間を分け淀の城近くなれば、例の水車たゆみなくめぐるも、世をわたるためしに見て過ぬ。きんや・片野・天の川・江口・さうしなどいふ所をはるかに見やりて、ひつじの時ばかりに、海を渡る船に乘移りぬ。暮かたの空うらゝかに、日から打つづくべきよし舟子どもいひて、いぬの時におし出ぬ。沖の浪路をば地嵐よきほどに吹出す、片帆に掛てはしる、名にあふ和田のみさき・須磨の浦なみ夜ぶかに打過ぬ。晝ならでと思へど、行手をいそげば、風にまかせてうきねながら行く、夢ぢをたどる心ちして、亦おかしにも覺えて、

須磨の浦も夜は何國と白浪のうきねの夢に見ては過ぎぬる

やう〳〵明石のうらなみ過るほどに、夜も明けはなれ、朝霧ふかふたちわたりければ、

東雲の空も明石の浦ながらまたすへくらき秋の朝霧

八嶋・寶の湊、晝のうちに過ぎて、暮れかかるほど、虫明の瀨戸・加久比島などいふ我國のはし〳〵打ちわたりて、牛窓の湊に着く。人あまた舟むかひに出る。船路のさまたげむづかしければ、皆我里に歸れよといひて、猶漕ぎいそぐ程に、夜半過ぐるころに岡山の城郭に着きぬ。ゆかりあるもなきも、待請て出むかふ。三とせあまりのうちつもる事ども語るに、なか〳〵日數經る、とてもつきぬものから、書きとどめぬ、

拾ふともいつかはつきぬ隔てみとせのうちのつもる言の葉

是は江府を立しところ、隔てなき人のいひしは、三とせのあまりわづらはしくて、はる〳〵の道すがらに、いとゞ心もつきなん、せめてのなぐさみに、目にふれ口に出んを書付て、便りにきかまほしきよし、契りければ、げにも物うき旅のすさびに、心浮びなばしるしつけん、とおもひ、ひねもすのあらましごとを心覺に、文のあや、言の葉の色もなく書付侍る、人めをからざるすさびなり。契りおきし人ならでは、もらすべき物にあらずかし。

散らすなよ君が見るめのなぐさめにかきあつめたるあまのもくずを

寛文六年春の比より御不例につき、御參府御斷り候而、御在國なり。此年七月朔日の御歌。

七月朔日の歌

あさ風も木々の梢にあらはれて吹きかたしく秋はきにけり

心からけふを秋とは見えねどもおなじ朝けの風ぞ身にしむ

めにはみぬ秋のしるしの風ならで雲のけしきもけさぞかはれる

けふよりはあつま川せに舟うけて日數をかぞへつまやまつらむ

江戸への歌紀行

九月八日、岡山を出船したまふ。此たびは御病後の御旅行なれば、烈公殊に氣遣はせられ、泉八右衛門を大阪まで付添まいらせたまふ。同十三日夜雨ふりければ、室のみなとに舟がゝりして、雲井のよそに月をおもひやり給ふ。御供の泉仲愛がよみける。

名にしおふ月をむしろの戸ふりとぢて影さへみせぬ雨の中かな

公にも、なれし心を、

室の戸やとまふきおほふ雨の中に雲井の月をおもひやるかな

同十四日、雨はれて月あがりければ、津の國みつの浦を過ぎ給ふ時に、また仲愛がうた。

くもりなき君が下とてこよひしもなには江にすむ月を見るかな

公もよみ給ふ。

月清みきのふの雲は跡もなしなみにうつしてみつの浦風

大阪より上陸ありて、東に下り給ふ道すがらよませ給ふ歌、うつの山を越え給ふとて、

草しげみじぐれぬ秋はうつの山いろをもわかぬつたのほそ道

菊川にて、

やどはあれて人もとまらずあけくれに松風ばかりきく川の里

秋の山をながめ給ひて、

日にそひてきのふは薄き山々の木の葉の色に秋ぞしらるる

おきつにて、

波の音もやまにひらきて夜もすがらおきつの浦にひとりあかしつ

秋ふかみ夜半におきつの里いでて月をともなふ田子の浦路

高根に雪のかすかに見えしを、

夏山のおもかげながらけさみれば雲のあらぬかふじの初雪

ふじのねにたちまふ雲の跡はれてにほひをのこすけさの白雪

みしまにて、

あらためむわが年月のおこたりをかへりみしまの神にちかひて

はこねにて、つたのもみぢを見給ひ、

はこね路の山はしぐれやめぐるらん里には見えぬつたのもみぢ葉

こゆるぎの磯を過ぎさせ給ふとき、

立よらぬ名残ながらもこゆるぎのいそぐ行衞の旅のならひに

かくて同じき二十四日、江戸に着き給ふ。

歳の尾の御歌

歳たびか年は暮れてもおろかさの心はおれしむかしなりけり

かしこきに心はうつし暮れて行く年におくらん身のおろかさを

くる春もおなじ月日のことはりになどいとなみをいそぐならひぞ

立かへる春はみそらにみつしほのいそぐともなく過る年月

寛文七年丁未二月 品定の歌 よませ給ふ

過にしむ月のすへ、うらゝかにかすみ、くまなき夕、とりの音もまたうち出す庭の木ずゑも、花かとまがふあは雪だに、この春はふらでしづかなれども、かたえは、また冬ごもりぬるに、やどさびしければ、ちかく侍るれいのそれ〳〵につき歌さぐり題などよみて、よひのなぐさめにせばやなど、たはぶるゝ折ふし、はぎとおみなへしかきたるたたうおみをとり出て、いづれか色まさり侍らん、我こゝろのゆくかたにころかちまけやあるべし、まづこよひのもてすさびに、あらぬわかちにても、よみてよと、人の申して侍りければ、

おらでしもうつろひやすきにしきよりさが野の秋のはなぞゆかしき

と、たはぶれ侍りければ、みな人かぎりなふおかしがりて、是をよするにおなじからん事かきならべて、こゝろごころの品さだめきかまほしけれといへば、げにめづらしきわざかな、むかしもさるためしのなきにしもあらねばいざさぐりてかたはらいたき事いひなぐさまんとて、きさらぎのはじめの日、とさだめて、みそかにあんじわづらふも、にくからぬわざにこそ。

十五首品定歌

落花と落葉と、　散りしける花のにしきもわすれねどなほうれたきは木がらしの庭

ふるきとあたらしきと、　所々たきの風にふきくるにほひより忍ぶはなれし袖のうつりか

色とにほひと、　たぐひなき色にもうつるならひなれど猶身にしむはにほひなりけり

松風と時雨と、　夕しぐれふるや軒ばのさびしさもなぐさむものは庭の松風

鶯と時鳥と、　一声とねがふさ月の鳥よりものどけき春の庭の鶯

梅と櫻と、　香もろひてふかきは梅の色ながらいかでさくらにおもひかへまし

紅葉と菊と、　菊もみぢいづれおとらぬながめにも時雨にそむる色ぞゆかしき

手と歌と、　はまちどり跡に心はのこれども猶しもあかぬ和歌の浦人

春山と秋山と、　山櫻散り行く花のしたはれてもみぢのだをわすれぬるかな

すがたと心と、　咲く花の心なりせばみやま木のあらぬすがたも何かうとまん

月の夜と雪のあしたと、　花とのみなぐさむ雪のあけぼのも月にはいかでまさるべきかは

おもへどもいとはるゝつらさといとへどもおもはるゝつらさと、

おもふにはまたなぐさみぬいとへどもしたはるる身はやるかたぞなき

待よひのさはりとあふよのとりと、　さはりありて待よの數はつもるとももとりの音きかぬあふせともがな

あふてわかるるつらさとあはぬつらさと、

くらべ見ばあはぬむかしにかへなまし別れをいそぐとりのつらさと

ふしながらしつなきうさとやまひにくすりをえるうきと、

れいならでくすりもとめぬおもひよりそむきそむきの床はかなしき

甲府殿より御消息あり、其の御贈答こゝにのす。

つなしげきやうのもとより、過ぎにし春のかなしみ、さま〳〵かきたまはりて、

逢みてもむかしにあらぬふることをしのぶなみだはとまらざりけり

御返し、　いにしへをしのぶなみだの袖の上に猶色そむる言の葉の露

寛文丁未七年仲夏始めの十日餘り、五月雨降りすさむ比、いさゝかの晴間に江府をいでゝ、其夕は神奈川のすへに泊、夜明れば中の五日、かりねの床をいでて相州小田原に、心ざして行道に藤澤のみまやにて、しばしあしをやすめんとて、道行人のめにかゝらざらんかたもかなとたづぬるに、遊行の本寺を見出しておりよければ、道のつてにとて立よれば、むかしの寺は中比に炎上して、此比つくりしとにや、なかばにたらず作かけたり。されど佛前はかれ〳〵にしつらひて、うしろのかたには遊行元祖一遍上人の木像をたてり、とうかく院とて若法師の出でし

をまねきて、寺のあないを頼み、かなたの庭まで、くまなくうちまわり、遊行の四十あまりの代々のかすきやうのしるまでかたのごとくたづねとひていでぬ。そのひるは馬入のわたりを二瀬わたりて、大磯にやすらひ、未(ヒツジ)のさがりさるの時、近きに立出て行、やう／＼たそがれにおだはらに着きぬ。もとよりあら磯の浪の音、濱の松にひゞきてねもねず、獨りさびしく臥けるにたのめぬ月は、くまなく閨のうちにさし入り、せめてかりねのともながら、なほなぐさめがたう覺えて、

ひとりねはいとど物うきあら磯のなみのまくらに月をうかめて

みじか夜なれば、ほどなく曉ちかくなりぬ。よをこめて山をこゆべきにやと、人の申して侍りければ、

みじかよもあけてぞこへんあしがらやはこねは雲の深き山路を

とたはぶるるうちに、すこしうちまどろめば、ほどなく明けはなれ、物のひましろくみゆるまゝ、おき出て山路におもむく。いつにすぐれ雲ふかし、さむさかねて用意には、はるかにかはりて覺べし、多きものはむはらと石なり

石だゝみしげきむはらにうづむとも道はさはらぬさよのかしこさ

さま／＼のみち、いはのひまを過て、とうげにつきぬ。箱根の御やしろあらたに御ざうゑいと聞ば、日もたりしけふは、道のほども近ければとてゆきぬ、別當の坊へ行て、このたびともないし人々、はじめて當社にまゐり侍ればねがはくば寶物をみせてたべと、ほうしゆんといふ法師にたのめば、ことなくとり出してみせ侍りぬ、みぬ人のためにあらましかきつけ侍りぬ。

一、太刀二腰。一ツは、うす緣とて時宗が太刀、そのかみ源氏重代の太刀、作宗近と云めい有。一ツは、みしん祐成が太刀、つばもとに二ツきり込みあり、備前物のよし。 一、文珠の劍。四尺ばかりもあらん。
一、赤木さすかさや五重とぞ申し侍る、下ほうの木、其上竹、其上象牙、其上紫たん、其上赤銅にて浪に花びしのけぼり有、目貫、表金梅花、裏銀小刀有、同ほり。一、天の羽衣。一、觀音十二。一、かは、同鏡櫛。一、文珠の衣。
一、弘法かれい法華經、大小二ツ、紺地心經、同あしろの念珠。一、夜光玉。一、鹿玉。一、牛玉。一、九寶。一、水精
一、駒角。一、唐金のくわんしやう、小つりがねなり。一、湖水のクズの龍王の形とて、唐金にて少作て有。一、

馬腦粉々にして付て繞たるとて枕有。一、はく頭枕、南蠻繞物。一、生すきの甞。一、時宗か状。一、豊臣秀吉状。一、近衛殿歌。此外唐繪掛物あまた有。

それより峠をこえてくだるに、雲ふかくゆくすへも無覺束ほどくらし、

吹風にゆくかたわかず山あいの雲にむもれて越ゆる箱根路

山中・みしまを過ぎて、こよひは沼津にかりねす。明はなる比十七日。やどりを出でゝ、はら・よし原を過るに、雲出でて、ふじの山はすそのばかりみえて山はなし、うきしまがはらを過るとて、

此度はいづれをふじとみもわかずただしら雲のうき島がはら

とうちわらひゆく、ふじ川水あさくぬるし、舟さはりなくうちわたして、神原に晝のやどりして、午のおはりに出る。今朝にかはり白雲のうへに、ふじのたかねかのこまだらの雪をいただきて、あらはるゝは、またゑにもうつさまほし、

むらぎえのみねの白雪はらはれてすそ野をめぐるふじのうき雲

油井のはまを過るに、しほたるゝいとまなき蜑のわざを見て、

田子の浦の鹽汲あまのわざをみよやすくやわたるからきうきよを

さつた山うちこえ、清見がたにつきぬ。まだ行く末ははるかなれば、旅のうさもいとゞ心からにやくるしきに、あつき比なれば、とりあつめてあとをしのぶばかり、さきへとは思はれず。

はるかなる旅をおもへば清見がたいとどこころをせきぢとどむる

ひつじのおはりに、江尻につきぬ。とし比よりこのさとにとまり侍れど、そとはまま(ちか)くはあれど、ゆくべきすじをしらねば、よそながらながめて通りしに、ふとあるじをかたらひ、ほどちかく道のさはりなくば、あない せよかし、といへば、さればかち道は一り(に)およぶ、庭のきはより舟にてゆけば、わづか一里にちかしといふ、うれしさ限りなく侍れば、いさ舟よそほひしてゆかむとて、釣舟のあさましきをわざとまねきて、わづかに人をぐして、漕

出る風もうらゝかに冷しく、しみづといふ浦べを通りて、海にをしいづる、富士をうしろに南にゆく、すこしのほどは風むかふとみえしに、ふな子の聲を帆にあげて、いさゝかのうちにうとはまの北につく、かねて思ひしにはかはりて、松原のうち一里四方といふ、はるかにみちよりみしは、ながき島とばかり思ひしに、ゆきてみれば、ながさもおなじ四方なり、さて松原のうちをあないの舟子を先たて入ぬ、木たちはかぎりもなし、人のふたりほどさきはみえぬばかりに茂りてくらし、猶ゆき／＼てみれば、かたそぎ作りの宮居あり、あたりには社人とて門戸をならべあがむるさまなり、宮ゐもかずをたてゝ、まはりには三十六人の歌仙をかけ、双玉垣。鳥居に至るまで、かゝる松原に思ひの外の事どもなり。とへば三穗の大明神といふ、春と秋とにまつりも有。それより海邊には百に及ぶ蜑どもの家居有、こゝは漁としほやきてせ(マヽ)をわたるとなんいふ。宮のうしろに非筒をつくりて女のわらはくみゐたり、よりてきけば、日比きゝ及びし清水なり、水ぎはまでは五ひろもあらん、水きよく底くらし、社頭のまへに椿の木の四もと一つ根より生わかれて茂りたる有、又かたはらには楠のふる／＼大きなる有、つれゆく人に、あまりに根のもと大きに心もとなれば、ひろとり見んよとて、社人のもとへたはをこひてとりて見れば、

一、地きはの根、十九ひろ半、間にして十六間一尺五寸。一、同指わたし、六ひろ半、間にして五間二尺五寸。一、枝のさしたる事、西東へ十三ひろ一尺、間にして十一間。一、同北南へ、十八ひろ、間にして十五間。

枝のくばり、なか／＼繪師もおよばじともみゆる、木ふりて苔むしたり。それより羽衣の松とて、むかし天乙女の衣をかけし松、今はかれてあとばかりありといへば、いざや日もたかしゆきて見んとて、宮より六町ばかりも南をさしてゆく、砂ふかき海邊にて幽なるほこらあり、それさへやぶれてたり、こゝにむかしは松ありしといふ。

天乙女衣ほすてふ松がえもちとせの後はあとだにもなし

それより日も山のはに入れば、もとの濱に出でて舟にのり、やう／＼海を漕ぎかへるに、月も影さして、かぜすゞしく吹けば、たびのうさをもすこしはなぐさみてかへりぬ。

こぎよせて旅のうきめもなぐさめぬ今までよそにみほの松原

かへす〲も、し水のいづるころいぶかしくおぼへ侍りければ、

　まつばらのあたりはしほのたらへにもかかるし水をくまんものかは

漕歸舟のうちにて、月をながめて、

　松原のこずえにわたる月影をなみにうつしてみほのうらぶね

しのゝめのころに起出て、あさ日ほのかなる比に十八日。やどをたちいでゝゆく。駿河の府中に知人のありしが、町のなかばに出合て、しばし物語りして過ぎぬ。阿部川うちわたり、鞠子のすくよりうつのやまへかゝる、あつさはいつにすぐれて照しすきたり、かのつた•もみぢ、いつしか同じあを葉のしげりにみもわかず、

　宇津の山こえゆく袖にわけわびぬかへてもおなじつたのほそ道

そのかみ業平のすやうしやにあひて、ゆめにもといひけんこと人がましく、わけなきわざながら思出ぬ。われも戀しきかたのことゝ、けはしき山道にてくるしきにや、まぎれぬらん、うつゝにもおぼえず、やう〲にこえぬ。岡部にひるやすみして、さるのかしらに島田のすくにつき、川こしの用意、人々に物して、大井川におもむく、此比照りつゞき川あせてあさし、三瀬なれば下かしもまでわづらひなくうちわたり、金谷のみまやにつきぬ。

　たれもしれ旅のつかれの大井川あさせにふかきこころづかひを

十九日、とつぶやきぬ、れいの比に出で、きくがはのさとにおもむく、年につれて荒のみまさり人すむべくもみえず、けぶりたゞ一むらたつも哀におぼえて、

　山あひのさとのしるべのけぶりさへたちもつゞかずあれはてにけり

さよの中山にかかりてこえゆけば、谷々に雲のわきいづること煙のごとし。

　わきいづる雲をふもとにみをろしてゆくすへくらききさ夜の中山

日さかをすぎて、懸川の町うち通るに、又例のことのみ思ひしぞかし。ひるのやどりは袋井のさとにてものし侍る。懸川にて、

むかしへの哀もふかくききおけば心にかかる懸川の里

晝のやどり午のおはりに出て、みかのさか・みつけ・中いづみなど過て、とし〴〵立よりし池田のすく行。與寺にゆきて、其ほどに人馬に川をこさせ、そのゆふべは濱松のさとにとまりぬ。城主もやどりへとぶらひ給ひて、くるゝまで物がたりしてかへりぬ。

二十日、在明の月に、よを迷て起出れば、とらの過なり、今しばし明るを待てよとおもふほどに、月もかたぶき、しのゝめのほのぐらきに出て、さいかゝけといふところを通るに、かねて聞及びしにも猶こえて、思ひかけぬ松ばらの中に、人しれぬふかき谷なり。それよりみかたがはらにかゝる、二三里つゞきの野邊なり、當日濱松の家康公甲府の武田のたゝかひせし比は、草ばかりなりしが、今は小松しげく、野邊は見えずぞなりし。さいかゝけて濱松勢のくびをかけて本多がはたらきからのかしらを狂歌によみて、たてけるは、みつけのさかといふさたもあれどこゝなりといふ。甲州勢又信玄本陣兩陣の野陣のあと、おさかべのうへの山、長さか左右にみて、氣賀といふ關所をへて、ふいなさかといふさかにかゝれば、南に海有、あらいのおくなり、西の山につゞきたる巖にふりたる松有いはうつなみ松にひゞき、けいき名も有所と見ゆる。七かいかさき・いなさ・堀江といふさかを下れば、又高き堀にかかる、是は大いれさといふ入うみをへだてゝ茂りたり、森山のすそにみゆるは堀江といふ。それよれ山谷をこえて、三ヵ日といふさとにひるのやどりぬ。あるじは中村三々兵衛といふものなり、かれがさまたゞものならず、ゆへあるべきものとおもひしまゝ、ちかうまねきて、なれかい、いにしへつゝまずかたれ、たびのくるしきなぐさめにきかばやとて、あつたゝみの上にふしながら物語をきゝゐたるに、さればよとおどろかれける、かれが先祖は中村源左衛門尉といふものなり、濱松に家康城主たりし比、妾に松子とて上﨟女房ありしを、ちかうめしつかひ給ひしに、この女たゞならずなりしを、其比つき山殿とて物ねたみふかき御方たゝりをはせしかば、家康もせんかたなく思ひわづらひおはしませしを、郎從かの源左衛門に預け、すみ所にぐしていたはり侍れよと有りしにかひ〴〵しく承り、濱松の二里ほど邊土に居住せし家に供してかへりぬ。つき山殿はらあしければさま〴〵

にたゝりおはしませしかども、身をかへりみずいたはり侍りしに、ほどなく男子をうみ給ふ、まがふすじもなく家康に人み二つありしにて、胞衣にもそのしるしありければ、やがておもむきを申しに、つき山殿に忍給ふとぞ、そのまゝ然るべくせよとぞ仰ありける、かくて日かず年月ふるほどおひゆき給ふ、その比豊臣の秀吉きこしめして、やがて猶子になし、後には參河守と號し侍る、そのゆかりあれば、今も越後・越前・出雲の國守ゆきかふたびには、まめやかに物し給ふとなん。それにたぐへてさま〴〵ふるきことどもかたるにかぎりなし。日もかたぶけば、いざ道しるべして、みち〳〵にてかたれよとて、やどを出で本坂にかゝる。たかき山つゞらをりの道、くるしう越えて峠につく。昔にきゝしよりは、猶まさりてけいよき事、筆にも繪にも、なか〳〵におよばじ。南の山に高き岩あり、石卷山といふ、神もたちてましますよし、くたかゆとてむ月の中の三日ねぎどものあつまりて、ことせのこうさくの古方をするとなり、いひつたへしことども多し。又九折をくだるに、本坂の山つゞき北にあたりて平山越といふ所有、これは氣賀の北伊井のやと言所へいでゝ、みかたがはらの東のはづれへ出るとなり。嶋山といふさとに出で、川をわたり、本野が原とて二里ばかり四方も有といふ、むかしくさむらなりしが、今は田もつくり人家も有、過れば松原を通りて東海道にかゝり、御油のみまやに其夜はとどまりぬ。みかたが原を過る比、ほとゝぎすのなきしをきゝて、

　　さとはなれたれにきけとか郭公みかたがはらにおちかへりなく

二十一日、明けはなるゝほどに、やどを出で赤坂・藤河・岡崎の長はしをわたり、池鯉鮒に晝のやすらひして、ひつじのはじめにたちいでゝ、むかしのやつはしのあと、幽に右にみて過る、なるみの浦遠くながめやれば、風うららかに、うなばらあをく、過にしかたの戀しきにといひしむかし人のふることまでおもひ出でられて、

　　都路のはやすゑちかくなるみがたいくへのなみにあとをへだてて

とはよみけれども、このうらをばわたらで、あつたにゆく。田づらに人多くみゆるは、田ぐさとるなりけり、たへがたきあつさ照しわたる日をだに、かげなければ、あせもしとゞにぬれて、いとまなきわざども、哀に覺えける。

いとまなき照日もわかずしづのめがむれてあつたに田草をぞとる

その夜はあつたにとまりぬ。

二十二日、けふは道遠ければとて、また夜をこめて出でぬ。熱田の宮居月にみて、玉がきのあたりほのぐらく、森のこずゑのみ空にかくれなくみえし、町つゞきに名護屋に入りぬ。光義の城下なればとて、忍びて過ぎぬ。きよすをへて、いなばといふさとにおもむくころ、郭公のなきわたるをきゝて、

ほどちかき山もなければ郭公この里いなば音をものこすな

むかしはなにそのゝべともいひしにや、まのあたりに山もなく、皆田づらあをみわたり、往來の道より外はなし。そのすへは、はぎはらのさとといふ。いにしへは萩の多かりけるにやと人にとへば、さにはあらず、なのみ萩はらと申すよしいひければ、

名をのみぞききてや過ぎぬ秋とてもはなにつれなき萩はらのさと

こゝろごとうちたはれて過ぎぬ。尾越といふむらにひるのやすらひして、すこしまどろみ、つかれをやすめける。ゆめにもふるさとのかたゆかしくこふる心のおこりがちに覺え侍りければ、

旅をいとふ心はなほもなぐさまで又もおこしのさとのかりふし

日もかたぶかんとて立出でぬ。おこしのわたしは、川あひ四町ばかりもあるらん、舟にて渡り、次のまた川をも舟にてわたし、松原をへて又川あり、おなじ舟渡なり、いづれもひろく水ぬるき川なり。大垣といふ所をとほるに城主むかしよりのしる人なれば、さま〴〵ものし、道をも作り、あなひの人をつけてぞ、とほし給ひぬ。又松原を過ぎ田の中をゆくに、日影も山に入り、たそがれ比に、家むらに入りぬ。さとの名をとへば青野むらといふ所なり。さとを過ぎ行き、右のかた小松多き野らあり、草しげくして夕霧深し、野の中ばに塚をつき、ふりたる松枝しげくたれたり、いかさまゆへあるさまなれば、なをきかまほしくてたづぬれば、むかしのくまさかの長はんとて夜盗のつか、松はものみの木といふ、きゝおよびしことどもなり、あをのがはらを廻るとて、

時しあれば草はみながらみどりにてあをのがはらにそむるゆふ露

とてうつらぬ色をも言の葉にそめしとうち笑ひて過る。日もくれて山あいに入ば、樽井のさとなり。

二十三日、その夜はここにふしぬ。ゆくりなきこと有りて、また夜ぶかきに出でぬ。野上のさとを過るに、さとの南に鳥井たちたる山あり、これにけいろうの山とも、みのゝ中山とをしへしに、むかし物がたりを思出て、

秋まちて人にあふぎのあとだにもたれかきてみむみのの中山

いはてのもりも、ほどちかく侍るよしきゝて、

そのごとくいはでのもりのちかければ野上のさとのむかしをぞ思ふ

せきかはらには光通少将やどりはべれば、忍びてすぐる。不破の関屋あと、左にみてしらぬむかしのふること思出て、

板ひさしあれにし後の秋風に猶吹きたへぬ不破の関の戸

良經の古言にげなきわざながら、口にまかせ侍る、やがて右のかたの木かげにせきたうあり、是は義經の母ときはのつかといふ、それさへくづれて人しるべくもなし。

哀なりあとのしるしはくちぬともなこそときはのかたみなりけれ

そのなをほりつけなばとぞ、ともなふ人にもかたらひゆく。いますのさとを過、こさるをへて道の右に草ふきたるあさましき廬一つ有、かたはらにかすかなるみぞのありしを人にたづぬれば、美濃・近江のさかい、ねものがたりといふ所とをしへし、かたはらいたきさかひにこそと、うさわらひて過ぎぬ。

たれかまたかゝるいぶせき一つ屋にねものがたりはうちもかたらん

おなじかたの山こしに、いぶきのたけみゆる道のかたはらには、もぐさといふくさをほしたるは、いぶきの名もかくれならず覺し。下野にもおなじ名のあることやらん、いぶかしはらを過て、さめが井につく、かねてきゝしにははるかに過て、水のながれいさぎよくぞおぼゆる、山のそばに岩たゝみたる、下よりわきいでゝ、さとのなか

ばをながれ行く、此水をむすびぬれば、あつさもわすらるゝほどのことなり。

むすぶてふ雫にさへやあさ日かげあつさもしばしさめが井の水

はんはのさとにつきぬ、こゝにむかしは辻堂とかや、今蓮華寺とて時宗の寺有、元弘の頃六波羅に侍りし越後守仲時、六はらくづれて落行を、敵したひければ、此寺にて自害してうせにし人かず四十人、その名をかきしるしたる物やありとたづぬれば、一つの巻物を、道に小法師のもち出でみせぬる、自害は四十人、うち死あまたあり、辭世もあり、改名もあり、けふは行かたをいそげば、来春ぞ見んとて返しぬ。すりはり峠にかゝりてみれば、のぼりいさもなく、くたしのけはしき事思ひの外なり、鳰の海、竹生島目の前にみへて、けしきたとへなく覺ゆる。わけゆく山の草むらの朝露、まだきえやらで侍りしに、

萩ならばそめてもゆかむ旅衣袖すりはりの山のあさ露

とりもとといふむらにやすらひ侍れど、いそぎぬる道なれば、馬もくらとらず、人もたちながら用意していでぬ。昨日今日の道遠かりければ、人馬つかれ、あるひはわづらはしきものかずかずなり、小野のさとを過ぎしに、こまちがふるさとと人の申して侍りければ、

世々へてもむかし戀しき敷島の道やはのこるおののさと人

といえども、しる人もなきにや、いらふるものゝなきは、いとどあはれなり。たかみやといふさとにいたりぬ。ひるのやどりにてあはたゞしかりければ、えもやすまざりつる事のくちおしく覺えしまゝ、いそぎの事もことはてゝ、心のまゝになりければ、此さとの中ばに、しるものゝありけるがいえに入りぬ。かねてしらせざりければ、あしをそらにしてちりをはらひ、床をたたきてやう〳〵にこしのうへにはかのまうけに心あはたゞしきばかり、かつ覺えもなくこそ侍れ、かゝるいぶせきやに入りおはしまさんこと、かしこまり入りしも、くるしきなどいへば、さればよ、我も思がけずきたりしとて、入はまづ庭のみ入、ひろく砂をしきて、木もうへず、おりからすずしく、家居つぎ〳〵しく、ひろくはあらぬかと、わざとちりはきたるさまには見えず、住おもしろく作りなしたり、かなた

(487)

の庭に石をたゝみ、松・梅・藤などやうのふりよき木をうゑて、うしろにはへいをかけまはし、かえでの七八間もあるらん南北にながき枝のうへはけたにそろへて、屏のみこしにうゑたるは、これぞ秋みましかばとゆかしう覺へし、かみの半にはあつたゝみを敷いて置きぬ、その上に午の時かたぶくまで、すゞみながらふしぬ、家居・庭のさまにつけても、かゝる所に、かゝることにもありけるにやと、返す〴〵おくゆかし、おりふし時鳥の軒ちかくこゑさだかに鳴きて過しかば、

　名にめでてなれもさだかに郭公しはなくこゑのたかみやのさと

ところの女どもの、おりたる布をとり出して、せめてのなぐさめにとてみせぬ。古郷のたよりにかゝるあやしきものも、めなれねば、おもしろくあらんと、かれこれえり出して取りてかへりぬ。そのうちに人馬やすみければ、又出てつゞら町四十九院石はたけ・つちはし・えち川のさと過ぎて川をわたり、いしは山・みつくり山左右にみてうちすぐるに、そのかみ織田信長の住給し、あづち山、今は松しげりたり、老曾のもりを過て、末の終に牟佐のさとにつきぬ、このさとのこなた小たつらに、しづのめがかさをきつれて、田うたといふものをうたふさま、ゑにかきたるなどみる心ちして入ぬ、このころうちつゞき夜ふかく出、人馬つかれぬれば、けふは道ちかしとて、しづかにやどをいでゝ、かゞみの山をとほるとて、

　うつらずばいざたちよらんかがみ山たびにやつるる袖もはづかし

しのはら・つゝみなどいふさと過て、みかみ山を左にみて、ふじのすがたとよみしけること、げにもなるかな、おもかげうつすなどいひたらんは、口おしからじと思ふ心から、

　ふらでしもおもかげうつすみかみ山たかねの雲はふじのしら雪

と夕たちの雲たちまよひしを見て、つぶやきける、もり山の里を過る頃、夕立の降り出ければ、

　雲きほひかぜにふりくる夕雨はかさもたもとへもり山のさと

草津につく比は、はれたり、そのさとに宮ありければ、たちよりて人馬をやすめて出ぬ。野ちといふ所を過る比、

ゆふ立のなごりに風冷かに涼しく侍りければ、

夏草のしげみを分る風音に日影やはらぐ野路のしの原

勢田のはしをわたるとて、

風わたるせたの長はし過行けば夕日をうかぶにほのうら波

なみ木の松ばら道遠く覺て、ぜゞの町を過て打出の濱を過るとて、

都路に今日うち出の濱つゞき浪のあはつにいそぐ旅人

ひえの山・坂本・しがのうら・からさきの松はるかに見ゆるけしき、いつとてもあかぬ所也。町つゞきに、あふ津のさとにつき侍りぬ。その夕はかれこれわざおほくて、更過るまでいねず、しばしまどろむほどに、夜半も過ぐれば二十五日。出て、ひのおかに心ざし、あふ阪・せきのし水・おひわけなど、くらまぎれにいづくともしらず、あわたくす(ちカ)にて夜や明ぬらん、夢やさめぬらんいづかたもあかり、道行く人もしげくなりぬ。白川のはしうちわたり、智恩院にまうでゝ、三條のはしにかゝり、京に入りぬ。その日はあつきにや、わづらはしくて、内房卿のもとにとゞまりぬ。

二十六日、あくるゆふべ烏丸通りを七條までさがりて、ふしみへたそがれの比につきぬ。伏見をたつの時ばかりに、川舟にのりて二十七日。津の國大阪にくだる。めづらしからぬ道すがらなれば、かきもとゞめず、この比にしかぜふきつめて、舟出かなはでは、いつをいつともなく風のふきやむをまつこと、ちとせをふる心ちぞする。

二十八日、あくる所、うらもはれわたりぬれども、おなじ風むかふてはげしければ、舟出おぼつかなく、日ねもすなにはのうらに、舟かゝりして、風のふきやまん折りを待ちわびぬ。あまたの舟にもおなじ心に空のみながめゐたる。かくてもわびしければ、十年ばかりにもなりぬらん、すみよし・天王寺にゆかばや、ほどふればまためづらかにもあらんとて小舟にのりてこぎいづる、あしのわか葉おしわけゆく、古ことかず〳〵おもひ出ておもしろし

ふくかぜをあしとはいはじなにはがたふるき入江のあとをみるにも

ふれよりはるかのつゝみに、あがりてもなければ、あゆみゆく、あまり遠からねども、かち路なればにや、行くすへ遠くに覺えしに、つさといふさとを左にみて、ほどなくまつばらに入りぬ。けふはすみよしの物見とて、老たるわかき男女きせんをわかず、ちかきあたりの國里よりあつまりたる人、さしもうみにつゞきたる松ばらより本社のうちまで、所せまきさまなり。あるひはまくを引あるひはかりやをうち、袖をつらねてどよめく音、何のあやめもきこえず、かゝるかしかましき事とは知らで、こしはべる。はやく天王寺にゆかんと思ひしが、神主中務大夫津守國治が家にふるき池松のあるよしきゝおよびし、かれが加はりゆきてみんとて、人のなかをわけてゆきぬ。庭のかゝりふりて、池も松もちとせばかりにもやならんといふ。池はせばく岩をさま〳〵にすゑて、水くすみとりに生たれども、ふかきこときはもなければにや、すさまじく、松えだいろ〳〵につくりたるやうにわかれて、水の上にはひ出たり。家居いやしからず、一とせ狩野うねめますのぶといふ繪師をかたらひて、一間のゐをかゝせけるに、とこのうちに何事をか、かくべきとおもひわづらふおりふし、かのまつにいづくともなくきゞすまふて、ほどなく池のほとりへおりゐたるをみて、これぞ神慮のをしへと思ひみうつしたるとなり。ゐもつれよりはよろしくみゆる。さて物見は何事をするにやととへば、ちかきあたりの遊女を六人、賤女に出たゝせ、山ふきを作りたる花笠をきつれて、本社の御まへの小田をうふるさまなり。又よろひ、はらまきして人あまた源平の合戰のまなひをするとなんいふ、やう〳〵ひつじの時よりはじまり侍れば、今すこしこれに有りて、かゝるをりもゆきあふ事まれに侍れば、よそながらみよかしと、せちにとゞむ。かゝる物見をおもひよりて、こし侍らば、いつまでも、まちゐて、よそながらもみ侍らん、今日は風のさはりに、舟かゝりして、うきねのくるしさなぐさめんとて、このあたりをあゆみ、心をもまめ〳〵しく物し侍らんほいなれ、まつりをみんこと心えがたしとて、はやあべのゝかたへとたち出でゝ行く。ともないしものどもは、爰にてやみん、かしこにてやなど、かゝるおりこそ旅のなぐさめとてよろこびしに、おもひのほかなれば、興さめたるさまにつぶやきてぞかへりぬ。あべの松原をとふるに、小町のつかとて幽なるたけむらのうちにあり。程なく萬たいの池をみて、天王寺のうらの門より入ぬ。本堂（骨カ）とは太子の十

六蔵の木像なり、七堂からむのこりなくみて、蓮池のかたはらなる六坊の內、めうしやう院と云ふ法師の寺に入りぬ、しばしすゞみぬ。このあるじは過にし年、こゝにまうで侍りけるをり、こゝかしこあないせし法師なり、寶藏へぐして寶物みぬものもあれば、みせたきよしをかたれば、まことに年久しければ、なぐさめにもみよとて、あないしてともなひゆく、さま〴〵あれば、かきつけて後のなぐさめにもと、かたはらにてたたうがみ・やたてとり出してかき侍りぬ。

一、雨毛摂太刀。(二尺二寸)ハハキノ上ニコノ文字百文字金ゾウガンニテ有、守屋首打タルヨシ。 一、七曜太刀。(二尺五寸)ハハキヨリ切先マデ星雲ハハキ本ニ表裡ニ上下龍金ザウガンニテ有太子太刀ナリ。

一、神通のかぶら矢。根一寸五分、ハバ一寸六分、カブラ寸四分半、矢尺二尺八分。一、赤綾の御衣。太子。 一、太子一歳より七歳までの守七ツ。色々ノ金紋或ハニシキニテツツミ。 一、法華經・ろうし(老子カ)。太子自筆。 一、笛同狛笛。(一尺三寸)筒ハリヌキナリ、黒ヌリ、笛ノ名京不知ト云フ。 一、達磨。二十五帖、けさもくらんじ色、かきの黒ナリ。 一、楠正成。キシノ由、千本ト云さうのことなり、リウクノ間四尺八寸、惣長サ五尺八寸六分、双方ハハ七寸五分末ニテ六寸八分、アツミ巾一寸三分、末ニテ一寸二分、本モ同シクリ、九分、丸ミモ同、巾ホド少シ丸シ

それより新清水寺にあがり、しばしすゞみ、またあふさかの志水にかへりて、さかをくだり、舟にのらんとて、ちやうす山左に見て、今みやといふ村過ぎ、入江のあしまを舟にてわけゆく、かゝるあたりをぞ、むかしもよみけんと思ひてかへりぬ。その夜もうきねのとこに浪枕してぞふしける。また夜深く起出て二十九日。とへば、雲あはくあさなぎにて、けさぞ舟出し侍るといふ、うれしさかぎりなくおもひしに、ほどなくまたふき出で、やう〴〵に和田のみさきに、また舟かゝりして、日をぞくらしける、須磨のうらもほどちかければ、寺にゆいてすゞまむ、これもすみよし・天王寺に行きし年なれば、十とせばかりにもやあらん、沖はかぜむかふ、磯づたひに、こぶねにのりうつりゆきぬ、やがてはまべにあがりてあゆみゆく、右の松ばのうちに、ふりたる松あり、ゆきひら松といふ、ほどなく松のうちに軒の瓦は木のはにゆづり苔むしたる堂あり、門前にはわか木の櫻、過ぎにしとしみしよりも、かずおほくしげりたり、ふる木は朽ちはてゝわかえだのみ、こずへくろうあを葉のさかりなり。寺にゆきて寶物とりいださせて人々に見せ侍りぬ。また、かたはらにて書きつけける。

一、小枝笛。(一尺三寸。)袋ニシキニヤ、キレテミエズ、門ワキノサイシヤウノカン竹ヲモロコシヨリトリヨセツタソリシトナリ。　一、敦盛繡像、蓮生法師黒谷ヨリ持參セシト云。　一、弘法小卷法華經、同華嚴經。一、惠果の佛名經。

しげりたる木のうちにて、あつさたへがたかりければ、しばしもやすまずかへりぬ。西は一の谷・てつかいの峯・鐘かけ松、東には神む山・駒か林・すまのうらはを漕かへる道にてかきつけ侍る。

若木櫻を、

　　磯山にいくよの春を送るとも花はわか木のなにやさくらん

蜑の蓬屋をみて、

　　たちよりてたれかはとはん波ばかりすまのうらはいあまのとまやに

夕立のふりだして、

　　雨きほひ山かたつきて行く雲に浦づたひするすまの夕立

雨のやういもなし、しとどにぬれて、みさきにかへるとて、

　　雲送るすまの山風ふきかへよわたりのみさきの夕立の雨

六月朔日、また、うきのゆめに夜をあかしぬ。かぜすこしやはらぎければ、みさきをうき出して、はりまのかめ島といふ小島にしほかゞりする、むまのおはりに雲おほい神なりて、夕立一とおり過ぎゆくあとに、なを風やはらかなれば、こゑを帆にあげて、そのよの亥の時ばかり、うしまどのみなとにつきぬ。こゝろやすく二日よをあかして巳の時に川口に入る。

(御野郡津島村に放鷹し給ふ時、古寺に立寄らせ給ふ事ありその時の)御しるし文(をのす)

九月八日、つしまといふあたりへ狩に出かけるに、去るきさらぎの頃は、かならず立よりて花見し山寺あり、過にし年ゆへありて、あるじの僧、寺をさりて、いづちともなくかくれ侍りぬ。かゝりければ、あけおかんも、かつぬす人のためにいぶかしくて、まもりをつけておきしに、むかしのことども思出て、たちより侍れば、さまでとし月もへざれども、かたのごとくあれはてゝかどはむぐらにとぢ、たくのほとりはくさふかく、道をうづみ、せうけいのえだには、ふくろふもうそぶき、らんぎくのはなには、きつにこだまやうものも、あるじかほならん、いつも出入

しかたは、かためてありければ、うらよりいりてみるに、山にしあとは、そのまゝにて、ちりはは山にひとしく、くものためにうもれて、なかなかめもあてられず、かなたのせうじをあけていで侍れば、いろいろにつくりたる木だちは、おのがまにまにわかえしげり、むかしのかたはなかばに過てみえず、されどもかの櫻ばかりは、ありしながらのかたちにかはらで、山のきしより庭にいとをたれ、心よくめぐみたるも、いとゞあはれもまさりぬべし。はるはたの花にあるじをゆづるなどいひしこと、今はさながらぬしなければ、と袖をぬらして、

春のみと思ひしものを山櫻今はまことのあるじなりけり

この花のさかりには、ゆくりなくたづねくるものおほかりければ、山さども世の中にひとしく袖をつらぬる事、日々にたえず侍りしぞかし、かゝることのみ思ひ出てられて、

花ゆへにうき世へたてぬ山寺もむかしがたりにあれはてにけり

同き十三日、信州殿（此時は常能と申しける）の別荘に遊び給ふ。（別荘は上道郡網濱邊にあり、今も此所に信州殿の別屋敷あり、昔より此所にありしや、但し其後に今の屋敷作りて、初の別荘廢せられしや未詳）

（この時も）御しるし文（あり、ここにのす）

こゝら日かずふるほどに、長月十三日にもなりぬ。つねよしが田家に、かねて契をきしかば、さはりなくてゆきぬあるじまうけして、なにくれと、とりつくろひ、かやふけるかどに出むかひ、さそひ入ぬ。あやしき廬なれど、所よくつくりたれば、けいよきもの、いづくにもすぐれ、ひんがしに丸山といふ、しげき松山につゞき、とゞろきの山きり、はたの山いく重ともなくかさなり、ゆきゝの道も目のまへにみゆる、南はこじまの山、雲にうつり、海より出入舟のほずえ、ゑにかきたる心地ぞする、山川のすへを庭にせき入れ、さまざま石たゝみ、ながれゆく水もすみわたり、あゆ・はへなどやうのさゝやかなるうを、瀬をのぼりゆくも、ゐながらみゆる、池田あたりには小松おほくうゑならべたり、竹をゆひまはしたるそともは、こゝともなく思う（マヽ）あかう色づき、あぜつたふゆきゝのたみ、こゑもとゞくばかりちかうみへわたる、もや（母屋）のとこ（床）には、太こ・せうこ・さうの琴たてならべ、所には、にげなきも、

かつはやさしく、あるじのすける道あらはなり。ひるのほどは庭に出でゝ人々まとゐさせ、まぎれくらしぬ。やゝたそがれ比にもなれば、かのながれのほとり松のもとにむれゐて、あそばんと、どよめくもあり、あるはしちかくかうらんにゐよりて、むかふの山をのぼる月みんとまつも、おのがさま〲なり。かくてほどなく松山の木の間よりけしきばみ、雲間にうつらふほど、松の下より秋のしらべねとりふき出て、夜常樂・老君子・太平樂・還城樂など、えもいはぬおもしろさ、またはんじきにうつりて、りんたい・入破・颯踏・青海波をふく、しゆりのすけが手より、波返しといふ太このきよくうちぬ、庭のやり水にたぐへてけうしぬ。さこんのせうげんちかひさ、さゑもんのぜうたかひで、その外いつもおきなといふうちまじはりていちこつにかへ、胡飲酒・武徳樂・りやうわう、よくふき物とゝのほりて、吹きいづるころより、秋風の雲をはらひ、月あかうさへわたり、池にうつるさまたとへんかたなく、樂のこゑ月にさそはれて、まことに雲井にひびくばかりなり。

　　所から月にうつりて笛竹の聲すみわたるなが月の空

我も、けちゑんにはあらぬか、月にきうして笙取り出て、いぶかしくふきぬ、つねよしは笛をふく、樂々をはれば、あるじくだもの・わりごなど、もちいでゝ、又あとのけうをもよほし、盃めぐらし、やう〱ふけゆくほどにかへりぬ。

池の月を見て、

　　吹きはらふ雲のなごりの秋風に月影みがく池のさざ波

たのもの月をながめて、

　　かりのこすそともの小田の露にだにいなばをしなみ月わたるみゆ

在江戸にての歌

同き十月二十六日岡山を舟出し（八幡丸）給ひ、大阪より陸を經、同十一月十三日江戸に着き給ふ。此冬、庭の松に雪の降りかゝりたるを詠め給ひて、よませ給ふ。

　　なびかではははらふよすがの風もなしうつまてみせよ松のうす雪

又述懷の御歌、　我人のおなじこゝろにかたらはゞうきもなぐさむともとこそなれ

年の暮に、　かしこきにうつりもやらず三そぢまでむなしく過るとしのくれかな

圓盛院殿を悼みての詠

延寶六年十月七日圓盛院殿御逝去ありしかば、曹源公御愁傷いふばかりなく、やう〳〵ことしづまりておほ〳〵出る事かぎりなき曉がた、　夜はあかし晝はかきくらしおもはずもはれぬなみだを友とこそすれ

讀經きゝ給ふついでに、僧どもの無常なることのみかたり申すをきかせたまひて、

はかなかりなにかたのまん人の世はあしたの露の日かげまつほど

玉きはるかぎりをいつの月日ともしらぬぞ人のいのちなりける

源大納言のもとより、過る日數にそへてなどかきて、せうそこのはしに、

日數ふる袖のしぐれや隙もなきちりしはゝその森の木の下

御かへし、　木のもとの袖のしぐれもおもひやれちりしはゝそのあとをとふにも

おなじ心をある人の御もとへ、　おもひやれ柞(ハヽソ)の森の冬枯にのこる木の葉の袖のしぐれを

冬かれの木ずへをながめ出し給ふに、かすみの夕の空は、御袖の色にうつり、木葉は御涙にあらそふ折から、いとどうちしぐれたまひて、　冬がれの木々の木葉も我袖ももろきなみだの夕暮の空

はかなき御調度ども取出させたまひしに、かのかきすて給ひし反古を御覽じて、

見るもうくみぬはたつらしありし世のおもかげうかぶ水くきのあと

とにかくに、筆にも心にもあまるものは、たゞなみだなりと思しめして、

もの毎になみだをたねにうへをきて人のかれにしやどぞかなしき

年々に、御心ならずつかふまつりたまはざりし御かなしさ、いはんかたなくとて、

行きかふる身はおのづから年月をつくしもはてぬなごりかなしも

つね／＼御目ちかくうゑをかれて、寵せさせ給ひし草木を、からさじとうつしうへ給ひて、むなしき空を打ながめ給ひて、

雪霜のふるともよきよなき人の手づからうゑしやどの草木は

そのは頃、母におくれし人の袖の色をしはからせ給ふとて、それがもとへ、

おもひやる老木の袖もぬれぞひぬおなじははその森のしぐれよ

あまたあるべし御心とゞめてかきもとゞめたまはゞ、さる事はもらしつ、たゞはかなく御物語のついでに、御口すさみ給ふをわすれじとばかりにて。廣澤元胤御宸慕を感じ、よませ給ふ御歌を筆記せしを、こゝに記せしなり。

清見潟にての贈答

清見潟のあたりにて、榊原式部大輔に逢ける時、彼人のもとより、

行人の名残おもへば清見がたわれも關もることゝちこそすれ

その返しに、

清見潟我もこころをとどめ置く關路越えゆく旅をしぞおもふ

水戸家人の返しその他

扶桑拾葉集三十卷を、水戸宗にて梓にえりて摺本になせしを、光圀卿のもとより一部贈られしかば、その返しに、

おり見する心ぞふかきにし山の餘波(なごり)かなしき千々の言の葉

生田の森にて、箙の櫻を見て、

もののふの名を今までもあげ卷にさしてぞ匂ふえびら梅がえ

月前懷舊　私云、此御歌は飛鳥井雅章卿ことに賞美ありしと云。

遠からぬむかしなれどもいとけなきよころの空の月ぞ戀しき

重陽宴といふ題にて、

われもまた人なみ／＼にむらさきの袖にぞかざす宿の白ぎく

久しう煩ひて後、ちしをの紅葉を見て、私云、ちしをの紅葉は、御後園にあり

おもひきやまたこの秋もながらへてちしをの森の紅葉見んとは

海霧、

かもめたつしほ路も遠くたちこめて沖よりくるゝ秋の夕ぐれ

初秋、　いかなれやきりの一葉の夕べより霜にまづ置く秋のしら露

鵜船、　わざとてややみにのるてふ鵜飼船はかなくたのむかがり火の影

野分、　おちかへり露もとまらぬ花のうへをうたておもはぬ風のこころや

雪、　橘の枝かき拂ふけさしもぞ松のおもはん庭のしら雪

歳暮、　いにし春また立かへるとばかりにことあらためて何いそぐらん

みどり子のためにことしはいそがれて老にはつらき入相のかね

池凍東頭風度解、　朝づく日かすめる空に吹くかぜの氷はひらく庭の池水

池のみぎはに生ひたる梅、水上に枝さしかざしたるを見て、　聞くより花のかがみと見ゆるかな梅の下行く庭のやり水

一本とおもひし花の咲く日よりそこにもにほふ梅の下水

擣衣、　をきあかす霜を友とやしづのめのふくる夜たえず衣うつなり

偶懷、　身は小舟心は梶よ眞帆ならでせのうき波にうかぶあやしさ

小田原にやどりける時、　聞きなれぬものとて波のかしましやそれにもまさる世にはすめども

世のうつりかはる事いとゞはかなく覺え侍りて、

みしをりのうつるのみかはかなしきはあり人までかはりゆく世に

述懷、　世にうらむ人こそなけれ我からともにすむ虫の身をし思はば

月前述懷、　さしむかふながめにかはる色もなしこころごころにうつる月かげ

霜がれの庭のけしきを見て、　さびしさも時こそありけれ霜がれの庭のしばふの冬の夕暮

戀のこころを、　さはりこそわりなき戀のこころにはふかくわけ入るしをりともなれ

かつぐとてみるめばかりのわざぞうきちひろのそこのかいやひろはん

和意谷に詣で給ひて其他

神無月の比、和意谷といふふかき山のうちにまうでぬる事ありて、草ふきたる峯の庵に一夜やどり侍りけるに、月あかうさえわたり、所からしづけく覺え侍りければ、よみける。

しづけさを月にこころもならひけりみやまのおくにひとりながめて

風の音も月に□(マヽ)みへてしづかなるみ山の庵はこころすみけり

月すまば我をもさそへおり〱はうき世へたつるみ山べのいほ

しづかなるかぎりとぞおもふ山ふかき峯の庵りに月すめる夜は

ふもとのさとに、ともし火かすかにみえ侍りければ、

夏ならばほたるとやみんやまたかみふもとのさとのともし火の影

庭に尾花を引きむすびたるかきねに、鹿のすみなれたるを見て、

鹿はただまがきのもとにおきふしてなくねさむしき山のべのいほ

夜の明がたをながめて、

松しげきむかひの山の木のまよりよこ雲しらむ冬のあけぼの

戀のこゝろを、

つらきとて今さらたれをうらむべき思そめしは出とのこころか

うらむるも思ひわすれぬこころぞと猶たのまるるゑにしぞありけれ

えにもあればたえてもたらずいつとなくまたむづましき人のかたらひ

かくばかり思ふとてしも色みへぬわがこころよりうたがはれぬる

朽つるともうらみはたへじ奠置く人のうたがふ身ともなりなば

うみ山のへだてもわかずなぐさむは心をつたふ水くきのあと

戀しさを心ばかりになぐさめてしらぬ人にもなどかたるらん

知りしらむ人をもわかず戀しさをなきみわらひみかたりなぐさむ

ふすたびに思ひぞいづるありしよのそのかたらひの床のおもかげ

身にしれる人こそ戀のたよりなれあるはかたらひあるはたのみつ

しらでやは情のほどもふる雪のふかきよすがらかよふたもとに

忘れめやぬるとしもなく手枕にみだれしかみをかきやりし夜は

雪の降りける日、たびゆく人をみて、

身にしればくるしかるらんたび人の袖いかばかり雪にむもれて

夕風といふかう（香）を題にてよめる、

わざとならぬ袖のにほひゆうかぜに心うかるるやどのそらだき

大ぬきならねど、引手あまたならんは、いかゞくるしきにやと、人のたづね侍りけれども、いさゝか身にしらねば
いらへの心に、

世にしれる蚕にたづねよをくあみの引手あまたの身のくるしきを

年内立春、

冬の日のかずはきのふにみつれどもとしを殘して春はきにけり

寄紅葉述懷、

幾しほもふかく染めてよ夕時雨こきは紅葉のむらもみえねば

七夕、

いつかはのこぞの名殘もわすられてはやくる秋のほし合の空

秋のうた、

この頃はみなみにめぐる秋の日のうすきかげにぞふかさをばしる

夕やみは昨日もけふもかはらねどほし吹風の音ぞ身にしむ

まだあさき秋とは見えて庭のおもにをりをりひびく夜半のかぜ

秋風は木々のこずえにみか月の入るかたよりぞふきはじめける

七月三日月くまなきに、いなづまのときどきおとづれければ、

やみならばけたれしものをくまもなき月にほのめくよいのいなづま

はつ秋、夕かぜたちければ、

けさまでは昨日にかはる色もなし夕にそよぐ秋のはつかぜ

戀のこゝろを、

さはりありてこぬとはしらずはかなくもあかつきまではふしぞわびぬる

おきもせずねもせで待ちしねやの中にたのめぬものと月ぞさし入る

さはりなくつれなからずばしのびつゝこのあかつきにせめてとへ君

山家雪、　山里は人めも草もふりこめぬ鳥の音さへ雪にへだてて

夕落葉、　このごろはこずゑさびしき夕づく日庭のおち葉に色ぞうつろふ

枯野、　花すすきほのかに殘るあきもなし野はらは霜の色にうつりて

朝落葉、　空はまたくもりもわかずあさぼらけかぜにしぐるゝ木々のもみぢ葉

冬山霜、　たかねには日影まつまの雪に見えて山のしばふにむすぶ朝霜

海邊雪、　よる波にたゆたふ雪と見えつるは浦はにつなぐあまのつりぶね

庭寒草、　秋の色はかれぱのすえにうつろへてかきねさびしき霜の下草

山路雪、　わけわびぬ昨日の雪の村ぎへもけふふりうづむきその山道

雪後雨、　ふりつもる木の葉のうへの白雪は夕の雨にいろぞうつろふ

旅宿雪、　あづまぢや一夜ふたよをふる雪におもはずなる草のさむしろ

山邊雪、　さゞなみもよせてかへらぬうす氷みぎはの雪にあとをのこして

爐寒埋火、　たれこむる霜よのねやのともなれやすみさしそへておこす埋火

雪朝、　しのゝめのまどのうつろひひまみえてつねよりはやき雪のあけぼの

忍別戀、　又いつのちぎりもかたし度々のあかつきわかずつゝむなみだに

餘寒、　きさらぎやにほはぬ風は身にしみて雪にぞつゝむまどの梅がへ

寄櫛戀、　くろかみのみだるゝまでの心とはつげのおぐしよせめてかたらへ

時雨と松風と、　夕しぐれそむる木梢の庭よりもつれなきまつの風の身にしむ

梅とさくらと、　白雲にまがふばかりぞ山ざくらとりさへえだにかへる梅が香

手とうたと、　しきしまやまとことばもむかしよりかくことしらでたれか傳へん

ふしなばら、しつなきと、やまひに藥を得がたきと、

いたづらに枕ならぶるよはならばしなぬくすりも何かたづねん

關雪、　ふのつめば道もきよみがせきのとの明け行くあとの雪にうつもて

寄花戀、　いささくらちるにはあらずつれもなしうつろふ色を人にをしへそ

川氷、　ながれ行く水のよどみももみぢ葉をとづるこほりに冬ぞしらるる

川冬月、　みぎはより影さへとほくうつろへば氷や月のさはりなるらん

寄笛戀、　うきふしにねをやくらべんあふことを一夜ぎり(よ)とはたれかなづけし

初言戀、　いひ初めてかへすいらへを見るほどは心せかるる露の玉づさ

忍戀、　夢にだに心ゆかすなおもひねのとはずがたりを人もこそきけ

逢戀、　命をばちりにたとへてこひわびぬ今さらおしき夜半の心に

別戀、　うつり香のさめぬよとこをなぐさまんなみだにかへる行へならねば

後朝戀、　待わびてしほるる袖は數ならずかみかきやりしけさのなみだに

遠戀、　行きかよふ玉づさばかりなぐさめぬそれもいくえの山をへだてて

近戀、　何かその中かなれば言の葉の軒はならびにかよひなれても(本ノママ)

久戀、　たのめおきしふみにいししの住なれて人はむなしく年はかへりぬ

變戀、　わすらるるうらみも人のうき名には思ひかへましなぐさまぬとも

增戀、　つらからばおもひすてきていかなればうきにたちそふ人のおもかげ

夢中逢戀、　あだなりとせめておもはじ夢にしもおふをたのみに戀ひわたる身は

空夜戀、　行きかへる霜よの道をおもひやればいとどねられぬ待ちわぶる身は

ある人の歌に「數ならぬ身をしわすれてともすれば袖にことはる我涙かな」とあはれに覺えて、

數ならぬ身をしる露の言の葉によそまでうつる霜の色かな
おりにふれてうつるぞやすきよの人の我心とはおもひゆるすな

寄雪戀、　待人にあとつげよとてけさよりはいとひし庭のゆふ暮の雪

寄露戀、　白玉をとひしむかしもあやにくにあだなる露の身をやうらみし

寄霜戀、　夜とともにむすぶかひなきあさ霜のおき別れてはおもひきえぬる

寄關戀、　ところから名にあらはれてうき人をかすみの關やへだてきぬらん

寄井戀、　よしや人あさか山のあさくともくみてむすばん山の井の水

題しらず、　袖のうへにたのめぬ月はやどりけりおもかげさへやなどかつれなき

人の返し、　忍ぶ身のならひを人のしらねばや月にかこちてうらみわぶらん

ねやの中に月のさしいりたるを見て、
をしみてもかかげもやらず月影のふくればきゆるねやのともしび

寄玉章戀、　かきつくすことのはながらかぎりなき心をつたふすみ筆もかな

夜雪、　ふる雪の雨になりてやかぜふけばよるのつま戸にちる音ぞする

題しらず、　庭の雪軒のつららをみてもなほとけぬおもひは春にかはらず

歳暮、　かしこきにうつりもやらで幾年かはるにむかふもおもなかりける

あるものゝよみける、題しらず、　身をつくし忍ふ心はふるき江にかいなくくちんすへぞくやしき

返し、　見をつくし身をならうらみそいたづらにふるき江にしはくちもはてしを

又あるものゝよみける、題しらず、　われながら心づよくも忍ぶかなありしちぎりをおもひわすれず
おりふしに心をよせてもじほ草かきあつめてもみるかひぞなき

此二首のうたを見て、　あはれなりありし契を年へてもかはらず忍ぶこころづよさは

題しらず、　かいなきと心なよせそもじほ草かきあつめては玉もある世に

はげしきの時雨の雨もふりかへて春とはなしに音のしづけさ

僞戀、　忍ぶみはわが言の葉もゆるされずそれとはなしのとはずがたりも

くやしくぞさはり有やと待わびしまことすくなき人のこころを

春戀、　おもかげのかすみにそひし春の夢さめてあはざる契ともかな

夕立戀、　うきなみのたびをいとはじあま小舟などはじめよりこがれ初めけん

かたおもひ、　火にも入り水にもしづめとばかりの心かよはぬ人ぞつれなき

題しらず、　むら〱に花はちりても朝霞心にかかるはるの山ぶみ

物おもふ袖のなみだにくらぶればふりともみえぬ軒の春雨

過にけるかたをおもへばさくらばな袖の別とともに散りけり

春夜、　梅さかばおぼろ月夜の影よりもやみのにほひぞ袖にしみぬる

竹鶯、　ささたけのかげにかくるる鶯の聲さへなびくまどの春風

絶後逢戀、　たのめただわすれがたみのうき中もいのちあればと又おもふよに

梅折枝、　梅がえは風ふかぬまにおらばおれよしみぬ人のまちわぶるとも

逢增戀、　年月のおもひは今宵つきもせでのちのための人もそひぬる

時々逢戀、　おり〱の枕のちりをはらふよはよかれぬ人のいとどこひしき

月前忍逢戀、　床なれし夜ころの月よふたりねのわれより外のかげはもらすな

「梅のはな色香ばかりをあるじにてやどはさだかにとふ人もなし」といふしきしまのうらがきに、

やどわかずあるじも花のしるべせんうらなくにほふ梅のたちえに

寄風戀、　おもひかね心の色を露ばかりせめては風にたのみても見ん

逢不可逢戀、　もろともにいとひし鳥のや聲まで今はその夜のかたみとぞきく

夏戀、　夕すずみ人しづまりてむつことのあやめもわかずあくるしののめ

秋戀、　秋の日もたのむ心にいそがれて軒はの松の暮ぞ久しき

冬戀、　霜をふみ袖のふぶきをはらふよはくるもかなしくくるもうれしき

寄草戀、　かなしさをまことわするる草ならばうきたびごとにたねやまかまし

ほたる、　あつめぬる虫はむかしにかはらねどまなぶ人なき世のおろかさよ

なでしこ、　秋まではかぎりもしらず咲く花の名もむつまじきやまとなでしこ

松下落葉、　立ならぶもみぢをわけて木がらしの吹きしく跡のまつぞさびしき

寄木戀、　つれなさをまつにならひて年やふるつらなるえだもあはれある世に

冬の夜、　庭は雪さよのふすまは下さへてしづがふせやに夢もむすばず

海邊時雨、　きたしぐれかさなる雲ははげしくて浪になみそふさよの浦風

年內立春、　幾ほどの日數ならねどふる年のつくるをまたで春はきにけり

早春、　吹風もまたさえながら村ぎへの雪間の草に春は見えけり

鶯、　まださかぬ梅をもわかず鶯のをのが時しるけさのはつ聲

遠村霞、　はるは猶おちかたわかぬ朝霞かすみにつつむ里の一むら

雨中鶯、　鶯のつばさやおもき打ちはぶく露さへにほふむめの春雨

若菜、　日數をば雪のしたにもかぞへてやもゆるわか菜の人をまつらん

子日、　君が代はみつ葉よつばのたることをけふ引のべの松にたぐへて

梅、　色にそみにほひにうつる心をばむめのをしへと春風ぞふく

春月、　くもれども霞にわかず物おもふ袖より外の春のよの月

さくら、
はる風のたえまはまがふ色ぞなきさくらにうつる雲も霞も

子日、
おひそむるまつも若菜もろともにおなじねの日のけふやひかまし

夕かほ、
あやしとて猶うとまれぬ夕がほのはなもなさけのたねとこそきけ

返しのこゝろを、
花ゆへに露のゐにしをむすぶとはすむ人からの花の夕がほ

春、
おさまれる代の聲なれやあらたまの春にふきそふかどの松かぜ
色かへぬためしにたつる門の松たけはちよをもこむる春風

たゞひにうらむ戀、
われぱかりうらみもはてぬ言の葉はつらき中にも久はうれしき

歸雁、
春やうき霜の衣かりがねの花の色にはそめずゆくらん

雨中待花、
咲くほどをかぞふる庭の花ゆへに日をかさねての雨もいとはず

春雨、
梅が香もほのめくけふの春雨に聲もうるほふ窓のうぐひす

吉野櫻、
白雲に咲くもまがはばよしの山よしや名にたつはなもかいなし

寄霞戀といふ事を人のよみける返しに、
さはるべき心ならねば春霞いくえもかかれ野にも山にも

雪、
時しあれどつぼみもみへぬ梅がえにはなをやさそふけさのあは雪

寄雪戀、
白雪はけぬかうへにもふらばふれかよふ心のむもれはてずば

春雪、
はるの色は雪□ゝそ見ゆるけさよりもつもらぬのみか雨になりゆく

人のまつときこゆるに、ゆかざりける人のもとへ、よみてつかはしける、
いかばかりおもひやりてもたづねゆけまつはくるしき人のこころを

人のもとへ、はごろもといふ香をおくりはべるとて、つゝみがみにかきそへてつかはしける、
春風になびく霞の袖までもにほひゆかしきあまの羽衣

春風のたよりにもれてはごろものふかきにほひの袖ぞうつれる

やしほといふ香を、また人につかはし侍るとて、

くゆれどもたれかきてみんあまのたく浦のやしほのけぶりとおもへば

寄氷戀、

とけてだにまたむすばれぬいけ水はいかにつれなき氷なるらん

故郷梅、

すみすてて年ふる里は（ママ）かり春ばかり軒はの梅にたへずかよへる

春山家尋人、

山かげや軒はの霞立こめてよそにしられぬ道まどふなり

梅映水、

散りうかむ庭のやり水ながれてもにほひはのこせ梅のかたみに

題しらず、

白露のむすぶとすれどほにいでておばながすへに秋風ぞふく

かざしの梅といふかうを、きゝて、

たかおりしかざしの梅ぞあやしくもよそのたもとにうつるにほひは

寄花戀、

たのまじなさくらにつつき風よりもはなにならひし人の心は

紅梅のにほはぬをうらみて、

にほはずばさきもわすれよ梅の花うす紅はやさしけれども

寄女郎花戀、

うたて人秋のさが野のおみなめし花の心をいつならひけん

變戀、

たのまれぬ契ぞかなし言の葉のしもより外に色かはる世は

題しらず、

かよひこし心はゆきのふりこめて又とどこほる中ぞかなしき

有し世のその手枕のうつりかもなみだにあらふけさのかなしさ

ある者のよみける、題しらず、

おもかげの身にそひながらいかなればあはで年ふるおもひなるらん

人しれずかたらふ夜半のあらましをたがもらしてやうき名たつらん

此の二首を見てよみける、

はかなくもあはぬならひをうらむなよ身にそふかげはたれもある世に

いつはりのうき名はつらしさもなくばかたらひあかせよをばかくさじ

春梅、

枕より外には人もしらざりきなみだや袖のひまにもれけん

年ごとに立枝をしげみ萬代の春をかぎらぬやどの梅が香

あとを見てこころなぐさめしきしまの道はかぎりもしらぬ行す衞

岡山川口八景

高嶋秋月、

月はなほ松の木ずへに高島の波の玉藻にかげをやどして

濱野夜雨、

船かけていく夜かなれぬ雨の中はうきねの枕苫のしづくに

常山暮雪、

夕ざれば汐風までも寒くしてまづつね山にふれる白雪

上寺晩鐘、

海越のひびきやいづこ夕風のたよりにつたふ入相のかね

平井落雁、

見たれすのつらも霧間に見へ初めて平井の潟に落るかりがね

網濱夕照、

夕づく日なごりも遠くうつろふは汐や引くらんあとのはまべに

湊村晴嵐、

あまの住む里の外面にほす網をあへす吹きまく嵐はげしも

北浦歸帆、

追かぜにかへる浦半のいざり船けふのしわざのかいもあればや

石山新宮御法樂和歌

從四位下侍從兼伊豫守源朝臣綱上

社頭祝、

たのむぞよけふあらたむるいし山の神のみや居のかたきまもりを

いしやまの神のめぐみに千代までもたへぬまもりの國もうごかじ

神かきにうつしおふてふたまつばき八千代をかけてあとやたれなん

萬治二暦極月十二日

金山詣の御詠

神無月の比、金山寺にまうで侍りけるに、山口の紅葉をみて、

おりふしのいろを時雨の染めがけて奥ものふかき谷の紅葉ば
かへるさの山路わすれていざさらばもみぢよあるじやどをからまし
なれてすむこのさと人もいかがみるゆふ日色そふ山のにしきを
やまはみな杉を織しくそめにけりさとにきだつ霜や時雨に
ましばかる賤がたもともいろづきぬかよふ山路の木々にうつりて
しもがれの草葉も今は色づきて紅葉にうづむ谷の古寺

御後園慈眼堂へ御奉納御歌

普門品一軸は、むそぢの冬思立て、二夜のともし火の下にて書き寫し、慈眼堂に奉納、心願のあらましをこゝに記
國家安全・子孫繁榮に、ながくひさしく、綱政いやしくも吉備の國の司に補し、近衞の次將に任じ、隨身の士卒こ
ちたく、あふぎねがはくば、我ともにをこの障りなく、邪のわざはひをしりぞけ、人民快樂にまもり給へと、弘誓
ひたのみたてまつるのみ也。

底ひなきちひろの海にたとへつるひろきちかひのかげたのむなり

元祿十年王晔古辛月念日　左近衞權少將源

今村宮、

言の葉をただつつしめよくちなしを好む社の神のいさめに

山口の紅葉を、

折ふしの色をしぐれの染めかけておくも深き谷の紅葉ば（金山御出の時なり）

寶永二年九月木下肥後守の許へ御消息のついで、よみて賜ふ、

下染の草葉の色におもひやるさかでな山邊のきぎの錦を

肥後守の返しに、　色もなく松のみたてる山里は紅葉を風のつてにこそきけ

御後園にて、或る人の野邊送りするを見給ひて、

おくりすててかへるも同じ露の身の我も煙のたねに殘りて

巣父許由の御賛、　耳を洗ふ心の水は清けれどながれは汲し世を渡る人

元祿四年に、攝州兵庫湊川の楠氏の古墳を、水戸家より再興ありて、碑石を立たる、其頃彼碑前を過ぎさせ給ふ時の御歌、

いにしへの名のみに殘る跡もかなあらためてうき人の古づか

元祿十五年、或日鶯を聞き給ひて、　今日までかしたにまたれし鶯ののどけき聲にかすむ山の端

おのが音に心の春もあらはれて今朝ぞのどけき庭の鶯

朝な〳〵（マヽ）きなけ鶯いつとても初音ぞしのぶやどの軒端に

寶永元年二月の初めつがた、白鶴のあまた延養亭の庭におり居て、こゝろよくゑはみ侍りし、田家ならでは、かくまちかく見ることとためしまれにおぼえしまゝ、よみ侍りける、

千代や經ん空とぶ鶴のうちむれて庭におり居る宿の行末

元祿十六年三月末つがた、梅柳山木母寺にあそびて、

おもかげの霞にきへし隅田川ながれての世も花に戀しき

春秋六十あまりの比、そのかみはやうより、むづましかりつる狩野常信に自影を人まなく繪かゝせ、いさゝかおもひを爰にのぶる。

うつしおく世には心のなけれどもわがすへに見ん人やしのぶと　左少將源

自筆を染めて護國山曹源寺にゆづり事。

元祿戊寅夏書　御朱印

寶永元年正覺谷に御壽藏（像）をしめ置せ給ふて後、いつの事にや、其御壽藏の石棺中に坐し給ひて、

終にゆくやどりをここにしめ置きて世にながらふる身こそ安けれ

寶永三年三月十八日木下肥後守東行のついで、後園に立寄られ一首の歌あり、「須磨の浦關また遠き道の邊に心をとむる花の下かげ」とよめる返しに、

過てその心とどむときくからにせめてかひある花の關守

同年みづから書き給ふ歌書を、肥州のもとへ贈り給ふ、是は御形見にまゐらせ給ふ物なれども、御存生の今おくり給ふ。されば座敷の置合にもなるべきかとて、早くまゐらせらるるよし、御消息ありて、其末に、

そこ非なき心の友とおもふよりくみてぞみする水くきのあと

木下の返しに、

そこ非なき心としりてくみも見ず行末遠き水くきのあと

稲川長彰といふもの、はやうより昵近を務めて、□□(マヽ)の春秋を送りぬ。心ざしのまめやかなる事抜群なりければ、猶向後を祝して、

つかへ來ていそぢの秋をこゆるぎのなみなみもるるすへもはるけし

吉備温故秘錄卷之九十九(詠草)終

吉備溫故秘錄　卷之百（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

御廟

明曆元年乙未二月十五日初而御祖考の神主を御城中に設られ、御時祭御執行あり。この後御時祭懈怠なし。御湯所は、御月見櫓の由。御忌祭も當年より儒禮を用ひられしといふ。津田左源太書上に、明曆三年丙正月二十五日播磨宰相樣御忌日之御祭、初而御執行之刻、御役人之内に被仰付、天和三年迄相勤。

同二年丙申六月十三日御忌祭あり。

今年は興國公の御時近侍しける士は勿論、徒者に至るまで、今日の祭事を執らしむ。いづれも高年の者也。其人數は、土倉隼人七十歳・伊庭月京七十歳・中村四郎左衛門六十八歳・下濃彌五左衛門五十九歳・横井養元七十九歳・水野助之進六十二歳・青地小兵衛七十六歳・大橋四郎右衛門七十三歳・南拗兵衛六十五歳・古田左次右衛門六十九歳・小川主水八十四歳・梶浦宿遣七十三歳・和田猪左衛門七十三歳なり。中にも小川・梶浦・和田に、唯侍座し、無執事にて御祭り終て中障子を開き拜をなさしむ。湯淺民部は命を蒙りけれども、病氣に付不參。從者は御勝手の御用を勤めしならん。

萬治元年戊戌岡山城西の地をトし、祖廟を御建あり。

九月朔日營始なり。中央の柱は丸木の杉を用ひしが、此丸木は、備後守恒元君播州宍粟にて善木をゑらみまゐらせられし所なり。十二月二十二日上棟ありて追々出來。同二年正月中旬全く落成しける。

同二月朔日、神主御城より御遷廟あり。

諸堅め左の如し。

一、玄關。鈴田武兵衛・永田三郎左衛門。

一、伊木長門前門。尾關兵庫・杉山五左衛門。歩行目付二人。

一、內腰掛ノ所。青木善大夫。

一、石火矢門。石川彥左衛門・柴岡多左衛門。

一、鐵門。蟹江權右衛門。

一、池田信濃脇ノ門。熊谷源太兵衛・水野三郎兵衛。歩行目付。

一、水手門。安東德兵衛。

一、外ノ馬屋。淵本甚五左衛門・森本甚左衛門・大林淸右衛門。

一、目安門。深谷甚右衛門。

一、馬場ノ內二口ニ。徒二人ヅヽ。

一、內ノ馬屋。中村孫四郎・蟹江理右衛門。

遷・廟・儀・

前期三日。齋戒。

前期一日。陳器洒掃廟堂、厥明夙興設香案于

神位前、津田重次郎・石黑藤八郎。主人盥洗、開龕啓櫝、詣香案前、跪焚香、俯伏再拜。告辭云、

孝嗣孫源光政謹告于

顯祖考妣及顯考、新廟已成、以今月今日朔且將從越翌二日祗將虔歲事、敢告。俯伏再拜、興閉櫝。

捧櫝。　顯考。若原監物・池田藤右衛門。　顯祖妣。湯淺民部・小堀彥右衛門(主人前導至寢)。　顯祖考。池田數馬・池田美作。　奉栽神輿、主人前導主廟跪階下。

行・列・

松浦七郎兵衛　宮部源大夫
土肥飛彈　瀧川縫殿　土倉隼人
芳賀內藏允　伊庭主膳　山脇修理
日置若狹
伊庭左京　荒尾內藏介
水野助之進　薄田藤十郎
津田左源太　佐分利彌一右衛門
御腰物　山內權左衛門
主人　御脇指　土倉登之助
御太刀　芳賀兵部

池田美濃　池田數馬
松本幸八　顯祖考神輿　池田信濃
加藤九左衛門　伴安左衛門
水野伊織
小堀彥左衛門　湯淺民部
池田八之丞　顯祖妣神輿　伊木長門
稻川十郎左衛門　龜嶋猪右衛門
池田藤右衛門　若原監物

土倉淡路　顯考神輿　池田伊賀
中村四郎左衛門　吉田齋宮
喜多島忠右衛門　田中源兵衛

青木六郎左衛門
河合淸大夫
村瀨平右衛門
中野仁右衛門
內田九郎兵衛
南勘兵衛

主人前導、至于堂、就位。　奉櫝納室　考。若原監物・池田藤右衛門。　祖妣。湯淺民部・小堀彥左衛門。　祖考。池田數馬・池田美作。　開櫝。日置若狹。

序位

主人　若原監物。池田數馬。　池田藤右衛門。池田美作。　湯淺民部。小堀彥左衛門。　祝　松野五郎八。水野伊織。　池田伊賀。日置若狹。　池田信濃。土倉淡路。池田八之丞。　設香案　菅小左衛門。津田半三郎。　捧爐　津田重次郎。　秉燭　石黑藤八郎。　設卓子置茅沙　津田重次郎。石黑藤八郎。田村左大夫。正木彌八郎。菅小左衛門。津田半十郎。

獻三方　松平五郎八。伊木長門。池田伊賀。　參神四拜。　降神上香酹酒。　酒注　池田信濃。盤盞　土倉淡路。　主人俯伏再拜、復位。　獻酒、主人俯伏、銚子　池田美作。捧盞　池田八之丞・水野伊織・池田藤右衛。　詣香案前　讀祝。主人俯伏再拜、復位　獻茶　若原監物・小堀彥右衛門・湯淺民部。　點茶池田數馬。　辭神四拜。　焚祝文、祝。　徹卓子茅沙　執事如設時。　禮畢。

祝文

維萬治二年歲次己亥二月丁卯越壬辰朔日、考孫從四位下左近衛權少將源光政、敢昭告于
顯祖考播備淡大守金紫光祿大夫參議府君、顯祖妣大儀院中川氏夫人、顯考播州大守中大夫拾遺府君。玆經營一廟、
雖不能悉如成法、斟議時勢裁事宜、其制同堂異室、隘陋之至、不勝感愧、今以吉辰而已遷從祇、薦酒菓用伸告、尙饗。

雖嘗有志于造立宗廟、屢見拘時勢遲不果、萬治元年之經始大祖之一廟於城西、其地甚潔淨、然境內迫狹而不能□□（ママ朱書）聖之成法、其制同堂異室、附以昭廟門南向左塾右塾、阼階賓階二房、兩序中門兩楹備在、梁播州宍粟郡主備後守恒元君献移柱。

同二日。時祭之儀。

前期三日。齋戒。

前期一日。酒掃陳器、厥明夙興、設蔬菓酒饌、　祝　日置若狹。　具饌　安藤德之丞・青木善大夫・加藤甚左衛門。　捧爐　津田重次郎。　秉燭　石黑藤八郎。　設椅　古田齋官・尾關源二郎・土倉登之介。　設卓　正木彌八郎・津田重次郎・古田齋官・石黑藤八郎・津田半次郎・田村左大夫。　置茅沙　古田齋官・尾關源次郎・土倉登之助。

序位

主人 松平五郎八・伊木長門・池田伊賀・池田信濃・津田八之丞・池田美作・池田數馬・池田藤右衛門。　捲簾揚帳。　祝　焚香告辭。主人俯伏。

考孫源光政、今仲春之月、有事於祖考妣考、敢請神主、出就正位、恭伸奠獻、

奉主就位 主人。　獻三方 池田美作・池田數馬・池田藤右衛門。　參神四拜。　進饌　考 本池田伊賀。二伊木長門。三池田藤右衛門。向池田藤右衛門。　祖妣 本伊木長門。二池田數馬。三池田信濃。向池田數馬。

祖考 本松平五郎八。二池田信濃。三池田伊賀。向池田美作。　初獻主人俯伏 銚子尾關源次郎。捧盞芳賀兵部。小堀彥左衛門・湯淺民部。　詣香

案前主人俯伏再拜。　奉饌 松平五郎八・池田八之丞。　洗盞 安藤杢。　授撤酒器 津田半十郎。　亞獻主人俯伏。　洗盞 田中九兵衛。　授徹酒器 津田半十郎。　獻果

撤向膳 土倉登之介・正木彌八郎・右黑藤八郎。　侑食 滿盞主人。挿箸松平五郎八。　再拜　皆出闔門 祝。　啓門 祝三噫。　皆盥洗復位　獻茶 松平五郎八。

草賀兵部・小堀彥右衛門・湯淺民部。　點茶 池田數馬。　撤吸羹 松平五郎八・伊木長門・池田伊賀。　詣香案前　受酒。　受胙。　主人俯伏再拜。　授移福盞 津田半十郎。

授神盞 受胙。　嘏辭。　授胙。

祝

祖考命工祝承致多福無疆於汝孝孫來汝孝孫使汝受祿于天宜稼於田眉壽永年勿替引之

辭神四拜。　焚祝文 祝。　納主閉櫝 主人。　撤椅卓茅沙 執事如設時。　降帳垂簾鎖室 祝。　禮畢。

祝文

維萬治二年歳次己亥二月丁卯越壬辰朔春分日癸巳孝孫從四位下左近衛權少將源光政、敢昭告于顯祖考播備淡大守金紫光祿大夫參議府君、顯祖考妣大儀院中川氏夫人、顯考播州大守中大夫拾遺府君、歳序流易、時維仲春、追感歳時、不勝永慕、新廟已落成、謹以潔饌鮮肉醴齊、庶羞、初、薦歳事、尙饗。

御祭終り胙を鮮淸に賜ひ、燕飲旅酬(献カ)奉りて重罪の者は九人をゆるさる。

寛文元年辛丑二月十九日、仲春御時祭御執行、畢而御饗應あり。

五郎八殿・香庵老・池田出羽・伊木長門・日置猪右衛門・池田信濃・池田八之丞・池田數馬・池田藤右衛門・小堀彦右衛門・草賀兵部・湯淺民部・岩田八右衛門・尾關源次郎・土倉登之助・山内權右衛門・田中九兵衛・杉山五左衛門を被召出、被仰聞候は、今日祭首尾能仕舞大悦に存候。惣而國之大事に二つ有之候。一つは祭、一つは軍陣にて候故、是より大きなる事は無之候。然者國凶年有時は樂を止候由に候。其故今日は樂止候。又番頭何も胙頂戴、亦何も盃事仕候得共、是も止候。

右拜考、爰に記。（原本に記事を欠ぐ。）

延寶元年癸丑福照院殿御遷廟。

福照院殿寛文十二年十月二十六日江邸に逝し玉ふ。御年七十九なり。同二十八日御柩江邸を發し玉ひ、十一月十六日和意谷へ御着、同二十六日同所に葬り奉り、同二十七日に御神主西丸に御安置、翌延寶元年十月二十六日小祥之儀あり。左に記す。

主人 侍從長上下。信濃、白小袖、 執事半上下。白染小袖、 祝信濃。 執事侍女。 設玄酒 質明行事。

序位 主人信濃、六丈臘。 出主侍從。 設椅子信濃。 設卓クニ・サン。 陣神主人。 俯伏再拜酒注クニ 盤盞サン 參神四拜 進饌本侍從。 二

丈三丈 初獻 主人俯伏 讀祝 俯伏再拜。

祝文

維延寶元年歲次癸丑十月癸亥越丁酉朔二十六日壬戌哀子光政、告于顯妣福照院榊原氏夫人之靈、曰、日月不居奄、及小祥、夙興夜處、小心畏忌、不隨其身、哀慕不寧、敢用柔盛醴齊、薦此常事、尙饗。

移酒信濃。 亞獻侍從。 俯伏 移酒信濃。 終獻主人。 俯伏 執注就添盞中酒挿箸侍從。 闔門。 祝 噫歆啓門、

祝 獻茶監。 點茶サン。 獻菓六。 辭神四拜 焚祝文 祝 女中皆入。 告、今春主將遷廟、祔于先考、敢告、主人

俯伏、移主於新坐、蓋納櫝載靈車 侍從。

•••••••••••••西丸より御廟に至らせ玉ふ行列。

鈴田大兵衛　池田藤右衛門　中村主馬　日置猪右衛門　烈公　山田權左衛門　宮部清四郎　加藤甚右衛門　山中權十郎　輕部九右衛門　泉八左衛門　香案　村井彌七郎　「同上」田中喜大夫

曹源公　小堀一學　澤權大夫　池田大學　奥山一兵衛　大杉平之丞　日置左門　「舁神輿者上下」山口長兵衛　藤田市郎右衛門　神輿　永田所左衛門　「同上」桐生久左衛門

山田九右衛門　市川流清　能勢庄右衛門　信濃守殿　土方又之丞　服部與三右衛門。　横井養元　平井安兵衛　淺津源兵衛

私曰、靈車•香案のみ赤き絹を用ひられし。是新に造られしにはあらず。去年和意谷にて用ひられしを再びしらける白絹を、紅に替へられしと言傳ふ。

詣廟、置靈車於西階之南廟。開龕戸 左門。 納新櫝於龕中 侍從•信濃。 奉主納櫝 侍從。 再拜 主人。

同日、藤田市郎右衛門•永田所左衛門仰を受て今まで神主に備ふ所の器物、或は當の御櫛匣等、ことごとく城東の川邊にて燒流す。御長刀•狹箱 内に入物共不殘。六姫殿 時に瀧川儀大夫の室。 にまいらせ候。同十一月十五日に興國公の龕、西向なりしを、祖考の東に南向に遷奉るべき旨を、烈公の仰にて、曹源公御執行あり。告辭曰、

　拾遺府君之神龕、將改列南面、恐脩爲之震動神位、今奉主暫徙別室、謹告。

かくて食卓を龕前に置かせ、みづから三ツの御櫝を其上に遷玉ひければ、近習の人卓を奉じ、曹源公前導し玉ひて御休所に至らせ、祖考を東に西向に遷せ、祖妣を北に南向、次に顯考を中坐に移し、香案を置、焚香し玉ひて御退出也。同二十五日辰下刻、曹源公御休所に至らせ焚香し玉ひ、告辭、

　拾遺府君之神龕、脩爲既成、將奉主安置、謹告俯伏。

去し十五日のごとく、曹源公前導し玉ひ、執事卓を奉じ、龕前に至りければ、曹源公御櫝を龕中におさめ玉ひ、祖考の龕をば日置左門開戸せり。此よし御使を以て烈公の御もとへ仰遣されければ、早速烈公御廟に至らせ玉ひ、

舊例の儀式を行はせ玉ふ。其法凡右にしるす所と同じ。故に今こゝに略す。
同二年十一月二十六日、大祥の儀あり。
延寶五年御時祭之時、奏樂を止め玉ふ。其後舊例に復せられ、今に至れりと云。

延寶七年正月十二日、圓盛院殿卒哭の儀あり。左に記す。

主人以下皆沐浴、執事者、陳器設玄酒、祝門。八右衛門。其饌淸七。又之丞。
序位。　主人丹波。內匠。　啓櫝出主丹波。　降神上香酹酒酒注、彌七。盤盞、茂大夫。主人、揖。　參神主人。　衆再拜　進饌本、丹波。二・三、丹波。向、內匠。　初獻主人揖。　銚子孫七。　捧盞茂大夫。　詣香案前讀祝主人揖。　洗盞又之丞。　亞獻丹波俯伏。　洗盞又之丞。　終獻丹波俯伏。　侑食滿盞丹波
主人以下皆出　闔門　祝　啓門　祝　噫歆　皆盥洗復位　獻茶丹波。　點茶淸七。　獻果內匠。　辭神主人揖。　衆再拜
焚祝文　納主閉櫝丹波。　禮畢。

祝文

維延寶七年歲次己未正月丙寅越丁酉朔十二日戊申左近衛權少將源光政、昭告于夫人本多氏之靈曰、日月不居庵及卒哭、不勝感愴、敢以粢盛庶品哀薦成事來日躋、祔于祖妣中川氏夫人、尙饗。

同十三日御遷廟あり。其・行・列・

近藤角兵衛　宮城大藏　岸　織部　池田大學　**御香案**　泉八右衛門　水野助三郞　丹波守殿　**神輿**　宮野九左衛門　宮本小兵衛　半野與一右衛門　淺野長兵衛　高崎五兵衛　岡淸左衛門　內匠　下野宇兵衛

天和三年癸亥烈公の御神主五月二十二御遷廟。

去天和二年壬戌御在國なりしが、四月初より御不豫に依りて良醫を京師に求められしに、四月二十三日岡玄昌といふ醫師來り、御藥を調進し奉りしが、五月五日より大坂北山壽庵參り御藥御服用、七日玄昌は歸京候。同八日壽庵も歸坂せり。同十七日京都より有馬凉及來り、二十一日歸京。かく色々に御治療ありけれども、更に驗なし。烈

公始は內廳に臥玉ひしが、おもらせ玉ひては御表に出玉ひ、同二十二日卯の刻薨じ給ふ。御年七十四。謚して芳烈公と申奉る。六月十二日御出棺、同日和意谷に到らせ、翌十三日御葬禮あり。儀終りて明日十四日に、土倉四郎兵衛神主の御供して岡山に歸り、御神主西の丸に入らせ玉ふ。

今年五月、曹源公御歸國の時、同月十八日片上の驛より和意谷に到らせ、御墓に詣り玉ひて、此日岡山に着かせ、西丸にわたらせ、神主拜禮ありて、御城に入玉ふ。

同二十二日御神主御遷廟あり。

其式、左に記し。

祝池田三郎左衛門。　捲簾揚帳　祝　啓櫝主人。　設卓奥山權三郎・近藤作之丞。　獻菓信濃殿。　參神再拜　降神上香酹酒酒注作之丞。盤盞權三郎。　主人俯伏再拜　獻主主人。　獻茶信州殿。　點茶中村又之丞。　詣香案前讀祝主人。　俯伏再拜　撤卓權三郎・作之丞。　出當改之主人。

取粉面主人。　信濃殿作之。

奉粉面于盤置堂西卓子上祝　降帳垂簾鎖室　主人歸城

洗字塗粉狩野幽直。　題主寳澤喜之介。　主人詣廟　捲簾揚帳　祝　奉粉面祝　合粉面納主主人・信濃侯作之。　詣香案前主人。　再拜

神辭再拜　焚祝文　閉櫝主人。　降帳垂簾鎖室　祝　禮畢。

祝文

維天和三年歲次癸亥五月戊午越壬寅朔二十一日壬戌孝孫綱政、敢昭告于播備淡大守金紫光祿大夫參議府君、大儀院中川氏夫人、播州大守中大夫拾遺府君、福照院榊原氏夫人。玆、先考少將府君小祥已屆及先妣本多氏夫人先亡祔祖妣、今從本朝服紀、當遷主人參議府君中川氏夫人神主改題爲曹祖、拾遺府君榊原氏夫人神主改題爲祖、本多氏夫人神主改題爲妣、世次迭遷不勝感愴、謹以酒菓用伸虔、先尙饗。

粉面

顯曾祖考播備淡國主三議府君神主 孝曾孫綱政奉祀　顯祖考播磨國主從四位下侍從兼武藏守府君神主 孝孫綱政奉祀

顯曾祖妣大義院中川氏夫人神主 榜書同右　顯祖妣福照院榊原氏夫人神主 榜書同右　顯祖妣（マヽ）圓盛院本多氏夫人神主 孝子綱政奉祀

主人以下預祭者、皆素服長袴。

二十二日、行小祥祭於西丸、禮畢、神輿至廟之中庭。

祝池田三郎左衛門。　奉櫝栽卓　執事又之丞・清七。　升陛自東階造堂西　啓櫝奉主納西室之櫝 主人。　祝　開太祖室　奉顯妣之櫝栽卓執事者升之、遷西室。　祝　鎖太祖室主人信濃侯。　於西室前再拜。老臣主人・勘解由・大學・隼人・四郎・左門・猪右衛門。　族臣左兵衛・七郎兵衛・吉左衛門。　於中庭再拜　祝　降帳垂簾　鎖室。

同九月十五日烈公常に着し玉ふ所の衣服を初とし、御弓矢、其外の器物共多く、閑谷の學校文庫に納められし。同十七日みづから書せ玉ふ孝經一部學校に納められ、同書一部・四書一部共にみづから書せたまふ。閑谷に納る。御像は閑谷芳烈祠にあり。閑谷學校の條と合せ見べし。大成殿釋菜にあはせ祭らせらる。又保國公の御時より岡山學校にも御像を納められ、春の釋奠に酒食を献じ祭らせ玉ふ。公御年若き時より押棺を作り置き玉ひぬれは、其一つを閑谷におさめ、浮世の規範とす。是津田重次郎のはからひ也。其條にのす。

右者國君即位而爲桿出疆必載、蓋先王之成法也。故備前國主羽林源君諱光政、嘗好古道、喪祭之禮一從先聖之舊典矣、於是造桿二筒、一置于備陽西城、一置于武江舘、以豫爲送終之備也。臣永忠嘗承命主其事、命工作之、材必擇其美、工必致其良門、考舊制詳盡善術、而使之無毫髮遺憾也。既而羽稱君以天和二年五月二十二日、薨于備陽西城、因用西城所設之桿、以葬于和意谷敦土山矣。乃遠致武舘之桿、而藏諸閑谷庫中、以備乎永世之觀考者也。

桿棺具目

○一枚、七星枚。　○十九箇、假榎子（カリノチキリ）。二十箇、眞榎子。　○一包裹桿袱子、白木綿布二重合之。

○一箇、桿輿車拵。一箇、居覆台。
○四條結狀繩、棉布繩從者橫者一。一箇、納桿桐覆貝鐵鎖鑰。

貞享三年三月朔日より献酒を止め玉ふ。其後舊例に復せらる。同年閏三月二十九日御忌祭惣て止め玉へども、五月二十二日烈公、十月七日圓盛院殿、兩度の御忌祭は、中庭にて東西に位を設け祭るべし。御時祭も春秋兩度に定め玉ふ旨、泉八右衞門・津田重次郎に仰渡されし。

年號幾年元旦之儀

設蓬萊　執事　祝　序位　御分家・御番頭・御中老。　卷簾揚帳　祝　啓櫝出主　御御分家・御老中。　酒註御番頭。　降神　御　盥盞御番頭。　參神再拜　獻茶御老中。　引渡及撤茶御老中。　雜烹御番頭。　吸羹御番頭。　三獻御俯伏捧銚子・捧盞。　奠盞御番頭。　詣香案前

御　俯伏再拜　讀祝　辭神再拜　焚祝文　祝　納主閉櫝　御御分家・御老中。　降帳垂簾鎖室　祝　禮畢。

時祭之儀

前期一日。灑掃陳器設椅卓茅沙。

祝　菜　具饌御取次。　剪燭御側小兒姓。　陳饌設三方。

序位　御分家・御番頭・御家老。　卷簾揚帳　祝　焚香告辭　御　俯伏　奉主就位　御御分家・御老中。　參神再拜　降神上香酹酒

酒注御番頭。盥盞御番頭。　御俯伏再拜　撤饌盞御老中。　初獻　御俯伏捧銚子御徒格。捧盞御同姓。　詣香案前　御俯伏再拜。　讀祝　奉饌御同姓。

洗盞御近習・物頭二人。　亞獻御分家。俯伏　奉饌御同姓。　洗盞御近習。　終獻御分家。俯伏　撤向膳洗盞ノ役二人。　奉吸羹御老中。　侑食　御滿盞御插箸

俯伏再拜　皆出闔門　祝　啓門　祝　三噫　皆盥洗復位　獻茶及撤吸羹御老中。　點茶菜。　獻果御同姓。　詣香案前上

香　御　俯伏再拜　受酒受胙　再拜　授移福盞菜　授神盞　嘏辭　授胙　祝　御名代ノ時ハ、詣香案前已下四行不用之。　辭神再拜

焚祝文　祝　納主閉櫝如出時、　降帳垂簾鎖室　禮畢。

春、雙調。秋、平調。

序位。亂聲、同上。捲簾。調子。
奏主。春庭樂。鶏[慶カ]徳。降神。柳花苑。五常樂。初献。賀殿。老君子。亞献。颯踏。三臺。終献。入破。越天樂。侑食。胡飲酒。林歌。献茶。
蘭陵王。太平樂。納主。武徳樂。還城樂。受胙。酒胡子。
御城にて双調音取、賀殿・胡飲酒・胡子。秋は平調音取、五常樂・慶徳太平樂。

五月二十二日忌・祭・儀・

前期一日。齋戒。灑掃陳器、設椅卓、茅砂貿明、主人以下變服。其餘、皆御時祭に同じ。但受胙なし。

朔・日・儀・

捲簾褰帳　啓櫝　設卓　献果　告辭俯再拜　設卓
上香酹酒俯伏再拜　(御中庭)再拜　献酒　献茶(若告祭期於此)　再拜　撤卓　閉櫝　降帳垂簾鎖室。

俗・節・

捲簾褰帳　啓窓　設卓　献果　告辭俯伏再拜
上香俯伏再拜　献茶　(御中庭)再拜　撤卓　閉窓　降帳垂簾鎖室。

一、望御櫝、窓不開、御中庭に御香案、御上香・御再拜。
一、二十八日歳暮之御廟參、御備物俗節に同じ。直に元旦之御掃除。御留守年には歳暮の御備物なし、御名代御香案前御上香俯伏。
　一、重き御告には、御備物有之、是又輕重により、朔或は俗節に准ず。儀節、上香・告辭・酹酒と云は、訃りちがひ。
一、御備物無之、御告・御櫝窓不開、御堂中香案前にて焚香告辭。俯伏再拜。
御分家樣御自分御廟參、並御告は、御中庭に香案を設、上香告辭。俯伏再拜。御上堂なし。
一、御拜領之雁・雲雀、御鷹之時、朔之御備の如、献羮と書、献果はなし。
御時祭は、春分・秋分の日を用ゆ。然れ共此日指合あれば、中春・中秋の日を占ひて日取を定むる事古例なれ共、指合有之日を占ひ得たる時は、祭りがたき故に、柔日の内にて日を撰み日取を定めらる。柔日は五巳の日、又は亥の日なり。此日も皆御指合に當らば、中日にても用ひらる。

元祿六年癸酉八月十五日。

主君命日掌謂、今雖祭執事者不之人、而使有輕服者執事亦可也、中華古禮、吾未知得、而本朝神式、若伊勢・賀茂・春日大社、重輕服皆不許入、若八幡等小社、不許重服而輕服者許入宮、是以考之、家廟非若勸請之神社之比、故使輕服者預祭亦可也、汝等宜相議告之。云々。

今日夕飲後、又十六日自夕飯前、會學校（泉仲受・岩田菜・鵜田道和・小原善助・予）相議曰、使輕服者執祭事可也、明書上之、十七日仲受上之。右、毅齋先生雜錄。

二十日。主君詣大猷院尊君之堂、歸路直詣廟、信州君詣、執事者、掃除・設位・陳器、訖入于休室、使書祭役、命日、凡輕服者祭時不出神廟、但當至側所、且不可拜受胙。

二十一日。時　祭。大村彌一左衛門有女之喪、依輕服出勤、但、不參神前。

寶暦十二年壬午二月二十一日、御時祭御規式相濟後、御城にて古格之通御儀式有之。

招雲閣御着座。御相伴峯次郎様・和泉殿並御年寄中御同姓・御番頭・祝役池田忠藏迄、御膳の上にて御盃事有之、夫より御酒頂戴、御次之間にて台に積土器、御側兒姓酌、洗盞之役より一人づゝ出て、御酒を豐後取、御肴側鰹御狹頂戴。右畢て中之間にて受頂戴、一人づゝ出、御備之御熨斗御飯を土器入頂戴、臺に積土器を取り御酒を請頂戴、御次小兒姓酌み、此の御胙は御樂人迄被下。其後中之間にて御料理被下、洗盞より窪田藤十郎迄十五人初座なり。

御膳奉行・御賄御料理人は御勝手にて頂戴。

指身 鯛・わさび・いわたけ・いり酒。　香物 なら漬瓜・花らり。　汁 ちさ・しいたけ・ほし大こん。　煮物 しきみそ・にんじん・いりこ・つくいも。　めし　汁 鱸切身。　焼物 大せい・すりせうが。

肴 魚でんがく。　茶請 水くり・川たけ。　濃茶　吸物 花玉子・のりし。　菓子 大まんぢう三・大白玉二・こいさとう數々。　薄茶。

右頂戴後、何も御三老御着座の間へ罷出、御禮申上げ、相濟、廻勤に不及。御廓御番衆六人、御門番太郎兵衛も御臺所にて御料理被下。

一同十三年元旦。

御廟攝主、內匠頭様大紋にて御勤被成、序位之衆、御役人迄長上下。常役人熨斗目半上下。

宍粟祠堂。

池田數馬君は、播州宍粟を領し玉ひしに、延寶六年十二月二十七日東邸に逝し玉ふ。未御幼少御嗣なく家絶ければ、宍粟に在りし御祖考の神主を、同七年六月、岡山御對面所に當時御安置ありて、同年冬に至り、御廟の東下この丸に新に祠堂を建らる。志水加兵衛・入江治大夫奉行して土木落成しければ、十二月晦日、御神主新祠堂へ遷され、宍粟の家士守護して安置せり。御名代は宮野賴母也。同八年正月十六日大村孫右衛門を祠堂奉行になさる。かくて御祭・御忌祭等もこれありしが、元祿十三年三月、祠堂を圓山曹源禪寺塔中長泉庵に遷すべきの命ありて、同月十八日祠堂に告辭あり。

左少將□□（マヽ）朝臣使臣淵本保敎告于故宍粟郡君爲薦禮、永年勿替將遷祠堂於上道郡圓山村曹源寺裏長泉庵、使之奉其奠、謹言。

同四月二十一日卯の刻、神主岡山を發し、辰の刻、圓山曹源寺開山堂に遷し入る。長泉庵、並僧徒勤行す。神主に從て參候者は、松井七右衛門・淵本彌三左衛門・雀部權十郎等也。此內雀部は、此日長泉庵に滯留して諸事を司る。同六月三日・四日法會あり。池田七郎兵衛・森川藤七郎・庄野武左衛門・齊木四郎左衛門御奉行・岩井善兵衛郡横目・梶浦丈右衛門引廻門堅等相詰る。かくて神主圓山に移らせられしかば、祠堂は毀されける。

和意谷。

御墓　寬文丁未御改葬。

烈公、かねて京都妙心寺塔中護國院にある所の御祖考御墓を御改葬し玉ふべしと思召されしが、過し寬文五年二月二十五日津田重次郎を召され、備前國中に於て改葬し玉ひ、然るべき地を內々に申すべき由、仰ありて、四月二十三日より重次郎巡見し、和氣郡の內にて然るべき地を所々見立て言上す。同六年、池田美作・稻川十郎左衛門を京にのぼせられ、祖考の御柩を備前に還されし。此度烈公自ら其趣を書玉ひて、美作に渡し玉ふ。左に記す。

覺書

一、牧野佐渡殿の家老の小堀殿を以て內證物語可仕候。其趣は、妙心寺之內護國院に在之墓所、備前へ曳取申に付、使者差上申候。か樣の儀に付、佐渡樣へも御案內申入可然事に候哉、但、其儀には及不申候事に候哉難計御座候間、各迄申談、御內意承候樣にと可申入候事。

一、佐渡殿へ御案內可申入候はゞ、口上の趣には、京都妙心寺之內に先祖の墓所在之候。先年も致炎上候得ば、以來之儀無心元存候に付、此度引取可爲申使者指上遣申候間、御案內申入候由、十郞右衞門參候而可申入候事。

一、兩人共に一度に上京いたし、香林には、十郞右衞門先可致內談事。

一、香林には、御位牌無相違御置被成、御合力只今迄之通可被遣儀、可申聞候事。

一、護國院墓所之儀、たゞ今再興在之候とても、末々又炎上等の儀難計候へば、內々國元へ引取可申所存に候。此度護國院申分之首尾に付、引取申候はでは無之樣子、香林へ內談可仕候事。

一、香林へ令內談上にて、妙心寺方丈並に役者に可申入趣は、護國院に有之候墓所、內々國元へ引取可申所存に付、因州にも申合候而、此度使者差上遣引取申候間、寺地は指返し申候。尤護國院の寺號も可令停止候、爲其斷申入候由、香林を以て可申入候事。

一、御墓所披申刻は、兩人之者計り上下致着用、美作可令燒香之事。

一、御骨之壺は箱に入れ、御名それ〲に印可申候。其箱を半櫃へ入れて守來り可申候。但、輝政樣•武州樣御骨は、一つ櫃に入れ、其外は不殘又一つ櫃に入可申事。

一、土葬之分は、桶共名箱に入可申候。前方に板こしらへを申付置、ほりかけ候てかつかふ見合、箱をさせ可申、當分かりの箱に候間、不張敢釘付にいたし、桶共に損じ不申樣に入可申候。若箱不可然候はゞ、是又桶にても右の趣に見合可申付候。但、上は目に立不申候樣に莚包にいたし引可申候事。

一、伏見迄路次中は半櫃を守來候。御供之者常々旅立之躰にてひそかに可仕候事。

一、御石塔、外塔不殘引取可申候。御石塔は上を莚にて包み、認印。塔を崩し候て車にて伏見へ引可申事。

一、御關舟へは、於京都認候躰にて、直に移可申候事。

宍粟祠堂。

池田數馬君は、播州宍粟を領し玉ひしに、延寶六年十二月二十七日東邸に逝し玉ふ。未御幼少御嗣なく家絶ければ、宍粟に在りし御祖考の神主を、同七年六月、岡山御對面所に當時御安置ありて、同年冬に至り、御廟の東下この元に新に祠堂を建らる。志水加兵衛・入江治大夫奉行して土木落成しければ、十二月晦日、御神主新祠堂へ遷され、宍粟の家士守護して安置せり。御名代は宮野賴母也。同八年正月十六日大村孫右衛門を祠堂奉行になさる。かくて御祭・御忌祭等もこれありしが、元祿十三年三月、祠堂を圓山曹源禪寺塔中長泉庵に遷すべきの命ありて、同月十八日祠堂に告辭あり。

左少將□□（マヽ）朝臣使臣淵本保敎告于故宍粟郡君爲薦禮、永年勿替將遷祠堂於上道郡圓山村曹源寺裏長泉庵、使之奉其奠、謹言。

同四月二十一日卯の刻、神主岡山を發し、辰の刻、圓山曹源寺開山堂に遷し入る。長泉庵、並僧徒勤行す。神主に從て參候者は、松井七右衛門・淵本彌三左衛門・雀部權十郎等也。此内雀部は、此日長泉庵に滯留して諸事を司る。同六月三日・四日法會あり。池田七郎兵衛・森川藤七郎・庄野武左衛門・齊木四郎左衛門（御奉行）・岩井善兵衛（郡橫目）・梶浦丈右衛門（引廻門堅）等相詰る。かくて神主圓山に移らせられしかば、祠堂は毀されける。

和意谷。

御墓　寛文丁未御改葬。

烈公、かねて京都妙心寺塔中護國院にある所の御祖考御墓を御改葬し玉ふべしと思召されしが、過し寛文五年二月二十五日津田重次郎を召され、備前國中に於て改葬し玉ひ、然るべき地を内々に申すべき由、仰ありて、四月二十三日より重次郎巡見し、和氣郡の內にて然るべき地を所々見立て言上す。同六年、池田美作・稻川十郎左衛門を京にのぼせられ、祖考の御柩を備前に還されし。此度烈公自ら其趣を書玉ひて、美作に渡し玉ふ。左に記す。

願ひければ、六月十日おゆるし有て備前にとゞまり、高島・北浦などにて石多く割らせ置れ、諸士の用に當られしなり。烈公自ら和意谷に至らせ、御墓地を御きはめさせ玉ふとき、御案内として、當郡伊里中村の源介といふ民用けるが、公は御草鞋にて御歩行、源介を御側近く召され、御墓地の印に竹を建て、なわを張れと仰せありけれども、源介切れものなくて兎角しければ、御指料の小刀を拔き玉ひて源介に被下ける。今に源介が家に藏せり。赤銅に柚の木の毛彫、中央に金の鳳凰の居、紋、兩端に金のはしはみあり。

福照院殿　寛文十二年十月二十六日逝し給ふ。御歳七十九。

かくて津田重次郎・廣澤喜之介等相議し、松平求馬を以て女房共に諸事の令あり。同日御沐浴し、南首に置まゐらせ、襯等終て枕上東方に机を置、果並熨斗鮑・盃酒を備ふ。南に靈座を設け、木主を安ず。同二十七日小歛・大歛し、棺内杉板厚一寸二歩、高一尺二寸、横上にて一尺八寸、下にて一尺二寸、いづれも内法。におさめ奉り、南首となし、柩の南に靈座を直し、木主を安じ、柩の右に銘旗を立、初備ふ所の酒菓の机を撤し、別机を靈座の前に置、其上に常の如く饌を備ふ。其前に香案あり。焚香・献酒、禮畢て饌を撤す。かくて御親戚の男女方皆焚香し玉ふ。同二十八日戌の刻、御柩江邸向邸におはせしなり。を發し玉ひ、主税殿池田丹波殿の御事。守護して備前に歸らせ玉ふ。其外從ふ者は、中村主馬・市川太兵衞・津田重次郎市川・津田兩人は、毎日代る〳〵御体に先へ參り、御柩・待請・御膳等を裁判せしといふ。・横井養元・藤田市郎右衞門・奥山五兵衞・宮野平兵衞・日原喜兵衞奥山・宮野・日原の三人は宍粟豐前守殿より付けられしなり・小幡梶田五兵衞・馬淵喜衞門・石黑六左衞門・淺野長兵衞・竹中關左衞門・神戸八左衞門、歩行目付丸山又右衞門・淺右衞門並歩行足輕等なり。

其行列は、

挾箱　足輕　足輕
長刀　歩行　歩行
乘物　十人組　十人組
銘旗　歩行　歩行
御柩　十人組　十人組　臺持　臺持
中西四郎右衞門　足輕　足輕　足輕
挾箱　足輕　足輕
藤田市郎右衞門　足輕
市川太兵衞　供乘物
大村三右衞門　足輕　供乘物　足輕　細田助右衞門　下乘物　足輕　横井養玄・茶辨當・奥山五兵衞・日原喜兵衞・宇野平之丞・中村主馬

同十一月四日の夜、御訃音備前に聞えければ、同五日御葬之事泉八右衞門司るべき旨、池田大學申渡し、同六日八右衞門、普請奉行小林孫七・歩行目付河原左介・神戸又三郎・小細工下奉行生野治郎大夫・大工二十人餘引具し、和意谷に趣き、御假屋をかく、其の數、

一、假屋二間半、梁東四間半、四方共板圍、屋根苫葺、南一間半通り庇あり。西方三間は十四疊敷、天井をはり、南は白き緞子慕にてしきり、東一間半は勝手なれば、いづれも戸障子。

一、西東に、二間に二間半の厨を作り、廊下つゞき。　一、西北に、二間に三間の、ますか・さん兩老女が部屋、廊下つゞき。

一、假屋より十間程下道の兩番所、二間に六間。幕を張。假屋どうりに足輕番所四ケ所。又坂口にも番所。

一、宮坂の下に番所あり。是は使者衣裳改場也。　一、供中小屋三所。是は百姓家不足に付新に成る。

右材木は、吉崎甚兵衞神根村に申付、同村より運ぶ。屋根は不殘苫ぶき也。

同十三日、奥村傳左衞門・門田惣兵衞。同十四日、谷源助・河瀨五郎左衞門・井上夫右衞門。同十五日、鈴田夫兵衞・松島兵大夫。料理方、共外諸職人召具し、和意谷へ追々參る。同十六日、池田主水・土倉淡路三石に出御、柩に從ひ和意谷に歸る。かくて御柩假屋に入らせ玉へば、饌を進め奉る。御道中御膳奉行いたすの事、常の如し。それより二十六日迄、魚肉不殘岡山より廻と云。烈公は、同月□□日江戸を發し給ひが、今年はすでに御歸國あるべき所、御不餘に付、御滯府なりし此度福照院の御事あれば、にはかに御歸國ありし也。同二十五日、備前に歸らせ、三石驛より直に和意谷に着玉ふ。此程六姫君・乳母並妙達等、岡山より參り、御柩を守護せしが、明御葬あるによつて、皆岡山へ返されし。壙を掘ける時、地祭渡邊助左衞門、祝吉崎勘兵衞、執事小林孫七・市浦清七也。與國公の御墓も、其間三間なり。同二十六日御葬儀。

遺奠　納大輿車　撤祖奠。

告辭曰、今遷柩就輿車敢告、　祝左門。　俯伏　遷靈坐　遷柩就靈輿車於和意谷、作外槨、杉板、厚三寸。　祝載主人。　安靈坐于

柩前　祝執事。師　序位　設奠　焚香斟酒　祝。

告辭曰、靈輀既駕往卽幽宅載陳遣禮永訣於天　俯伏四拜主人以下。　奉木主陞車　焚香　祝。

御行列

津田重次郎　挟箱歩行　挟箱歩行　長刀　寺西治右衛門　加藤九大夫　稲川久三郎　中村主馬　古田斎　主税殿　銘旗五尺一寸二分　香案　中村五郎右衛門　福島善之助

靈車　土倉淡路　池田主水　御柩　歩行　池田三郎右衛門　歩行　池田隼人　伊木玄蕃　藤田市郎右衛門　市川太兵衛　鵜飼平左衛門　歩行　中村與右衛門　歩行　笹岡平七　歩行　鈴田夫兵衛

足輕　足輕　足輕　足輕　主税殿供　少將公御供　山内權左衛門　村井彌七　寺澤藤左衛門　山中權十郎　今田茂大夫　鎗二本　九鬼半平　挟箱　前田平六　茶辨當　御手廻歩行　乘物　主水家來　侍二人　草り取二人　淡路同斷

靈車至墓所、奉木主就坐、置神主於木主之後、祝、陳設果、祝、柩至壙前、北首、取銘旗去竿、置柩上執事、供酒果、祝、執事安井五右衛門、加藤小十郎、窆柩整衣、鋪銘旗、奉玄六、纁四、主人再拜、實土、祠后土伊木賴母、祝熊澤權八、執事山内與八郎、復實土、出主臥置卓子上、祝、題主泉八右衛門。

粉面

文祿三年甲午十月九日生于上州舘林、享年七十有九。

陷中

福照院夫人榊原氏諱鶴神主

寛文十二壬子十月二十六日卒于武州江戸、葬于備前和意谷墓山。

顯妣福照院榊原氏夫人神主

孝子新太郎奉祀

題畢、奉神主置靈坐、置木主於神主之後、祝、焚香斟酒、祝、讀祝畢、四拜、主人以下奉神主陞車、置木主於神主之後、祝、撤靈坐執事、在途徐行。

御神主の寸尺、和尺にて高八寸六分巾二寸四分厚九分三厘。趺の厚九分五厘、四方三寸二分也。是興國公御神主同形にして、周尺夏尺いづれにも叶はざれ共、三宅可三が先年所作、今更改めがたきによつて、此度も同寸に製せられしと言、椁・靈車・香案とも白絹にて張り、椁の四方に紅の上卷を垂る。今日の御供、歩行者には白かたびら、其已下には白木綿の羽織を賜りし。

同日假屋におゐて、初虞執行終られ、烈公は和意村に止宿し玉ひ、同二十七日西丸に渡らせ、神輿の至るを待玉ふ

同日神輿和意谷を發し岡山へ入らせ給ふ。

行・列・

鈴田夫兵衛・中村主馬・日置左門歩行 歩行 香案 松島平大夫歩行 藤田市郎右衛門歩行 神輿 中村與右衛門歩行 笹岡平七歩行 歩行 主税殿・池田主水・土倉淡路・市川太兵衛。

同日の晩、神輿西丸に入らせ、御書院西床東西に安し、望日の儀を以て御拜あり。これより朝夕に拜し玉ふ。同晦日再虞の儀左に記す。

祝主税。序位主人・六・大・鹽。出主主税。椅子ますか。卓さん。降神主人。俯伏再拜盃銚子ますか・さん。參神再拜 進饌本六。二税。三鹽。主初獻

主人。俯伏 讀祝主税。俯伏再拜 移酒ますか。亞獻六。俯伏 移酒ますか。終獻大。俯伏 侑食主税。啓門 獻茶大。點茶

ますか。獻果鹽。辭神再拜 焚祝文主税。納主主税。撤饌ますか・さん。

同十二月五日、三虞の儀、再虞のごとし。

序位主人・主税。祝左門。執事泉八右衛門・中村彌三郎。

同十九日、卒哭之儀、諸事右に同じ。同晦日御拜・掃除等諸式御廟のごとし。あくる長寶元年正月元日御拜禮あり。

同十月二十六日、小祥之儀ありて、それより御遷廟あり。委しくは御廟の記に記す。合せ見るべし。

延寶六年十月七日、圓盛院殿明譽光岳泰崇大姉御逝去。

同九日、上使松平山城守來臨、烈公は執政のかた〴〵より連署の奉書岡山に到來、津田重次郎・那須七右衛門、徒目付中村八郎右衛門、歩行者若林半兵衛等に仰て、和意谷の御墓地用意を命ぜらる。此輩同月十五日岡山を立、同十六日、彼地に御假屋並もろ〳〵の小屋等を建つ。同二十日卯の刻、御壙を掘り初めて土地祭あり。告者津田重次郎、祝小原善助、執事小林孫七郎・那須七右衛門なり。同二十二日蒲田藤十郎・水野次兵衛、片上驛、山脇九之丞、三石驛、鹽川源五右衛門・國府四兵衛は周匝、龜嶋左助は建部へと各出張し、諸國の來使を留十一月四日五日迄。同二十六日、

下濃守兵衛・川村平太兵衛、徒目付三人、歩行六人和意谷に參る。同二十八日、伊木勘解由・日置猪右衛・同左門・熊澤權八・磯部喜兵衛・宮本小兵衛・加藤源七・森本源右衛門、同所へ參る。同二十九日、池田三郎左衛門・池田七郎左衛門・池田左兵衛同所へ詰る。御葬の用意せり。

此月十三日、御柩江戸を出させ玉ふ。丹波守殿守護して歸り玉ふ。其外御柩の御供は、番頭土肥飛彈、横目判形山田彌太郎・武田猪兵衛・福原全庵・香西五郎右衛門・中野與一右衛門・清水加兵衛・岡野六兵衛・竹中關左衛門・輕部圓之介竹中・輕部兩人は、隔日に御棺御供、一人は船割也。岩野半左衛門・戸塚左右衛門此兩人は、毎日御先へ遞し御棺への備物を勸む。徒横目青木文九郎・澤原彌三右衛門。宿割は松井勘八也。加々野傳介・竹内太郎大夫・井上平七・鈴木藤次郎・羽原次左衛門・馬場加右衛門・寺尾四郎左衛門・井上甚左兵衛・山口文七・草屋又七。御賄方は神屋彌平次。台所横目荒木喜右衛門。御料理人矢嶋平助。銀奉行野崎六大夫。不寢番は今谷市郎左衛門・吉岡又惣・竹岡次郎右衛門。勘定方井上喜兵衛。女中には、はやま・おこう兩人なり。此乘物脇にすへ、番一人づゝ付そふ。乞食に錢遣す役は長柄小頭矢野四郎右衛門。御銘旗持は長柄者也。川崎・大磯・箱根・吉原・岡部・袋井・濱松・二川・岡崎・佐谷・龜山・石部・大津・伏見・西宮・明石・正條・宇根の宿々を泊り玉ひて、同晦日和意谷御假屋に着玉ふ。十一月二日御葬あるべきに極りて、朔日の晡時に告辭あり。其式は、

設祖奠、盥洗・焚香・斟酒、告辭、俯伏日置左門。　攝主再拜。

同二日巳刻、御葬に付、御假屋より御葬の地へ至らせ玉ふ。

御・葬・儀・

納大輿車於中庭役夫。　撤祖奠宮本小兵衛・岩野半左衛門。　告辭俯伏　祝日置左門。　遷靈座武田猪兵衛・中村與一右衛門・輕部圓之介。　遷柩就輿車野々與一右衛門・宮本小兵衛・輕部圓之介・岩野半左衛門。

攝主祝載　安靈座武田猪兵衛・中野與一右衛門・輕部圓之介。　設祖奠　盥洗焚香　斟酒告辭　俯伏日置左門

攝主再拜　奉重主隧車　焚香祝日置左門。　別以箱神主置重主後、柩行。　靈車至、奉重主至、就幄座、神主箱亦置重主後　祝日置左門。　設果於靈座日置猪右衛門。　柩至脫載、置席上、北首、取銘旗、去杠、置柩上宮本小兵衛。　設果於柩前日置猪右衛門

下柩、整柩衣、鋪銘旗、 攝主奉玄纁、置柩傍、再拜。 加灰隔內外、蓋實以灰土、祀土地 就位再拜 土肥飛彈・岩田十大夫・山田彌太郎。 盥洗上香酹酒 上肥飛彈。 酒注 岩田十大夫。 盤盞 山田彌太郎。 讀祝復位 小原善助。 再拜 土肥飛彈・岩田十大夫・山田彌太郎。 復實土、 盥洗出神主、臥置卓子上、祝 日置左門。 題主 泉八右衛門。 奉神主置靈座、收重主置神主後、祝 日置左門。 焚香斟酒酒注 池田七郎兵衛・池田左兵衛。 讀祝復位。祝 日置左門。 攝主以下再拜。 奉神陞車、重主置其後。 祝 日置左門。 撤靈座 岩野半左衛門。 遂行 監視實土 津田重次郎。

御棺、外のり長六尺一寸四分、上横二尺一寸、下横一尺八寸、高一尺四寸五分。御壙の內、御柩をつむる次第は、御壙の深さ一丈有餘、此底に炭の粉二寸餘敷て能かため、其上灰、赤土、細砂を合て、酒のしこをうち、厚さ三寸餘敷又よく堅め、其上に灰、隔の箱を入る。此箱の四方も底のごとく石灰、赤土、細砂にてかためぬり、其外を炭紛につめたり。灰隔の箱六分の杉板、內四方底とも瀝靑二寸餘を塗る。瀝靑は、松脂・蠟・油・石灰を錫にて煉合す也。外棺厚さ四寸七分 周尺七寸也。札板を以て釘なしにちぎり指にす。此外棺を灰隔の內に入る。其間四五分ある所へ松脂の粉を入てよくつめ、御棺の上に薄板を落して蓋をし、其上を油煉の石灰二寸餘をぬり、又瀝靑を三寸かけ、其上に灰隔箱の蓋をし、四方底のごとし。石灰、赤土、細砂を三寸餘り置て、上に炭の粉三寸敷、御壙を土にて埋む。右の寸法は、周尺一尺を和尺六寸七分にして積りたる寸法なり。

同日御山より神主御假屋にうつり玉ふ。

御・行・列・

御挾箱 歩行 御長刀 中野與一右衛門 上肥飛彈 丹波守殿御香案 森本源右衛門 御靈車 日置猪右衛門 池田三郎左衛門
泉八右衛門 御挾箱 歩行 磯部喜兵衛 山田彌太郎 宮木小兵衛 池田左兵衛
香西五郎右衛門 伊木勘解由 池田七郎兵衛

岩野半左衛門 岡野六兵衛 步行
竹中關左衛門 步行 下濃宇兵衛。
武田猪兵衛 輕部圓之介 步行

今日廣祭の儀あり。

主人以下皆沐浴　祝　具饌執事岩田十大夫・小原善介・岩野半左衛門。　序位　丹波守池田七郎兵衛・池田左兵衛・土肥飛彈・池田三郎左衛門・日置猪右衛門・伊木勘解由。　啓櫝出

主　祝日置左門。　降神・焚香・再拜・爵酒・酒注池田七郎兵衛。　盥盞　侑代再拜　參神再拜　進饌本左門。二勘解由。三猪右衛門。　侑食

丹波。　侑代　銚子山田彌太郎。　捧盞池田七郎兵衛。　洗盞武田猪大夫。　亞獻丹波。　侑代　洗盞猪右衛門。　侑食満盞□□。　皆出闔

門　祝左門。　啓門　祝左門。　復位　獻茶勘解由。　點茶猪右衛門。　獻果猪右衛門。　辭神再拜　焚祝文左門。　納主閉櫝

祝左門。　禮畢。

同三日曉八ツ半時、御神主和意谷を御出車あり。

供・行・列・

下濃守兵衛　土肥飛彈　池田七郎兵衛　歩行歩行

御香案

磯部喜兵衛　歩行
竹中岡左衛門　歩行
宮本小兵衛　歩行

御靈車

岡野六兵衛　歩行
中野與一右衛門　歩行
礒部關之介　歩行
志水嘉兵衛

丹波守殿

伊木勘解由　日置左門　武田猪兵衛。

盤梨郡南方村にて御晝休ありて、直に岡山御對面所に入玉ふ。當分の御祭器は、陶器可然との仰にて、皆湊器を用いられき。

烈公此とし御病氣におはしければ、酒肉をもきこしめされ然べしにと、御家老ども申上候而は、御計音のむかしより三日を過、十月十八日より酒肉をめされける。是、七十之者、唯衰老、飲酒食肉とあるによりて、かくはありしと云。

同十二月二十六日、渡邊多左衛門に仰て、來正月より御墓普請仕べしと定めらる。右方は伊勢村加介、横目は岩井喜兵衛なり。

烈公薨

烈公今としは御在國なりしが、御不豫によつて良醫を京師に求められしに、四月二十三日岡玄昌といふ醫岡山に來り、榮町鶴屋に着、御藥を調進し、其後町會所に移り逗留しける。五月朔日申の刻、御寢間へ池田主水・伊木勘解由・池田大學・日置猪右衛門・池田隼人・土倉淡路・岸織部・水野三郎兵衛・泉八右衛門・津田重次郎・服部與一右衛門をめされ、仰ありける趣、左に記す。

皆々久敷不逢候。今日は氣色能候へ共、食すゝまざるに付草臥候。晩に又發り候はゞ、彌々草臥可申候。生身は不知候故、言聞候事に候。惣別家の立も不立も、家老の心得に有事に候。誰も惡敷家老に可成と思ふ者は一人もなく候得共、或は家の法を背奢、我慢を立て、威を爭ひ、不作法、私を構、不覺惡敷家老に成る事、古來より多候。能き家老に成樣を日返するに、皆達は銘々家老に有之候。家老共奢、私にして我まゝに候はゞ、滿足に有まじく候。久敷家と云、皆一つ久敷家老に候間、前に云通りを、常に能省察、立樣に家の爲を不思して不叶事に候。用人共は皆達のわけとは違候得共、命をかけて可相務候。威を不爭相和して奉公可仕候。丹波は兄弟とは思ひ申間敷候。能き弟に候得者伊豫爲に成り、惡敷弟に候へば伊豫爲に惡敷候。能き弟に可成と思はゞ、我弟有之心得にて共に引合、善惡相互に異見可仕候。

此時池田左兵衛・山内權左衛門をめされての仰に、

左兵衛儀は年若にも候間、伊豫に能奉公可仕候。權左衛門儀は、此已後いか樣の輕き儀申付候共、ちいさき時分より奉公仕たる事に候へば、彌精を出し奉公可仕候。

烈公始終御火燵に寄かゝらせ玉ひて仰せある。其の御容貌・御言葉正しき事、常のごとくおはせし。同五日より大坂北山壽庵來り、同七日玄昌歸京す。壽庵御試脉し退く、御病治すべからず。灸藥の及ぶ所に非ず。命也。大守誠に君子と稱し奉るべし。とて感嘆す。かくて壽庵も同八日歸坂せり。壽庵旅宿は、下ノ町虎屋五郎左衛門也。同十七日京より有馬涼及下り町會所に逗留。二十一日歸る。烈公始め內廳に臥玉ひしが、おもらせ玉ひては、御表に出玉ひ、同二十二日卯之刻、薨じ玉ふ。御年七十四、謚して芳烈公と申奉る。

御・葬・の・式・左にのす。

備前國左近衛權少將君喪記。(仰止錄右項に見よ。)

ノかくて葬儀事終り、神主西之丸に歸らせ給ひ、あくる三年五月曹源公歸國し玉ふ時、同月十八日、片上の驛より和意谷に至らせ御墓に詣玉ふ。此日岡山につかせ、直に西丸にわたらせ、神主に拜禮あつて御城に入玉ふ。同二十一日御神主遷廟あり。

一、敦土山御墓

一御山。國淸公。

二御山。興國公御夫婦樣。　御碑銘　三宅可三筆。　御墓表　三宅可三著。　大書　烈公御筆。　小書　廣澤喜左衛門。

三御山。芳烈公御夫婦樣。　御碑銘　廣澤喜左衛門。　御墓表　市浦毅齋著。　大書　曹源君御筆。　小書　小原大丈軒。

四御山。　　五御山。

恒元君ノ子　延寶五正八日卒
從五位下豐前權守源朝臣政基之墓　東之方、別之地取。

光政公之御娘　延寶七年十二月二十五日卒
池田氏六之墓　東の方、別に地取。

利隆公ノ二男　寛文十一年九月八日卒
從五位下備後守源恒元之墓　東より一。

利隆公之末男　寛永十一年七月二十五日卒
池田政貞之墓(民部樣)　東より一。

繼政公ノ御兄　延寶七年正月一日卒
池田新八郎輝尹之墓　同二。

輝政公之末男　寛永十二年七月十八日卒
池田政虎之墓(加賀樣)　二。

輝政公ノ六男　正保四年四月十八日卒
從四位下右近大夫源輝興朝臣之墓　同三。

輝政公之末男　寛永十年八月十二日卒
池田利政之墓(攝津守樣)　三。

一、御墓祭之式

年號　何年何月何日墓祭之儀。

前期一日。齋戒。 祝何某。 參神再拜 酒注某。 降神•盥洗•上香•酹酒 御某。 俯伏再拜 盤盞某。 進果御某。
執事 銚子某。 獻酒御某。 俯伏 捧盞某。 讀祝文畢御某。 俯伏再拜 獻茶御某。 點茶某。 辭神再拜 焚祝
文某。 禮畢。

年號 何年何月何日地祭之儀。

進果御某。 祝某。 酒注某。 降神盥洗上香酹酒御某。 俯伏再拜 盤盞某。 參神再拜 銚子某 獻酒御某。 捧
盞某 讀祝文畢御某。 俯伏 辭神再拜 焚祝文某。 禮畢。

祝文

維享保十三年歲次戊申三月丙辰越辛亥朔九日已未孝玄孫從四位下侍從源繼政朝臣、使臣池田政意敢昭告于顯高祖
考播備淡國主參議正三位府君、歲序流易、雨露既濡、瞻掃封塋、不勝感慕、謹以酒果祗薦歲事、尙饗。

維享保十三年歲次戊申三月丙辰越辛亥朔九日已未從四位下侍從源繼政朝臣使臣池田政意敢昭告于土地之神、修歲
事於顯高祖考參議府君之墓、維時保佑實賴神休、敢以酒果、敢伸奠獻、尙饗。

播備淡三國主源相公墓表

公諱輝政、字三左衞門、小名古新、氏池田、姓本稱源。傳謂、公之大父紀伊守、諱恒利者、攝州池田十郎敎正之裔也。
敎正實爲楠正行遺腹之男、有故爲池田九郎敎依之子、承其家宗、故號池田十郎、以執贄于將軍足利家、所謂兵庫助
是也。恒利曾家攝州、仕于源將軍義晴、後僑居尾州、薙髮曰宗傳。恒利之子諱恒興、字勝三郎、亦稱紀伊守。策仕右僕
射平信長、軍功居多、仍賜諱字改名信輝。信輝者、公之椿府、而萱妣者、荒尾美作守善次之女、永祿七年生公于尾州
清州城、十二月晦日維懸弧之辰也。幼而倜儻、及長雄偉不常、天正八年荒木攝津守村重、叛於信長、其黨荒木志摩守
元晴、據攝州花熊城、兵庫•尼崎連城相應、雜賀賊徒爲聲援、信長命信輝、剿平之、公時十六歲、與兄之助隨父共攻花
熊城、公手殺猛士、遂拔其城、亦陷兵庫•尼崎、信長不耐抃躍、賜公良馬、又下褒丹、以旌其功、於是食封於攝州、信輝
居大坂、之助居伊丹、公居尼崎。十年六月惟任日向守光秀弑信長、信忠於洛陽時羽柴秀吉在備之中州、與毛利氏挑

戰、聞變大驚、講和而歸、播州其志在討光秀、乃飛檄諸將、會尼崎議軍策、秀吉信輝剃髮相盟、信輝自稱勝入、公從勝
入•之助而往、其兵五千、進屯山崎、與光秀之軍鬪、賊軍敗走、光秀被殺。十一年轉播州、領濃州、勝入守大垣、之助
守岐阜、公守池尻。十二年公從父兄、發兵於尾州長久手之役、公與父兄異地而屯、時有告父兄之隕(入)命者、公欲直馳敵
軍而同死所、家人控馬諫曰、父兄不死、我見其共亮、請勿信浮言而輕效死、公然之乃止。其後公移居大垣、復轉大
垣、岐阜、封地十萬石。此年九月七日公之家嗣利隆、生于岐阜城。十三年三月秀吉發軍襲紀州根來寺、且進討雜賀
之賊、攻大田城、乃築長堤而灌紀河、公師兵圍一方、城主乞降、南紀始平、八月越中巨魁佐々陸奧守成政不順、秀吉
北征、公亦隨行、成政棄外山城而降、北路從此人安、十五年嶋津修理大夫義久蠶食隣國、其威日盛、秀吉帥諸將征
義久、公亦懸軍深入九州、秀吉命公及諸將、攻日向•大隅、兩國之士、望其兵勢、偃旗解甲、皆請再造之恩、海西氛埃
頓息、班師之後、秀吉賜公於羽柴氏。十六年後陽成帝行幸關白豐臣氏聚樂之第、公拜拾遺爲供奉。十八年北條氏政•
氏直、跋扈關東、不朝京師、秀吉帥國侯伯、攻相州小田原城、公圍早川、氏政自殺、氏直面縛、關左八州皆降秀吉、
遂進軍征奧州、公爲前驅、伊達陸奧守政宗迎秀吉於那須野請謁、南部大膳大夫信直亦出犒軍、到處悉夷、於是海內
混一、無不聽秀吉之命、凱旋之後、賞公勳勞、移封參州吉田城食邑十五萬石、且賜勢州小栗栖莊、爲京邸之湯沐邑。
今茲之冬九戶修理亮政實作亂、東奧事達京師、秀吉命秀次爲都統、率公及諸將討之、諸軍進圍九戶城、政實歸降、
賊黨伏誅。慶長五年上杉景勝不朝大坂、東照神君聲其罪征之、公與長子利隆共爲神君之先鋒、到野州宇都宮、神
君陣于小山、石田三成等與景勝及關西侯伯、合掎角之謀、將襲神君、神君舍景勝而討三成等、時四海鼎沸、群兒蜂
起、駿•參•尾四州之士、屬意於神君者、皆納質子於吉田城、蓋依公爲神君之乘龍也。神君以公及福島正則爲先陣、
本多忠勝•井伊直政爲監軍、征東諸將回軍西向、使村越茂助直吉賜書問軍計、神君從東海道、台德尊公從東山道、
公與正則欲攻岐阜城、城兵三千屯于新加納村、相約正則可渡萩原、公可渡新加納河、軍議已畢、各向渡口、公帥七
千之兵、先正則而渡、力戰忽敗城兵、追北三里許、斬首七百餘級、軍散之後、正則適至、翌日攻岐阜、正則備昨日之
後期、昧爽整旅、先公而往、放火燒民屋、沮絕公前路、乃與城兵戰于七曲坂、公昔年守此城而險阻艱難備嘗矣、即從

間道馳、到永良河、直排水門而入、先登城上立其旌幟、城遂陷沒、使城主秀信遁去、乃獻羽書而報捷音、神君喜東隅
桑楡之兩得、使加藤源太郎成之賜書勞公、旣而神君之大旗到濃州靑廬岡山、召諸將定軍列、使公當毛利輝元之兵、
公曰願與石田三成・浮田秀家・島津義弘戰、神君曰、我在後陣、可枉從焉、公遂聽命、明日戰于關原、西軍忽敗、群姦
授首、餘寇就擒殺、從之士皆叩頭請降、神君賞公大勳、乃改吉田賜播磨國。六年播州姬路居城、舊制卑隘、公大起土
木之役、廣其城擴、浚其湟池。八年賜備前國於二男忠繼。今年神君任征夷大將軍而拜朝命之辱、公拜羽林乘輿扈從。
十一年公往武江、築大都城、兩君慰勞甚至、且賜蒼鷹許狩武州之禁野。凡城隍版築之命於侯伯者、公多執其役。十二
年廣橋大納言兼勝・勸修寺中納言光豐奉承叙旨、命立入河內守康善、往于播州、賜公御劍・寳馬。十五年賜淡路國
於三男忠雄。忠繼共幼未能豫國政、蓋爲公加賜兩國也。十六年公共列國諸侯、築禁裡之御垣。十七年春公有疾、神
君・尊公憂之、遣朝倉藤十郎宣正・山岡五郎作景長・河口長三郎正武、賜書數問之、且使鵜殿兵庫助某・牧野伊豫守
成里、就看其疾、疾瘳之後、卽詣武江而謁尊公、尊公命公曰、當任參議、且賜松平氏、以係柳營之屬籍、公卽禮謝、歸
路詣駿府、謝于神君、神君喜色溢面、燕賜甚厚、且命放鷹之地於攝州、卽辭駿府而入京洛、朝禁裡、奏參議之慶也。
十八年春舊痾再發、正月二十五日易簀於播之姬路城、春秋五十。神君・尊公使秋元但馬守泰朝・松平丹後守重政、
來賜賻金、又遣安藤對馬守重信・村越茂助直吉節制國事、公之爲剛直而寬、臨下以簡、聘良士、旌孝子。其事上之勤、
夙夜匪懈、故神君之遇公亦厚、貴爲八座、富有三國、其餘賞賜良劍・名軸・俊鷹・駿馬・種々珍玩、時々遺問、不可勝
記矣。寬文七年之春、公之家孫備前國主從四位下左近衛權少將光政朝臣、卜其宅兆、制其墓域、粗考古式、改葬於
當國和氣郡和意谷敦土山、立表於墓側、以記其事。公有八男・二女。嘗娶中川淸秀之女、生長男利隆、叙從四位下、
擢侍從、補右衞門督、任武藏守、繼當領播磨國。娶神君之女生二男忠繼、叙從四位下、擢侍從、補左衞門督、領備前
國、早夭無嗣。三男忠雄叙從四位下、擢侍從、任宮內少輔、陞進參議、初領淡路國、忠繼卒後、收淡路、賜備前國、又備
中數郡。四男輝澄叙從四位下、擢侍從、任石見守、初領播州宍粟郡、後益封佐用郡。五男政綱叙從四位下、任右京大
夫、領播州赤穗郡、亦夭無嗣。六男輝興叙從四位下、號右近大夫、初領佐用郡、政綱卒後、轉佐用、領赤穗。長女適京

極丹後守源高廣、次女適伊達陸奥守藤原忠宗、庶子政虎・利政共爲利隆・光政之家臣。

參議正三位源輝政卿墓誌

公諱輝政、字三左衛門、小名古新、氏池田、姓本稱源。傳謂、公之大父紀伊守諱恒利者、攝州池田十郎教正之裔也。教正實爲楠正行遺腹之男、有故爲池田九郎教依之子、承其家宗、故號池田十郎、以執贄于將軍足利家、所謂兵庫助是也。恒利曾家攝州、仕于源將軍義晴、後僑居尾州、薙髮曰宗傳。恒利之子諱恒興、字勝三郎、亦號紀伊守、筮仕贈大相國平信長、軍功居多、仍賜諱字、改名信輝。信輝者公之先考、而妣者荒尾美作守善次之女也。永祿七年十二月晦日生公于尾州淸州城、天正八年公歲十六、與父信輝兄之助共攻荒木志摩守元淸於攝州花熊城、公手殺勁敵、遂拔其城、亦陷兵庫・尼崎兩城、信長感其驍勇、賜公良馬、以書褒之、於是食封於攝州、信輝居大坂、之助居伊丹、公居尼崎。十年六月惟任日向守光秀弑信長於洛陽、信輝剃髮自稱勝入、秀吉及諸將會尼崎議討賊、公從父兄帥兵、戰于山崎、光秀軍敗被殺。十一年轉攝州領濃州、勝入在大垣、之助在岐阜、公在池尻。十二年公從父兄、發兵於尾州長久手之役、公與父兄異地而戰、忽聞父兄之隕命、欲馳入敵軍而同死所、家士倂言、父兄不死、我見其共完、請勿輕死、堅捺其馬、公信其言、乃止。爾後公移居大垣、復轉大垣居岐阜、秩祿十萬石。今玆九月七日公之長子利隆生于岐阜城。十三年春秀吉攻紀州大田城、公率軍圍一方、城主乞降而國中平均。秋秀吉攻佐々成政於越中、公亦從行、成政棄城而降。十五年秀吉征島津義久、公懸軍深入九州、秀吉命公及諸將攻日向・大隅、義久及兩國之士皆降、班師之後、秀吉賜公於羽柴氏。十六年後陽成帝幸于博陸秀吉之第、公拜侍從。十八年秀吉帥闔國諸役、攻北條氏政於小田原城、公圍早川、氏政自殺、氏直就擒、遂進軍征奥州、公爲前驅、到處悉夷、凱旋之後、秀吉賞公勳勞、移封參州吉田城、秩祿十五萬石、且賜勢州小栗栖莊、爲在京之湯沐邑。今玆之冬奥州夷賊起亂、秀吉命秀次帥諸將而討之、公亦與焉、九戸城陷、賊黨伏誅。慶長五年上杉景勝反于木州、公與長子利隆共爲東照神君之先鋒、征景勝到野州宇都宮、時石田三成等與景勝及關西諸將相約、將襲神君、神君舍景勝而討三成等、征東諸將回軍西向、駿・遠・參・尾四州之士、屬意於神君者、皆納質子於吉田城。神君以公及福島正則爲先陣、使村越茂助直吉賜書問軍計、公與正則欲攻岐阜城、城

兵屯於新加納村、公先正則而渉大川、力戰忽敗、其軍追北二里許、獲首七百餘級、翌日攻岐阜、正則先公而往、欲一擧拔城、公昔年守此城、而險阻艱難備嘗矣、卽從間道直馳入城、先立旗幟、遂陷其城、使城主秀信遁去。神君使加藤源太郎成之賜書勞公。既而神君駐軍濃州、集諸將議軍事、使公當毛利輝元之兵、明日戰于關原、逆徒授首、餘寇削跡、神君賞公殊功、乃改吉田賜播磨國。六年大修理姬路居城。八年賜備前國於次男忠次。今歲神君任征夷大將軍、公亦任少將。十一年公往武江、築大都城。十二年有勅賜公御劍・寮馬、廣橋亞相兼勝勸修寺黄門光豐被傳綸命、立入河內守康善來於播州、而授劍・馬。十五年賜淡路國於三男忠雄。忠繼・忠雄共幼未能涖政、蓋爲公益封二國也。十六年公與諸侯築禁裡之御垣、凡城隍版築之出於武命者、公多執其役矣。十七年春公有疾、神君及台德尊公遣朝倉藤十郎宣正・山岡五郎作景長・河口長三郎正武、賜書數問之且、使鵜殿兵庫助某・牧野伊豫守成里、就看其疾、疾癒之後、到駿府武江而謁兩君、尊君命公曰、當任參議、且賜松平氏、而以係柳營之屬籍也。公卽拜謝、又謝于神君。往年公在武江許狩武藏野、此行也亦命放鷹之地於攝州。歸路入京師、朝禁裡奏參議之慶。十八年舊痾復發、正月二十五日卒於姬路城、享年五十。神君・尊公使秋元但馬守泰朝・松平丹後守重政來賜賻金、又遣安藤對馬守重信・村越茂助直吉節制國事、公之爲人、剛直而寬、臨下以簡、聘良士、旌孝子。其事上之勤、夙夜匪懈。故位登八座、富有三國、其餘賞賜良劍・名軸・俊鷹・駿馬・種々珍玩、時々遺問、不可勝記矣。寬文七年之春孝孫從四位下左近衛權少將光政朝臣改葬備前國和氣郡和意谷敦土山。公有八男二女、嘗娶中川清秀之女、生長男武藏守利隆、叙從四位下任侍從補右衛門督、繼世領播磨國。再娶神君之女、生二男左衛門督忠繼、叙從四位下任侍從、領備前、早夭無嗣。三男宮內少輔忠雄、叙從四位下任侍從、歷進參議、初領淡路國、忠繼卒復轉淡路賜備前國及備中數郡。四男石見守輝澄、叙從四位下任侍從、初領播州宍粟郡、後益封佐用郡。五男右京大夫政綱叙從四位下、領播州赤穗郡、亦夭無嗣。六男右近大夫輝興、叙從四位下、初領佐用郡、政綱卒後、移佐用領赤穗。長女茶茶、適京極丹後守源高廣。次女富利、適伊達陸奧守藤原忠宗。庶字政虎・利政共利隆・光政之家臣。

拾遺武州刺史源朝臣墓表

朝臣諱利隆、小名新藏、源姓、池田氏。傳謂朝臣之曾大父紀伊守恒利者、攝州池田十郎教正之裔也。教正實爲楠正行遺腹之男、有故爲池田九郎教依之子、承其家宗、故號池田十郎、以執贄于將軍足利家、所謂兵庫助是也。恒利曾家攝州、仕于源將軍義晴、後僑居尾州、薙髮曰宗傳。大父諱恒興、字勝三郎、襲稱紀伊守、擢用于右僕射平信長、軍功居多、仍賜諱字、改名信輝、斷髮號勝入。先考諱輝政、字三左衞門、豪氣軼材、少有柱石之姿調、遷參議正三品、食於播・備・淡三國之饒秩。妣中川瀨兵衞淸秀之女、以天正甲申九月七日生朝臣於濃州岐阜城、參州吉田其鞠長之地也。朝臣檢身嚴正、事先考能服勞、承志奉繼室、尤謹肅、其與群弟友愛既翕、下至侍御臧獲、恩德給于心、罔不懷服、及先考之下世、朝臣嗣宗職、凡臣僕之易任使者、悉與群弟、自引其旄倪與故舊、如器什貨物、亦予美取毀、其發政播令、亦多率由先考之舊章、而不敢改革。慶長庚子東照神君征上杉景勝、乃命先考爲前鋒、朝臣時十七歲、從先考而往、陣于野州宇津宮、未振金鼓、關西告急遽、旋師旅而西、復爲先驅、岐阜之役、濟河搏戰共先考勵血刄之功、遂夷中原之亂。癸卯賜備前國於其弟忠繼、忠繼尙髫齓、未堪修職、故代知州事、乙巳叙從四品、任拾遺、補右金吾。台德尊君養榊原式部太輔康政之女、以妻朝臣、世修姻親之好、御將之際、使青山播磨守忠成・土井大炊頭利勝、各執其事。丁未始往武江執謁尊君、禮待殊厚、乃賜松平氏、且爲武藏守、蓋踵於尊君前任之武也。及告歸、以鶴殿兵庫助某陪從而遊觀於鎌倉舊墟。己酉四月四日適嗣光政生于備前岡山城。尊君俾牧野豐前守信成來備前、以述弄璋之慶、貺長劍・短刀及衣服於光政、又賜封邑千石於備中、以爲朝臣之夫人脂粉之費。癸丑春先考有疾、大漸惟幾、朝臣時在武江、尊君速命歸省。先考易簀之後、賜播州於朝臣。甲寅朝臣往武江、築城壁。今茲之冬、大坂有違言、神君・尊君共發六君、朝臣亦自將到尼崎、渡神崎及中津川、擒殺數十人、進屯於天滿、爲後援、又以神君之命、分兵艤船於淡路海門、守西海之兵路、講和之後、班師。翌年乙卯大坂之難再作、朝臣又擁重兵、而到難波、燒大和田之民舍數百、城陷之日、献首級千餘。丙辰之春朝臣在武江而不豫、尊君即賜歸休、先入京師醫養其病、且使牧野傳藏氏純追其後、以訊安否治療、衛竊鍼藥不可爲焉、六月十三日遂逝於洛之館舍、享年三十有三。尊君以使節、賜賻金於武江之第、朝臣之在世、凡都城隍壁造築之績、劍馬貨服襚嘉之賚、不可殫記。寬文丁未之春孝子從四品左近衞權少將光政朝臣、改葬於備前國

和氣郡和意谷敦土山、宅兆擴室之制、粗由法、故立表於墓側、以記其事。朝臣有三男一女、長男光政、叔從四位下、歷侍從、任少將、襲封領播磨國、中間改播州、領因幡・伯耆兩國、及叔父忠雄卒、又轉因・伯二州、領備前國及備中數郡。次男恒元、叙從五位下、任備後守、領播州宍粟郡。女適山內對馬守藤原忠豐。庶子政貞、爲光政之家臣。

從四位下行侍從兼武藏守源利隆朝臣墓誌

朝臣諱利隆、小名新藏、源姓、池田氏。傳謂朝臣之曾大父紀伊守諱恒利者、攝州池田十郎敎正之裔也。敎正實爲楠正行遺腹之男、有故爲池田九郎敎依之子、承其家宗、故號池田十郎、以執贄于將軍足利家、所謂兵庫助是也。恒利曾家攝州、仕于源將軍義晴、後僑居尾州、薙髮曰宗傳。大父諱恒興、字勝三郎、亦號紀伊守、仕于右相府平信長、因有軍績、賜諱字改命信輝、斷髮號勝入。先考諱輝政、字三左衛門、歷進參議正三品、食於播・備・淡三國之饒秩。妣中川瀨兵衛清秀之女、天正十二年九月七日生于濃州岐阜城、長于參州吉田城。慶長五年東照神君征上杉景勝、乃命先考爲先鋒、朝臣時十七歲、從先考而往、陣于野州宇津宮、岐阜之役共先考有汗馬之勞。八年賜備前國於其弟忠繼、忠繼尙幼代之知備前、十年叙從四位下、任侍從、補右衛門督。台德尊君養榊原式部大輔康政之女、以妻朝臣、世修姻親之好、御將之際、使靑山播磨守忠成・土井大炊頭利勝各執其事。十二年始往武江執謁尊君、燕賜甚厚、乃賜松平氏、爲武藏守。蓋次尊君曩時任武藏守也。十四年四月四日適嗣光政生于備前岡山城、尊君使牧野豐前守信成來於備州、述弄璋之慶、賜長劍・短刀及衣服於光政、又賜封邑千石於備中、以爲朝臣之夫人粉黛之資。十八年春先考有疾、大漸惟幾、朝臣時在武江、尊君速命歸省、先考易簀之後、賜播州於朝臣、以承家宗。十九年朝臣往武江築城壁。今玆之冬、大坂有違言、神君・尊君共發大軍、朝臣到尼崎、渡神崎及中津川、斮殺數十人、進陣于天滿、又以神君之命、分兵艤船於淡路海門、守西海之兵路、講和後班師、翌年大坂之役再作、朝臣又擁重兵而到難波、燒大和田之民舍數百、大坂城陷之日、獻首級千餘。元和二年春朝臣在武江而不豫、尊君卽賜歸休、先入京師醫養其病、且使牧野傳藏成純、以問朝臣之安否也、六月十三日遂捐館舍、享年三十有三。尊君以使節、賜賻金於武江之第。朝臣修己嚴正、能事先考及繼室、與群弟友愛尤厚、下至侍御僕妾、皆懷其恩。及先考之下世、凡諸士之易任使者、悉予群弟、而

引其老弱者歷任者、至器川貨物、亦予美取毀、其發政播令、亦多率由先考之舊章、而不敢改革。朝臣之在世、凡都城隍壁造築之績、劍馬貨服獎嘉之賚、不可殫記矣。寛文七年之春孝子從四位下左近衞權少將光政朝臣改葬於備前國和意谷敦土山。朝臣有三男一女。長男光政、叙從四位下、歷侍從、任少將、襲封領播磨國、中間從播州領因幡・伯耆兩國、又叔父忠雄卒、又轉因・伯二州、領備前國及備中數郡。次男恒元、叙從五位下、任備後守、領播州宍粟郡。女適山内對馬守藤原忠豐。庶子貞爲、光政之家臣。

・・・・・・備前國左近衞權少將源朝臣墓表は略す。・・・・・・

圓盛院藤原夫人之墓誌

圓盛院夫人、諱勝、姓藤原、故本多中務大輔從五位下忠刻之女也。妣、台德尊公之女、後號天樹院、以元和四年戊午十月十六日生夫人於播磨國姫路城。寛永三年丙寅夫人九歲、往武江居西城。五年戊辰正月夫人十一歲、台德尊公養之、稱姫君寵命切至、裝遂穠然、以適備前國主從四位下左近衞權少將源朝臣、御將之際、使土井大炊頭利勝・高力攝津守忠房各執其事。延寶六年戊午夫人有疾、荏苒彌留、以十月七日、遂卒於武江之館、享年六十有一。嚴有尊公屢遣使訪其疾、迨卒使松平山城守重治予其表焉、內外親戚以至婢僕、無不哀慕哭泣、乃敎匠事擇日時、越十一月二日葬於備前國和氣郡和意谷敦土山。嗚呼夫人之爲人也、小心謹愼、而慈惠巽順、寡欲而薄于自奉、不好奇玩、其事夫子、尊敬之如君、親愛之如父、好合如琴瑟、使令于左右如御者、其於諸子鞠養之恩、無不至而撫受諸庶不異己出、且有摎木之德、而無妬忌之意、改關內雍々而有鎰、斯詵々之祥夫人之在世、台德尊公・大猷尊公・嚴有尊公、脊遇世厚、金銀綿帛、種々恩賜、不可勝記。夫人生一男四女。長男綱政、叙從四位下、任侍從、兼伊豫權守、領備前國及備中數郡。長女奈、何適本多下野守藤原朝臣忠平。二女通君、適一條右僕射藤原敎輔公。三女富幾、適榊原刑部大輔源朝臣。故房、先卒。季女左阿、適中川佐渡守源久恒朝臣。

從四位下松平右近大夫輝興朝臣

初の御墓は小林寺に非ず。京師妙心寺護國院ならん。

京都護國院ならん。

上同斷ならん。

上同斷ならん。

輝興君は、國清公の第六男にて、播州佐用郡を領し玉ひしが、正保二年狂氣にて家絶ゆ。備前福岡村に御幽居ありて、同四年四月十八日御卒去。行年三十七。上道郡小林寺に葬り、御法號を小林院殿松巖英秀大居士と申せしが、寛文七年御改葬。

池田攝津守利政君

利政君は、國清公の御庶子にて、池田家の家臣となり、祿一萬五千石を領せられしが、寛永十年八月十二日卒去。法名法淸院殿月桂海秋大居士といふ。寛文七年改葬也。（初の墓地未詳。）

池田加賀政虎君

政虎君は、國清公の庶子にて、御家の臣となり、祿五千石を領せられしが、寛永十二年七月十八日（イ二十八日ニ作ル）、行年四十六、京師にて卒去。法名、大乘院（後、雄峯院と改む。）殿心矢紹空大居士。寛文七年改葬。（初の墓地未詳。）

池田民部政貞君

政貞君は、興國公の御庶子にて、芳賀內藏允が家に預けられ給ひしが、寛永十一年七月二十五日、芳賀が家にて御卒去。法號、格巖院殿同景宗逸大禪定門。格岩寺に葬なり。御墓ありしを、寛文七年御改葬といふ。

從五位下池田備後守恒元君

恒元君は、興國公第二の御子にて、播州宍粟郡二萬石を領し玉ひしが、寛文十一年九月四日（イ二八日）、行年六十一にて御卒去。同十月御柩迎として、稻葉四郎右衛門宍粟に到り、同四日、敦土山四の御山に葬り、法事儒禮を用ひられしが、後、御法號も付て、盛德院殿鐵巖玄心大居士と申す。

從五位下池田豐前守政元君

政元君は、備後守恒元君の御嗣子にて、寛文十年家を繼、其儘宍粟三萬石を領せられしが、延寶五年正月八日、江都の淺草邸に御卒去、同月十一日江戸を柩發して、同月二十九日柩和意谷に入る。相從ふ者には宮野賴母・大口重

右衛門・渡邊藤右衛門・瀧九郎右衛門・青江忠兵衛・勝見左太郎・黑田八之助・松井權八郎・竹内源左衛門・福岡又兵衛・林又六郎・小川元長・井上喜左衛門・田路傳八郎・荻田彥助・岡井定右衛門・高木七九郎・伊藤厚得・生田源之丞・吉田助七郎・川崎權六郎・町野喜介、步行八人、近藤惣七、足輕三十八人、手廻四人、小人二十六人なり。

御假屋より四の山までの行列。

村上惣左衛門　鑓三本 步行　弓一張 步行　步行 瀧九郎右衛門　步行 渡邊藤右衛門　本主　乘物　銘旗　脇指筒　刀筒　御柩　吉田助七郎　萩田彥介　川崎權六郎　福岡又兵衛　勝見左太郎　大口重右衛門

宮野賴母　松井權八郎　青江忠兵衛　黑田八之介　岡井定右衛門　高木助七郎　生田源之丞　小川淸兵衛　竹内源左衛門　林又六郎　足輕　足輕　田路傳八郎　足輕　足輕　足輕

葬式役人

告者、村上惣左衛門。　祝文、小川淸兵衛。　執事、堀文太郎・田中甚六。　執事、瀧九郎右衛門・

地祭　告者、渡邊藤右衛門。　祝文、勝見佐太郎。　執事、青江忠兵衛・松井權八郎。　神主祭　松井權八郎。

告者、宮野賴母。　祝文、村上惣左衛門。　題主、伊藤厚德。

右御葬禮之節、烈公より池田吉左衛門、曹源公より池田左兵衛を和意谷へ遣され、御代香を勤めし。

池田新八郎輝尹君

曹源公第一の御子なり。延寶二年七月二十六日岡山御誕生。同七年正月元日亥之刻世を早ふし玉ふ。同三日晚御出棺、御見送は諸役人ばかり出る。同日未の刻、御柩和意谷に至る、早速御葬。勿論御幼少の事なれば、其式もなく地祭も略せられ、諸事津田重次郎執行す。御墓は四の御山なり。御柩御供は、池田大學・長屋新左衛門・村上喜三郎能勢助五郎・吉田左右衛門・石黑仁兵衛・矢甘宗仙・岡田甚之助・丸毛才之助・岩井喜兵衛、步行目付一人、步行左人なり。御葬場用は、早川小助、步行目付岩井喜兵衛、步行田中權左衛門・津川喜三郎四人なり。此度は、法事儒禮を用ひられし故、御法號なかりしが、後追て、祥林院殿春巖幼童子と申奉る。

六姫君

烈公の御庶女なり。初め池田主計に嫁し玉ひ、後、瀧川儀大夫に嫁し玉ひしが、延寶二年正月、儀大夫狂氣にて死しければ、六姫君は御城に歸り玉ひ、同三年十一月三日より、石山亭に移り住せ給ひ、同七年十二月二十五日御卒去なりければ、儒禮を以て五の御山に葬り奉る。御葬の日欠ぐ。後、法號を成德院殿見巖永性大禪定尼と申ける。

吉備溫故秘錄卷之百（御廟）終

吉備温故秘録

（有斐録）

吉備温故秘錄卷之百一（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

有斐錄目錄

吉備溫故秘錄卷之百一(有斐錄)目錄終

吉備溫故秘錄　卷之百一（原本無卷數）

大澤惟貞輯錄

有斐錄

序

予自レ幼喜覽二古記一。身賤不レ能レ窺二國家之典一。而野史・私乘・稗官・小說下及二委巷之語一。頗嘗涉獵。又遇二故老一訪二問諸方舊事一。時得二異聞一。以レ是折二衷今古一。粗論二大略一。蓋道學之行二於世一。慶長以降始爲レ可レ觀。王室之盛置レ寮具レ官。禮樂文物之懿固非二後世所一レ望。然其所三以爲二レ學者。不レ過二辭藝之末一而已。至二處レ心立レ身之本一。則擧歸二浮屠之教一。降及二鎌倉一如二泰時・時賴一、雖レ有二救レ時之才一。而孔孟之道藐乎無レ聞。元弘朝玄惠。始講二朱注一。斯學之兆才見二于此一。而一髮之細不レ能レ勝二千鈞之重一。禪門之纖介胄之士靡二淪其中一。亂臣賊子交二跡當世一。而生民塗炭矣。天啓二明良之會一撥亂反正時。則有二藤惺窩氏者一。始唱二吾道一。自レ此之後名儒輩出。今二特家人士庶閭閻語孟一。而不レ有二公侯之貴一師二友布衣一聖賢之道以修二其身一。推二諸家國一。施二之政事一者是前世所レ未レ有也。而故備前國主芳烈源公最其尤也。公承二藉祖考之勢一座鎭二大邦富貴一敦讓レ焉。而折レ節力レ學洞二究心惟之微意一。證二實踐一、自レ家及レ國允齊允治貽二厥孫謀一、于レ今爲レ烈。故天下有志之士莫レ不下歡二誦盛德一希上レ聞二偉蹟一焉。國人三村氏嗜二奉前業一潺濡二遺澤一。恭惟闡二揚鴻美一。示二之後人一。無レ忘二覆冒之恩一。輙筆レ所レ得二于國中古錄一爲二一編一。敍事朴直用意深遠。自謂非二敢補二史闕文一也。問二序于予一。異邦外臣晚生寡識。敢僭二加一言一。顧二三村氏老交也。而竊仰二此芳烈公之風一者。亦有レ年矣。況去歲嘗一二遊備府一。於二所謂敦土山・閑谷等地一。周覽咨嗟低回久レ之。今閲二此書一慨然興レ懷。豈但涉二洪澳一而思二衛武一。賦二泮水一而頌二魯侯一也已耶。故不二敢辭一謹敍二其始一云。

寬延己巳夏四月　河口子深敬識。

有斐錄を拜覽して　子深下同

あきらけき君が御影をとゞめおくふみこそ世々の鏡なるべし。

閑谷の學校を思ひ出して

民草のなびきし露のゆかりとてこゝろなき身も袖はぬれにき。

有斐錄

二

一、芳烈公の御祖父、池田三左衞門尉輝政卿は、永祿七年尾州淸洲の御城に御誕生被遊、天正八年御歲十六にて御初陣の時、比類なき御働有て、夫より段々御軍功を以て、終に播備淡三國の主と仰がれ、大凡百萬石と申に成らせ給ふ。其時、卿御意被遊候は、御自身の御知は三萬石の御格に被成、御奥の女中も三十人に不被過よし、仰出さるゝとなり。御前樣は中川瀨兵衞尉淸秀公の御女なり。大義院樣と申、御廟に御被といふ物有、袷にて表唐織にして、色紅、枝菊・龜甲・桐・繡、裏に練色紅なり。然るに左右共筒袖幅にて、竪に櫻縫有て、色も取合惡し。是を傳聞に、御有合の物にて、仰付らるゝとなり。（御被とは、御腰卷といふ。御大名御婦人暑中御對面の時分、御用ひ被成物のよし、中川樣被進候て、今御廟の御藏に有之。）是にて當時御質素なる事、想ひ知るべし。唯武備御人數にのみ、御心を用ひ給ひ、世に名ある浪士をば高知にて御召出、御忠節を被屬、或時厠に被爲入、けしからぬ御聲聞へけるゆへ、御側の人々驚き走て奉伺御機嫌ば、卿御笑被遊候て、我常に軍旅事にのみ工夫を凝す。今も圖に中りたると思ふ事あるに付、我ならずかくこそありつらめ、怪しむ事なかれ、沙汰なし〳〵と御意被遊と老人の語り傳ふるあり。されば右のごとくに、晝夜御深實御辛勞の餘慶、大國の主とならせ給ひ、御子孫御繁榮なる御事、其下たるものまでも、わするまじき事どもなり。

三

一、先考武藏守利隆公の御時より、松平と被稱べきの命あり。先妣榊原式部大輔康政の御女（實は大須賀康高の御女なり。）大樹秀忠尊公の御猶子に被成候て、利隆公へ御婚禮有之、福照院樣といふ。慶長十四己酉年四月四日、備前岡山御城にて、芳烈公御誕生被遊、此時、尊君より上使として、牧野豐前守殿岡山に來り、御祝儀として、青江の御刀信國の御脇指を、公御拜領、同十六年、公御年三つ、東都へ御下向、法式の獻上物にて尊君へ御目見被遊、依之來國俊の御脇指を賜はる。已來の事實、公御記錄井墓表に詳なれば、爰に略せり。

四

一、公の東照宮に御目見ありしは、五つの御年なり。其時御脇指を御拜領、御膝本近くおはします東照宮、公の鬢髪をかきなでゝ、三左衛門が孫なり、早く人となり給へと仰あり。公御拜領の御脇指をするりと拔て、御覽あり。東照宮是はあぶなき事よとて、御手づから柄を持給ひ、鞘に納められけり。公の退出し給ひし後、眼光のすさまじさ、只人ならずと、東照宮上意有けり。

五

一、公未幼かりし比、夜ごとに寢に入らせ給ひても、眠らせ給ふ事もなく、曉に成てわづかに枕させ給ふ。近侍の人々あやしみ、いかなる事にや。又わづらはせ給ふ事もや候と、尋しに、しか〴〵答させ給はざりしに、或夜より特に能寢させ給しを、又々其故を伺ひまいらせければ、我父祖の蔭に依り、かく大國を賜る事、分に越たりと思へり。しかれば、此國民をいかゞして治め養ふべきと、さま〴〵に心をつくして、思慮せしによりて、久敷寢られざりき。思ひよりたる事の有之とよ、昨日論語を讀せて聞しに、予君子の儒となりて、國民を敎へやすんずべきといふ事をしりぬ。是に決斷せし上は、別の思慮もなく、よく寢られぬと仰ありけり。(御歳十四の御時の事といふ說もあり。學問思召付の最初なり。)

六

一、十四五ばかりの御時にや、板倉伊賀守勝重公に、國民を治め申さん事、如何心得候べきと問せ給ひしに、勝重京都の商買の輩の訴を判斷のみに、年月を經て、國政を行ふ道は、わきまへしらずといはれしに、公重て京都所司代の譽世に高くおはす、必國の事には、先務有べしと語らせ給へば、勝重さらば可申候、方なる箱に味噌を入て、丸きしやくしにてとるべき樣子、はからひ給はん事、然るべからんと、答へ申されば、公やゝ久しく思推の後、心得がたく候。隅の行とゞきがきたきをば、如何し候べきと仰有ければ、勝重其事に候。我は東照宮へ仕へ奉り、あまた智謀勇才ありと、人に稱らるゝ諸將をも、見申候へ共、公の如く年若くおはして、心を國事に盡させ給ふ人は、今日初て知りて、驚候餘りに、かくは申候ぬ。公の明敏、必國中を角々迄、罫をもりたるやうにと、思召ならん。大國は左はならず物と承傳へて、只今のごとくに申つれば、果して御不審の候ひき、國中は寬ならざれば、人心を得がたき事にて候とて、勝重落淚せられけり。

七

一、芳烈祠堂記に見へたり。常に御母君樣へつかへさせ給ひて、御孝養の數々、しるすにいとまあらず。御平生御側に御座なさるゝ時、御心を慰させ給ふ御當座のおどけなど仰られ、御近習の女中までも笑にたへず、誠に嬰兒の母に戲れ遊ぶがごとし 扨々、高照院樣兼て禮儀正銘御座被成候。或時歌舞妓を御覽有ての給ふ。是婦人の見るものにあらず。客の馳走にも無用なりと。〻意ありて、其後無據御饗應の事あれば、輕き人形つかいを御召被成候といふ。

八　一、（芳烈祠堂記に見へたり。）禪照院様御好にて、松を御植させ被遊候時、植やう御氣に入不申、度々植替候へども、不宜候へば、公自鍬を執て御極被遊候事。

九　一、狹箱持の奴のまね、まのあたり御覽被遊度仰らるれば、公早速簾にてまねを遊され、御目に掛らる。其時政言君にも被遊御座、御感心御落涙にて、御笑も不被遊候。政言君へも其まね、御所望被遊候得共、御笑被成候て不被遊候得ば、公怒らせ給ひて御前を退ひての給ひけるは、國を領する身に、親の奉養事かぐべきや、只か樣の事にて、其歡を受べき事ならず。其心付なきは不孝なりと仰ける。寛文十二年冬於江戸御煩、終に御逝去被遊、公御病中御側を離れ給はず、萬事御心を被用候御事、御逝去に至り、御愁戚筆に伸がたく、數日水醬御口上不入。御尊體備前へ御歸、公御道中御人數少にて御供被遊、和意谷二の御山に御合葬、禮節甚備れり。

一〇　一、江州小川の邑中江與右衞門、藤樹先生とも號す。王氏の學にて、道德甚尊し。公御尊敬被遊、常に御文書を以御議論有、公江戸御往來には、大津の邊へ出て見へ給ひ、或は御旅館へ御招有て、御饗應御閑話等有、先生沒後に神主を西の丸に設給ふ。賢を尊み、士を視み給ふ事、是のみならず。先生の長子左右衞門、備前へ御招き、御客並に御會釋にて、甚重し、敏達才藝有しに、二十二歲にして病死せり。仲子彌三郎祿四百石、綱政公の御時、病の故を以致仕して江西に歸る。先生の高弟中川權左衞門（權大夫家祖）熊澤次郎八（別に家譜行狀有）。泉八右衞門（熊澤の弟なり。）加世八兵衞等、甚御任用遊ばさる。其外軍功の武士藝能有者を召出さる。草加五郎右衞門・若松市郎兵衞（今跡絕）齋藤加右衞門（今加右衞門といふ。）此三人は、大阪七本鎗の功を以て、祿二千石充賜りて被召出、草加・若松兩人の屋敷は、二日市町（今の一步藏所なり。）公御鷹野などにて御下りの節は、必古戰咄を聞んとて、御入有之由。

一一　一、若松市郎兵衞・草加五郎右衞門は、大阪にて木村長門守重成に屬し、鳴野の軍に戰功ありしかば、釆餘を賜り召出されぬ。其前齋藤加右衞門も木村に屬して戰功ありしかば、召出されしが、三人武功を論じて、先登の先後を爭ひ、訴に及びしかば、御前に召て判斷せらる。齋藤が先驅分明なりといへ共、木村が證書候とて、出し遣るが、木村が實に其時證書を與へざるにより、齋藤が訴當然なるべからざるに決せらる。齋藤其時大に酒を飮み、無禮放言多かりし中に、御前を退出て、大音をあげて、目くら成殿に仕へて、訴に負ぬるよしを申ける。面のあたり聞召、齋藤が無禮讒告せば、虛妄の論長ずべしとて、池田□□□に預けられて、

采邑を除かれぬ。されど剛の者なれば、用に立つべき者なりとて、甲冑と鑓をば□□れて、其惣（マヽ）聲には少しの怒りもおはしまさゞりけるとかや。

一二

一、公の御代被召出人々多き中に、吉井藤内（後一閑といふ、今に藤内といふ。鐵砲幷武藝を能せり。）櫻井孫三郎（今跡絶。）兩人は島原一亂に功有を以て、被召出、岡田甚五兵衛（今跡絶。）今西和右衛門（今跡□（ママ）。）森脇三右衛門（跡絶。）此三人皆、武義を以て被召出候。森脇が子右衛門作（射を能し強弓一寸三歩を射たり。）鐵砲は萩野六兵衛（跡絶。）鄕司七右衛門（今七右衛門と云遠射を能す。）梶田彦八郎（今喜八郎。）弓は道地權之丞（跡絶。）中村多兵衛（今傳十郎。）鑓は佐分利猪之介（今跡□。）坂口市兵衛（後に勘左衛門といふ、子槇左衛門時に退去、家絶、此市兵衛は加藤出羽守月窓翁の兒小姓にて、幼年より鑓御名人の手筋を學て勝て上手なり。依之月窓翁より御囉ひ有て被召出。）劔術は戸田權右衛門（今跡絶。）馬は市森彦三郎（今彦十郎。）谷田勘兵衛（今跡□。）寒川源太左衛門（今跡久之丞。）軍者上泉治部右衛門（今跡治部右衛門といふ。）山田道悅（今彌太之進。）富田甚之丞、儒者は小原善助（大丈軒といふ今彌左衛門。）市浦清七郎（今淸七郎。）窪田道和等なり。（道和嫡家は今源太といふ。學業を承繼て次男藤十郎享保中に召出。）

一三

一、元旦の御規式、忠孝の御掛物御拜有之事、今以て有之、御讀初は御自筆の孝經御書、初は天下泰平儒道興行の八字を被遊候事。

一四

一、常に小倉織の袴を召させ給ひ、ぬがせ給ふ時もたゝむ事なく、柱の竹釘にこよりを引張りたるに、侍從に命じて掛させ給ふ、紫の被の數年に成けるを、山川重郎左衛門替んと申せしに、予斉にあらず、猶かへずとも有なんと仰て、又年を經て垢（付）ければ、山川重て何共申さで換へたり。衣服器物大かた此類なり。江戸にて御挾箱に金の蝶の御紋つきたりしを持せ給ひしに、挾箱は予が着替を入るゝ器なり、雜人に持せて、行列の先へ有べくもなしとて、やめ給ひぬ。又長刀も無益の物なり、婦人の持すべき兵器なりとて、やめ給ひし。

一五

一、お六様の初ての御雛とて、上巳に御館へ御入被遊、女中共蜆の御吸物にても、可指上と伺候へば、夫に及ばぬ事たりとの玉ひ、只有合の御菓子御取、のし御祝ひ遊され、御滿悅不斜、御土産には、萩びたに金子を被進、此時の御事御年寄役の女中ども、御姫樣と申せば、夫は公卿已上の詞なり、我等ごときの子を、しかいふ事なかれと、御制しあり。

一六　一、御側の者へ、汝等を見るに、衣服に定紋を不付しては不叶やうに覺ると見へたり。紋は何にても添たる事と、又或は掛物の箱ひ、家の者の書たるにあらざれば、是皆心得違なり、能分限を知れと御意被遊。

一七　一、或時御咄の席に、近頃は係り大なる過ちも無かと思ふとの給へば、泉氏聞て、恐ながらそれがいやにて御座候と、被申上ければ、公御顔色少し變じさせ給ひて、奥へ入らせ給ふに依て、泉氏退出恐入、翌日出仕をひかへて在宿なれば、御尋有。早速登城あれば、召して御咄あり。御容貌常に變らせ給はず、御機嫌勇々敷、泉氏も前日の事、聊心頭に無と見へて、敬謹恭しく、其後再び其事の給はず。泉氏も不被申上。識者是を聞て、誠に君臣合體といふ是なり。此位は道に通じたる人ならでは、知りがたきところなりといへり。

一八　一、三日市町麥藏の川手の門は高櫓なり。公折々御出、此櫓に御座有て、御船手へ被命て、艫の推くらべ、船頭の働きを御覽ある所なり。江戸御上下度々、御船被爲召候事。

一九　一、御船にて播州兵庫の海上にて、難風に御逢被成、危く御供の上下覺悟を極めたり。岸藤右衛門船奉行たり。辛勞いふ計なく、血眼に成て下知すれば、藤右衛門を召して、御意に死生有命、乘船する上は、如何樣成る難風にて、及破船とも不及力候。心を平にして下知すべしと仰有けり。藤右衛門難有の餘り、落涙に及び、忽ち力を得、夢の覺たるごとくなりしと、後に藤右衛門物語なり。其時公には泰然として、御機嫌御平生なり。やゝ有て漸御船兵庫の湊へ着て、誠に虎口の難を免れさせ給ふ。

此時兵庫網屋新九郎といふ者、明松を夥敷濱手へ出す。依之水主共力を得たり。御着船直に新九郎所に御止宿、夫より今に御本陣に成。

二〇　一、或時江戸御下向の折から、播州明石の濱邊に御駕を居へられ、海上御遊覽有て、御喜樂の御樣子なりしかば、山内權左衛門御前へ出、此間は御機嫌何と哉覽、御平生ならず奉存候處、今日は風景御慰に相成候と奉恐悦候段申候へば、公されば毎も國を立て、此邊に至る迄は心不勇、いかんとなれば、思ふに我一人に依て、大勢の者共遠境跋渉す。撫親子兄弟妻妾等に、暫の別を惜むべし。又小身者共何應不安堵の事も有べし。彼是不便なる事と思へば、何となく心不勇、去ながら、此邊へ來れば自然と又氣も轉ずると御咄有、御供の人々皆感涙を催し、義心憤發して御供仕けるとなり。

二一　一、御道中にて、御步小姓の内に、乘掛に絹の紫ふとんを敷たる者有、御覽有て何者やらん、美々敷乘掛ありと御咄有ければ、皆々

恐入、早々右の蒲團をやめけり。

二二

一、信濃守樣御同道にて、江戸御下向の節、信州樣びろふど御傘袋を、御持せられしを御覽付られ、大國を領する人の傘にや、他所の者にて有べし、我等が行列に混雜不致樣にと、山内權左衞門へ、御意有ければ、甚御迷惑被成、其夜泥障を切縫合て改め替らる。

二三

一、白須賀驛の邊にて、一人の乞兒の其身癈にて、老たる叔母を養ふて孝なり。公は聞召御感淺からず、鳥目一貫文被遣、其後御通行の節は必御尋有て、鳥目を被下、常に人の善を賞せる事、かくの如し。

二四

一、御道中或驛にて、馬子大勢集り騷敷體なり。公御側の者を召て、何事ぞ見て參れと御意あり。御供の内何某見に參、馬子大勢集り手込にして有けり。此由を急ぎ申上る。公惡き奴原かな、一人も不殘切捨候へと御意被成、御供の者共何も飛掛りけるに、恐れて馬子は皆々逃失けり。直に何某も召て、少も心に掛る事なかれ、何程の卑賤の者なりとも、是程大勢して手込せば、是非に不及事なり。其方がおくれたるにあらずと御意有、平生御家人は御手足と思召、他へ出て變あらば、身に替ても、おくれは取らせ間敷と仰有けり。

二五

一、青地善左衞門は御納戶役を勤む、江戸御參勤の節、於京都珍敷筆の物、一條樣より御拜領有。是を善左衞門に仰せて、御先へ江戶へ持參候て、表具をいたし、御待請に御床に掛置候樣にと有ければ、夜を日に繼で三日計御先へ着候て、表具出來御待請の筈に逢ければ、甚御機嫌にて、山内權左衞門へも御見せ被成、善左衞門骨折候故との御稱美有ければ、權左衞門能程に御取合せ申上、扨乍序申上候。善左衞門儀久々御奉公申上候。か樣序を以て、御加增被遣可然と申上候處、其御機嫌損じ、其方共身に代り、諸士の賞罰も取行ふ身分にて候。然るに只今の通の儀を申候ば、難心得候。惣體加增、新知等は戰場にて一命をかけての働の上にて遣候ものに候。然るを平日の勤功、此度の骨折位の事を以て、加增遣し候はゞ、有戰功のときは、何を賞美加增に遣し可申や、然ば其方抔以の外心得違とは思召候。善左衞門が此度の褒美は、申付かた有之候。只今是へ呼候へと仰らる。權左衞門則善左衞門を召れ、罷出候へば、此度の褒美幷兼々奉公精出候趣に付、加增遣候樣にと、只今權左衞門申聞候故、か樣〳〵と申叱り候。其方如きの勤功にて、加增はとられぬものと心得可申、此度の骨折に是を遣候とて、御紋附御羽織を、御手づから被遣。

二六

一、山内權左衞門年來に成て、此度は御道中駕籠にて御供仕度由被相願、日置若狹何心なく受込候て被伺候處、何の御答も無御

座、御發駕次第に近寄候故、權左衛門よりも、度々催促候故に、御發駕四五日手前に又被伺候は、御意に權左衛門は年寄候ては、虎口場へも駕籠にて出る了間に候や、年來にて道中供奉致は斷可申候。駕籠は成間敷と仰にて、若共も氣遣なから、其由申傳、渚旅駕籠にて、忍び／＼に乘參候樣にと、有之事。

二七

一、御道中某所にて、先年大猷院樣御上洛の時の事語り出させ給ひ、此事誰や覺たると仰有時、其時扈從したる人なし。石川清介能覺て可有と申す。さればとて、清介少も存候はずと申、側の人あやしみて、いかにと問へば、清介、公の聞召す所にて、我年久しく勤仕する事怠らず。しかるをしらせ給はざるは殿の不明なり。今往事を語り出さば、殿の不明を譽るに似たり。已が晴主に仕ふるは恥にたらず、殿の不明の恥をかくせる故に語らずといひしを聞召て●江戸へ着せ給ひ、清助を召出して、祿百五十石予へられけり。

二八

一、何れの御時にや、江戸の朝廷にて、諸大名御祝を述られし事のありし時、公夏目長左衛門が、味方ヶ原にて討死せずば、かゝる國家の大平は候まじと、仰有けるを、朝廷執政の大臣達も、智者の一言、德川家に仕ふる士の節義を、憤發せりといひ傳へ給へけるとぞ。

二九

一、於江戸御旗本何某御相伴にて、御膳召上られ候節、御汁に茶の虫御椀中に有、蓋を取て御覺付らると、蓋を被遊、御旗本へ仰せられ候は、今朝の汁は不被給、二の汁にて御支度有之樣にと、御意あり、御膳後役人を被爲召、右の虫を御見せ被成、無念成事と思召候。然ながら惡心にて致候にては無之、諸役人段々吟味の上にて、御道の事天命とも可申や、料理人はじめ隨分向後致吟味候樣にと御意計なり。彼御旗本顏色を替感涙に被及候に付、其譯を御尋被遊候へば、私も先年給物の事に付、か樣の事有之、料理人に其熱鍋をあびせ、惣身やけどにて相果申候。壯年の血氣に任せ候仕方、只今の御趣意承候て、後悔に奉存候段申上ける。

三〇

一、江戸植野に、諸大名御宿坊といふて、知行被遣置候。公にも御宿坊可被仰付思召處、御留守居共三百石被遣候樣に申上候得ば、公曰の外御色を變られ、士を養ふ天祿を費せとはすゝむるぞ、士を抱候へば、我命に代り候。宿坊は無ても濟と仰らる。

三一

一、江戸御詰の内、大雷雨の節も御機嫌伺といふ事も無之、公思召付にて、御登城被遊、御下乘の内御側三四人御草履取計にて、御歩行被遊候。三四間程脇へ雷落、水役人足を微塵に打殺さる。御供の面々何もたをれ候處を、公御平氣にて御呼被遊、夫より氣を得て起上り追着、彼人足を御覽、不便に思召候て、少も御驚不被候事。

三二二

一、由井正雪甚公を恐れ、逆謀に臨でも、一番に手當巧候はねば、たとひ天下を手に入候ても、心許なきといふたるよし。同人より御屋敷御用聞、提灯屋にて蝶の御紋の提灯あつらへ候ゆへ、提灯屋より御屋敷へ尋に来る役人了簡にも不叶故、朝御膳中に窺ひ候へば、御膳上りさし被遊、直に御袴を召、御側の者御連被成、御式臺へ御出被成、馬々と仰（其節は御供馬とて、晝夜共對重門の南に廐有て揃有之候。夫を御自身御呼被遊なり。）直に御月番御老中へ御出被遊、たとひ御用指合御座候とも、急に御逢被成度段仰入候て、御對顔被遊候。是御穿鑿の手掛り初といふ。

三二三

一、備後守樣へ播州宍粟三萬石被遣、公へ被下候。同事に思召候といふ。上意の時御請被仰上、御退出の節、閾に御つまづき被遊、外より、公に似合ぬ事の樣に、被申を被聞召、上意、新太郎殿に、其通りなり。其悅候處、眞實に思ふゆへなりと、仰られ候よし。

三二四

一、或人御使者に行、御口上申入て後、床に楠の繪有を詠入て居ける處へ、取次出て、家名を今一應と問ふ。不圖取込て、楠多門兵衞と申、其後先方より、如何にしても、古しへの名將の名を其儘に付候事、先は遠慮も可有事、御趣意も有之候やと噂有れば、公御返答に、左樣の者は手前に無之候。定て楠田門兵衞事にて可有やと被仰、さて〳〵度法もなき事を申たると、御笑ひ被成候て事濟なり。

三二五

一、因幡御家中、澤間八大夫御使者に出、途中より若黨を先へ遣候處、御旗本野山瀬兵衞殿の供割をして、切捨て通られし。澤間は跡より行掛り、驚辻番にて子細を尋、其儘矢立にて、御使者御返答、幷しか〴〵の事、書調、家來を屋敷へ戻し、其身は鐙を取、乘出し、追掛る。野山殿は跡をも不見、北條某殿屋敷へ逃込給ふ。澤間は右の門へ至り、此内へ只今逃込候者を御出し候へ、得御意度事候といふ。北條殿よりは、兎角申て出さず。其内に因州屋敷より、其儘引拂戻り候樣にと、御下知故、無是非、乘捨有之馬の片鐙を外し取歸る。此由御上に聞へ、野山殿は腰拔の御沙汰に及び、直に御追放、扨御老中より因幡へ御指紙にて、何と申ても御直衆の事、殊に相手追放の上は、澤間には切腹可申付樣に申來、御返答に、中々澤間事毛頭も越度無之候得ば、切腹可申付樣も無御座候と被仰遣、御老中よりは被仰越候事ゆへ、是非〳〵と申來り、段々持重り候程に、公へ御使者にて、御出被成候樣に被仰越、早速御出被遊、外御一門方も御寄合、右の次第、如何可致やと被仰、公大きに御笑ひ被成、扨々何で六箇敷分別も入候事かと存、急ぎ參候處、夫程の事御相談にも不及事、先夫は、誠に子供の水掛論といふものなり。彼方よりは切らせといふ、此方よりは不切せといふ。いつ迄いふても、圖はて申間敷候。此度の返答に覺悟申ことあらば、相濟申事に候。其上にも、是非〳〵と理

不盡に申遣れ候はゞ、御城へ鐵砲を持掛迄の事、自分も參掛り、不肖には後詰可申と被仰、御歸被成、扨此趣早く御老中へ、相聞ければ不安とて御窺候て、新太郎か樣に申と被仰上ければ、將軍樣にも新太郎左樣に申候はゞ、最早其分に仕て置候へと、上意にて事濟となり。

三六

一、公御終身新太郎樣と申き、諸大名此事は如何候はん、改らるべきかと物語有し時。公其事は仰られず、近頃も江戸の町を通り候に、鍛冶に大和守或は鏡磨に何の大椽など申名の候。さのみ難有も覺候はず、との給ひし。（諸家深秘録見ゆ。）江戸往來關札にも、備前少將とは不被遊候事。

三七

一、酒井雅樂頭忠淸公、天下の執政として。權威甚盛成しを、公の御屋敷小書院（今の弓場の邊なり。）にて度々御もてなし有、忠淸の專恣なる事を仰出されて、上の御爲に大不忠なる由責させ給へば、忠淸いはん詞なく、やゝ有て少將に任ぜられ給ひて、年久しくば、中將に任ぜられなん事、望に有らば、其由を申上べしと語られければ。公中將に進み、何の爲になり可申や、封地增贈りなば、夫程の奉公をばすべきにて候と仰らる。

三八

一、右酒井樣不食の御煩被成候節、諸大名より贈物珍美を盡せしが、公にも何ぞ被遣度思召、御膳奉行を召、御相談被遊、らきふ可然に極り、小豆・米粉御前へ御取寄、御自身御拵被成候て、小重箱に入、御留守居役御使者にて被遣、餘り少分にて氣の毒に思ひながら持參、御口上申入候處、御使者に御逢可被成候間、相待候樣にと被仰出。暫して段々奥へ通し、御居間の襖・障子を明候へば、夫に被成御座候。新太郎殿御使者、御懇意の段、御禮可申樣も無之、近來決て何も給不申候へども、御深切の御賜物、難默止候間、御禮には給て見せ可申とて、かさ一つ快被召上、此旨歸り候て、宜申上候由、殊外御感悅の御樣子、御使者も一段の首尾にて歸る。

三九

一、今の學校の地に、御祈禱所圓乘院あり。公の御時は、御祈禱も不被仰付候故、坊主立退、其跡學校に成、年經て、右の坊主被召返候樣にといふ事を、東叡山の御門主樣へ御願申に付、御大老雅樂頭樣を以、公へ御願被遊候に付、雅樂頭樣御出候得共、可被仰出、御用の移りも無之、又重て御用の節被仰候へば、公早速御返答には、准后樣御賴とあれば、致承知候段、謹で被仰、扨跡にて是は其元へ咄にて候。惣體祈禱と申もの、自身信仰なくては、驗も無之と存候。只今、准后樣御祈禱被成可被下共、自分信仰には不存候。まして拙者領內のあの坊主が、祈禱信仰に無之故、不申付候故、夫を立腹に存、我等に暇をくれて、國を立退申候。其坊

主今更御頼とても、此方より口を下げ、歸候樣には得不申付候。彼が何とぞ歸度段申出候は、御頼の上は成程望に任せ、寺地并寺領已前の通可遣候。祈禱は向後不申候と、被仰、其後歸も不致候。

四〇

一、松平陸奥守樣御幼少にて、御家督の節、御歩行少減候樣に、思召有之、公御同道にて御登城、未被仰渡前に、諸役人へ御逢被成候へば、公仰に、陸奥守家は格別の儀、家督も無相違、被仰付候に究りたる事、難有存候段、被仰に付、其日は外御用有之に託して、不被仰渡、翌日無相違被仰付と云。

一說に御減被成候て、被仰渡候處、御請に公被仰候は、陸奥守儀未幼少にも御座候に、家督無相違、被仰付候段、再三被仰、其席を御立被成候ても、跡にて陸奥守樣の御脊を撫で、無相違被仰付候て、目出度候。若少にても相違有之候はゞ、我等も此先（頭）しらが天窓に冑を戴き、後詰可申と存罷在候得ば、氣遣被成間敷と、被仰といふ。未是非をしらず。兎角、公の御一言にて、無相違被仰付候事、實說なり。夫故御家老の片倉小十郎は備前の御恩を不忘といへり。

四一

一、御道中にて、獻上の御茶壺に付候、役人雜兵共、重尊（高ヵ）にいひけれども、御茶壺をば道端に置候ゆへ、銘々權柄をいへども、第一の御茶壺を道に指置、何も茶屋へ入て、休息して、人の當りたるなど咎候。御茶壺を麁末に致候段、江戶表にて、御噂可被成と被仰候へば、役人殊外迷惑して、御斷を申候事。

四二

一、御道中二條番御同宿にて、御泊り被成候節、二條番殊の外權柄にて、無禮放言有しかば、御使者を以て、被仰遣候は、か樣成振舞苦々敷事、江戶表へ罷越候はゞ、可及御沙汰旨を聞て、大きに驚き、俄に慇懃にして、段々閉口仕候事。

四三

一、御道中甲府樣御領にて、馬子橫道成事有之候へば、江戶へ被召連、御着の日直に甲府樣へ御出、御對面御領内某所の馬子、か樣成事に付、召連罷越候。則私の土産に御座候と、仰られ候へば、甚御悅、御自分ならでは、告知する人有間敷とて、御仕置に仰付らる。

四四

一、大井川の川を、人足橫道の儀有之節も、江戶へ召連られ、言上被成候て、御成敗被仰付候事。

四五

一、（若烈祠堂記に見へたり。）御國中宗旨請、神職に被仰付度旨、江戶表へ御噂も御座候得共、珍敷事故、御尋御座候節、御返答に、宗旨請證文取候事、隨分憺に致候事、第一と存候故、神職共に申付候。坊主共輕々敷往來致候故、一圓不憺。神職は代々其土地に居候得ば、是程憺成事は無之と存候に付、申付候。

四六　一、江戸御屋敷にて、御客的有之、小的に中り兼候て、公も殊外不興に思召、青地三之丞は、兼て御秘藏の射手たりし木、當日御使者に出候て、御的に不出。餘り不中故呼に遣候樣に仰有。無程歸罷出候て、しか〴〵の由を聞、扨射候樣に被仰付候時、三之丞矢一本持出、射たしかば、座客甚御賞美、公にも喜色ありといふ。

四七　一、御國にて大鹿狩被遊、餘り仰山にて、江戸表にても御沙汰有之、御參府の砌、御老中より御噂にて、御遠慮も可有事の樣に被仰候處。御返答に、今太平の時節、人數にても引廻試候事、鹿狩より外に仕方は無之候。去夏已來休息被仰付、於國元鹿狩にて試申、扨々自由に不成ものに御座候。太平の民を教ずして、軍に用ゆるは、棄るといふ、古人の訓もさる事と存候。各には當時御在府にて候へども、御歸國の節は、かならず御慰ながら御試候はゞ、治にも亂をわすれずといふ戒にかなひ、上樣への忠たるべしと仰らるれば何、も詞なかりけるとぞ。

四八　一、谷田加介江戸に浪人して有けるが、馬を能乘と聞へあり。或時御屋敷へ見せ馬に來りし時、御前御側には菅八内罷出候。加介乘足を見る、をろしと相見候段申上候を聞候て、加介馬上より、八内能見立られ候と賞美す。公には、うきあしといふものならんと、被仰候へば。なかばにて馬より下り、午憚御目利恭驚入候。此馬を浮足と申もの、江戸中に無御座候。扨々御目の明なる儀と奉感心、又乘て仕廻へり、其後外より四百石にて被召候へども、御家へ二百石にて出る。知行は少くても、目の明たる旦那にてなければ、奉公不面白といひしよし。

四九　一、伊豫の大洲の主加藤月窓翁、參觀の道中にて伊勢へ參、宮の童に値へり、從者をして其國を問しめらる。備前の民なる由を答ふ。從者戯て、汝が言は國語ならず、何ぞ備前の生ならんといふ。時に、童笑て曰、備前の民は僞をいふ事を恥、是國主の禁なりといふ。月窓翁駕中に、是を聞て感じていわく、少將の學其德大なる哉、縱ひ渠は僞りにもせよ、備陽には僞を恥といふを以て、察するに其厚き事知るべし。（諸家深秘錄に見へたり。）

五〇　一、御道中へ御納戸坊主三人御供にて參候を、御納戸役の侍より、若病人共有之候ては、三人にて、御手支にも可有之段伺候へば、夫は何人召れ候ても、病人はしれぬ事なり。若指支候ば、其方共も、とも〴〵に世話仕、相勤候覺悟に候へば、相濟候とて御增し不被遊、御自身にも、隨分御不自由御堪忍被遊候、御趣意となり。

五一　一、（諸家深秘錄に見ゆ。）平常易謙卦の辭を誦せり。

天道虧レ盈。而益レ謙。地道變レ盈而流レ謙。鬼神害レ盈而福レ謙、人道惡レ盈而好レ謙。

五二 一、御硯箱の蓋の内に、青貝にて、懈心一生自暴自棄。擧レ世譽不レ加レ進擧レ世毀不レ益レ退。

五三 一、大阪大賀鴻の池といふ者へ、初て御借銀被仰付候節、同人備前へ來り、御作廻の趣を承り、是に今は始終御指詰可被成候間、御家中御免引被仰付、只今の内御儉約被成候はゞ、始終の御取續に可成候。左候はゞ、當分の御入用は如何程にても指出可申由、此段池田大學罷出被達御耳、公は御庭に被成御座、泰鏡院儀御座候段申上れば 尤夫より申ても濟事ならば、可申と被仰候に付、右の趣申上しに、何の御意も無之故、御緣に半時計も、大學伺公して居たり。御意には、此度は鴻の池に用事申付間敷候。早々上方へ歸り候樣にと被仰、其跡にて鴻の池へは、借銀の事をこそ賴しに、家中の免相談は、可賴事にあらず、何と心得候や、惣て家中の免引等、心安申付候事不成事なり。戾ししほの無ものなり。手間不入仕安きに、今年も不足家中の免引、今年も不足免引といふ樣になり、且役人共は怠り出で來て、家中は息も不成樣に可成と、御意被遊候。

五四 一、江戸へ御發駕前、故有て、伊木長門閉門被仰付、御發駕當日迄御免もなきに、長門家來を呼、供を揃候樣に申付、其身も月代す。家來大きに驚き、迚も本心にては無之と氣遣す。物見より見候て能時分に、其身一人罷出、次門をば閉て門前に相待、御輿長門が門前に御出被成候へば、人皆不審して前後を見るのみ。公長門〳〵と御意被成、長門其儘御輿の側へ寄、天氣能恐悦奉存候。御留守の儀は、例の通、何も申合相勤可申候間、少も御氣遣被遊間敷と申上る。公にも甚御機嫌能、留守の事賴と御意被成、長門退て家來を呼出し、直に御見立に相出候。其後公へ或人申上候には、此儀如何不審に奉存候。左樣の御趣意に候ば、御免可被成儀、御免無之を押て罷出候段、御咎も無御座は如何と、御尋申上しに、公御意に、國の家老たる者、如何に主人より申付たるとも、國主の他國へ行に、閉門して居る樣成もの、何の役にか可立や、不罷出ば、其通にして捨置可申と思しと、被仰候。

五五 一、京より樂人を召し、辻伯耆・東儀修理・窪將監三人來り、士大夫に樂を學ばせ給ふ。公には特に笙を好ませ給へり。公の横笛に名づけん事を、中院內府通茂卿に請せ給ひしに、蘆田鶴といふ名を付られけり。「雲にかけ澤に年經て幾度か、霜の蘆田鶴こゑふけぬらん」といへる歌にとれるなり。此笛を其後、樂人辻山城守にあたへられたり。辻は天子の御笛の師なりしかば、彼あしたづ、天子の御物となりぬ。(一說に山城守を肥後守といふ、信否をしらず。)

五六 一、三宅大道は平安の儒者なり。公の祿を受候て、岡山に來り、公に侍られる。京都にては、何事かあると問せ給ふ。大道云、京極

黄門の書法を贋する者の候て、眞跡と價を同して、大に人を欺く、惜むべき事なりといふ。公しばらく有て、いやとよ、それは必しも人を害するにあらず、予が惜む所は奸臣の知を賣て、人を欺むき、禄をぬすむ、是は賢者の贋ならんや、つひに利口の邦家を覆すに至る。予が國にもかゝる贋あらん事を、常に恐ると仰有り。

五七

一、公恒に仰けるは、禍は下からといふ諺は諷詞なり。下民の禍、何とて自からならはしむべき、上たる人の、導のあしきに依てこそ、下の人々非儀を犯し、刑罰にかゝる事も出來るならひぞかし、禍は上からといわん詞をかへて、下からといひつるは、上たる人を戒むる詞なり。

五八

一、國中の淫祠を毀たせ給ひし時、安仁神社(邑久郡藤井村に有り。)は延喜式に大社と載たり。先王の禮典にありとて、造營あり。夫より年毎に、同姓の大夫を命じて、拜禮の事初れり。

五九

一、孝經爭臣五人の章を講ぜしめられ、大臣池田出羽・池田伊賀に各心をこゝに用ひらるべし。予によからぬ事あらば、必諫らるべし。又各にも、人の諫を能受られよと、仰有しかば、一座皆感じ奉し時、中川謙叔(權左衛門といふ。)末座より進み出で、只今の御一言國家永久の兆なり。然ども公は嚴威有て、殊に聰明におはします。又疱瘡のあと有て、たま〳〵怒らせ給ふ時は、一目とも見られずと、人々皆申候。かゝる事にて、御諫を申人の候べき、公先色を和柔にして、諫むる者を賞し給候ば、言路開て、御益有べきと申ければ、公其直言を、賞し給ふ事大方ならず。謙叔退出の時、加世次春(八郎兵衛といふ。)餘りなる事をいひしと有れば、謙叔人臣の職、自己の利を思ふ爲に、いひたるにあらず、國家の爲に無禮をわすれたりといひし。

六〇

一、津田重次郎永忠十六七歳の比にや、不寢番にて居たりしに、公今の時計、何時うちたるやと問せ給ふ。永忠承り、寢入候てしらずと申。公黙しておわします。夜明て永忠が座をたちけるを見給ひて、事をなすべき男なりと、獨ごとし給ひしが、十八歳の時御眼代仰付らる。其日評定所へ出、公務終て後、諸役人物語有れば、永忠末席より、此所は長咄する座にあらずと、誡めけり。大臣達、公の御前に參り、永忠しか〴〵の事を申候。二十にもたらぬ者の、餘りなる事なりと申されしに、公扨は予が視る所たがはざりき、思ふ事憚る所なく、いわん者なりと、思ひたりしに、果して然なりと仰有けり。

永忠御前に參りて、申上る事の有ける後に、彼者はつかいよう惡敷ば、國の禍となすべし、才は國中にならぶものなしと仰ける。

六一

一、泉八右衛門（熊澤次郎八弟なり。世に有德の君子と稱す。）を評定所へ列座に御出し被成候。何事をもいわず出候迄なり。諸役人無益の事に思ひ、八右衛門をば陶器にて作りたらんがよかるべしと、戯れ評せし位なり。公聞召て、八右衛門が前にては、假初にも、虚妄の事いふ人あるべからず、八右衛門が、言と不言とにはよらじと仰有ける。

八右衛門評定所へ出る事、一年餘も過て大臣達、公の御趣意を悟られしとなり。仍て公の大知なる事を感ぜし。八右衛門が前にては、事を捌に、私なる論を憚り、しかれば國政に於て、其益有べし。其御趣意にて出されたり。

六二

一、日置草也下屋敷の南、百姓の田地、高免にて難儀するにより、自分請地に致候樣に、願はれ候節、夫は草也に似合ぬ事なり。百姓難儀に候はゞ、吟味の上免を下げ可遣事、下の役人は、草也へ氣に入樣に、申なすものなるを、誠に請て、高免の年貢を出して請地にし、下屋敷を廣く致し候事は、無用なりと仰らる。

六三

一、公の御時は町在にて、金銀御借上げといふ事無之、其御趣意、若事急にて、大阪迄被御遣候間も無之時は、領内の金銀借上げ可用、平生の事に用候ては、肝要の急用に不立候とて、大阪にて御借用被成候。夫も毎年にては無之、御普請御手傳、或は御國中御救など、格別の御物入有之節の事なり。國中の金銀は、いつにても、自分の用に不立といふ事なし。左候へば、備に成事なり。若其事（節）出さぬ奴あれば、如何樣にも出させやう有之、國中の金銀は皆身が金銀可成と仰らる。

六四

一、公御力餘程强かりしか共、終に御噂も不被遊故、存たるものもなし。或時備後守樣、公の御腕指の甚だ重きを、御所望被成候へ共、御許容不被成、再三御所望の上、被遣、扱被仰候は、非力にては用に立不申候。備後守樣いや相應に取廻し候と、被仰、左候はゞ力を見せ可申とて、蠟燭を五挺横に並べて燈し、碁盤にてあほぎ消す事を被成候て、御自滿の御顏色を御覽有て、又蠟燭を七挺御取寄堅に燈し並、碁盤にて下より上へ御上げ被成候勢にて、悉く御消被成候、其元には横に並、盤を上より下へあをぎ被申、夫は勢强く候。惣體力といふ者は、賴にすべきものにあらず候と、畢竟備後守樣此時糸鬢に被遊、强力苛察なる御樣子を御制止被遊候爲に、右の通に被遊、御意も有之、其節初て御側の者も拜見、其後は御沙汰も無之。

六五

一、御國中、人改といふ事今あり。今は切支丹改と見へ候得共、公の御時は夫ばかりにてはなく、村々壯年の男を改、其村々壯年の男を改、其村々の田地に御引合被遊候て、此村の田地には何十人はなければ、耕作不成所なり。然るに今奉公人に何十人出居候へば、此時より軍用の時、何人ならでは出がたく候と御積り被遊候。人數多少を御考被成候て、奉公人の增減を被遊候上にて、

今年は他所奉公人召置候樣にと、御觸等有之と見へたり。

六六

一、生駒頼母は、出頭の大小姓頭たり。或時御徒頭某と、於御城、及口論事にも可成と見へしに、はや御出前にて、御供の揃ひに成候ゆへ、其分にして御供に出たり。其翌日又御供被仰付、於御城出合候節、定て前日の樣子ならば、打果しも可致事と思召候處、少も其氣色はなく、和睦の體なれば、其段御覽被遊、如何にも不都合成事、侍の儀にあらずと、思召候て、其翌日兩人共御改易被仰付、出頭なれども、心底御見限被遊候と見へたり。

六七

一、（芳烈公御筆記に見へたり。）御在國の内は、朝御膳の御相伴に番頭一人、物頭一人罷出る。必家内の安否相組の事、或は先祖の軍功など尋給ふ。毎朝兩人づゝ、代り〳〵被爲召、別て眞田將監度々召出され、毎度御咄の上にて、御せり合申由。

六八

一、講釋式日あり。或日講番の者指合候て、相延る、醫者中も聽聞に出候に、延候とて鐵御門迄退出候處、又被爲召候て、御意被遊候は、今日は雨天にて、御徒然にも思召候間、醫者仲間取敢ず、講言（書）仕候樣に被仰付、布施玄珀、學而首章を講じ、其外も不殘其次に講ず。何も兼て心懸候故、能讀候と御賞美被遊、直に其晩御料理頂戴被仰付。

六九

一、丸毛元右衛門鐵砲を御上覽の節、大不出來なり。丸毛恐入居申、其砌醫見玄三に途中にて逢、丸毛尋候は、此間鐵砲御上覽の節、御供にて候や。御機嫌如何といふ。玄三御機嫌何の御障も無之と答ふ。丸毛いふ、兼て鐵砲不調法にて候へ共、此間の樣成不出來は無之、扨々恐入候といふ。其後、公御寫物を被遊候節、玄三御側へ出居申、何角御咄の序に、丸毛が恐入たる樣子御咄申上候へば、公御側に有之、御脇指を御指被遊、玄三を御にらみ被成、兼々其方共へ、外樣の事不申樣にと申付候處、やゝもすれば、左樣成事申とて、甚御叱被遊、扨其跡にて丸毛は鐵砲役の者にもあらず候へば、藝の巧拙に拘らず、其志を見に行候趣意たり。汝その時は馬前にて用にも可立と、思ふ志奇特なりと被仰、其後玄三其事を丸毛にいふとて、頃日其元の事にて散々御叱を蒙候へども、跡にてか樣〳〵被仰候段申聞候へば、丸毛感涙して、難有奉存候。

七〇

一、お六樣御乳兄弟の者、何とぞ御徒に、被召出候樣にと、御直にも御頼被遊、其外御内所御役人より、御仕置方へも被頼候處、度々窺書にも出候へ共、不被仰付、其後お六樣御逝去已後、又伺書に出候節、御意被遊候は、此者の事、六よりも被頼、内所役人よりも、其方共へ頼と見へて、度々伺出候得共、不申付候。其趣意は内所より頼候事にて、仕置申付候ては、殊外害有之事に候。乍然はや、六も死去候へば、一生心に懸候事故、此度申付度候間、是は其方共へ、我等より頼候まゝ、同心有之樣にと被召出、于今

御内所御掟にて、御仕置方へ額出候事仕間敷といふ御法なり。

七一

一、評定所月寄の日、公御出被遊御聞被成候て、算盤の置上げに、ほこりを一桁殘候樣にと被仰、吝に似たれども、天下の財を猥に捨候事は、致間敷と被仰、其年のほこり二百俵有之といへり。今に御直筆の御掟書有り。

付、御白無垢よごれ候ても、不被召替事。御前樣御納戸金御取替被遊、御間柄にて、御返不被遊候。御直に被仰候事。

七二

一、日置若狹家來、屋敷の長屋より水鳥を搏て、出奔す。尋に人を被出候。自分にも可出事なるに、手ぬるき仕方とて、秋頃より翌春迄閉門被仰付候事。

七三

一、丹波守樣木欒子の緒〆御覽にて、公御所望被遊、其代り珊瑚珠の緒〆を被遣、其後又木欒子の緒〆御所持御譽被遊候へば、可被指上やと被仰、最早御入用に無之由御意被遊候事。

七四

一、日置若狹直諫申上時、何やらん被申上候に、御合點不被遊候へば、左樣に御審被成候ては、御合點參間敷候間、重て可申上とて退出す。出羽脇に居て大汗の出程氣毒に有しとなり。

七五

一、出仕日餅を串にさしたるを重箱に入て、公の左右に置、各一人充御前にて賜へるを戴き、頓首して退く。いつも日暮に及べり。執政の人々、公の倦給はん事を、氣毒に思ひ申されしを、公聞召、我國はせばくして、士を多く召置事あたはず。一度士の拜禮に倦事あらでと願へども、かなはぬ事よと仰有けり。

七六

一、山內權左衛門、最初は知行百五十石なり。數年勤役の內、加增可被遣思召候へ共、御趣意有之、最後に一度に三百五十石御加增被下、御次の間へ立候節、此者前廉より加增被遣候處、生質にて、若奢り出候得ば、家をも滅可申と存、ひかへ置候。最初あの年來にては、其氣遣も有間敷と、此度數年の勸勞に如何(斯)申付候と御意被遊、別て難有感涙に及びしとなり。

七七

一、公の御種とて、小笠原金三郎といふ浪人、御國へ參り、如何樣とも御抱被下候樣に、再三願、其證據には御守脇指持傳居候由、公聞召、段々御考被遊、若榮姬の女中など、御暇被遣候儀など御座候やと思召候得共、少も御心當り無之に付、容易に御抱も難被成候へ共、止り不申候。折節出羽は天城へ潮湯に被參、最早一兩日に可歸候へ共、御待兼被遊、御側の小姓何某、天城へ被遣、右の事御さばき被遊がたく候。如何被思候やとの御意、左右を拂て密に申達候へば、出羽卽答に、夫程の事御了簡無之や、夫こそ御召抱被遊候て宜候。其段被申上候へと被申、其趣意は、左樣なる莫臥者御抱被成候上にて、切腹被仰付へば濟候。其御側歸

より先へ、彼浪人の方へ、出羽より使者を遣し、御抱以後切腹被仰付候段、被申聞候へば、早速御國を歸去候由、夫にて事濟候。出羽歸候て、御前へ出、いはれ候は、畔の外御塞(ふさぎ)被遊、あれ程の事御心附候やと被申上。

七八

一、下濃彌五左衞門(今の字兵衞といふ家なり。)を召て、池田伊賀を以て、橫外記に預置し弓足輕の中、十人彌五右衞門に預候へしと、命ぜられしに、彌五左衞門承り、新に預られなんには、十人はさて置、一人なりとも辱と可申、外記が中をわけて預られたるは、遙に外記に劣れる明(證)なり。軍旅の事外記が下に立べき身にあらずと申す。伊賀側に有ける、橫目の高木左近右衞門に向て只今下濃が言道理に候と、詞すくなくてとりあはず。伊賀やむ事を得ずして、御前に參、未申出さゞるに、公明敏にて、はやく察し給ひて、彌五右衞門いかにいひつるやと有ければ、さればかく申て候と申。公笑はせ給ひ、鐵砲足輕二十人預けよと命ぜられけり。

七九

一、誰にてか有けん、長槍五十人を預けらるゝに、中々長槍を司るべき身にあらず。吾不肖なるをしりて、命を奉るは、君を欺くなりと申と、伊賀强れども聞ざりしかば、公聞召、彼には程なく鐵砲を預けべし。先長槍を强て預けよと仰あり。伊賀出て、又すゝむれば、高木左近右衞門側より、我心に能すまじき事としりたるに、君命なればとて、受べきやといふ。伊賀又かくと申せば、則鐵砲を預けられけり。

八〇

一、高木左近右衞門使番たりし時、御城の東北川を隔て、小姓町といふ所あり。竹林にひよどり多かりしを、家來を遣てとらせたり。公御覽有て、制禁の竹林に、網を張事やあると仰有、高木此時當番なりけるが、是を聞さらば家來は死刑になるべし。我も腹切べし、戰場にて討死すべき侍を、小鳥に替給ふは、殿の過なりといひしを、公聞召、笑はせ給ひて、扠やみ給ひけり。

八一

一、公甚書法を好ませ給ひ、弱冠の御比にや、靑蓮院の宮尊純親王に學せ給ひしが、後に中華の古法帖(書法帖)を摹し給ふ。王文成公の客座私稅(祝カ)の石刻其中三字缺けるを、補書し給ひし。今津宮に其石刻の屛風あり。何れが公の補書なるといふ事を辨識するものなし。

八二

一、山内道悦は新進の士なり。或日御前にて物語しける時、殿には蕗をきこし召れずと承候。いかなる故にやととへば、公させる事もなき事とて、取合せ給はず。押返して子細の候やと承りぬ。まさしく其趣を承らばやと、しきりに申ければ。公されば上祖先護國公の長久手にて討死有しは、ふき畠の中なりと聞召、其軍は義戰に非ざるゆへ、深くなげき思ひ、ふきのうるさきと仰有

ければ、道悦諫で、それは殿の大き成事と申ものにて候。護國公若田の中にて御討死あらんには、殿は飯をきこしめさで、餓死せさせたまふべしと嘲弄しけるに、公は顧て外の事御物語有て、御答は更になし。

八三

一、武藝の内に別て射法を好ませ給ひ、御居間の傍に卷藁有て、弓組の弦音を聞召す。弓組二十人を撰て、廊下に備らる。或時山川十郎左衛門を召して、百射の賭射を被成たり。公九十五筋あたらせ給ひ、十郎左衛門九十六筋あたりければ、公弓を十郎左衛門に賜りけり。程なく又百射の賭ありて、十郎左衛門御相手となりけるに、公九十六筋あたらせ給ひ、十郎左衛門九十五筋あたりければ、公笑せ給ひ、けふは予勝たり、さらば賭の弓と(出)せと仰ければ、十郎左衛門、先に賜りける弓を出す。公是は此日汝にあたへたる弓なり。別の弓を出すべしと仰ければ、十郎左衛門、いや此外に弓はなしと申上れば、さらば返しあたゆると被仰とぞ。其弓今に、山川家に秘藏の器とせり。

八四

一、常に國計を重き事として、時々自ら聞召、量レ入以爲レ出給ひ、且錢を鑄さしめん事を議せらる。富國の計是よる然るべきはあらじとて、其事を定りけるに、錢を鑄る上手を、諸侯の國へは出されざるよしなれば、湯淺右馬允を使として、京都の所司代に所望有ければ、ゆるされぬ。是より國殊に富たり。其錢を鑄る所、今の錢屋敷なり。

八五

一、青地三之丞射藝の妙を得たりといふ程の者なり。寒中に的を射けるに、公御覽じて、三之丞がはなれ、今日は見苦しく候。いかなる事と問給ふに、三之丞歲暮の近く、殊の外に勝手のあしく候と、申上ければ、公笑せ給ひて、銀子を賜りけり。

八六

一 山川重郎左衛門へ節季詰りて御意被遊候は、定て小借に着物など致し遣候やと仰らる。殊の外勝手不如意に候故、段々せがみ候へ共、得取し遣不申と申上れば、定て左可有、是を遣ると被仰、小判二十兩を紙に御包被遣、難有御禮申上罷歸、かずへ見候得ば二十一兩あり、翌日罷出候節、右の一兩を持出、御前へ罷出、昨日は難有仕合、家内一等に難有奉存候。扨、小判を數へ候へば、如何樣に仕候ても、二十一兩御座候故、一兩は返上可仕と、持參仕候段申上候得ば、そうも有まい、是は〳〵とて、御取返し被遣候事。

八七

一、或夜御菓子榛柑を被召上、御側醫(鹽見玄三といふ。)いふ、夜中冷物を御用捨可然旨申上れば、即御出(止)被遊、暫ありて御内所へ入らせられ、扨々あぶなき事有と御獨言をの給ひ、年寄女中、如何樣成御あぶなき事にやと、問まいらすれば、公、今醫者しかじかの事をいへり。是尤なり。然るに我も夫程の事は知りて侍りぬと、既に口外へ出さんとせしに、不言して止たりき。若しかい

わんには、是より後、誰か予があしきを、諫るものあらんやと、此時聞て感涙せり。

八八

一、御不快被成御座候節、御老中共不残於御前、御閑話の折節、土倉淡路（平生言葉少き律義成生質なり。）被申候は、私平生存候は伊木長門・池田伊賀年來不和にて、御爲に不宜候樣に被存候。御大事も有之節は、兩人の内一人と私刺違死に候へば、御爲に宜と、兼て存寄居申候。是私の忠義と存罷在候由被申、兩人共目前詞なく有しかば、公御執合被仰、夫より和睦有て淡路を感應せられしといふ。

八九

一、備前へ軍者（山田道悦なるべし。）來りし時、公甚御信用被遊、其節諸事手輕事を專一といふに付、御狩の節も、御自身御腰付き御指被遊候樣に、申上ると見へて、其通に被遊、長門御供に參るに、如何にも結構成辨當、幷酒肴を數々持參し、御休の時素より公は御腰付の事なれば、御幕もなく少の間に御晝食被召上、相濟候。長門は幕を張、右の辨當を取出し、時を移しぬ。右待兼被成御使を被遣候。長門共御使を留て、酒肴を出し振廻、又御側の者を被遣、又如前して御使をかへさず。四五度にも及て、餘り御下幕に思召、樣子を見て參候へと被仰遣、其者委し故見屆て、具に言上す。以の外御機嫌損じ、直に御歸城被遊。追付長門を被召出、今日の致方定て存寄有て致候と思召候段、甚御機嫌惡敷て被仰出れば。長門少も惺る氣色なく、成程少し存寄も候へ共、是は跡にて可申上候。先御前の思召から承度奉存候。御大名の御腰付辨當は、何事にて御座候やと申上、公被仰候は、兎角武家としては、平生手輕き事を專一と、身持を心掛仕、習可置事なりと被仰。長門申上は、夫も左も可有御座、御尤には奉存候得共、此長門が目の見へ申内には、御前へ御腰付差上候事は、如何樣の事有之候とも、不仕候と、居長高に成て申上ければ、忽に御顏色和ぎ、扨々是は身が心得違なりと、御賞被遊。

九〇

一、幡多山猪狩格別に大勢を催されて、追留は北方村・三野村前の曠野なり。公は土手筋大樋の上に御侍場を被居、射手組・士鐵砲の二組は、御左右の手先へ出張、御軍鑑土泉治部右衛門は御前に在て太鼓の役、輝錄君・池田佐渡は中備、老中方は皆背子の手の大將たり。木下淡路守樣・戸川土佐守樣・山崎甲斐守樣御見物として御出、各御持場を設らる。大猪一匹狂ひ出で、人を傷る。久保田清閑七十有餘、弓を執て馳向ひ、聲を掛て矢をつがへば、卽時に飛來るを、間近く引受て、只一矢にて射留たり。手際にて一同に鯨波を上て譽遣り。公も御悅喜不斜。老武者仕たるものかなと、返すがへす御賞味被成、則召たる御羽織を被下、又一人（姓名不詳。）鐵砲にて猪を間近く引付、搏留たり。是又手際成事、甚御賞美有、日既に晚景に及で、俄に時雨車軸を流し、面も向得ざ

る折から、皆々鐵砲を持出し候様にと仰あり。岸藤右衛門畏候といふよりはやく、手勢の先へ進て下知すれば、組の足輕數十人一列に立並び、つるべ放しに搏たてける。かゝる大雨の中に、手早く次第も續き、間相も遲速なく甚見物事にて有ける。公も大に御感有て、是も御羽織を御手目賜る。又相圖の貝を被命、此時御貝吹のもの坂を走り、息喘で吹得ざれば、上泉貝を取て吹に、大に響けり。御感悅不淺となり。珍敷大猪狩とて、今にいひ傳ふ。御獲もの甚だ多かりし。

此御狩の時にや、又外の時にや。是も牛田御狩の節、鹿一匹責子の間を拔候。鄕司七右衛門・青地三之丞に被仰付、ふせぎ候旨、其後は一匹も不拔。若一匹にても拔候はゞ、切腹すべき覺悟にてふせぎたる由。此時草の陰に鹿一匹臥候を、梶田彥一郞・青地三之丞に被仰付、兩人の矢玉兩眼にあたり候由、被爲召候御羽織を御取寄候て、三之丞に被遣、御挾箱の御羽織を、御取寄候て、彥八郞へ被遣候。鐵炮たき是にて致堪忍候へと御意被遊。

九二

一、鹿久井島猪狩、其曉雨天に付、御目覺も申上兼候得共、少し遲く御目覺申上、雨降候故延引に申上候段、御側の者申上候　ば、雨天には出陣はならぬかと被仰、甚御機嫌惡し。朝七つ（前四）前、長門身拵して罷出、殿には未御拵被遊ず候やと、申上候に、依て、御機嫌勇々敷御出被遊、雨天なれ共、御傘も不召、一同の人數と同敷、御ぬれ被成、御火繩消可申とて、漸後には御傘を指掛候事。

九三

一、赤坂郡に獵し給ひ、夫より數日村邑をめぐらせ給ひし時、或時（所）にて老農をあつめ、終日耕業をかたらせて、聞召、日暮て、老農ども退出しけるを呼返し給ひ、植物の内に何物が第一に多く得るやと問せ給ふ。各答申上けれ共、怪しみ給ふ色有、やゝ有て、土地に依て多寡の不内（同）有べし、聞給たるは、異國にても、芋を植て富たる者ありと云、試に色々の物を植に（て）見しに、果して芋に及ぶものなし。芋一つを植れば、大底一升を得るべし。一段に十石を得べし。燥濕の地にもよらず、培さのみかたからず、葉も莖も食ふべき物なり。五穀に次ける物なり。汝等がしらざる事はあらじ。土地の不同なるによるならんと仰あり。

九四

一、和氣郡坂根村井手へ、鴨を搏に、御逗留に御出被遊候節、御夜具不被爲持、御挾箱の内へ、御蒲團を御入被遊候て、夫にて御仕廻被遊候故、信濃守樣なども其節は、其通に被成候。惣て御殺生の節は、萬事手輕に被遊、燒飯を紙に包、御袖に御持被遊、か樣に無之ては、殺生はならぬものなりと仰有、夫故信州樣御殺生の節、公の御傳授とて、燒飯御持被成、御晝休など民家に御立寄被成候ては、耕作の妨と思召、多は山野にて御濟し被成、耕ものしらず（去）道を行者を不拂（ひ）、といひ傳ふ。

一、御野廻り、御晝休にて、白魚を御吸物に指上る。御椀の内に砂氣有て、以の外御機嫌損じ、無念の儀と御叱あれば、御料理人御

前へ罷出、乍恐申上候。御椀の中には、中々砂は無御座候と奉存候。御口を被嗽候て御上り被遊候へと、憚所なく申上れば、公いかにも〳〵と、卽御手水を被遊被召上て、汝がいふ所尤なり。我誤れりとて、御笑被遊となり。

九五　一、御野廻りの節、大なる蜂の巣を御杖にて落し給へば、數十の蜂飛て人に付に依て、御側の面々扇子を以て拂ひ〳〵するうちに、壁へしらず御前をのき、やゝ有て皆々走集て、御容儀を奉伺ば、蜂數十ばかり御身に留り有を、一つも御はらひ不被遊、泰然として御座被遊。此時何も赤面して恐入たる風情なれば、公顏色を正しての給はく、分厘の針を以てさす虫にすら、我をわすれたる振廻なり、いはんや尺の劍を以てせば、各いかんと御意あれば、各絕入心地したりといふ。

御庭を御何被遊候時の事といふ說もあり。

九六　一、諸家深秘録に備前守様御時の事とあり。御鷹狩御歸に、伊福村にて路に臥たる稻穗を、紙にて御くゝり合せ給ふ。民の傍に在て見しかば、いかなる故にやと、さらしか（察し得ざりしかば）ば、役人此由申上る。公やゝ默して御座被成、子細もなき事なり、予あやまちて稻倒して、民の目にさらされ、雨にぬれ、千辛萬苦しける物を、足にかけたれば、天譴を恐れて、くゝり置たり、とてからせとぞ仰有。

九七　綱政公或時、美濃紙に文字を御書き被遊候節、御書そこなひ被遊候て、餘紙に御認被遊、初の御書そこないをば、御側の者、もみ捨る。其時其紙を惜むに非ず、又相應の入用有べし、此紙は殊外人力を費したるものなれば、猥に捨べからずと御意被遊、本文と同一揆たり。

一、御野廻りの節、或所に盜捕候とて、まぜ返し候樣子御見及被成、直に其所へ御越被遊、御直にも樣子を御聞せ、御前へ召連參候て、脇より垣に掛置候、はだつけをとらんと仕候と申上る。盜は左樣にてはなく、はだつけの下より、ねぶかをとらんと仕候由を申。御聞被遊候て、入牢被仰付候。盜は、はだつけより、ねぶかを輕事と心得、申上る。他の物は何程重くとも、品に依るべし。ねぶかは一本にてはる、民の作物に手を掛候段指免しがたく候間、右の通入牢被仰付。

九八　一、御野廻りの節、稻の未穗に出ざる內に、此は何と云稻ぞと、度々御尋被成、郡奉行申上る御聞被遊候て、聞々は、左に一はなし、是は葉ほど廣ければ、何にて可有と、地主を召、御尋被遊候へば、果して其通なり。稻の名をしらぬ郡奉行、百姓を養ふ事危事なりと仰らる。

九九　一、御野廻りの節、代官の宅へ御寄被遊、御書被遣物有之、其砌迄は代官村の內出張、何となく勢有之、百姓こまり候樣子被仰聞召、

御書調被遣、其文言、

年貢取立の事。宗門改の事。此外、何れにも構ひ申まじく候。

一〇〇　一、或時鷹より歸らせ給ふ時、名主の家に人多く集て躁敷、何事ぞと問給ふに、狐を追入て候に、見へずといふ。公聞召、あやしき物なり（鏡 物）を入て見よ、化物は明を奪ひがたかるべしと仰あり。果して梁の上にかゞみ居たるが、鏡の裏にうつりたり。

一〇一　一、御野郡中原村に、公の遊覽の地あり。旭川の傍にて、夏日暑を避給ふ時はこゝに至らせ給ふ。名主の家に莚と幕串を預け置せ給ひ、幕打廻し、毛氈を薬（しま）の上に敷て、辨當をひらき憩せ給ふ。今に其地數丈の間、牛馬を牧せず。公のいこはせ給へる地とて、民共敬せり。世人此地を御涼所といふ。

一〇二　一、旭川の東岸に花畑（今諸士の居宅有り。）といふ所に、清泰侯備前へ封ぜられ、おはしける時の別業にてありしに、公倹を事とし給ひしかば、これを壞て、奇石をは皆池中に埋させ給へり。公身を歿らせ給ふ迄、峻宇彫墻の好に、露ばかりも知らせ給はず。

一〇三　一、鑵子釣（かんすのつる）の邊にて、御煙草被召上、御野郡上道郡御見渡し被成、御欝散被遊、御側より御城の後に好場所も御座候へば、御茶園を被仰付候はゞ、御慰にも可然やと申上る者あり。（其時は御後園もなし。）公、夫は慰にも可成が、大分の田地を費し、人力を苦め予も又大抵の心遣にては出來せず。然れば末はしらず、指當り、樂にはあらずして、無益の事多し。夫よりは、かくのごとく心の儘に、行度所へ行、休度所にて、田畑の心地能生立たるを見る事、此上の樂なしと御意あり。野鳥・飼鳥一つに遊といふ前句に、「治めしる國のまがきの内なれや」と被遊し御心の内の廣き、衆と共に樂み給ふ事なり。

一〇四　一、鷹狩して歸らせ給ひ、城に入らせ給ふ時、青地三之丞、今日の牛房狩、得もの多かりしやと、いひしを聞召、おかしき事をいひつる物かな、子細有べきとて、問せ給ふに、三之丞承り、過し頃鷹狩の御歸りに、當番の者のつかれたらんとて、其日の得もの美（よひもの）にして賜しを、忝事と思ひしに、牛房ばかりなり。さては、今日は牛房を狩にせられしと心得候と、咎（もか）申せしかば、料理人を叱らせ給ひて、其日新に雁を羹にして、當番の士に賜りたり。

一〇五　一、御野郡野殿村の邊へ、極月二十日過、御廻り被遊候處、御道筋の村にて、小家を崩候所、一二箇所あり。樣子を御尋被遊候ゆへ、かくし申事もならず、年貢に指つまり、家賣拂候由を申上る。直に御歸被遊、殊の外不便に思召、御貸米被仰付候事。

一〇六　一、難波町御堀、御ねらゐに御廻り被遊候節、或士の家へ御入、裏の堀に居候鴨、御ねらゐの時、菜園に大根の見事に出來たるを、

御覽有て、亭主歸たらば、大根が能出來たるぞと、心得てくれよと、仰置る。御草履取は路次の外に、脇指をもたせ置、内へ入候。御歸掛御覽被附、何者の脇指ぞと御尋あり。無何心、御草履取の脇指の由を、申上る。不相應成奢者、糸にて柄を卷候とて、御叱御暇被遣候。夫にて御家中の者迄、輕きものは皆々革柄に仕替候事。

一〇七

一、惣て御野廻り等に御出、御歸の節途中より、雨降出候へば、御供と同事に、町口迄は御ぬれ被成候て、御歸被遊候故、御供面々ぬれ候ても、何共不存由、伊豫守樣・信濃守樣御同道の時は、是亦御一所に御駕籠にも不召、御ぬれ御歸被遊候由。

一〇八

一、青地善左衞門鐵砲獵を好み、暇日には必出遊ぶ。一日備中松島邊へ行、得もの少く、黄昏に御野郡今村邊へ歸りしに、折節田面に雁數多居たりしを見て、僕に持せける鐵砲をこせとて、取てねらひけるに、火繩のはせてあるとは思ひもよらず、日當にのりければ、引おとしけるに、あやまたず、鴻(ひしくひ)二羽つなぎに搏けり。思ひ寄らず驚入て、此御留場にて鳥搏べきとて、鐵砲を乞しにあらぬに、火繩をはせし段、如何したる事やと、僕を叱りければ。僕は御留場といふ事は不存、鐵砲(あ)こせと仰候へば、鳥、御搏被成れとて取とせ、又鐵砲も鳥も僕にもたせ歸らんとする所へ、御鳥見の者驅來、何人にてかゝる不埒候やと咎めければ、有のまゝと心得、口葉も改め、火繩もはせて、例の通り、渡しまいらせ候なりといふに。兎角なくて、此上はせんかたなし。あの鳥取て參に語り謨り入候得ば、歸候て早速申上、いか樣共御成敗を待候心得の由、のべければ、夫は兎も角も、何分御法候間、右の鐵砲并鳥御渡候樣にと、申ければ、いやそれは存もよらぬ事、成申間敷と申に付、互に言葉もあらくなり、鳥見も是非なく、家來の持たる鐵砲を、とらんとしける程に、善左衞門拔打に鳥見を打果し、夫より急岡山へ歸。頭へ參、右の段々申達候處、とかく可申樣も無之事共、先指控被居候樣にと申、直きに御家老衆へ申達候へば、夜中ながら明日迄は延がたしとて、直に登城して、委細に申上る處、是は急に下知も難致事に候間、先明日の沙汰に可致とて、御聞込被成候て、御家老衆罷出。頃日の善左衞門儀は、如何被仰付やと、御尋あれば、されば其儀にて候。色々考候處、あやまちながら、鳥を搏たるは不埒にも候へ共、鳥見を切しは、身が側近く召仕候て、兼て目がねに違ひ無之樣に存候。しかれば目がねに違ひ候者と、一樣には參間敷候へば、各にも委に了簡有て、身が目がねに合たる所に、宥免候て、此度の罪は指免度候間、左樣に心得可申候へと御意に付、御意の上はとかく可申上樣無之候。仰の通鐵砲は被渡申間敷候へば、無是非、右の通致候ものと被存候。左候へば、御免の由可申聞と被申候へば、呼寄直に可申聞と御意にて、則善左衞門を被爲召候て、御前に罷出候處、扨々不埒の儀は致し候。しかし鳥見に鐵砲とられ候はゞ、無是非切

腹可申付候所、兼て身が日がねに、はづれざる致方ゆへ、留場の定に背候咎を、差免候間、只今迄の通相勤候樣にと、被仰渡。扨御家中へは留場の儀、向後堅相守可申と仰渡、扨御家中へは、留場の儀、向後堅相守可申候、縱ひ善左衛門が如きの過有之共、聞届申間敷旨、屹と相觸候樣にと、御家老衆へ被仰渡候由。何も退出せんとする時、善左衛門に、扨右の雁は如何仕たると、御尋有ければ切腹、間も無之と存、此間に二羽とも料理仕候て給候旨、申上ければ、如何樣そふあらふと仰て、御笑被遊候由。

一〇九

一、或時御留場にて致殺生、御鳥見吟味の上、達御耳、被仰出候は、御免の札場に三五間の事は、能々吟味を可遂とて、其夜密に御免札建所を替置候。樣子被仰付、翌日御鳥見、吟味に被遣候へば、御免場に成候ゆへ、鳥見の無念に被成候て、侍は御咎なし。侍を御助け被成候御趣意なり。

一一〇

一、或侍御留山にて、松を掘り歸るを、山廻り見付て吟味の上、達御耳、留山にて松を盜、其上に山廻りを打擲する事、重々不屆なり。其分に不成事なり。扨其松は如何致候やと御尋被遊、取歸庭に植置しと申上る。左候はゞ許し可遣、彼が庭に植置候へば、山山も同事なり。若伐碎候はゞ、屹と申付べき事とて、御叱置被遊候事。

一一一

一、御普請所にて、出羽足輕役を、御徒奉行の者叱候ゆへ、出羽怒りて、御前に參り、しか〴〵の事候と申ければ、公、夫は奉行の申所は尤なり。其事は予は櫓より見たり。侍にあらずとも、予が法を請て、下知する事なれば、其人の輕重によるべからず。法度に背候ゆへなりと仰らる。出羽氣色惡敷被退候樣子御覽、御呼返し、天城へ引込被申と相見候、予にたてつく事奇怪なり。只今討手を申付べし。天城へ引込たらば、汝が手柄成べしと仰ければ、公族・大臣証言の樣子にて、事やみけり。

一一二

一、山内權左衛門へ被下候御書附寫。(竪紙なり。山内與八郎持傳ふ、文字のくばりも此通無相違。)

一、心を正しく義を明にするを本として其職を可相勤事。

一、寛弘にして人の言を許容し權高に無之末々までも物申よき樣に可相心得事。

一、財寶の出入義を專とし萬滯なき樣に可相勤事。

年號を記し傳ふるものを、爰に輯む。

一一三

一、寛永三年丙寅、台德院殿世子と俱に上洛有、公も供奉し給ふ。同九月六日、上皇(後水尾)二條の城に幸せらる。和歌の御會有て竹契二遐年一といふ題をもて、公國風を献せらる。

嶺に生る松の千年も廻り添て君がよはひを契るくれ竹

此頃因幡の國公の封彊たるゆへ、嶺に生るとは讀せたるなるべし。

二一四

一、同九年壬申、大猷院樣俄に公を御召ありて、因幡より備前へ封を移すの命有、五月二十三日、因州を發し給ひ、道中殊に急がせ給ふ。あぶ付馬に召給ふ。此時のあぶ付馬に敷たる鞍、今武具藏に有となん。

二一五

一、寛永九年壬申、忠雄公御卒去有、公の叔父なり。殊に悼せたまひて、

うきにそう涙ばかりをかたみにて見し面かげのなきぞ悲しき

と讀給へり。

二一六

一、同十年、大猷院殿、向井將監忠勝に仰て、相模國三浦にて、安宅丸といふ大船を造らせられ、同十二年六月、江戸の海上にて、御召初の規式有、諸大名品川海邊に出給ふべき由仰出され、公には、大夫人の召させ給ふ御帷子を被爲借、夫を召して猩々皮の陣羽織を召出給ふ。御出掛御式臺にて立給ふ、御扇をひろげて差あげ給ふに、御軍扇なり。御衣服の體よりして、あやしき事よと御供の人々思ひ居けり。扨品川にて、諸大名群集し給ひ、如何成御裝束やと尋らるゝに、いや少し存る旨の候てと、答て給ふ。程なく大猷院殿御船にて、諸大名の前を御通有けるに、あの衆に替りたる衣服は、備前の少將なるべしとて、小船を以て御召有。公則安宅丸に乗移せ給へば、大猷院殿御尋有、公謹で御祝の儀式は、御船の内の事、我等は陸の警固、し奉ると存ぜしなりと、答へ給ふ。大猷院殿則御羽織くれられんやと仰有、悦で奉られしかば、酒盃を給はり、公起て自然居士の曲、舞ぜられしを、諸大名陸より見やりて、驚く計なり。夫よりして、諸大名直に出仕有べしとて、品川表を退出有けるに、供の人々迹の脇にひかへたるゆへ、一時に集り、さはがしき事大方ならず。公彼の扇を指上給へる故、御供の面々、殿にはあれにとて、頓て集ければ。公、諸大名に向せ給ひ、供の人々騒動と見へ候。予が家來を殘置、予が邸へ、追々あつまり候はんやうに、申傳させばや、其内予が邸に立寄られ候なんや、一所に御悦に出仕し侍んと、仰られければ、皆忝とて引伴て、品川より龍の口備前屋敷へ御歩行にて來り給ふ無程御料理を出して、御もてなし有。是は伊木長門六十人前の用意致し置けり、其後供の人々集來て、御出仕有。

翌日長門へ、昨日の料理用意致置候は、如何樣なる心得に候やと、御尋あれば、昨日の御前御裝束にては、若御叱等有之、御一門樣方御寄合被成候事も可有、但御首尾宜候はゞ、か樣に御同道被遊、御歸の事も可有、吉凶共に御客可有と御答申上れば、御忠

義の志御感悦不淺事。

一一七

一、正保元年甲申、御廟有て東照宮の御廟御造營有之、同三年丙戌より御祭りの大禮初りてあり。夫より年々行はれし。まづ御祭禮前日通、御道筋御見分被遊、當日早天御參拜、夫より御旅所へ御出被遊、明暦二年丙申九月十七日、初て流鏑馬十つがひを命ぜらる。如何成人がいひ出しけん(は)、因幡にて流鏑馬は、馬工郎のする事なりといふ事を聞召、諸士登城の時、御前にて上泉治部右衛門を召て、東鑑やぶさめの禮儀の所を讀と命ぜらる。鎌倉將軍の時、八幡宮の流鏑馬儀式、其姓名を高らかに讀、私黨の旗頭、熊谷小次郎的持の役たる由に及び、やみけり。夫より少も勤候事を厭はず、寛文八年九月十七日、東照宮祭禮諸士甲冑にて供奉す。今年眞田將監侍大將にて、公の前を過けるが、餘人皆平伏しけるに、將監一人しかせざりしを、側より無禮なりといふ人のありしに、公將監は軍禮を誰に學びけるにや、介者不拜といふ事、周の代の古禮と仰有。

或時御側の者に、誰ははや疱瘡仕廻候やと御尋被遊、疱瘡は仕廻候得共、未流鏑馬不相勤と申上るを、御聞咎め被遊、其わけを御尋被成、其者與風誤て、下にていふ流鏑馬は、いのち定とおもふ俗語を以て、御答申上る。度々御問返し相成候ゆへ、やむ事を不得、俗語の趣意を委しく申上れば、親の身にして、夫程の思ふ事あらば、やめて可然と仰有て、やみ候由。

一說に流鏑馬止る事、不詳、的三つに中れば、射上にて再びせぬ事、菅八内射上候と、菅家にいふ傳ふともいふ。又八内射上候後も、慥に有たりともいふ。

一一八

一、(芳烈祠堂記に見ゆ。)承應三年甲午の秋、備前洪水にて、百姓の艱難はいふ計なき事なり。公、倉をひらきて濟ひ給ふに、悉く及びがたかりしかば、大きに患思召して、是予が政事の不善なるに依て、天の戒め給ふなるべし。罪なき百姓の此災にかゝる事、悲に餘ありとて、枕食をやすんじ給はず。熊澤助右衛門御前に出で、此事を議しけるが、臣に一つの策有之候。江戸に參り、天樹院樣より公方樣へ申こはせ給はり候やうに、なげき申なば、捨置せ給ふべきに非ずとて、頓て直に備前を發して、かくと申せば、黃金四萬兩貸し給りしかば、錢にかへて、領內の四方に運びつゝ、分ちあたへて救ひ給ふ。役人の中に、民の二三度に及びて、米錢を受る有、如何して改べきといふを、公聞召て、事おそくば、民ともいとゞせまるべし。幾度なりとも、あたへよと仰あり。

一一九

一、寛文元年、和氣郡新田に、井田を制作被仰付。

一二〇

一、同六年岡山假學校出來。

一二一

一、同七年和氣和意谷に御墓所思召立せ給ふ。公御見分として御出被遊、茅莢を伐て其地を定給ふ。伊里中村の源助といふもの、御先立御案内に出る。公には御草鞋にて御歩行被遊、源助を御側近く召して、路の印を附よとて、御小刀を被下。一の御山寛文八年出來立。二御山・三御山・四・五御山追々、寛文九年十年頃迄に出來。源助家に右の御小刀有。(寶暦二年の春拜見す。赤銅に桐の木毛ぼり、中央に鳳凰の金の居紋兩端金のはしばみあり。)

一二二

一、和意谷御墓(下馬より一御山迄八町といふ。其間ふみ石二千六百七十三。)
一御山、參議様。　二御山、武州公御夫婦様。　三御山、芳烈公御夫婦様。
四御山、右近大夫輝興君。(武州様御弟、五郎八様御父、正保四亥)。新八郎輝尹君。(綱政公御兄、延寶七未)。備後守恒元君。(芳烈公御弟、寛文十一亥)。豐前權守政元君。(恒元君御子、寛永十六)。
五御山、播州利政様。(參議様御子政虎君御弟、寛永十六年卯)。加賀政虎様。(參議様御子輝興様御弟、寛永十二)。民部政貞様。(恒元君御弟、寛永十四)。お六様。(芳烈公御娘、延寶七未)。

一二三

一、御墓祭毎年三月九日、御同姓衆御名代有之、酒・菓・茶御備。

一二四

一、御國中遠在へ御扶持醫者被遣候事、郡々の内一・二箇所宛、手習所出來候事、是を在學校といふ。于今其跡といふ所あり。

一二五

一、寛文八年岡山今の學校出來、公幷御連技様方度々御入、公の到らせ給ふ時は、學校御門前石様より六・七間も南にて御駕籠より下り給ふといへり。

一二六

一、寛文十年、閑谷の學校御造營有、芳烈祠、其外講堂已下は綱政公の御代に追々に出來、公の御衣服・什器有、皆儉素を專にし給ふ御事のみなり。

一二七

一、或時岡山學校へ御入被遊、鈴稽古の内一人、帷子の敝れたるを着す。御覽有て御感悦被遊、若き者、外儀に心なきは奇特なりとて、御手づから御帷子を被遣。

一二八

一、公御隱居被遊已後、西御丸に被遊御座、或時最早螢の時分と思召候段被仰、綱政公被聞召、郡方へ被仰付、早速指上候て御覽被遊、如何して取寄候と、御尋被成、在より指出候段申上候へば、百姓の力を勞したる螢は、愍に不成と御意被遊。

一二九

一、御庭朝顏の垣を、小作事より搆る。もとより新き竹にて奇麗に仕、御覽有て、費成事なり、竹の切さしなどは格別の事、か樣成

事に、新き物をば用ひ間敷事なりと仰有り。

一三〇

一、或時御涼臺にて、觀世よりを被遊候て、御蚊やの釣手に被成、是にて用足ぬとの給ふ。御側の者の奢を示し給ふ御趣意なり。夜の御召物をば、茶羽二重の外はなしと語り傳ふ。東照宮の御廟を御造營に、萬金を惜み給はず。國中堤防殊に力を盡せり。是熊澤氏の敎を受用被遊るゝゆへなり。

一三一

一、西御丸西の御城に、鴨澤山に居る。或時池田大學御供して、御庭を廻り候時、此さまより鴨を御搏被遊候はゞ、能御慰と申上るに、此邊は別て堅き法度場、伊豫殿より免じ無之ては、我等自由に不成と御意被遊、大學早速御城へ參、此由申上て直に御徒頭を御使者にて、只今迄何の御心付も不被成候。此已後御搏被遊候樣にと被仰遣。忝と御返答にて、御搏不被遊、其時四五日過御對顏の時、御搏被遊候やと、御尋被遊候はゞ、未御搏不被成。又御直に御搏被成候樣、被仰候。已後折々御搏被遊候事。

一三二

一、綱政公の女中懷姙なる有て、次第〱に榮耀に成りて、戸障子の明たて少々音しても、掂指越る由、戸障子の立付に、眞綿を付るといふ樣成事、萬事是に準ぜり。公御聞被遊候て、或時早朝より暮に及迄、御廟の馬場にて、種ケ島鐵砲御上覽被遊、其後自然と癖の沙汰もやみけり。

一三三

一、或時池田大學、黜陟の事を論じて、退出しけるを呼返させ給ふ。今の汝が言つる詞に、心得られざる事有、誰を何の職に稱べきやといひたりしは、もし其人よからぬ時、さればもとより疑存て、決行し侍らざりし程にやとは申せしなりと、いひ置くべき爲なるべし。國の大臣は、人をすゝめあぐるを職とす。自ら任ずる所の職を、左樣の身構してよかりなんや、汝が父の伊賀は、遠き慮有て、予をも大に諫爭、人をすゝめ、其職に任たるものなりき。よも汝は伊賀が子にあらじ、伊賀今隱居したるゆへに、汝年若なれども、政を執行ふべき者と思ひたるは、予が不明なり。汝は伊賀が子なりや、又誰人の子なりや、いひ聞すべしとて、しきりになじらせ給へば、大學頓首して居たりけるが、涕泣してけるを御覽有て、さては伊賀が子にても有けるか、汝ごときものに國政をとらする事、あやうき事なり。能ら得よと仰せて、内に入らせたまひけり。(後に世に稱せられたる義雲は、此大學が事なり)

一三四

一、御隱居已後も年程づゝ度々江戸へ御詰被遊、御鷹拵御拜領有し、御道中も御殺生御免の上意有之。

一三五

一、御年寄共へ御遺言にも、兎角其方達も能々被心得候へ、銘々の上にても被見候へ、大身成ものは家老たるもの、能なければならぬものにて候。國の仕置も其方共に任候へば、隨分平生無油斷、諸事可被附心候。其方共家も家老能候へば治り候ものに候事

一三六
一、御病氣御大切に成らせられて、大阪の良醫北山知庵を召して、御診を被仰付、退ていふ。御病治すへからず、御着物等諸事御家風質素成事を感じて、大守誠に君子なりと感涙して歸る。初は御內所に御座有しが、後には甚重らせ給ひて、御表へ御出被遣、昵近の諸士ども御介抱を申上る。

一三七
一、御病中眞桑瓜を御好被遊、其節未熟瓜不自由に付、池田美作家に出來たるを獻上す。御好のものなれども、指出候を御覽有て、先御廟へ備候樣に仰て、其後被召上、御一生御廟を御尊信被遊候事、甚厚し。御病中瓜を御好被遊候故、御忌祭の節御菓子の內へ必瓜を獻らる。御逝去砌、餘程の年數の內は、極て美作家より指出候よし、其後は郡中より出す。たとひ未熟の節にても被獻進、于今其通なり。

一三八
一、天和二年壬戌五月二十二日、岡山西御丸にて御逝去被遊、御享年七十四歲、初喪より、大祥忌に至る迄、御祭祀儒禮を用ひ、六月十三日、和意谷へ御入被遊、御棺の木は、兼て御壯年の節より、土佐公より被進有之由、諸役人幷禮節諸事別に記之。

一三九
一、公御一生、國事を勤勞なされ、御學文も初めは王學、後朱學御尊信被遊、世に四君子と稱せし、其一人にて、天下に名を顯し給ふ。國中の人一人として、其澤を蒙らざるものはなし。

一四〇
一、享保已來の事なり、或備前侍の、江戶淺草邊の茶やに、腰掛て居る處へ、其邊の老人七十有餘なるが來れば、茶やの亭主いふやう、老人此侍を何國の御家中と被見候や、兼て其元、諸國の風俗を能見わけ候と、被申候へば、目利被致といへば、されば先三十萬石已上の御屋敷の御侍と見へ候。藝州とも見へず、長州御家中にて可有といふ。亭主いふは、兼て自滿（慢）なれども、違申候。此御侍は備前にて候といへば、老人驚て、侍に對していふ、必御心に被掛間敷候。備前も御風儀殊外替り申候。江戶にても備前風と申て、御家中の風儀、甚しつぼりと仕候て、能見分られ候に、只今は左樣にも成候やといふ。扨その備前風と申は、新太郎樣御代、江戶中に無紛、御質素成儀に御座候處、今は髮の上御衣服等、已前の御家風は少も無御座、か樣にも違候物かなといへば、其侍は無詞して歸り去るとなり。

一四一
一、公の折ふし讀せ給ふ十三經註疏、から糸にて作りたる筐二つに入、荷はん樣になしたり。是は述職の時も、携られたるとなり。朱書所々あり。公の君子儒を以て、自期したまへる故にや、心を古の書に潜させたまへる、有がたき事なるべし。

吉備温故秘錄卷之百一（有斐錄）終

昭和七年二月五日印刷
昭和七年二月十日發行

非賣品

吉備群書集成

不許複製

吉備群書集成刊行會

編纂發行者　森田敬太郎
東京府荏原郡目黑町上目黑三五〇番地

印刷者　鈴木清三
東京市神田區表猿樂町一番地

印刷所　昭文社
東京市麹町區三番町六八番地

發行所
東京府荏原郡目黑町上目黑三百五十番地
吉備群書集成刊行會
振替口座東京五五八二七

吉備群書集成刊行會